9784634015609
1927021023810
ISBN4-634-01560-9
C7021 ¥2381E
定価 本体2381円 (税別)
この本のカバーには抗菌加工がしてありますので、いつも清潔です。
詳説
日本史研究
五味文彦
高埜利彦
鳥海靖
編
山川出版社
詳説
日本史研究
五味文彦 | 高埜利彦 | 鳥海靖 | 編
山川出版社

詳説
日本史研究

五味文彦｜高埜利彦｜鳥海靖｜編

山川出版社

ま　え　が　き

なぜ日本史を学ぶのか

現代は「国際化」の時代である，という言葉をここ10年余り，いろいろな場面で耳にする。多分，読者も耳にたこができるほど聞かされていることと思う。高等学校の教育の目標として，「国際社会に生きる日本人としての資質を養う」ことがうたわれているのも，そのあらわれといえよう。それではいったい，国際化の時代に生きるための必要な資質とは何だろうか，こう質問すれば，きっと，外国語の会話や読み書きができること，外国の文化や生活習慣を理解すること，などといった答えがかえってくるかもしれない。確かにそれらは大切なことには違いない。しかし，もっと重要なことがないだろうか。

こんな話を聞いたことがある。日本の若い外交官A氏がはじめての海外勤務でアジアの某地に赴任した。彼は非常に有能かつ意欲的な人物で，現地の事情や歴史・文化をよく勉強し，旧宗主国の言語だけではなく，現地語にも堪能で，まさに「国際化」時代の外交官にふさわしい資質を身につけた人材と目されていた。ところが着任早々，現地の若い同世代の知識人たちとの会合に出席したA氏は愕然とした。というのは，日本の急速な近代化の具体的事情やその歴史的・文化的背景などについて，かなり突っ込んだ質問を浴びせかけられ，それに何一つまともに答えられなかったからである。自国についての無知さ加減を痛感したA氏にとって，任地での初仕事は，日本から大量の参考書を取り寄せて，自国の歴史や文化について勉強し直すことだったという。

このエピソードは，真の「国際化」にとって何が重要であるかを明白に物語っている。自国の歴史や文化に対する深い理解と洞察力を抜きにした「国際化」はあり得ないのである。「国際化」が進めば進むほど，日本史の学習もまた重要性を増すことになるだろう。

どのように日本史を学ぶのか

日本史は，日本にかかわる過去のいろいろな出来事を史料を通じて明らかにし，時間の流れに則してそれらの因果関係を探り，その意味を解明する学問である。今日，日本やそれを取り巻く国際社会でおこっている多くの出来事は，一見すると突然に発生したように思えるかも知れないが，決してそうではない。それは，良くも悪くも歴史に根ざした長い人間の営みの所産なのである。歴史がわからなければ，とりわけ日本史がわからなければ，現代の日本が直面しているさまざまな問題は理解できないといえるだろう。

もとより，日本史においては，常に「一つの正しい歴史」が存在するわけではない。また過去の出来事がすべてわかっているわけでもない。今日，わかっている出来事は，ぼう大なわかっていない出来事に比べれば，ほんの一部――「九牛の一毛」にすぎない。したがって，新しい史料の発見，埋もれていた史実の解明，異なった見方・考え方や解釈の導入が，これまで常識となっていた定説を大きく書きかえ，歴史の意味やイメージを全く変えてしまうことも珍しくはない。その点では歴史をできる限り多角的にとらえ，さまざまな視点から，いわば複眼的に見直す努力も必要であろう。歴史の学習は，ともすると結果論的な単なる知識の集積におち入りかねない。しかし，歴史の学習にとって，大切なことは，歴

史の内在的理解である。われわれは往々にして，歴史状況を無視して安易に現在の価値基準や倫理感により，いわば「あと知恵」で歴史を裁断しがちである。それはしばしば，特定のイデオロギー史観にもとづく，善玉・悪玉的な歴史の見方におち入るという弊害につながってしまう。

しかし，歴史を内在的にとらえるには，ある時代に生きた生身の人間たちが，どのような状況の中で，いかなる情報や認識をもち，どんな価値観や行動様式に基づいて，何を考え，何を目標に行動したのか，といった事柄を状況に即して理解することが必要不可欠であろう。

本書は，日本史の学習参考書であって専門書・研究書ではないが，執筆者一同は上述の点を考慮し，できるだけ日本史の多角的な見方，内在的な理解に意を用いた。定説的な見方に即して記述しながらも，見解が大きく分れるような歴史事象については，可能な限り，諸学説・諸見解を併記し，平易にその論点を解説するように努めた。時としては，高等学校での学習の範囲を越えるかも知れないが，読者の皆さんが，その意を汲んで学習して頂ければ幸いである。

1998年７月　　　　編　者

目　次

第2部 中 世

第3部 近 世

第4部 近代・現代

■凡例

年は年代を知るのに便利なため西暦を主とし，日本の年号は（ ）のなかに入れた。明治5年までは日本暦と西暦とは1カ月前後の違いがあるが，年月はすべて日本暦をもとにし，西暦に換算しなかった。たとえば天正14年12月1日は，西暦では1587年1月9日であるが，1586（天正14）年12月とした。改元のあった年は，その年の初めからあたらしい年号とした。たとえば慶応4年は9月8日に改元して明治元年となったのであるが，この年のことはすべて1868（明治元）年とした。

第1部

原始・古代

第1章　日本文化のあけぼの

1．文化のはじまり

人類の誕生

地球は45億5000年前に誕生した。そして地質時代の歴史区分において新生代新第三紀鮮新世といわれる時代に，人類が誕生した。その後の新生代第四紀は，人類が進化をとげ，地球上に広く拡散し，現在のような繁栄に到達した時代である。人類は，**猿人**(400万～80万年前)→**原人**(80万～15万年前)→**旧人**(15万～3万年前)→**新人**(3万年前以降)という進化を経てきた。

東部アフリカを南北に走る大地溝帯は人類誕生の地で，1924年，最初に**アウストラロピテクス**(南方の猿の意)を発見したのは南アフリカの解剖学者ダートであった。アウストラロピテクス＝アファレンシス(アファール猿人)は，現代人の約3分の1(約500cc，チンパンジー並み)の脳容量しかもたないが，直立二足歩行をしており，新生代新第三紀鮮新世の340万～280万年前ころ生存したらしい。200万年前に，大きな脳容量をもち**石器**などの道具を使用していたホモ＝ハビリスが現われた。このホモ＝ハビリスから原人ホモ＝エレクトゥスが生じ，現在の人類にいたるという説が有力である❶。

更新世の中ごろ，原人(ホモ＝エレクトゥス)が出現する。1891年，オランダ人軍医デュボアがジャワ島東部のトリニール村に近いソロ川の岸で最初に発見し(**ジャワ原人**，脳容量約900cc)，のち1927年以降，北京郊外の周口店の洞窟から約40体分もの原人の化石が発見された(**北京原人**，脳容量約1100cc)。北京原人の出た洞窟遺跡からは，多数の動物・植物化石と石器，また**火**を使用した痕跡も発見され，原人の生活・文化が明らかになった。おそらく言葉を話す能力もあったと考えられている。

15万年前ころ，人類は旧人(古代型新人とも呼ばれる)へと進化する。旧人は，1856年，ドイツのデュッセルドルフ市の東にあるネアンデルタールという石灰岩の谷からはじめて発見された。ヨーロッパとその近辺で発見される旧人をまとめて**ネアンデルタール人**と呼ぶ。旧人の脳容量は現代人とほぼ同じで，彼らは洞窟に住み，進歩した石器を製作し，死体を埋葬する習慣があり，なかには墓穴に花を供えた例も確認されている。

先史時代年表

❶ 1992年，エチオピアで，アウストラロピテクス＝アファレンシスが出た地層よりさらに古い地層から，より猿人類に近い特徴をもつ化石が発見された。これは人類の誕生が440万年前にさかのぼる可能性を示すものである。

5万～3万年前，最後の氷期から後氷期にかけての時期に，旧人よりもさらに現代人に近い骨格をもつ人類(**現生人類**，ホモ＝サピエンス＝サピエンス)が現われた。1868年，南フランスのクロマニョン渓谷で発見された**クロマニョン人**がその代表的なもので，われわれ現代人と同じ種に属する人類である。主に洞窟に住み，非常に進歩した石器を製作・使用し，狩猟・漁労の効率が高まった。スペインのアルタミラ，フランスのラスコーの洞窟にみられるような優れた絵画や，女性像・動物の彫刻を残すなど，豊かな文化をもっていた。

日本列島と旧石器時代の遺跡分布

更新世の日本

地質学でいう第四紀は約1万年前を境に**更新世**(Pleistocene，最も新しい時代の意)と**完新世**(Holocene，現世 Recent と同義)に分けられる。更新世は**氷河時代**とも呼ばれ，世界的に気温が低下し氷河が拡大した。ヨーロッパではギュンツ・ミンデル・リス・ヴュルム氷期という，少なくとも4回の著しく寒冷な氷期が確認されている。それら氷期の間には比較的温暖な間氷期が訪れた。

氷期には大量の水が氷として陸上に固定されたため海面低下がおこり，海面は現在に比べ100m余りも下降した。日本周辺では海面低下の結果，宗谷海峡と間宮海峡が陸橋となり，日本列島はサハリン(樺太)を通じアジア大陸と陸続きになった。対馬(朝鮮)海峡が陸化した時期があったかどうかは意見が分かれている。北方からは**マンモス**やヘラジカが南下し，南方からは中国の黄土動物群に由来する**ナウマン象**と**オオツノジカ**がやってきて北上した。人類もこうした大型獣を追いかけながら，日本に移動してきたと考えられる。この時代の気候が非常に寒冷であったことは，遺跡に残された泥炭層から亜寒帯や冷温帯の針葉樹の遺存体(カラマツ・アカエゾマツ・チョウセンゴヨウなど)が発見されることに示されている。

【更新世と完新世】　地表に現われた岩層をもとに地球の歴史が組み立てられるようになった38億年前から現在までを，地質時代と呼ぶ。その地質時代の最後の年代区分が第四紀で

港川人1号人骨　頭部（上）と全身（下）　沖縄県具志頭村から，1970（昭和45）年に発掘された。

あり，現在の地質学では164万年前以降とされる。更新世は洪積世，完新世は沖積世という用語で呼ばれたこともあった。洪積世は聖書が伝えるノアの箱船の洪水がもたらした堆積物の時代，沖積世はそれ以後の河川による堆積物の時代という意味があるが，現在では国際的に通用している更新世・完新世の用語を使うべきである。更新世は氷河時代，それに対して完新世を後氷期と位置づけることができる。更新世から完新世への移行期には，気候が急に温暖化し，植物相と動物相が変化し，それに対応して人類の生活も大きく変化した。

酸性の土壌が多い日本では，人骨は容易に水分に溶かされるため，残りにくい。現在までに日本列島で発見された更新世の**化石人骨**は，その一部が原人段階や旧人段階にさかのぼると考えられた時期もあったが，すべてが新人段階の骨とする見方が有力になっている❶。琉球列島には石灰岩が広く存在するため，化石人骨が残りやすい。沖縄県具志頭村で発見された**港川人**は（男1・女4体分の化石），約18000年前の新人段階の人骨である。このうち港川1号人骨（男）は東アジア地域の中でも最もよく保存された形で発見された。推定身長は153cm と小柄で，肩や上腕骨・背骨は華奢であるが，手は大きく，下半身は頑丈であった。港川人の顔は，ひたいがせまく幅広い立体的な形をしており，強く噛むための筋肉が発達していた。このような特徴はのちの縄文時代の人骨に受け継がれている。静岡県浜北市で発見された**浜北人**（頭骨・寛骨の一部）も，新人の骨と考えられている。

この港川人を中国南部（広西省柳江県）の柳江人，中国北部の山頂洞人（北京郊外・周口店），東南アジアのワジャク人（マレーシア）などと比較すると，柳江人に最もよく似ているとする説が有力であるが，柳江人とも山頂洞人とも似ず，ワジャク人と似るという説もある。このように人類学からは，日本人の**南方起源説**が唱えられている。

参考　**日本人の形成**　日本人を含むモンゴロイド（アジア人種）は**古モンゴロイド**（南方系モンゴロイド）と**新モンゴロイド**（北方系モンゴロイド）に分けられる。新モンゴロイドは，氷期の高緯度地方の，極端に寒冷な気候に適応して出現した人々である。その特徴は，体温を保持するために体の体積が大きくなり（胴長），しかも体温を逃さないように皮膚面積が小さい（短い手足）。顔面の凹凸が少なく，水分の多い目を凍らせないように厚い一重まぶたが普通である。これに対し，寒冷適応を起こさなかった南方系モンゴロイドは，モンゴロイドとして古い形態を保っていると考えられる。

現代日本人には新モンゴロイド的特徴が色濃く認められるが，人類学的見地からは，日本人の基層は南方の古モンゴロイドであったと考えられている。日本の縄文時代人は低身長で，顔が幅広く高さが低く（低顔），凹凸に富んでいた。旧石器時代の人骨も同様の特徴をもつため，縄文人の直接の先祖であったと考えられる。これらの人々は古モンゴロイドの範疇に属するものである。遺伝学の分野では，縄文時代前期の人骨（浦和1号）からDNA（デオキシリボ核酸，遺伝子の本体）を抽出し，それを増幅して塩基配列を決定することに成功した。その配列を現代のアジア人29人と比較した結果，東南アジア人2人と一致した。この成果は，約6000年前の日本列島中心部に住んでいた人が，現代東南アジア人と共通の起源をもつ可能性を示したのである。ただし，考古学の証拠からは，旧石器時代に日本列島とアジア大陸北部の沿海州やシベリアとの強い文化的つながりが認められる。

寒冷適応をとげた新モンゴロイドの特徴が日本の人骨に現われてくるのは，弥生時代から古墳時代である。この時期，朝鮮半島から相当数の人々が日本列島へ渡来し，稲作をはじめ多くの新しい技術や文化をもたらした。この人々は縄文人に比べて高身長・高顔（面長）を特徴とし，弥生時代に北部九州や山口県西部に移住し，在地の縄文人と混血を重ねながら全国へ広がっていった。現代日本人の遺伝子の分析によれば，日本人はアイヌ・沖縄の人々と，それ以外の人々という二つのグループに分けられるという。日本列島の北と南の人々が，中間の日本人をはさんで互いに類似するということは，北と南の端で古モンゴロイド的な縄文人の特徴が保持されてきたと考えれば，説明できる。

一方，日本人の起源と深くかかわる日本語の起源・系統は，さらに複雑な問題である。文法構造や音韻組織からみて，古代日本語はトルコから中央アジア，中国東北部，朝鮮の言語の総称としてのアルタイ語との関係が深いという考えは根強い。チベット・ビルマ語と同じ起源をもつという説もある。最近は，古代日本語に単一の祖語を求めるのではなく，複数の言語を基本にして形成された混合語ととらえる見方も有力である。また，古代日本語に多くの語を残したとされるオーストロネシア語（南島語もしくはマレー＝ポリネシア語とも呼ばれる）の影響も重視されている。

❶ 1931（昭和6）年に兵庫県明石で直良信夫氏によって発見された腰骨は，原人段階の骨と認定され「明石原人」として有名になった。しかし骨自体は戦災で消失してしまった。近年，残された模型を人類学者が調査し，現代人に含まれる可能性があると指摘しているが，旧人とする説もあり，決着がついていない。

旧石器時代の文化

更新世の日本列島に人が住んでいたことが発見されたのは，第二次世界大戦後のことであった。関東地方の地表面の黒土の下には，更新世末期に堆積した赤土（火山灰）の厚い層が重なっており，**関東ローム層**と呼ばれる。この関東ローム層に遺跡は存在しないというのが長く定説であったが，1949（昭和24）年，行商をしながら独学で考古学を勉強していた**相沢忠洋**（1926～89）が，群馬県岩宿の切通しの赤土の中から**打製石器**を発見した。それがきっかけになって日本列島にも旧石器が存在したことが明らかになったのである。

参考　**考古学の時期区分**　考古学では，人類の文化を，使用された道具，とくに利器の材質によって，石器時代・青銅器時代・鉄器時代に区分している。石器時代は，打ち欠いただけの打製石器のみを用いた**旧石器時代**と，石器を磨いて仕上げている磨製石器が出現する**新石器時代**とに分けられる。世界的には，更新世に属する人類文化を**旧石器文化**と呼ぶことが定着している。日本では，旧石器時代の遺跡が知られるようになったころ，縄文土器以前，縄文時代以前，という意味で「先土器時代」「先縄文時代」という名称が用いられた。しかし，日本でもこの時代の遺跡の発見が相ついだことから，現在では「旧石器時代」という名称を用いることが一般的になっている。ただし後続する時代について，日本では「新石器時代」ではなく，「縄文時代」「弥生時代」という名称が定着している。この点は用語として一貫性がないので，旧石器時代を「岩宿時代」と呼ぼうという提唱もある。

なお，世界各地で，完新世に入ってからの食料採取の時代，または細石器が主に使用された時代を「中石器時代」と呼び，旧石器時代と分離して扱うことがある。日本でも縄文時代の古い部分を中石器時代と考える人がいる。

岩宿遺跡の発見・調査ののち，関東ローム層の中でも最も上面に堆積し，年代が新しい**立川ローム層**（3万〜1万年前）の中から多くの遺跡が発見されるようになった。それに伴って，立川ローム層より前，つまり3万年前より古い遺跡や石器が存在するのかどうか，長く論争の種となった。この論争の影響を受け継いで，日本の考古学では3万年前より古い時代を**前期旧石器時代**，3万〜1万年前を**後期旧石器時代**と呼ぶが，これは日本独特の分け方である❶。前期旧石器時代にさかのぼる可能性がある石器として，東アジアや東南アジア各地に見られる大型の石核石器（チョッパー，チョッピングトゥール）や剝片石器などが日本各地で発見されている。前期旧石器時代の遺跡調査は，日本列島における旧人や原人の存在という問題と直結し，多くの関心を集めている。

【旧石器時代の石器】　旧石器は，礫（石塊）の周辺を打ち砕いて刃をつくり出した「石核石器」と，石核から剝ぎ取られた破片（剝片）に刃をつくり出した「剝片石器」に分けられる。猿人・原人の用いた石器は主に石核石器であり，中期旧石器時代に剝片石器が発達した。後期旧石器時代には剝片をいっそう注意深く多量につくり出す技法が発達した。その結果，つくり出された薄く長い剝片は石刃と呼ばれ，各種の石器の素材となった。

日本の旧石器時代の石器にもさまざまな種類があり，**ナイフ形石器・尖頭器・細石刃**など動物の狩りに使われた槍（突き槍・投げ槍）の先端にとりつけられたもの，礫器・石斧・スクレイパー・彫器など調理や加工に用いられた道具がある。

日本の後期旧石器時代の遺跡は，現在までに5000カ所ほど発見されている。**後期旧石器時代**には，約2万2000年前に鹿児島湾北部の姶良カルデラが大爆発をおこし，その火山灰（**AT火山灰**）が遠く青森県まで堆積した。AT火山灰を鍵層として石器の特徴の変化をみると，その降下よりも古い時代には，全国的に同じような石器がみられるが，降下以後には地域的特徴が目立ってくる。

❶　世界的な旧石器時代の区分としては，8万年前より以前，猿人・原人が礫器やハンドアックスを用いた時代を前期（下部）旧石器時代，旧人が尖頭器やスクレイパーを発達させた8万年から3万5000年前を中期（中部）旧石器時代，新人が石刃から尖頭器・スクレイパー・ナイフ形石器など多様な石器を製作した3万5000〜1万2000年前を後期（上部）旧石器時代という分け方が一般的である。

世界の考古学の常識では，旧石器時代に磨製石器はみられないことになっている。ところが日本では3万年前以降，AT火山灰降下以前の遺跡から，打製石斧とともに，部分的に刃を磨いてつくられた局部磨製石斧がしばしば発見される。**ナイフ形石器**は2万2000年前〜1万4000年前に最も普遍的な石器となる。東北・中部地方北部に東山・杉久保型ナイフ形石器，関東・中部地方南部に茂呂型ナイフ形石器，近畿・瀬戸内地方に国府型ナイフ形石器がそれぞれ分布している。それらは石器の石材と製作技法の違いから区別される。それぞれの分布圏を越えて，例えば山形県越中山K遺跡から国府型ナイフ形石器とその素材となる石が発見されたことは，長距離の人と物の移動が行われたことを物語る。

1万8000年前ころ，ヴュルム氷期最寒冷期が過ぎ，気候は完新世へと向けて温暖化していく。気候の変化は動物相にも大きな影響を与え，更新世末にナウマン象・ヘラジカが絶滅し，縄文時代草創期にはオオツノジカも絶滅した。かわって**ニホンシカ**と**イノシシ**を中心とした縄文時代に一般的な動物相が成立してくる。動物群の変化に対応して，狩猟具の槍先はナイフ形石器から**尖頭器**へ変化した。さらに，旧石器時代の終末に**細石刃**を動物骨の側縁に埋め込んだ組み合わせ式の**槍**が登場する。この細石刃を中心とした**細石器文化**は，旧石器時代から新石器時代の過渡期に全世界的にみられる。日本の細石器文化は北海道で最もよく発達し，細石刃をつくるための楔形細石核は北海道・シベリア・沿海州・中国東北部・モンゴル・朝鮮半島で発見され，このような広い範囲でよく似た石器の製作技法がみられる。これは，旧石器時代末期に，北海道と大陸の人々が同様の技術伝統を有していたことを示す。細石刃文化のあと，最古の土器の出現とともに，1万2000年前ころには縄文時代に入った。

旧石器時代の研究は石器を中心に行われているが，それ以外にも当時の生活を知ることができる資料がある。大阪府はさみ山遺跡からは，地面を円形に掘りくぼめて柱穴をめぐらした住居の跡が発見された。肉などを蒸し焼きにした調理の跡と考えられている礫群（集石）は各地で発見されている。しかし，のちの縄文時代に比べれば，土地に残された生活の痕跡は断然少ない❶。これは旧石器時代の人々が，一カ所に定住する期間が短く，頻繁に移動を行っていたことを示している。おそらく，数人から十数人の小集団が，一つの河川の流域で，食料資源を求めながら移動を繰り返したのであろう。そのため，住居も簡

日本列島中央部における原産地別黒曜石の分布
信州系産はほぼ全域に及び，原産地より放射状に拡散する。神津島産は島部と沿岸部に分布し，沿岸部からさらに河川をさかのぼり内陸部に及んでいる。

❶　旧石器時代の墓は，北海道湯の里遺跡，同じく美利河遺跡から発見されている。人骨は残っていなかったが，穴の底から装飾品として使われた玉が発見されており，墓であったと考えられている。

単なテント式の小屋であったり，山中では**洞穴**を利用したりすることもあった。このような小集団がいくつか集まって，より大きな部族的な集団が形成されていったと考えられる。それらは，石器の原材料となる石を遠隔地から入手し，小集団に分配する役目を果たしたであろう。例えば**黒曜石**は，長野県和田峠，伊豆諸島の神津島など，限られた場所でしか産出しない。しかし，それらの黒曜石は旧石器時代を通じて関東地方・中部地方に広く分布している。また，北海道白滝の黒曜石は，樺太(サハリン)の遺跡まで運ばれたことが確認されている。このように，旧石器時代の社会には，石器材料が遠隔地の集団にまで行きわたるような，交換や分配の仕組みがすでに存在していたのである。

縄文文化の成立

更新世末に気候が温暖化した結果，海面が上昇し，約1万年前の完新世に入るころまでには日本は大陸と切り離されて**日本列島**となった。気候の変化は，また日本列島の動物相・植物相に大きな影響を与えた。亜寒帯性・冷温帯性の針葉樹林にかわり，東日本にはブナ・ナラなどの落葉広葉樹林，西日本にはシイ・カシなどの照葉樹林(常緑広葉樹林)が広がった。ナウマン象・ヘラジカ・ニホンカモシカは更新世末までに絶滅し，オオツノジカも縄文時代草創期までには絶滅した。更新世の大型獣にかわって，動きの早いニホンシカとイノシシを中心とする動物相が成立した。こうした自然環境の変化に対応して，日本列島に住む人々の生活の方法も大きく変わり，**縄文文化**が成立したのである。

縄文文化は約1万2000年前に始まり，約2300年前に弥生文化に移行するまで，1万年もの長い期間に及んだ。それを**縄文時代**と呼ぶ。縄文時代の開始は，いくつかの重要な道具の出現，つまりは技術の革新によって特徴づけられる。まず第一に**土器**の出現がある。土器は，森林の変化に伴い植物質食料を利用する比重が高まったため，その煮沸調理の必要から考案されたものと考えられる。つぎに，**弓矢**の使用開始があげられる。狩猟用の道具は，旧石器時代には投げ槍・突き槍が中心であったが，縄文時代に入ると動きの素早いニホンシカやイノシシなどの中型獣に対応するため，弓矢が使用されるようになった。矢の先端には軽い石鏃がつけられた。また，縄文時代に入り磨製石器が広く普及したことも重要である❶。

放射性炭素^{14}Cによる年代測定によれば，日本列島における土器の出現は，今から約1万2000年前にさかのぼる。これは世界的にみても最も古い年代であり，日本列島は最初に土器を発明した地域の一つであると考えられる。日本と同様な自然環境の変化を経験した他の東アジア地域でも，これに匹敵するほどの古い土器が発見される可能性が高い。土器は食料の煮炊きと関係して出現し，生のままでは食べにくかった材料を新たに食料とすることができるようになった。木の実のアク抜きのための煮沸もできるようになった。

この時代の日本列島の土器は，表面に縄(撚糸)をころがしてつけた縄文と呼ばれる文様をもつものが多いので，**縄文土器**といわれるようになったのである。この縄文土器の形態と文様の変化をもとに，縄文時代は草創期・早期・前期・中期・後期・晩期の6期に区分

❶　欧米の考古学によると，完新世の打製石器と磨製石器が共存する時代を**新石器時代**と呼び，土器使用の開始，農耕と牧畜の行われる食料生産段階の社会といった特徴があると考える。日本の縄文時代は磨製石器が広く普及していることから，ユーラシア大陸各地の新石器時代に対応することは明らかであるが，基本的には食料採取段階の文化であるという違いがある。

縄文土器の形と用途　縄文土器の基本形は深鉢形である。これは早期から晩期まで一貫している。これは土器が食物を煮るための道具であったことを示している。物を盛りつける浅鉢や壺はあまり発達せず，酒などを注ぐ注口土器は後期に発達した。a神奈川県花見山遺跡，b新潟県卯ノ木遺跡，c北海道サイベ沢遺跡，d千葉県後貝塚，e茨城県上高津貝塚，f滋賀県滋賀里，g千葉県飯山満東遺跡，h福島県大畑貝塚，i茨城県福田貝塚，j山口県岩田遺跡，k茨城県椎塚貝塚，l青森県十腰内遺跡，m青森県亀ヶ岡遺跡出土。

されている。

【縄文土器の変遷】　縄文土器は約1万年近くも続き，北海道から九州まで，時期によっては沖縄諸島まで広がりを示し，時代と地域により形態と文様の変化が著しい。縄文土器の形態の基本は煮炊きに用いられた深鉢であり，前期になって盛りつけ用と考えられる浅鉢が出現した。後期・晩期には注口土器(急須のような形態)や皿・壺などのさまざまな形の土器が定着した。縄文土器の文様の年代差・地域差はさらに著しい。草創期の代表的な文様は爪形の刻みを連ねた爪形文，粘土紐をめぐらした隆起線文といわれるものである。早期・前期には縄文が最も普及するが，貝殻や竹管を使用した文様も多い。中期には文様は最も装飾的となり，立体的で複雑な文様がつけられた。後期・晩期には磨消縄文(縄文と無文の部分を帯状に組み合わせたもの)による洗練された文様が流行した。

参考　**自然科学的年代決定法**　旧石器時代・縄文時代の考古資料の年代決定にはさまざまな自然科学的な手法が用いられている。最もよく使われるのは放射性炭素^{14}Cによる年代測定法である。動植物が死ぬと体内に含まれる放射性炭素^{14}Cが一定速度で崩壊し，5700年ほどでもとの量の半分になる原理を応用したもので，生物遺体内の放射性炭素の残存量を測定し，死後経過した年数を測定する。1959(昭和34)年日本ではじめて神奈川県夏島貝塚のカキ殻の年代が9240±500BP(1950年を起点とする)と測定され，縄文時代の始まりを4000年前くらいと考えていた学界に衝撃を与えた。ほかに，ウランが一定の率で崩壊することを利用したフィッション＝トラック法は，火山岩である黒曜石が噴出した年代を測ることができる。放射能をもつカリウム40の崩壊を利用したカリウム＝アルゴン法は，50万年前より古い年代の測定に適している。最近発達した**年輪年代測定法**は，木材の年輪幅のパターンを調べて伐採年を知るもので，日本では現在から2000年前くらいまでの樹木の伐採年をかなり正確に測定できるようになった。

縄文人の生業

縄文時代の基本的な生業は，狩猟・漁労・植物質食料の採取であった。狩猟の主な獲物はニホンシカとイノシシであり，弓矢を用いたり，獲物の習性をよく理解してその通り道に落し穴や罠を設置した。落し穴狩猟が最も盛んだったのは縄文時代の早期で，東京の多摩丘陵一帯からはこれまでに約1万という数の落し穴が発見されている。

約6000年前にピークを迎えた縄文海進の結果，日本の海岸線は入り江にめぐまれ，それが漁労の発達を促した。海岸地域には貝塚が残され，人々の食べかすである貝殻や魚の骨，木の実の皮，また壊れた土器や破損した**石器・骨角器**などが堆積している。最古の貝塚の一つである神奈川県夏島貝塚では，約8500年前の釣針が発見されている。釣針と並んで重要な漁労の道具は銛とヤスであった。それらは鹿の角や骨を利用してつくられた骨角器であることが多い。また石製や土製の網の錘もたくさん発見されている❶。

【貝塚は情報の宝庫】　日本の近代考古学の開始を告げたのは，明治時代の初期に東京の大森貝塚を発掘調査したアメリカ人動物学者**モース**(Morse，1838〜1925)であるといわれる。以来，貝塚の研究は日本の考古学の発展を推し進めてきた。貝塚では，貝の石灰分のおかげで骨や歯など内陸の遺跡では残りにくい自然遺物が残るため，当時の人間の生活全般について多くの情報を得ることができる。宮城県里浜貝塚では非常に精密な調査が進んでおり，厚く堆積した貝の層を細かく分け，薄い層それぞれに含まれる貝や魚，渡り鳥の種類から，それらが捨てられた季節を特定した。そして当時の人々の活動の季節的なサイクルと，一年のうちに人々がどのくらい食べかすを廃棄したかを明らかにした。貝塚はごみ捨て場といっても，ごみの意味は現在と同じではない。貝塚のなかに死者を埋葬することもあり，のちのアイヌの物送りの場と同じように，人々が廃棄という行為を大切にしたことが考えられる。

❶　現在でも漁業の一大中心地である三陸沖では，マダイ・カツオ・マグロなど遠洋の漁業が縄文時代中期ころから発達していた。また入り江の深い関東地方では，内湾もしくは浅海に生息するスズキやクロダイなどを捕獲していた。西北部九州に特徴的にみられる組み合わせ式の釣針は，朝鮮半島の釣針と似ており，マグロやサワラ・サメなどを捕獲するのに用いられていた。イルカ漁も縄文時代に始まっている。

縄文時代の道具　①②は石鏃，③は石匙，④は打製石斧，⑤は磨製石斧，⑥は石皿とすり石，⑦⑧は鹿の角でつくった釣針と銛(①②は青森県出土，③は京都府出土，④⑤は千葉県出土，⑥は長野県出土，⑦⑧は宮城県出土)。

縄文時代の航海の手段として，**丸木舟**が各地で発見されている。伊豆諸島の南端である八丈島に中期の住居跡や墓が残されていたり，鹿児島から沖縄にかけて点々と存在する小島に九州と同じ土器をもつ遺跡が存在することから，人々が高度な外洋航海の技術を身につけ，船で往来していたことがわかる。

植物性食料もまた重要であり，クリ・クルミ・トチ・ドングリ(落葉性のナラ，常緑性のカシ・シイの堅果の総称)などの木の実は，人々の主食として炭水化物を供給した。縄文時代の遺跡からは，木の実がつまったまま残存した貯蔵穴が時折発見される。クリ・クルミはアクがなく美味であるうえ，とくにクリの木は建築材や薪としても有用であったため，人々がそれらの木を集めて管理していた可能性がある。トチとドングリは，煮たり水にさらしたりしてアクを抜かなければ食べられない。アク抜きの技術は縄文時代前期には確実に広まっているが，鹿児島県の1万年前の遺跡からドングリの貯蔵穴が発見されたことは，草創期にすでにアク抜きが始まっていたことを示している。縄文時代の代表的な石器である石皿と磨製石器は，木の実を砕いたり，すり潰したりするのに使われたと考えられる。ヤマイモなどの根菜類も炭水化物の供給源となったであろう。打製石斧を取りつけた土掘り用の石鍬は，根菜類を掘り起こすために用いられたと考える学者もいる。

【縄文文化と農耕】　縄文時代の人々がすでに農耕を行っていたという説は根強い。縄文農耕説では，アワなどの雑穀を栽培した焼畑農耕が存在したといわれてきた。ただし縄文時代中期の中部山岳地帯の遺跡で発見されたアワ類似の種子は，植物学者によってエゴマまたはシソの種子であるとされた。一方，縄文時代後期・晩期の遺跡からソバの花粉が検出される例があり，焼畑でソバ栽培が行われた可能性が検討されている。福井県鳥浜貝塚の前期の層からは，リョクトウ・アズキ・ヒョウタン・ウリなどの栽培植物の種子や果皮が出土した。縄文人がこのような植物を栽培していた可能性は高い。ただし，それらは主食の役割を担えるものではなく，食料調達の基本は狩猟と採取にあったと考えられている。

稲作の存在を確認する方法として，遺跡の土壌や土器のなかから検出されるプラント＝オパール(イネに含まれる珪酸の化石)の研究が進んでいる。それによるとプラント＝オパールの検出は西日本で縄文時代の後期後半にまでさかのぼる。この証拠が縄文時代の末に北部九州に現われる本格的な水稲農耕とどのような関係にあるのか。縄文時代の農耕の問題は今後も議論が続くであろう。

生活と信仰

多様な食料獲得技術に支えられて，縄文時代の人々の生活は安定し，一カ所に長い期間住み続ける，定住的な生活を送ることができた。住居は地面を掘りくぼめた竪穴の上に，数本の柱で支えられた屋根をかける構造のもので，**竪穴住居**と呼ばれる。その中央には炉があり，調理をしたり暖をとったりする場

竪穴住居跡の実例　縄文時代中期のもので，3軒が重なり合っている。千葉県高根木戸遺跡。

屈葬　3体の遺体は同時に埋葬されたとみられる。上方と下方は成年の女性で，その間に1体の乳児がいる。上方には両耳に1個のサメ歯製の耳飾りがある。下方には右手に11個，左手に15個の腕輪をはめていた。福岡県山鹿貝塚。

所であった。1軒の竪穴住居に住んだのは一世帯の家族であろう。多くの場合，数単位の家族が一カ所に集まって生活したが，それを集落と呼んでいる。集落の位置は，水場に近く，日当りのよい台地や尾根上の平らな場所が選ばれることが多い。中央には広場があり，それを取り囲むように数軒の竪穴住居が環状に並ぶ。集落には食料を保存するための貯蔵穴群や墓地，ごみ捨て場，集会所もしくは共同作業場と思われる大型の竪穴住居を伴う場合が多い。一つの集落は4～6軒程度の世帯からなる20～30人程度の人々の共同生活の場であった。その集団は縄文時代の社会を構成する基本的な単位であり，人々は集団のなかで各々の役割を果たし，助け合いながら日々を送ったのであろう。主に男性は狩猟と石器づくり，女性は木の実の採取や土器づくりに従事していたものと考えられている。

ただし，そのような集団の規模は結婚には小さすぎるので，結婚相手は別集落の出身であることが多かったであろう。各集団には統率者がいた可能性は高いが，身分の上下関係や貧富の差はなかったと考えられている。集団は通婚と交易を通じて相互に結びついていた。石器の原材料である黒曜石やサヌカイトは産地が限られているのに，産地から遠く離れた遺跡でも発見されている。新潟・富山県境の姫川流域に産地が限定されるひすい(硬玉)の緑色の美しさは縄文の人々の心をとらえ，遠方の集落にももたらされ，特別な装身具として大切にされた。

人々の生活は，いつも自然の脅威と向き合っていたため，人々はあらゆる自然物や自然現象のなかに霊威の存在を認めた。原始社会に特徴的なこのような信仰を**アニミズム**という。呪術の力で病気や災難を取り除こうとし，霊に祈りを捧げることで獲物の増加を願った。このような習俗を示す呪術的遺物に，女性をかたどった**土偶**，男性を象徴的に表現した**石棒**がある。

縄文時代には**抜歯**の風習があった。抜歯は人生の通過儀礼，つまり成人式，結婚，近親者の死などの際に行われた。抜歯の状態がその人の出身を示したという研究もある。前歯に2～3本の溝を掘ってフォークのようにした叉状研歯は，集落の統率者や呪術者の印であったと考えられる。

縄文時代の人々は死者を手厚く葬っている。一般的な埋葬方法は，地面に穴(土壙)を掘り，遺体の手足を折り曲げて横たえる**屈葬**と呼ばれるものである。東日本では墓穴の上に

叉状研歯のある縄文時代の頭蓋骨

大湯環状列石　秋田県鹿角市十和田大湯にある。ここには野中堂・万座の両遺跡があり，いずれも組石群が集合して帯状にサークルをつくり，内帯・外帯の二重構造をなしている。万座の外帯が径約45m，野中堂の外帯は径約40m。写真は野中堂の外帯と内帯の間にある特殊組石で，“日時計”と呼ばれる。

石を敷いたり並べたりすることが多く，それらがつながって墓地全体が大きな石の環になったものは「**環状列石**」と呼ばれる。北海道には環状の土手に囲まれた集合墓地があり，「環状土籬」と呼ばれる。死者が身につけていた装身具のほかに副葬品が発見されることは少ないが，後期・晩期には石器や土器・弓矢などを副葬した例がある。

参考　**三内丸山遺跡**　青森県青森市の西部にある縄文時代前期～中期の約1500年間にわたって営まれた集落遺跡である。1992(平成4)年からの発掘調査で，従来の縄文時代観を塗り変えるような規模の発見があいついだため，注目を集めるようになった。縄文時代中期には台地の中央をけずり，逆に谷を埋め立てて整地を行い，その上に集落が存在した。中央に道が走り，その東に成人の墓が列をなし，西には倉と考えられる高床の建物が並んでいた。北には子どもの遺体や死産児を土器におさめて埋葬した墓地があった。北と南の「盛土遺構」と呼ばれる小高い山は，竪穴住居の構築などで生じた残土，焼土や灰，壊れた土器などの道具を長年にわたって捨て続けたためにできた山である。直径1mというクリの大木6本を柱に使った建物は，かなりの高さがあったと考えられ，すぐ北に広がる津軽湾を望む物見櫓のような施設だと推定される。大規模な土木工事に計画的な集落内施設の配置，ひすい玉に示されるような遠隔地との交易，そして一時期に数百人という規模の人口が予想されることなど，いずれも従来の縄文時代に関する常識をくつがえすものであった。縄文時代の東北地方の豊かな自然の恵みを背景に，人々が集住して大規模な村をつくり，村内の規則に従って生活を営んでいたのであろう。

参考　**縄文人の寿命**　縄文時代の人骨から死亡年齢を推定し，当時の人々の寿命を推定する研究が考古学者によって行われている。残存率の悪い未成人の骨は対象からはずし，15歳以上と推定された人骨のみを検討し，15歳時の平均余命を計算する。それに人口再生産に必要な女性の妊娠・出産期間を考慮に入れると，15歳まで生きた人の平均寿命が35～40歳と推定された。ちなみに現代の世界の採取狩猟民14集団の人口統計では15歳時の平均寿命が41歳，江戸時代の信濃国の宗門人別帳から得られた男性のそれは59歳である。

2．農耕社会の成立

弥生文化の成立

日本列島で1万年近く続いた縄文時代が終わりに近づいた紀元前5～4世紀のころ，土地を耕して水をはり，米をつくる水田稲作農耕が始まった。最初にそれが行われたのは，朝鮮半島に最も近い北部九州であった。水田稲作はすぐに定着し，西日本では紀元前3世紀の初めころに，**水稲耕作**を基礎とする農耕文化が成立した。これを**弥生文化**と呼んでいる。

この紀元前3世紀から紀元3世紀の時期を**弥生時代**と呼ぶが，弥生時代は土器の変遷や大陸からもたらされた青銅器の年代などから，前期(紀元前3～紀元前2世紀)，中期(紀元前2～紀元1世紀)，後期(1世紀～3世紀)の3期に区分される。水田稲作が始まった縄文晩期の紀元前5世紀ないし紀元前4世紀を弥生時代早期とする意見もある。

【続縄文文化と貝塚文化】　弥生時代になっても北海道には稲作は伝わらず，採集・狩猟・漁労を基礎とする縄文時代以来の文化が継続し，土器も縄文土器の伝統を強く引いたものが用いられた。約2300年前から約1200年前まで，北海道で続いたこの文化を**続縄文文化**と呼んでいる。続縄文文化の海岸地域では特に漁労文化が発達し，恵山町恵山貝塚や伊達市有珠モシリ遺跡では，漁労具などのみごとな骨角器が出土している。有珠モシリ遺跡では，奄美・沖縄などの南西諸島から運ばれたと考えられるイモガイなど南海産の貝でつくった腕輪が出土しており，日本海を通じた広大な交流が繰り広げられたことがわかった。このことは，続縄文文化が弥生文化から孤立したものではないことを示している。また，続縄文文化の後半には東北地方の弥生文化との交流も活発になった。北海道では9世紀以降になると，擦文土器をともなう**擦文文化**が成立し，この文化も漁労・狩猟に基礎をおく文化である。

奄美・沖縄などの南西諸島もやはり稲作文化を受け入れず，採集・漁労文化が日本の平安時代に並行する**グスク時代**まで続いた。これを**貝塚文化**と呼んでいる。貝塚文化はその名が示すように漁労活動が活発化し，特に珊瑚礁内の漁労に比重がおかれた。それとともに，ゴホウラやイモガイなど南海産の貝の採集活動が活発になったが，それは北部九州で盛んにつくられた貝輪の原料の需要を満たすためであった。その見返りとして，米や鉄などを入手したと考えられている。貝塚文化を支えた経済活動の一つが，そうした貝の交易であったことは間違いない。

続縄文文化の骨角器(北海道有珠モシリ遺跡出土)　①・②は釣針，③・④はかえしのある銛頭，⑤は槍，⑥はクマの彫刻を施したスプーン，⑦・⑧はクジラを彫刻したスプーン。墓の副葬品として特別につくられたものであり，動物の装飾には，彼らの精神生活がうかがえる。

ゴホウラ製貝輪をつけた人骨(福岡県立岩遺跡出土)**と貝輪製作工程復元**　北部九州の有力者は南海産の貝を珍重し，貝輪にして腕にはめた。右は14個のゴホウラ製貝輪を右腕にはめた男。下はゴホウラ製貝輪の製作過程を左から右にたどったもの。

【遠賀川文化】　弥生時代前期の西日本の文化を遠賀川文化と呼んでいる。遠賀川文化は，福岡県立屋敷遺跡の遠賀川の川底からみつかった遺物に基づいて名づけられた。遠賀川文化の指標は遠賀川式土器であり，へら先でつけた簡素な文様を特徴とする。遠賀川式土器は，壺・甕・鉢・高杯からなり，このセットは福岡県から愛知県にまで及んでいる。愛知県の遠賀川文化の遺跡としては，名古屋市西志賀貝塚などが知られているが，その土器を福岡県の土器と比較してもその間の距離を感じさせないほど均一なものであり，弥生文化が西日本一帯に急速に広まったことを物語っている。遠賀川式土器の特徴をもった土器は，青森県にいたる東北地方の日本海沿岸からもみいだされ，弥生前期に東北地方にまで遠賀川文化の影響が及んでいたことが確かめられた。また，中部高地や関東地方からも遠賀川式土器はみつかっている。しかし，東北地方の土器は遠賀川式土器そのものではないことや，関東地方から出土する遠賀川式土器の量もわずかであること，遠賀川文化に特徴的な朝鮮半島に起源のある磨製石器類がほとんど伴わないことなどから，こうした地方の弥生前期の文化を遠賀川文化とは呼ばない。

弥生前期の水田跡(高知県田村遺跡)

弥生文化の最も大きな特徴は，水稲を基礎とする**農耕**と，**鉄器**や**青銅器**などの**金属器の使用**である。また，機織り具を用いて布を織ることも始まった❶。これらの技術や道具は，いずれも中国大陸の文化に起源をもつものである。

佐賀県**菜畑遺跡**や福岡県**板付遺跡**からは，縄文時代晩期終わりころの水田跡や田に水を引くための水路の跡などがみつかっている。板付の水田は低湿地でなく微高地に立地しており，灌漑施設を備え，畔で区画するなど，出現の当初から高い技術を用いて**水田稲作**を行っていたことがわかる。木製農具をつくるための石斧類や稲穂を摘むための**石包丁**❷は，朝鮮半島南部の青銅器時代前期❸のものときわめてよく似ている。

扶入石斧　磨製石鏃　磨製石剣　外彎刃の穂摘具

弥生文化の系譜　左は朝鮮半島南部の石製農工具と武器。右が九州北部の弥生前期のもの。朝鮮半島のものときわめてよく似ており，そこから文化が伝わったことを示している。

長崎県や佐賀県など西北部九州を中心に，縄文時代晩期から弥生時代前期に発達した，遺体を埋めた上に大きな石をおいて目印とする**支石墓**は，朝鮮半島に広く分布する。こうした墓には朝

❶ 福岡県雀居遺跡では，縄文時代晩期終末にさかのぼる機織り具がみつかった。
❷ 石包丁は，現代の包丁の役目をもつ石器ではないことに注意する必要がある。
❸ 朝鮮半島南部の青銅器時代前期の始まりはおよそ紀元前1000年紀の前半，終わりは紀元前4～3世紀とされている。

土井ヶ浜遺跡の渡来系人骨(左，山口)と**縄文系人骨**(右，佐賀県大友遺跡)

鮮半島のものと同じ形の磨製石鏃や磨製石剣が副葬されたり，それが刺さった人骨がみつかることがある。縄文時代には武器としてつくられたものはなかったので，武器とそれを用いた争いも，朝鮮半島からもたらされたのである。

山口県**土井ヶ浜遺跡**は，弥生前期の墓地の遺跡であり，ここからこれまでにおよそ300体の人骨が発掘された。それらは縄文時代の人骨よりも平均身長が3～4cm高く，顔も縦に長く，鼻のつけ根や眉間の起伏が弱いなど，大陸の新石器時代人と形質的に近いことが指摘され，それらは渡来系の人々とされている❶。

弥生土器が縄文土器と異なるのは，高さ30cmを超える大きな壺形土器がたくさんつくられるようになったことで，それは米などの貯蔵に用いられたと考えられる。壺形土器は，煮炊きに使う甕形土器，物を盛る高杯形土器や鉢形土器などとセットで用いられた。弥生土器は，深鉢と浅鉢の組み合わせが基本である縄文土器よりも，種類が豊富になった。このように土器が変化したのは，朝鮮半島の無文土器には直接弥生土器の祖形になる土器は認められないので，農耕生活の影響を受けて縄文土器を変化させ，弥生土器を生み出したと考える人が多い。

最古の弥生土器(福岡県板付遺跡出土) 左からそれぞれ大小の壺形土器，甕形土器，高杯形土器。

【最古の弥生土器】 最古の弥生土器は，板付遺跡から出土した土器によって名づけられた板付Ⅰ式土器である。これには，縄文土器の伝統を受け継いだ夜臼式土器が伴う。これらは壺形土器・甕形土器・浅鉢形土器・高杯形土器からなるが，大半を壺形土器と甕形土器が占める。板付Ⅰ式土器は壺形土器と甕形土器が2対1の割合で構成され，夜臼式土器の壺形土器と甕形土器の割合はおよそ1対2である。それ以前の縄文土器には壺形土器はほとんど用いられていないので，弥生土器の成立とともに，壺形土器が重要な役割を担うようになったことがいえる。その役割としては，稲の種籾や穀物の貯蔵などが考えられよう。弥生土器の成立した時点で，縄文土器の伝統を受け継いだ土器が伴ってみられるのは，北部九州ばかりではない。伊勢湾地方でも，この地方で最古の弥生土器である遠賀川式土器に，縄文土器の伝統を受けて貝殻の縁などで粗い文様をつけた

❶ 九州の弥生人骨のうち，佐賀県東部や福岡県で発見されたものは，長身で顔の長い凹凸が少ない渡来系人骨が多く，長崎県など西北部九州では，低身で顔の短かくほりの深い縄文系人骨が多い。このことから，渡来系の人々がやってきたのは，主に福岡平野以東だったと考えられている。

条痕文土器が伴うように，縄文土器から弥生土器への変化は複雑である。関東地方などでは，伊勢湾地方の条痕文土器が影響を与えて弥生土器が成立するので，縄文土器の伝統は西日本に比べて根強いものがある。

弥生文化には，縄文文化の伝統を引いたものも多い。土器づくりの基本技術，狩猟に用いた打製石器，漁労に用いた骨角器，漆を使って容器や装身具を飾る技術，貝殻に穴をあけて腕に通した装身具である貝輪，竪穴住居など，生活の多方面にわたっている。また，青銅製の小さな鐘が朝鮮半島から伝わるが，弥生人がそれをまねて独自の鐘として製作したのが**銅鐸**である。このように，弥生文化で固有に発達した道具や技術もたくさんある。

こうしたことからすると，弥生文化は農耕社会を形成していた朝鮮半島南部から，稲や金属器をたずさえて日本列島に渡ってきた若干の**渡来人**が，縄文人とともに生み出した文化だと考えられる。縄文時代後期の遺跡から，稲籾の痕がついた土器がみつかっている❶ので，すでに縄文人は稲を知っており，栽培していたとも考えられている。そうした縄文時代の植物栽培が，農耕文化を受け入れる基盤になったのであろう。農耕文化の波及が紀元前5～紀元前4世紀にみられるのは，中国大陸が戦国時代(紀元前403～前221)になり，戦乱の余波が朝鮮半島に及び，日本列島にまで人の移動を促した結果とみる意見がある。

【稲の伝来ルート】 中国で最も古い稲作農耕遺跡は，長江下流域の浙江省河姆渡遺跡などで，紀元前5000年にさかのぼる。その後，稲作農耕は拡散し，日本列島にも伝わる。その伝播ルートに関しては，5つほどの説があり(①～⑤)，さまざまに議論されているが，決着をみていない。しかし，黄河より北には新石器時代の栽培稲の出土例がないこと，日本列島に最初に現われる農耕文化の道具が朝鮮半島南部と関連が深いこと，それがまず北部九州にみられること，日本の栽培稲は寒さに強いジャポニカ種(短粒稲)で，熱帯性のインディカ種(長粒稲)がみられないなどの点から，稲は長江下流域から北上し，寒さに強い品種が優勢になって，山東半島から朝鮮半島へ伝播し，朝鮮半島南部を経て北部九州へ伝わったとする③の説が有力視されている。

壺形土器 東京都弥生町向ヶ岡貝塚発見の弥生土器第1号。

【弥生土器と弥生時代】 1884(明治17)年，東京本郷の弥生町(現在の文京区弥生2丁目)の向ヶ岡貝塚から一つの壺形土器が発見された。薄く堅く，明るい色に焼かれた文様が少ないこの土器は，それまでに発見されていた縄文土器と違う特徴をもつことから，「弥生式土器」と呼ばれた。その後，弥生土器は縄文土器の上の層から出土したり，青銅器とともに出土することが確かめられ，弥生土器が用いられた時代という意味で，弥生時代が縄文時代のつぎに設定された。しかし，縄文土器と弥生土器とは製陶技術の点からいうと，轆轤を用いず，野焼きであるなど本質的な変化がなく，明確には区分できない。したがって，時代を分ける指標にはふさわしくないことが主張された。そこで縄文時代と弥生時代は，採集経済か農耕経済かという経済基盤の違いをもとに区分されるようになり，それぞれの時代の土器を，縄文土器，弥生土器と呼ぶのが一般的になった。

❶ 岡山県南溝手遺跡から出土した縄文時代後期後葉の福田KⅢ式土器に，稲籾の圧痕が認められた。

参考　**弥生時代の年代**　ある程度年代がはっきりしている，中国大陸で製作された青銅鏡や貨幣などが日本にもたらされ，弥生土器とともに出土している。そうした実例をいくつも集め，弥生土器の変遷とともに検討して，弥生土器に年代を与え，それによって弥生時代の年代を推し測る方法がとられてきた。この方法は土器の変化の順番を基準とするので，実年代を確定しにくいという欠点がある。これに対して，遺跡から出土するヒノキなど材木の年輪を計測し，その変動の標準パターンを過去にさかのぼって作成し，そのパターンと出土木材の年輪を対照することにより実年代を測定する，年輪年代学が急速に進歩している。大阪府池上・曽根遺跡から出土した建物の柱を測定したところ，ある柱の伐採年代が紀元前52年とはじき出された。一緒に出土した土器はそれまで1世紀とされていたもので，弥生時代の年代の再検討を迫るものと注目された。

弥生人の生活

弥生人は縄文人と同じように，竪穴住居に住んだ。関東地方の中期の竪穴住居の面積は，平均で30m²強と縄文晩期のそれとあまり変化はない。この住居に住んだ人の構成は不明だが，面積からすると4，5人からなる今日の「世帯」に似たものであろう。弥生前期に稲などの食料は地面に掘った穴蔵に蓄えたが，前期のうちに**高床倉庫**も現われて広まり，しだいに高床の住居もふえた。

住居や倉庫が数棟集まって，一つの集落をなすこともあれば，20～30棟以上の住居と倉庫からなる集落も各地に現われた。こうした住居群を濠で囲んだ集落は弥生文化に特徴的なもので，**環濠集落**と呼ばれている。環濠集落は，縄文晩期終末に，北部九州に出現し，中期には関東地方にまで広まった。近畿地方や伊勢湾地方には，濠を幾重にもめぐらした環濠集落も出現した。大阪湾岸から瀬戸内地方では，弥生中期と後期に平地との差が50m以上もある丘陵上の集落が現われた。これを**高地性集落**という。これらはいずれも，防御機能をもつ集落だとされている。

【環濠集落と高地性集落】　韓国慶尚南道の丘陵にある検丹里遺跡から，120m×70mの楕円形の環濠と93棟の竪穴住居などが発掘された。無文土器前期の遺跡で，日本列島の環濠集落の故郷が，朝鮮半島にあることがわかった。福岡県那珂遺跡は縄文晩期終末の遺跡だが，ここから2条の環濠が検出されており，いまのところ日本で最も古い環濠集落である。稲作農耕とともに，村を守る文化も朝鮮半島からもたらされたと考えられる。環濠の外側には掘った土が土手のように築かれていたことが，濠の埋土の観察からわかる例があり，防御のための施設であろう。高地性集落は，畑作のために丘陵上に立地するという説もある。しかし，これらの集落は弥生時代中期後半ないし後期と出現の時期が限られていたり，主に大阪湾沿岸から瀬戸内海沿岸と分布が限られており，畑作説では説明がつかない現象

韓国検丹里遺跡の全景（慶尚南道蔚州郡）

神奈川県大塚遺跡の全景と長崎県原の辻遺跡の環濠

石鏃の大きさの比較

大阪府古曽部・芝谷遺跡の全景　1～2世紀に高い丘陵の上に溝を巡らし，その頂に住んだ。周りが一望でき，難攻不落の要塞というイメージをいだかせる。

がある。中期には大きく重い石鏃が多数出土する遺跡も多い。縄文時代の石鏃は狩猟用で，3cm未満，3g未満のものが多いが，標高352mにあり，341個の石鏃がみつかった香川県紫雲出山遺跡のそれは3cm以上，2g以上のものが大多数で，なかには4～5gのものもあった。大阪府古曽部・芝谷遺跡の高地性集落のように，濠をめぐらして防御を強化した集落もある。こうしたことから，高地性集落に軍事的目的を考える説が有力である。

縄文人が住居のそばに墓地をつくったのとは対照的に，弥生人は集落の近くの共同墓地に遺体を埋葬した。遺体の姿勢から，身体を伸ばした伸展葬が多くなる傾向が読みとれる。北部九州では，甕棺という大形の埋葬専用の土器に遺体を入れて葬る**甕棺墓**が発達した。中国地方では，板石を四角く組み合わせた**箱式石棺墓**がみられる。近畿地方や伊勢湾地方などでは**木棺墓**が主流をなし，木棺を埋めた周りに四角く溝をめぐらし，掘り上げた土で塚を築いた墳丘墓（**方形周溝墓**）が前期に出現し，中期には中部・関東地方にまで広がった。中部・関東地方で方形周溝墓が広まる以前は，いったん遺体を埋め，骨にしてから取り出し，壺に納めて再び葬る再葬が行われていた。このように，弥生時代の墓は，地方によりさまざまな形態をとることに特色がある。

福岡県金隈遺跡の甕棺墓　一つの甕棺に一人の遺体を入れて，累々と埋葬した共同墓地。

弥生時代の生活の基盤は農耕である。青森県砂沢遺跡で前期の，同県垂柳遺跡で中期の水田が検出されたことからもわかるように，とくに水田稲作は広い範囲で農耕の根幹をなした。弥生時代の水田は畔によって小さく区切られたものが多く，10m²以下のものもあり，面積が一定しないなど，今日の水田区画と大きく異なる。これは，平らでない土地の地形に応じて均平な水田面をつくるための工夫である。土地条件に応じて湿田や乾田などがつくられたが，湿田には排水用水路，乾田には灌漑用水路を必要とした。静岡県**登呂遺跡**の畔は，先をとがらせた板を両側に打ち込むことで補強されており，そうした畔や水路の建設には，共同作業を必要とし

弥生時代の農工具 ①は木を切り倒す石斧，②・③は木を加工する石斧で，それらを用いて⑤〜⑦などの木製農具をつくった。用途に応じて石斧の形や柄の装着方法が異なる。④は稲穂を摘む石包丁，⑤は鍬，⑥は鋤，⑦は叉鋤。農耕の用途によって形が異なっている。（①・②・③は佐賀県菜畑遺跡，④は福岡県春日市須玖岡本遺跡出土。）

● 弥生時代(前3C－3C)のおもな遺跡
▲ 弥生前期(前3C－前2C)の水田跡・水田関連施設発見遺跡

弥生時代の主な遺跡

たことであろう❶。

農具は，農作業に応じて分化している。田をおこしたり水路をつくる鍬・鋤，田をならすエブリ，湿田用の田下駄・田舟，脱穀用の臼と竪杵はその代表的なものである。これらは木でつくられたが，木製農具をつくるための道具として，**磨製石器**が用いられた。磨製石器には，伐採用の太型蛤刃石斧，加工用の柱状片刃石斧・扁平片刃石斧，細部加工用の鑿形石器があり，これらをセットとして用いた地方が多い。

【農具の発達】 **木製農具**も，農耕文化の一環として朝鮮半島から伝来したのであろうが，朝鮮半島ではまだ木製農具の出土例は少なく，その辺の事情はわからない。縄文晩期終末の木製農具は，諸手鍬とエブリという単純な組み合わせだったが，前期後半以降，種類を増した。木製鍬は狭鍬，広鍬，叉鍬，横鍬などにわかれ，鋤には一本鋤，組み合わせ鋤など，用途に応じた多くの種類が登場した。また，九州は近畿に比べて鋤が小型，鍬が大型で，叉鍬が特徴的であるなど，地方による差も生じた。木製農具の多くは，堅い台地に対応するために割れにくいカシの木を用いたものが多い。弥生時代の伐採斧である太型蛤刃石斧が，大型で重くつくられているのは，この硬い木を伐採するためである。また，エブリは苗代づくりに不可欠の道具で，弥生時代に田植えを行っていた証拠とみなす説もある。岡山県百間川遺跡の水田跡からは，稲株の痕跡が一面にみいだされ，田植えを証明するものとされている。

鉄素材から**鉄器**を生産することは，弥生中期に始まるが，石製工具はやがて伐採用の鉄斧，加工用の鉇や鉄製刀子など，鉄製工具にとってかわられ，弥生後期には東北地方南部にいたるまで，ほぼ鉄器にかわった。また，西日本では鍬や鋤に鉄製の刃先が取りつけられ，生産性の高い乾田の開墾に威力を発揮して，農業の生産力を高めた。

❶ 湿田は地下水位が高く，年間を通じて水を補給する必要がない水田。稲に酸素を供給しにくいため，生産性は低い。逆に地下水位が低く，微生物による土中の腐植分解が進み，生産性は高いが，そのかわり灌漑の必要がある水田を乾田という。

【鉄器】 福岡県長行遺跡や曲り田遺跡から鉄斧が出土しているが，縄文時代晩期終末のもので，日本列島で最も古い。弥生時代前期の例は熊本県斎藤山遺跡の鉄斧などが知られているが，この時期ではまだ鉄器は少ない。中期になると急増するが，それは鉄器の国内生産が始まったためである。福岡県吉ケ浦遺跡は中期前半の遺跡だが，そこから出土した鉄斧の形は朝鮮半島にはなく，日本列島産であることがわかる。この時期，主に斧や鉇などの農工具や鉄鏃といった武器が鉄でつくられた。特に北部九州の鉄器の出土が近畿地方などに比べると格段に多いが，それは原料の鉄素材の入手先である朝鮮半島に近く，それとの間により密接な交易などの交流関係が築かれていたためであろう。弥生時代後期になると，北部九州などで鉄製農工具が激増するとともに，東北地方にいたるまで石器はほぼ消滅する。鉄器の流通が日本列島の各地に及んだことは間違いない。そうした現象の背後には，鉄器ばかりでなく鉄の生産が日本列島でも始められたからだとする考えがあるが，それには異論もある。弥生時代は，鉄器と青銅器と石器が同時に用いられた時代であった。石器は後期にはほぼ消滅するように，金属器にその座をゆずる。さらに，青銅器はすぐに祭器となり，鉄器が実用品としての意義を強めていった。したがって，弥生時代は**鉄器時代**ということができる。

鉄製の武器 ①・②は鉄剣，③・④は鉄刀，⑤は鉄矛。鉄製武器は弥生中期後半に九州北部で多く用いられ，弥生後期終末には東日本でも墓に副葬されるようになる。①・④は佐賀県二塚山遺跡，②・③・⑤は同県横田遺跡出土。

農業の一方で，伝統的な採集，狩猟❶，漁労などの食料採取も盛んに行われた。西日本の各地でドングリの貯蔵穴がみつかり，中期・後期に関東地方でムギ・アワ・ヒエなどの雑穀の出土例が増すなど，弥生時代の初期のころや地域的には後々まで，稲の生産力はそれほど高くなかったといえる。

集落では，豊作を祈願する祭りが行われた。近畿地方を中心に製作された銅鐸は，集落や地域の農耕の祭りに用いたものとされ，兵庫県桜ケ丘遺跡などからは絵画を描いた銅鐸が出土している。そこにみられるツルあるいはサギやスッポン，カエルなどの絵画は，水田付近の情景を描いたものと考えられている。これに対して，北部九州を中心とした地域では，銅剣・銅矛・銅戈などの武器形祭器を用いた。弥生時代後期には，大型化した銅鐸と銅矛がそれぞれ近畿・伊勢湾地方と，北部九州・四国西部地方を中心として分布することから，共通の祭器を用いた地域圏がいくつか生まれていたことがわかる。

銅鐸の絵（伝香川県出土）

弥生時代の各地の遺跡から，鳥をかたどった木製品や，鳥に変装し

鳥形木製品（大阪府池上・曽根遺跡出土）

❶ 弥生時代には，食用の家畜はおらず，それが弥生時代の農業の特徴だといわれていた。しかし，西日本の遺跡から出土したイノシシとされていた頭骨を調べた結果，眉間の凹みや鼻の長さなどの形質的特徴や歯槽膿漏があることなどから，家畜化したブタが多く混じっていることが確かめられた。

青銅製祭器の分布図

た人物を土器に描いた絵画などがみつかっている。銅鐸や土器にはシカの絵を描くことも多く，鳥とシカが信仰の対象になっていたという説がある。また，シカやイノシシの肩甲骨に火をあて，そのひび割れで占いを行った。そうした占いの骨を**卜骨**と呼んでいる。

【青銅製祭器とその分布】 銅鐸は，弥生時代前期後葉に日本にもたらされた朝鮮式小銅鐸と呼ばれる鐘を祖形としたものである。**銅剣・銅矛・銅戈**は同じく前期後葉に朝鮮半島から実用の武器として持ち込まれた。剣は握りのある携帯用の武器，矛は根元が袋状になっており，長い柄に刺して使う槍のような武器，戈は鎌のような形状の武器である。弥生人がみずから青銅器を生産するようになると，これらは急速に大型化する。銅鐸は，鈕というつるす部分の変化によって大きく4段階にわかれ，武器形祭器も長さと身の幅の比率により4段階の変化がたどれるが，最終段階の弥生時代後期になると，銅鐸や銅矛はついに1m前後の大きなものとなり，それぞれ近畿・伊勢湾地方と，北部九州という勢力圏を代表する祭器となった。銅鐸には島根県加茂岩倉遺跡のように，人里離れた丘陵の斜面に39個まとめて埋めた事例がある。武器形青銅器は最初，北部九州の有力者の墓に納められたが，やがて銅鐸と同様，集落から離れた場所に一括して埋めるようになり，個人の所有物から集団の祭器へと変化した。最後の銅鐸と銅矛は地域を代表する祭器であるが，複数埋める際には交互に縦置きにして寝かされるという共通点もみられる。

調査風景

矛の部分名称

参考　荒神谷遺跡の発掘調査　荒神谷遺跡は，島根県斐川町にある。1984(昭和59)年に谷に面した丘陵の斜面で，358本の中細形銅剣が一カ所から出土した。斜面をテラス状にカットし，穴を掘って埋めたもので，付近には柱穴があり，覆屋のようなものもあった可能性が考えられている。その数は，それまでに全国で発見されていた銅剣の数を超えるものであった。さらに斜面をレーダーを用いて探査したところ，銅剣から7m離れた地点

愛知県朝日遺跡のバリケードと佐賀県吉野ケ里遺跡の首なし人骨　朝日遺跡は環濠の外側に，鋭い枝をつけたままの木を入れた溝を二重にめぐらし，さらにその外側に杭を密に打ち込んで集落を堅く守っていた。弥生中期に集落同士の戦いが激化した証拠である。吉野ケ里遺跡から出土した甕棺に入れて葬られた首無し人骨は，そうした戦いの犠牲者とされている。

にも埋蔵物のあることがわかり，発掘した結果，一カ所に埋納された銅鐸6個と中細銅矛および中広銅矛16本を検出した。銅鐸と銅矛は，以前はそれぞれ近畿地方と北部九州を中心に分布する対立圏のシンボルとしてとらえられていたが，北部九州で銅鐸の鋳型がみつかり，そして島根県で銅鐸と銅矛が一緒に出土したことは，こうした分布圏にも歴史的な変化があることを考えさせる結果となった。しかし，このようなばく大な量の青銅器の埋納が，何を意味しているのかについては定説がない。

小国の分立

環濠集落や高地性集落などの防御施設をもつ集落は，縄文時代にはほとんどなかった❶。また，磨製石鏃，磨製石剣，銅剣，銅矛，銅戈，鉄鏃，鉄剣，鉄刀，盾や甲など専用の武器もなく，これらは弥生時代に出現する。岡山県南方遺跡から出土した木製の盾には，石鏃が刺さっていた。福岡県スダレ遺跡の弥生時代中期の甕棺から出土した人骨には，胸椎に磨製石剣が刺さっていた。また，兵庫県玉津田中遺跡の人骨には銅剣もしくは銅戈が刺さっていた。弥生時代のこうした武器を受けた人骨の例は，北部九州と近畿地方を中心に20例以上みつかっている。人骨とともに甕棺から出土する銅剣や磨製石剣の折れた先端部は，副葬品と考えられていたが，戦闘による犠牲者が受けた武器である可能性が高まった。このような，人骨からわかる争いの犠牲者も，縄文人にはきわめて少ない。

集団と集団がぶつかりあい，殺し合う戦争は，日本では弥生時代に始まったといってよい。世界的にみても，農耕が始まり，成熟した農耕社会になるとともに，本格的な戦争が活発になった地域が多い。農業の発展に伴って増加する人口を支えるために農地を拡大する必要，可耕地や灌漑用水の水利権の確保，余剰生産物の収奪などが，農耕社会で戦争が発生した大きな原因の一つであったろう。

弥生時代の集落のなかには，その地域を代表するような大規模な環濠集落が，前期後半以降目立つようになる。愛知県朝日遺跡は弥生中期の環濠集落であり，ここでは環濠が住居を幾重にも取り巻き，濠のなかに木の枝を鋭く切った切り株を配置したり，濠と濠の間

❶　縄文時代の環濠集落は，北海道苫小牧市静川16遺跡など，数例が知られているが，縄文時代中期で弥生時代の環濠集落との関連性はない。秋田県秋田市地蔵田B遺跡からは，弥生時代前期の柵で囲んだ集落が発見されており，弥生時代の環濠集落とのかかわりが論議されている。

大阪府池上・曽根遺跡の大形建物復元写真　巨大な高床の建物と井戸を実際の発掘現場の上にコンピューターグラフィックで復元したもの。

『漢書』地理志

夫れ楽浪海中に倭人有り、分れて百余国と為る。歳時を以て①来り献見すと云ふ。（原漢文）

『後漢書』東夷伝

建武中元二年②、倭の奴国、貢を奉じて朝賀す。使人自ら大夫と称す。倭国の極南界なり。光武、賜ふに印綬③を以てす。安帝の永初元年④、倭の国王帥(師)升等、生口⑤百六十人を献じ、請見を願ふ。桓霊の間⑥、倭国大いに乱れ、更相攻伐して歴年主なし。（原漢文）

①定期的に。②五七年。③印は「漢委奴国王」の金印（二六頁の写真）といわれている。綬は身につけるくみひもで、印の材質と綬の色によって格式をあらわした。④一〇七年。⑤生きている人、奴隷であろうといわれる。⑥後漢の桓帝・霊帝のころ、すなわち一四七～一八九年の間。

に先をとがらせた杭を斜めに打ち込んで，厳重なバリケードを築いている。奈良県**唐古・鍵遺跡**は，最大時には約30万m^2が濠で囲まれた。大阪府**池上・曽根遺跡**も約6万m^2が数条の環濠で囲まれた大集落であり，環濠のほぼ中央から，24本の柱で支えられた6.9m×19.6mの巨大な建物や，直径が2mにもおよぶ井戸などが検出された。佐賀県**吉野ケ里遺跡**は，弥生時代前期から後期の大集落遺跡で，内外二重の環濠で囲まれており，弥生後期には外濠で囲まれた範囲は約40万m^2にもおよんだ。

これらの防備をめぐらした強力な集落は，農業生産をめぐる確執を背景とした争いを経て周辺の集落を統合し，政治的なまとまりを形成するようになる。こうして各地に**小国**ができていった。小国の分立状況は，**『漢書』地理志**や**『後漢書』東夷伝**など，中国の歴史書からうかがうことができる。1世紀，後漢(紀元25～220)の班固(32～92)が著した『漢書』(前漢の歴史を記したもの)の地理志は，「楽浪海中に倭人あり，分かれて百余国となり，歳時を以て来り献見す」という，日本に関する最古の記述がある。また，5世紀ころにできた『後漢書』の東夷伝には，建武中元2(紀元57)年に，倭の奴国の王の使者が後漢の都洛陽に赴き，光武帝(在位25～57)から印綬を授かったことが，また永初元(107)年にも別の倭国の王が，生口160人を安帝に献上したことが書かれている。

【楽浪郡】　紀元前202年，劉邦(前247～前195)が打ち建てた漢帝国は，国内の体制が整うと，積極的に対外政策に乗り出した。勢力下においた地方を「郡」として直接支配し，その中心地には役所である「郡治」をおいた。紀元前2世紀の終わりころまでに，南方の南越地方には南海郡など，西域には酒泉郡などを設置した。当時，朝鮮半島の北部には衛氏朝鮮が栄えていた。紀元前108年，武帝(在位紀元前141～紀元前87)はそれを滅ぼし4郡を設置したが，その一つが楽浪郡である。楽浪郡の郡治は現在の平壌市付近と推定されている。平壌市土城里には土城が残っており，ここから文字を書いた瓦や，封印をするために粘土に押しつけた印章の圧痕である封泥などが多く出土し，さらに2000基もの古墳が発見されているので，ここが楽浪郡の郡治であることは疑いない。『漢書』地理誌は，「楽浪海中有倭人」と書き，楽浪郡を窓口として，倭国が漢と交渉をもっていたことがわかる。北部九州で，弥生中期にさまざまな宝器を副葬した甕棺が発掘されているが，それは楽浪郡に使者を送った王の墓とみられ，青銅鏡，ガラス璧などは使者が持ち帰った代表的な漢からの贈り物である。半両銭，五銖銭，貨泉などの貨幣も楽浪郡からもたらされたが，これは西日本に広く分布している。後漢末には，南に帯方郡を分置した。楽浪郡は，紀元313年，**高句麗**に滅ぼされた。

古代日本に関する主な中国史書

書　名	巻数	収載の時代	撰　　者
漢　書	100	漢（前202～8）	班固（？～ 92）
後漢書	120	後漢（ 25～220）	范曄（？～445）
三国志	65	三国（220～280）	陳寿（？～297）
宋　書	100	宋（420～479）	沈約（441～513）
隋　書	85	隋（581～618）	魏徴（？～643）

福岡県立岩遺跡の10号甕棺と副葬品　10号甕棺には中国の鏡6枚と銅矛や鉄剣などが副葬されていた。この地域の盟主の墓であろう。

これらの記事からすると，1世紀(弥生中期末～後期)の倭の小国には，王がいたことがわかる。おそらくその王が，地域の統合のための戦争を指揮したのであろう。これらの国や王に関する考古学的な裏づけも，主に北部九州で得られている。

奴国は福岡平野にあった小国とされているが，その領域である志賀島からは，後漢の光武帝が奴の国王に授けたとされる金印が江戸時代にみつかった。北部九州の弥生中・後期の甕棺からは，大量の副葬品が発見されることがある。

中期中ごろのものである福岡県春日市にある**須玖・岡本遺跡**から，1899(明治32)年に甕棺墓が発見されたが，棺内には30面以上の**前漢**(紀元前202～紀元8)の鏡，銅剣・銅矛，ガラス璧❶などが納められていた。須玖・岡本遺跡付近は，青銅器の鋳型が大量にみつかっており，経済的にも地域の中心をなしており，この甕棺墓はまさに奴国の王墓であると推定されている。

1822(文政5)年に発見された福岡県前原市三雲南小路遺跡の甕棺からは，前漢の鏡35面，銅剣・銅矛・銅戈，ガラス璧8個，金銅製四葉座金具8個などが出土した。これは，3世紀に書かれた**『魏志』倭人伝**にみえる伊都国の王墓であると推定されている。同じく前原市の井原鑓溝遺跡から発見された中期後半の甕棺には，新(紀元8～25年)時代前後の鏡が二十数面入っていた。前原市平原遺跡の方形周溝墓からは，後漢代を中心とした鏡が40面以上も出土した。後期の墓であり，伊都国の王墓が後期まで継続していたことを知る手がかりとなっている。

これら小国の王たちは，中国や朝鮮半島の先進的な文物を手に入れるために，また大国である漢の後ろ盾を得ることで倭国内の立場を高めようとして，中国に朝貢していたことがわかる。

❶　璧は殷代に出現した，軟玉を磨いてつくったドーナツ状の円盤で，漢代にはガラス製のものもつくられた。西周以来，封建君主が臣下に与えた下賜品や，神への捧げものなどとして用いた。漢代の墓に副葬されるときには，頭部や胸におかれるなど，特別な象徴的意味をもつものとして扱われた。

佐賀県吉野ケ里遺跡の復元　集落全域が発掘調査された結果，弥生中～後期の国の一つであろうとされている。遺跡は史跡として保存され，建物を復元し，学習と憩いの場として整備された。

【吉野ケ里遺跡と環濠集落】　佐賀県吉野ケ里遺跡は，背振山系からのびた丘陵上の環濠集落である。1986(昭和61)年以来3年間かけた発掘調査で，巨大な環濠集落や墳丘墓の全体像がわかった。環濠は弥生時代前期から掘られているが，後期になると丘陵全体を覆う，南北約1km，東西約0.5km，約40haの大環濠へと発展した。濠の外側には，掘った土を盛り上げて，土塁が築かれた。濠の内部には住居が営まれ，外側には倉庫が建てられた。吉野ケ里遺跡で重要なのは，後期になると，濠の内側にさらに濠をめぐらした，内郭と呼ばれる区画が出現する点である。南北2カ所に内郭はあり，南内郭が約150m×70m，北内郭が60m×60mで，北内郭は二重の濠がめぐる。いずれの内郭も数カ所に濠がはり出した部分があり，そこから数本の柱の跡がみつかっており，『魏志』倭人伝に書かれた楼観，すなわち見張りの物見櫓の跡ではないかと推定されている。北内郭の内側からは，16本の柱で支えた大きな建物の跡もみつかっており，内郭が身分の高い人々が住むところで，濠や物見櫓は，敵から彼らを守るための施設であったと考えられている。古墳時代になると，環濠集落は消滅する。そのかわり，特別の建物を四角く囲んだ豪族居館が出現する。内郭が豪族居館へと変化したのであり，村全体でなく身分の高い人たちだけを守るようになった。

参考　**金印**　江戸時代，博多湾にある志賀島の叶の崎に甚兵衛という百姓がいた。甚兵衛は田の水まわりをよくしようと水路を掘りなおしたところ，2人でやっとかかえられるほどの大きな石にあたった。金てこでそれを動かすと，下に光るものがある。取り出して水で洗ってみると，金の印判のようなものであった。1784(天明4)年2月23日のできごとである。驚いた甚兵衛は，兄の喜兵衛が以前奉公していた福岡のさる人に鑑定してもらったところ，貴重な金印であることがわかった。やがて福岡中の評判になり，郡の役人の耳に入り，金印を役所に届けるよう命令が下った。そこで，庄屋の長谷川武蔵が金印発見のいきさつを甚兵衛から聞き書きして届け，金印は黒田藩の所有物となった。甚兵衛には，褒美として50両が与えられたともいわれている。金印には，「漢委奴国王」の5文字が刻まれており，発見当時から『後漢書』に書かれた，光武帝が建武中元二年(紀元57年)に倭の奴国の使者に与えた印であるとされた。「委奴」の読み方は，江戸時代には「イト」(伊都)と読むのが主流であったが，明治時代に三宅米吉が「漢ノ委(ワ)ノ奴(ナ)ノ国王」と読んで，それが定説になった。金印が偽物であるという説も，江戸時代からあった。つまみが蛇をかたどった印は，漢の制度にないことなどがその理由であったが，第二次世界大戦後にも，文字の彫り方に基づく偽作説が現われた。これに対して正確に金印を計測し，一辺の平均の長さ2.347cmが後漢初期の一寸にあたることをつきとめ，中国雲南省の石寨山古墓から「滇王之印」と彫った蛇形のつまみのある金印が出土するにおよび，偽印説は退けられた。出土位置についてもいくつかの説があり，それを知るための発掘調査も行われたが，正確な出土位置はわかっていない。

邪馬台国連合

中国大陸では，220年に後漢が滅び，北方の魏，南方の呉，西方の蜀がならび立つ三国時代を迎えた。この時代の歴史書である『三国志』のなかの『魏志』倭人伝❶には，3世紀前半から中葉の倭国の情勢がかなり詳しく書かれている。

それによると，倭国は2世紀の終わりころ大変乱れて，国々は互いに攻撃しあって年が過ぎた。そこで国々が共同で邪馬台国の女王卑弥呼を立てて王としたところようやく乱はおさまり，邪馬台国を中心とする30国ばかりの小国の連合が生まれた。卑弥呼は239年に魏の皇帝に使いを送って，男女の生口(奴隷)10人や織物を献じ，「親魏倭王」の称号とその金印紫綬，さらにさまざまな織物，金8両，五尺刀2口，銅鏡100面などを与えられた。卑弥呼は「鬼道を事とし，よく衆を惑わす」とあり，巫女として神の意志を聞くことにすぐれていたらしく，長じても夫はなく，政務は弟がとったという。まだ神を祀ることと政治が未分化の祭政一致の段階であったことがうかがわれる。

社会には，大人と下戸の明確な身分差があり，下戸が大人と道で会った時にはあとずさりして道端の草むらに入り，話をする場合には，うずくまったり，あるいはひざまずいて，両手を地面につけたという。大人はみな4，5人の妻をもち，下戸でも2，3人の妻をもつ者もいた。倭人の間には，泥棒もいないし，訴訟も少ない。法を犯した場合は，軽い者ではその妻子を取り上げ，重い者ではその家族や一族を殺した。人々に租・賦の税を納めさせ，それらを収納するための邸閣がある。国々には市場があって，人々は有無を交換しあっている。邪馬台国は，それより北方の国々に対し，とくに一大率という役人をおいて監視させており，それは常に北部九州の伊都国におかれている。

正始8(247)年，卑弥呼は，魏の植民地であった帯方郡に使いを送り，もとから不和であった南の狗奴国との戦いの有様を報告している。その後卑弥呼が亡くなったとき，倭人たちは，直径百余歩の大きな冢をつくり，百余人の奴隷が殉葬された。卑弥呼の後継者として男の王を立てたが，国中が服従せず，お互いが殺し合った。そこで再び卑弥呼の宗女の壱与(臺〈台〉与の誤りか)という13歳の女子を立てて王としたところ，国中はようやくおさまったという。

この30国ばかりの小国連合の中心となった邪馬台国の所在については，北部九州に求める説と近畿地方の大和に求める説が対立している。近畿説をとれば，すでに近畿地方から北部九州におよぶ広域の政治連合が成立していたことになり，のちのヤマト政権と直接つながることになる。また九州説をとれば，邪馬台国連合は北部九州を中心とする比較的小範囲のもので，のちのヤマト政権はそれとは別に東方で形成され，九州の邪馬台国を統合したものか，逆に邪馬台国が東遷したものということになる。いずれをとるかによって日本列島における国家形成過程の理解が大きく異なるのである。

邪馬台国は，『魏志』倭人伝の記載をそのままたどると九州のはるか南海上に存在したことになる。したがってこれを合理的に解釈するには，九州説の場合は倭人伝の距離の記載を，近畿説の場合は方位の記載を修正することが必要となる。このことは，『魏志』倭人伝には史料としての限界があることを示しており，この問題の解決には，多くの状況証拠を

❶　正確には『三国志』のなかの『魏書』の「烏丸鮮卑東夷伝」のなかの倭人の条のことで，倭人に関する記載だけで一伝が立っているわけではない。『三国志』は西晋の陳寿が3世紀後半に著したもの。

『魏志』倭人伝

倭人は帯方①の東南大海の中に在り、山島に依りて国邑を為す。旧百余国、漢の時朝見②する者有り。今使役③通ずる所三十国。(中略)其の国、本亦男子を以て王と為す。住まること七、八十年。倭国乱れ、相攻伐して年を歴たり、乃ち共に一女子を立てて王と為す。名を卑弥呼と曰ふ。鬼道④を事とし、能く衆を惑はす。年已に長大なるも、夫壻⑤無し。男弟有り、佐けて国を治む。王と為りてより以来、見ること有る者少く、婢千人を以て自ら侍せしむ。唯、男子一人有りて、飲食を給し、辞を伝へ、居処に出入す。(中略)卑弥呼以て死す。大いに冢⑥を作る。径百余歩、徇葬⑦する者、奴婢百余人。更に男王を立てしも、国中服せず。更々相誅殺し、当時千余人を殺す。復た卑弥呼の宗女⑧壹与⑨の年十三なるを立てて王と為す。国中遂に定まる。(原漢文)

①後漢末に楽浪の南半を割いて設けた郡。②朝貢し、謁見する。③使節。④呪術。⑤夫。⑥墳丘。⑦殉死。⑧一族の女。⑧臺与(とよ)の誤りともいわれる。

提出しうる考古学の果たす役割が大きい。次節に述べる古墳については，出現の当初から近畿を中心に分布することが知られている。従来古墳の成立については，4世紀のこととされてきたから，3世紀前半の邪馬台国問題と直接関係しないと考えられてきたが，最近では，古墳の出現年代が3世紀後半までさかのぼると考える研究者が多くなり，少なくとも考古学の分野では，近畿説をとる研究者が多くなりつつある。

【『魏志』倭人伝にみえる倭人の生活】　男子は結髪し木綿で頭を巻いている。衣服は横広の布でただ結び束ねているだけでほとんど縫っていない。婦人は髪を下げてまげの部分を折り曲げており，衣服は単衣のようにつくり，布の中央に穴をあけて頭を通す貫頭衣である。人々は稲や苧麻を植え，桑を栽培し蚕を飼って糸を紡ぎ麻糸・絹・綿を産する。牛・馬・羊などはいない。温暖なため冬も夏も生野菜を食べ，皆はだしで生活している。家屋を建て，父・母・兄・弟らはそれぞれ寝所を別にしている。男子は大人・子どもの別なくみな黥面(顔の入れ墨)や文身(からだの入れ墨)をしている。人が死ぬと棺に納め，土を盛り上げて冢をつくる。10日間ほど喪に服し，この間人々は肉食せず，喪主は哭泣し，他の人々は歌舞飲食する。埋葬が終わると喪主の一家は水中に入り，みそぎをする。

このように『魏志』倭人伝には倭人の習俗が詳しく書かれているが，『魏志』の編者が，倭の地を，南に長く連なり中国大陸南部の会稽東治の東方にあたり，海南島の風俗と共通すると考えていたことが記されており，すべてを3世紀の倭の風俗を示すものととらえてよいかどうかについては疑問も残る。

3．古墳とヤマト政権

古墳の出現とヤマト政権

第二次世界大戦後，考古学の発掘調査が著しく進展した結果，弥生時代の後期の段階には，各地にかなり大規模な墳丘をもつ墓が営まれていたことが明らかになってきた。例えば山陰地方から一部北陸地方にかけての地域では，方形の墳丘の四隅を突出させた**四隅突出型墳丘墓**と呼ばれる特異な墳丘墓がつくられ，そのなかには一辺が50～60mに達するものも知られている。また岡山県から広島県東部にかけての吉備地方では，直径40mほどの円丘の二方に突出部をもち，全長が80mにもおよぶ岡山県倉敷市楯築墳丘墓など多くの墳丘墓が営まれた。この地域では墳丘の形態はさまざまであるが，有力な首長の墳丘墓などに供献するため，とくに立派につくられた特殊壺とそれをのせる特殊器台❶が伴っている。このように弥生時代後期の墳丘墓にはきわめて明瞭な地域性がみられるのである。

ところが3世紀の後半になると，より大規模な前方後円墳をはじめとする古墳が西日本の各地に出現する。それら出現期の古墳は，いずれも前方後円形ないし前方後方形の巨大な墳丘❷をもち，長い割竹形木棺を竪穴式石室❸におさめた埋葬施設や三角縁神獣鏡をはじめとする多数の**銅鏡**など呪術的色彩の強い副葬品がみられ，きわめて画一的な内容をもっている。このように出現期の古墳が，弥生時代後期の地域性が明確な墳丘墓と異なり，画一性をもって出現することは，古墳の出現に先立って広域の政治連合が形成されていたこと，さらに古墳がこの政治連合に加わった各地の首長たちの共通の墓制として創出されたものであることをうかがわせる。

奈良県箸墓古墳　墳丘長280mで出現期の前方後円墳としては最大の規模をもつ。

各地の出現期の古墳のなかでもとくに大規模なものは，奈良県桜井市箸墓古墳(墳丘長280m)をはじめ近畿の大和(奈良県)にあり，近畿についで大規模な古墳は岡山市浦間茶臼山古墳(墳丘長138m)など吉備地方(岡山県と広島県東部)，ついで福岡県苅田町石塚山古墳(墳丘長120m)など北部九州でも瀬戸内側の豊前(福岡

❶　この特殊器台がのちの古墳の円筒埴輪に変化するのであり，朝顔形埴輪は特殊器台に特殊壺をのせたものを一体的に表現したものにほかならない。

❷　前方後円墳・前方後方墳は，それぞれ周りに溝をめぐらした円形・方形の墳丘にいたる陸橋部がしだいに発達して大型化し，ついには儀礼の場としての前方部が円形・方形の主丘に付属するようになったものと考えられる。

❸　竪穴式石室はのちの横穴式石室のようにあらかじめ石の墓室をつくっておき，のちに棺を納めるものではない。墳頂部に掘られた長大な墓壙底に粘土を敷き，その上に長い割竹形木棺を安置したのち，周りに板石ないし割石で四壁を積み，その背後をも石材で充塡し，四壁の上に数枚の天井石をおき，さらに粘土で覆ったのちに土で埋めたものである。つまり，一定の約束にしたがって同じ手順で埋葬が行われた結果，今日発掘すると同じような竪穴式の石室がみつかるのである。

竪穴式石室

西日本における出現期古墳の分布

県東部)にみられる。このことから，この古墳出現の前提となる広域の政治連合は近畿の大和の勢力が中心となって形成されたものであり，吉備や豊前の勢力もまたこの連合の形成に際して重要な役割を果たしたことが知られる。この大和の勢力を中心に各地の政治勢力によって形成され，古墳出現の前提となった政治連合こそ，ヤマト政権にほかならないと考えられている。

このように西日本の各地で前方後円墳の造営が始まっていた時期，伊勢湾以東の東日本地域でも前方後方墳の造営が始まっていたらしい。また東日本では古墳時代前期の中ごろの段階まで，大規模な古墳のほとんどが前方後方墳であることも知られている。東日本の前方後方墳の出現時期については，さらに今後の検討が必要であるが，それが西日本の前方後円墳の出現よりそれほど遅れないものとすれば，西日本の前方後円墳の世界に対し東日本では前方後方墳の世界が形成されていたことになる。またこうした定型化した前方後円墳・前方後方墳の出現以前の弥生時代の終末期の段階にも，東日本では前方後方形墳丘墓が盛んに営まれていたことが知られている。このことは，古墳出現の前提となる広域の政治連合の形成が，西日本と東日本でそれぞれ別に進行していたこと，そして両者の合体によってヤマト政権が成立したことを示すものかもしれない❶。

【三角縁神獣鏡】 周縁の断面形が三角形を呈し，中国の神話に登場する神仙や霊獣を浮き彫りにした文様をもつ鏡。出現期から前期の古墳に多数副葬され，日本列島ではすでに400面近くが発見されている。卑弥呼が魏に使いを送った景初3(239)年やその翌年の正始元(240)年など魏の年号銘をもつものがあることなどから魏で製作された鏡で，卑弥呼が

❶　西日本の前方後円墳を生み出した地域を邪馬台国連合に，東日本の前方後方墳を生み出した地域を，卑弥呼の晩年に邪馬台国が争った狗奴国を中心とする連合にあてる説も提起されている。

魏の皇帝から下賜された銅鏡100面もこれにあたると考えられていた。ところが中国大陸では1面も発見されていないこと，こうした半肉彫りの神獣鏡は中国でも主として南の長江流域で製作されたものであるところから，呉(222〜280)の工人が日本列島に渡って製作したとする説が提起され，論争が続いている。なお，この三角縁神獣鏡やこれを日本列島で模してつくったと考えられている仿製三角縁神獣鏡には同じ型でつくられた同型鏡ないし同笵鏡が数多くみられる。それらは近畿地方を中心に各地に分布しており，ヤマト政権の中枢から配布されたものと考えられている。

参考　**邪馬台国連合とヤマト政権**　古墳出現の前提となる広域の政治連合の形成の契機については，これを鉄資源の入手ルートをめぐる争いと結びつけて考える研究者が多い。弥生時代はその当初からすでに鉄器時代であり，とくにその後期からは石器が消滅して本格的な鉄器の時代になったことが知られている。それにもかかわらず現在のところ6世紀以前の確実な製鉄遺跡は知られていない。たとえ日本列島で鉄生産が行われていたとしてもごく小規模なものであったと考えざるを得ない。それでは倭人たちはどのようにして鉄資源を入手していたのであろうか。『魏志』東夷伝の弁辰条には「国，鉄を出す。韓・濊・倭みなしたがってこれを取る。諸市買うにみな鉄を用い，中国の銭を用いるが如し。またもって二郡に供給す」とあり，3世紀に倭人が朝鮮半島東南部の弁辰，すなわちのちの伽耶の鉄を入手していたことが知られる。

この伽耶の鉄やその他先進的な文物を日本列島に輸入するのに中心的な役割を果たしていたのはいうまでもなく伊都国，奴国など玄界灘沿岸地域の勢力であったことは，弥生時代にもたらされた中国鏡の分布がこの地域に集中するところからも疑いない。このため九州以東の倭人たちが鉄資源や先進的文物をよりスムースに手に入れようとすればこの玄界灘沿岸地域と争わざるを得ず，そのため近畿や瀬戸内海沿岸各地の勢力が連合して玄界灘沿岸地域から鉄資源の入手ルートの支配権を奪い取ったものとも考えられる。これが近畿・瀬戸内海を中心とする広域の政治連合形成の契機となったのであろう。この戦いの時期は中国からもたらされた鏡の分布の中心が北部九州から近畿に移動する2世紀末から3世紀初めのことと考えられる。とすれば，こうしてできあがった政治連合は『魏志』倭人伝にみられる邪馬台国連合にほかならないことになる。古墳の出現は現在のところ3世紀後半と考えられ，それより数十年あとのことであるが，それはこの広域の政治連合を永続させ，より発展させるための政治機構の整備の一環として創出されたものであろう。またより東方の地域がこの連合に加わることになり，その版図が拡大したこともその契機になったものと思われる。

この2〜3世紀の交わりころの玄界灘沿岸地域と近畿・瀬戸内連合の争いを直接的に裏づける資料はない。ただこの時期を境に中国鏡の分布の中心が一挙に近畿に移ること，またこの時期近畿や瀬戸内の土器が九州へ大量に移動するが，その逆の動きはみられないこと，3世紀後半の出現期古墳の分布について，近畿・吉備，さらに北部九州でも瀬戸内側の豊前に大型のものがみられるのに対し，玄界灘沿岸にはあまり大規模なものはみられないことなどから，こうした争いがあったことは十分考えられる。

なおこうした説に対して，邪馬台国の東遷によってヤマト政権が成立したと考える研究者もいる。

古墳の造営

各地の有力な首長たちが大規模な古墳を営んだ3世紀後半から7世紀後半までを日本考古学では**古墳時代**と呼び，これをさらに前期(3世紀後半〜4世紀末)・中期(4世紀末〜5世紀末)・後期(5世紀末〜7世紀)に区分

復原された前方後円墳　兵庫県五色塚古墳を北東からみた様子。古墳は4世紀末につくられた。

古墳時代中期の大型古墳の分布　旧国別に古墳時代中期（5世紀）の最大規模の古墳の大きさを示したもの。近畿地方を中心とする政治的な連合のなかで，それぞれの地域の勢力が占めた位置を物語っている。

している❶。この時期，北海道・東北北半部と西南諸島を除く日本列島の各地に巨大な古墳が造営された。古墳には前方後円墳，前方後方墳，円墳，方墳などさまざまな墳形がある❷。このうち数が最も多いのは円墳であり，ついで方墳が多いが，前期から後期を通じて大規模な古墳はいずれも前方後円墳であり❸，これが最も重要な墳形と考えられた。

大規模な古墳はいずれも2～5段の段築がみられ，各段の上部には平坦面（テラス）が認められる。各段の傾斜面には葺石が施されるのが一般的で，また墳丘のまわりには1～2重の濠をめぐらしたものが多い。ただし濠の多くは空濠で，水をたたえた濠をめぐらす古墳は近畿地方の大型古墳に多い。各段上のテラスや墳丘の頂部，さらには濠の外堤の上には円筒埴輪列がめぐらされ，また墳頂部には家形埴輪や盾・靫・蓋などの器材埴輪が円筒埴輪とともに並べられた。中期の後半以降はこれに人物埴輪や動物埴輪が加わる。

【埴輪】　埴輪は弥生時代後期の吉備地方の墳丘をもつ首長墓などに供献された特殊壺・特殊器台の流れを引く円筒埴輪・壺形埴輪・朝顔形埴輪とさまざまなものを形どった形象埴輪に大別される。形象埴輪はさらに家形埴輪，器材埴輪，人物・動物埴輪にわけられる。このうち家形埴輪や器材埴輪は前期の中ごろから現われ，人物・動物埴輪は中期の後半以

---

❶　この3時期区分では後期が前・中期に比べて長すぎるため，後期のうち前方後円墳がつくられなくなる7世紀を終末期として後期から分離する研究者も多い。むしろ日本歴史の時代区分としては，日本列島の古墳を代表する前方後円墳が造営された時代，すなわち前期から狭義の後期まで（3世紀後半から6世紀末）を古墳時代とし，終末期はむしろ飛鳥時代として理解するのが適当であろう。

❷　このほか，前方後円墳の前方部が短くなった帆立貝式古墳，双方中円墳，双円墳，双方墳，八角墳，上円下方墳などがある。

❸　日本列島の古墳を墳丘の規模の順に数えあげると，第1位から第44位まではすべて前方後円墳であり，第45位の前方後方墳（奈良県天理市西山古墳，墳丘長185m）のあとはまた前方後円墳が続く。

古墳の副葬品

降に出現するものである。器材埴輪のうち家形埴輪は古墳の埋葬施設の上に立てられるところから死者の霊の依代とも考えられ，器材埴輪はそれを取り巻くようにならべられるところから，蓋（貴人にさしかける笠）はそこが聖域であることを示し，盾・靫（背中に負う矢筒）などの武器・武具は死者の霊を守るものとして立てられたのであろう。中期後半に現われる人物埴輪や動物埴輪の群像については，モガリ儀礼（人の死後，埋葬までの期間に行われる儀礼），あるいは葬列を表現したもの，首長霊・首長権継承儀礼を表現したもの，被葬者の生前のマツリゴトのさまを表現したものとする説などが提起されている。

死者を葬る埋葬施設のうち中心的な施設は，前方後円墳・前方後方墳の場合は後円部・後方部に営まれた。前期から中期には，木棺や石棺を竪穴式石室に納めたもの，棺を粘土で覆った粘土槨，あるいは棺をそのまま土壙に納めたものなど竪穴系のものが営まれる。ただ九州では，中期になると朝鮮半島の影響によって出現した横穴式石室やその影響を受けた横穴系の埋葬施設が多くなる。なお木棺には丸太を半裁して内部をくり抜いた割竹形木棺，それが変形した舟形木棺，さらに板材を組み合わせた組合式木棺などがある。また前期後半以降それらを石でつくった割竹形石棺，舟形石棺，長持形石棺も現われる。

副葬品も，前期には装身具である勾玉，管玉などの玉類のほか，多量の銅鏡，南海産の貝の腕輪に起源をもつ碧玉製の腕輪形石製品（鍬形石，車輪石，石釧），鉄製の武器や農工具など呪術的色彩の強いものが多い。このことは，この時期の古墳の被葬者，すなわち各地の首長たちが司祭者的な性格をもっていたことを示している。これに対し中期になると玉類や鏡や鉄製農工具も残るが，鉄製武器や短甲・冑などの武具の占める割合が高くなり，さらに前期にはみられなかった馬具なども加わって，被葬者の武人的性格が強まったことをうかがわせる。

こうした古墳のなかでも，最も大規模な古墳は，前期から中期，さらに後期にいたるまで一貫して近畿地方中央部の奈良盆地と大阪平野に営まれた。前期で最大の規模をもつ古墳は奈良県天理市の柳本古墳群中にみられる渋谷向山古墳（現景行天皇陵，墳丘長310m）であり，中期で最大のものは大阪府堺市の百舌鳥古墳群中の大仙陵古墳（現仁徳天皇陵，墳丘長478m）である。こうした奈良盆地や大阪平野の巨大な古墳は，それぞれの時期では他の地域の古墳から隔絶した規模をもち，各地の首長たちの連合であるヤマト政権の盟主，すなわち**大王**の墓と考えられる。

ただ古墳時代の前期から中期にかけて，近畿中央部の奈良盆地や大阪平野以外の地域で

も相当大規模な前方後円墳が造営されていたことも重要である。とくに中期には岡山県岡山市造山古墳(墳丘長360m)，同総社市作山古墳(墳丘長286m)など巨大な前方後円墳がつくられたほか，宮崎県南部や京都府北部の丹後地方，群馬県にも大規模な前方後円墳が造営された。このことは近畿を中心とする政治連合のなかで，岡山県(吉備地方)，宮崎県(日向地方)，群馬県(上毛野地方)などの勢力が重要な位置を占めていたことを物語る。

【大仙陵古墳(現仁徳天皇陵)】　日本列島で最大の規模をもつ古墳。墳丘の長さが486mの前方後円墳で，墳丘の周りに三重の周濠をめぐらしている。さらにその外側の陪塚が営まれている区域をも含めると，その墓域は80haにもおよび，その築造には，最盛時で1日当り2000人が動員されたとして，延べ約680万人の人員と，約16年の歳月が必要であったと計算されている。明治初年に前方部前面の中腹から長持形石棺を納めた竪穴式石室が発見され，金銅製の眉庇付冑と短甲，ガラス器，鉄刀などがみられた。また後円部の墳頂部にも長持形石棺をおさめた竪穴式石室があったらしい。墳丘や外堤に立てならべられた円筒埴輪の形式などから5世紀中ごろの古墳と考えられており，5世紀前半と想定される仁徳天皇とは時代がやや食い違う。その被葬者が大王であることは疑いないが，それが誰であるかは不明である。

東アジア諸国との交渉

中国大陸では，三国の魏の王朝を受け継いだ晋(265～316)が280年に呉を滅ぼして中国全土を統一したが，4世紀初めには匈奴をはじめとする北方の諸民族の侵入を受けて南に移り，中国の北半部は五胡と呼ばれる北方騎馬民族の支配する五胡十六国の時代となり，南北分裂の南北朝時代を迎える。後漢の滅亡(220年)以降，中国が分裂抗争の時代を迎えたいわゆる魏晋南北朝時代は，その周辺の諸民族に対する支配力が弱まり，東アジアの諸民族はつぎつぎと中国の支配から離れて国家形成へと進んだ。

中国東北部からおこった高句麗(？～668)は，しだいに朝鮮半島北部にまで領土を拡大し，313年には中国の植民地であった楽浪郡を滅ぼした。また，朝鮮半島南部では，3世紀には馬韓，弁韓，辰韓という小国の連合が形成されていたが，4世紀になると馬韓から百済(4C～660)が，辰韓から新羅(4C～935)がおこり，それぞれ国家を形成した。ただ弁韓は統一されることなく，伽耶(伽羅)❶と呼ばれる小国連合が5～6世紀まで続いた。

さらに4世紀後半になると，高句麗がさらに南進策を進めるようになり，新羅や百済，伽耶を圧迫するようになった。鉄資源を確保するため早くから伽耶と密

4～5世紀の東アジア

❶　『日本書紀』ではこの伽耶諸国やさらにその東の地域を「任那」と呼び，日本の植民地であったように記述する。伽耶と倭の関係が密接であったことは確かであるが，伽耶諸国はそれぞれ独立した小国群であり，書紀の記載は明らかに誤りである。

倭王武の上表文

興死して弟武立つ。自ら使持節都督倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事安東大将軍倭国王と称す。順帝の昇明二年①使を遣して上表して曰く、「封国②は偏遠にして藩を外に作す。昔より祖禰③躬ら甲冑を擐き、山川を跋渉して寧処に遑あらず④。東は毛人⑤を征すること五十五国、西は衆夷⑥を服すること六十六国、渡りて海北⑦を平ぐること九十五国」と。

（『宋書』倭国条、原漢文）

①四七八年。②領域、自分の国のこと。③父祖という説と、武の祖父の弥をさすという説とがある。④おちついている暇もない。⑤蝦夷(えみし)だけでなく東国の人びとをこう呼んだのであろう。⑥西国の人びとのことか。⑦朝鮮半島のことか。

倭の五王と天皇(数字は皇統譜による皇位継承の順)

広開土王の碑

接な関係をもっていた倭国(ヤマト政権)も，百済・伽耶とともに高句麗と戦うこととなった。

当時，高句麗の都であった丸都(中国吉林省集安市)にある高句麗の広開土王(好太王)碑の碑文には，倭が高句麗と直接交戦したことが記されている❶。この朝鮮半島における高句麗の騎馬軍団との戦いは，それまで乗馬の風習がなかった倭人たちに，いやおうなしに騎馬技術を学ばせたようで，馬具が百済や伽耶などからもたらされるとともに，百済・伽耶の技術者を呼んで日本列島でも馬具や馬匹の生産が開始される。こうして5世紀になると日本の古墳にも，それまでみられなかった馬具が副葬されるようになるのである。またこの戦乱を逃れた多くの渡来人が海を渡って，乗馬の風習以外にもさまざまな技術や文化を日本に伝えた。

倭国はまた，こうした朝鮮半島南部をめぐる外交・軍事上の立場を有利にするため，百済や新羅などと同じように中国の南朝に使いを送り，朝貢している。『宋書』の夷蛮伝倭国条には，5世紀初めから約1世紀の間に，讃・珍・済・興・武の5人の倭王(倭の五王)が相ついで宋に遣使したことが記されている❷。

大陸文化の受容

こうした朝鮮半島や中国との盛んな交渉によって，鉄器の生産，須恵器と呼ばれる新しい焼き物の生産，機織り，金・銀・金銅・銅などの金属工芸，土木などの新技術が主として朝鮮半島からの**渡来人**によって伝えられた。ヤマト政権は，彼らを韓鍛冶部・陶作部・錦織部・鞍作部などと呼ば

❶　広開土王碑は，高句麗の広開土王(好太王)一代の事績を記した高さ6.34mの大きな石碑で，そのなかに「百残(百済)新羅は旧是れ属民なり。由来朝貢す。而るに倭，辛卯の年(391年)よりこのかた，海を渡りて百残□□□羅を破り，以て臣民と為す」と記されている。

❷　『宋書』の倭国条にみられる倭の五王のうち，済とその子である興と武については，「記紀」にみられる允恭とその子の安康・雄略の各天皇にあてることにはほとんど異論はないが，讃については応神・仁徳・履中の各天皇にあてる説があり，珍についても仁徳天皇・反正天皇にあてる説が対立している。なお埼玉県の稲荷山古墳から出土した辛亥銘鉄剣の銘文にみえる「獲加多支鹵大王」が「記紀」にいうワカタケル天皇すなわち雄略天皇，すなわち倭王武にあたることはほぼ確実と考えられている。

仏教伝来要図

れる技術者集団に組織し，各地に居住させたので，それらの技術は広く日本列島の各地に広がった。

また文字，すなわち漢字の使用も始まり，漢字の音をかりて日本人の名前や地名を書き表わすことができるようになった。ヤマト政権のさまざまな外交文書をはじめ，出納などの記録の作成にあたったのも，史部などと呼ばれた渡来人であった。「記紀」にも西文氏の祖とされる王仁，東漢氏の祖とされる阿知使主，秦氏の祖とされる弓月君らの渡来の説話がいずれも応神天皇の時のこととして物語られている。これらの諸氏の渡来が応神の時期までさかのぼるかどうかは明らかではないが，こうした渡来人の渡来が5世紀前半に始まることは須恵器の初現の年代などからも疑いない。

このほか，6世紀には百済から渡来した五経博士により**儒教**が伝えられたほか，医・易・暦などの学術も受け入れられ，また**仏教**も百済からもたらされた❶。また8世紀初めにできた歴史書である『古事記』や『日本書紀』のもとになった『帝紀』(大王の名・続柄・宮の所在・妃と子の名，陵の所在などをまとめたもの)や『旧辞』(朝廷に伝えられた説話・伝承)も6世紀には成立していたと考えられている。

(表)辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比垝其児多加利足尼其児名弖已加利獲居其児名多加披次獲居其児名多沙鬼獲居其児名半弖比

(裏)其児名加差披余其児名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根原也

【日本語表記の始まり】　埼玉県稲荷山古墳出土の辛亥銘鉄剣は，その銘文から辛亥年(471年)につくられたものと考えられている。鉄剣の表裏に金象眼で115文字を記したもので，同時代の文献史料のまったくない5世紀にあっては，ほぼ同時期の熊本県江田船山古墳出土の鉄刀銘とともに貴重な同時代史料である。銘文の大意は，この剣をつくらせたヲワケの祖先オホヒコからヲワケに至る8代の系譜とヲワケの家が代々杖刀人(大刀をもって大王の宮を護る人)の首として大王に仕えてきた由来を記し，ワカタケル大王の朝廷が斯鬼宮にあったとき，自分が大王が天下を治めるのを助けたこと，この練りに練ったよく切れる刀をつくって，みずからが大王に仕えまつる由来を記す，というものである。このヲワケを稲荷山古墳の被葬者，すなわち武蔵の豪族ととらえるか，『日本書紀』のオホヒコ系譜に連なる例えば阿部氏のような，中央にあって地方豪族の子弟からなる杖刀人を束ねた中央豪族ととらえるか2説が対立している。ただここにはヲワケ，オオヒコ，ワカタケルなどの人名やシキといった地名が，のちの万葉仮名と同じように漢字の音をかりて表記されていることが注目される。みずから文字をつくり出さなかった倭人は，こうして日本語を漢字によって表記する術を獲得していった。ただしこの時期にこうした文章をつくり，また書いたのが渡来人であったことは，江田船山古墳出土の銀象眼銘鉄刀の銘文に「書く者は張安也」と記されていることからも明らかである。

❶　日本にもたらされた仏教は，西域・中国・朝鮮半島を経由して伝えられた北方系の北方仏教である。百済の聖明王が欽明天皇に仏像・経典などを伝えたとされるが，その年代については，『日本書紀』は552年とし，『上宮聖徳法王帝説』『元興寺縁起』などは538年とするが，後者をとる研究者が多い。

参考　**騎馬民族征服王朝説**　昭和24(1949)年に，東洋考古学者の江上波夫(1906～　)が提起した学説で，4世紀ころ，東北アジア系の遊牧騎馬民族が朝鮮半島を経由して日本列島に侵入し，統一国家を樹立したとするもの。この説は，前半期の古墳文化が馬具などをまったくもたない農耕民族的なものであるのに対し，後半期の古墳文化が多数の馬具や金銅製の装身具などを伴う騎馬民族的・王侯貴族的なものに大きく変化することを出発点に提起されたもの。弥生時代以来の農民的な基層文化の上に，ツングース系の北方騎馬民族が日本列島に渡来してうち立てた王朝が天皇家を中心とする「大和朝廷」にほかならないとする。

確かに，前期の古墳にはまったくみられなかった馬具が，中期の5世紀になると古墳の副葬品のなかにみられるようになり，前期にはみられなかった乗馬の風習や騎馬文化が急速に普及したことを物語っている。また中期には新しく朝鮮半島の影響により成立した横穴式石室が古墳の埋葬施設として登場し，後期には古墳の最も一般的な埋葬施設となり，さらに中期には須恵器と呼ばれる朝鮮半島系の土器の生産も開始される。ただそうした馬具や横穴式石室の普及，あるいは須恵器生産などは，5世紀初め以来約100年の間にしだいに進展したもので，古墳時代の前半期と後半期の古墳文化の間に革命的な変化を認め，その背景に騎馬民族の渡来・征服などを想定するのは困難である。むしろ4世紀後半以来の高句麗の南下に伴う朝鮮半島南部の戦乱に倭国もかかわり，その結果こうした大きな変化が生じたと考えるべきであろう。なおこの戦乱の影響で，多数の渡来人が日本列島に渡り，日本列島の社会や文化にきわめて大きな変化をおよぼしたことは正しくとらえなければならない。その後の倭国が中国を中心とする東アジアの文明を短期間に受容し，7世紀後半には強力な中央集権的な古代国家をうち立てることができたのは，倭人が絶えず多くの渡来人を受け入れ，新しい先進的な文化を受容する能力を常に保持していたからにほかならない。

古墳文化の変化

古墳時代の後期になると古墳自体にも大きな変化がみられるようになる。古墳の外形，すなわち墳丘の形態についてはあまり大きな変化はなく，前期・中期以来の前方後円墳・円墳・方墳などがつくられ続ける。ただ前方後方墳は出雲地方(島根県東部)など一部の地域を除くとほとんどみられなくなる。大きな変化がみられるのは古墳の内部の埋葬施設である。それまでの竪穴式石室をはじめとする竪穴系の埋葬施設にかわって，朝鮮半島の古墳の影響を受けて成立した**横穴式石室**をはじめとする横穴系の埋葬施設❶が一般化する。こうした埋葬施設の変化とともに副葬品にも大きな変化が生じる。それは従来からみられた鏡や鉄製の武器・武具や馬具などの副葬品に，新しく多量の須恵器や土師器などの土器が加わることである。こうし

❶　横穴式石室は墳丘の外部へ通じる通路をもつ墓室で，前期の終わりごろ朝鮮半島の影響を受けて，まず北部九州に成立し，中期には九州を中心にごく一部ではあるが中国地方や近畿地方にも広がり，後期には日本列島の古墳の最も一般的な埋葬施設となった。死者を葬る墓室を玄室と呼び，そこにいたる通路を羨道と呼ぶ。横穴系の埋葬施設には横穴式石室のほか，山や丘陵の崖面に直接墓室を掘り込んだ横穴や棺を納める小規模な石槨の前に入口や簡単な羨道をつけた横口式石槨などがある。

横穴式石室

群集墳　奈良県新沢千塚古墳群。丘陵の一帯には約600基に及ぶ大小さまざまな古墳からなる群集墳で，大多数は直径20m内外の円墳である。なかには前方後円墳，前方後方墳，方墳などもみられる。

土師器と須恵器

た横穴系の埋葬施設の普及や墓室内への大量の土器の副葬は，朝鮮半島などの古墳とも共通する新しい葬送儀礼や来世観の広がりを反映するものと考えられている。

古墳時代中期の中葉以降に出現した人物・動物埴輪の樹立は，後期になるとさらに盛んになった。こうした人物・動物埴輪の群像は，その古墳に葬られた首長がマツリゴトを執行するさまを表現したもの，亡き首長から新しい首長が首長権を継承するための儀礼を表現したもの，あるいは葬送儀礼のさまを表現したものとする諸説があるが，確実なことはわかっていない。九州の古墳には土製の埴輪とともに石の埴輪である石人・石馬が立てられ，また九州や山陰地方，さらに茨城県・福島県などの古墳や横穴には，墓室の内部に彩色や線刻による壁画がみられるなど，古墳の地域色が顕著になった。関東地方の古墳には人物・動物埴輪を樹立するものがきわめて多いことも，こうした地域色の一つとして理解できる。

古墳それ自体の変化とともに古墳のあり方にも大きな変化が生じる。近畿地方中央部では，後期になっても大阪府河内大塚古墳(墳丘長335m)，奈良県見瀬丸山古墳(318m)など依然として巨大な前方後円墳が営まれるのに対し，それ以外の地域ではあまり大規模な古墳がみられなくなる。たとえば，中期には造山古墳(墳丘長340m)など近畿の大王墓に匹敵するような巨大な前方後円墳が営まれた吉備地方(岡山県，広島県東部)でも，後期には岡山県総社市のこうもり塚古墳(墳丘長100m)が最大の前方後円墳である。このことは，日本列島各地の豪族が同盟して連合政権をつくるという形から，大王を中心とする近畿地方の勢力に各地の豪族が服属する形へと，ヤマト政権の性格が大きく変質していったことを示している。

こうした支配者層の大型古墳のあり方の変化とともにいま一つ注目されるのは，小型古墳の著しい増加である。大規模な平野部やその周辺ばかりでなく，山間部や瀬戸内の小島にまで群集墳と呼ばれる小古墳が多数営まれるようになる。奈良県新沢千塚や和歌山県岩橋千塚など各地に今も残る千塚や塚原などの地名はその名残であり，例えば大阪府の平尾山千塚古墳群では，横穴式石室をもつ小円墳を中心に約1500基の古墳が確認されている。これは，それまで古墳を造営することなど考えられなかった階層の人々まで古墳をつくるようになったことを示すものにほかならない。本来は，各地の支配者である首長たちだけで構成されていた連合政権の身分秩序に，新たに台頭してきた有力農民層をも組み込むことによって支配体制の強化を目指したものととらえられている。

福岡県珍敷塚古墳の壁画　右端の円文の横に月を象徴するヒキガエルがみられる。

【装飾古墳】　古墳の墓室の内部や石棺に絵画や彫刻などの装飾を施したものを装飾古墳と呼んでいる。すでに前期の段階に，石棺に直線と弧線を組み合わせた直弧文と呼ばれる呪術的な文様や鏡など魔除けの意味をもつ図文を彫刻したものがみられる。中期になると，九州の有明海沿岸では，石棺の内外面や横穴式石室の内部に立てめぐらされた石障と呼ばれる板石に直弧文や鏡，さらに靫や盾など武具の図文を彫刻したものが盛んにつくられ，さらにそれらの図文に赤・青・白などの色を加えたものが現われる。そして後期になると九州を中心に，横穴式石室の内部の壁面に彩色壁画を描いた華麗な装飾古墳が出現する。こうした九州の古墳の彩色壁画には，中期以来の直弧文の流れをくむ連続三角文，円文(鏡)，武器・武具など魔除けの図文以外に，船や馬などの絵が加わる。この船や馬については死者の来世への乗り物ではないかと考えられている。この段階の装飾古墳を代表するのは福岡県王塚古墳で，5色の彩色でみごとな壁画が描かれている。

九州の一部の古墳には，方位をつかさどる神である四神(福岡県竹原古墳)や月を象徴するヒキガエル(福岡県珍敷塚古墳)など中国や高句麗などの壁画古墳のモチーフと共通する図文がみられる。これは何らかの形で高句麗などの壁画古墳の影響を受けたものと考えられ，本格的な装飾古墳が有明海沿岸で成立することとあいまって，日本列島の装飾古墳の成立には朝鮮半島の影響を考えざるを得ない。

九州以外にも，山陰地方，関東から東北南部の太平洋沿岸地域の古墳や横穴には彩色あるいは線刻の壁画をもつものが数多くみられる。それらのなかには茨城県虎塚古墳のように九州の壁画古墳の図文に近いものもみられるが，鳥取県地方の魚や茨城県の渦巻き文のように独自のモチーフの図文が描かれるものもあって，それぞれの地域で特色ある壁画が生み出されている。

なお，日本列島の装飾古墳の多くは壁画をもつ壁画古墳であるが，それらが前・中期の石棺や石障に彫刻をもつ古墳から発達したものであり，両者を一体的にとらえるために装飾古墳という用語が用いられている。

参考　**藤ノ木古墳**　藤ノ木古墳は，奈良県斑鳩町の法隆寺の西方に位置する直径40数mの6世紀後半の円墳で，その内部の横穴式石室内に家形石棺があり，2人の成年男子が合葬されていた。東アジアで発見されている古代の馬具のなかでも工芸的にも最高レベルのみごとな金銅製馬具，豪華な倭風の大刀，冠・沓などの金銅製装身具類，鏡，鉄製武器，鉄製農工具，土器などの豪華で多様な副葬品が発見されている。この時代はまだ前方後円

奈良県藤ノ木古墳の金銅製透彫鞍金具

墳がつくられている時代であるにもかかわらず，この古墳が中規模の円墳であること，それにもかかわらず超一級の豪華な副葬品をもつことから，被葬者は大王家の大王以外の人物，すなわち皇子クラスの人物ではないかと考えられている。

この時期の近畿の支配者層の古墳で，本来の副葬品の全体像や埋葬の実態が明らかにされた例はほかになく，貴重な調査例とされる。その調査成果は，古代国家成立前夜の近畿の最高支配者層が，東アジア世界でも最高水準の工芸品を求めていたこと，朝鮮半島風の装身具類を身につけながらも，伝統的な倭風の大刀をもち，鏡や農工具の副葬など前期以来の伝統的な習俗を保持していたことを示している。このことは，当時の倭国の支配者層が積極的に外来文化を受け入れながらも，なお伝統的な価値観をも大切にしていたこと，すなわち外来文化の受容に際し，受け入れる側の主体性が保たれていたことを示すものとして興味深い。

群馬県黒井峰遺跡の屋敷の復原模型

古墳時代の人々の生活

古墳時代は，支配者である豪族（首長）と被支配者である民衆とがはっきり分離し，その生活のあり方もまた大きく異なるようになった時期といえる。この時代になると豪族は民衆の住む一般の集落から離れた場所に，周りに濠や柵列をめぐらした居館を営むようになった。そこは，首長がまつりごと，すなわち政治❶を行う場であり，また首長一族の生活の場であり，さらに余剰生産物を蓄える倉庫群の営まれる場所でもあったらしい。

これに対し民衆が住む一般の集落には，環濠などはみられず，複数の竪穴住居ないし平地住居と1，2棟の高床倉庫などからなる基本単位がいくつか集まって構成されていたらしい。群馬県群馬郡子持村の黒井峰遺跡では，6世紀中葉の榛名山二ツ岳の噴火で噴出した軽石層の下から当時の村が検出されているが，そこでは芝垣に囲まれた数棟の住居と考えられる平地建物と2棟前後の高床倉庫と簡単な倉庫や家畜小屋などからなる屋敷地がいくつか確認されている。ここではそれぞれ1棟の大規模な竪穴住居がこの垣根の外側に接

奈良県の三輪山

福岡県沖ノ島の磐座分布模型

して営まれており，竪穴住居の位置づけに問題を残すが，当時の集落を構成する基本単位が数棟の住居と1，2棟の高床倉庫とその他雑舎からなるものであることが知られる。おそらく複数の単婚家族を含む大家族が当時の村を構成する基本単位で，それが人々の日常生活の基礎となっていたものであろう。

通常の集落遺跡では，旧地表は失われている場合がほとんどで，黒井峰遺跡のような平地住居は検出されないが，当時の民衆の住居は竪穴住居か平地住居であったらしい。それ以外に掘立柱の建物が支配者層のまつりごとにかかわる建物や住居として営まれたらしい。竪穴住居では，5世紀になると朝鮮半島の影響を受けてつくりつけのカマドを伴うようになる。

古墳時代の前期から中期の初めころまでは，弥生土器の系譜を引く土師器が用いられたが，中期前半からは朝鮮半島の陶質土器の生産技術の影響を受けた硬質で灰色を呈する須恵器の生産が始まり，土師器とともに日常用の土器として用いられた。

当時の人々の衣服については，人物埴輪からそのあり方をうかがうことができる。男性は衣と乗馬ズボンのような袴，女性は衣とスカート風の裳という上下にわかれたものが一般的であったらしい。

古墳時代の人々にとっても，弥生時代と同じように農耕にかかわる祭祀は最も重要視されたものと思われる。なかでも豊作を祈る**祈年の祭り**や収穫を神に感謝する秋の**新嘗の祭り**は重要なものであったに相違ない。当時の人々が神をどのようなものとして意識していたかは難しい問題であるが，奈良県の三輪山に代表されるような円錐形の整った形の山（神奈備と呼ばれた），高い樹木，巨大な岩（磐座），絶海の孤島，川の淵などを神の宿るところ，ないし神が降臨するところと考え，それらを祭祀の対象としていたことは，そうした場所から祭祀に用いられた遺物が出土するところからも疑いない。また井戸や水辺でも水にかかわる祭りが盛んに行われたことが知られている。そうした神祭りの場のなかには，現在も残る神社につながるものがみられる。三輪山を祭る大神神社は三輪山を神体とし，現在も拝殿のみで本殿はない。玄界灘の孤島の沖ノ島には現在も宗像大社の沖津宮があり，4世紀後半から8～9世紀にわたる各時期の豪華な奉献品や大量の祭祀遺物が出土している。日本列島と朝鮮半島との海上交通の安全を祈る国家的な祭祀が行われたと考えられている。

こうした古墳時代の祭祀遺跡から出土する祭祀遺物としては，弥生時代の銅鐸，銅剣・

❶　当時は，邪馬台国以来の政治と神祀りが未分化の，祭政一致の状況がまだ存続している段階であったらしい。4世紀末の大型前方後円墳である奈良県島の山古墳では，後円部にあった竪穴式石室とは別に前方部から粘土槨が発見され，大量の鍬形石，石釧，車輪石などの碧玉製の腕輪形石製品が出土している。この鍬形石，石釧などは本来弥生時代の司祭者が腕につけた南海産の貝を加工した貝輪から変化したものである。大量の腕輪形石製品を保持した前方部の被葬者は武器類をもたず，また女性に限られると考えられる手玉を着装していることなどからも，女性司祭者であった可能性が大きく，おそらく後円部に葬られた男性首長を司祭として助けた女のキョウダイであったと思われる。男性首長の女のキョウダイが巫女として神の意志を聞き，それにしたがって男性首長が政治を行うことが多かったのであろう。ただ邪馬台国段階では卑弥呼を男弟が助ける形であったのが，島の山古墳の段階では後円部の男性首長に対し女性首長は前方部に陪葬されているところが時代の変化を物語るものであろう。

銅矛・銅戈などの青銅製祭器にかわって，銅鏡や鉄製の武器や農工具，さらに玉類が重要な位置を占めるようになった。5世紀以降にはそれらの品々を石などで大量につくった模造品を神に捧げるようになった。5世紀の祭祀遺跡から出土する石製模造品のなかでもとくに多いのは鏡，剣，勾玉を模したものである。このほか木製の祭具も数多く用いられた。

このほか，けがれをはらう禊，災いから逃れるための祓，鹿の骨を焼いて吉凶を占う太占の法，裁判に際し熱湯に手を入れさせ，手がただれるかどうかで真偽を判断する盟神探湯などの呪術的な風習が行われたことが『古事記』『日本書紀』の記載などからもうかがわれる。

大王と豪族

ヤマト政権の国土支配は，倭王武（雄略天皇）が中国の宋の皇帝に奉った上表文や，千葉県稲荷台1号墳出土鉄剣，埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣，熊本県江田船山古墳出土鉄刀に刻まれた銘文などから，5世紀中ごろから後半にかけて，東国から九州にまでおよんでいたことがわかる。とくに，稲荷山古墳出土鉄剣と江田船山古墳出土鉄刀にみえる「獲加多支鹵（ワカタケル）大王」は，『宋書』夷蛮伝倭国条の倭王武（『古事記』『日本書紀』の雄略天皇）のことであり，5世紀後半がヤマト政権の支配体制確立の画期であったことがうかがえる。

ヤマト政権の中枢は，**大王**を中心として，大和・河内やその周辺を基盤とする豪族の連合体によって占められていた。大王家は大和盆地南東部の三輪山山麓を地盤として勢力を伸ばしてきたが，5世紀に入ると，しだいに大王家内の血縁による大王位継承を確立するようになった。

ヤマト政権は，5世紀末から6世紀にかけて，**氏姓制度**と呼ばれる支配体制を徐々につくりあげていった。まず豪族は，**氏**という政治・社会組織に編成された。氏とはヤマト政権の生み出した政治体制であり，支配者層に特有の集団である。氏は多くの家によって構成され，その首長的地位にある**氏上**を中心とし，それに直系・傍系の血縁者や，非血縁者の家などが隷属していた。氏上は氏の代表として氏人を率い，ヤマト政権の構成員となり，それぞれの氏に特有の職位を通じて，政治に参与した。ヤマト政権は，それぞれの氏の政治的地位や性格に応じて，**姓**を授け，氏を統制した。

豪族は，**田荘**と呼ばれる私有地や，**部曲**と呼ばれる私有民を各地に領有して，経済的・軍事的基盤とした。部曲は，それを領有する豪族の名を付して，蘇我部・大伴部などと呼ばれた。氏やその内部の家は，奴（奴婢）と呼ばれる隷属民も所有し，労役に使用した。

氏の名は，葛城・平群・巨勢・蘇我など本拠地の地名を冠したもの（自立的有力豪族）と，大伴・物部・土師・中臣・膳など職掌に基づくもの（伴造的豪族）とがあるが，後者の方が古くから成立しており，また氏の本質をよく表わしている。

姓の起源は，人名に付した彦・根子・君・別・宿禰などの尊称であるが，政治制度としての姓は，5世紀末から6世紀にかけて，ヤマト政権から賜わることによって成立した。姓を大王家との血縁や出自を基準にして授けられたと考える必要はなく，あくまで賜姓時の政治的地位と職位に基づくものと考えるべきであろう。

姓には，臣・連・君・直・造・首・史などがある。臣は葛城・蘇我・吉備・出雲などヤマト政権を構成する有力豪族や地方の有力豪族に，連は大伴・物部・中臣など特定の職位をもってヤマト政権に仕える有力伴造豪族に，君は筑紫・毛野など地方の有力豪族に，直は凡河内など国造に任じられた地方豪族に，造は衣縫・穴穂部など伴造の首長に，首は海部・西文・志紀など伴造豪族，渡来系豪族，県主に任じられた地方豪族に，それぞれ授けられた。

島根県岡田山1号墳出土大刀　上半部はないが，「各田卩臣」（額田部臣）の文字がみえる。

これらのうち，**臣・連**の2つの姓を賜わった豪族が，ヤマト政権の中枢を形成した。臣姓豪族のうち，葛城・平群・巨勢・蘇我氏は大臣に任じられたという伝承をもち，連姓豪族のうち，大伴・物部氏は大連に任じられたと伝えられる❶。

ヤマト政権における政務や祭祀など，さまざまな職務は，**伴造**と呼ばれる豪族や，その配下にあった伴と呼ばれる氏人の集団によって分掌された。5世紀末から6世紀にかけて，中国南朝の高い技術や知識を導入していた百済から渡来する人々が急増したが，ヤマト政権は，彼らを百済の部司制を模した**品部**に編成し，伴造の統率下で，さまざまな物資や専門的労働力を貢上させた。品部は，その職掌に応じて，韓鍛冶部・錦織部・陶作部・玉造部・忌部・史部などと呼ばれた。

同じころ，ヤマト政権は，地方に対する支配を強め，地方豪族の領域内の農民の一部を，**名代・子代の部**という直轄民とした。これは長谷部・春日部・額田部・刑部など，設置されたときの王族や宮の名を負っていた。また，**屯倉**と呼ばれる大王家の直轄領を，畿内，ついで畿外各地に設定した。屯倉の経営は，中央から監督者が派遣され，屯倉周辺の農民を田部として徴発し，その徭役労働によって耕作が行われるというものであった。

一方，初期ヤマト政権では，ヤマト政権に服属した地方の地域共同体のうち，重要視されたものが県とされ，その首長が県主と称されていたが，5世紀末から7世紀初頭にかけて，それにかわる地方支配体制として順次設定されたのが，**国造制**である。それまで地方を統治していた各地域の優勢な豪族が，国造に任命されたが，国造の数は最終的には百数十に達したとみられる。国造は，みずからの統治権を認められるかわりに，ヤマト政権に対して，子弟（舎人・靫負として）・子女（采女として）の出仕，地方特産物や馬・兵士などの貢上などを行った。また，屯倉や部民を管理する伴造職を兼務したり，国造軍を統率して外征に参加したりした。

参考　**三ツ寺Ⅰ遺跡の豪族居館**　各地で発掘されている古墳時代の豪族居館のなかでも最も見事な遺構が検出されているのが群馬県群馬町の三ツ寺Ⅰ遺跡である。この居館は周りに幅30～40mの大規模な周濠をめぐらした一辺約90mの方形を呈し，濠に面した斜面には古墳の葺石と同じように石が葺かれている。濠の内側が二重の柵によって囲まれ，その内部はまた柵によって南と北のブロックにわけられている。そのうち南のブロックの西寄りの部分はさらにまた柵によって囲まれ，その内部には東西14m，南北13.6mの大きな建物

❶　大臣に任じられたという伝承をもつ葛城・平群・巨勢・蘇我氏のうち，蘇我氏以外は史実ではないとする説が有力である。また，大伴・物部氏が任じられたと伝えられる大連を，官職ではなく氏族内における敬称と考える説もある。

があり，この館の中心的な建物と考えられる。この建物の西南には八角形の井戸屋形をもつ井戸があり，西北には導水溝を伴う石敷きのプール状の施設がある。この施設には西側の濠を渡る導水橋によって館の外から水を引くようになっており，神祭りに用いる石製模造品が出土していることからも祭祀の場であったと考えられている。

北のブロックについては竪穴住居などが検出されてはいるがまだごく一部が調査されただけで，大型建物や倉庫の有無はわかっていない。ただ南のブロックが水にかかわる祭祀をも含む神祭りの場であり，西のブロックが豪族の生活空間であることはほぼ間違いなかろう。この遺跡の西北約1kmのところには，5世紀後半から6世紀初頭にかけて相ついで営まれた二子山古墳，八幡塚古墳，薬師塚古墳のいずれも墳丘長100mを超える3基の前方後円墳を中心とする保渡田古墳群があり，三ツ寺Ⅰ遺跡の居館を構えた豪族の古墳と考えられている。

三ツ寺Ⅰ遺跡の復原居館

第2章　律令国家の形成

1．推古朝と飛鳥文化

中央集権への歩み

朝鮮半島では，5世紀に入ると，中国の北朝に朝貢を続けていた**高句麗**と，南朝に朝貢を続けていた**百済**との間に，激しい抗争がおこった。475年には，高句麗は百済の王城である漢城を攻め落とし，百済王を殺すにいたった。百済は，王城を南の熊津に遷し，さらに538年には南方の扶余に遷都して半島南部の**伽耶諸国**へと勢力を広げていった。このころには，伽耶諸国の自立の動きもめざましく，ヤマト政権の伽耶諸国における勢力基盤はしだいに脅かされていき，512年には伽耶西部の4県，513年にはさらに2県を百済の支配にゆだねた。一方，6世紀に入って急速に国家体制を固めていった**新羅**も，百済との抗争のなか，562年には残った伽耶諸国を併合するにいたり，ここにヤマト政権が保持していた半島南部の拠点は，完全に失われた。

6世紀の朝鮮半島

この間，ヤマト政権は，王統の断絶という大きな危機を迎えた。**大伴金村**(生没年不詳)は，507年，越前から応神天皇の5世孫と称する男大迹王を迎えて即位させ(**継体天皇**)，この危機を乗り切ろうとした。しかし，継体天皇は容易には大和に入れず，527年には，ヤマト政権の対新羅出兵に反発した筑紫国造**磐井**が，北部九州の勢力をまとめて反乱をおこし，新羅遠征軍の渡海をさえぎるという乱が勃発するなど，ヤマト政権の支配は動揺を続けた。この**磐井の乱**は，**物部麁鹿火**(生没年不詳)によって，翌年ようやく鎮圧された❶。

【磐井の乱】『日本書紀』によると，継体天皇21(527)年，近江毛野が加羅を復興するための対新羅軍を渡海させようとしていたところ，かねてから新羅と通じていた筑紫国造磐井が，北部九州に勢力を張り，朝鮮諸国からの貢物船を誘致し，毛野軍の渡海をさえぎった。継体は翌年，物部麁鹿火を大将軍として派遣し，麁鹿火は筑紫の御井郡で磐井と激戦の末，ようやくこれを斬った。磐井の子の葛子は，父の罪によって誅せられるのを恐れ，糟屋屯倉を献じて贖罪を乞うた，とある。この戦乱の本質は，北国出身の大王のもと，ヤマト政権の支配が各地方に浸透していく段階で，弥生時代以来，独立性の高かった北部九州連合との間におこった軋轢ととらえるべきであろう。磐井が新羅をはじめとする朝鮮諸国

❶ 福岡県八女市の岩戸山古墳(長さ170m)は，墳丘や外堤・別区(方形の造出し)などから多数の破損した石人・石馬が発見されている。これは『風土記』にみえる磐井の墓の記述と合致する。それ以降，石人・石馬は九州の古墳から姿を消すが，かわって石室内部に豊かな色彩をほどこした装飾古墳が，北部九州を中心に造営されるようになる。

見瀬丸山古墳　奈良県橿原市所在。長さ310mの前方後円墳。欽明天皇と妃の蘇我堅塩媛の合葬墓とみられる。

西暦(干支)	日本書紀	異説
五七一(辛卯)	欽明三二年(死)	欽明四一年(死) 法王帝説
五四〇	欽明元年	
五三八(戊午)		欽明七年 元興寺縁起ほか
五三六	宣化元年	
五三五(乙卯)		安閑の死 古事記
五三四(甲寅)	安閑元年	継体の死 書紀の或本
五三二	空位	
五三一(辛亥)	継体二五年	皇子の死 継体・太子・ 百済本記
五三〇		
五二九		
五二八		
五二七(丁未)		継体の死 古事記

二朝併立年表

と結んでいたと伝えられるのも，その地域性を考えれば当然のことであり，王権が動揺していたこの時期，北部九州連合の独立性がふたたび高まって，独自の外交権の主張が復活したとみるべきである。

天皇	豪族の興亡 (大伴)(物部)(蘇我)	朝鮮問題
武烈	金村	
507 継体	麁鹿火	512 伽耶4県を割譲
		527 磐井の乱
531		
534 安閑	尾輿 × 稲目	538 仏教伝来 百済，扶余へ遷都
536 宣化		
539 欽明	金村 × 失脚 540	
	守屋 × 馬子	562 伽耶の拠点を失う
572 敏達		
586 用明	守屋 × 587	
588 崇峻		
592 推古		

6世紀の国内の動き

継体天皇の死後，ヤマト政権は，安閑・宣化天皇を中心とする勢力と，**欽明天皇**を中心とする勢力に分裂し，抗争を続けた(二朝併立)。安閑・宣化王権を支えたのは大伴金村であったが，欽明王権は新しく台頭してきた**蘇我稲目**(？～570)によって支えられた。539年にいたり，両派の妥協のうえに欽明天皇の王権に統一されたが，大伴金村は，朝鮮半島政策の失敗を**物部尾輿**(生没年不詳)に非難され，540年に失脚することとなった。

このころ，全国各地に**屯倉**や**名代・子代**の部がおかれ，また中央では有力豪族の代表(大夫)による合議制が確立し，**品部制**が編成されるなど，国家体制整備の大きな画期となった。

そして，それらの諸政策を推進したのが，大臣(おおまえつきみ)に任じられた蘇我稲目であった。稲目は，その娘2人を欽明天皇の妃とし，多くの皇子女の外戚となることによって，その権力を確立した。

【蘇我氏の台頭】　蘇我氏は，大和南西部に基盤をもち，5世紀に大王家の外戚となっていた葛城氏から分立した氏族であった。大和国高市郡曽我，ついで大和国高市郡飛鳥地方に進出し，稲目の代に蘇我氏として独立し，河内国石川郡をはじめとする全国各地に進出した。東漢氏などの渡来系氏族を配下におくことによって，斎蔵・内蔵・大蔵の三蔵を管理し，王権の財政を管掌した。稲目は，分裂していた王権の収拾にあたり，欽明王権を支持することによって，欽明朝に権力を拡大した。葛城氏の地位を継承し，その娘である堅塩媛と小姉君の2人を欽明天皇の妃とし，用明天皇・崇峻天皇・推古天皇をはじめとする多くの

皇子女の外戚となることによって，その権力を強固なものにした。また，大臣という地位を創設してこれに初めて就き，大夫層との合議のもと，内外の政治を統括した。

その一方では，蘇我氏と物部氏との抗争は激しくなり，538年に百済から公伝した**仏教**受容の可否をめぐって，崇仏派の蘇我稲目と廃仏派の物部尾輿は争った。この抗争は，それぞれの子の世代にまでもちこされ，587年，大臣を継いでいた**蘇我馬子**(？～626)❶は，王族や諸豪族を集めて，**物部守屋**(？～587)を滅ぼした。

推古朝の政治

そのころ中国では，北朝からおこった**隋**(581～618)が，589年，南朝の陳を滅ぼして，おおよそ400年ぶりに統一王朝が成立した。隋は**律令制**を整備するとともに，周辺諸国への圧迫を強め，598年以降，数次にわたって高句麗へ大軍を派遣した。朝鮮3国や倭国では，この世界帝国の強圧に対処するための権力集中の必要に迫られた。

蘇我馬子は，用明天皇，ついで崇峻天皇(在位587～592)と，つぎつぎと蘇我氏出身の妃が産んだ皇子を即位させ，権力の集中をはかったが，592年，馬子の専横を嫌った崇峻天皇を暗殺するという事件をおこした。

このような危機を収拾するため，馬子や諸豪族は，欽明天皇と蘇我堅塩媛との間に生まれ，敏達天皇の后となっていた額田部皇女を，はじめての女帝として即位させた。これが**推古天皇**(在位592～628)である。翌593年，推古天皇の甥の厩戸皇子(574～622，のちに**聖徳太子**と呼ばれる)が摂政となり，ここに，大王推古，摂政厩戸皇子，大臣蘇我馬子の三者の共治による権力集中がはかられ，倭国も激動の東アジア国際政治のただなかにのり出していくこととなった。

【参考】　**聖徳太子**　厩戸皇子は，蘇我堅塩媛所生の用明天皇を父に，蘇我小姉君所生の穴穂部皇女を母にもつ，まさに蘇我の血の結晶であった。推古・厩戸皇子・蘇我馬子の三者は，血縁を軸とした結合によって，権力集中を果たそうとしたのである。なお，厩戸皇子が就いたとされる皇太子という地位，および摂政という職位は，当時はまだ成立していなかった。皇子は有力な大王位継承資格者として，政治に参画したのである。皇子については，早い時期から伝説が成立し，聖徳太子という呼称も生まれていた。母が厩の戸においで皇子を産んだとか，十人の訴えを同時に聴いて決済したとか，片岡村の乞食が聖人であることを看破したとかいうものである(「三経義疏」の著述もこれに類するか)。結局，推古天皇よりも先に死亡してしまい(当時は譲位の制がなかった)，即位することはなかった。大阪府南河内郡太子町の叡福寺境内にある円墳(径54m)が，皇子の「磯長墓」であるとされ，古くから信仰を集めているが，近年これを皇子と関係ないものとする説も出てきている。後世には太子信仰が生まれ，庶民の間にも浸透していった。

彼ら三者は，王権の周囲に諸豪族を結集させることによって権力を集中し，朝鮮諸国に対する国際的な優位性を確立しようとした。推古期の諸政策のなかでとくに重視すべきものに，603(推古天皇11)年に制定された**冠位十二階の制**と，604(推古天皇12)年に制定された**憲法十七条**とがある。この2つが，600年の第1次**遣隋使**と，607年の第2次遣隋使との間に，そして600年と602年に編成された新羅征討軍派遣の直後に制定されていること

❶　奈良県明日香村にある石舞台古墳は，もとは上円下方墳であったと推定される。巨石を使用した玄室の長さ7.7mの巨大横穴式石室が残っている。『日本書紀』にみえる蘇我馬子の「桃原墓」に比定されている。

憲法十七条

一に曰く、和を以て貴しと為し、忤ふる①こと無きを宗と為よ。人皆党②有り、亦達れる者少し。是を以て或は君父に順はず、乍た隣里に違ふ。然れども、上和らぎ下睦びて、事を論ふに諧ひぬるときには、則ち事理自らに通ふ。何事か成らざらむ。

二に曰く、篤く三宝を敬へ。三宝は則ち四生③の終の帰、万国の極宗なり。何れの世、何れの人か、是の法を貴ばざる。人尤だ悪しきもの鮮し、能く教ふれば従ふ。其れ三宝に帰りまつらずば、何を以てか枉れるを直さむ。

三に曰く、詔を承りては必ず謹め。君をば則ち天とす、臣をば則ち地とす。天覆ひ地載せて、四時④順り行き、万気通ふことを得。地、天を覆はむと欲するときは、則ち壊るることを致さむのみ。（下略）

十二に曰く、国司・国造・百姓に斂る⑤こと勿れ。国に二君非し。民に両主無し。率土の兆民、王を以て主と為す。所任司司は、皆是れ王の臣なり。何ぞ敢て公とともに百姓に賦め斂らむ。

十六に曰く、民を使ふに時⑥を以てするは、古の良き典なり。故、冬月に間有らば、以て民を使ふべし。春より秋に至るまでは、農桑の節なり。民を使ふべからず。其れ農せずは何をか食はむ。桑せずは何をか服む。

十七に曰く、それ事は独り断むべからず、必ず衆と論ふべし。（下略）

（『日本書紀』、原漢文）

①さからう。②徒党。③一切の生物。法華経に見える。④春夏秋冬。⑤重税を課する。⑥農閑期。⑦『論語』の学而篇にみえる。

は，見逃すべきではない。この両者は，世界帝国である隋と交際するための，文明国としての最低限の政治・儀礼制度だったわけである。彼らのめざした官僚制的な中央集権国家は，あくまで国際情勢のなかでとらえなければならない。

【冠位十二階】　冠位十二階は，徳・仁・礼・信・義・智をそれぞれ大小に分けて十二階とし，紫・青・赤・黄・白・黒の六色の冠を授けたものである。冠位はそれまでの氏族ごとに賜わって世襲された姓とは異なり，個人の才能や功績，忠誠に応じて授けられたもので，その官人一代限りのものであり，また功績によって昇進することも可能であった。これは中国の官品や朝鮮諸国の官位を模範としたものであったが，この制度によって，倭国の支配者層は，氏姓制度の世襲制を打破し，官僚制的な集団に自己を再編成する道へと一歩を踏み出したことになる。これ以降の冠位・位階制は，すべてこれを源流としている。鞍作鳥(生没年不詳)，秦河勝(生没年不詳)，小野妹子(生没年不詳)らは，従来の門地にとらわれずに冠位を授与された例である。なお，この冠位を授けられたのは，中央豪族のうちの大夫層以下の階層であって(律令制の四位以下)，大臣家としての蘇我氏や，王族，さらに地方豪族は授位範囲の枠外にあった。

【憲法十七条】　憲法十七条は，近代の憲法とは違い，官僚制に再編成されるべき諸豪族に対する政治的服務規程や道徳的訓戒というべき性格のものである。その内容は，和を尊ぶべきこと(第1条)，仏教を敬うべきこと(第2条)，天皇に服従すべきこと(第3条)，礼法を基本とすべきこと(第4条)，訴訟を公平に裁くべきこと(第5条)，勧善懲悪を徹底すべきこと(第6条)，各々の職掌を守るべきこと(第7条)，早く出仕して遅く退出すべきこと(第8条)，信を義の根本とすべきこと(第9条)，怒りを捨てるべきこと(第10条)，官人の功績と過失によって賞罰を行うべきこと(第11条)，国司・国造は百姓から税を不当に取らないこと(第12条)，官吏はその官司の職掌を熟知すべきこと(第13条)，他人を嫉妬すべきではないこと(第14条)，私心を去るべきこと(第15条)，人民を使役する際には時節を考えるべきこと(第16条)，物事を独断で行わず議論すべきこと(第17条)，というものである。儒教の君臣道徳のほかに，仏教や法家の思想も読みとれる。これらがどれだけの有効性をもち，律令制の成立に結びついたのかは明らかではないが，少なくとも隋との外交交渉の場で倭国の政治理念を示したこと，また後世の法に強い影響を残したことは間違いない。

同じく官僚制に基づく中央集権国家の建設にかかわる政策として，603年の小墾田宮の造営と，620年の**国史**の編纂があげられる。前者は，それまでの宮とは隔絶した規模をもつもので，大王の聴政と官僚の執務の場としての性格をもち，それ以降の宮の原型となった。後者は，6世紀に成立した「帝紀」「旧辞」を基にしたもので，『天皇記』『国記』『臣連伴造国造百八十部并公民等本記』からなると伝えられる。天皇制国家の形成過程を示そうとしたものとみられる。

隋との交渉

倭国は，5世紀の倭の五王の遣使が途絶えて以来，中国との交渉が絶え，冊封体制から離脱していたが，ここに隋の中国統一と高句麗遠征という国際情勢をふまえ，新たな外交方針を定めることによって，対朝鮮(とくに新羅)関係を打開しようとした。

新羅征討軍が編成されたのは，600年・602年・623年の3回であるが(602年は派兵中止)，このうち，最初の新羅征討軍の派遣と第1次遣隋使の派遣とが，同じ年に行われたことの関連性に注目すべきであろう。

『隋書』東夷伝倭国条は，600年の第1次遣隋使を記録している。この時の遣隋使は隋の文帝に指弾され，むなしく帰国したが，この遣隋使派遣は対朝鮮関係の打開が征討軍の派兵のみではもはや解決できず，外交が新しい課題となってきていることを示している❶。

607年の第2次遣隋使は，**小野妹子**(生没年不詳)が派遣されたものである。その国書に「日出づる処の天子，書を日没する

遣隋使の派遣

開皇二十年①倭王あり、姓は阿毎、字は多利思比孤、阿輩雞彌②と号す。使を遣して闕に詣る。上③、所司をして其の風俗を訪はしむ。使者言す、「倭王は天を以て兄と為し、日を以て弟と為す。天未だ明けざる時、出でて政を聴き跏趺して坐し、日出づれば便ち理務を停め、云ふ、我が弟に委ねん」と。高祖曰く、「此れ太だ義理無し」と。是に於いて訓じて之を改めしむ。

（『隋書』東夷伝倭国条、原漢文）

大業三年④、其の王多利思比孤、使⑤を遣して朝貢す。（中略）其の国書に曰く、「日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙無きや⑥。云云」と。帝⑦、之を覧て悦ばず、鴻臚卿⑧に謂ひて曰く、「蛮夷の書、無礼なる有らば、復た以て聞する勿れ」と。

（『隋書』東夷伝倭国条、原漢文）

爰に天皇、唐の帝を聘ふ。其の辞に曰く、「東の天皇、敬みて西の皇帝に白す」と。

（『日本書紀』、原漢文）

①開皇は、隋の文帝の時の年号。推古八（六〇〇）年にあたる。②「オホキミ」、すなわち「大王」のこと。③隋の高祖文帝。④大業は、隋の煬帝の時の年号で、推古十五（六〇七）年にあたる。⑤遣隋使小野妹子。⑥恙はツツガムシのこと、「お変りありませんか」の意。⑦隋の煬帝。⑧外国に関する事務、朝貢のことなどを取り扱う官。

❶『隋書』には，600年に倭国の遣隋使が拝朝したものの，隋の文帝が，倭国の政治・風俗が「義理」のないものであることを指弾し，これを訓じて改めさせたという記事がみえる(当然，日本側の史料にはみえない)。607年に改めて派遣された第2次遣隋使の使者は，立派な冠位をかぶり，誇らしく倭国の政治理念(憲法)を語ったことであろう。

処の天子に致す，云々……」とあるように，倭国の大王が天子と自称したことに対して，隋の皇帝**煬帝**(在位604～618)が不快の念を示したという。これを対等の外交をめざしたとまで考えるのは問題があり，あくまで朝貢外交の枠内のものであった。しかしながら，遣隋使がこれまでの卑弥呼や倭の五王の時代の倭国の外交と異なるのは，この時の倭国の大王が，中国の皇帝から冊封を受けなかったということである。倭国の支配者層は，中国の皇帝から独立した君主を戴くことを隋から認定されることによって，中国皇帝から冊封を受けている朝鮮諸国に対する優位性を確立しようとしたのである。

一方，608(推古天皇16)年，「無礼」な「蛮夷」の使節の帰国に際して，煬帝が**裴世清**(生没年不詳)を国使として遣わしたのは，対戦中の高句麗が倭国と結びつくのを恐れたためであろう。

その後，遣隋使は，608年に裴世清の帰国に際しての送使として小野妹子が派遣された第3次，614年に犬上御田鍬(生没年不詳)が派遣された第4次と続いた。

なお，第3次遣隋使には，渡来人の子孫8人が留学生・学問僧としてしたがったが，そのうち，僧旻(？～653)は632年に，**高向玄理**(？～654)と**南淵請安**(生没年不詳)は640年に，隋の滅亡と唐の成立を体験して帰国している。彼らはいずれも学塾を開いて，隋・唐帝国の先進知識を，中大兄皇子・中臣鎌足・蘇我入鹿ら倭国の次代の指導者に教授するとともに，大化改新の理論的指導者となった。

飛鳥文化

推古朝を中心とする時代の文化を，当時の宮の所在地を冠して，**飛鳥文化**と呼んでいる。飛鳥文化の特色は，当初は渡来人や蘇我氏など限られた人々によって信仰されていた仏教が，国家の保護を受けるようになって広く浸透し，最初の**仏教文化**と称すべき状況にいたった点に求められよう。

仏教の普及に大きく寄与したのは，蘇我氏とならんで厩戸皇子(**聖徳太子**)であった。皇子は，594(推古天皇2)年に**仏教興隆の詔**を出し，政治の基本に仏教をすえたほか，みずから「**三経義疏**」という，法華経・維摩経・勝鬘経の3つの教典の注釈書を著したと伝えられるなど，仏教に対して深い理解をもっていた。

大王家や諸豪族は，古墳にかわってその権威を示し，氏の政治的結集の場とするために，きそって**氏寺**を建立した。蘇我馬子が発願し，朝廷の保護を受け，588年に建立が始まった飛鳥の**飛鳥寺**(**法興寺**)，厩戸皇子の発願によると伝えられ，593年に建立された難波の**四天王寺**や，607年に建立された斑鳩の**斑鳩寺**(**法隆寺**)，秦河勝の発願により603年に建立された山背の**広隆寺**などが，その代表的な例である。その他，飛鳥をはじめとする全国各地に，礎石の上に丹塗りの巨大な柱をおき，屋根を瓦で葺いた，これまでの倭国の建築様式とは隔絶した規模と様式をもつ寺院が，続々と建立された。624(推古天皇32)年には，全国の寺院は46寺，僧816人，尼569人と集計されている。

●塔　□講堂
□金堂　□その他

飛鳥寺
本薬師寺
法隆寺
四天王寺
大官大寺
清岩里廃寺(高句麗)
川原寺
観世音寺

伽藍配置

若草伽藍塔心礎

参考　**法隆寺再建論争**　『日本書紀』は，法隆寺が670(天智天皇9)年に罹災し，一屋も残さず焼亡したという記事を載せている。この記事と現存する法隆寺西院の建築物との関係をめぐっては，明治以降，論争が続いたが，1939(昭和14)年，現在の中門の南東から四天王寺式の伽藍跡が発掘されたことから(若草伽藍跡)，これが聖徳太子によって建立された当初の斑鳩寺であり，現在の法隆寺西院の建築物は，白鳳期に再建されたものであるとの説が有力になった。ただし，現存する西院の金堂の建立時期を聖徳太子の死の直後にまでさかのぼらせて考え，天智天皇9年までは若草伽藍と併存していたとする新非再建論も提出されている。

しかし，当時の支配者層のすべてが，仏教の深遠にして複雑な教理をよく理解していたとはとてもいえない。厩戸皇子や一部の渡来人を除けば，一般には，仏教は祖先の冥福を祈ったり，病気の回復を願うための，呪術の一種として認識されていたようである。

仏教が人々の心に深い印象を残したのは，その世界宗教としての教理よりも，壮大な寺院建築や，端厳と輝く仏像によるところが大きい。当時の仏像彫刻(**飛鳥仏**)は，中国の北朝の形式を受け継いだもの(北魏様式)と，南朝の様式を受け継いだもの(南梁様式)とに分類できる。それぞれ，高句麗・百済を経て倭国に伝わったものであろう。

北魏様式は，**鞍作鳥**(止利仏師，生没年不詳)とその系統の手になるもので，整った厳しい表情のなかに，古式微笑をたたえ，超現実的・象徴的な印象を与える。最古の仏像とされる飛鳥寺の釈迦如来像(金銅像であるが後世の補修が甚しい)をはじめ，法隆寺金堂の**釈迦三尊像**(金銅像)，法隆寺夢殿の**救世観音像**(木像)などが，その代表的な例である。

一方，南梁様式は，温かみがあって崇高な感じを受ける。法隆寺の**百済観音像**(木像)が，その代表作である。これに写実的な味わいをつけたのが，中宮寺の**半跏思惟像**(木像)や広隆寺の**半跏思惟像**(木像)である。いずれも慈愛に満ちた美しさをもっている。

絵画では，610年，**曇徴**(生没年不詳)が高句麗から紙・墨の製法，彩色の技法を伝えた。当時の遺品としては，法隆寺の**玉虫厨子**の須弥座絵(施身聞偈図・捨身飼虎図)，および扉絵がある❶。

工芸品としては，法隆寺の玉虫厨子のほか，中宮寺の**天寿国繡帳**がある。これは厩戸皇子を追悼するために，下絵の上に色糸で刺繡をしたもので，貴重な銘文もほどこされている。

これらの美術工芸品は，その技法や構図はもちろんのこと，各所にみられる忍冬唐草文様やペガサス(天馬)など，朝鮮・中国をはじめ，ササン朝ペルシア・東ローマ帝国・ギリシアなど，国際的な文化の影響を受けていることが特徴である。

❶　法隆寺の玉虫厨子の絵は密陀絵といわれていたが，現在では漆絵とする説が有力である。密陀絵とは，荏油や桐油などに，乾燥剤として密陀僧(一酸化鉛)を混ぜて加熱し，顔料を練って描いた油絵のこと。平安時代には急速に衰えたが，近世以降は盛んになった。漆絵とは，色漆で描いた絵のことで，古代・中世を通じてあまり振るわなかったが，近世以降に盛んになった。

また，外国の文化や技術の導入は，わが国の社会や政治にも大きな変化をもたらした。曇徴が紙と墨の製法を伝えたことによって，物事を記録するということが始まったわけであるし，602年に来朝した**観勒**(かんろく)(生没年不詳)が，**暦法**や天文地理学の書を伝えたことは，物事を年月の経過にそって記録することができるようになったことを意味する。これらは，単に歴史書の成立や政務のあり様に変化をもたらしただけではなく，日本人の意識そのものに根本的な変革をもたらすことになったのである。

①
②　③
主な美術作品

彫刻
- 飛鳥寺釈迦如来像〈金銅像〉④
- 法隆寺金堂釈迦三尊像〈金銅像〉①
- 〃　百済観音像〈木像〉⑥
- 〃　夢殿救世(ぐぜ)観音像〈木像〉⑦
- 中宮寺半跏思惟(はんかしゆい)像〈木像〉②
- 広隆寺半跏思惟像〈木像〉③

絵画
- 法隆寺玉虫(たまむし)厨子須弥座絵(ずしゅみざえ)・扉絵(とびらえ)

工芸
- 法隆寺獅子狩文様錦(ししかりもんようきん)⑤
- 法隆寺玉虫厨子⑧
- 中宮寺天寿国繡帳(てんじゅこくしゅうちょう)(断片)⑨

図版特集

④　⑤
⑥
⑦　⑧
⑨
2．律令国家の成立

大化改新

中国では，618年に隋が滅び，**唐**(618～907)がおこった。唐は，均田(きんでん)制と租庸調(そようちょう)制を核とした律令法に基づく中央集権的な国家体制の充実をはかり，太宗(たいそう)(598～649)の治世(ちせい)には，**貞観の治**(じょうがんのち)と呼ばれる最盛期を迎え，周辺諸国を圧迫していた。一方，朝鮮半島諸国では，あいかわらず権力集中が政治の眼目(がんもく)とされた。百済では，641年，義慈王(ぎじおう)(？～660)がクーデタによって権力を掌握し，642年以降，新羅領に侵攻した。高句麗では，642年，宰相の泉蓋蘇文(せんがいそぶん)(？～665)が国王と大臣以下の貴族を惨殺(ざんさつ)し，百済と結んで新羅領をうかがった。新羅は唐に救援を求めたが，唐が要求した女王交代の採否をめぐって，647年に内乱状態となった。唐の太宗は，644年から高句麗征討にのり出したが，倭国において，クーデタとそれに続く政治改革が行われたのは，これら東アジアの国際情勢に対応したものであった。

蘇我馬子のあとを受けた**蘇我蝦夷**(えみし)(？～645)は，大臣として権力をふるっていたが，皇極(こうぎょく)天皇(在位642～645)の時になると，その子の**蘇我入鹿**(いるか)(？～645)が，父をしのぐ実権を掌握していた。入鹿は643年に，厩戸皇子の子である**山背大兄王**(やましろのおおえのおう)(？～643)の一族を滅ぼした。入鹿は，権臣(ごんしん)個人が専制権力をふるうという，ちょうど高句麗と同じ方式の権力集中をめざしていたことになる。

一方，唐から帰国した留学生や学問僧から最新の統治技術を学んだ者のなかからは，国家体制を整備し，そのなかに諸豪族を編成することによって，官僚制的な中央集権国家を建設し，権力集中をはかろうとする動きがおこった。

中臣鎌足(なかとみのかまたり)(のちに藤原(ふじわら)鎌足，614～669)と**中大兄皇子**(なかのおおえのおうじ)(626～671)は，645(皇極天皇4)年6月，飛鳥板蓋宮(いたぶきのみや)で蘇我入鹿を謀殺した。翌日，蘇我蝦夷も自殺し，蘇我氏本宗家(ほんそうけ)は滅亡した(**乙巳の変**(いっし))。皇極天皇は退位して弟の**孝徳天皇**(こうとく)(在位645～654)に譲位し，新たな政権が発足した。まず，中央豪族の代表として，阿倍内麻呂(あべのうちまろ)(？～649)が左大臣に，蘇我倉山田石川麻呂(くらやまだのいしかわまろ)(？～649)が右大臣に任命された。中臣鎌足は，内臣(うちつおみ)という地位につき，唐から帰国していた僧**旻**と**高向玄理**が**国博士**(くにのはかせ)として，政権のブレーンとなった。また，年号を**大化**(たいか)(天子の徳を人民におよぼすこと)と制定し，新政の理念をかかげた。

【元号】　紀年法の一種で，ある期間の年数の上につける名称。中国の漢の武帝の建元元年(B.C.140)に始まり，朝鮮・日本でも使用された(現在は世界でも日本のみ)。制定権は中国では皇帝，日本では天皇にあった。日本では大化(645年)以後，孝徳朝の白雉(はくち)，天武朝

改新の詔

二年春正月甲子の朔、賀正の礼畢りて、即ち改新の詔を宣ひて曰く、

其の一に曰く、昔在の天皇等の立てたまへる子代の民①、処々の屯倉②、及び、別には臣・連・伴造・国造・村首の所有る部曲の民、処々の田荘③を罷めよ。仍りて食封を大夫④より以上に賜ふこと、各差有らむ。降りて布帛を以て、官人・百姓に賜ふこと、差有らむ。……

其の二に曰く、初めて京師を修め、畿内・国司・郡司⑤・関塞⑥・斥候⑦・防人・駅馬・伝馬を置き、鈴⑧契⑨を造り、山河⑩を定めよ。……凡そ畿内は、東は名墾⑪の横河より以来、南は紀伊の兄山⑫より以来、西は赤石⑬の櫛淵より以来、北は近江の狭々波の合坂山⑭より以来を畿内となす。……凡そ駅馬・伝馬を給ふことは皆鈴、伝符の剋の数によれ。

其の三に曰く、初めて戸籍・計帳・班田収授の法を造れ。凡そ五十戸を里となし、里毎に長一人を置く、……もし山谷阻険にして、地遠く人稀なる処には、便に随ひて量りて置け。

其の四に曰く、旧の賦役⑮を罷めて、田の調を行へ。……別に戸別の調を収れ。……凡その調の副物の塩と贄とは、亦郷土の出せるに随へ。(『日本書紀』、原漢文)

①王族の直轄民。②王族の直轄領。③豪族の私有地。④五位相当の有位者。⑤畿内国の司とも読む。⑥関所。⑦北方を守る人、またはのろしをつかさどる人。⑧駅鈴、駅馬・伝馬を使用する証明で役人がたずさえた。⑨一定数以上の軍隊を動かす時、関所でみせる証明としての木の札。⑩国・郡の境界。⑪伊賀(三重県)の名張。⑫紀伊(和歌山県)の伊都郡。⑬播磨(兵庫県)の明石。⑭近江(滋賀県)の逢坂山。⑮貢租や労働奉仕。

の朱鳥などを経て，文武朝の大宝(701年)からは平成(1989年)にいたるまで継続している。ただし，律令に基づいて制定された大宝より以前の元号については，木簡などからは確かめられない。また，律令制成立期と中世後期には，公式の元号とは異なる私年号が用いられることもあった。改元の理由には，即位・祥瑞・災異・干支(辛酉・甲子)などがあった。明治より以前には，天皇一代について複数の元号を用いることも多かったが，明治元(1868)年に一世一元の原則が定められた。昭和22(1947)年に公布された新皇室典範には元号の条項はなく，元号の法的根拠はなくなって，元号存廃の論議が行われたが，昭和54(1979)年に元号法が制定され，内閣の権限によって元号が制定されることになった。

この年にはまず，東国に使者を発遣し(東国国司)，国造の支配の実態と，人口・田地を調査させ，新政策が具体的に始まった。同時に男女の法を制定し，生まれた子供を父方・母方のいずれに所属させるかを明確にした。人口調査の前提として，原則を立てたものである。その後，新政府は難波に宮を遷した。東アジアの動乱に積極的に関与するため，大和の外港である難波に拠点をおいたのであろう。

翌646(大化2)年元日，4カ条からなる**改新の詔**を発したと『日本書紀』は記す。この詔の信憑性については，さまざまな論議がおこっている。『日本書紀』通りの詔の存在は疑わしいが，このころにその基となる原詔が出されて，改新の目標が設定されたと考えてもおかしくない時代情況ではあった。ただし，どこまでが当時出された原詔の姿を伝えているかは，難しい問題である。

【郡評論争】 646(大化2)年に出されたとされる大化改新の詔第2条の信憑性をめぐっての論争。改新の詔には国・郡・里という地方行政組織を定めたということがみえるが，この時期の金石文や，氏族系譜をはじめとする諸史料には，「郡」ではなく「評」と記したものが多くみられる。これに基づいて，もともとの改新の詔には「評」とあったという説が出された。この学説に対する種々の反論もなされて盛んな論争が続いたが，決着をつけたのは藤原宮跡から出土した木簡であった。庚子年，すなわち700(文武天皇4)年以前の木簡には，すべて「評」と記されているが，701(大宝元)年以降の木簡には「郡」と記されているのである。これによって，大宝令以前には「評」が用いられ，改新の詔の「郡」は，『日本書紀』編纂時の現行法令である大宝令によって修飾されたものであることが明らかとなった。なお，「郡」も「評」も，ともに朝鮮の制度の影響を受けたもので，同じく「コオリ」と訓む。また，論争は，大化改新自体の存在を前提としており，いわゆる改新否定説とは別次元の問題である。

庚子年四月　若佐国小丹生評　木ツ里秦人申二斗

(表)尾治国知多郡　(裏)大寶二年

第1条は，王族や豪族の土地・人民の所有を禁止し(**公地公民制**)，豪族に**食封**を支給することを定めたものである。しかし，この当時このような改革を宣言したとは考えにくい。諸豪族の部曲・田荘の領有は，かなりのちまで認められているからである。

第2条は，京師，畿内，国・郡・里という地方行政組織を定め，中央集権的な政治体制をつくることを定めたものである。このうち，「郡」の字が大宝律令施行以前には「評」であったことが，藤原宮跡から出土した木簡によって確認されているが，用字はともかく「評」という行政組織は数年後には設定されており，この時に目標として定められた可能性も強い。同様に，畿内国の制もこの時に定まったものであろう。

第3条は，**戸籍・計帳**をつくり，**班田収授法**を行うことを定めたものである。これらの用語は，いずれも大宝令の修飾を受けている。東国国司が行った人口と田地の調査を踏まえて，定められたものであろう。実際に戸籍が作成されるのは，670(天智天皇9)年を待たなければならない。

第4条は，新しい統一的な税制を定めたものである。この第4条が，この時期に定められた制度としてふさわしい。ここで定められた税は，田の調・戸別の調・官馬・仕丁・庸布・庸米・采女であるが，田の面積に応じて徴収する「田の調」は畿外を，戸数に応じて徴収される「戸別の調」は畿内国を対象としたものであろう。ほかの税についても，大化以前から行われていたもので，この時に新しい徴収基準が定められたと考えられる。

この年には，葬儀・婚姻・交通など習俗の改正を命じる詔が出され，従来の共同体的習慣を否定した中国的な文明浸透への道が示された。

また，品部(職業部，名代・子代の部，部曲を含む)の廃止が命じられ，それらの部を権力基盤としてきた諸豪族に対しては，これまでの臣・連・伴造・国造の職を捨てて，新たに設ける冠位と官職を授けることが宣せられた。諸豪族は官僚制への道を歩むことによって，支配階級として生き残ることになったのである。

647(大化3)年，冠位十二階を改め，7色13階からなる新しい冠位制が制定された。これは大臣や地方豪族をも授位範囲に含むもので，臣下はすべて官僚制に組み込まれることになった(649年には，19階に拡大されている)。650年には，中国的な祥瑞の思想によって，白雉と改元し，難波の新宮に遷り，これを**難波長柄豊碕宮**と名づけた。

孝徳天皇の代に行われた，これら一連の政治改革を全体として**大化の改新**と呼ぶが，中大兄皇子や中臣鎌足がめざした中央集権国家の建設は，こののち，約半世紀の長い道のりと，幾多の政変・戦乱を経て，はじめて完成されたのであった。

参考　**大化改新否定説**　1960年代に入り，『日本書紀』の本文研究の進展に伴って，「大化改新の詔」の「凡条」といわれる副文(細目規定)だけではなく，主文についても疑いをもつ学説が提出された。それを受けて，主に京都の学会では，大化改新を再検討する作業が進められ，『日本書紀』の孝徳天皇の治世に出された詔文の多くは，孝徳朝に出されたという確実な根拠がないものであり，それを除外した改新像は，貧弱な内容のものになるという「大化改新否定説」が学界を賑わせた。しかし，大化改新というものは，『日本書紀』の記事にみえる改新関連諸詔のみで論じ切れるものではない。東アジアの動乱に対処するための権力集中や，それに伴う新官制や冠位制，東国を中心とする地方への中央権力の浸透，その結果としての立評，大和から難波への遷都など，『日本書紀』の記事の年紀には疑問があっても，その史実性までは否定することのできない事実も，数多く存在する。また，「改新の詔」のなかからも，部分的に7世紀中期当時の政治理念や目標をうたった原詔を推測することも可能である。さらには，飛鳥京跡から孝徳朝の制度と関連のある木簡が出土し，五十戸＝一里制が早い時期から行われていた可能性も出てきた。これらにより，『日本書紀』の諸詔を否定してもなお，孝徳朝に大きな政治改革が行われたとする枠組み自体は否定できないものと考えられる。

天智朝の改革

朝鮮半島では，655年，高句麗と百済が連合して，新羅に侵攻した。新羅は唐に救援を求め，唐の高宗は660(斉明天皇6)年，まず百済に出兵して，その都扶余をおとしいれ，義慈王は降伏した。ここに百済は滅亡したが，各地に残っていた百済の遺臣たちは，百済の復興に立ちあがり，倭国に滞在していた義慈王の王子である豊璋(生没年不詳)を百済に送還することを要請してきた。

孝徳天皇の死後，**斉明天皇**(在位655～661，皇極天皇が重祚した)と中大兄皇子は，倭国の力で百済を復興して，朝鮮半島における倭国の優位性を復活させようと考え，百済救援の大軍を派遣することに決した。661年，中大兄皇子は斉明天皇を奉じて筑紫に出征し，斉明天皇の死後は，大王の位につかないまま，戦争指導を行った。662年に大軍を渡海させたが，翌663(天智天皇2)年，**白村江の戦い**において唐・新羅の連合軍に大敗した。

白村江の戦いと対外防衛

664(天智天皇3)年，中大兄皇子は，**甲子の宣**を出して国政改革を断行した。これは豪族を大氏・小氏・伴造に再編成するとともに，民部・家部の領有を再確認して諸豪族との融和につとめるものであった。また，国土の防衛にも専念し，対馬・壱岐や九州北部に防人や烽をおき，筑紫に**水城**を築いた。665年からは，筑紫大宰の周辺や瀬戸内海沿岸から大和にかけて，大野城・椽(基肄)城・長門城・高安城などの朝鮮式山城を築造した。667年には，都を飛鳥から近江の**大津宮**に遷し，翌668年に中大兄皇子は正式に即位して(**天智天皇**，在位668～671)，国土防衛と国制の整備につとめることになった。

この間，唐・新羅連合軍は668年に高句麗を滅ぼしたものの，朝鮮半島支配をめぐって対立し，670年からは戦争状態に入った(676年，新羅は唐の勢力を駆逐し，半島を統一する)。

天智天皇は，中臣鎌足に命じて668年に**近江令**を編纂させたといわれるが，これは体系的な法典ではなく，単行法令の集成がこのように称されたものとみられる。670(天智天皇9)年には，最初の全国的な戸籍である**庚午年籍**が作成された。これは全国の豪族から公民・部曲・奴婢までを登録して姓を定めたもので，その結果，徴税と徴兵は行いやすくなったが，地方豪族の不満は高まっていった。

【庚午年籍】　庚午年籍は，670(天智天皇9)年の庚午年につくられた戸籍。わが国最初の全国的で，豪族から公民・部曲・奴婢までの全階層にわたる戸籍である。また，全国民の姓を定めたもので，律令制成立以降にも，氏姓の根本台帳として永久に保存されることとなった。11世紀の『上野国交替実録帳』にも，「庚午年玖拾(90)巻〈管郷捌拾陸(86)駅家肆(4)〉」とみえ，里(郷)や駅家ごとに一巻ずつつくられたことがうかがえる。この戸籍が完成した結果，徴税と徴兵は容易に行えることとなったが，一方では，公地公民が徹底していないこの時期に造籍を強行したことは，地方豪族の不満を高めることとなり，壬申の乱で近江朝廷が敗北する一つの要因となった。

律令国家の形成

天智天皇が671(天智天皇10)年に死去すると，翌672年に，**壬申の乱**がおこった。これは，天智天皇の同母弟で当初は大王位継承者とされていた**大海人皇子**(631？～686)と，天智天皇の長子(母は伊賀の地方豪族出身)で，671年に天智天皇の後継者と定められた**大友皇子**(648～672)との間におこった大王位継承争いを発端としている❶。吉野に逃れていた大海人皇子は，東国に脱出し，伊賀・伊勢を経て美濃を拠点とし，東国で徴発されていた数万の兵と，大伴氏を中心とする大和の諸豪族の兵を糾合し，飛鳥を平定するとともに，大津宮をめざして近江路を進軍した。一方，大友皇子は，西国の兵を徴発しようとしたが，白村江の戦いの動員で疲弊し，近江朝廷への不満を強めていた西国の地方豪

壬申の乱要図

❶ 671(天智天皇10)年正月に太政大臣に任じられた大友皇子は，10月に皇太弟大海人皇子が出家し，12月に天智天皇が死去した後は，近江朝廷の中心に立った。江戸時代の学者は皇子の即位を主張し，1870(明治3)年，皇子は弘文天皇と追諡された。しかし，実質的に朝廷の主であった皇子の即位そのものにこだわる必要はない。

族からの動員は思うようには進まず，ついに近江大津宮は陥落し，大友皇子は自殺して乱は決着した。

大海人皇子は，673年に**飛鳥浄御原宮**で即位した(**天武天皇**〈在位673～686〉)。それまで「大王」とされていた君主号にかわるものとして，「**天皇**」号が制定されたのも，天武朝であったと考えられる。中国の「皇帝」と対置し，中国皇帝の冊封を受けた新羅の「国王」よりも優位に立つ，「東夷の小帝国」の君主として，みずからを位置づけようとしたのである。

【大王から天皇へ】　わが国の君主の称号が，5世紀から使われていた「大王」から「天皇」にかわった時期に関しては，従来は推古朝を考える説が一般的であった。しかし，その根拠とされてきた法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘，天寿国繍帳銘，野中寺弥勒像台座銘などの金石文は，推古朝のものとは考え難く，「天皇」号推古朝成立説は根拠を失っている。一方，中国では「天皇」という語は，道教の最高神を表わすものであるが，中国でこれが君主の称号として用いられたのは，唐の高宗の上元元(674)年が最初で，天武天皇の即位2年目にあたる。もしも推古朝から日本で「天皇」号が用いられていたのならば，それを遣隋使や遣唐使を通じて知っていたはずの中国の皇帝が，東夷の蛮国の君主と同じ称号を用いるはずはない。むしろ，唐の高宗が「天皇」号を用いているのを知った天武が，自分の称号としても「天皇」と自称し始めたものと考えられる(二人とも道教に深い関心をもっていた)。また近年，飛鳥浄御原宮と考えられる遺跡から，681(天武天皇10)年を表わす「辛巳年」と記された木簡と一緒に，「大津皇×□」「大友□□」「太来□□」という記載のある木簡が出土した。「天皇」号と「皇后」「皇子」「皇女」という称号は，一体のものとして成立したものであるから，この「皇」の字が決め手となって，天武天皇10年には確実に「天皇」号が成立していたことが明らかとなった。その後，飛鳥池遺跡から「天皇」という記載のある木簡が，天武天皇6年を表わす年紀をもった木簡とともに出土した。

天武天皇は，大臣をおかず，皇后(天智天皇皇女の鸕野皇女。のちの持統天皇)や，草壁皇子(662～689)・大津皇子(663～686)・高市皇子(654～696)らの皇子，諸王などの皇族・皇親を重く用いることによって，律令体制国家の早急な建設をめざした。各官司の統括者には諸王が任じられ，また，律令制支配を浸透させるために頻繁に各地方に派遣された使節の統括者にも，諸王が任命された。一方，氏族層は，唐・新羅戦争という激動が続く東アジア情勢のなか，律令国家の官僚の出身母体になることこそ，支配者層として生き残っていくことのできる唯一の道であることを悟り，皇族や皇親が主導する政治体制の下位にみずからを位置づけることに妥協した。天武朝に始まり，律令国家体制の成立まで続いたこの政治体制を**皇親政治**という。

「政の要は軍事なり」と詔した天武天皇にとっては，畿内を武装化した軍国体制のもと，強大な皇権を利用して，国家という機構的な権力体を組織し，皇親や諸豪族をそのなかに再編成することが大きな目標となった。そのためにまず整備したのは，豪族を官吏に登用する際の出身法や，勤務評定と昇進の制度であった。ここに個人の能力と忠誠を昇進条件とする官僚制が，本格的に形成され始めたのである。その一方では675年に，天智天皇が定めた氏族単位の民部を廃止し，682年には，官人個人に**食封**を支給する制度への改定を進めるなどの律令官人化政策が推進された。

さらに681(天武天皇10)年，**律令**の制定に着手し，685(天武天皇14)年には，そのうちの冠位制のみを先行して施行した。この冠位制は，皇子と諸王のための冠位と，諸臣のための冠位にわかれており，皇親と諸臣を明確に区分したうえで，皇親を諸臣の上位においたものである。皇親も授位範囲に含ませたことは，すべての支配者層に冠位を授与して国家の官僚にしようとした天武天皇の意図を表わしている。同じ681(天武天皇10)年，「帝紀および上古諸事」を記し定めることによって**国史**の編纂が開始された。これは，それまで天武天皇自身のもとで行われていた小規模で私的な歴史書編纂(これがのちの『古事記』に結実する)にかわって行われた大規模な国家レベルの修史事業であり，のちに『日本書紀』として完成することになる。

参考　**辛酉革命と神武紀元**　中国で盛んになった讖緯説のうち，皇帝が悪政を行うと天が易姓革命を行うという，天人感応説などはわが国には受け入れられなかったが，災異瑞祥天意説や，暦数による甲子革令説・辛酉革命説などは，受け入れられた。これは，十干十二支の組み合わせによって年を表わすなかで，甲子の年には政令を革め(甲子革令説)，辛酉の年には天命が革まる，つまり帝王がかわる(辛酉革命説)というものである。平安時代以降は，これに基づいて甲子・辛酉の年には改元が行われたが，「記紀」に初代天皇として造作されている神武天皇が即位したとされる年も，辛酉革命説によって設定されたものであった。60年を一元とし，21元を一蔀(1260年)としたうえで，601(推古天皇9)年を基準として一蔀(1260年)さかのぼらせた年，もしくは，661(斉明天皇7)年を基準として一元プラス一蔀(1320年)さかのぼらせた年をもって，神武天皇の即位した年と定めたのである。前者の説をとると，これを主導したのは厩戸皇子(聖徳太子)になろうし，後者の説をとると中大兄皇子の関与が想定できる。

また，684(天武天皇13)年には**八色の姓**を定め，天武朝という時点における勢力や功績に対応した形で，姓を再編成した。八色の姓は，真人・朝臣・宿禰・忌寸・道師・臣・連・稲置からなり，上位4姓が，上級貴族を出す母体の氏族とされた。もともと臣・連の姓をもつ氏族のうちで，有力なものはそれぞれ朝臣・宿禰姓を賜わったが，この時の賜姓からもれたものは，第6・第7の格に落とされたことになる。

天武天皇は，すでに**藤原京**の造営にも着手していたが，律令制定・国史編纂・都城建設という諸事業の完成をみないまま，686年に死去した。

あとを継いだ皇后の鸕野皇女(**持統天皇**〈在位690～697〉)は，689年，**飛鳥浄御原令**を施行し，その「戸令」に基づいて戸籍の作成を命じた。これは**庚寅年籍**として翌690年に完成したが，五十戸を一里として国―評―里―戸の制を確立したのも，この時であった。戸は成年男子を平均4丁含むように編成され，1戸から1人の兵士を徴発することと定めた。また，692年には班田使が派遣されたが，この時から全国的な班田収授が始まったとされる。

694年には，飛鳥の北方に**藤原京**が完成し，遷都が行われた。これは，条坊を備えた，わが国最初の本格的な都城である。

藤原京復元模型

持統天皇は，697年に天皇位を孫の**文武天皇**(在位697〜707)にゆずったが，その後も太上天皇として天皇を後見し，政治の実権を握った。このようにして，大化改新以来進められてきた，天皇制と官僚制を軸とする中央集権的律令国家体制の建設は，ようやく完成へと近づいたのである。

【宮と京】 埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣の銘に，「獲加多支鹵大王」が「斯鬼宮」にあって統治していた時と，あるいは和歌山県隅田八幡神社所蔵人物画像鏡の裏面の銘に「男弟王」が「意柴沙加宮」にあった時と，それぞれみえるように，ヤマト政権においては，大王や王の存在が，居住した「宮」と一体のものとして把握されていた。これは，それぞれの王族が，それぞれの皇子宮において養育され，成人後もそこを政治的本拠地にすることが多かったことから生じたものである。7世紀以前の大王が即位するごとに，歴代遷宮を行ったとされるのも，実は即位以前の皇子宮において，即位後もそのまま執務を行ったことによるのである。ところが藤原京の成立以後は，一つの宮において何代もの天皇が政治をとることとなった。その場合の「宮」(あるいは「宮室」「宮城」)とは，天皇の居住する内裏をはじめ，政務を執る場としての朝堂，官人が執務する曹司や官衙などを含むものである。一方，藤原京以降は，大小の道路によって碁盤目状に区画された条坊制に基づいた街区を構成する広大な地域がつくられた。これを「京」(あるいは「京城」「都城」)と呼んで区別している。そこには多くの貴族や官人が宅地を与えられて居住し，また寺院や市場も設けられた。

白鳳文化

7世紀後半から8世紀初頭にかけて，清新な文化が栄えた。これを**白鳳文化**と呼んでいる。

天武天皇は，**伊勢神宮**を中心とする神祇制度の整備を進め，大嘗会の制を確立したが❶，同時に仏教も篤く保護するとともに，国家による統制を強め，国家仏教の確立をめざした。**大官大寺・薬師寺**などの官立の大寺を建立する一方❷，**金光明経**など護国経典を説く法会が，全国で行われた。地方豪族の間にも，氏寺を建立する傾向が強まり，692年の調査では，全国の寺院は545カ所に達したという。

この時代の建築物としては，再建された**法隆寺の金堂・五重塔**・中門・歩廊(回廊)や，**薬師寺東塔**があるが，近年，**山田寺の回廊**が建築時の姿のまま発掘され，わが国最古の建築遺構とされている。

【参考】 **山田寺回廊**　1982(昭和57)年11月，山田寺の発掘調査の過程で，塔の東側において，東回廊が西側に倒壊したままの状態で，ふたたび地上に姿を現わした。最初は基壇上に落下した瓦が散乱した状態であったが，瓦を取りあげると，柱や連子窓が現われたのである。基壇上には側面に蓮華文を半肉彫りに

❶ 大嘗会とは，天皇が即位したのち，最初に挙行する大規模な新嘗祭のこと。大嘗宮を臨時に造営して祭場とする。天武・持統朝のころから始まったとされる。平城宮跡で奈良時代の3時期にわたる大嘗宮跡が発掘されている。

❷ 大寺とは，伽藍の造営や維持の費用を国家から受ける寺。のちには大寺・国分寺・有食封寺・定額寺の等級を生じた。天武朝においては，官司が治める大寺としては，大官大寺(のちの大安寺)・川原寺・飛鳥寺(のちの元興寺)があった。

した礎石と，その間の地覆が建築当初の姿で残っていた。そこから西側に，柱・束・腰長押・小脇壁・連子窓・頭貫・斗栱間小壁・巻斗が，7世紀中ごろに建てられた姿そのままで基壇上に横倒しになっていたのである。柱や窓枠の一部には赤色顔料が，壁には上塗り用の白土までもが残っており，当時の色彩さえもうかがうことができる。柱や連子子などの部材は，法隆寺の歩廊に比べると太く，重厚なつくりとなっている。法隆寺の再建が確実になったいま，この東回廊こそは，現存する日本最古の建築物ということができる。なお，慎重に取りあげられた東回廊は，科学的な保存処理がほどこされ，復元が完成した1997(平成9)年からは奈良国立文化財研究所飛鳥資料館において展示公開されている。

彫刻では，柔らかい表現のなかに堂々とした威厳を保つ**薬師寺金堂薬師三尊像**(金銅像)をはじめ，美しさでは比類のない**薬師寺東院堂聖観音像**(金銅像)，伸びやかで若々しい表情の**興福寺仏頭**(もと山田寺の薬師三尊像本尊の頭部，金銅像)などが，傑作として知られている。法隆寺の阿弥陀三尊像(金銅像)や夢違観音像(金銅像)も，この時代の作品である。

絵画では，**法隆寺金堂壁画**が，インドのアジャンター石窟群の壁画や中国の敦煌石窟壁画の様式を取り入れた傑作である。また，**高松塚古墳壁画**は，石室の天井に星宿，壁面に四神や男女群像を極彩色で描いたもので，高句麗の古墳壁画の影響を受けている。

【高松塚古墳】 奈良県明日香村にある終末期古墳で，直径18m，高さ5mの円墳。凝灰岩の切石を組み合わせた横口式石槨をもつ。石室の壁面に漆喰が塗られ，天井中央部に天極五星，四輔四星と二十八宿の星辰，東壁面に日像と青龍，男女各4人の人物群像，西壁面に月像と白虎，男女各4人の人物群像，北壁面に玄武の壁面が描かれていた(南壁面は盗掘口があり，壁画は確認されなかったが，もともとは朱雀が描かれていたか)。石槨内に星辰・日月・四神・人物群像を描いた古墳は，高句麗にもみられるものである。壁画は4人の画師の手になるものと推定されている。星辰や日月を配した世界観，海獣葡萄鏡や銀装大刀などの豪華な副葬品，終末期古墳という時期などから，被葬者(成人男子の人骨が葬られていた)は7世紀末から8世紀初頭に死去した天武天皇の皇子のうちの一人と考える説が有力である。なお，同じ明日香村のキトラ古墳にも，四神や星宿が描かれていることが確認された。

白村江の戦いののち，百済から大量の貴族・文人が亡命してきたこともあって，天智朝以降の宮廷では，**漢詩文**をつくることが盛んになった。**大友皇子**や**大津皇子**の優れた漢詩は，奈良時代後期に編纂された『**懐風藻**』に収められている。

一方，古来から口誦で伝えられてきた歌謡も，漢詩の影響を受けて，五音や七音を基本とする長歌・短歌の形式が定まった。また，天武朝からはこれを漢字を用いて日本語表記することが始まり，本格的な**和歌**が成立した。これも奈良時代後期に成立した『**万葉**

集』からうかがうと，初期の和歌の作者には，斉明天皇などの天皇や，**額田王**（生没年不詳）らの王族が多く，集団性，呪術性，自然との融和などを特色とし，芸術的な自覚や個性の乏しさを特徴とする。つぎの時期になると，**柿本人麻呂**（生没年不詳）が出現し，和歌の表記法を確立した。人麻呂は，持統朝から文武朝にかけて全盛期を迎えたが，枕詞や対句を駆使した長大な形式の長歌によって，天皇制の成立期であり，律令国家の建設期でもあるこの時代の空気を高らかにうたった。この時期の和歌は，華麗な技巧を増すものの，なお線の太い明るさを保っている。また宮廷文人の作品がいまだ民衆的エネルギーを失わず，氏族制的な精神が個人と集団との間になお保たれているのも特徴である。

参考　**薄葬令と終末期古墳・火葬**　『日本書紀』によると，646（大化２）年３月に喪葬にかかわる長文の詔が出された。これを「大化の薄葬令」と呼んでいる。その中では，旧い習俗を禁止したうえで，新しい葬制を詳細に定めている。王以上・上臣・下臣から庶民にいたる６段階の身分により，石室の長さ・広さ，墳丘の方・高さ，役夫の数，葬具について，細かく規定している。これによると，墳丘を設ける（つまり古墳を造営する）ことができるのは，下臣（のちの五位）以上であり，結果的に従来と比べてはるかに薄葬の規定となっている。これ以降，横口式石槨を内部構造とする一部の例外的な円墳，もしくは八角墳を除いて，古墳は消滅するが，この７世紀後半から８世紀初頭にかけての例外的な古墳を終末期古墳と称して，とくに区別している。高松塚古墳・東明神古墳（草壁皇子の墓か）・中尾山古墳（文武陵か）など，終末期古墳は奈良県飛鳥地方を中心に分布する。

一方，火葬は仏教徒に特有の死体処理法で，日本では700（文武天皇４）年の道昭や，702（大宝２）年の持統太上天皇，707（慶雲４）年の文武天皇が早い例であり，薄葬思想の隆盛とともに盛んになった。なお，天武・持統合葬陵である野口王墓に持統の骨蔵器が存在したことは鎌倉時代の記録にみえ，文武陵と推定されている中尾山古墳も火葬墓である。

図版特集

①

主な建築・美術作品

建築

法隆寺金堂・五重塔・中門・歩廊（回廊）⑧

山田寺回廊（p.60）

薬師寺東塔①

彫刻

興福寺仏頭（もと山田寺本尊）〈金銅像〉⑦

薬師寺金堂薬師三尊像〈金銅像〉②

〃　東院堂聖観音像〈金銅像〉③

法隆寺阿弥陀三尊像（橘夫人念持仏）〈金銅像〉⑤

〃　夢違観音像〈金銅像〉⑥

絵画

法隆寺金堂壁画（1949年焼損）④

高松塚古墳壁画（p.61）

キトラ古墳壁画

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

律令法と統治機構

文武天皇の即位後，持統太上天皇と**藤原不比等**(659～720)の主導のもと，**刑部親王**(？～705)を総裁として新たな律令の編纂が進められ，701(大宝元)年，わが国において初めて，律・令ともに備わった法典として完成した。これが**大宝律令**である(718〈養老2〉年には藤原不比等らによって**養老律令**がつくられ，757年に施行されたが，両者は内容的には大きな変化はなかった)❶。

この年，約30年ぶりに遣唐使の派遣を決定したが，それは唐に対して，この独自の律令，この時に定められた「日本」という国号，天武朝に改められた「天皇」という君主号，「大宝」とされた元号という4者を唐の皇帝に報告し，その認可を得るという任務を帯びたものと思われる。唐の冊封を受けていた新羅とは異なり，独自の君主号や律令・暦をもつことを認定されることで，「東夷の小帝国」として，新羅に対する優位性を主張しようとしたのであろう。

【日本の国号】 わが国の国号は，もとはヤマト政権の中心地である「やまと」が用いられた。一方，中国ではわが国を「倭」と称していたため，外交の場ではこれが用いられた(後世にも，「倭」を「やまと」と訓んだり，「日本」を「やまと」と訓んだりしている)。ほかには，「大八州」「葦原中国」「秋津島」などの呼称があった。しかし，基本的で国際的な国号である「倭」には，「小人」や「従順」などの意味があったので，律令制の成立とともに，新たな国号を「日本」と定めた。中国の歴史書である『旧唐書』東夷伝日本条では，「日本国は，倭国の別種なり。其の国，日辺に在るを以て，故に日本を以て名と為す。或いは曰はく，倭国，自ら其の名の雅ならざるを悪み，改めて日本と為す。」と説明されている。わが国が新たな国号を定めたことは，702(大宝2)年に発遣された遣唐使によって，中国に知らされたことであろうが，独自の君主号や律令，元号などと異なり，「日本」という国号は，中国の皇帝に容易に受け入れられ，承認されたものと思われる。なお，もともとは呉音で「ニッポン」と発音されたようである。この遣唐使の少録として唐に遣わされた山上憶良が帰国に際して詠んだ「いざ子ども　早く日本へ　大伴の　御津の浜松　待ち恋ひぬらむ」のうちの「日本」も，「ニッポン」と訓まれたと推測されている。

参考 **古代天皇制の性格**　第二次世界大戦後の日本古代史学界は，日本律令国家の権力構造に関して，律令国家における天皇を古代的専制君主であるとみなし，天皇絶対権力の拡大，機構化されたものとして律令制を理解する見解と，天皇を専制君主とはみなさず，律令制の実態を君主制的形態をとった貴族制的支配，あるいは貴族勢力による貴族共和制と理解する見解との間で論争を続けてきた。しかしながら近年では，天皇と諸氏族層との対抗関係の存在を否定し，両者の相互依存関係を重視する見解が主流になりつつある。そして日本古代国家における天皇の性格を，専制・非専制の二者択一でとらえるのではなく，その両面を併せもったものとして理解するという視点が必要になってきている。この二面性は，日本古代国家成立の様相に基づくものであり，激動の東アジア国際情勢に対しての現実的なかかわりと，中国からもたらされた高度な統治理念の両方によって形成されたものだったのである。

さて，**律**は刑罰法で，養老律では497条あったと推定されている。**令**は教令法で，養老令では953条あったと推定されている。国家の統治組織，官人の服務規定，人民の租税・労役などを定めたものである。

❶ 律は大宝律・養老律ともにほとんど伝わっていないが，唐律をほぼ全面的に引き写したものとされる。一方，令では養老令は『令義解』『令集解』によってほぼ全条文を知ることができ，大宝令は『令集解』の引く「古記」によって一部推定することができる。

この体系的な法典は，日本の社会のなかから自生的に生まれたものではなく，中国が長い歴史の経験から生み出した先進的な統治技術を，そのまま継受したものであった。したがって，氏族制的な原理が残存していた日本の社会においては，律令は「統治技術の先取り」に過ぎず，律令国家は，中国的な律令制(その代表が太政官—国司である)と，ヤマト政権以来の氏族制(郡司が象徴する)とが重層する二重構造を内包していたといえよう。

参考 **唐と日本の律令**　日本の律令法は，7世紀末から8世紀初頭にかけて，唐の律令を導入することによって編纂された。日本の律令は，唐の律令を母法とする継受法という側面と，固有法という側面とを，併せもっている。ただし，固有法とはいっても，隋・唐以前の中国南北朝の法制を朝鮮半島を通じて導入したり，朝鮮諸国の国制を導入したりして，形成されていったのであり，どこまで日本固有のものかを判断することは難しい。また，中国では儒教の基本である礼楽が，律令を支える社会思想として機能していたが，日本ではそれらを受容することはなく，律令は単なる支配の道具という側面が強かった。中国では律が先に編纂されたのに対し，日本では，令のみで律が編纂されなかった浄御原令，令の方が先行して施行された大宝律令にみられるように，行政法としての令の方が優先された(令のみが現在まで伝わっているのも偶然ではない)。また，社会の発達の段階が，唐と日本では格段の差があった。氏族制的な原理が在地社会で生き続けていた日本においては，律令は「統治技術の先取り，もしくは目標」と認識されていたに違いない。なお，唐の律令と比較すると，律は唐律をほぼひき写したものであるのに対し(ただし，概して日本律の方が唐律よりも刑罰が軽い)，令は唐令を参照しながらも，日本の国情に合うように修正した箇所もある。例えば，家産分割法としての戸令応分条が日本では遺産相続法に変えられていたり，外祖父母の地位が中国に比べて高く規定されていることなどは，日本の社会構造に対応したものと考えられる。

律令で定められた統治機構は，まず中央に，神祇祭祀をつかさどる**神祇官**と，一般の行政事務を総攬する**太政官**の二官があった。太政官の下には八省があり，さらにその下には，職・寮・司などの諸官司があり，それぞれの職掌を分担した。

国政の運営は，太政官の最高首脳である**太政大臣**(常置しなくともよい「則闕の官」)・**左大臣・右大臣・大納言**からなる公卿(のちに中納言・参議が加わる)による合議によって進められ，その結果を天皇が裁可するという方式で行われた。

参考 **政務決済方式**　国政にかかわる法令が定立される過程は，最初に何者が案件を提起したかによって，三つに類別される。第一に，案件の提起者が天皇の場合である。その案件が臨時の大事であると，詔書が作成される。天皇が中務省に命じて起草した草案に議政官(公卿)が副署し，弁官が太政官符を作成して施行する。案件が尋常の小事であると，勅旨が作成される。天皇が中務省に命じて起草した草案が弁官に送られ，弁官が太政官符を作成して施行する。ただし，議政官の一

聖武天皇勅書(部分)
「勅」の字は聖武天皇の手になる。橘諸兄の署名もみえる。

人が上卿として勅を弁官に伝宣し，これが太政官符によって施行されることも行われた。第二に，案件の提起者が議政官の場合である。その案件が重要なものであると，議政官による審議の結果が天皇に奏上され(太政官奏)，天皇の裁可を得る。裁可を経た太政官奏は，そのまま施行される場合と，弁官の作成する太政官符によって施行される場合がある。案件が重要なものではないと，議政官の審議の結果が弁官に送られて，太政官符によって施行される。第三に，案件の提起者が一般官司・一般官人・寺社・僧の場合である。統属関係にある官司を経由して太政官に解が上申されると，議政官がその案件を審議する。案件が重要なものであると，審議の結果が天皇に奏上され，天皇の裁可を得，弁官の作成する太政官符によって施行される。案件が重要なものではないと，議政官が独自に処分し，弁官に送られて，太政官符によって施行される。これらを総合すると，太政官，とくに議政官の審議と，天皇の最終的な裁可が，重要な意味をもつことが理解されよう。日本古代の政治は，この両者の相互依存と妥協によって運営されていたのである。ただし，議政官の審議が，天皇と結びついた特定の氏族や権力者によって領導されたり，天皇の個性が極端に発露されたりすると，政治はきわめて専制的な色彩を放つことになる。

律令官制表

中央
- 神祇官
- 太政官
  - 左大臣・太政大臣*・右大臣
  - 大納言
  - 左弁官・少納言・右弁官
  - (左弁官)中務省(詔書の作成など)・式部省(文官の人事など)・治部省(仏事・外交事務など)・民部省(民政・租税など)
  - (右弁官)兵部省(軍事，武官の人事など)・刑部省(裁判・刑罰など)・大蔵省(財政・貨幣など)・宮内省(宮中の事務など)
- 弾正台(風俗取り締り，官吏の監察)
- (五衛府)衛門府・左右衛士府・左右兵衛府(宮城などの警備)

*太政大臣は適任者がなければおかれない。

地方
- 諸国：国(国司)―郡(郡司)―里(里長)，軍団
- 要地：左右京職―坊(坊令)・東西市司，摂津職，大宰府―防人司など

公卿の下には，宮中の事務を扱う少納言，および左弁官と右弁官があった。左弁官は，中務省・式部省・治部省・民部省の事務を総括し，右弁官は，兵部省・刑部省・大蔵省・宮内省の事務を総括した。

そのほか，官吏を監察する**弾正台**や，軍事組織としての**衛府**がおかれた。衛府は，衛門府，左・右兵衛府，左・右衛士府に分かれ，合せて**五衛府**と称された。

一方，地方は大和国・山背国・河内国・摂津国を**畿内**とし(のちに和泉国が河内国から分置)，東海道・東山道・北陸道・山陰道・山陽道・南海道・西海道を**七道**とした。行政区画としては，**国―郡―里**(のちに郷と改称)の三階に分け，国に**国司**，郡に**郡司**，里に**里長**(郷には郷長)をおいて統治させた。国司は中央の貴族のなかから任命されて地方に下り，６年(のちに４年)の任期で交替したが，郡司や里長は，かつての国造などの地方豪族から選ばれて終身任じられ，また世襲も認められていた。各地方において，直接人民と接してこれを支配するのは，郡司や里長などの在地首長であり，律令国家は，国家と公民との間の関係と，在地首長と人民との間の関係という，二重の支配関係の上に成り立っていた。

また，重要な地域には特別の官庁を設けた。京には**左・右京職**をおき，外交上の要地である摂津には難波を管轄する**摂津職**をおいた。さらには，外交および国防上の最重要地

である筑紫に**大宰府**をおき，九州全般の民政および軍事を総括させた。

【大宰府】　７世紀後半，筑紫・吉備・周防・伊予・坂東など，全国の要地におかれて周辺の数カ国を管轄していた総領(大宰)は，律令制の成立にあたって廃止されたが，半島・大陸との外交・軍事の最重要地である筑紫のみは存続し，その名も単に大宰府と称されるようになった。大宰府には，帥，大・少弐以下，600人近い官人が勤務し，多くの被管官司を従えていた。その職掌は，対外的には軍事と外交を管轄し，内政上では西海道の９国３島を総轄することであった。また，管内の租税はいったん大宰府に集められて府の費用にあてられ，残りを京進することになっていた。現在，福岡県太宰府市に政庁跡が残り，発掘調査が進められている。その結果，東西24坊(2.6km)，南北22条(2.4km)の大宰府条坊と，その北辺中央部の方４町(0.4km)の府庁の存在が確認された。それは単なる地方官衙の枠を超え，藤原京や平城京のミニチュア版といったものであり，まさに「天下の一都会」と称された「遠の朝廷」の名にふさわしい規模と格をもっていた。

中央・地方の諸官庁には，それぞれ長官(かみ)・次官(すけ)・判官(じょう)・主典(さかん)の**四等官**がおかれ，その下に多くの下級官人が配置されていた。四等官の記載法は，官司によって異なっており，たとえば長官には，左右大臣・卿・大夫・頭・督・帥・守など，さまざまな表記があった。

官職	神祇官	太政官	省	職	寮	衛府	大宰府	国	郡
長官	伯	太政大臣 左大臣 右大臣	卿	大夫	頭	督	帥	守	大領
次官	大副 少副	大納言	大輔 少輔	亮	助	佐	大弐 少弐	介	少領
判官	大祐 少祐	少納言 左弁官 右弁官	大丞 少丞	大進 少進	大允 少允	大尉 少尉	大監 少監	大掾 少掾	主政
主典	大史 少史	左外記 右外記 左史 右史	大録 少録	大属 少属	大属 少属	大志 少志	大典 少典	大目 少目	主帳

四等官表

官人は，その出自や出身に応じて位階を授けられ，その位階に相当する官職に任命された(**官位相当の制**)。位階は，親王は一品から四品まで，諸王は正一位から従五位下までの14階，諸臣は正一位から少初位下までの30階に分かれており，勤務評定によって昇進する規定になっていた。

律令国家の支配階級を構成したのは，皇族(親王・内親王)・皇親(諸王・女王)と官人であった。とくに五位以上の官人とその家族が，**貴族**と呼ばれ多くの特権をもっていた。まず，位階に対しては位田・位封・季禄・資人などが与えられ，官職に対しては職田・職封・資人などが与えられた。また，調・庸・雑徭などの負担が免除されたほか，刑罰についても減刑の特権をもっていた。

太政大臣	正一位 従一位	中務卿	正四位上
		他の省の卿	正四位下
左右大臣	正二位 従二位	弾正尹	従四位上
		衛府の督	正五位上～従五位上
大納言	正三位		
左右大弁	従四位上	大宰帥	従三位
少納言	従五位下	国の守	従五位上～従六位下
神祇伯	従四位下		

主な官位相当表　親王の一品から四品までは王臣の一位から正四位に相当している。なお神祇伯の位が意外に低いことは，神祇官の性格を示すものである。

位階	位田	位封	季録(半年分)				資人
			絁	綿	布	鍬	
正一位	80町	300戸	30匹	30屯	100端	140口	100人
従一位	74	260	30	30	100	140	100
正二位	60	200	20	20	60	100	80
従二位	54	170	20	20	60	100	80
正三位	40	130	14	14	42	80	60
従三位	34	100	12	12	36	60	60
正四位	24		8	8	22	30	40
従四位	20		7	7	18	30	35
正五位	12		5	5	12	20	25
従五位	8		4	4	12	20	20

位階に対する特権　資人とは護衛や駆使のため朝廷から賜わる官人をいう。

笞	10・20・30・40・50…竹の鞭で臀・背を打つ
杖	60・70・80・90・100…（同上）
徒	1年・1年半・2年・2年半・3年…懲役
流	近　流(越前・安芸) 中　流(信濃・伊予) 遠　流(伊豆・安房・常陸・佐渡・隠岐・土佐)
死	絞・斬

刑罰の種類

官職	職田	職封	資人
太政大臣	40町	3,000戸	300人
左右大臣	30	2,000	200
大納言	20	800	100
大宰帥	10	—	—

官職に対する特権

また，**蔭位の制**といって，三位以上の貴族の子と孫，五位以上の貴族の子には，大学に入学しなくても，出身時に一定の位階が授けられるという特典があった。この制度によって貴族階層の再生産がはかられ，とくに藤原鎌足以来，代々正一位の官人を出した藤原氏は，この制度を利用して，多くの上級官人を輩出することになった。

司法制度に目を移すと，刑罰には，**笞・杖・徒・流・死**の**五刑**があった。笞と杖は殴打数に応じて，徒は懲役年数に応じて，それぞれ5等に分かれ，流には流刑地に応じて近流・中流・遠流の3等があった。死には，絞と斬があり，斬の方が重かった。

日本律の刑罰は，中国にくらべると緩やかな規定となっているが，それでも国家や社会の秩序を維持するため，国家や天皇，尊属に対する罪は，とくに重く規定されていた。謀反・謀大逆・謀叛・悪逆・不道・大不敬・不孝・不義の**八虐**は，有位者でも罪を減免されず，恩赦の際にも赦されない規定であった。

班田収授法と農民

政府は，全国の人民を**戸籍・計帳**に登録することによって，律令体制による支配を末端にまで浸透させようとした。戸籍は，戸を単位として人民一人一人を詳細に登録したもので，6年ごとにつくられ，戸を単位とした課役，良賤身分の掌握，氏姓の確定，兵士の徴発，班田収授などの基本台帳とされた。計帳は，調・庸を徴収するための基礎台帳として全国の課口数の推移を把握するためのもので，毎年つくりかえられた。

人民は，「編戸の民」と呼ばれたように，いずれかの戸に組み入れられた。この戸50をも

条里制図

古代の戸籍　702(大宝2)年につくられた筑前国の戸籍の一部。戸主とその家族や奴婢の姓名・年齢などが記されている。戸籍の全面に「筑前国印」という朱印が押してある。正倉院宝物。

って行政単位としての**里**が編成された。この50戸1里制の戸は，**郷戸**と呼ばれ，父系血縁で結合された複合大家族の形態をとり，それに**寄口**と呼ばれた没落した良民や，奴婢が含まれた(一時，この郷戸を分割した**房戸**という直系親族集団が構成されたことがある)。

戸籍に登録されたすべての公民には，有位者と無位者，良賤の身分，男女の性などの別を問わず，そのすべてに既墾地が**口分田**として班給された(良民男子が2段〈11.7a〉，良民女子がその3分の2，官戸・公奴婢が良民男女と同じ，家人・私奴婢がその3分の1と，男女，良賤の別によって班給額に差があった)。口分田の収授は，「六年一班」と呼ばれるように，6年に1回つくられる戸籍において，受田資格を得た者に口分田を班給し，その間に死亡した者の口分田を収公するというものであった。これを**班田収授法**という。

なお，そのほかの田地には，租を納める義務のある輸租田として，**位田・功田・賜田**，租を免除された不輸租田として，**寺田・神田・職田**(郡司の職田は輸租田)などがあった。また，一般の戸口に対して永久に与えられた宅地や園地があり，これは売買自由とされた。さらに，山川・原野・沼沢などは共有の土地であったが，未開墾の土地については，律令には規定がなかった。

これらの田地は，班田に便利なように整然と区画された。これを**条里制**という。統一的な企画による条里制地割りが全国的に施行され始めるのは，和銅から養老年間のころとされる。地割りの方法は，水田地帯を360歩(648 m)平方に区画し，その南北の一辺を条，東西の一辺を里と名づけた。この360歩四方の土地を里と呼び，それを36等分した60歩四方の土地を坪と呼んだ。坪はさらに1段ずつに10等分され，班田の基準となった。

口分田の班給を受けた農民は，建て前の上では最低限の生活を保障されたことになったが，その一方では，租・調・庸・雑徭などの重い負担を負った。律令国家の租税は，大別すると，土地生産物のうちの穀物を徴収する系列(租・公出挙・義倉など)，繊維製品・手工業製品・穀物以外の生産物を徴収する系列(調・庸・贄など)，公民の身役労働を徴収する系列(雑徭など)の3種があった。

租は，かつて農業共同体において行われていた初穂儀礼を起源とする。性別，身分，良賤の別にかかわりなく，輸租田を耕作する者に，耕作面積に応じて一律に賦課され，収穫の約3％を稲で納めた。

公出挙は，春秋の2度，官稲(正税)を公民に貸し出し，収穫後に本稲に5割の利稲を

調と贄の木簡　平城宮跡から出土した荷札木簡。右は紀伊国の秦人小麻呂が調として納めた塩に付けられていたもの。左は武蔵国から贄として納められた鼓の付け札。

貢納物の主な使途

そえて徴収するもので，利稲は国衙の重要な財源とされた(民間の私出挙もあった)。

義倉は，備荒貯蓄として，有位者以下，百姓・品部・雑戸にいたるまで，一定量の粟を徴収するものであった。

調は，地方の服属儀礼としてのミツギを起源とするもので，成年男子の**正丁**・**次丁**(残疾と老丁。正丁の2分の1の賦課額)・**中男**(17歳から20歳までの良民男子。正丁の4分の1の賦課額)に賦課された人頭税であった。繊維製品をはじめ，染料や塩・紙・食料品など，それぞれの国の特産物が徴収され，納税者のうちから**運脚**の人夫が選ばれて，都まで運ばれた。

庸は，正丁に10日，次丁に5日，都にのぼって政府の命じる労役(**歳役**)の代納物として，布・綿・米・塩などを納めるもので，やはり運脚によって都まで運ばれた。

贄は，律令には規定はないが，藤原宮跡及び平城宮跡から出土した木簡に数多くみられる。多くは魚介類・海藻などの食品である。贄は，かつての共同体内での首長への食物貢納儀礼を起源とする。

雑徭は，正丁1人について年間60日以内(次丁は2分の1，中男は4分の1)，国司のもとで，国内の土木事業や，国・郡の役所の雑用などに使役するものであった。

身役労働については，そのほかに**仕丁**と**雇役**がある。仕丁は，1里ごとに2人の割合で徴発され，都にのぼって中央官庁で雑役に従うものであったが，造営事業にも動員された。仕丁は調・庸・雑徭を免除され，粮食を支給された。雇役は，造都・造営事業などのために都の周辺諸国の公民を強制的に雇用するというものであった。雇役民には粮食と日当が支給された。仕丁・雇役はともに，往復の食料などは自弁であり，故郷にもどる途中で飢え死にしたり，逃亡する者が絶えなかった。

これらの租税のほかに，人民にとって大きな負担となったのが，**兵役**であった。これは正丁3～4人に1人の割合で兵士を徴発するもので，兵士は各地の**軍団**に配属されて一定の期間，訓練を受けた。軍団は3～4郡に1つずつおかれ，全国では約140を数えた。訓練を受けた兵士は，**衛士**となって1年間都にのぼり，宮城や京内の警備にあたったり，**防人**となって大宰府におもむき，3年間，九州北部沿岸の防衛にあたったりした。防人にあてられた者は，ほとんどが東国の農民であった。一般の兵士は庸・雑徭を免除され，衛士や防人も調・庸・雑徭などは免除されたが，それぞれの戸の労働力の中心である正丁を徴発されるうえ，武装や食料をはじめ旅費の一部を負担しなければならなかったため，その負担はきわめて重かった。

【防人】古代，九州北部の防備にあたった兵士のこと。663(天智天皇2)年の白村江の敗戦以降に整備された。大宝令の制定によって軍団兵士制が確立すると，防人はその中に組み込まれ，諸国軍団兵士の中から派遣されることになったが，実際にはほとんどが東国出身の兵であった。これは，大化前代以来の舎人の遺制とみられる。防人の数は，約3,000名と推定されている。防人となって大宰府にくだった者は，3年間，九州北部沿岸の防衛に任じられたが，3年の勤務で交替するという令の規定は，必ずしも原則通りには実行されず，帰郷できない防人も多かった。また，防人は調・庸・雑徭などを免除されてはいたが，武装や難波津までの食料を負担しなければならなかったため，その負担はきわめて重かった。なお，『万葉集』巻20に，東国防人歌が載せられている。

律令制下の身分制度は，まず人民を**良民**と**賤民**に分けるものであった。良民には，公民と呼ばれる一般農民のほか，皇族・皇親や貴族といった支配階級，公民よりも一段低い身分の品部・雑戸があった。品部・雑戸は，賤民ではないが半自由民で，特殊な工芸技術をもち，政府の工房で働き，調・庸のかわりに手工業製品を納入した。

賤民は，律令制成立後も解放されなかった不自由民で，陵戸・官戸・公奴婢(官奴婢)・家人・私奴婢という**五色の賤**に分けられていた。陵戸は，課役の納入にかえて天皇の陵墓の守衛にあたるものであり，品部・雑戸に近い。官戸と公奴婢は官有で公的雑務に駆使され，家人と私奴婢は私人に隷属あるいは私有された。また，官戸と家人は戸を構成し，使役されるのは本人だけであり，売買の対象にならなかったのに対し，公奴婢と私奴婢は独立の生計を営むことは許されず，全員が使役され，財産として相続・売買・譲渡されるという，完全な不自由民であった。これら賤民は，課役納入の義務をもたず(従って，戸籍に登録されるべき姓をもたなかった)，国家による収奪の対象外におかれていたので，中央の大寺院や貴族，地方の有力豪族など，奴婢を多く所有している者は，経済的には大きな特権となった。

3．平城京の時代

遣唐使

7世紀初めの618年，隋にかわって中国を統一した唐(618～907)は，東アジアの広大な領域を支配下におさめ，律令を軸とする充実した国家体制を築いて，強大な勢力を誇って四方の地域にも大きな影響を与えた。西アジアなどとの交流も活発になり，都の長安(現，西安)は世界を代表する都市として国際的な文化が花開いた。東アジアの国々も，唐に朝貢して冊封体制のもとに入ったり，通交を行って，唐を中心とした政治圏・文化圏が形成された。

日本からの**遣唐使**は，630(舒明2)年の**犬上御田鍬**の派遣に始まり，894(寛平6)年の**菅原道真**(845～903)の建議による中止にいたるまで，10数回にわたって唐に渡った。8世紀には遣唐使がほぼ20年に1度の割合で派遣され，唐の進んだ政治・文化や文物を伝える役割を果たした。遣唐使がもたらした文物は，古代日本の国家体制や文化の形成に大きな影響を与えた。また唐の長安からも，日本の**和同開珎**が発見されている。遣唐使は，大使・副使以下，留学生・学問僧などからなり，多い時には500人にも及ぶ人々が，4隻の船(四船)に分乗して東シナ海を渡った。しかし，造船や航海の技術はまだ未熟な段階であり，途中の海上で遭難することが多かった。

渡海のコースとしては，初めは博多から壱岐・対馬を経て朝鮮半島の西岸沿いに進み，渤海湾経由で山東半島に渡って陸路長安に向かう「北路」をとったが，8世紀に新羅との国交関係が悪化すると，より危険を伴うものの，薩摩から南西諸島沿いに東シナ海を渡る「**南島路**」や，五島列島から直接東シナ海を渡る「**南路**」によって長江河口をめざし，そこから陸路長安に向かうコースがとられるようになった。

7～9世紀の東アジアと日唐交通

遣唐使表

	年代	規模	備考
1	630〈舒明2〉出 632〈　4〉帰	？	使節犬上御田鍬 (帰)旻
2	653(白雉4) 出 654(　5) 帰	241人 2隻	2つの使節が同時出発，高田根麻呂の船難破
3	654(　5) 出 655〈斉明1〉帰	2隻	高向玄理，唐で死亡
4	659〈　5〉出 661〈　7〉帰	2隻	第一船漂着
5	665〈天智4〉 667〈　6〉帰	？	
6	669〈　8〉出 ？ 帰	？	帰国不確実
7	702(大宝2) 704(慶雲1) 帰	？	
8	717(養老1) 出 718(　2) 帰	557人 4隻	(往)阿倍仲麻呂・吉備真備・玄昉
9	733(天平5) 出 734(　6) 736(　8) 帰	594人 4隻	第三・四船遭難 (帰)真備・玄昉
10	752(天平勝宝4) 出 753(　5) 754(　6) 帰	120余人 4隻	使節藤原清河・真備。第一船遭難。鑑真渡来
11	759(天平宝字3) 出 761(　5) 帰	99人 1隻	迎入唐大使の派遣
12	761(　5)	(4隻)	中　止
13	762(　6)	(2隻)	中　止
14	777(宝亀8) 出 778(　9) 帰	4隻	第一船難破。第二～四船漂着
15	779(　10) 出 781(天応1) 帰	2隻	
16	804(延暦23) 出 805(　24) 帰	4隻	(往)橘逸勢・最澄・空海。第三船難破
17	838(承和5) 出 839(　6) 帰	600余人 4隻	使節小野篁の不服。(往)円仁。第二・三船遭難
18	894(寛平6)		菅原道真の建議により遣唐使停止

参考　遣唐使の苦労　732(天平4)年に任命され翌年唐に渡った遣唐使の帰途は，苦難であった。任を終えて734(天平6)年10月に帰国する時，長江河口を出発した四船は暴風に遭い散り散りとなった。大使の船は同年11月に種子島に着いたが，副使が帰着して帰国報告をしたのは遅れて736(天平8)年8月のことであった。判官の平群広成(？～753)ら115人が乗った船にいたっては，東南アジアの崑崙国に漂着して兵に捕えられて殺されたり，逃亡したり，90余人が疫病で死に平群広成ら4人のみが生き残り，崑崙王のもとに拘留されたのである。735(天平7)年，唐から帰国した崑崙人商人の船に潜り込んで唐国に戻った広成らは，玄宗皇帝に信任されていた阿倍仲麻呂のとりなしを得て，今度は渤海国経由で帰る許可を得，天平10年5月渤海国にいたった。そこで渤海王に帰国を懇望し，渤海からの遣日本使の予定を早めて日本に送り届けてもらうことになった。しかし，その船も波浪に遭って1船が転覆し，渤海使節の大使ら40人が日本海に沈んでしまった。広成らはようやく出羽国に到着し，奈良の都に戻ったのは，739(天平11)年10月のことであった。しかも，残る1船についてはまったく消息が伝わらない。たまたま大使の船で帰国できた玄昉や吉備真備が，その後活躍したことと明暗をなす話である。

多くの犠牲を伴いながらも，入唐した遣唐使たちは，唐の長安におもむいて先進的な政治制度やインド・サラセン・西ヨーロッパにまで及ぶような周辺諸民族が集まる国際的な文化を吸収することができた。遣唐使のなかでは，長期にわたって唐で学んだ**阿倍仲麻呂**(698？～770？)・**吉備真備**(695～775)・**玄昉**(？～746)らが名高い。阿倍仲麻呂・藤原清河は帰国することができないまま玄宗皇帝の寵を受けて高官に上り，結局唐で死去した。無事に帰国できた吉備真備や玄昉は，20年近い在唐中に得た新しい政治・軍事・文化・仏教などの知識や文物を日本にもたらし，奈良時代の文化に大きな影響を与えるとともに，聖武天皇に重用されて政界でも活躍することになった。

唐と結んで676年に朝鮮半島を統一した**新羅**との間にも，多くの使節の往来が行われた。新羅使や遣新羅使がもたらした文物も無視できない。しかし，唐との軋轢の下で国力を充実させた新羅との関係は，新羅を従属国として扱おうとする日本との間で時に緊張が生じた。唐に安禄山・史思明の乱(755～763)がおきて東アジアに波乱が及ぶと，時の権力者**藤原仲麻呂**(706～764)は国内の統一をもはかって新羅侵攻を計画するにいたったが，実現し

平城京の景観

平城宮略図

ないままに終わった。奈良時代後半以降，新羅との国交は消極化するが，民間の商人たちの往来はなお少なくなかった。

また，713年靺鞨族などを中心に中国東北部に建国した**渤海**との間にも，緊密な使節の往来が行われた。高句麗の末裔と称する渤海は，唐・新羅との対抗関係から727(神亀4)年に日本に使節を派遣して国交を求めてきた。日本にも新羅との対抗関係があり，渤海との間には友好的な外交関係が続いた。渤海から日本海を越えるルートとしては，出羽などへの北方経由の海路，能登・敦賀などの北陸地方への海路や，朝鮮半島東岸沿いに南下する西日本地方への海路が知られる。渤海の宮都遺跡から日本の和同開珎が発見されたり，日本でも日本海沿岸で渤海系の北方文化の遺物が出土するなど，交流の痕跡が知られている。

平城京と国土の開発

7世紀初め以来，都は奈良盆地南部の飛鳥・藤原の地に営まれてきたが，710(和銅3)年，**元明天皇**(在位707～715)の時に，藤原京から盆地北部の**平城京**へと遷都が行われ，新しい宮都が営まれた。のちに山背国の長岡京・平安京に遷るまで平城京を都とした時代を**奈良時代**という。

平城京は，碁盤の目状に東西南北に走る道路によって整然と街区が区画された，条坊制をもつ都市であった。京は中央を南北に走る朱雀大路によって東の左京と西の右京に分けられ，北部中央には宮城(平城宮)があって，その内には天皇の日常生活の場である**内裏**，政務・儀礼の場である大極殿・朝堂院，そして二官八省の各官庁が位置する官庁地区が配されていた。

京内には，官設の東西の市や貴族・官人・庶民の住宅のほか，大安寺・薬師寺・元興寺などのもと飛鳥地方にあった寺院が移されて大陸風の宮殿や寺院が甍を誇っていた。人口は約10万人といわれる。

平城宮跡(奈良市)は保存されて大規模な発掘調査が行われ，宮殿・官庁の遺構や木簡などの遺物が相ついで発見されており，古代の宮廷の日常生活やそれを支えた財政構造などが明らかにされつつある。また平城京の発掘調査では，長屋王の邸宅をはじめとした各階層の都市生活の様相が明らかになりつつある。その結果，宮城近くの大体五条以北には貴族たちの大規模な邸宅が並び，遠くには下級官人たちの小規模で簡素な住宅が占地していたことがわかった。都の左京・右京には東西の官営の**市**が設けられ，地方から運ばれた租税などの産物，役人に禄として支給された布や糸などや，都の造営に雇われた人々に支給された銭などがここで交換され，東西の市司がこれを監督した。

木簡

【木簡】 木簡は木の札に文字を墨書したもので，古代には紙の文書と並ぶ一般的な情報伝達手段であった。地中でも水分の多い所に遺存して残っており，平城京跡をはじめ，大宰府跡や多賀城跡などの各地の古代官衙遺跡などから，これまでに20万点近くにのぼる木簡が出土している。内容は，役所や官人が出した公文書・書状などの文書，諸国から都に送る貢進物に付けられた荷札，文字習得のために練習した習書・落書などに分類される。文書からは中央・地方の行政実務，荷札からは中央国家を支えた財政システム，習書からは文字文化の普及度などについて，それぞれ当時の実態がうかがえ，古代国家の立場で編纂された文献史料とは異なる当時の行政・生活をめぐる生の史料として，日本古代史の重要な史料となっている。

【長屋王邸宅と長屋王家木簡】 平城京左京三条二坊の一・二・七・八の四坪(6万 m^2)という広大な敷地を占める奈良時代前期の貴族邸宅跡が，発掘調査によって明らかにされた。全体を築地土塀で囲まれた邸宅内は，掘立柱塀に囲まれたなかに大規模な中心建物が建つ内郭を中心に，住居，家政機関，雑舎・倉庫などの地区に区画され，整然と建物群が並んでいた。そして邸内から出土した3万5000点にのぼる大量の木簡から，奈良時代前期の皇族政治家，長屋王がここに住んでいたことがわかった。長屋王の変(729年)で長屋王が死ぬと邸宅は転用されていくが，長屋王家木簡によって，王家の日常生活や家政機関の運営，そこに働く多職種の人々，王家を支えた経済的基盤などの実態を生き生きと知ることができ，研究が進められている。

【長屋王邸の生活】 長屋王についての文献史料や長屋王家木簡によって，王たち上級貴族の生活の様子が垣間みえてくる。住生活については，平城京左京三条二坊の長屋王邸宅の発掘調査の成果で概観することができる。広い邸内が，公的・儀礼的な中心建物の空間，主人たちの住居のある私的生活空間，家政を支える家政機関の空間，多くの職人・雇人らの職場ともなる雑舎・倉庫などの空間に区画されていることが注目される。『懐風藻』には，

長屋王邸宅の復元模型

左京三条二坊とは別の長屋王の佐保宅でよく行われた宴会の時の漢詩が多く載っているが，それによれば，園池や梅の木のある庭園に面した建物で饗宴があり，楽曲が演奏され舞が演じられる中で美酒が振る舞われ，外国使節を迎えて漢詩の贈答により交流をはかるようなこともあった。宴では和歌も詠まれており，『万葉集』には聖武天皇が長屋王邸内の建物をほめた歌がみられる。食生活の面では，夏に氷室から氷を運ばせていたことや，牛乳を運ばせ，煮詰めてチーズをつくっていたことなどが長屋王家木簡にみえる。また邸内では，馬のほかに犬や鶴などの生き物を飼っていた。長屋王が仏教をあつく信仰したことは，大般若経典600巻の書写という文化活動を2度行ったことが今日に伝わる長屋王願経によって知られるほか，長屋王家木簡によって，邸内に僧尼がいたことや，写経とも関係深い書法模人・帙師・絵師などの職人たちが邸内で働いていたことが明らかになった。

中央と地方を結ぶ交通制度としては，都を中心に畿内から**七道**の諸国に向かう官道が整備され，約16kmごとに**駅家**を設ける**駅制**がしかれ，役人が公用に利用した。地方では，駅路と離れて郡家などを結ぶ道(伝路)が交通体系の網目を構成した。各地で，一定の規格の道幅(6～12m)をもって直線的に伸びる古代の官道遺跡が発掘調査により発見されている。

諸国には中央から派遣される国司の統治拠点としての**国府**が，その下の郡には在地豪族である郡司の行政拠点となる**郡家**が地方の役所として営まれた。

参考 **国府・郡家**　律令制の地方制度としては，全国の国々が畿内(のちの大和・河内・和泉・山城・摂津の五畿内)と七道(東海道・東山道・北陸道・山陰道・山陽道・南海道・西海道)に分けられていた。諸国はさらに国――郡――里(郷)の地方行政組織に編成された。郡(評)は律令制以前の国造制の「国」を継承しており，国は複数の郡を統括する領域として，里(郷)は戸籍に編成された50戸を1里として郡の下に設定された。国には中央から国司が派遣されて国内統治にあたり，その下で郡には在地豪族が郡司として任じられ，里(郷)には里(郷)長がおかれてそれぞれの領域を管轄した。地方統治のための役所として国司が拠点としたのが国府で，国庁・部門別役所・倉庫・国司館などの施設が集まり，国分寺も近くに営まれて国内の政治的・経済的・文化的そして交通上の中心として都市的様相を呈した。また郡司が拠点とした郡家も，郡庁・部門別役所・倉庫・郡司館・駅家などの施設が集まり，近くに郡司氏族の氏寺も営まれるなど郡内の中心であった。これら国府・郡家の地方官衙の遺跡が各地の発掘調査により明らかになっている。

7世紀後半には富本銭が鋳造され一部で利用されたが，708(和銅元)年，武蔵国から銅が献上されると，政府は元号を和銅と改め，唐にならって銭貨の**和同開珎**を鋳造した。その後もしばしば銅銭が鋳造され，10世紀半ばころの**乾元大宝**まで日本では合計12種類の銭貨が鋳造された。これを**本朝(皇朝)十二銭**と呼んでいる。銭貨は宮都造営費用の支払いなどに利用され，さらにその流通をはかって**蓄銭叙位令**が発せられたが，京・畿内を中心とした地域の外では，稲や布などの現物貨幣による交易が広く行われていたため，銭貨の流通は盛んにはならなかった。

政府は，**鉄製の農具**や進んだ灌漑技術を用いて耕地の拡大につとめたり，周防の銅，陸奥の金などの鉱業資源の採掘も進めた。また養蚕や高級織物の技術者を地方に派遣して地方での生産を促し，租税のための各地での特産品生産が進んだ。

律令による中央集権的な国家体制が実現したことにより，充実した力をもった中央の政

	名称	初鋳年	材料
(1)	和同開珎	708(和銅1)	銀・銅
(2)	万年通宝	760(天平宝字4)	銅
同時に天平元宝(銀銭)と開基勝宝(金銭)も発行			
(3)	神功開宝	765(天平神護1)	銅
(4)	隆平永宝	796(延暦15)	銅
(5)	富寿神宝	818(弘仁9)	銅
(6)	承和昌宝	835(承和2)	銅
(7)	長年大宝	848(嘉祥1)	銅
(8)	饒益神宝	859(貞観1)	銅
(9)	貞観永宝	870(貞観12)	銅
(10)	寛平大宝	890(寛平2)	銅
(11)	延喜通宝	907(延喜7)	銅
(12)	乾元大宝	958(天徳2)	銅

本朝十二銭

多賀城跡模型(東北歴史資料館蔵)

権は，支配領域の拡大にもつとめた。東北では，政府が**蝦夷**と呼んだ在地の人々に対して，7世紀半ばころから積極的に支配下に取り込む政策が追求された。唐の高句麗征討に始まる東アジアの動乱のなかで，大化改新の直後には日本海側を北上して**渟足柵**(新潟市付近)・**磐舟柵**(新潟県村上市付近)が設けられ，ついで斉明天皇の時代には**阿倍比羅夫**(生没年不詳)が秋田やそれ以北の蝦夷とも関係を結んだ。しかしこの時代の政府の支配領域は，まだ日本海沿いの拠点的な範囲にとどまっていた。

8世紀には，さらに政府の支配領域を広げるため，蝦夷に対する征討政策が進められた。日本海側には**出羽国**がおかれたのち**秋田城**(秋田市)が築かれ，太平洋側にも**多賀城**(宮城県多賀城市)が築かれて，それぞれ出羽・陸奥の政治とともに蝦夷対策の拠点となった。蝦夷に対する政策は，帰順する蝦夷には禄や饗食を給する饗給を行い，反抗する蝦夷は武力でおさえつけるという二面をもっており，さらに夷をもって夷を征するという政策がとられた。一方，南九州の**隼人**と呼ばれた人々の地域にも**大隅国**がおかれ，多褹(種子島)・掖玖(屋久島)をはじめ薩南諸島の島々も政府との交易下に入ることになった。

聖武天皇と政界の動揺

8世紀初めには，皇族や中央の有力豪族たちの勢力のバランスを保ちながら，藤原鎌足の子**藤原不比等**(659～720)を中心に律令制度の確立がはかられた。しかし，やがて藤原氏が政界に進出するに伴い，勢力が後退してゆく大伴氏や佐伯氏などの旧来の有力豪族との間にはさまざまな軋轢が生じた。

皇位継承をめぐって，藤原不比等は娘の宮子を文武天皇の妃に入れて生まれた皇子(聖武天皇)の即位をはかり，娘の**光明子**(701～760)をも**聖武天皇**(在位724～749)の妃として天皇家と藤原氏との密接な結びつきを築いた。不比等の子の武智麻呂(680～737)・房前(681～737)・宇合(694～737)・麻呂(695～737)の4兄弟も，しだいに政界に重きを占めるようになっていった。この4兄弟は，それぞれのちの藤原氏の南家・北家・式家・京家の家系の祖となった。720(養老4)年に不比等が死ぬと，壬申の乱で活躍した高市皇子(天武天皇の皇子，654?～696)の子の**長屋王**(?～729)が政界の首班となったが，聖武天皇のつぎ

の皇位継承に不安を感じた藤原4兄弟は，729(天平元)年策謀によって左大臣の長屋王を自殺させ(**長屋王の変**)，光明子を皇后に立てて天皇との結びつきを強めることに成功した。

参考　**長屋王の変**　長屋王は，天武天皇の子で壬申の乱で活躍した高市皇子を父，内親王を母とし，妻には吉備内親王を迎えるという尊貴な血筋をもつ皇族であり，藤原不比等も娘を王に嫁がせていた。順調に昇進して，不比等が死ぬと政界の首班となり，正二位左大臣まで昇った。しかし729(天平元)年，突然密告を受けて兵に邸宅を囲まれ，自刃させられた(長屋王の変)。同時に吉備内親王及び同内親王との間にもうけた王子たちが自殺させられたが，ほかの関係者はほとんど許されている。『続日本紀』では密告を偽りともしていることから，この事件は王邸を囲んだ側の中心であり，変後の政界に進出した藤原4兄弟(武智麻呂・房前・宇合・麻呂)により仕組まれた事件であったと考えられている。事件の背景としては，聖武天皇と藤原光明子の間に生まれた親王が早逝し，一方で県犬養氏出身の夫人に聖武の親王が生まれたことから，つぎの皇位継承をめぐって藤原氏に危機感が生じたこと，それに対応して光明子を皇后に立てようとすると長屋王が邪魔になるということがあった。変の直後，武智麻呂は大納言に昇り，そして光明子は聖武天皇の皇后となり，藤原氏は大きな権威を獲得したのだった。皇后は，律令では皇族であることが条件とされており，天皇なきあとに臨時に執政したり，女帝としての即位もあり得て，また皇位継承への発言権をもてる立場であったのである。

皇室と藤原氏の関係系図(一)（太字は天皇，数字は皇統譜による皇位継承の順，○数字は女帝。）

(皇室)
38 **天智**
施基(志貴)皇子 ― 49 **光仁** ― 50 **桓武** ― 51 **平城**／52 **嵯峨** ― 54 **仁明**／53 **淳和**
大友皇子 39(**弘文**) ― □ ― □ ― 淡海三船
40 **天武** ― 大津皇子／刑部親王／舎人親王 ― 47 **淳仁**／高市皇子 ― 長屋王／草壁皇子
㊶ **持統**
㊸ **元明** ― 42 **文武** ― 45 **聖武** ― ㊻ **孝謙**(**称徳**) ㊽／㊹ **元正**／吉備内親王

(藤原氏)
藤原鎌足 ― 不比等 ― 宮子／(南家)武智麻呂 ― 仲麻呂(恵美押勝)／(北家)房前 ― □ ― □ ― 冬嗣／(式家)宇合 ― 広嗣／□ ― 種継 ― 仲成／薬子／百川／(京家)麻呂
県犬養橘三千代 ― 光明子
美努王 ― 橘諸兄(葛城王) ― 奈良麻呂

こうして長屋王にかわって，新たに大納言となった武智麻呂ら藤原4兄弟が光明皇后を押し立てて力をふるう時代がきた。しかし，737(天平9)年に九州から全国に広がって流行した天然痘によって，藤原4兄弟はあいついで死去し，藤原氏の勢力は一時後退した。

その後，皇族出身の**橘諸兄**(684~757)が政権を握り，新しい知識を身につけて唐から帰国した玄昉や吉備真備が，聖武天皇の信任を得て政治に活躍した。一方で天平の時代には各地で飢饉や疫病が続き，社会の動揺も広まっていった。740(天平12)年には，後退した藤原氏のなかから式家宇合の長子で大宰府に赴任していた藤原広嗣(?~740)が，玄昉・吉備真備らの排除を求めて九州で兵を動員し乱をおこした(**藤原広嗣の乱**)。乱は中央から派遣された大軍との激戦ののち鎮圧されるが，朝廷の動揺はおさまらず，それから数年の間，聖武天皇は**恭仁京**(京都府山城郡加茂町)・**難波京**(大阪市)・**紫香楽宮**(滋賀県甲賀郡信楽町)などに都を転々と移すことになった。

こうした政治情勢と社会的不安のもと，仏教をあつく信仰していた聖武天皇は，仏教のもつ**鎮護国家の思想**によって国家の平和と安定をはかろうとした。741(天平13)年には**国分寺建立の詔**を出し，国ごとに**国分寺**・**国分尼寺**を設けさせることにした。七重塔を建て，丈六❶の釈迦像を安置し，金光明最勝王経など護国の経典を備えさせ，国分寺には僧20人，国分尼寺には尼10人ずつをおくこととした。国分寺・国分尼寺の伽藍造営は全国的な大事業であり，すぐには完成せず，こののち諸国では郡司など地方豪族の助けを得て国分寺・国分尼寺の造営事業が続いた。

国分寺建立の詔

天平十三年三月……乙巳①、詔して曰く「……宜しく天下諸国をして各敬みて七重塔一区を造り、并て金光明最勝王経・妙法蓮華経各一部を写さしむべし。朕②又別に金字の金光明最勝王経を写し、塔毎に各一部を置かしめむと擬す。冀ふ所は聖法の盛なること、天地とともに永く流へ、擁護の恩③幽明④に被らしめて恒に満たむことを。……又国毎の僧寺には封五十戸、水田十町を施し、尼寺には水田十町。僧寺には必ず廿僧有らしめ、其の寺の名を金光明四天王護国之寺⑤と為し、尼寺には一十尼ありて、其の寺の名を法華滅罪之寺⑥と為し、両寺相共に宜しく教戒⑦を受くべし。……」

（『続日本紀』、原漢文）

①二十四日。②天皇の第一人称。③仏法がかばい守ってくれる恩恵。④あの世でもこの世でも。⑤いわゆる国分寺。⑥いわゆる国分尼寺。⑦教え。

大仏造立の詔

粤に天平十五年歳次癸未十月十五日を以て、菩薩の大願①を発して、盧舎那仏②の金銅像一軀を造り奉る。国銅を尽して像を鎔し、大山を削りて以て堂を構へ、広く法界に及ぼして朕③が知識と為し、遂に同じく利益を蒙らしめ、共に菩提を致さしめむ。夫れ天下の富を有つ者は朕なり、天下の勢を有つ者も朕なり。この富勢を以て、この尊像を造る。事や成り易き、心や致り難き。但恐るらくは徒らに人を労することありて、能く聖を感ずることなく、或は誹謗を生じて、反って罪辜に堕せんことを。……

（『続日本紀』、原漢文）

①仏教興隆の悲願。②華厳経で中心となっている仏。③天皇の一人称。

美濃国分寺伽藍復元模型(大垣市歴史民俗資料館蔵)

ついで743(天平15)年には**大仏造立の詔**が出された。仏教による天下の安定を願うなかで，聖武天皇は「天下の富を有つ者は朕なり，天下の勢を有つ者も朕なり。この富勢を以てこの尊像を造る」といいつつ，一枝の草，一把の土をもって造像に参加することを人々に呼びかけている。745(天平17)年に再び平城京にもどると，紫香楽宮で企画された造仏事業も奈良に移され，大仏造立には結局10年の歳月を要した。聖武天皇の娘で皇位を継いだ**孝謙天皇**(在位749~758)の時代の752(天平勝宝4)年に，高さ5丈3尺5寸(約16.1m)の東大寺大仏がようやく完成し，盛大な**開眼供養**の儀式が行われた。この儀式は，聖武太上天皇・光明皇太后・孝謙天皇が臨み，文武百官やインド・中国から渡来した僧をはじめ僧1万人が参列する盛儀であった。

孝謙天皇の時代は，光明皇太后の権威と結びついて武智麻呂の子**藤原仲麻呂**(706~

---

❶　立像で1丈6尺＝約4.8m，座像ではその半分の8尺＝約2.4mの像。

764)が政界で勢力を伸ばした。高齢の左大臣橘諸兄は仲麻呂によって引退に追い込まれ，諸兄の子**奈良麻呂**(721？～757)は，仲麻呂の専権に対立する皇族や大伴氏・佐伯氏らの力を合わせて仲麻呂を倒そうとするが，757(天平宝字元)年，逆に先制されて奈良麻呂らは厳しい取り調べを受け殺されてしまう(**橘奈良麻呂の乱**)。翌758(天平宝字2)年，仲麻呂によって擁立された淳仁天皇(在位758～764)が即位する。仲麻呂は**恵美押勝**の名を賜わり，破格の待遇を得て，翌年には太師(太政大臣)の地位に昇りつめる。権力を掌握した押勝は子や近親を昇任させるが，後ろ盾であった光明皇太后が死去すると，孤立化していった。孝謙太上天皇が道鏡(？～772)を寵愛するようになり，淳仁天皇と対立すると，押勝は危機感をつのらせ，ついに764(天平宝字8)年に兵をあげた。しかし孝謙太上天皇側の迅速な対応によって緒戦に敗れ，地盤である近江から越前に逃れようとしたが果たせず，ついに殺された(恵美押勝の乱〈**藤原仲麻呂の乱**〉)。その後，淳仁天皇は皇位を廃されて淡路に流され，孝謙太上天皇が再び即位して**称徳天皇**(在位764～770)となった。

【道鏡】　道鏡は，河内国の弓削連氏出身で，サンスクリットの経典研究を行い，修行に打ち込んだのち，宮中の内道場に入り禅師となった。761(天平宝字5)年に孝謙太上天皇の看病に成果をあげてその寵愛を得るにいたり，それが原因となって764年恵美押勝の乱がおこった。恵美押勝を倒して再即位した称徳天皇の代になると，道鏡は天皇の信任を受け，765(天平神護元)年には太政大臣禅師，翌年さらに法王となって天皇に准ずる待遇を受け，権力を握り仏教政治に腕をふるった。この時期には西大寺の造営など造寺・造仏がよく行われた。769(神護景雲3)年には，称徳天皇の意向も受けてついに道鏡を皇位につけようとする事件までおこった。九州の宇佐八幡神が「道鏡を皇位につけたら天下は太平となる」と告げたという道鏡即位への動きは，神意を聞く使いとなった**和気清麻呂**(733～799)の道鏡即位に反対する報告によって挫折した。清麻呂の背景には藤原式家の**藤原百川**(732～799)ら道鏡に反対する貴族たちの動きが存在した。

770(宝亀元)年に称徳天皇が死去すると，女帝の親任以外に政治的基盤をもたなかった道鏡の立場は暗転する。皇位後継者を定めなかった女帝の後には，藤原百川らが中心となり，それまで続いた天武天皇系の皇統にかわって，天智天皇の子施基皇子(？～716)の子である**光仁天皇**(在位770～781)を即位させることになった。道鏡は下野薬師寺の別当として追放され，772(宝亀3)年，同地で死去した。また大隅に配されていた和気清麻呂は呼びもどされた。光仁天皇の時代は，道鏡時代の仏教政治で混乱した律令政治と国家財政の再建が追求されることになった。

新しい土地政策

律令政治が展開した8世紀には，基礎的な産業である農業に進歩がみられ，鉄製の農具がいっそう普及した。

農民の生活面では，それまでの竪穴住居にかわって平地式の掘立柱の住居が西日本からしだいに普及していった。当時の家族のあり方は今日と違い，結婚ははじめ男が女の家に通う形の婚姻(**妻問婚**)に始まり，夫婦はいずれかの父母のもとで生活し，やがてみずからの家をもつことになった。女性は結婚しても氏姓を改めず，また自分自身の財産をもっていた。律令では中国の家父長制的な家族制度にならって父系の相続を重んじたが，一般農民の家族では子供の養育などに母の発言力は強かった。

農民は，国家から与えられた口分田を耕作するほか，口分田以外の公の田(乗田)や寺社・貴族の土地を借りて耕作した。これを賃租といい，原則として1年の間土地を借り，

千葉県村上遺跡復元模型(国立歴史民俗博物館蔵)　東国の丘陵上に営まれた8世紀ごろの村落遺跡の復元。当時，東国では竪穴式住居が基本で，竪穴式住居数棟に倉庫などの掘立柱建物1～2棟と井戸などからなる単位が多数集合して村落が構成されていた。こうした村落内に簡素な仏堂建物があった例もみられる。

収穫の5分の1を地子として納めた。しかし，農民には兵役や雑徭などの労役，そして調・庸などの租税やそれら貢進物を都まで運ぶ運脚など厳しい負担がかけられたから，その生活は楽ではなかった。さらに，天候不順や虫害などに影響されやすい当時の農業技術の段階では，容易に飢饉がおこり，共同体的な互助制度や国司・郡司らによる勧農政策があっても，なお不安定な生活を強いられた❶。

一方で，着実な生産は続けられたが，農民のなかには富裕になる者と貧困化していく者の別が生じた。困窮した農民のなかには，口分田を捨て戸籍に登録された本籍地を離れて他国に**浮浪**したり，都の造営工事の現場から**逃亡**したりして，律令制の支配下から逃れ地方豪族などのもとに身を寄せる者も増えた。また有力農民のなかにも，浮浪したり勝手に僧侶となったり(私度僧)，貴族の配下に入るなどして，租税負担を逃れようとする者があった。こうして8世紀後半には，調・庸の納期遅れ，品質の悪化や未進が増え，兵士の弱体化が進むなど，国家の財政・軍事に大きな影響を与えるようになった。

人口増加に対する口分田の不足もあって，政府は積極的に耕作地の拡大をはかり，722(養老6)年には**百万町歩の開墾計画**を立てた。この政策は，農民に食料・道具を支給し，

三世一身法

……太政官奏すらく，「此者，百姓漸く多くして，田池窄狭①なり。望み請ふらくは，天下に勧め課せて，田疇②を開闢かしめん。其の新たに溝池を造り，開墾を営む者有らば，多少を限らず，給ひて三世に伝へしめん。若し旧き溝池を逐はば，其の一身に給せん。」と。

（『続日本紀』，原漢文）

墾田永年私財法

（天平十五年五月）乙丑③，詔して曰く，「聞くならく，墾田は養老七年の格④に依りて，限⑤満つるの後，例に依りて収授す。是に由りて，農夫怠倦して，開ける地復た荒る，と。今より以後は，任⑥に私財と為し，三世一身を論ずること無く，咸悉くに永年取る莫れ。其の親王の一品及び一位は五百町，二品及び二位は四百町，三品・四品及び三位は三百町，四位は二百町，五位は百町，六位已下八位已上は五十町，初位已下庶人に至るまでは十町，但し郡司には，大領⑦・少領⑧に三十町，主政⑨・主帳⑩に十町。若し先より地を給ふこと茲の限より過多なるもの有らば，便即ち公に還せ。……」

（『続日本紀』，原漢文）

①せまい。②田地。③二十七日。④三世一身の法をさす。⑤期限。⑥意のままに。⑦⑧⑨⑩郡司の四等官といわれる。

❶　『万葉集』にみえる山上憶良(660～733？)の**貧窮問答歌**(→p.84)は，そうした農民たちの窮乏生活への共感からつくられた作品といえる。

東大寺領糞置荘開田図(正倉院宝物)　759(天平宝字3)年につくられた越前国足羽郡(福井市)の東大寺領糞置荘の開田図。絵図の山や条里制水田の様子は，現地にそっくり地形が残る。

10日間開墾に従事させて良田を開こうとしたもので，陸奥を対象としたとする説もあるが，いずれにせよ百万町歩というぼう大な土地の開墾については，机上の空論に終わったものといえる。続く723(養老7)年には，**三世一身法**が出された。この法は，新しく灌漑施設を設けて未開の地を開墾した場合は三世(子・孫・曽孫)にわたりその私有を認め，旧来の灌漑施設を利用して開墾した場合は本人一代の間私有を認めるというもので，民間の開墾による耕地の拡大をはかるものであった。しかし，期限が近づくと再び荒廃するなど不十分なこともあって，続く743(天平15)年には，**墾田永年私財法**が出された。今度はみずから開墾した田の私有を永代にわたって保障するもので，墾田の面積には一品の親王や一位の貴族で500町，二品の親王や二位の貴族で400町から初位以下庶民の場合の10町にいたるまで，身分による階層的な制限が設けられていた❶。

墾田永年私財法は，従来耕作されていなかった土地を水田化する開墾行為を政府の管理下におき，田地を増大することによって政府の支配を強めるという積極的な意味をもっていた。そして，これに応じて浮浪人など多くの労働力を編成して灌漑施設をつくり，原野を開墾できる力をもった貴族・大寺院や地方豪族たちによる開発が進んだ。東大寺などの大寺院は，広大な原野を独占し，国司や郡司の協力を得て，付近の農民や浮浪人らを使って大規模な開墾を行った。これを**初期荘園**といい，現地には経営拠点の荘所や収穫を納める倉庫がおかれた。しかし初期荘園は，のちの荘園とは異なって中央や国司・郡司などの行政組織に依存して営まれたものが多く，9世紀以降に律令制的な行政組織が変質するとともに，その大部分が衰退した。

❶　のち，765(天平神護元)年に有力者のみに利するとして開墾は一時禁止されたが，772(宝亀3)年には再び開墾とその永代私有が認められた。

4．天平文化

文化の特色

中央集権的な国家体制がととのって国の富が中央に集められ，皇族や貴族はこの富を背景に華やかな生活を享受した。こうして奈良時代には，平城京を中心として高度な貴族文化が花開いた。この時代の文化を，聖武天皇の時代の年号をとって**天平文化**と呼ぶ。当時の貴族は，遣唐使などによってもたらされる大国唐の進んだ文化を重んじたから，天平文化は，盛唐の文化に強く影響を受けた，国際色豊かな性格をもつことになった。また，国家仏教の影響も強く，寺院を中心とした仏教文化が盛んであったことも大きな特色である。古代の文化遺産である建造物や美術工芸品が，正倉院も含めて多く都の大寺院に伝えられていることは注目される。ただし，こうした文化をとくに享受できたのは天皇・貴族たち為政者や一部の僧侶など限られた階層の人々でもあった。

記紀の編纂

律令国家が形成される過程で朝廷のなかで高まっていった国家意識を反映して，朝廷による統治の正当性や国家の形成・発展の来歴を明示することを目的として，国史の編纂が行われるようになった。天武天皇の時代に始められた国史編纂事業は，奈良時代に入って実を結び，**『古事記』『日本書紀』**として完成した。712(和銅5)年にできた『古事記』は，古くから宮廷に伝わる「帝紀」「旧辞」をもとに天武天皇が**稗田阿礼**(654？～？)に読みならわせた内容を**太安万侶**(？～723)が筆録したもので，3巻からなる。天地創造，日本の国生みをはじめとして，天孫降臨，神武天皇の東征，日本武尊の地方征討などの神話・伝承から推古天皇にいたるまでの物語を，天皇を中心に構成したものである。従来口頭で行われていた日本語を漢字の音や訓を用いながら表記することに，多くの苦心がはらわれている。720(養老4)年にできた『日本書紀』は，**舎人親王**(676～735)を代表として中国の歴史書の体裁にならって編纂されたもので，漢文により編年体で書かれている。30巻からなり，神話・伝承を含めて神代から持統天皇にいたるまでの歴史を天皇を中心に記している。なかには中国の古典や編纂時点の法令によって文章を修飾した部分もあり，古代史の実像を明らかにするためには十分な史料批判が必要となるが，古代史研究の材料を提供する貴重な史料として位置づけられる。

なお，『日本書紀』をはじめとして朝廷による歴史編纂はのちに平安時代の途中まで引き継がれ，合わせて計6つの漢文正史が編纂された。これらを総称して「**六国史**」という❶。

❶　『日本書紀』のほか，『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』の6つを指す。

書名		収載年代	完成年	編者
古事記		神代～推古(～628)	712	太安万侶
日本書紀	六国史	神代～持統(～697)	720	舎人親王ら
続日本紀	六国史	文武～桓武(697～791)	797	菅野真道・藤原継縄ら
日本後紀	六国史	桓武～淳和(792～833)	840	藤原緒嗣ら
続日本後紀	六国史	仁明(833～850)	869	藤原良房・春澄善縄ら
日本文徳天皇実録	六国史	文徳(850～858)	879	藤原基経・菅原是善ら
日本三代実録	六国史	清和～光孝(858～887)	901	藤原時平ら

修史事業

参考　**『古事記』『日本書紀』の神話**　『古事記』や『日本書紀』にみられる神々の物語は，天地のはじまりから始まって，イザナギ・イザナミによる国生み，天石窟説話，大国主の国作りと国譲り，天照大神の孫ニニギノミコトの高千穂峯への降下（天孫降臨），海幸・山幸説話，神武（ニニギノミコトの孫）のヤマトへの東征（神武東征）などの話から構成されている。こうした神話は，律令制に基づく中央集権的国家が確立する過程で編まれたものであり，高天原の主宰者天照大神の直系である神武天皇を初代として系譜をつなげ，古代の天皇による国家統治の起源を説いてそれを正統化する性格をもっている。批判的に検討することによって，そうした神話の中に古い時代の要素をさぐり，神話がその素材・原形から国家的神話へと編成される過程を追究する研究もなされている。ただし，7世紀後期～8世紀前期にまとめられた『古事記』『日本書紀』に載る神話は，古代国家がみずからの起源を説明した体系としての歴史的意義をもつものであり，古代民衆が語り継いだ多元的な神々の伝承との間にはへだたりがあるとみられている。

万葉集と文学

歴史書とともに，713（和銅6）年には諸国に対して郷土の産物，山川原野の名の由来，古老の伝承などの筆録が命じられ，全国的な地誌の編纂が行われた。諸国から撰上された『**風土記**』がそれであり，現在常陸・出雲・播磨・豊後・肥前の5カ国の『風土記』が伝えられている❶。

また，奈良時代の貴族や官人には漢詩文をつくることが教養として求められたが，そうした背景のうえに，751（天平勝宝3）年には現存最古の漢詩集『**懐風藻**』ができている。7世紀の天智天皇時代以来，大友皇子をはじめ大津皇子・長屋王らの漢詩作品を収めたものである。漢詩文の文人としては，**淡海三船**（722～785）や**石上宅嗣**（729～781）らが知られている。石上宅嗣は自邸を寺とし，仏典以外の書物をも蔵する今日の図書館のような施設をおいて芸亭と名づけ❷，学問する人々に開放したという。

また，日本在来の文学である**和歌**も天皇から庶民にいたるまでの多くの人々によって広く詠まれたが，『**万葉集**』は，759（天平宝字3）年までのそうした歌約4500首を収録した歌集である。宮廷の有名歌人のものだけでなく，東国の農民たちの心を伝える東歌や防人歌なども採録され，心情を素直に歌いあげて心に強く訴えかける歌が多くみられる。編者は**大伴家持**（718～785）ともいうが未詳である。天智天皇時代までの第1期の歌人としては有間皇子（640～658）・額田王，続く平城遷都までの第2期の歌人としては柿本人麻呂，天平初年ころまでの第3期の歌人としては**山上憶良**・**山部赤人**（生没年不詳）・**大伴旅人**（665～731），淳仁朝にいたる第4期の歌人としては大伴家持・大伴坂上郎女（生没年不詳）らが名高い。

貧窮問答歌

天地は　広しといへど　吾が為は　狭くやなりぬる　日
月は　明しといへど　吾が為は　照りや給はぬ　人皆か
吾のみや然る　邂逅に①　人とはあるを　人並に　吾
も作る②を　綿も無き　布肩衣③の　海松④の如　わわ
け⑤さがれる　襤褸⑥のみ　肩に打ち懸け　伏廬⑦の
曲廬⑧の内に　直土⑨に　藁解き敷きて　父母は　枕の
方に　妻子どもは　足の方に　囲み居て　憂へ吟ひ
竈には　火気ふき立てず　甑には蜘蛛の巣懸きて　飯
炊ぐ　事も忘れて　鵺鳥⑩の　呻吟ひ居るに　いとのき
て⑪　短き物を　端截ると　云へるが如く　楚⑫取る
五十戸良⑬が声は　寝屋処まで　来立ち呼ばひぬ　斯く
ばかり　術無きものか　世間の道
世間を憂しとやさしと思へども　飛び立ちかねつ鳥に
しあらねば

（『万葉集』，原万葉仮名）

①たまたま。②農耕をしているのに。③麻布でつくった粗末な袖なし。④海藻の一種。⑤破れる。⑥ぼろ。⑦屋根が地に伏したような粗末な小屋。⑧柱がくさり，ゆがみ傾いた小屋。⑨地面にじかに。⑩呻吟び居るの枕詞。⑪ひどく。⑫笞。⑬令の規定では五十戸を一里とする。良は長の誤りと思われる。ここでは里長，すなわち「さとおさ」の意である。

❶　このうちほぼ完全に残っているのは『出雲国風土記』のみである。

❷　文人として名高い石上宅嗣が，平城京の私邸を阿閦寺とし，その一部に仏教以外の書物を蔵する芸亭を設けて，好学の人に閲覧させたもの。日本の図書館の起源ともいわれる。

古代の教育機関としては，官吏養成のために中央に**大学**，地方諸国に**国学**がおかれた。入学者は，大学の場合は五位以上の貴族の子弟や朝廷に文筆で仕えてきた東・西の史部の子弟，また国学の場合は郡司の子弟を優先とする限られた者であった。学生は，大学を修了し，さらに試験に合格してようやく官人として出仕することができたが，一方で五位以上の貴族の子や三位以上の上級貴族の子や孫たちには，特権的に官人コースに入る**蔭位の制**が定められていた。大学の教科は，「論語」「孝経」などの経書を学ぶ明経道，律令などの法律を学ぶ明法道や，音・書・算などの諸道があり，のち9世紀には漢文・史学的な教科を含む紀伝道が生まれ，重視された。これらのほかに，陰陽・暦・天文・医・針・按摩・呪禁・薬などの諸学が陰陽寮や典薬寮などにおいて教授された。

国家仏教の発展

6世紀に伝来し，蘇我氏や聖徳太子の時代に盛んになった仏教は，7世紀後半には国家的な支援のもとに発展し，地方でも地方豪族の信仰を得て数多くの寺院が営まれるようになった。奈良時代には，仏教は国家の保護を受けてさらに大きく発展した。とくに**鎮護国家**の思想はこの時代の仏教の性格をよく示しており，仏教が国家と緊密に結びついてその支配を支える宗教的背景ともなっていた。

平城京には多くの寺院の伽藍が建ちならび宮都に荘厳を加えたが，そのうち平城遷都とともに飛鳥・藤原京から新京に移された大寺院として，薬師寺・大安寺（もと大官大寺）・元興寺（もと法興寺〈飛鳥寺〉）があり，平城京で建てられた興福寺・東大寺・西大寺と，さらに京外の法隆寺を合わせた7カ寺はのちに南都七大寺と呼ばれた。

こうした寺院における仏教研究は，三論・成実・法相・倶舎・華厳・律の6宗からなる，**南都六宗**と呼ばれるのちの宗派とは異なる学系を形成した。法相宗と華厳宗は名僧をよく輩出し，法相宗には義淵（？～728），その門下の道慈（？～744）や行基（668～749）らがおり，華厳宗には良弁（689～773）が出て，はじめ義淵に法相を学んだのち唐・新羅の僧について華厳を学び，東大寺建立に活躍した。また，僧侶は宗教者であるばかりでなく当時最新の文明を身につけた一流の知識人でもあったから，玄昉のように聖武天皇に重用されて政界で活躍した僧もあった。

日本への渡航にたびたび失敗しながらも，ついに日本に戒律を伝えた唐の**鑑真**（688？～763）やその弟子たちの活動も，日本の仏教の発展に寄与した。当時正式な僧侶となるには，まず得度して修行し，のちに授戒を受けることが必要とされたが，授戒の際に重要な戒律のあり方を鑑真に学んだのである。聖武太上天皇・光明皇太后・孝謙天皇は，東大寺に設けられた戒壇において鑑真から戒を受けている。鑑真はのちに唐招提寺をつくり，そこで死去した。同寺に伝わる鑑真像（乾漆像）は，鑑真生前の姿を写したものといわれ，苦難を乗り越えて日本に仏教を伝えた高僧の慈愛と気高さをよく伝えている。のちに遠隔地の受戒者のために，中央の東大寺の戒壇に加えて，九州の筑紫観世音寺，東国の下野薬師寺

にも戒壇が設けられて「本朝三戒壇」と称された。

難破する船と鑑真（『東征伝絵巻』）

参考　**鑑真**　鑑真は688年唐の長江河口近くの揚州で生まれ，長安・洛陽で仏教を学び，淮南にもどって戒律を教え広めて名を高めた。伝戒師を求める日本からの入唐僧栄叡（？～749）・普照（生没年不詳）らの懇請を受けて渡日を決意したが，難破などで5回も渡海に失敗し，みずからは失明してしまう。しかし，753（天平勝宝5）年に遣唐使の帰国船に乗ってついに日本に渡ることに成功した。翌年平城京に入り，東大寺に迎えられた。その年，大仏殿前に戒壇を設けて，聖武太上天皇・光明皇太后・孝謙天皇ほか多くの僧侶が鑑真から受戒した。758（天平宝字2）年に大和上の号を授けられ，大僧都の任は解かれる。のち東大寺から唐招提寺へと移った。伝記に淡海三船が著した『唐大和上東征伝』（779〈宝亀10〉年成立）がある。

一方で，仏教は律令によって国家から厳しく統制を受けており，一般に僧侶の活動は寺院内に限られていたが，なかには行基のように，民衆への布教とともに用水施設や交通路沿いに救済施設をつくるなどの社会事業を行い，はじめ国家の取り締まりを受けながらも多くの民衆に支持された僧もいた。のち行基は大僧正に任じられて大仏の造営に協力する。社会事業は善行を積むことにより福徳を生むという仏教思想と結びついており，光明皇后が平城京に悲田院を設けて孤児・病人を収容し，施薬院を設けて医療にあたらせたことも，そうした仏教信仰と関係しよう。

外来の仏教が日本の社会に根づく過程では，仏教が現世利益を求める手段とされたり，在来の祖先信仰と結びついた追善供養の阿弥陀信仰が行われたりして，仏と神は本来同一であるとする**神仏習合思想**がおこった。これは，すでに中国において在来信仰と仏教の融合による神仏習合思想がおこっていたことにも影響を受けている。

仏教によって国家の安定をはかる**鎮護国家思想**はこの時代の国家仏教の特徴であり❶，聖武天皇による国分寺建立や大仏造立などの大事業も，その仏教信仰に基づいていた。朝廷による仏教保護により，大寺院は壮大な伽藍や広大な寺領をもったが，こうした造営事業は国家財政に大きな負担をかけるものでもあった。また政治と仏教が深く結びつくことにもなり，奈良時代末の称徳天皇の時代には，法王となった道鏡が政権を掌握して国政を動かし，天皇とともに仏教中心の政治を行うようになった。こうして一方で仏教は政治化・権力化していったが，他方，山林にこもって修行する僧たちも出て，やがて平安新仏教の母体となっていった。

❶　金光明最勝王経はこの経を受持する国王を諸天が擁護するといい，仁王経は帝王がこの経を受持して道を行えば万民も国土も安泰になるとする。これに法華経を合わせて，鎮護国家の仏教経典として**護国三経**といわれる。

天平の美術

奈良時代には，国際的な唐文化の影響を大きく受けながら，朝廷，貴族の邸宅や国家仏教政策と結びついた寺院などの場において，力強く国際的な美術作品が貴族たちを中心に享受された。8世紀半ばころの聖武天皇の時代には，とくに充実した国勢を背景に多くの作品が生まれたことから，その時代の美術は年号をとって**天平美術**と称されている。

建築では，奈良の寺院建築に今もなお当時の瓦葺きの礎石建物の姿を多くみることができる。もと貴族の邸宅建物であったという法隆寺伝法堂，もと平城宮内の宮殿建築であった唐招提寺講堂のほか，寺院建築としての**東大寺法華堂**，**唐招提寺金堂**や法隆寺東院伽藍の中心にある夢殿（八角円堂），門の東大寺転害門や倉庫建物の正倉院宝庫などが代表的なもので，いずれも堂々として均整のとれた美しさをもつ建造物である。

彫刻では，以前からの金銅製や木製の仏像のほかに，木を芯として粘土で塗り固めた**塑像**や，原型の上に麻布を幾重にも漆で塗り固めた**乾漆像**（あとで原形を抜き取る）の仏像がよくつくられた。天皇・貴族のあつい仏教信仰を受けて，表情豊かで調和のとれた美しさをもつ仏像が数多くつくられた。塑像としては，東大寺法華堂の日光菩薩像・月光菩薩像・執金剛神像，東大寺戒壇院の四天王像，新薬師寺の十二神将像などが知られる。また，乾漆像としては，興福寺の釈迦十大弟子像や八部衆像（その1体が阿修羅像），東大寺法華堂の不空羂索観音像，唐招提寺の鑑真像などが知られる。

絵画の作例は少ないが，正倉院に伝わる**鳥毛立女屛風**の樹下美人図や，薬師寺に伝わる**吉祥天像**などは，代表的なものである。唐の影響がみられる豊満で華麗な筆致で，一部日本的な感覚もみられる。過去現在因果経の写経の上半部にみられる釈迦の一生を描いた絵画もこの時代のものであり，のちの絵巻物の源流ともいわれる。

工芸品としては，正倉院宝庫に伝えられた**正倉院宝物**が名高い。聖武太上天皇の死後，光明皇太后が太上天皇の遺愛の品々を東大寺に寄進したものを中心に，螺鈿紫檀五絃琵琶など，今日まできわめてよく保存された多数の優品をみることができる。服飾・調度品・楽器・武具など多様な品々が含まれ，また唐ばかりでなく，遠くシルクロードを経た西アジアや南アジアの影響を受けた品々がみられ，当時の宮廷生活の文化水準の高さとその国際性をうかがうことができる。また，称徳天皇が恵美押勝の乱後に発願してつくらせた100万基にのぼる木造小塔の百万塔と，そのなかに納置された百万塔陀羅尼も，この時代のすぐれた工芸技術を示している。百万塔陀羅尼は，銅版か木版か説がわかれているが，現存世界最古の印刷物といわれている。

仏像の製作

図版特集

①

②

③

主な美術作品

建築
- 法隆寺　夢殿・伝法堂
- 東大寺　法華堂(三月堂)①
  - 転害門
  - 正倉院宝庫②
- 唐招提寺　金堂③
  - 講堂

彫刻
- 興福寺　十大弟子像〈乾漆像〉
  - 八部衆像〈乾漆像〉
- 東大寺　法華堂　不空羂索観音像④〈乾漆像〉
  - 日光菩薩像〈塑像〉
  - 月光菩薩像〈塑像〉
  - 執金剛神像〈塑像〉⑤
  - 戒壇院　四天王像〈塑像〉
- 唐招提寺　鑑真像〈乾漆像〉

絵画
- 正倉院　鳥毛立女屏風⑥
- 薬師寺　吉祥天像
- 過去現在絵因果経

④
⑤
⑥
5．平安初期の政治と文化

平安遷都

奈良時代後期の政治的変動のなかで，称徳女帝が死去して専権をふるった道鏡が追放されたのち，式家の藤原百川らの策謀によって，それまでの天武天皇系の皇統にかわって天智天皇系の白壁王(施基皇子の子)が即位して光仁天皇(在位770～781)となった。はじめ光仁天皇の皇后・皇太子には，天武天皇系の血をつぐ聖武天皇と県犬養広刀自(？～762)の間の子の井上内親王(717～775)とその子の他戸親王(761～775)が立ったが，その2人も排除されて，やがて光仁天皇と渡来系氏族出身の高野新笠(？～789)との間に生まれた山部親王(737～806)が即位し，桓武天皇(在位781～806)となる。山部親王擁立の背景にも，藤原百川らの力があった。

桓武天皇は，光仁天皇がとった行財政の簡素化や公民の負担軽減などの政治再建政策を受け継ぐとともに，新しい王朝の基盤を固め，それまでの仏教政治の弊害を断つ意味も込めて，784(延暦3)年に大和の平城京から山背国乙訓郡長岡の**長岡京**(京都府向日市など)に遷都した。しかし，新しい皇統の桓武天皇の基盤ははじめ確固としておらず，遷都に反対する勢力もあって，桓武天皇の腹心で長岡京の造営を主導していた藤原種継(737～785，藤原百川の甥)が暗殺される事件がおこった。この事件をめぐって皇太子の早良親王(750～785，桓武天皇の弟)や大伴氏・佐伯氏の人々が退けられ，貴族層内の対立が表面化する一方，桓武天皇の母や皇后が相ついで死去した。この不幸が早良親王の怨霊によるものとされるなかで，なかなか完成しない長岡京からの再遷都がはかられ，794(延暦13)年，ついに山背国葛野郡宇太の地(京都市)に新都を造営した。

参考　**怨霊**　非業の死を遂げた人の恨みが現世に祟をなすのが怨霊で，それを鎮め慰めて災いを除こうとする信仰となる。奈良時代後期から平安時代前期にかけての政争で倒された人々の怨霊による災いを避けるため，863(貞観5)年に平安京の神泉苑で早良親王たちを祀ったのが御霊会の始まりである。その後，疫病が流行すると怨霊が祀られて，御霊信仰が広まっていった。のち903(延喜3)年に菅原道真が配流先の大宰府で死去すると，内裏への落雷や藤原時平(871～909)一族の横死はその祟とされ，道真が神格化されて天神信仰となった。

新都は期待をこめて**平安京**と名づけられ，「山背国」も「山城国」と改められた。以後，源頼朝が鎌倉に幕府を開くまで，国政の中心が平安京にあった約400年間を**平安時代**と呼んでいる。平安京は，東西約4.5km，南北約5.2kmの平城京にほぼ近い規模で，その条坊の痕跡は今の京都の町並み・道路に姿をとどめている。

桓武天皇は，長岡京そして平安京への遷都とともに，東北地方の**蝦夷**の支配に力をそそいだ。奈良時代以来，東北では各地におかれた城柵を行政拠点として，東国などの各地から移住させた農民(柵戸)による開拓を進める一方，帰順した蝦夷を各地に俘囚として移住させ，蝦夷の地への浸透がはかられていた。しかし，光仁天皇の時の780(宝亀11)年，帰順した蝦夷で郡司に任じられていた伊治呰麻呂(生没年不詳)が乱をおこし，一時は多賀城をおとし入れるという大規模な乱に発展した。こののち，蝦夷を軍事的に制圧するための大軍が継続的に送られ，東北では30数年にわたって戦争状態が続いた。

年代	事項
647（大化3）	渟足柵築造
648（〃 4）	磐舟柵築造
658〈斉明4〉	秋田・渟代・津軽方面に進出（阿部比羅夫）
708（和銅1）	出羽郡設置，出羽柵築造
709（〃 2）	蝦夷征討軍（巨勢麻呂ら）
712（〃 5）	出羽国設置。内地百姓移民
720（養老4）	蝦夷征討軍（多治比県守ら）
724（神亀1）	蝦夷の抵抗制圧（藤原宇合）。多賀城築造
733（天平5）	出羽柵を雄物川河口に移す
737（〃 9）	陸奥・出羽の連絡路開通（藤原麻呂・大野東人ら）
759（天平宝字3）	桃生城築造。雄勝柵築造
767（神護景雲1）	伊治城築造
774（宝亀5）	蝦夷征討軍（大伴駿河麻呂）
780（〃 11）	伊治呰麻呂（上治郡大領）の乱
788（延暦7）	蝦夷征討軍（紀古佐美）
789（〃 8）	蝦夷征討軍敗退
794（〃 13）	蝦夷征討軍（坂上田村麻呂ら）
797（〃 16）	坂上田村麻呂を征夷大将軍に任命
801（〃 20）	蝦夷征討軍（坂上田村麻呂）
802（〃 21）	胆沢城築造，鎮守府移す
803（〃 22）	志波城築造
811（弘仁2）	蝦夷征討軍（文室綿麻呂）〔以後蝦夷の内民化進む〕

東北関係年表

東北地方の城柵

【蝦夷】　古代に蝦夷（エミシ）と呼ばれたのは，東北地方のまだ中央政府に帰属しない人々を指している。中央の貴族たちから異民族視されることもあったが，これは唐に准じた小帝国をめざす中華思想の華夷観念からくるもので，人種的に異なるわけではなく，また東北の古代集落遺跡の竪穴式住居なども基本的に東国のものと変わらない。古代の蝦夷（エミシ）は，中世に蝦夷（エゾ）と呼ばれるようになったアイヌを中心とした人々とは異なる。

桓武天皇は788（延暦7）年紀古佐美（733～797）を征東大使とし，翌年大軍を進めて北上川中流の胆沢地方の蝦夷勢力を制圧しようとしたが，蝦夷の族長阿弖流為（？～802）の活躍により大敗した。つぎは周到に準備して，大伴弟麻呂（731～809）を征夷大使，**坂上田村麻呂**（758～811）を副使として大軍を送り，田村麻呂らの活躍によって成果をあげた。坂上田村麻呂は797（延暦16）年に征夷大将軍となり，さらに802（延暦21）年には胆沢の地に**胆沢城**（岩手県水沢市）を築き，阿弖流為を帰順させて胆沢地方を制圧する。そして鎮守府を多賀城から北の胆沢城に移した。翌803（延暦22）年にはさらに北方に**志波城**（岩手県盛岡市）を築造し，東北経営の前進拠点とした。こうして北上川の上流地域まで，また日本海側でも米代川流域まで律令国家の支配権が及ぶこととなった。のち嵯峨天皇は811（弘仁2）年文室綿麻呂（765～823）を征夷将軍として送り，綿麻呂は雫石川の侵浸を受けた志波城を移して，その南に徳丹城（岩手県矢巾町）を築いた。

しかし，桓武天皇が追求した造都と征夷の二大政策は，国家財政やそれを支えた民衆への過大な負担を伴うものであった。晩年の805（延暦24）年，桓武天皇は徳政論争と呼ばれる議論を裁定し，藤原緒嗣（774～843）の「天下の民が苦しむところは軍事と造作である」という意見をいれて，ついに対蝦夷戦と平安京造営の大事業を打ち切ることを決定した。

参考　**元慶の乱**　その後の878（元慶2）年，出羽国の秋田城下の俘囚（帰属した蝦夷）たちが秋田城司の暴政に対して大規模な乱をおこした。秋田城が焼かれて出羽国司の軍勢では対応できない状況となった。蝦夷の社会は村々の散在型で大きな権力集中のみられないことが特徴とされているが，この乱では米代川や八郎潟流域の蝦夷勢力がまとまって行動し，そして雄物川以北を蝦夷の地とすることを要求したのであった。中央政府から出羽権守として派遣された良吏の誉高い藤原保則（825～895）は，鎮守将軍小野春風（生没年不詳）とともに武力と説得をもって対処し，その策によってようやく乱の鎮圧に成功した。保則の伝記には，この乱の収束により「津軽より渡島（北海道）に至るまで，雑種の夷人，前代にいまだかつて帰付せざるもの，皆ことごとく内属す」と記している。

令制の改革

桓武天皇は，26年に及ぶ在位のうちに強い権力を確立し，長く左大臣をおかないなど貴族をおさえながら，積極的に政治の改革を進めた。とくに地方政治の改革に力を入れ，奈良時代に多増していた定員外の国司や郡司を廃止し，また**勘解由使**を設けて，国司交替の際の事務引継ぎを厳しく監督させた。そして，国司在任中の租税徴収や官有物の管理などに問題がない時に新任国司から前任国司に対して与えられる文書である**解由状**の授受を厳重に審査させた。

また，対外的緊張のゆるみもあって，東北の陸奥・出羽や九州の地を除いて，従来の兵役による兵士の質の低下などで行き詰まっていた軍団兵士を廃止して，**健児の制**を設けた。律令に基づく軍団制は，正丁3～4人に1人の割合で兵士を徴発して軍団で訓練させるものであったが，農民に大きな負担となり役立たない状況ともなっていたので，郡司の子弟や有力農民から志願により少数精鋭の健児を採用した。それは国の大小や軍事的必要に応じて国ごとに20～200人までの人数を定めて，60日交替で国府の警備や国内の治安維持にあたらせたものである。なお，九州には選士1320人，陸奥には健士2000人をおいて，同様に軍事力の維持強化をはかっている。一般農民の負担を軽減しながら兵士の質の向上をはかる政策であった。

これらの改革は，律令政治を当時の社会的実情に合せた形で実行しようとするものであった。しかし，一方で新しい宮都の造営や東北の蝦夷との戦いという二大政策を遂行するためにぼう大な人的・物的な費用をつぎ込んでいたため，十分な成果をあげることはむず

官職	設置年代	主要な職務
中納言	705 文武	職掌は大納言に同じ。しかし大納言のように大臣不在の際に職務の代行はできない。
按察使	719 元正	地方行政の監察官として設置。798年に対蝦夷戦のための常設の指揮官となる。
参議	731 聖武	公卿として朝政に参与し，中納言につぐ重職。
内大臣	777 光仁	左右大臣が出仕しない時，かわって政務・儀式などをつかさどる。左右大臣の次位。
征夷大将軍	794 桓武	対蝦夷戦のための軍務の臨時の最高指揮官。
勘解由使	797？桓武	国司交替の際の不正や紛争をなくすために引き継ぎ文書（解由状）を審査し監督した。
蔵人頭	810 嵯峨	薬子の変（810）の際，藤原冬嗣らが蔵人頭に任じられて機密事項を扱った（蔵人頭より参議に昇任するのが常道となった）。
検非違使	816 嵯峨	のち左右検非違使庁ができ別当が総括。京中の犯人検挙，風俗取り締まり，訴訟・裁判を扱った。
押領使	878 陽成	10世紀半ば以後諸国に常設。盗賊らを鎮圧。
関白	884 光孝	万機の政を行い，内覧権をもつ。
追捕使	932 朱雀	天慶の乱後ほぼ常設。諸国盗賊を追捕。

令外官一覧

かしかった。

桓武天皇の政治改革は，**平城天皇**(在位806～809)や続く**嵯峨天皇**(在位809～823)にも引き継がれた。平城天皇は，令で定められた官司や官人の整理・統合を大胆に行い，財政負担の軽減につとめた。嵯峨天皇は，天皇の秘書官としての**蔵人頭**や，平安京内の警察や裁判にあたる**検非違使**など，令に定められていない新しい官職(**令外官**)を設けた。

蔵人頭は，810(弘仁元)年の藤原薬子の変(平城太上天皇の変)の際，嵯峨天皇が太上天皇側に秘密がもれることなく天皇の命令を太政官組織に伝えるために側近の藤原冬嗣・巨勢野足(749～816)らを任じたのが始まりで，その役所が**蔵人所**である。

【薬子の変(平城太上天皇の変)】　809(大同4)年，平城天皇は弟の嵯峨天皇に譲位したが，太上天皇としての権威と権力は保持しており，嵯峨天皇が病になると，翌年寵愛する藤原薬子(種継の娘，？～810)やその兄藤原仲成(？～810)とともにふたたび権力を握ろうとして，もとの平城京への遷都をはかった。平安京の天皇と平城京の太上天皇の間で「二所朝廷」と呼ばれる政治的混乱となったが，迅速な対応をとった嵯峨天皇側の勝利となり，仲成は射殺され，東国に向かうことに失敗した太上天皇は出家し，薬子は毒をあおいだ。「薬子の変」と呼ばれるのは嵯峨天皇が罪を太上天皇に及ぼさないようにしたためで，実は平城太上天皇が深くかかわっていた。この変を契機に，天皇の意志を太政官組織に迅速に伝えるための蔵人頭が設けられるなど，政治の仕組みにも影響を与えた。

蔵人は，やがて天皇の側近として宮廷において政治的に重要な役割を果たすことになった。検非違使は，はじめは犯人逮捕や治安維持など警察的任務にあたったが，のち訴訟・裁判も行うようになって，やがて京都の政治を担う重要な職となった。

また嵯峨天皇は法制の整備も進めた。律令の制定後に実際の政治過程で出されたさまざまな法令を，律令を補足・修正した法令である**格**と施行細則である**式**とに分類・編集し，**弘仁格式**が編纂された。これも，実態に合わせた政治の実務の遂行をはかったものといえる。その後も法典の編纂は受け継がれ，清和天皇の時に**貞観格式**，醍醐天皇の時に**延喜格式**が編纂されて，合わせて**三代格式**と呼ばれている。格については，3代の格を集めて分類した『**類聚三代格**』，式については，最も整った『延喜式』が今日に伝わっている。そのほか，国司交替についての規定として延暦・貞観・延喜の3代の『交替式』もつくられている。833(天長10)年には，それまでまちまちであった令の条文解釈を公的に統一した『**令義解**』が清原夏野(782～837)らによって編纂された。さらに9世紀後半には，惟宗直本(生没年不詳)によって令の諸注釈を集めた『**令集解**』が私的に編まれている。

農村と貴族社会の変化

8世紀の後半から，農村では調・庸や労役の負担を逃れようとして浮浪・逃亡する農民があいついだ。その背景には，農民層が有力農民とその経営下に入る農民とに分解していったこと，また貴族・寺院などによる大土地所有が進展して浮浪・逃亡農民を受け入れたことなどがある。9世紀になると，戸籍には兵役・労役・租税負担の中心となる男子の登録を少なくするなど偽りの記載(偽籍)が増え，平均的な農民家族を単位として班田収授を行い，租税の徴収をはかってきた律令の制度は実態と合わなくなる。こうして，手続きの煩雑さもあって8世紀の終わりころから班田収授の実施が困難になっていった。

桓武天皇は，班田収授を励行させるため，6年1班であった班田の期間を12年(一紀)一班に改め，律令の定める土地制度の維持をはかった。また農民の負担軽減として，公出挙

周防国玖珂郡玖珂郷908(延喜8)年の戸籍　この戸籍には戸内の女性の数が男性に比して一方的に多くみられ，租税をのがれるために作為された記載であると思われる。

の利息を利率5割から3割に減らし，また雑徭の期間を年間60日から30日に半減するなど，農民の生活安定と維持を目指した。しかし，9世紀には班田が30年，50年と行われない地域が増えていった。

8世紀後半から調・庸など租税の都への貢進が遅れたり，品質が悪くなったり，未進となることが広まると，中央の国家財政の維持がしだいに困難になっていった。政府は，国司・郡司たちの租税徴収にかかわる不正・怠慢を取り締まるとともに，823(弘仁14)年には大宰府管内に**公営田**を設け，また879(元慶3)年には畿内に**元慶官田**を設けて，直営方式の田を設定し，有力農民を利用した経営によって財源を確保しようとつとめた。

【公営田と元慶官田】　823(弘仁14)年に大宰大弐小野岑守(778～830)の建議で，大宰府管内で行われた田制。良田1万2000余町の口分田などを公営田とし，徭丁6万余人を動員して5人ごとに1町を耕作させ，獲得した稲から，徭丁の調・庸・租分を差し引き，食料も支給してなお残る100万余束を納官する仕組み。徴収が困難な調・庸などの人別負担を土地別に課するという，人から土地への課税方式の変更でもあった。879(元慶3)年に畿内で中央諸官司の財源確保のために行われた元慶官田も，こうした土地に依存する方式であった。畿内5カ国に4000町の官田を設け，諸国の正税から町別120束の営料をあてて農民に耕作させ，全体の収穫の半分を官に入れ，半分は地子(収穫の5分の1)として納めさせるという仕組みであった。この元慶官田は2年後には各官司に土地が分割されて，諸司田となっていった。本来は租税を集約する財政官司から一元的に支給されるべき官人給与や官司経費が，それぞれの官司の土地経営に頼るようになったのである。

やがて中央の諸官司は，それぞれみずからの財源となる**諸司田**をもち，国家から支給される禄に頼ることができなくなった官人たちも，墾田を集めてみずからの生活基盤を築くようになった。9世紀には，天皇も**勅旨田**と呼ぶ田をもち，皇族にも天皇から**賜田**が与えられるようになった。こうして，太政官を中心に地方から徴収した租税を分配する統一的・一元的な律令の財政体系は変質していった。

桓武天皇以後，朝廷では天皇の政治的権力は強まり，天皇と親しい少数の皇族・貴族は，その立場を背景に多くの土地を私的に集積し，勢いをふるうようになった。9世紀後期ころから，このような特権的な皇族・貴族は院宮王臣家(権門勢家)と呼ばれ，拡大した彼らの経営は国家財政と衝突する場面も生じた。下級官人の中には進んで院宮王臣家の家人となる者もあり，地方の有力農民たちも保護を求めてやはりその勢力下に結びついていった。

弘仁・貞観文化

空海

平安京に遷都してから9世紀末ころまでの文化を，嵯峨天皇・清和天皇の時の年号の名をとって**弘仁・貞観文化**と呼ぶ。この時代は，政治的には新しい都で律令制を改革して文章経国がはかられ，文人貴族が登用されることもあった。貴族たちは平安京において都市貴族化する一方，文化的には唐文化を摂取してみずからのものに消化した段階を迎え，宮廷で漢文学が発展した。また新たに最澄や空海らによって伝えられた天台宗・真言宗が広まり，その影響を受けて**密教**が盛んになったという特色をもつ。

［平安新仏教］　奈良時代の後半には仏教が政治に深く介入して，過度な仏教中心政策がとられる弊害もあったことから，桓武天皇は，遷都に伴って南都の大寺院を長岡京・平安京に移転することを認めず，**最澄**(767～822)や**空海**(774～835)らによってもたらされた，従来の国家仏教とは異なる新しい仏教を志向する仏教界の動きを支持した。

近江に生まれた**最澄**は，比叡山に登って修学し小堂を営んだ。804(延暦23)年，遣唐使にしたがい入唐，法華経を中心とする天台の教えを受けて多くの経典を伴って帰国し，比叡山に延暦寺を建て**天台宗**を開いた。そして『山家学生式』を定めて比叡山の学僧の規則をつくり，それまでの東大寺戒壇における受戒に対して，新しく独自の大乗戒壇の創設をめざしたが，これは南都の諸宗から激しい反対を受けることとなった。最澄は『顕戒論』を著わして反論し，各地で布教を行うとともに戒壇創設を働きかけた。生前には実現しなかったが，最澄の死去直後に大乗戒壇は公認され，のちに延暦寺が日本仏教界の中心としての地位を築く基となった。延暦寺は仏教・学問の中心となり，浄土教の源信や鎌倉新仏教の開祖たちも多くここで学んでいる。

讃岐に生まれた**空海**は，はじめ大学に入ったが，儒教・仏教・道教の3者における仏教の優位を論じた『三教指帰』を著わして仏教に身を投じた。のち最澄と同時の804(延暦23)年の遣唐使にしたがって入唐，長安で**密教**の奥義をきわめて2年後に帰国し，高野山に金剛峰寺を建てて**真言宗**を開いた。真言は大日如来の真実の言葉の意で，その秘奥なことを指して密教と呼ばれ，釈迦の教えを教典から学び修行して悟りを開こうとする顕教に対して，秘密の呪法の伝授・習得により悟りを開こうとするものである。空海は『十住心論』でこの密教の立場を明らかにしている。密教の根本道場としては，金剛峰寺のほかに，空海が嵯峨天皇から賜わった平安京の**教王護国寺**(東寺)がある。

天台宗の方も最澄ののち，やはり入唐して新しい密教を学んできた弟子の**円仁**(794～864)・**円珍**(814～891)らによって本格的に密教を取り入れた。東寺などを中心とした真言宗の密教を**東密**と呼ぶのに対して，天台宗の密教を**台密**と呼んでいる。のち円仁と円珍の門流は対立し，10世紀末以降，円仁の門流は延暦寺によって山門派と呼ばれ，円珍の門流は園城寺(三井寺)によって寺門派と呼ばれた。天台・真言の両宗ともに密教として加持祈禱をよく行い，国家・社会の安泰を祈ったが，それに頼って災いを避け幸福を追求しようとする現世利益の面から天皇や貴族たちの帰依を広く集めることになった。

仏教が広まって，それが理解されるのに伴い，在来の神々への信仰と融合する動きも現われた。すでに8世紀から，神社の境内に神宮寺を建てたり，寺院の境内に守護神を鎮守

として祭ったり，神前で読経するなどのことが行われており，こうした**神仏習合**がさらに広まっていった。天台宗・真言宗では，それまでの南都仏教と違って山岳の地に伽藍を営み山中を修行の場としていたから，在来の山岳信仰とも結びついて**修験道**の源流となった。修験道は，山伏にみられるように山岳に登って修行することにより呪力を体得するという実践的な信仰であり，在来の山岳信仰の対象であった奈良県吉野の大峰山や北陸の白山などの山々がその舞台となった。またとくに熊野三山(熊野の本宮・新宮・那智の3社からなる)は，続く摂関時代・院政期に，多くの天皇・法皇・上皇・摂関家をはじめとする貴族たちの参詣を得るほどの信仰を集めた。

［密教芸術］　天台・真言両宗の盛行に伴い，神秘的な密教芸術が新たに発展した。

建築では，寺院が山間に建てられるようになり，その地形に応じてそれまでの形式にとらわれない伽藍配置の密教寺院がつくられ，檜皮葺の屋根も用いられた。**室生寺**の金堂や五重塔はその代表的な作品である。

彫刻では，密教に応じて如意輪観音や不動明王などの仏像が多くつくられた。木彫が主で，**一木造**で神秘的な表現をもつ仏像が多い。元興寺の薬師如来像，神護寺金堂の薬師如来像，観心寺の如意輪観音像，室生寺金堂の釈迦如来などの諸像，同じく室生寺弥勒堂の釈迦如来坐像などが著名である。衣文に翻波式と呼ばれる波形のひだをくり返し表現する彫り方が用いられ，ふくよかで神秘的な雰囲気をたたえているのがこの時代の特徴である。また神仏習合を反映して盛んになった**神像彫刻**として，薬師寺の僧形八幡神像・神功皇后像などがあげられる。

絵画では，園城寺の不動明王像(黄不動)など，やはり密教系の神秘的な仏画が描かれた。また，神護寺の両界曼荼羅や教王護国寺の両界曼荼羅など，**曼荼羅**が発達した。曼荼羅は，密教で重んじる大日如来の智徳を表わす金剛界と，同じく慈悲を表わす胎蔵界の仏教世界を整然とした構図で図化したものである。なお，肖像画の名絵師として百済河成(782～853)・巨勢金岡(生没年不詳)らの名が伝わり，その確実な作例はないが，のちの大和絵の基となる絵画として位置づけられている。

書道では，唐風文化の隆盛に応じて唐風の書(**唐様**)が広まり，嵯峨天皇・空海・橘逸勢(？～842)らが能書家として知られ，のちに**三筆**と称せられた。空海が最澄に送った書状の『風信帖』❶は，闊達な唐様の名筆として名高い。

［漢文学の隆盛］　嵯峨天皇は，法典を編纂するとともに，中国風の文化を重んじ，日本在来の風習に多くの唐風の儀礼を取り入れてさまざまな宮廷の儀式を整え，確立した。嵯峨天皇の時に『内裏式』が撰され，のちの儀式書に続いていく。儀式の整備は，法典や歴史書の編纂とならんで，文化と結びついた国家経営の一環として重視されたものである。また平安宮内の殿舎に唐風の名称をつけたほか，文章経国の思想に基づいて政界に文人・学者を登用するとともに，宮廷で漢詩文を詠む宴をしばしば催した。

もともと古代貴族の教養として漢詩文をつくることは重視されており，奈良時代にも漢詩文集として『懐風藻』が編まれたが，9世紀前半の嵯峨・淳和天皇(在位823～833)のころには，814(弘仁5)年に小野岑守(778～830)ら撰の『凌雲集』，818(弘仁9)年に藤原冬嗣

---

❶　書きはじめに「風信雲書，天より翔臨す」とあることからこの名称がある。なお，同時期に最澄から空海にあてた「久隔帖」も伝存している。

・仲雄王（生没年不詳）ら撰の『文華秀麗集』，827（天長4）年に良岑安世（785～830）・滋野貞主（785～852）ら撰の『経国集』といった3つの勅撰漢詩集が相ついで編まれ，漢文学が盛んになった。漢詩文をみずからのものとし習熟した表現をもつ作品がつくられるようになり，嵯峨天皇や空海・小野篁（802～852）・都良香（834～879），そしてやや遅れて菅原道真らがすぐれた作者として知られている。この時代が，文学史における「国風暗黒時代」と称されるほどである。

空海は，漢詩文作成についての評論ともいえる『文鏡秘府論』を著わし，また空海の詩文を集めた『性霊集』（『遍照発揮性霊集』）が編まれるなど，入唐の経験を受けてすぐれた文才を示した。

文章経国の思想に応じて，大学での学問も盛んとなり，儒教を学ぶ明経道のほか，中国の歴史・文学を学ぶ紀伝（文章）道が重んじられた。有力な氏族は一族子弟の教育のために，**大学別曹**を設けた。これは大学に付属する寄宿施設的なもので，学生たちは学費の支給を受け書籍を利用しながら大学で学んだ。和気氏の弘文院，藤原氏の勧学院，橘氏の学館院，在原氏や皇族の奨学院などが知られる。大学は儒教的教養を身につけた官僚を養成する目的をもっていたが，空海が創設した**綜芸種智院**は，庶民に教育の門戸を開いたことで名高い。

図版特集

①
③
②
主な美術作品

建築
室生寺　金堂①
　　　　五重塔②

彫刻
元興寺　薬師如来像〈木像〉
神護寺　金堂薬師如来像〈木像〉⑦
観心寺　如意輪観音像〈木像〉⑥
室生寺　金堂釈迦如来像〈木像〉
　　　　弥勒堂釈迦如来坐像〈木像〉⑨
薬師寺　僧形八幡神像〈木像〉
　　　　神功皇后像〈木像〉
教王護国寺　講堂五大明王像〈木像〉④⑤
法華寺　十一面観音像〈木像〉⑧

絵画
神護寺　両界曼荼羅（部分）③
園城寺　不動明王像（黄不動）

書道
風信帖（空海書）⑩
久隔帖（最澄書）⑪

④

⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩

⑪

第3章　貴族政治と国風文化

1. 摂関政治

藤原氏の発展

藤原氏は，鎌足やその子不比等が律令国家の建設に大きな役割を果たしたこともあって，他の氏族に比べて，早くから律令制的な官僚貴族としての道を歩んでいた。他の氏族，例えば大伴氏などは，奈良時代になっても宮の守衛や軍隊の統率といった律令制以前からの氏としての職務に固執し，そのような職務によって天皇に奉仕するという意識を強くもっていたのに対し，藤原氏は鎌足や不比等の功績や光明子の立后を背景に，国政運営の最高機関である太政官に数多くの公卿を送り込み，8世紀末にはとくに宇合の子孫である式家が，百川・種継らを出して有力となったが，9世紀初めの桓武・嵯峨天皇の時代になると，式家は薬子の変を契機として衰える。それと同時に蔵人頭や検非違使の創設などによって天皇の権力が強まると，律令制以前からの伝統的な天皇に対する貴族の奉仕関係が消滅し，これにかわって，天皇との個人的な結びつきが貴族の朝廷での地位を左右するようになった。

この時代，「天皇との個人的結びつき」を支える要素としては，①文人としての教養，②官僚としての政務能力，③天皇の父方のミウチ，④天皇の母方のミウチ，などがあった。①は9世紀初めの漢文学の隆盛をはじめとする中国文化尊重の風潮のなかで，大学で紀伝道を修めた学生が，天皇に注目されて昇進をとげるというもので，9世紀後半，宇多天皇(在位887～897)に重用された**菅原道真**(845～903)がその代表である。②は儒教的思想に裏打ちされた政治理念のもち主や，弁官等の実務官人としてすぐれた能力を発揮したもの，国司・将軍として任地で功績をあげたものなどが公卿の地位まで昇りつめるというケースで，桓武天皇の時代に徳政相論で藤原緒嗣と論争した菅野真道(741～814)や，仁明天皇(在位833～850)に登用された伴善男(809～868)らがいる。③は嵯峨天皇がその皇子・皇女に源朝臣の姓を与えて(嵯峨源氏)以来，歴代の天皇がそれにならった「賜姓源氏」で，その出自の高さから多くの公卿を出すことになる。④はいわゆる外戚である。9世紀前半には，藤原氏以外にも，桓武天皇の母を出した渡来系の和氏，嵯峨天皇の皇后で仁明天皇の母である嘉智子(786～850)を出した橘氏などから，外戚であることによって高い地位につく貴族が現われた。

このようななかで藤原北家の**冬嗣**は，有能な官僚として嵯峨天皇の信任を獲得し，蔵人頭となる一方で，娘の順子を正良親王(810～850，のちの仁明天皇)の妃とし，**外戚**政策を進めた。その子**良房**(804～872)は，退位後も天皇家の家長として権威を保ち続けた嵯峨太上天皇が死去した直後の842(承和9)年，皇太子に立てられていた恒貞親王(825～884，淳和天皇と正子内親王との間の子)を廃し，仁明と順子との間の子である道康親王(827～858)を皇太子とした(**承和の変**)。その過程で恒貞親王に仕えていた橘逸勢(？～842)や伴健岑(生没年不詳)が処罰されたが，この事件の基本的な意義は，藤原北家の外戚としての地位の確立にあり，それとともに上記①②のタイプの貴族は次第に勢力を後退させていくのである。

さらに良房は，娘の明子を道康親王の妃とし，親王が文徳天皇(在位850～858)として即位すると，両者の間に生まれた惟仁親王(850～876)を皇太子に立てて，858(天安2)年わずか9歳で清和天皇(在位858～876)として即位させる。ここに良房は，天皇の外祖父として実質的に**摂政**の役割を果たすようになった。また866(貞観8)年には，当時没落しつつあった伴(大伴)氏のなかでは，その深い学識とすぐれた政務能力によって異例の昇進をとげていた大納言伴善男(811～868)を，応天門の放火事件の犯人として失脚させたが(**応天門の変**)❶，これは藤原氏による上記②のタイプの貴族の抑圧とみることもできる。

良房はこの事件の直後，正式に摂政となり，その地位はさらに養子の**基経**(836～891)に受け継がれるが，基経は884(元慶8)年光孝天皇(在位884～887)から**関白**に任じられ，887(仁和3)年，**宇多天皇**(在位887～897)の即位直後におきた**阿衡の紛議**❷によってその地位を確立する。891(寛平3)年基経が死去すると，宇多天皇は基経の長男時平(871～909)の対抗馬として，当時文人・学者として名高かった**菅原道真**を抜擢し，道真は続く**醍醐天皇**(在位897～930)の時代に右大臣にまで昇ったものの，901(延喜元)年時平の陰謀によって大宰府に左遷され，その地で死去した。これは藤原氏による上記①のタイプの貴族の抑圧とすることができよう。

その後，時平の弟忠平(880～949)が摂関をつとめた朱雀天皇(在位930～946)の時代をはさんで，10世紀前半の**醍醐・村上天皇**(在位946～967)の時代には摂関がおかれず，後世「**延喜・天暦の治**」と称された。この時代には，公卿の上層部は上記④の外戚としての地位を不動のものとした藤原北家と③の賜姓源氏によって占められ，文人や有能な官僚は公卿となってもせいぜい参議どまりの状況になった。こうしたなかで969(安和2)年，醍醐天皇の子で左大臣の源高明(914～982)が，藤原氏の陰謀によって大宰府に左遷される事件がおき

皇室と藤原氏の関係系図(二)(太字は天皇，数字は皇統譜による皇位継承順，藤原氏の数字は摂政・関白の順)

藤原冬嗣／順子／良門／良房(一)／長良／明子／高藤／高子／基経(二)／忠平(三)／時平／胤子／穏子／師輔／実頼(四)／頼忠(七)／安子／兼家(八)／兼通(六)／伊尹(五)／詮子／超子／道長(十一)／道兼(十)／道隆(九)／懐子／嬉子／威子／妍子／彰子／教通(十三)／頼通(十二)／定子／隆家／伊周／師実(十四)／禎子内親王／寛子

仁明54／文徳55／清和56／陽成57／光孝58／宇多59／醍醐60／朱雀61／村上62／冷泉63／円融64／花山65／一条66／三条67／後一条68／後朱雀69／後冷泉70／後三条71

---

❶　伴善男は，当時太政大臣良房につぐ地位を占めていた嵯峨源氏の左大臣源信の追い落としを画策していたらしく，応天門の炎上の責任を源信に負わせようとしたが，良房は善男の従者の自白をもとに善男の犯行と断定した。事件の経過は12世紀後半に成立した『伴大納言絵巻』にも詳しく描かれているが，当時の上層貴族間に複雑な内部抗争があったことは推測できるものの，真相は不明である。

❷　基経に関白就任を求める天皇の勅のなかに，基経を「阿衡」に任じるという語があったが，基経は中国の古典では「阿衡」は名ばかりの名誉職に過ぎないと抗議したため，天皇は勅を撤回して，その起草者橘広相を処分した事件。

天皇 (　)内は即位時の年齢
858
清和 (9)
876
陽成 (9)
884
光孝 (55)
887
宇多 (21)
897
醍醐 (13)
930
朱雀 (8)
946
村上 (21)
967
冷泉 (18)
969
円融 (11)
984
花山 (17)
986
一条 (7)
1011
三条 (36)
1016
後一条 (9)
1036
後朱雀 (28)
1045
後冷泉 (21)
1068
後三条 (35)
1072
白河 (20)
1086

○摂政　●関白 (　)内は就任時の年齢
858
○良房 (55)
872
○基経 (37)
880？
●基経 (49)
890
〔寛平の治〕
898
(内覧)時平 (28)
909
〔延喜の治〕
930
○●忠平 (51)(62)
941
949
〔天暦の治〕
967
●○実頼 (68)(70)
970
○伊尹 (47)
972
●兼通 (48)
977
●頼忠 (54)
986
○兼家 (58)
990
○道隆 (38)
993
●道隆 (41)
995
●道兼 (35)
995
(内覧)道長 (30)
1016
○道長 (51)
1017
○頼通 (26)
1020
●頼通 (29)
1068
●教通 (72)
1075
●師実 (34)
1094

摂関設置略表

(**安和の変**❶)，ここに貴族社会のなかでの藤原氏の地位は完全に確立され，以後摂政・関白が常置される時代が続いた。

【延喜・天暦の治】 醍醐・村上の時代を理想的なものとする観念はすでに10世紀後半からみられるが，それは主に，公平な人事が行われたこと，『古今和歌集』の編纂など学芸が興隆したことなどによっていた。このほか，この時代には『日本三代実録』(六国史の最後)・『延喜格式』(三代格式の最後)が編纂され，乾元大宝(本朝十二銭の最後)が鋳造されるなど，律令国家としての最後の事業が行われたが，一方では両者の間にはさまる朱雀天皇の時代には，承平・天慶の乱がおこるなど，社会の変化は確実に進行していた。

摂関政治

安和の変以降，11世紀半ばころまでの間，原則として摂政・関白が常置されて，そのもとで国政が運営される**摂関政治**の時代となった。摂政・関白の地位は藤原忠平の子孫に独占され，これを**摂関家**と呼び，そのなかで摂関など最高の地位についたものが藤原氏の「**氏の長者**」❷となったが，10世紀末までは兼通(925～977)と兼家(929～990)，道隆(953～995)と道兼(961～995)，伊周(974～1010)と**道長**(966～1027)ら，摂関家内の兄弟や叔父・甥の間で「氏の長者」の地位が争われた。結局，道長がこれらの争いに最終的に勝利し，彼とその子**頼通**(992～1074)の時代，すなわち11世紀前半の約50年間，摂関家は全盛期を迎えた。道長はみずからの娘4人を皇后や皇太子妃とし，後一条天皇(在位1016～36)の外祖父として大きな権力を握り，頼通も外伯父として，後一条・後朱雀(在位1036～45)・後冷泉(在位1045～68)の各天皇の摂政・関白となった。

摂関政治とは，摂政・関白が天皇の権威・権限の一部または大部分を自分のものとして国政を運営する体制のことだが，天皇が幼少であったり病弱であったりした場合には，摂政が天皇の権限をほぼ代行し，天皇が成長すると関白がその職務を補佐した。しかし摂政・関白の地位の背景には，夫婦は妻方の家で生活し，生まれた子供は妻の父(外祖父)が養育・後見するという当時の貴族社会の慣行が存在していたため，摂政・関白として国政を主導していくため

❶ 事件は，清和源氏で藤原氏に侍として仕えていた**源満仲**(913？～997)の密告によっておきたが，高明は娘を村上天皇の子である為平親王の妃としており，為平親王は当時有力な東宮候補とみなされていたため，高明がその外戚となることを恐れて，藤原氏が策謀したものと考えられる。

❷ 氏の代表者で，平安時代には藤原・源・橘の各氏などにみられる。とくに藤原氏の場合，氏として所有する荘園・邸宅(殿下渡領)を伝領したり，氏神(春日大社)・氏寺(興福寺)・大学別曹(勧学院)を管理することを通じて，氏全体に大きな力を及ぼしていた。

には，天皇の**外戚**(とくに外祖父)であるという条件が不可欠であった。したがって，天皇の外戚でない人物が摂関となっても(例えば藤原実頼〈900～970〉・頼忠〈924～989〉ら)権力を十分にふるうことができず，逆に道長が後一条天皇の摂政をわずか1年あまりで辞しているのは，外戚としての地位が確立していれば，必ずしも摂関の職にこだわらなくてもよかったことを示している。

摂関政治の時代には，律令国家の官制が大きな枠組みとして残っていたので，天皇及びこれを代行・補佐する摂政・関白と太政官が中心となって政治が運営された。すなわち，重要な政務については，天皇や摂関が太政官の幹部職員である公卿(議政官)による合議(陣定)などを参考にして決裁し，それ以外の事項については，公卿が処理していた。このような政務のうち，とくに叙位(位階の授与)・除目(官職の任命)に摂関は大きな権限をもっており，また公卿や皇后・東宮・太上天皇など(院宮王臣家)にも官吏を推挙する権利があったため，この時代には皇族や摂関をはじめとする上流貴族に権力が集中し，また経済的な利権の大きい**受領**に任官を希望するものからの貢献物などで，摂関などにはばく大な富が集中した。一方，摂関家や一部の上流貴族以外の多数の官人たちは，受領となって富を蓄積する道を選んだり，特定の学問や技能によって朝廷や摂関家に仕える道を選ぶようになり，しだいに貴族層の家柄が固定していくのもこの時代である。

【日記と儀式書】 摂関政治の時代になると，積極的に新しい政策をかかげて国政を運営していくというよりは，朝廷の行事や儀式を先例通りに行っていくことが貴族としての最も重要な職務と考えられるようになった。そこで日常の政務や儀式の作法を細かく記録して，本人や子孫の参考にするため，貴族は日記をつけるようになった。この時代の貴族の日記としては，藤原道長の『**御堂関白記**』がとくに有名だが，そのほかにも道長と同時代の貴族の日記として，藤原実資(957～1046)の『小右記』，藤原行成(972～1027)の『権記』などがある。また，朝廷の儀式や年中行事の作法を記した儀式書も，この時代には数多くつくられた。源高明の『西宮記』や藤原公任(966～1041)の『北山抄』が代表的なものであるが，これらの日記や儀式書を読むことによって，摂関政治の時期の政務や儀式の様子を詳細に知ることができる。

国際関係の変化

9世紀末から10世紀にかけて，東アジア諸国は激動の時代を迎えた。中国では8世紀半ばの安史の乱❶以来，唐の国力は衰退しつつあったが，9世紀後半の内乱をきっかけに，907年に唐は滅亡し，979年に**宋(北宋，**960～1279)が中国を統一するまで，五代十国の諸国が分立する

10～11世紀の東アジア

❶ 755～763年，唐の武人安禄山・史思明が玄宗皇帝に対しておこした反乱。玄宗は都長安を追われ，退位を余儀なくされた。乱は結局鎮圧されたが，その後，唐国内では武人政権が各地に割拠するようになった。

混乱期が続いた。朝鮮半島の新羅でも，国内各地の勢力の動きが強まり，結局935年，王建(877～943)により建国された**高麗**(918～1392)が朝鮮半島を統一する。さらに中国東北部では，耶律阿保機(872～926)に率いられた契丹族が10世紀初めに遼(契丹，916～1225)を建国，926年には渤海を滅ぼした。

すでに8世紀後半ころから，日本をめぐる外交は国家的・政治的なものから交易中心の関係に移っていたが，9世紀半ば以降，東アジアの諸地域が混乱状態になると，それらの地域の政治的混乱が日本国内に波及するのを恐れて，日本は外交面で積極的な孤立主義をとるようになった。こうしたなかで，894(寛平6)年遣唐大使に任命された**菅原道真**は，当時唐に滞在し，その疲弊を目にしていた僧中瓘の報告をもとに，**遣唐使の停止**を建議した。遣唐使の停止後も，中国・朝鮮諸国からの政治的使節や商人の来航は続いたが，一定の条件下での交易は行ったものの，国家的交渉の要求は拒否し続ける。しかし10世紀後半に宋が中国を統一すると，文物の交流は以前にもまして盛んとなったし，**奝然**(938～1016)・**寂照**(？～1034)・**成尋**(1011～81)らの僧侶が巡礼を目的に入宋するようになり，これらの僧侶のなかには半ば公的な使節として宋の皇帝に謁見するものもいた。また高麗との関係については，これも公的な交渉はなかったが，1019(寛仁3)年，沿海州にいた女真人(**刀伊**)が九州北部を襲った際，刀伊が掠奪した日本人捕虜を高麗が奪還して送還するなど，新羅時代に比べると友好的な関係が続き，民間交易も盛んに行われた。

【平安時代の交易】 9～10世紀の日本と大陸との文物の交流についてみると，日本から大陸へは金・銀や絹・綿などがもたらされ，大陸からはこれらを代価として工芸品・薬品や仏教の経典・仏具・仏像などが輸入された。具体的には，9世紀では最澄・空海・円仁・円珍らが将来した大量の経典や，10世紀後半に奝然が宋からもち帰り，京都嵯峨の清凉寺に安置された釈迦如来像などがある。一方，10世紀になると，中国文化の消化・吸収が進んだこともあり，菅原道真らの漢詩文集や**源信**(942～1017)の『**往生要集**』が中国に贈られた。また，円仁が渡唐した際に記した旅行記である『入唐求法巡礼行記』は，9世紀の唐を中心とした国際環境を知る上で格好の史料である。

参考 **日本の国境と穢れ** 9世紀前半に国の統廃合や征夷事業が一段落すると，こののち近世初期まで続く日本の国境に関する観念がしだいに生まれてくる。9世紀後半に成立した儀式書には，12月の大晦日に行われる追儺(その年の穢れを除く陰陽道の行事)の祭文のなかに，「四方の堺，東方は陸奥，西方は遠値嘉(長崎県五島列島)，南方は土佐，北方は佐渡」とあり，また11世紀前半の『新猿楽記』という書物には，東は「俘囚の地(陸奥)」から西は「貴賀の島(九州南端の島)」までの地域で活躍する商人の姿が描かれている。一方，9世紀半ば以降，日本が対外的孤立主義をとるようになり，また貴族社会で穢れの観念が発達すると，これらの国境より外の地域を「穢れた地」とする外国観もみられるようになった。

2．国風文化

国風文化の特色

摂関政治の時期，10～11世紀ころの文化を**国風文化**または**藤原文化**という。遣唐使が停止されたこの時代にも，民間の商人らによって大陸からの文物が輸入され，それらは「唐物」として尊重され続けた。しかし，9世紀の弘仁・貞観文化が唐の直接的な影響を強く受けたものであったのに対して，この時代には，長期間にわたって摂取された唐文化の消化・吸収が進行し，わが国在来の文化と融合して，その後の日本文化に大きな影響を与えていく思想・文学・美術・風俗などが主に貴族層によって生み出されたのである。

宗教面では，8世紀以来の神仏習合の動きがいっそう強まり，一方，中国からもたらされた浄土の教えも在来の信仰と融合する形で貴族層に広まった。また文学面では，和歌やかな文学が盛んとなるが，そこにこめられている感性や美意識は必ずしも日本固有のものではなく，漢詩など中国文学の影響を強く受けたものが多分に含まれていたと考えられている❶。このように，「国風文化」は中国の文化を否定したり，それと断絶したところで生まれたものではなく，あくまで中国文化を消化・吸収するなかで形成されていった文化とすることができる。

したがって，国風文化の「国風」としての特徴は以下のようにまとめられる。

① 貴族層による大陸文化の消化・吸収が進み，そのなかで後世に大きな影響を与えていく日本人の感性や美意識が磨かれたこと。

② このような感性を表現する手段としてのかな文字や美術様式，さらには生活様式などの基礎が築かれたこと。

③ 国境の確定や対外的孤立主義(p.102参照)とも関係して，上記の感性やこれを表現するための手段・様式を，日本人(民族)独自のものとする意識が生まれたこと。

国文学の発達

中国の文字である漢字によって，日本語を表現しようとする努力は，漢字の受容直後から始まった。当初は人名・地名などの固有名詞を漢字の音を用いて表記する試みがなされ(埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘〈→p.36〉の「獲加多支鹵大王」など)，奈良時代には漢字の音訓を用いて和歌などを書き記す**万葉仮名**が発達した。8世紀後半以降には，この万葉仮名で書状などの普通の文章を記す例もみられるようになる。平安時代に入ると万葉仮名の字体が崩されて草書体となり(**草がな**)，さらに簡略化されて**平がな**が成立し，主に宮廷女性によって書状や歌のやりとりに用いられた。**片かな**は，僧侶が漢文で書かれた仏教の経典などを訓読するために考案したもので，万葉仮名の漢字のごく一部を取り出し，その音を用いて漢文の文章の傍訓や送りがなを記した。これらのかな文字は，11世紀の初めになると字形もほぼ一定し，上記のような分野で盛んに用いられるようになった。一方，公的な政治の世界を中心とする男性貴族の社会では，依然として**漢字**・**漢文**が正式なものとして用いられたが，『御堂関白記』な

❶ 例えば『万葉集』では，梅はその花の美しさが盛んに歌われているのに対して，『古今和歌集』に収められた和歌では，主にその香りが讃美されるようになるが，これは漢詩の影響を強く受けたものと考えられている。

以呂波仁保部止知利奴留遠和加与太礼曽川祢奈良武宇
いろはにほへとちりぬるをわかよたれそつねならむう

為乃於久也末計不己衣天安左幾由女美之恵比毛世寸无
ゐのおくやまけふこえてあさきゆめみしゑひもせすん

ン	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
尓	和	良	也	末	八	奈	多	散	加	阿
	ヰ	リ	イ	ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
	井	利	伊	三	比	二	千	之	幾	伊
	ウ	ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
	宇	流	由	牟	不	奴	州	須	久	宇
	ヱ	レ	エ	メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
	恵	礼	江	女	部	祢	天	世	介	江
	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
	乎	呂	与	毛	保	乃	止	曽	己	於

かなの発達 左は平がな，右は片かなの例。片かな・平がなは，ともに字母も省略の仕方も，はじめは一定したものではなく，いくつかの書き方をしていた。それがしだいに整理されて，ほぼ決まった形をとってくるのは11世紀の初めごろになってからである。そして現在の形に統一されたのは，ずっとくだって，1900(明治33)年の小学校令の公布によってである。

どの日記では，正規の漢文とはかなり文体の異なる日本化した文章が書かれるようになる。

参考 **かなの音節** 『万葉集』の仮名には清音と濁音の別があり，また，エキケコソトノヒヘミメヨロの13音が2類に分かれ，合計87の音節があった。この区別は奈良時代から乱れ始め，9世紀初めの延暦年間に習字の手本として用いられた「あめつちの詞」では，
「あめ(天) つち(地) ほし(星) そら(空)
やま(山) かは(川) みね(峯) たに(谷)
くも(雲) きり(霧) むろ(室) こけ(苔)
ひと(人) いぬ(犬) うへ(上) すゑ(末)
ゆわ(硫黄) さる(猿) おふせよ(育せよ)
えの江を(榎の枝を) なれゐて(馴れ居て)」
という48字となった。なお「いろは歌」はこれから「江」を除いた47字からなっているが，平安初期に存在していたと考えられるア行の「エ」とヤ行の「エ」の区別がされていない。「いろは歌」は，ふつう空海の作といわれるが，おそらく平安中期以後のものであろう。
また「五十音図」はインドの梵字の知識をもとに日本語の音節組織を図式化したものである。吉備真備の作ともいわれるが，これには真言宗の僧侶が関係したと考えられる。

このように日本語を書き表わすための文字や文体の工夫が進んでいくに従い，それらを用いて日本人の感覚をより生き生きと表現することが可能となり，和歌をはじめとする**国文学**が発達した。

まず**和歌**については，漢詩文が盛んだった9世紀前半にも私的な宴会などでは和歌がつくられていたと推測されるが，9世紀後半になると**六歌仙**(僧正遍昭〈816～890〉・在原業平〈825～880〉・文屋康秀〈?～879〉・僧喜撰〈生没年不詳〉・小野小町〈生没年不詳〉・大友黒主〈生没年不詳〉)らの歌人が活躍し，10世紀に入ると905(延喜5)年に最初の勅撰和歌集である『**古今和歌集**』が成立する。『古今和歌集』には，中心的編者である**紀貫之**(?～945)の「仮名序」とともに，漢文の「真名序」があり，またその構成にも9世紀の勅撰漢詩文集の影響がみられるが，これ以後和歌は漢詩とともに宮廷の公的行事のなかでも重要な位置を占め，歌合せなどが盛んに開催されるようになり，勅撰和歌集も相ついでつくられた(これらを総称して**三代集**，**八代集**という)。

三代集	(成立)	(撰　者)
古今集	905	紀　貫之ら
後撰集	951	清原元輔ら
拾遺集	996?	藤原公任?
八代集(三代集に下の五つを加える)		
後拾遺集	1086	藤原通俊ら
金葉集	1126	源　俊頼ら
詞花集	1141	藤原顕輔ら
千載集	1187	藤原俊成ら
新古今集	1205	藤原定家ら

三代集と八代集

また物語では，かぐや姫の説話を題材とした『**竹取物語**』をはじめとして，貴族社会の様子を描いた『宇津保物語』，継子物語の先駆である『落窪物語』などが10世紀までにつくられ，また歌物語としては『**伊勢物語**』『大和物語』などが生まれた。さらに紀貫之が土佐守の任期を終えて帰京するまでをかなでつづった『**土佐日記**』は，「をとこ(男)もすなるにき(日記)といふものを，をむな(女)もしてみむとてするなり」という書き出しで始まっており，当時のかな文字およびかな文学の位置を示している。

主な著作物

詩歌
古今和歌集(紀貫之ら)
和漢朗詠集(藤原公任)

物語
竹取物語(未　詳)
伊勢物語(未　詳)
宇津保物語(未　詳)
落窪物語(未　詳)
源氏物語(紫式部)

日記・随筆
土佐日記(紀貫之)
蜻蛉日記(藤原道綱の母)
枕草子(清少納言)
和泉式部日記(和泉式部)
紫式部日記(紫式部)
更級日記(菅原孝標の女)

その他
倭名類聚抄(源　順)

摂関政治が全盛期を迎えた10世紀末以降になると，かな文学は宮廷女性によっていっそう洗練されることとなった。これは中央での相対的に安定した政治状況のなかで，皇后など地位の高い女性のもとに才能豊かな女房(侍女)が集まり，一種の文芸サロンを形成したためで，なかでも一条天皇の皇后藤原定子(976～1000)に仕えた**清少納言**(生没年不詳)の随筆『**枕草子**』と，藤原道長の娘で同じく一条天皇の中宮彰子(988～1074)に仕えた**紫式部**(生没年不詳)の長編小説『**源氏物語**』は，その最高峰ともいえる作品である。このほか，藤原道綱母(936?～995?)の『**蜻蛉日記**』，『**紫式部日記**』『**和泉式部日記**』，菅原孝標女(1008～?)の『**更級日記**』などの日記文学には，女性特有の細やかな感情が表わされている。

参考 **紫式部日記の女房観** 『紫式部日記』には，中宮彰子・皇后定子・斎院選子内親王らに仕えた女房の容姿や性格，才能などを具体的にあげて批評した箇所がある。和泉式部については，手紙のやりとりは巧みだが，歌というものが十分にはわかっていないとし，『栄花物語』の作者赤染衛門については，風格のある歌を詠むが，格別すぐれた歌人とはいえない，となかなか手厳しい。とりわけ清少納言については，漢文学の知識をひけらかして得意になっているのは鼻もちならず，このような軽薄な人の将来はろくなことがないと痛烈であるが，これは紫式部と清少納言が彰子・定子という対抗関係にあった后に仕えた女房だったことも影響していると考えられる。これに対して紫式部本人は，幼いころから父の教えで学問を身につけてきたが，その知識をひけらかすことなく，目立たないようにこころがけているとしており，当時の貴族女性と漢文学との複雑・微妙な関係が示されていて興味深い。

浄土の信仰

仏教では，宮中で正月に最勝王経を講読する御斎会など，奈良時代以来の国家仏教の流れをくむ法会が行われる一方，9世紀に成立した天台・真言の両宗❶がさまざまな祈禱を通じて朝廷・貴族の現世利益の願望にこたえ，その勢力を大きく伸ばしていった。神仏習合の面では，日本の神は仏(本地仏)が仮に姿をかえて現世に現われたもの(権現)とする**本地垂迹説**❷が唱えられた。また疫病や

❶ この時期の両宗から出た代表的な僧侶としては，真言宗では醍醐寺を開いた聖宝(832～909，理源大師)，天台宗では藤原忠平・師輔父子の帰依を受けた良源(912～985，慈恵大師・元三大師)らが著名である。

❷ 天照大神が大日如来の化身であるというのが有名だが，ほかに修験道とかかわりの深い蔵王権現や，院政期に上皇などの信仰を集めた熊野権現(本宮―阿弥陀如来，新宮―薬師如来，那智―観音菩薩)などもある。

『往生要集』の序文

それ往生極楽の教行は、濁世末代①の目足②なり。道俗貴賤、誰か帰せざる者あらむや。ただし顕密の教法③は、其文、一にあらず。事理の業因、其の行惟れ多し。利智精進の人は、未だ難しと為さざるも、予の如き頑魯④の者、豈敢てせむや。

是の故に、念仏の一門に依りて、聊か経論の要文を集む。之を披き之を修すれば、覚り易く行ひ易からむ。……

（原漢文）

①にごりはてた末法の世。②道標。③顕教と密教、「今までの仏教はすべて」の意。④おろか

災厄をもたらす神に対する在来の信仰と，故人の冥福を祈る仏教思想が融合し，政治的陰謀の犠牲者の霊を鎮めるための**御霊会**の信仰が盛んとなった。藤原時平に左遷された菅原道真が，その後の貴族社会に大きな祟りをなしたと信じられたため，道真は天神として北野神社に祭られ，このころから信仰を集めはじめる八坂神社（祇園社）も本来は御霊を祭ったものであることなど，御霊信仰は後世にも大きな影響をおよぼしている。

こうしたなかで10世紀以降，現世利益を追求する既存の仏教とは異なり，浄土への往生を求めることで現世の苦しみから逃れることを説く**浄土教**が流行するようになった。仏教の浄土には弥勒浄土や薬師浄土などがあるが，9世紀には天台宗の**円仁**が，念仏によって阿弥陀仏に帰依することにより，極楽浄土への往生を願う信仰を中国からもたらしていた。10世紀に入ると，既存の教団に属さない民間布教者で「市聖」と呼ばれた**空也**（903～972）が，京の市で念仏の教えを熱心に説いて貴族や庶民の信仰を集め，その後天台宗出身の**源信**（恵心僧都，942～1017）が『**往生要集**』を著わし，多くの仏典から地獄と極楽浄土の姿を克明に描き出して「厭離穢土，欣求浄土」（穢れた現世を厭い，浄土への往生を願い求める）を説き，浄土にいたるための念仏の方法を具体的に示した。そこでは，のちの鎌倉新仏教が強調した称名念仏よりも，感覚的に浄土の姿をイメージするという意味での念仏が重視されており，これがこの時期の浄土美術の発展にも大きな影響を与えた。さらに11世紀には，現世での頻繁な災害や治安の悪化を背景に**末法思想**❶が流行し，死後の浄土への願望はますます強まっていく。このような浄土信仰の高まりと同時に，慶滋保胤（？～1002）の『**日本往生極楽記**』，大江匡房（1041～1111）の『続本朝往生伝』，三善為康（1049～1139）の『**拾遺往生伝**』など，阿弥陀仏に帰依して極楽往生したと信じられた人物の伝記である**往生伝**もつくられた。

【貴族の浄土信仰】　藤原道長は，晩年法成寺の建立を急ぎ，臨終に際しては九体阿弥陀堂のなかに臥して，目には弥陀の尊像を拝し，耳で尊い念仏を聞き，心に極楽浄土を思い，阿弥陀仏の手から伸びる糸を握りながら最後の息をひきとったといわれる。当時の貴族の考える浄土は，この世においてその楽しさを味わおうとする美的欲求の強いもので，いわば聞く念仏，見る極楽の教えであり，鎌倉時代の法然や親鸞らの浄土信仰とは大きく異なるが，本文でも記したように，すぐれた浄土教美術を生み出した意義は大きい。

国風美術

美術の分野においても，9世紀までの唐風の直輸入ではなく，これを十分に消化・吸収し，日本風に洗練された美術が成立する。絵画では，中国的な技法を用いながら，日本の風景などを題材とした**大和絵**が，屏風・襖に描かれた。摂関期の大和絵画家としては，**巨勢金岡**（生没年不詳）・飛鳥部常則（生没年不詳）

❶　釈迦入滅後，**正法**・**像法**・**末法**としだいにその教えが行われなくなるとする仏教の予言的年代観で，11世紀には1052（永承7）年から末法が始まると説かれていた。

らが著名だが，彼らの作品は残念ながら現存しない。また工芸の分野では，貴族が用いる調度品などに多くみられる**蒔絵**の技法が発達した。蒔絵とは，漆を使って文様を描き，その上に金銀などの粉を蒔きつけて模様とする装飾的な漆器で，この時代の作品では仁和寺の**三十帖冊子筥**などが著名である。

書道の分野では，9世紀の三筆に代表される唐様に対して，より穏やかで優美な書風の**和様**がもてはやされ，**小野道風**（896～966）・**藤原佐理**（944～998）・**藤原行成**（972～1027）が**三蹟**とされた。このうち行成の子孫は**世尊寺流**と呼ばれ，近世にいたるまで書道の家として朝廷に仕えた。

浄土教の流行は，その念仏の方式から美術の面にも大きな影響を与えた。建築では，現世に極楽浄土の姿を現わすということから，池を中心とする庭園の正面（西側）に阿弥陀如来を安置した**阿弥陀堂**を配する寺院建築が発達する。藤原道長が建立した**法成寺**はその壮麗さで著名だが現存せず，その子頼通が宇治の別荘に建てた**鳳凰堂**を中心とする**平等院**が代表的な遺構として残っている。鳳凰堂の本尊は，当時の代表的な仏師**定朝**（？～1057）の作になる**阿弥陀如来像**であるが，定朝は多くの需要にこたえるために，仏像の各部分を別々の工人に分担して制作させ，これを寄せ合わせて1体の像とする**寄木造**の技法を完成した。また鳳凰堂の扉や壁には，極楽往生をとげる人物や，彼らを迎える阿弥陀仏の姿が描かれており，これも当時の念仏のあり方を示している。なお阿弥陀仏が往生しようとする人々を迎えに現世に来臨する姿を描いた絵画は**来迎図**と呼ばれており，高野山の聖衆来迎図がその代表的作品として残されている。

図版特集

主な建築・美術作品

建築
醍醐寺五重塔
平等院鳳凰堂①
法界寺阿弥陀堂

彫刻
平等院鳳凰堂阿弥陀如来像〈寄木造〉②
法界寺阿弥陀如来像〈寄木造〉③

絵画・書道
高野山聖衆来迎図⑤
平等院鳳凰堂扉絵
屏風土代（小野道風）
秋萩帖（小野道風）⑥
離洛帖（藤原佐理）④
白氏詩巻（藤原行成）⑦

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

貴族の生活

9世紀後半から10世紀ころになると，貴族は**寝殿造**という形式の邸宅に住むようになる。これは，公卿であれば多くの場合1町(約120m 四方)の敷地に，寝殿を中心としてその北・東・西などに対を配し，これらを渡殿や廊で連結したもので，寝殿の前には池をもつ庭園が広がり，東西の対から池に向かって廊が延び，その先に釣殿などが設けられていた。これらの建物は白木造・檜皮葺で，一部を除けば壁をもたず，広い空間を屏風や帷帳で適宜仕切って使用したらしく，その点では壁塗りで瓦葺の中国風建築とは大きく異なっていたが，一方で建物を廊などにより連結する方式などには中国住宅の影響もみられる。

衣服では，男性の正装として**束帯**，これを簡略化した**衣冠**，女性の正装には**女房装束**(いわゆる**十二単**)が用いられたが，これらは唐風の衣服をもとにしながら，これを大胆に改変し，日本風に改めたものだった。また略装として，男性では**直衣**・**狩衣**，女性では**小袿**などが用いられた。

食生活の面では，仏教の影響で牛馬などの獣の肉は避けられ，副食には魚・鳥などの肉や野菜が用いられ，米を蒸した**強飯**や炊いた**姫飯**を主食としていた。食事は日に2回が原則だったが，さまざまな行事に伴う宴席も多かった。

貴族の一生を略述すると，ほとんどの場合，母の実家で母方の祖父母の手によって養育され，10～15歳になると男子は**元服**，女子は**裳着**と呼ばれる成人式をあげる。その後，10

代半ばから20代前半にかけて結婚するが，結婚した男女は妻の両親と同居するか，新居をかまえて住むのが一般的であった。邸宅は父から娘へと伝領されることが多かった。また浄土教の影響もあり，世俗世界での先行きがみえたり，晩年の境地に達したりすると，出家する者が多かった。また日常生活のなかでは，中国古来の陰陽五行説に基づく**陰陽道**などの俗信に左右されて日や方角の吉凶に敏感になったり，穢れを極端に避ける傾向が強く，悪夢などの怪異があった場合には**物忌**と称して自邸に引きこもったり，外出に際しては悪い方角を避けて自邸から別の場所に移る**方違**を行ったりした。

【典型的な貴族の生活】　10世紀半ば，右大臣に昇った藤原師輔(908～960)が子孫のために書き遺した家訓には，貴族の守るべき日課として「朝起きたならば，属星(その人の一生を支配するとされる星で，北斗七星がそれに配された)の名を7回唱え，つぎに鏡で自分の顔をみて健康状態を調べ，暦(日の吉凶を細かく記した具注暦)をみて日の吉凶を知る。つぎに楊枝で歯の掃除をし，西に向かって手を洗う。さらに仏の名を唱え，日ごろ信仰している神社のことを念じ，昨日のことを具注暦の余白に記す。その後，粥を食べ，頭髪をとき(3日に1度)，手足の爪を切る(丑の日に手の爪，寅の日には足の爪を切る)」などとあって，神仏への信仰や俗信に彩られた当時の貴族の生活を垣間みることができる。

東三条殿復元模型

平安時代の服装

3．荘園と武士

国司の地方支配

朝廷は902(延喜2)年，**延喜の荘園整理令**を出して，法にそむく荘園の停止を命じ，班田の励行をはかるなどして令制の再建をめざしたが，これを実施する過程で，もはや律令制の原則では財政を維持することが不可能になっていることを知った。

【延喜の荘園整理令】　この荘園整理令はのちの整理令の出発点になったもので，「院宮王臣家」と称される権門勢家が諸国の百姓と結んで土地を私有化することを禁じている。その内容自体は特別に新しいものではなかったが，それまで出された法令を集成して，新たな意気込みで立て直しをはかったものである。しかし，諸国の国務の妨げにならないものは認めるという例外規定は，かえって荘園の公認を意味することにもなり，むしろ各地で荘園の公認を求める動きが活発化したのであった。

【戸籍の実態】　902(延喜2)年の阿波国田上郷の戸籍では，5戸453人の内訳は男59人・女376人となっていて，調・庸が課せられる男子の数を少なくしようと作為したあとが明らかである。これからもわかるように，当時の戸籍は実態から離れたものになって，それに基づく班田制の実施もしだいに困難になり，902(延喜2)年を最後に，班田の史料はみられなくなった。

三善清行の意見封事①——

臣②、去にし五年(八九二)に備中介③に任ず。かの国の下道郡に邇磨の郷④有り。ここにかの国の風土記を見るに、皇極天皇の六年(六六〇)⑤に、大唐将軍蘇定方、新羅の軍を率ゐ百済を伐つ。……天皇筑紫に行幸したまひて将に救の兵を出さむとす。……路に下道郡に宿したまふ。一郷を見るに戸邑甚だ盛なり。天皇詔を下し、試みにこの郷の軍士を徴したまふ。即ち勝兵⑥二万人を得たり。天皇大に悦びて、此の邑を名けて二万郷と曰ふ。後に改めて邇磨と曰ふ。……天平神護年中(七六五頃)に、右大臣吉備朝臣⑦、大臣といふをもて本郡の大領⑧を兼ねたり。試みにこの郷の戸口を計へしに、纔に課丁千九百余人有りき。貞観の初め(八六〇頃)に故民部卿保則朝臣、かの国の介たりし時に、……大帳⑨を計ふるの次に、其の課丁を閲せしに、七十余人有りしのみ。清行任に到りてまたこの郷の戸口を閲せしに、老丁二人、正丁四人、中男⑩三人有りしのみ。去にし延喜十一年(九一一)に、かの国の介藤原公利、任満ちて都に帰りたりき。清行問ふ。邇磨郷の戸口、当今幾何ぞと。公利答へて云く、「一人も有ること無し」と。

(『本朝文粋』)

①天皇の求めに応じて、密封した封書で意見を提出するのが意見封事。清行のものは、九一四(延喜一四)年、醍醐天皇に提出された。全一二条。②従四位上で文章博士だった三善清行が自身を指していう。③国司の二等官。国守の補佐役。④岡山県吉備郡真備町。⑤皇極天皇が重祚して斉明天皇となった六年のこと。⑥すぐれた兵士。⑦吉備真備。⑧郡司の長官。⑨大計帳(調・庸の台帳)。国司は毎年作成し、太政官へ送った。⑩課丁の分類。

914(延喜14)年，三善清行(847～918)は醍醐天皇に「意見封事十二箇条」を提出して，地方政治の混乱ぶりを指摘しているが，そこで主張されている律令制支配への復帰は不可能だった。「**延喜・天暦の治**」とうたわれ，のちに天皇親政の理想的時代とたたえられた10世紀初めは，実は律令体制の変質がはっきりし始めた時代であった。

政府は，まもなく方針を転換して，国司に一定額の税の納入を請け負わせ，一国内の統治をゆだねる国司請負の方針を積極的にとり始めた。これまで中央政府の監督のもとで国司が行政にあたり，租税などの徴収や文書の作成は郡司が行ってきたのであるが，

それを大きく転換したことで，地方政治の運営において国司の果たす役割は大きくなった。国司の政庁である国衙は以前よりも重要な役割をもつようになり，律令制のもとで地方支配を直接に担ってきた郡家の役割は衰えていった。

国司は有力農民(**田堵**)に一定の期間を限って田地の耕作を請け負わせ，かつての租・調・庸・公出挙や雑徭などに相当する額の**官物**(年貢)や**臨時雑役**(公事・夫役)などの負担を課すようになった。租税徴収の対象となる田地は**名**という徴税単位に分けられ，それぞれの名には**負名**と呼ばれる請負人の名がつけられた。田堵のなかには国司と結んで勢力を拡大し，ますます大規模な経営を行い，**大名田堵**と呼ばれるものも多く現われた。

こうして戸籍に記載された成年男子を中心に課税する律令的支配の原則は崩れ，有力農民の経営する**名**と呼ばれる土地を基礎に課税する支配体制ができていった。この支配体制に基づく国家を，とくに律令国家と区別して**王朝国家**と呼ぶことがある。

徴税請負人の性格を強めた国司は，やがて課税率をある程度自由に決めることができるようになったため，私腹をこやし巨利をあげる国司が現われ，その地位は利権視された。**成功**といって，私財を出して朝廷の儀式や寺社の造営などを助け，その代償として国司などの官職を得ることや，同じ国の国司に再任される**重任**も行われるようになった。

任国に赴任した国司のうち最上席の長は**受領**と呼ばれ，巨利をあげるため強欲なものが多かったので，任地で郡司や有力農民から暴政を訴えられる場合がしばしばあった。大宰府の受領の大宰大弐藤原惟憲(963～1033)は京に上った際に，「随身の珍宝はその数を知らず，九州二島の物，底を払って奪取る」と称されたほどであり(『小右記』)，『今昔物語集』には，当時の受領の貪欲さを物語る話が多くみえていて，信濃守藤原陳忠は，京へ帰る際に谷底に落ちたが，はい登る途中に生えていた平茸をとることを忘れなかったという。

【受領】　受領は本来，前任者の事務を引き継ぐことであり，転じて前任国司の事務を引き継ぎ，国内の事務の責任を担う上席の国司を称するようになった。多くは国の守であったが，親王の任国とされた上総・上野・常陸では介であり，大宰府では帥か大弐であった。位は多くは五位と低かったが，その経済力は高く，摂関期には摂関に従属して経済的な奉仕を行い，院政期には院の重要な政治的な基盤ともなった。

受領の帰京の様子(『因幡堂縁起』)　受領は妻子や従者を引き連れ，海賊や山賊の難を避けて多くの富を蓄えて帰京した。

988(永延2)年の「**尾張国郡司百姓等解**」(尾張国解文)によって訴えられた尾張守藤原元命(生没年不詳)もその一例である。31カ条にわたるその訴状では，出挙のほかに利息を加徴したり，法外に安い値段で産物を買い上げたり，また田の面積を何倍にも算定して税をとったり，京から「不善の輩」を連れてきて，法外な行為におよんでいる，と訴えられている。

朝廷はこの訴えをとりあげ，国司を解任したものの，やがて元命はほかの官職についており，特別な対策が講じられたわけではなかった。こうしたこともあって，地方で支配に

国司の暴政——尾張国郡司百姓等解(抄)

尾張国郡司百姓等解①し申し請ふ官裁の事。
裁断せられむことを請ふ、当国の守藤原朝臣元命、三箇年の内に責め取る非法の官物并せて濫行横法三十一箇条の□(愁状)②
一、……例挙③の外に三箇年の収納、暗に以て加徴せる正税四十三万千二百四十八束が息利の十二万九千三百七十四束四把一分の事。
一、……守元命朝臣、京より下向する度毎に、有官④、散位⑤の従類、同じき不善の輩を引率するの事。
永延二年十一月八日(九八八)　郡司百姓等　(原漢文)

①上申する文書の形式。②嘆願書。③定例の出挙。省略した部分に正税二四万六一一〇束、息利七万三八六三束(利率三割)が定例とある。④位に応じて官職をもつ者。⑤官職はないが位階をもっているもの。

荘園の絵図　神護寺領紀伊国桛田荘の図で，荘園村落の実情をよく知ることができる。荘園の東北端に八幡宮があり，民家は山麓や紀伊川(現，紀ノ川)のへりの大道にそっている。四隅と紀伊川の南の点は荘の領域の境目(牓示)を示す。この荘園は9世紀初めに開発され，12世紀末に神護寺に寄進された。

あたっていた受領は，やがて**遙任**といって地方に赴任しないで，かわりに目代を国衙に派遣して国司としての収入を得ることが多くなった。受領は京に住み，摂関家などに仕えてその経済的な奉仕を行いつつ，重任や他国の国司に移る**遷任**を繰り返して，富を蓄えていったのである。

一方，現地の国の政庁には，**留守所**と呼ばれる機関が受領の派遣した目代を中心にしてつくられ，その指揮のもとで国衙の行政事務は地方の豪族から選ばれた役人が実務をとるようになった。これを**在庁**または**在庁官人**といい，その地位は世襲されていった。

荘園の発達

荘園の始まりは8世紀にさかのぼる。貴族や大寺院が地方に所有する別宅や倉庫などの建物群と，その周りの墾田とを合わせて私有地とした。これら初期の荘園は，貴族や大寺院がみずから開墾した土地や，その近くから買収した墾田からなり，周辺の班田農民や浮浪人を使って経営された。のちの**寄進地系荘園**と対比して**墾田地系荘園**と呼ばれることもある。初期荘園の多くは，律令国家から租税の免除(**不輸**)を認められなかったこともあって，経営が不安定であり，また国家の支配機構に依存していた面もあったので，9世紀には衰退した。

しかし荘園領主の権威を背景として，やがて中央政府から不輸の権を承認してもらう荘園が登場して，しだいに増加するようになった。さらに10世紀半ばになって地方の支配が国司にゆだねられるようになると，国司によって不輸が認められる荘園も生まれた。国司によって免除を受けた荘園を**国免荘**と呼び，中央政府からの太政官符や民部省符によって租税の免除を認められた荘園を**官省符荘**と呼んだ。

10世紀後半以降になると，大名田堵が各地で勢力を強めて盛んに開発を行い，国司はその農業経営を重視して保護することもあったが，大名田堵らの成長が進むにつれ，税の徴収をめぐって対立が深まった。大名田堵らは，租税免除の田に付加されて免除の地となる**加納**や**出作**と称して，国司からの圧迫を逃れようとしたのである。その結果，土地を中央の権力者に寄進し，権力者を領主とあおぐ荘園とすることが広く行われるようになった。また，畿内近国ではとくに有力寺社が田堵の寄進を受けて，朝廷や国からの雑役の免除を受けた**雑役免系荘園**がたくさん生まれた。

こうした盛んな寄進によって不輸の範囲や対象は広がり，荘園領主の権威を利用して，国司が官物などの徴収や国内の耕地を調査するために派遣した検田使などの役人が立ち入るのを認めない**不入**の特権を得る荘園も多くなった。不輸・不入の制度の拡大によって荘園はようやく国家から離れ，土地や人民の私的支配が始まった。

こうした情勢に直面し，国司は荘園を整理しようとして荘園領主との対立を深めるようになったが，一方で逆に任期終了が近くなると，荘園の拡大を認めて利権を得る国司もいた。国司は中央貴族のなかでは身分が低かったことから，退任後の保身のために荘園を**国免荘**として認可したのである。このため諸国では国司の任の初めには荘園の整理が行われ，任の終わりには荘園の認可が下されるという現象が繰り返されることになった。荘園といっても，常に不安定な状態にあったのである。

やがて大名田堵は開発を進めて，**開発領主**と呼ばれて一定の地域を支配するまでに成長すると，一方では在庁官人となって国衙の行政に進出し，他方で国司から圧力が加えられるのを避けて，所領を中央の権力者(権門勢家)に寄進して荘園領主から**下司**や**公文**などの荘官に任じられ，所領の私的支配を今までよりさらに一歩おし進めるようになった。寄進を受けた荘園の領主は**領家**と呼ばれ，この荘園がさらに上級の大貴族や天皇家などの有力者に重ねて寄進された時，上級の領主は**本家**と呼ばれた。重ねて寄進されたのは，領家となった領主が有力者の保護により政治的な地位を高めるためや，荘園の権利を拡大するためであって，領家・本家のうち実質的な支配権をもつ者は**本所**と呼ばれた。

本所からは**預所**が任命され，現地を支配する下司や公文などの荘官を指揮して荘園の支配を行ったが，こうした荘園は**寄進地系荘園**と呼ばれ，11世紀半ばから各地に広まり，12世紀には一般的にみられるようになった。

荘園と公領

荘園の認可がおりると，現地に使者が派遣されて国の在庁官人とともに土地の調査が行われた。荘園とそれ以外の国司の支配下にある**公領**(**国衙領**)との境に牓示が打たれ，荘園の田畠の量や家の数，桑・栗などの有用樹木の数量などを記載した報告書が作成され，正式に荘園として認められたが(立券荘号)，その際に荘園の絵図が作成されることもあった。

こうして各地に貴族や大寺社が支配する荘園が増大していったが，国司の支配下にある公領もまだ多くの部分を占めていた。そこでその地に力を伸ばしてきた豪族や開発領主に対し，国司は国内を**郡**・**郷**・**保**などの新たな単位に再編成し，彼らを郡司・郷司・保司に任命して徴税を請け負わせた。また国衙では田所・税所などの行政機構を整備し，代官として派遣した目代の指揮にしたがって**在庁官人**が実務をとるようになった。

【郡司・郷司】　律令の制度では，地方の行政区画は国・郡・里とわけられたが，里は8世紀の初め郷と改められた。郷は50戸を単位とする行政区画であり，郷がいくつか集まって郡を構成していた。それが10世紀以後になって，人に対する支配から土地をつうじての支

荘園公領制の仕組み

配にかわるにつれ，これまでの郡と郷は地域的な区分として編成し直された。その結果，別名ということで郡と郷も地域的な徴税の単位として同格のものとなった。また郡郷とは別に国衙から特別に設定されたのが保である。この郡・郷や保における租税の徴収を請負う役人として任命されたのが，郡司・郷司や保司である。彼らはその地方の有力者で，国衙の在庁官人を兼ねたり，その地位を世襲するものが多かった。

やがて国司が現地に赴任しないこともあって，郡司・郷司・保司や在庁官人らは，公領をあたかも彼らの共同の領地のように管理したり，また荘園領主に寄進したりしたため，かつての律令制度のもとで国・郡・里(郷)の上下の行政区分で構成されていた一国の編成は，荘・郡・郷・保などと呼ばれる荘園と公領で構成される体制に移行した。

これに伴って**大田文**が作成され，荘園と公領の領主や田畠の数量を把握するようになり，荘園と公領に共通して**一国平均役**などの課役をかけるようになった。内裏の造営や伊勢神宮の造営の費用などは主にこれがあてられた。

整備された荘園や公領では，耕地の大部分は**名田**とされ，かつての田堵などの有力農民に割り当てられ，彼らは名田の請負人の立場から権利を強めてゆき**名主**と呼ばれた。名主は，名田の一部を下人などの隷属農民に，また他の一部を作人と呼ばれる農民などに耕作させながら，**年貢**・**公事**・**夫役**などを領主に納め，農民の中心となった。

年貢には主に米・絹などで納め，公事は糸・布・炭・野菜など手工業製品や特産物を納入し，労役を奉仕するのが夫役であった。名主に割り当てられた年貢・公事・夫役などは，国司が名を請け負う田堵に課税した官物・臨時雑役の系統を引くものであった。

公事などが貢進される様子(『粉河寺縁起絵巻』)　河内の豪族の館。魚や蟹などの河海の産物，鳥や果実などの山野の産物に絹・衣などの反物が貢進され，縁側の人物によってチェックを受けている。

門番をする兵(『粉河寺縁起絵巻』)

宿直の侍(『石山寺縁起絵巻』)

地方の反乱と武士の成長

10世紀に政治が大きく変質してゆくなかで，二つの大きな流れが生まれた。一つは，地方の各地に成長した豪族や有力農民が，勢力を拡大するために武装し，弓矢をもち，馬に乗って戦うようになったことである。彼らは**兵**と呼ばれ，**家子**といわれる一族や**郎党**などの従者を率いて互いに戦いを繰り返し，時には国司に反抗した。

もう一つは畿内近国に成長した豪族が，朝廷の武官となり，貴族に武芸をもって仕えるようになったことである。彼らも兵や**武士**と呼ばれ，滝口の武士のように宮中の警備にあたったり，貴族の身辺や都の市中の警護にあたった。

この二つの流れは相互の交流を経ながら，各地に一族の結びつきを中心にした連合体である**武士団**をつくった。とくに辺境の地方では，旧来の大豪族や，任期終了後もそのまま任地に土着した国司の子孫などが多く，彼らを中心に大きな武士団が成長し始めた。そのなかでも関東地方は良馬を産したところから武士団の成長が著しかった。

そこに早くから根をおろしたのが桓武天皇の曽孫の高望王(生没年不詳)が平姓を与えられたことで始まる**桓武平氏**であり，そのうちの**平将門**(?～940)は，935(承平5)年下総を根拠地にして一族と私闘を繰り返すうちに，叔父の国香を殺したところ，常陸の国司に反抗していた豪族の藤原玄明(生没年不詳)が援助を求めてきたことから，それと手を結び，939(天慶2)年に反乱をおこした(**将門の乱**)。

将門は常陸の国府を襲って国印を奪い，さらに下野・上野の国府を攻め落とし，関東の

将門の首を運ぶ藤原秀郷の隊列(『俵藤太絵巻』)

大半を征服してついに**新皇**と称するにいたった。朝廷は藤原忠文(873～947)を征東大将軍として関東に下らせたが，その到着の前に国香の子の平貞盛(生没年不詳)が下野の豪族藤原秀郷(生没年不詳)らの協力を得て，将門の本拠を襲い，将門を倒した。

それとほぼ同じころ，もと伊予の国司であった**藤原純友**(？～941)も瀬戸内海の海賊を率いて反乱をおこし(**純友の乱**)，伊予の国府を奪い，東は淡路まで占領し，西は大宰府を攻め落として，朝廷に大きな衝撃を与えた。ここでも藤原忠文が征西大将軍に任じられたが，それに先立って，小野好古(884～968)や**清和源氏**の祖である源経基(？～961)らによって純友は討たれ，ここに東西の反乱はおさまった。2つの乱は時の年号から**承平・天慶の乱**と呼ぶ。

これらの乱を通じて朝廷の軍事力の低下と地方の武士の実力を知った朝廷や貴族たちは，武士を積極的に侍として奉仕させるようになった。また地方武士を**国の兵**として国衙に組織するとともに，諸国の**追捕使**や**押領使**に任命して，治安維持を分担させるようになった。盗賊や反乱者を追捕するために派遣されるのが追捕使であり，内乱などに際して兵士を統率するのが押領使で，いずれもしだいに諸国におかれるようになった。

【国の兵】『今昔物語集』には，陸奥国の「国の内の然るべき兵ども」が国司を饗応して，昼夜，仕えたという話や，常陸の国司源頼信が「館の者ども，国の兵ども」を率いて鬼怒川の浅瀬を突破し，下総の平忠常を攻め降参させたという話を載せている。国司の館を警護し，国司の命令で合戦・狩などを行ったり，国内の一宮などの神社の神事に奉仕したのが国の兵であって，かれらは国衙に登録されて代々にわたって奉仕した。

こうして諸国では，赴任した国司の館を国内の武士が警護したり，国司が主催する狩や国司が祭る神の神事である相撲や武芸に武士が奉仕する体制が生まれていった。11世紀初めに，沿海州地方に住む女真人である刀伊が九州北部を襲った時，素早く撃退できたのも，九州の地方武士が大宰府権帥の藤原隆家(979～1044)によってよく組織されていて，その指揮下で活躍したためである。

源氏の台頭

10世紀後半から11世紀前半にかけては，武士の家が「兵の家」として定着してきた時期で，武器も実戦的なものが登場し，武士の間には「弓矢の習い」「兵の習」という独特の慣習も生じた。主従関係も明確になって，中央貴族の血筋を引くものを**棟梁**にいただく傾向が強まった。

なかでも源経基の子満仲(912～997)は，摂津を根拠地にして摂関家に仕えていたが，満仲とその子の頼光(948～1021)・**頼信**(968～1048)兄弟もさらに摂関家に近づいて保護を得て勢威を高めた。そうした最中の1028(長元元)年におきたのが**平忠常**の乱である。

平氏一族は将門の乱後も関東を地盤として栄えていたが，もと上総の国司であった**平忠常**(967～1031)が上総・下総に勢力を広げて反乱をおこした。朝廷は平直方(生没年不詳)に追討を命じたが効果がなく，改めて源頼信を甲斐の国司に任命して討たせたところ，忠常は戦わずして降伏したという。頼信の武名を恐れたものとみられ，これをきっかけに，源氏は東国に進出していった。

さらに源氏の東国進出を決定づけたのは，**前九年合戦**(1051～62)である。陸奥では豪族安倍氏の勢力が強大で，国司と争っていたが，源頼信の子**頼義**(988～1075)が陸奥守兼鎮守府将軍となって任地に下ると，安倍氏はいったんはこれに服したものの，再び乱をおこした。安倍氏は頼時(？～1057)や，頼時の死後は貞任(？～1062)・宗任(生没年不詳)兄弟が頑強に抵抗したため，乱は長期戦となった。頼義は子の**義家**(1039～1106)とともに東国の武士を率いて安倍氏と戦い，出羽の豪族清原氏の助けを得て安倍氏を滅ぼした。

安倍・清原・藤原氏関係系図

清原光頼
清原武則 ― 武貞 ― 真衡／家衡
武衡
安倍頼時 ― 宗任・貞任
藤原経清 ＝ 女 ― 清衡 ― 基衡 ― 秀衡 ― 泰衡

その後におきたのが**後三年合戦**(1083～87)である。前九年合戦のあとに安倍氏にかわって陸奥・出羽両国で大きな勢力を得た清原氏一族に内紛がおこった。清原真衡(？～1083)が家衡(？～1087)と争い，真衡の死後は家衡が母の連れ子の**藤原清衡**(1056～1128)と争っていた。そこに陸奥守であった義家が介入し，藤原清衡を助けて家衡と戦い，苦戦の末に内紛を平定したのである。

前九年・後三年合戦

秀田城　厨川柵　比与鳥柵　日爪館　金沢柵　鶴脛柵　沼柵　雄勝柵　黒沢尻柵　胆沢城(鎮守府)　鳥海柵　豊田館　白鳥柵　平泉　衣川柵　小松柵　河崎柵　黄海　鬼切部　多賀城　国府　出羽　陸奥　0　50km

前九年合戦1051～62年　後三年合戦1083～87年
合戦前の安倍氏の勢力範囲　合戦前の清原家衡の勢力範囲
源頼義の推定進路　合戦前の藤原清衡の勢力範囲
源義家の推定進路

義家の介入は私合戦とみなされ，朝廷から恩賞は与えられなかったが，これらの戦いを通じて源氏は**東国武士団**との主従関係を強め，武士の棟梁としての地位を固めた。東国武士団のなかには義家に土地を寄進して保護を求めるものが増えたため，政府があわててこれを禁止したほどである。このころには地方武士が大名田堵の経営を継承しつつ，開発領主として成長して私領の拡大や保護を求めており，その傾向をとらえた義家が，彼らを**家人**として組織していったのである。

【東国武士団】源義家が都に帰ってのち，東国の武士団の多くは家をおこし，開発所領を形成するようになった。後三年の合戦で矢を目に射られたのにもかかわらずに突進した鎌倉権五郎景政は相模の大庭御厨を伊勢神宮に寄進しており，同じ相模の三浦氏は相模国の在庁官人となって三浦半島一帯に大きな勢力を築いた。彼らの子孫はその後，都から下ってきた源氏の棟梁である源義朝に従い，さらに頼朝に従って鎌倉幕府の形成にかかわっている。

義家の去ったあとの奥羽地方では，陸奥の藤原清衡の支配が強大となった。清衡はやがて**平泉**を根拠地として，奥州と出羽の2国に勢力を伸ばし，金や馬などの産物の富によって摂関家や院と関係をもち，京都の文化を移入するとともに，北方の地との交易で独自の文化を育てて富強を誇った。そして子基衡(？～1157？)・孫**秀衡**(1122～87)と3代100年にわたる**奥州藤原氏**の基礎を築いたのである。

こうして11世紀には，諸国の国衙の行政事務を担った在庁官人も多くが武士となり，やがて国司が現地に赴任しなくなったこともあって，諸国の文化の中心は国司の館から武士の館に移ってゆき，地方の社会の担い手も完全に武士の手に移っていった。

4．院政と平氏の台頭

後三条天皇と院政の開始

藤原頼通の娘には皇子が生まれなかったことから，ときの摂政・関白を外戚としない**後三条天皇**(在位1068～72)が即位した。すでに壮年に達し，「たけき御心にておはしまし」と称されるほどに，個性の強かった天皇は**大江匡房**(1041～1111)らの学識にすぐれた人材を登用し，摂関家にはばかることなく国政の改革に取り組んだ。

とくに荘園の増加が公領を圧迫しているとみた天皇は，1069(延久元)年に厳しい内容の**延久の荘園整理令**を出した。全国的な荘園整理令は醍醐天皇の902(延喜２)年にはじめて出され，その後1045(寛徳２)年などしばしば出されていたが，実施が国司にゆだねられていたため不徹底であった。

そこでこの整理令は国司まかせではなく，中央に**記録荘園券契所**(**記録所**)を設けて徹底的な審査を行った。審査にあたる弁官と寄人には天皇の側近をあて，審査に際しては，荘園領主から証拠書類を提出させ，国司からも報告を取り寄せて，２つを合わせて審査したのである。年代の新しい荘園や書類不備のものなど，基準に合わない荘園を停止しており，摂関家の荘園も例外ではなく，この整理令はかなりの成果をあげた。例えば石清水八幡宮寺領では，34カ所の荘園のうち，21カ所だけが認められ，残りの13カ所では権利がすべて停止された。

年　代	事　項
784(延暦３)	王臣家・諸司・寺家などの山林兼併を禁じる
806(大同１)	勅旨田や寺家・王臣家・百姓が占有する山川を収公する
902(延喜２)	勅旨田や寺家・王臣家・百姓が田宅や山川藪沢を占取・買収するのを禁じる(延喜の荘園整理令)
984(永観２)	延喜２年以後の新立荘園を停止する
987(永延１)	王臣家が荘園・田地を設けることを制止する
1045(寛徳２)	前任国司任期中以後の新立荘園を停止する(寛徳の荘園整理令)
1055(天喜３)	寛徳２年以後の新立荘園を停止する
1069(延久１)	寛徳２年以後の新立荘園と券契不明で国務の妨げとなる荘園を停止する(延久の荘園整理令) 記録荘園券契所を設ける
1075(承保２)	寛徳２年以後の新立荘園を停止する
1078(永暦２)	寛徳２年以後の新立荘園を停止する
1091(寛治５)	源義家への荘園の寄進を禁じる
1092(　　６)	源義家のたてた荘園を停止する
1099(康和１)	寛徳２年以後の新立荘園を停止する
1156(保元１)	記録所を置き，前年(久寿２年)以後の新立荘園を停止する(保元の荘園整理令)

荘園の整理年表

記録荘園券契所の設置

コノ後三条位ノ御時，……延久ノ記録所トテハジメテヲカレタリケルハ，諸国七道ノ所領ノ宣旨①・官符②モナクテ公田ヲカスムル③事，一天四海ノ巨害ナリトキコシメシツメテ④アリケルハ，スナハチ宇治殿ノ時，一ノ所ノ御領⑤御領トノミ云テ，庄園諸国ニミチテ受領ノツトメタヘガタシナド云ヲ，キコシメシモチタリケル⑥ニコソ。　（『愚管抄』）

①天皇の命令を伝える文書をいう。②太政官からくだす文書のこと。③横領する。④「ツメテ」は「詰めて」である。したがってずうっと聞いてきての意。⑤「一の所」とは「摂関家」のことで，ここでは摂関家領の意。⑥聞きいれ，用いられた。

【記録所】　この時の記録所は，寄人が国司と荘園領主から提出された荘園の書類審査にあたり，その結果を上申するのみであったが，その後，荘園の訴訟を裁く機関として重視されるようになり，保元・建久年間に荘園整理令が出されて記録所がおかれると，荘園の整理ばかりでなく，訴訟機関としての機能が強まり，さらに鎌倉末期には訴訟機関として常設されるにいたった。

院政の開始

禅定法王(白河上皇)は，後三条院崩後，天下の政をとること五十七年，在位十四年，位を避るの後四十三年，意に任せ，法に拘らず，除目・叙位を行ひ給ふ。古今未だあらず。……威四海に満ち天下帰服す，幼主三代の政をとり，斎王六人の親となる，桓武より以来，絶えて例なし。聖明の君，長久の主と謂ふべきなり。但し理非決断，賞罰分明，愛悪掲焉にして，貧富は顕然なり。男女の殊寵多きにより，已に天下の品秩破るゝなり。　（『中右記』）

こうした整理が可能だったのは，摂関の前に「あけくれひざまづきありく」といわれていた受領の要求を天皇が受け入れつつ，天皇が主導権をもって行ったからである。整理令のほかにも，天皇家の経済を確立するために意をそそぎ，また国家公定の枡を定めた。これは枡の大きさを一定にしたもので，**宣旨枡**といわれ，枡の基準として後世まで広く用いられた。

天皇は子の**白河天皇**(在位1072～86)に位を譲って**院庁**をおいたが，病気のため早く亡くなった。その遺志を受け継いだのが白河天皇であり，1086(応徳３)年，弟の輔仁親王(1073～1119)への皇位継承を嫌ってにわかに幼少の**堀河天皇**(在位1086～1107)に譲位したのち，**上皇**(院)として院庁を開き，ついで天皇を後見しながら政治の実権を握る**院政**を行うようになった❶。

上皇は，中・下級貴族のなかでも，とくに荘園整理の断行を歓迎する国司たちを支持勢力に取り込み，院の御所に**北面の武士**や**武者所**を組織したり，**源義家**や**平正盛**(？～1121)らの源平の武士団を側近として護衛させるなどして，院の権力を強化した。院庁の職員は**院司**と呼ばれ，院司として上皇に仕えた近臣たちは，朝廷での官職がさほど高くない蔵人や弁官，諸国の国司をつとめるものが多かった。

院政関係略系図（太字は，枠囲みの各院政期の中心となった上皇　数字は，皇統譜による皇位継承の順。）

やがて堀河天皇の死後には，白河は孫の鳥羽を天皇に据えて，本格的な院政を開始することになった。このように院政は，もともと自分の系統に皇位を継承させようとするところから始まったもので，法や慣習にこだわらずに，上皇が政治の実権を行使し，**白河上皇**(院政1086～1129)のあとも，**鳥羽**(院政1129～56)・**後白河上皇**(院政1158～92)と３上皇の院政が100年余り続いた。院政のもとでは院庁から下される文書の**院庁下文**や，上皇の命令を伝える**院宣**が権威をもつようになり，朝廷の政治に大きな影響力を与えるようになった。

❶　院とは，もともと住居の意味で上皇の住居を指したが，この時期から一般に上皇自身を指すようになった。

【三不如意】『源平盛衰記』によれば，白河上皇は，自分の意のままにならぬのは鴨川の水，山法師，双六の賽の目の３つだ，と語ったという。京都の治水，延暦寺の僧兵，賭博だけが自分の意思通りにはならない，という，上皇の専制ぶりを物語っている。法勝寺の法会が４度も雨が降って延期になったことに怒り，雨を容器に入れて獄に投じたという話（『古事談』）もあり，さらに上皇の近くに仕えた貴族の藤原宗忠（1062～1141）は，「意に任せ，法に拘らず，除目・叙位を行ひ給ふ。古今未だ有らず」とも評している（『中右記』）。

同じような上皇の話は鳥羽・後白河上皇にもみえるところで，これら上皇の勢力の上昇とともに，それまで朝廷を支配してきた藤原氏の勢力は衰えざるを得なくなった。しかしまったく衰えたのではなく，摂関家として家の経済を整え，荘園を集積し，天皇の外戚かどうかにかかわらずに，天皇を補佐するその地位を確立している。

院政期の社会

白河上皇は仏教をあつく信仰し，出家して**法皇**となり，多くの大寺院や堂塔・仏像をつくり，しばしば紀伊の熊野詣や高野詣を繰り返し，盛大な**法会**を行った。なかでも「国王の氏寺」と称された法勝寺は，京の東の白河に建立され，その九重塔は上皇の権威を象徴するものとなった。この法勝寺ののち，堀河天皇の造立した尊勝寺など，院政期に天皇家の手で造営された「勝」の字のつく６寺は**六勝寺**と称されている。六勝寺は院の仏法による支配を象徴するものであった。

さらに京都の郊外の白河や鳥羽には離宮が造営されたが，離宮や六勝寺の造営の費用を調達するために，受領の奉仕が求められたほか，売位や売官が盛んに行われるようになった。上皇の周りには富裕な受領や后妃・乳母の一族など，**院近臣**と呼ばれる一団が集まり，上皇の力を借りて収益の豊かな国の国司などの官職に任命された。

このころには**知行国**の制度が広まった。この制度は，上級貴族を**知行国主**として一国の支配権を与え，その国からの収益を取得させて経済的な奉仕を求めるもので，知行国主は子弟や近親者を国守に任じ，目代を派遣して国の支配を行った。このころ貴族の俸禄支給が有名無実化し，貴族の経済的収益を確保するために生み出されたものである。また院自身が国の収益を握る**院分国**の制度も始まった。

能登国の荘園と公領

法勝寺の復元模型（京都市歴史資料館蔵）　院の権威を象徴する法勝寺は，何度か焼け落ちても，その都度再建されていったが，南北朝時代に焼けてから再建されなくなった。

参考　**院の近臣**　院近臣の藤原顕季（1055～1123）と源氏の武士義光（1045～1127）の所領相論があった時，顕季は自分の方に理があるのに，白河上皇が何の成敗も下さないことを不満としていた。ある日，機会をみてその点を上皇に尋ねたところ，上皇は顕季に，荘園を一つ欠いたところで困ることはあるまい，しかし義光は「只一所懸命之由」だという，道理でのみ裁許したならば，「子細を弁ぜざる武士」が何をするかわからん，と思い猶了していたのだ」と諭したのである。これを受けて，顕季は義光を呼び出し，自分は荘園もあり，知行国もあるのに，貴殿は一所を頼みとしていると聞くゆえ，この所領は避り与えよう，と述べたところ，義光は二字を提出して従者になったという。上皇が近臣や武士に知行国・荘園などを与えて奉仕させていた様がよくわかるエピソードである。

このため，公領はあたかも院や知行国主・国司の私領のようになり，それが院政を支える基盤となったが，院政のもう一つの基盤は大量の荘園である。とくに白河上皇の後半期から鳥羽上皇の時代にかけては，院に荘園の寄進が集中したばかりでなく，有力貴族や大寺院への荘園の寄進が増加した。寄進を受けた上皇はそれらの荘園を近親の女性に与えたり，寺院に寄進したりした。

例えば，鳥羽法皇が皇女八条院（1137～1211）に伝えた荘園群（八条院領）は平安時代末に約100カ所，後白河法皇が長講堂に寄進した荘園群（長講堂領）は鎌倉時代初めに約180カ所の多数にのぼった❶。鳥羽法皇の時代からは不輸・不入の権をもつ荘園がさらに一般化し，不入の権の内容も警察権の排除にまで拡大されて，荘園の独立性はいっそう強まった。

【女院】　八条院は鳥羽法皇と美福門院（1117～60）の両親から多くの荘園をゆずられて大荘園領主になったのであるが，こうした女院は天皇の后や娘に院号が与えられ，院と同様に特別な待遇が与えられたものである。女院の始まりは一条天皇の生母の東三条院であり，院政時代になると多くの院の后や娘が女院の待遇を与えられ，大荘園領主として華麗な貴族文化の中心的位置を占めるようになった。

なお大寺院では，国家から支給されていた諸国の封戸にみあう収入が国司の滞納によって途絶え，経済的な基盤を荘園に求めるようになっていたことから，争って数多くの荘園を所有したり，地方の寺院を支配下におき，さらに下級の僧侶を**僧兵**として組織した。僧兵は多くが地方武士の出身であったから，武士とかわらぬ武力を発揮し，法皇の仏教へのあつい信仰を背景に，国司と争ったり，神木や神輿を先頭に立てて朝廷に**強訴**を行い，要求を通そうとした。

なかでも興福寺の僧兵は，春日神社の神木である榊を捧げて京都に入って強訴したが，この神社は藤原氏の氏神であり，興福寺は氏寺であったから，摂関家もこれにはうかつに手が出せなかった。また延暦寺では日吉神社の神輿をかついで強訴したが，地方に大きな勢力を築いた延暦寺は都のすぐ近くにあっただけに，多大な影響を与えた。この興福寺・延暦寺を**南都・北嶺**という。

僧兵（『清水寺縁起』）

❶　これらの荘園群は伝領されて，鎌倉末期には八条院領が大覚寺統の，長講堂領が持明院統のそれぞれの経済的基盤となった。

保元の乱関係図

	天皇家	藤原氏	平氏	源氏
天皇方	後白河（弟）	関白 忠通（兄）	清盛（甥）	義朝（子）
上皇方	（兄）崇徳	（弟）左大臣 頼長	（叔父）忠正	（父）為義

平治の乱関係図

	院近臣の藤原氏	
	通憲（信西）（自殺）	平氏　清盛　重盛　頼盛
	信頼（斬首）	源氏　義朝（謀殺）　義平（斬首）　頼朝（伊豆へ）

信西追捕の恩賞（『平治物語絵巻』）　信西を討った恩賞の会議。居並ぶ源氏の武者の要求を入れて，藤原信頼は大国の受領に任じることを約束する。

かつて鎮護国家を唱えていた大寺院のこうした行動は，権力者が各種の私的な勢力に分裂し，法によらずに実力で争うという院政期の社会の特色をよく表わしている。そうした時に，神仏の威を恐れ，無気力となっていた貴族の力では，大寺院の圧力に抗することはできず，武士を用いて警護や鎮圧にあたらせたため，武士の中央政界への進出を招くことになった。

保元・平治の乱

武士の棟梁としての源氏の勢力は，東国に勢力を広げつつも，源義家のあとの義親（？～1108）が流された出雲で反乱をおこし，追討されるなどしてやや勢いを失うことになった。これにかわって院と結んでめざましい発展ぶりを示したのが，伊勢・伊賀を地盤とする**桓武平氏**の一族である。

なかでも**平正盛**は，伊賀国の荘園を白河上皇に寄進して政界進出の基礎を築き，義親を討って武名をあげ，受領や検非違使となって伊勢平氏の地位を高めた。正盛の子**忠盛**（1096～1153）は瀬戸内海の海賊平定などで鳥羽上皇の信任を得，受領として千一体の千手観音像を安置する得長寿院を造営したことで，殿上に昇ることが許され（殿上人），武家という貴族の身分を獲得し，院近臣としても重く用いられるようになった。その平氏の勢力をさらに飛躍的に伸ばしたのが忠盛の子**清盛**（1118～81）である。

平氏のめざましい出世に対して，源氏も巻き返しをはかり，義親の子で義家の養子となった**為義**（1096～1156）は摂関家と結びつき，さらに為義の子の**義朝**（1123～60）は東国に下って鎌倉を根拠地にし，広く武士との主従関係を築きあげていった。

鳥羽法皇はこうした源平の武士を組織し，さらに諸国の荘園を集積したことで，専制的な権力を築いたが，それだけにその権力の掌握を求める争いが激化した。1156（保元元）年，鳥羽法皇が死去するとまもなく，かねて皇位継承をめぐり法皇と対立していた**崇徳上皇**（在位1123～41）が朝廷の実権を握ろうと動いた。上皇は摂関家の継承をめざして兄の**忠通**（1097～1164）と争っていた左大臣**藤原頼長**（1120～56）らと結び，さらに**源為義・平忠正**（？～1156）らの武士を集めた。

これに対して，鳥羽法皇の立場を引き継いで朝廷の実権を握った**後白河天皇**（在位1155～58）は，近臣の**藤原通憲**（信西，？～1159）を参謀にして，**清盛**や**源義朝**らの武士を動員し，ついに先制攻撃を仕掛けて上皇方を破った。その結果，崇徳上皇は讃岐に流され，頼長や為義らは殺された。これを**保元の乱**という。これまで都を舞台にした合戦がなかったことから，この乱は貴族に衝撃を与え，また武士が政争に使われたことで，時代の大きな転換を人々に印象づけることになった。のちに延暦寺の天台座主となった摂関家出身の僧慈円は，その著『愚管抄』でこれ以後「**武者の世**」になったと記している。

乱ののち，政治の主導権を握った信西は，平清盛の武力を背景にして，**保元の新制**を出して，新たな基準を設けて荘園整理や悪僧・神人の乱暴の取り締まりを行うなど，鳥羽院政の時代におこった社会の変動に対処した新たな政治を始めた。

【保元の新制】　律令・格式の編纂ののちに朝廷から出される法令はしだいに「新制」と称されるようになった。荘園整理令もその一つであるが，多くは朝廷の内部の規律や服飾の統制を内容としている。しかし保元の乱後に出された新制は，これまでになく大規模なもので，従来の整理基準を見直して，**王土思想**によりながら荘園整理を天皇の名のもとで行うこととし，白河・鳥羽の院庁下文や宣旨で認められた荘園は公認すること，さらに大寺院や大神社に所属する悪僧や神人の取り締まりを行うことなどを定め，さらに翌年にも，内裏を中心とした官人の規律や風俗の統制を命じており，その後の新制の基準とされた。

やがて院政を始めた後白河上皇の近臣間の対立が激しくなり，1159（平治元）年には，清盛と結ぶ信西に反感をもった近臣の一人**藤原信頼**（1133～59）が**源義朝**と結び，清盛が熊野参詣に出かけている留守をねらって兵をあげ，信西を殺した。だが武力にまさる清盛は京の**六波羅邸**に帰還すると，信頼らを滅ぼし，東国に逃れる途中の義朝を討ち，その子の頼朝を捕らえて伊豆に流した。これが**平治の乱**である。

この2つの乱を通じて，貴族社会内部の争いも武士の力で解決されることが明らかとなり，武家の棟梁としての平清盛の地位と権力は急速に高まった。

平氏政権

平治の乱後，清盛は後白河上皇（院政81～92）の信任を得て，法住寺御所の近くに蓮華王院を造営し，その本堂（三十三間堂）には千一体の千手観音像を安置するとともに，宝蔵には古今東西の宝物を納めた。こうした上皇への奉仕と武力によって，清盛は異例の昇進をとげて太政大臣となり，その子**重盛**（1138～79）らの一族もみな高位高官にのぼって勢威ならぶ者のないありさまとなった。

六波羅付近図

平氏が全盛を迎えた背景には，各地での武士団の成長があった。清盛は彼らの一部を荘園や公領の現地支配者である**地頭**に任命して，畿内・西国一帯の武士を**家人**とすることに成功し，さらに平氏の一門は海賊や山賊などの盗賊の追討使に任じられたり，受領となったりして，東国にも勢力を伸ばしていった。

しかも一方で，清盛は院近臣の立場を利用し，その娘徳

子(建礼門院，1155～1213)を**高倉天皇**(在位1168～80)の中宮に入れて，その子**安徳天皇**(在位1180～85)が即位すると外戚となって権勢を誇り，また経済的基盤としても数多くの知行国と500余の荘園を所有するなど，その政権の基盤は著しく摂関家に似たものがあった。清盛は京都の六波羅に邸宅を構えたので，この政権は**六波羅政権**ともいわれる。これらの点からみると，**平氏政権**は武家政権といっても貴族的な性格が強かったといえよう。

平氏は忠盛以来，**日宋貿易**にも力を入れていた。すでに11世紀後半以降，日本と高麗・宋との間で商船の往来がようやく活発となり，12世紀に宋が北方の女真人の建てた金に圧迫されて南に移ってからは，**宋**(南宋)との通商も盛んに行われるようになった。清盛は摂津の**大輪田泊**(現，神戸市)を修築し，瀬戸内海から九州の博多にいたる国々や良港を獲得し，瀬戸内海航路の安全を確保して宋商人の畿内への招来につとめ，貿易を推進した。

遣唐使の停止後，中央貴族は依然として国交や通商に消極的な態度をとっていたので，清盛の対外政策は大きな変化であり，宋船のもたらした多くの珍宝や宋銭・書籍は，以後のわが国の文化や経済に大きな影響を与え，また貿易の利潤は平氏政権の重要な経済的基盤となった。

しかし，平氏はもっぱら従来の国家組織にのって，官職の独占によって支配をはかったために，そこから排除された旧勢力からの強い反感を受け，清盛の妻の姉妹で，後白河法皇の妃となっていた建春門院(1142～76)が亡くなると，法皇や院近臣との対立が深まっていった。そして1177(治承元)には，法皇の近臣藤原成親(1138～77)・西光(1118～77)・僧俊寛(生没年不詳)らが，京都郊外の鹿ヶ谷で平氏打倒のはかりごとをめぐらし，失敗する事件をおこしている(**鹿ヶ谷の陰謀**)。

さらに1179(治承3)年になると，法皇を中心に反平氏の動きが表面化したことから，清盛はついに法皇を幽閉し，関白以下多数の貴族の官職を奪い，処罰するという強圧的手段に訴えた。それは一時は功を奏し，全国の半分近くの知行国を獲得するなど，国家機構のほとんどを手中に収めることになった。しかし，こうした権力の独占はかえって反対勢力の結集を促し，平氏の没落を早める結果となった。

平安末期の文化

貴族文化はこの時期に入ると，新たに台頭してきた武士や庶民の活動とともに，その背後にある地方文化を取り入れるようになり，新鮮で豊かなものを生み出した。

11世紀には藤原明衡(？～1066)が『新猿楽記』を著わしてさまざまな階層の人々の生態を記し，後三条天皇や白河上皇の近臣であった大江匡房は『傀儡子記』や『永長田楽記』などを著わして芸能にかかわる人々の動きに注目している。田楽などの庶民的芸能は貴族の間に大いに流行しており，奈良時代に中国から伝来した**散楽**に由来する**猿楽**も親しまれた。

匡房は年中行事や公事の実際を示した『江家次第』なども著わした文人であったが，さらに説話を『江談抄』に語っている。その同じ時期に編まれたのがインド・中国・日本の1000余りの説話を集めた『**今昔物語集**』であり，武士や庶民の生活をみごとに描き出している。残念ながら『今昔物語集』の作者は不明であるが，同じく作者不明の，将門の乱を描いた『**将門記**』や，前九年合戦を描いた『**陸奥話記**』などの初期の**軍記物語**が書かれたことも特筆されよう。これらはこの時代の文学が地方の動きや武士・庶民の姿に強い関心をもっていたことをよく示すものである。

これらの作品は新たな民間の動きに触発され，それを貴族が表現したものであったが，とくに民間で流行した歌謡を集めたのが後白河法皇であり，流行歌謡である**今様**を遊女などから学んでみずから『**梁塵秘抄**』を編み，その事情を『梁塵秘抄口伝集』に記している。この時代の貴族と庶民の文化との深いかかわりをよく示している。今様のほかに古代の歌謡から発達した**催馬楽**や和漢の名句を吟ずる**朗詠**も流行していた。法華経を読む読経や寺院音楽の声明も盛んとなった。

武士と庶民の動きは絵画によっても表現されている。とくに大和絵の手法を用いて絵と詞書をおりまぜながら時間の進行を表現する**絵巻物**が多くつくられるようになった。京の火事と庶民の動きをリアルで迫力ある描写をした『伴大納言絵巻』，庶民の信仰を求める姿を自然描写を背景に浮かびあがらせた『**信貴山縁起絵巻**』，合戦の舞台となった京の復興や朝廷の行事をテーマにして都の庶民の動きをも活写している『年中行事絵巻』をはじめ，多くの傑作がこの時期に生み出された。なかには『**鳥獣戯画**』のように，動物を擬人化して人々の動きを生き生きと描いた異色のものもみられる。

従来の物語を絵巻に表現したものも多くつくられた。優美な『**源氏物語絵巻**』はその代表的な作品であるが，そうした貴族的な作品にも武士や庶民の影響がしだいに現われていった。それは法華経の信仰とともに広く行われた写経にみられる。『**扇面古写経**』の下絵には，都や地方の社会，庶民の生活がみごとに描かれており，安芸の厳島神社の豪華な『**平家納経**』は，平氏がこの神社をあつく信仰したことから清盛が一門に語らって納めたものであり，平氏の栄華と同時にその貴族性を物語っている。

主な著作物(院政期)

歌謡

梁塵秘抄(後白河法皇)

歴史・説話

大鏡(作者不明)
今鏡(藤原為経)
栄花(華)物語(赤染衛門？)
将門記(作者不明)
陸奥話記(作者不明)
今昔物語集(作者不明)

今様の極楽歌――

弥陀の誓ひ①ぞ頼もしき　十悪五逆②の人なれど
一度御名を唱ふれば　来迎引接③　疑はず
我等は何して老いぬらむ　思へばいとこそあはれなれ
今は西方極楽の　弥陀の誓ひを念ずべし
(『梁塵秘抄』)

①阿弥陀仏が菩薩の頃に立てた誓いで四八願ある。その第一八願が念仏往生願(本願)、第一九願が来迎引接願。②殺生など一〇の大悪と親を殺すなどの五つの極悪罪。③死者の臨終に仏が迎えにくる。

他方で，この時代には地方の豪族が都の文化を積極的に取り入れており，各地に宗教文化が広がった。奥州藤原氏は清衡の時に平泉に**中尊寺**を建て，黄金をふんだんに使った**金色堂**などの建物を造営し，その子基衡も平泉に毛越寺という大寺院を建立した。また陸奥の磐城の白水阿弥陀堂や，九州豊後には富貴寺大堂や臼杵の石仏など，地方豪族のつくった阿弥陀堂や浄土教美術の秀作が各地に残されている。

こうした地方の文化と都の文化の橋渡しをしたのが，寺院の所属から離れた**聖**などと呼ばれた民間の布教者であった。大寺院が多くの僧をかかえて，政治との結びつきを強めるなかで，彼らは山林に籠り，諸国をめぐって修行し，仏教信仰を広めていった。不輸・不入の権をもつ荘園が増え，荘園と公領が分立するなかで，聖たちは国司にかわって公共的な事業をも担うようになった。人々に喜捨を仰ぐ勧進を行い，衰退した寺院や壊れた橋・道・港湾などの修築をした**勧進上人**が聖のなかから多く出現するようになった。

このように院政期における大きな社会の転換が文化のうえでもよく知られるが，さらにこれまでの物語文学にかわって，『**栄花(華)物語**』や『**大鏡**』『**今鏡**』などの国文体のすぐれ

た歴史物語が著わされたのも，転換期に立って過去の歴史を振り返ろうとするこの時期の貴族の思想を表わしている。

図版特集

主な建築・美術作品(院政期)

建築
- 中尊寺金色堂内陣①
- 富貴寺大堂〈大分〉
- 白水阿弥陀堂〈福島〉
- 三仏寺投入堂〈鳥取〉

彫刻
- 中尊寺一字金輪像
- 臼杵磨崖仏②

絵画
- 源氏物語絵巻(作者不明)⑤
- 信貴山縁起絵巻⑦
- 鳥獣戯画(伝鳥羽僧正)
- 伴大納言絵巻④
- 扇面古写経(扇面法華経冊子)⑥
- 厳島神社平家納経
- 年中行事絵巻③

第2部

中　世

第4章　武家社会の成立

1．鎌倉幕府の創設

源平の争乱

平清盛は後白河法皇を幽閉し，平氏の専制的政権を築きあげた。しかし貴族や大寺社，地方の武士たちの平氏への不満は強く，繁栄は長くは続かなかった。1180(治承4)年，清盛が孫である幼い安徳天皇を位につけると，後白河法皇の第2皇子**以仁王**(1151～80)と**源頼政**(1105～80)は，園城寺や興福寺を味方にして平氏打倒の兵をあげた。大寺社の僧兵の力が一つにまとまるのを恐れた清盛はただちに攻撃を加え，頼政は宇治で戦死し，以仁王も奈良に向かう途中で討ち取られた。しかし決起を呼びかける以仁王の令旨は諸国に伝えられ，これに呼応した武士(在地領主)たちがつぎつぎと立ちあがった。彼らは各地の国司や荘園領主に対抗して自己の所領の支配権を強化・拡大しようとしており，その障害となる平氏政権を否定したのであった。内乱は全国に広がり，5年にわたって戦いが続けられた。これが**治承・寿永の内乱**である。

【治承・寿永の内乱】　治承・寿永の内乱は，一般には源氏と平氏の戦いといわれる。しかし歴史学的にみた場合，この全国的な動乱を単に源氏と平氏の勢力争いとみるのは正しい理解ではない。以仁王の挙兵以降，軍事行動をおこす者が相ついだ。美濃・近江・河内の源氏，若狭・越前・加賀の在庁官人，豪族では伊予の河野氏・肥後の菊池氏らである。彼らはあくまでも平氏の施政に反発したのであって，はじめから源氏，とくに源頼朝に味方したわけではない。彼らの背後には在地領主層の存在があり，在地領主たちは自己の要求を実現するために各地で立ちあがったのである。

彼らの動向をまとめあげ，武家の棟梁となる機会は頼朝以外の人，例えば源義仲・源行家(？～1186)，あるいは平宗盛(1147～85)にも与えられていた。頼朝が内乱に終息をもたらし得たのは，彼こそが在地領主層の要望に最もよくこたえたからである。この意味で幕府の成立は，時代の画期ととらえることができる。なお，当時の合戦についてであるが，軍記には例えば富士川の戦いは平家軍7万騎・源氏軍20万騎，などと記される。これは大変な誇張であり，保元の乱の時の平清盛軍300騎・源義朝軍200騎，という数字を参照すると，実数は10分の1以下であったろう。

平氏に反する勢力のうち，とくに強大だったのは**源頼朝**(1147～99)の勢力である。頼朝は源義朝の子で，平治の乱のあと伊豆に流されていた。以仁王の令旨を叔父源行家から伝えられ，1180(治承4)年8月，妻政子(1157～1225)の父北条時政(1138～1215)らと挙兵した。石橋山の戦いでは平氏方の大庭景親(？～1180)らに敗れて海路安房国に逃れたものの，代々源氏に仕えていた東国の武士が続々と馳せ参じ，早くも10月，頼朝は源氏の根拠地であった**鎌倉**に入った。清盛は孫の平維盛(1158？～84)を大将として頼朝追討の大軍を関東に派遣したが，平氏軍は駿河国の**富士川**で源氏の軍に大敗して京都に逃げ帰った。水鳥の飛び立つ音に驚き，源氏の夜襲とまちがえて敗走したといわれる。頼朝は配下の武士たちの要望をいれてあえてこれを追いかけることをせず，鎌倉に帰って関東の経営に専念した。東国平定に失敗した平氏は，建設中の摂津の福原京を放棄してやむなく平安京に帰り，以

源平争乱の勢力範囲　1183(寿永2)年現在の範囲。源義仲は北陸・山陰，頼朝は東海・東山，平氏は山陽・南海地方をそれぞれ支配下において3者対立の形を示している。陸奥には藤原秀衡が大きな勢力をもっている。

仁王に加担した大寺社を焼き討ちし，近江・河内の源氏の一族を討伐して畿内の支配を固め，諸国の動乱に対処しようとした。だが1181(養和元)年閏2月の清盛の死と同年の畿内・西国の大飢饉(**養和の大飢饉**)が平氏に深刻な打撃を与えた。

【福原遷都】　以仁王が敗死した翌6月，平清盛は安徳天皇・高倉上皇を奉じて摂津の福原に遷都した。平家の指導力を高めるための措置であったが，貴族たちの反発は激しく，南都北嶺の僧兵や近江・河内の源氏の反平氏の動きも活発になった。そのため清盛はやむなく新都造営を中断し，11月には都を京都にもどすことにした。

頼朝の従弟**源義仲**(1154～84)は，頼朝より1カ月ほどのちに信濃国で挙兵した。徐々に近隣の武士をしたがえ，1181年6月，平氏の命を受けた越後の豪族城氏の攻撃を退けて北陸道に進出した。北陸道諸国には反平氏の気運が高まっており，義仲の勢力は急激に大きくなった。1183(寿永2)年，平氏は再び維盛を大将として軍勢を北陸に派遣したが，越中にいた義仲は加賀と越中の国境砺波山の**倶利伽羅峠**に迎え討ち，これを撃破した。牛の角にたいまつを結んで夜襲をかけたと伝えられる一戦である。義仲は敗走する平氏軍を追って加賀国篠原でも勝利し，そのまま京都に攻めのぼった。畿内の武士や寺社勢力もいっせいに平氏に反旗を翻し，同年7月，平氏一門はついに都から追い落とされた。

都での義仲は政治的配慮に乏しく，後白河法皇の反感をかい，反平氏勢力の掌握に失敗した。彼が平氏を討つべく中国地方に滞在する間に，法皇は頼朝の上京を促した。頼朝は弟の**源範頼**(生没年不詳)と**源義経**(1159～89)を大将として東国の軍勢を派遣した。義仲は急ぎ防戦したが，もはや味方となる武士はなく，1184(寿永3，元暦元)年1月，近江国粟津で戦死した。

源氏があい争っているうちに，平氏は**福原**にもどり，京都回復の機会をうかがっていた。後白河法皇は平氏追討の院宣を頼朝に与え，源氏軍はただちに平氏の拠点**一の谷**を攻撃し

た。同年2月の源平両氏の命運をかけた戦いは，義経の活躍を得て源氏側が勝利した。頼朝はこののち各地に有力な武士を派遣し，平氏や義仲の勢力を掃討させた。平氏の基盤である四国・九州の武士も頼朝に臣従するようになった状勢をみて，1185(文治元)年2月，義経は讃岐国**屋島**に平氏を急襲し，さらに長門国**壇ノ浦**に追いつめた。義経との海戦に敗れた平氏一門は同年3月，安徳天皇とともに海中に没した。

頼朝の勢力増大を恐れた後白河法皇は，軍事にすぐれた義経を重く用い，頼朝の対抗者にしようと試みた。頼朝は法皇の動向を警戒し，鎌倉に凱旋する義経を京都に追い返した。果たして法皇は義経と叔父行家に九州・四国の武士の指揮権を与え，頼朝追討の命令を下した。しかし武士たちは頼朝を重んじて法皇の命令を聞かず，義経は孤立し，奥州平泉の豪族**藤原秀衡**のもとに落ち延びた。秀衡の死後，その子の泰衡(1155～89)は義経を殺害して頼朝との協調をはかったが，頼朝はみずから大軍を率いて奥州に進み，藤原氏一族を滅ぼした。1189(文治元)年のことである。これにより，武門の棟梁としての頼朝の地位を脅かす者は誰もいなくなったのである。

鎌倉幕府の成立

源平争乱の折，頼朝は関東を動かず，新しい政権の樹立につとめた。根拠地に選んだ**鎌倉**は東海道の要衝であり，南は海に面し，三方を丘陵に囲まれた要害の地であった。また，源頼義が源氏の守り神，石清水八幡宮を勧請して鶴岡八幡宮を建立するなど，源氏ゆかりの土地であった。

頼朝は1180(治承4)年の富士川の戦いのあと，**侍所**を設け，長官である別当には三浦一族の和田義盛(1147～1213)を任じ，頼朝と主従の関係を結んだ武士である**御家人**を統制させた。1184(元暦元)年には**公文所**と**問注所**を開いた。公文所はのちに整備されて**政所**と改称された。その長官である別当には朝廷の練達な下級官吏であった大江広元(1148～1225)を任じ，一般の政務や財政事務を管掌させた。問注所の長官は執事と呼ばれ，やはり下級官吏であった三善康信(1140～1221)を京から招いて裁判にあたらせた。

一方，頼朝は常陸国の佐竹氏・大掾氏，下野国の(藤原姓)足利氏，上野国の新田氏ら

鎌倉要図　鎌倉は源頼朝以来，源氏と関係の深い地で，三方を小さな丘陵に囲まれ，南は海にのぞむ要害の地であった。

鎌倉幕府の機構

を討伐し，あるいは降伏させながら，実力で関東の荘園・公領を支配し，御家人の所領支配を保障していった。1183(寿永2)年10月には，義仲との対立に苦しむ後白河法皇と交渉し，東海・東山両道諸国の支配権の公的な承認(寿永二年十月宣旨)を手に入れた。ついで1185(文治元)年，法皇が義経に頼朝追討を命じると軍勢を京都に送って強く抗議し，追討令を撤回させるとともに，諸国に**守護**，荘園や公領には**地頭**を任命する権利，田1段あたり5升の**兵粮米**を徴収する権利，さらに諸国の国衙の実権を握る在庁官人を支配する権利を獲得した。こうして東国を中心に頼朝の支配権は広く全国に及ぶことになり，武家政権としての**鎌倉幕府**が確立した。

【将軍と幕府】　**征夷大将軍**とは蝦夷征討の軍の総大将に与えられた職名であるが，まだこの時代には，武門の棟梁と将軍職とが不即不離の関係にあるわけではなかった。源頼朝は当時はもっぱら敬意をこめて**鎌倉殿**と呼ばれていたが，やがていくつかの候補(例えば近衛大将・鎮守府将軍など)のなかから義仲も任じられたこの官職を選択し，武門の棟梁の指標としたのであった。頼朝以後，征夷大将軍，あるいは単に将軍といえば，すなわち武人の代表者という認識が定着していく。

また征夷大将軍の居館を**幕府**と呼ぶが，幕府とは中国の語で，出征中の将軍の幕で囲った陣営を意味していた。それが転じて日本では近衛大将の居館の意に用いられ，さらに将軍の館の意になった。これが武家政治の政府を指すようになるのは，はるか後世になってからである。

守護は各国に1人ずつ，主として東国出身の有力御家人が任命された。その任務は，規定によれば**大犯三カ条**，すなわち大番催促・謀叛人の逮捕・殺害人の逮捕に限られていたが，実際は治安を維持するために国内の御家人を指揮して警察権を行使し，戦時には御家人を統率して戦闘に参加した。また守護は地方行政にも関与した。鎌倉時代にも朝廷の国司は依然として任命されていたが，実際の国の行政はもっぱら現地の有力者である在庁官人がつかさどっていた。在庁官人のなかには武士が多く含まれており，彼らのなかには幕府の御家人になる者もあった。守護は在庁官人への命令権を行使し，しだいに国衙の支配を進めていった。とくに東国では，最も有力な在庁官人＝国内で最も有力な武士という図式が定着しており，さらにその武士が御家人となって守護に任じられたから(相模国の三浦氏，下総国の千葉氏，下野国の小山氏など)，国衙の機能はほとんど守護のいる守護所に移され，守護は強力な地方行政官として働いたのである。

【大犯三カ条】　誤解されやすいので繰り返すが，大犯三カ条の3つは「守護の任務のうちでとくに重要なもの」なのではなくて，「守護が行使を許された権限のすべて」である。ただし守護は謀反人の逮捕・殺害人の逮捕を口実として任国内の警察権全般を手中にしようとしたし，平時の大番を管轄する権限は戦闘時の軍事指揮権にあたるとして，任国内の御家人たちの統率につとめた。そのため鎌倉時代後期になると，守護と主従関係を結ぶ在地武士たちが現われてくる。

各国の荘園や公領におかれた**地頭**は，御家人のなかから任命された。任務は年貢を徴収して荘園領主や国衙に納入すること，土地を管理すること，警察権を行使して治安を維持することであった。給与には一定の決まりがなく，各地域における先例の遵守が原則であった。ただ，承久の乱後に定められた新補率法によっておおよその見当をつけること

ができる。もともと地頭とは土地のほとり，すなわち「現地」を指す言葉で，平安時代後期から荘官の名称として用いられた。平氏政権下でも，武士が地頭に任じられている例をわずかながら見い出すことができる。頼朝は地頭の職務を明確化するとともに，任免権を国司や荘園領主から幕府の手に奪取した。それまで多くは下司の地位にあった武士＝荘官は，頼朝の御家人になって改めて地頭に任じられた。御家人たちの在地領主制は，幕府によって保障されることとなったのである。在地への影響力の低下を恐れる荘園領主たちは当然この事態に反発し，地頭のあり方をめぐって朝廷と幕府の間で何度か交渉が行われた。その結果，地頭の設置範囲は平氏とその関係者・謀叛人の所領だけに限ることとなったが，やがて幕府の力が大きくなるにしたがって，しだいに全国におよぶようになる。

1186(文治2)年，頼朝は京都に京都守護をおいた。妹婿である貴族一条能保(1147〜97)がこれに任じられ，京都の警備と在京の御家人の取り締まりにあたった。九州の大宰府には鎮西奉行を，奥州には奥州総奉行をおいて地方の御家人の統率を命じた。朝廷では九条兼実(1149〜1207)が頼朝の後援を得て摂政の地位についた。兼実は貴族の合議を重視する人物で，後白河法皇の専制に対抗した。また幕府に好意的で，鎌倉と京都との協調につとめた。1190(建久元)年，頼朝は上洛をとげて近衛大将になり，1192(建久3)年，法皇の死後に征夷大将軍に任じられた。以後この職は江戸時代の末に至るまで長く武士の第一人者の指標となった。頼朝が将軍に就任(在位1192〜99)し，ここに**鎌倉幕府**は名実ともに成立するにいたったのである。

【鎌倉幕府の成立時期】　鎌倉幕府の成立時期をいつに求めるべきか，この問題をめぐって，これまで以下の6説が主張されてきた。見解の対立は，論者の幕府観の相違によってもたらされている。

① 1180(治承4)年末……頼朝が鎌倉に居を構え，侍所を設け，南関東・東海道東部の実質的支配に成功したとき。
② 1183(寿永2)年10月……頼朝の東国支配権が朝廷から事実上の承認を受けたとき。
③ 1184(元暦元)年10月……公文所(政所)・問注所を設けたとき。
④ 1185(文治元)年11月……守護・地頭の任命権などを獲得したとき。
⑤ 1190(建久元)年11月……頼朝が右近衛大将に任命されたとき。
⑥ 1192(建久3)年7月……頼朝が征夷大将軍に任命されたとき。

⑤・⑥，とくに⑥は幕府という語の意味に着目した，いわば語源論的な解釈であり，古くから主張されている。これに対しほかの4説は，軍事政権としての幕府が成立してくる過程を問題にしており，なかでは④が最も重要な時点であるとして，現在ではこれを支持する学者が多い。しかし，幕府の基盤は東国にあり，東国の支配政権としての性格を強調すべきだ，とすれば②説が有力になり，軍事力による実力支配を重くみれば①の見解が主張されることになる。

幕府と御家人

平安時代後期以来，武士は有力者の庇護を求めて主従関係を結んでいった。自己の官位姓名を記した名簿を提出して臣従の証とし，上皇・女院・摂関・貴族たちを主と仰いだのである。当時の主従制における主人の従者への拘束力は後世に比してはなはだ弱く，一人の武士が複数の主人をもつこともごく普通に行われていた。

源平の戦いが始まると，関東地方の武士たちは頼朝をみずからの権益を守る者として認

公武二元支配の機構

識し，競ってその従者となった。頼朝の勢力が拡大するにつれ，彼に服属する武士は全国に広がっていく。将軍と直接の，また当時としては非常に強固な主従関係を結んだ武士は，とくに**御家人**と呼ばれた。主君にしたがう従者を一般に家人といったが，将軍への敬意から「御」の字が加えられたわけである。

頼朝は御家人に対し，おもに地頭に任命することによって，先祖伝来の所領の支配を保障した。これを**本領安堵**という。近隣諸勢力の進出と領内の治安の悪化に絶えず悩まされていた武士(在地領主)にとって，「一所懸命(一つの所に命をかける)の地」という言葉がしばしば用いられたほど大切だった本領の領有を認めてもらうことは，何物にもかえ難い**御恩**であった。御恩にはもう一つ，**新恩給与**があった。これは抜群の功績があった時に，新たな領地を与えられることをいう。

御恩を受けた御家人は，従者として**奉公**を果たす義務があった。彼らは戦時には将軍のために命をかけて戦った。『平家物語』は斎藤実盛(？〜1183)という武士に「(東国の武士は)いくさは又，親もうたれよ子もうたれよ，死ぬれば乗りこえ乗りこえたたかふに候」と語らせているが，彼らは**家**の存続と繁栄を願い，みずからの一身を捨てて苛烈に戦ったのである。また，戦時における戦闘とならんでの平時における奉公は，番役の勤仕であった。一定期間京都に滞在して朝廷の警護にあたる**京都大番役**，幕府を警護する**鎌倉番役**がこれである。御家人は家の子・郎党と呼ばれる従者を率いて，何年か(不定期)に一度，遠方から京都・鎌倉にやってきた。費用はすべて自弁であり，経済的にも過酷な勤めであった。

開発領主として在地に勢力を扶植してきた武士団，とくに東国武士団はこうして幕府のもとに御家人として組織され，地頭に任命されて，強力に所領を支配することを将軍から保障された。このように，土地の給与を通じて主人と従者が結びつく関係を封建関係といい，封建関係によって支配が行われる政治・社会制度を**封建制度**と呼んでいる。土地を

媒介に御恩と奉公が成り立つ将軍と御家人の緊密な主従関係は，それまでの貴族社会にはみられなかった。鎌倉幕府は封建制度に基づく日本で最初の政権であった。また東国は頼朝が実力で平定した実質上の幕府の支配地域であり，その他の地方でも国衙の任務は守護を通じて幕府に吸収されていったから，守護・地頭の設置によって，日本での封建制度は，初めて国家的制度として歩み始めたと考えられる。

しかし，この時代には京都の朝廷や，荘園領主でもある貴族・大寺社の力がまだ強く残っていた。政治の面でも経済の面でも，幕府と朝廷，幕府と荘園領主という二元的な支配が特徴であった。朝廷は平安時代と同じように国司を任命して形式の上では全国の一般行政を統轄しており，貴族・大寺社は国司や荘園領主として，土地からの収益の多くを握っていた。御家人のなかにも，依然として将軍のほかに主人をもつ者がいた。政治的に朝廷の有力者と結びつこうとする者や，経済的利益を求めて，自己の荘園の本家・領家である皇族・貴族を主人と仰ぐ者などである。例えば伊勢国の加藤光員(生没年不詳)という武士は，頼朝挙兵以来の有力御家人でありながら，京都の後鳥羽上皇には西面の武士として仕え，伊勢神宮の神官大中臣氏の家人でもあった。

幕府経済に目を転じると，将軍である頼朝は**関東知行国**と**関東御領**を所有していた。関東知行国は頼朝の知行国で，**関東御分国**ともいわれ，最も多い時は9カ国を数えた。頼朝は知行国主として国司を推挙し，国衙からの収入の一定額を取得した。関東御領は頼朝が本家・領家として支配した荘園や国衙領である。将軍の直轄地であり，鎌倉時代初めには平家没官領といわれる平氏の旧領約500カ所と源氏の本領とから成り立っていた。知行国といい荘園といい，将軍はほかに例をみないほどの巨大な領主であり，このぼう大な所領が幕府の経済基盤をなしていた。この事態は，幕府が荘園・公領の経済体制のうえに築かれた権力体であったことを如実に物語っている。御家人への土地給与が土地自体の給与ではなく，地頭職という土地への権利の給与であることも，幕府と荘園制の密接な関係を裏づけている。幕府は確かに封建的な政権であった。しかし荘園制を否定することのできない，未熟な政権でもあった。それゆえに幕府と朝廷とは，併存し得たのであった。

幕府と朝廷は，農民や商人に対しては支配者としての共通面をもっていた。幕府は守護・地頭を通じて全国の治安の維持にあたり，年貢を荘園領主に上納しない地頭を罰するなど，一方では朝廷の支配や荘園・公領の維持を助けた。けれども幕府は，もう一方では全国の支配の実権を握ろうとした。そのために守護・地頭と国司・荘園領主との間でしだいに紛争が多発するようになった。やがて在地で荘官(多くは下司)が地頭にかわっていくと，幕府による現地支配がいっそう強まって，対立は深刻なものになっていった。

【幕府の経済的基盤】　関東知行国は，将軍が知行国主である国をいう。将軍は一族や有力御家人を朝廷に推薦して国司とし，目代を派遣して国衙を支配し，国衙領から租税を徴収した。頼朝は9カ国を知行したが，実朝の時代には4カ国に減少した。以後幕末まで4～6カ国を数えたが，時代を通じて分国であり続けたのは駿河・相模・武蔵の3カ国にすぎない。

関東御領は将軍の直轄領である。すなわち将軍が本家・領家として支配した荘園や国衙領である。地頭職は御家人に給付され，この土地からの租税は幕府の主要な財源になった。これを歴史的由来によって分類すると，①源氏の本領，②平家旧領，③承久没収地となる。①と②は源平内乱後に頼朝が獲得したもので，合わせて500カ所にのぼる。③は承久の乱の勝利によって幕府が得た京方貴族・武士の所領3000カ所である。

関東御領の支配にあたっては，幕府政所がこれを統括し，租税を徴収した。鎌倉時代中期以降，政所は北条氏の掌握するところとなり，御領の多くはしだいに北条氏の所領と化していった。

2．執権政治

北条氏の台頭

卓越した指導者であり，将軍独裁の政治を推進していた源頼朝は，1199(正治元)年正月に53歳で世を去った。前年末，相模川の橋供養にのぞんだ帰りに落馬したことが原因とされるが，幕府の歴史を描いた『吾妻鏡』はこの時期の記事を欠いており，詳しい事情はわからない。

頼朝のあとを受け継いだのは，嫡子**源頼家**(1182～1204)であった。けれども御家人たちは，18歳の新しい鎌倉殿が，頼朝と同様に強大な権力をもつことを歓迎しなかった。頼朝の死からわずか3カ月ののち，**北条時政**・大江広元・三善康信ら幕府の宿老たちは，頼家から訴訟(裁判)の裁決権を取りあげた。頼家の活動を制限し，そのうえで御家人の代表である宿老13人の話し合いによる政治運営を開始した。**13人の合議制**と呼ばれるものがこれである。

【13人の合議制】　若年の新将軍頼家の専制をおさえるための制度。構成は，文官として大江広元・三善康信・中原親能(広元の兄)・二階堂行政の4人，頼朝以来の武将として北条時政・北条義時・三浦義澄・八田知家・和田義盛・比企能員・安達盛長・足立遠元・梶原景時の9人である。当時の幕府の有力者を知ることができる。また制度としては，のちの評定衆や引付衆に連なっていく。

合議の中心に位置したのは，頼家の母**政子**の実家**北条氏**であった。これ以後，北条氏の台頭は急速に顕著になっていく。この1199(正治元)年の末，頼家の「第一の郎党」といわれた梶原景時(？～1200)が鎌倉を追放された。文武にすぐれた彼は頼朝と頼家から厚い信任を受け，和田義盛にかわり侍所別当にも任じられたが，他の有力御家人から激しい非難をあびて失脚した。翌1200(正治2)年正月，景時の一族は駿河国で襲撃を受け，合戦ののち

に滅び去った。同国の守護は北条時政であり，彼の指令が駿河の御家人たちに届いていたものと思われる。1203(建仁3)年，頼家が重病に倒れると，時政は政子とはかり，頼家の子一幡(1198～1203)と弟千幡(1192～1219)を後継者に立てた。将軍の権限を2分割し，2人に継承させようとしたのである。頼家と一幡の外祖父比企能員(?～1203)は反発し，時政を討とうと計画したが，逆に能員は北条氏に誘殺され，武蔵国の豪族比企一族も一幡もろとも滅ぼされた。頼家は伊豆の修禅寺に押し込められ，千幡が将軍となって**源実朝**を名乗った。時政は大江広元とならんで政所別当になり，将軍の補佐を名目として政治の実権を握った。この時政の地位は**執権**❶と呼ばれ，以後代々北条氏に伝えられていく。

1204(元久元)年，時政は幽閉中の頼家を殺害し，翌年にはひそかに実朝を退けて娘婿の平賀朝雅(?～1205)を将軍職につけようとした。朝雅は信濃源氏の名門の出身で，当時京都守護として活躍していた。陰謀の一環として，幕府の重臣畠山重忠(1164～1205)の一族が滅ぼされた。しかしこの企ては政子らの反対にあい，朝雅は京で殺され，時政は引退を余儀なくされた。時政のあとは，その子の**北条義時**(1163～1224)が受け継いだ。1213(建保元)年，義時は和田義盛とその一族を滅ぼした。義盛は頼朝以来の功臣で，景時滅亡以後に侍所別当の職に復帰しており，その勢力は侮れなかった。鎌倉を戦火に巻き込んだ**和田合戦**の末に，義盛の本家三浦氏を味方につけた北条方が勝利し，義時は政所と合わせて侍所の別当を兼ね，執権の地位を不動のものとした。

皇室略系図(数字は皇統譜による天皇即位の順)

- 77 後白河
  - 80 高倉
    - 82 後鳥羽
      - 84 順徳
        - 85 仲恭
      - 83 土御門
        - 88 後嵯峨
    - 守貞親王
      - 86 後堀河
        - 87 四条
    - 81 安徳
  - 以仁王
  - 78 二条
    - 79 六条

わずか12歳で将軍となった実朝は，しだいに政務に精励するようになり，政所を整備して幕府の訴訟・政治制度の充実につとめた。従来，実朝は北条氏のまったくの傀儡であったといわれてきたが，最近では，彼の政治への取り組みを積極的に評価しようとする説が有力になっている。しかし，将軍としての実朝が，彼を擁する北条氏の強い影響下にあったことは疑いがない。彼は個人的には武芸よりも公家文化に親しみ，和歌や蹴鞠を愛好し，妻も貴族坊門家から迎えた。官位の昇進を望み，若くして高位高官にのぼっている。また，禅僧栄西(1141～1215)や宋人陳和卿(生没年不詳)らと交わり，とくに後者の勧めにしたがって渡宋しようともした。この試みは船が座礁して果たせなかったが，実朝の武士

❶ 執権とは元来，朝廷における言葉であった。上皇に仕える院司を統括する，いわば第一の院司を執権と呼んだ。13世紀中ごろから，この院の執権になぞらえて，幕政の実権を掌握している北条氏を一般に執権というようになった。

に似つかわしくないこうした行動は，彼のおかれた苛酷な環境と関係があったのかもしれない。

1219(承久元)年正月，実朝は頼家の遺児の公暁(1200～19)によって，右大臣就任の式典の途中，鶴岡八幡宮の社頭で暗殺されてしまう。公暁が誰に操られていたのかは，北条氏説，三浦氏説があり定かではない。結局公暁も殺されて，源氏の正統は3代27年で断絶した。義時は親王を奉じて将軍に立てようと願ったが，後鳥羽上皇(院政1198～1221)はこれを許さなかった。そこで頼朝の遠縁にあたる摂関家の藤原頼経(1218～56)が，新将軍として鎌倉に迎えられた。これを**摂家将軍**，藤原将軍という。ただし頼経はまだ2歳の幼児であり，将軍とは名ばかりで，実権は執権北条氏の手中にあった。

承久の乱

後鳥羽上皇像(藤原信実筆)

武士の勢力が全国各地で伸びてゆくにつれ，朝廷や貴族の反感は強まった。ことに公家の経済的基盤である荘園が地頭のために侵されていったことは，危機感をいっそう増大させ，幕府を倒そうという動きを生起させることになった。

鎌倉時代の初め，朝廷の実権を握ったのは，源頼朝と協調関係にあった九条兼実(1149～1207)であった。ところが親幕派というべき兼実は，1196(建久7)年，反幕派の源通親(1149～1202)の策動によって失脚してしまう。通親は兼実にかわって一時権力を握ったが，やがて成人に達した**後鳥羽上皇**が後白河法皇の後継者として強力な指導力を発揮するようになる。上皇は歴代の治天の君(院政を行った上皇をこのように呼ぶ)たちと同様に専制を指向し，権力を一身に集中していった。兼実が重視した貴族の合議は退けられ，政務は上皇と，何人かの上皇の寵臣によって執り行われた。乳母の卿二位(藤原兼子，1155～1229)をはじめとする上皇の近親者が政治に口を出し，大きな力をもった。

【女人入眼の日本国】　鎌倉時代前期は，女性が政治に大きな力をもった時期でもあった。鳥羽上皇の内親王で，ぼう大な荘園群を領有した八条院。後白河法皇の寵妃で，しきりに朝政に口入れした丹後局(高階栄子，?～1216)。それに源頼朝の妻の北条政子と後鳥羽上皇の乳母の卿二位。政子は頼朝亡きあとの幕府を主導していたし，卿二位は後鳥羽院政の中枢にあって上皇を助けていた。慈円は『愚管抄』でこの2人を取りあげ，「日本は女人入眼の国」と評した。幕府でも朝廷でも，女性が政治を動かしている，というのである。

後鳥羽上皇は八条院領，長講堂領など，分散していた広大な天皇家領を手中に収めて経済的な基盤を強化した。そのうえで，これらの土地を恩賞として，新たな朝廷の軍事力を編成していった。畿内・近国の武士や幕府の有力御家人までもが上皇に臣従し，北面の武士や，また新たに設けられた**西面の武士**に任じられた。彼らは日ごろから上皇のそば近くに仕え，直接上皇の命を受け，大寺社の僧兵などとの戦闘に従事していた。

上皇は将軍源実朝をあつく遇した。破格の官位を与え，母と后の実家坊門家の女性を選んで彼の妻とし，側近の源仲章(?～1219)という人物を学問の師として鎌倉に送った。上皇は実朝を通じ，鎌倉幕府に影響力を行使しようとしたのではないかと考えられている。

承久の乱要図　1221(承久3)年。

ところが実朝は暗殺され，仲章も同時に殺害された。上皇が皇子の新将軍就任を拒否したことは前述したが，この件にみられるように，朝廷と北条氏を代表とする幕府との関係は急速に不安定になっていった。1221(承久3)年5月，ついに上皇は北条義時追討の院宣を諸国の武士に発した。**承久の乱**の始まりである。

上皇のもとには，北面・西面の武士となった有力御家人や，北条氏に反発する人々が集まった。しかし，上皇の思惑に反し，武士の大多数は上皇の呼びかけに応じなかった。北条氏が主導する幕府のもとに，御家人たちは続々と結集していったのである。大江広元の意見にしたがって短期決戦策をとった義時は，長子**泰時**(1183～1242)を大将とし，弟時房(1175～1240)を副将として，東海・東山・北陸の3道から大軍を京都に進ませた。朝廷軍はこれを迎え討ち，木曽川や宇治・勢多に戦ったが，兵力差は歴然で，一戦のもとに敗れ去った。幕府軍は鎌倉を発して1カ月足らずの間に，朝廷軍を壊滅させて京都を占拠した。

乱後，義時は泰時・時房の両名をそのまま京都にとどまらせて事件の後始末をさせた。まず後鳥羽上皇の嫡孫仲恭天皇(在位1221)を退け，上皇の兄の子の後堀河天皇(在位1221～32)を即位させた。後鳥羽上皇の血縁を忌避したのである。ついで後鳥羽上皇を隠岐島に，順徳上皇(在位1210～21)を佐渡島に，土御門上皇を土佐国に流した。治天の君が処罰されるなど前代未聞のことであり，朝廷の威信は著しく失墜した。また計画の中心にあった何人もの貴族・武士を斬罪に処した。貴族の処刑もあまり前例のないことで，当時の人々を驚嘆させた。人々は朝廷と幕府の関係を新たに認識し直したに違いない。

上皇方の貴族・武士の所領はすべて幕府に没収され，関東御領に組み込まれた。先の平家の遺領が500カ所余りであったのに比して，この時の所領は3000カ所にのぼった。幕府は功績のあった御家人に対し，これを地頭職として与えた。この地頭を**新補地頭**といい，新補地頭の給与を定めた基準を**新補率法**という。新補率法によって地頭に保障された権益は，(1)田畠11町ごとに1町ずつを，年貢を荘園領主や国司に納めずに地頭が取得する地頭給田とする，(2)田畠1段ごとに米5升ずつを加徴米として徴収する，(3)山野や河海からの収益は地頭と荘園領主・国司らで折半する，というものであった。上皇方の所領は畿内・西国に多く分布していた。そのため，こうした地域にも新たに地頭がおかれることにより，幕府の勢力は広く全国に及ぶようになった。

【新補地頭と本補地頭】　承久の乱後におかれた地頭のうち，その得分を新補率法で定めたものを新補地頭といい，それまでの現地の先例にしたがう地頭を**本補地頭**と呼んだ。ただし，やがて概念が混乱し，承久の乱後に新補されたものすべてを新補地頭と呼ぶようになった。新補地頭は畿内・西国にまで広くおかれ，幕府勢力の進展の基になった。北条義時は乱後1223(貞応2)年に諸国の守護に命じて**大田文**(図田帳)をつくらせ，地頭の設置と合わせて，全国の土地に対する支配権の強化をはかった。

承久の乱後の処置を終わった泰時・時房は，その後も京都に残って六波羅の南北の居館に住み，京都守護にかわって京都市中の警備にあたった。彼らは**六波羅探題**と呼ばれた。このの ち探題の任は執権につぐ要職となり，北条一門の有力者が任命された(通常2名。1名のことも)。探題は尾張国以西の西国御家人を統轄し，幕府と連絡を取りながら，西国の行政・司法を行った。

幕府は争乱の再発を恐れ，厳しく朝廷を監視した。とくに留意されたのは軍事面であり，幕府の威を恐れた朝廷は独自の軍事行動がとれなくなった。軍事的な奉公を媒介としての武士と上皇・貴族の主従関係の設定も，乱ののちにはみられない。それゆえに統治を行うにあたり武力が必要になったとき，例えば大寺社が僧兵を動員して京中の治安を乱したときなど，朝廷には幕府の援助が不可欠であった。

この一事からも明らかなように，乱の結果によって，朝廷と幕府の二元的な支配の様相は大きく変化した。優位に立ったのはむろん幕府の側であって，幕府は皇位の継承や朝廷の政治のあり方にも干渉するようになった。朝廷では乱後も院政が行われているが，誰が治天の君となるかを決定するのも結局は幕府であった。それゆえに治天の君はもはやみずからの絶対性を内外に主張することはできず，かつてのような専制的な君主にはなり得なかった。幕府と良好な関係を築いた上皇・貴族が朝廷内で重んじられ，朝廷の統治行為を担ったのである。

執権政治

幕府を勝利にみちびいた北条義時は，承久の乱後，1224(元仁元)年に世を去った。翌年には大江広元，また北条政子があいついで死去し，幕府政治は新たな局面を迎えた。義時についで執権となったのは，六波羅探題となっていた子の**泰時**である。泰時は御家人による集団指導体制の樹立をこころみた。まず1225(嘉禄元)年に**連署**という職を設け，ともに六波羅探題をつとめた叔父の時房をこれにあてた。連署は執権の補佐役であり，以後北条氏の有力者が任じられることになる。さらに同年，政務に精通した11人の御家人からなる**評定衆**を設置した。評定衆は幕府意思決定の最高機関たる評定の構成員であり，執権・連署とともに重要な政務を合議し，訴訟の裁決にも携わった。泰時は御家人の意見をよくくみあげる人事を行い，彼らの中心に執権を位置づけたと評価されている。

【連署】　北条義時の死後，執権の座をめぐり，泰時・政村(1205～73)兄弟の確執があった(義時は政村の生母の伊賀氏に毒殺されたとの説あり)。泰時は自己の勢力を強化するために，叔父の時房を補佐役に起用した。これが連署の始まりである。連署の名は，幕府の公的な文書に執権とならんで署名するのに由来する。副執権ともいうべきこの職は，こののち，北条一門の有力者が任じられた。

【評定衆】　幕府の最高意思を決定する議決機関の構成員である。定員はなく，15～16人であることが多かった。メンバーは文官出身者(二階堂氏・町野氏・長井氏など)，ごく少数の有力御家人(三浦氏・安達氏など)，そのほかは北条一門で占められていた。

このころ，法典としては朝廷の律令格式があったが，その内容を知る人はごく限られており，ほとんど空文化していた。武家社会においてその傾向はいっそう顕著で，武士たちはみずからが育んできた慣習や道徳を重んじて日常生活を営み，また紛争を処理する規

範としていた。しかし，当時道理と呼ばれたそうした慣習や道徳は，種々の事情に基づいて長い歳月を経て定着したものだけに，あるいは地域によって異なり，あるいは相互に矛盾して整合性をもたなかった。そのため武士の土地支配が進展して所領問題が全国各地で頻発するようになると，漠然と道理にしたがうというだけでは，紛争を解決することが困難になっていった。問題が武士と荘園領主との間におこった場合はとくに難しく，幕府は明確な判断の基準を定める必要に迫られた。

そこで泰時は，1232(貞永元)年，武家の根本法典として，**御成敗式目**を定めた。制定時の年号から，**貞永式目**ともいわれる。文章はあまり教養のない武士たちにも理解できるように，平易に記述されている。51カ条からなる簡潔なものであるが，源頼朝以来の先例や道理に準拠しながら，行政，民事・刑事訴訟に関する大綱を盛り込んでいる。むろん先述したように先例も道理もさまざまに存在し，互いに相反するものすらあったから，幕府はそのうちから最も適当と判断したものを選択し，法文化したのであった。この意味で，法の制定者としての幕府の主体的な努力は，高く評価することができる。

この式目は守護を通じて諸国の御家人に伝達されたが，これが適用されるのはあくまでも幕府の勢力範囲においてであった。朝廷や荘園領主のもつ規範を，幕府は決して否定していない。したがって，朝廷の支配下では律令の系統を引く**公家法**が，荘園領主の支配下ではその地に根ざした**本所法**が，依然として効力をもっていた。しかし幕府勢力の伸張とともに，やがてこの式目の適用範囲は，全国的な規模へと広がっていった。

【御成敗式目】　式目は式は式条，目は目録の意。成敗とは理非を裁決する，ということで，式目の内容が裁判の規範を示すものであったためにこの名が付された。1232(貞永元)年，式目制定時に北条泰時が弟重時(当時，六波羅探題)に送った手紙が2通残っている。そのうちの1通を紹介する。

泰時は律令の有効性を説き，式目の適用は武家社会に限定するという。しかし，すでに律令を知る者は世間にほとんどなく，朝廷ですら律令に依拠する政治を行おうとはしていなかったのが当時の実状であった。それゆえ平易な御成敗式目の登場は画期的で，武家はもちろん公家や寺社，それに一般の人々にも大きな影響を与えた。

式目制定の趣旨(北条泰時書状①)

……さてこの式目をつくられ候事は、なにを本説②として注し載せらるるの由、人③さだめて謗難を加ふる事候か。ま事にさせる本文④にすがりたる事候はねども、たゞどうりのおすところを記され候者也。かやうに兼日⑤にさだめ候はずして、或はことの理非をつぎにして其人のつよきよはきにより、或は、御裁許ふりたる事をわすらかしておこしたて候⑥。かくのごとく候ゆへに、かねて御成敗の躰をさだめて、人の高下を論ぜず。……この式目は只かなをしれる物の世間におほく候ごとく、……武家の人へのはからひのためばかりに候。これによりて京都の御沙汰、律令のおきて聊もあらたまるべきにあらず候也。……

①一二三二(貞永元)年九月十一日付で、泰時が六波羅探題として在京中の弟の重時にあてた書簡。②根拠。③朝廷の人びと。④漢籍などで典拠となった文章。⑤前もって。⑥裁定済みであることを忘れたふりをして訴訟をおこす。

御成敗式目が発布されてのち，必要に応じてこの規定を改正・補足する法令が出された。これらは**式目追加**，あるいは**追加法**と呼ばれ，鎌倉時代を通じて600条あまりが確認されている。ただし，追加法の多くは個別の事件に即して作成されたらしく，事件の当事者以外の一般の人々の耳目にふれる機会は少なかった。諸国の御家人に周知徹底された式目本文とはこの点で性質

が異なっていて，効力はきわめて限られていた。

最近，真の執権政治の確立を，泰時の時期に求める説が注目を集めている。泰時以前，政治・裁判の決断権は，基本的には将軍の手中にあった(一時的には13人の合議制などがみられるが)。北条時政や義時の補佐を受けるとはいうものの，幕府の意思決定は，政所の活動をふまえて将軍が行った。ところが泰時は将軍から政治・裁判の決断権を奪取し，御家人の支持を得て，執権主導の政治体制を確立した，と説くのである。この見解が的を射ているならば，御成敗式目の制定も，将軍権力の後退と軌を一にして説明できる。すなわち，将軍個人の判断を排し，御成敗式目という明確な規範に則して政治・裁判を行う，という幕府の意思の表明であると解釈できるのである。

泰時の**執権政治**を継承し発展させたのは，彼の孫(子の時氏は早世)にあたる**時頼**(1227－63)であった。時頼は裁判制度の確立につとめ，1249(建長元)年に**引付衆**をおいた。引付衆は評定衆を助けて，文書の審理と訴訟の裁決にあたるものである。初め三方が設けられ，のち五方に拡充された。一方ごとに1名の引付頭人，数名の引付衆(うち2名ほどは評定衆兼務)，数名の引付奉行を配置し，訴訟審理の促進をはかることにした。

時頼は制度を改革するとともに，政務の実権を北条宗家の**得宗**に集中していった。1246(寛元4)年，時頼は北条一族の名越家の勢力を幕府から一掃した。名越家は得宗家に最も近い家で，前将軍の頼経と結んで執権の座の奪取を企てていたのである。評定衆数名も名越派として処罰され，頼経は京都に送り返された。ついで翌1247(宝治元)年には，北条氏とならぶ有力御家人，三浦泰村(？～1247)が滅ぼされた。時頼は母の実家安達氏に命じて三浦氏を挑発し，ついに合戦の末に三浦一族ほか500余名を自害に追い込んだ。これを**宝治合戦**という。さらに1252(建長4)年，北条氏討伐の陰謀に加担したとして，将軍頼嗣が廃された。頼嗣は京に送還された頼経の子で，まだ14歳であった。時頼は新たな将軍として，念願の親王を京都から迎えた。後嵯峨上皇の子の宗尊親王(1242～74)である。以後幕府の終焉まで，将軍職は代々親王によって受け継がれた。これを**親王将軍**，**宮将軍**という。もちろん，将軍とは名ばかりで実権はなく，北条氏の都合によって将軍位の移譲が行われた。将軍が成人に達して自己の判断を内外に示すようになると，北条氏は決まっていろいろな理由をつけてこれを退け，政治を理解しない幼い新将軍にかえた。得宗家は強大な権力を握り，独裁政治への歩みを始める。

【承久の乱後の朝廷】　幕府との戦いに敗れた朝廷は，絶えず幕府の監視を受けることになった。朝廷が独自の軍事力をもつことは厳しく制限された。天皇家領はいったん没収されたうえで，幕府の「御恩」として朝廷に返された。皇位の継承すらも，幕府の許可を得て行われるようになった。乱後の朝廷においては，4代将軍頼経の父の九条道家(1193～1252)が，幕府の援助を得て実権を掌握した。道家は公卿合議を重んじて朝政の立て直しにつとめたが，鎌倉で藤原将軍が力を失うと失脚に追い込まれた。ついで指導者になったのが後嵯峨上皇で，上皇は幕府にならって評定衆をおき，有能な公卿をこれに任じて院政を行った。こののち朝廷では幕末まで院政がしかれるが，それは後鳥羽上皇の時のような専制を指向するものではなく，後嵯峨上皇の姿勢を継承し，有能な廷臣の合議に立脚するものであった。

開発領主の館 絵巻にみえる武士の館や発掘調査をもとに復元したもの。館は堀に囲まれ，周辺に門田などの直営地もあり，北方に氏寺もみえる。

武士団の構造

武士の生活

開発領主の系譜をひく鎌倉時代の武士は，先祖伝来の地に土着し，所領の拡大につとめていた。**御家人**になった者は地頭として，**非御家人**は荘園領主から任じられた荘官として，彼らは農村の支配に都合のよい高台や交通の要衝に**館**を構えた。館は1～2町のものから，大きなものは数10町に及び，周りに堀や溝をつくり，塀や高く土を盛った垣をめぐらしていた。それで館を堀之内，土居などともいう。館の内部や周辺部には，国衙や荘園領主からの年貢・公事がかからない佃，門田，正作などと呼ばれた直営地があり，武士の**下人**・**所従**または所領内の農民が耕作していた。武士は現地の管理者として所領を支配し，農作業を指導(当時の語で勧農という)し，また耕地の開発を進めていった。

武士は一族の子弟たちに所領をわけ与える**分割相続**を原則としていた。新しく立てられた分家は宗家(本家)の血縁的統制のもとにおかれ，その命令にしたがった。この宗家と分家との集団を**一門**・**一家**といい，首長である宗家の長を**惣領**(もしくは家督)，惣領以外の子弟を**庶子**と呼んだ。惣領は戦時には一門を率いて戦い，平時には先祖・氏神の祭祀を執り行った。惣領は一門の意見の代弁者でもあった。また御家人についていうならば，惣領は一門の軍役の責任者でもあった。京都大番役，鎌倉番役など，幕府は一括して惣領に一門の軍役を課し，惣領が庶子たちに割りあてたのである。こうした惣領を中心とする武士団のあり方を**惣領制**と呼ぶが，この惣領制を基礎として，鎌倉幕府は御家人の統制を行っていた。

なお，当時は女性の地位は比較的高かった。相続に際しても男子と同じく財産の分配に与かった。むろん実際の軍事活動には従事しないけれども，女性が地頭・御家人になる例もあった。結婚形態は**嫁入り婚**が一般的であったが，結婚後も平氏・安達氏などと生家の氏姓で呼ばれた。

武士の実生活をみてみよう。武士の館の門をくぐると，まず下人・所従の住む小屋や馬小屋があり，中央に主人の住む母屋があった。そのつくりは寝殿造を簡素にしたもので，ふつう「**武家造**」と呼ばれる。正面に玄関を設け，その左右に広い縁があり，屋根は板葺きで切妻になっていた。棟は一つ一つ離して建て，寝殿造のように廊でつなぐことはしな

かった。床は板敷きで，座る場所にだけ畳を敷いた。

武士の館の内部(『一遍上人絵伝』)

武士はふだん**直垂**を着た。これは平安時代に庶民の衣服として用いられたものである。もと下着であった小袖も平服となり，男性は小袖に袴，女性は小袖に細帯を締めた。改まったときには，貴族の平服である**水干**が用いられた。公家に比べ，武士の身なりは格段に質素であったといえよう。

武士は食事でも質素であった。食事は朝と夕の2回，主食は玄米であった。承久の乱後の武士の食事の献立として，ある史料は「うちあわび，くらげ，梅干し，塩，酢，ご飯」を紹介している。このほか，狩猟で得た鳥・猪・鹿などの獣肉も食用に供されたようである。

【喫茶の風習】 茶を飲むことは，中国の宋ではやった風習であるが，日本には鎌倉時代初期，禅僧の栄西によって伝えられた。栄西の著に『喫茶養生記』があるように，当初は薬として用いられた。まず貴人・禅僧の間に広まり，やがて一般にも飲まれるようになった。

武士は武芸の修練を重視した。とくに，最近，武士の根本的な技能として再評価されている「弓矢を射ること」「馬に乗ること」は，子供のころから厳しく教えられた。館の内外では，つねに**犬追物**・**笠懸**・**流鏑馬**や巻狩など，武芸の訓練を兼ねた遊びが行われた。

武士はこのように戦いに備えた日常を送っていたから，京都風の文化や遊びは彼らの間には浸透しなかった。一般武士の知的水準は非常に低い段階にとどまっていた。しかし一方で，武士の生活に即した，武士独自の道徳が形成されていった。この道徳は当時「武士のならい」とか「**兵の道**」などといわれ，主従関係の基礎となる「忠」と一門の団結を維持するための「孝」を根本の理念とし，具体的には武勇・礼節・廉恥・正直・倹約・寡欲などを重んじた。これらの道徳は，武士が厳しい毎日を送るうちに自然と生まれてきたもので，まだ理論的に体系づけられていなかった。これが**武士道**という思想体系としてまとめられ

笠懸(『男衾三郎絵巻』) 板を的にして騎射を競い合うもので，初め笠を的にしたことからこの名がでた。

武芸の訓練(『男衾三郎絵巻』) 館の庭で男が強弓を引きしぼり，3人の男が弓に弦をかけようとしている。合戦に備えた日頃の訓練の様子と思われる。

るのは，江戸時代以降のことである。

参考　**男衾三郎絵巻**　鎌倉時代の武士の生活を具体的に知ることのできる史料として，『男衾三郎絵巻』がある。これは武蔵国の住人男衾三郎と吉見二郎兄弟の姿を描いたもので，1300年ころの成立といわれる。弟三郎は武勇にすぐれた豪の者であるのに対し，兄の二郎は風流な生活を営んでいた。しかし二郎は，上京の途中に山賊に襲われ，あえない最期を遂げてしまう。絵巻は武勇を軽んじたものの末路を描きながら，「武勇の家に生まれたからには，月や花を愛し，詠歌・管弦に精通したからとて何の益になろうか。我が家の者は荒れ馬を乗りこなし，強弓を引く訓練を怠るまいぞ」という三郎の主張を際立たせている。

騎馬・弓矢の技量を重んじる三郎はかくあるべき鎌倉武士の一典型であったのだろう。しかし一方で「我が家の前を通る乞食や修験者は捕まえて首を斬ってしまえ。斬って斬って斬りまくり，屋敷中に生首が絶えるようなことがあってはなるまいぞ」などという彼の言葉を聞くと，武士は現代のわれわれの感覚ではなかなか理解し難い，残酷さ・残忍さを合わせもっていたことを思い知らされる。

武士の土地支配

地頭の勢力は，幕府権力の伸張とともに，しだいに強大になっていった。彼らは耕地の拡大とみずからの支配権の拡大につとめたので，荘園・公領の領主や，所領の近隣の武士との間で紛争をおこすことが多かった。とくに承久の乱後は，畿内・西国地方にも東国出身の武士たちが地頭として進出したから，現地の支配権をめぐって，紛争はますます拡大した。執権政治下にある幕府が裁判制度の確立に努力したのも，こうした状況に対応するためであった。

荘園・公領の領主たちは，幕府管轄の裁判に訴えて，年貢を納めない，農民を家来のように使役している，といった地頭の動きをおさえようとした。ここで興味深いことは，領主側が勝訴し，地頭が敗訴している実例が案外に多いことである。幕府は決して御家人を依怙贔屓せずに，両者に公平に判決を下している。当時の幕府は，すでに武士の利害だけを代弁するものでなく，より公的な，高次の権力体になっていたと評価できよう。ただし，いかに幕府が地頭敗訴の裁定を下そうとも，現地に根をおろした地頭の行動を阻止することは事実上不可能であった。そこで領主たちはやむを得ず，地頭に荘園の管理一切をまかせて一定額の年貢納入だけを請け負わせることがあった。これを**地頭請**，**地頭請所**という。

大田文　大田文は国ごとに作成された，一国内の国衙領・荘園別の田地面積，また領有関係を記した文書である。現在20通ほどが確認され，このうち15通ほどは幕府の命を受けた守護が，ほかは国司が作成した。幕府はこの資料を基礎に地頭の状況を把握し，彼らに負担させる御家人役を定めた。写真は守護作成の淡路国の大田文。

農民の二元支配構図

【地頭請】　地頭請には幕府の仲介によったものと，領家と地頭が私的に交渉して成立したものとがある。地頭は一定料の請料さえ領家に払えば，他の荘園の収益はすべて自己の収入とすることができた。この取り決めによる地頭の利点は，誰にも邪魔されず土地への一円的な支配権を確立できることであった。幕府は地頭を優遇するためにも，地頭請の実現を奨励した。

紛争の解決方法としては，ほかに**下地中分**があった。下地とは，土地からの収益を上分というのに対して，土地そのものを意味する言葉である。下地中分とは，土地自体を折半し，地頭と領主とが土地・住民をわけて完全な支配権を認め合う取り決めであった。中分の手続きとしては，地頭と領家の話し合いによる**和与中分**と，領家側の申請により幕府が決裁した強制的な中分があったが，どちらにせよ本来荘官にすぎなかった地頭は，ここでは荘園領主と同等の立場において土地・農民を支配している。地頭請も下地中分も，武士の土地支配の進展を象徴する事態であった。荘園の支配権は，しだいに地頭の手に移っていった。

伯耆国東郷荘の下地中分の図　東郷荘は北は日本海に面し，中央に東郷池をもつ荘園である。上の絵図は13世紀半ば，領家の松尾神社と地頭との間に和与中分が成立したときつくったものと考えられている。田地・山林・牧野の東方を地頭分，西方を領家分として，それぞれ分割している。分割線の左右には幕府の執権・連署が認定した花押を押してその証拠としている。

3．元寇と幕府の衰退

東アジアと日本

10世紀ころから，中国大陸北方の遊牧狩猟民族の活動がにわかに活発になった。東部内蒙古に契丹(916〜1125)がおこって遼を建て，ついで北満州の女真が金(1115〜1234)を建て，さらにモンゴル帝国が出現する。彼らの急激な興隆の主要因の一つは，新たな製鉄技術の獲得であるといわれる。鉄の生産力の増大は，優秀な武器や蹄鉄を彼らにもたらした。遊牧民族の騎兵たちは圧倒的なスピードをもってユーラシア大陸を疾駆し，勢力を拡大していった。

12〜13世紀の東アジア

1125年に遼を滅ぼした金は，続いて1127年，南下して宋の都開封を占領した。宋王室の一人高宗(在位1127〜62)は江南に逃れて南京で即位し，王朝を再建した。これが平清盛が交易を行った**南宋**(1127〜1279)である。日宋間に正式な国交は開かれなかったが，私貿易は平安時代末期から鎌倉時代にかけて盛んであった。取引品のうち日本からの輸出品は金・水銀・硫黄・木材・米・刀剣・漆器・扇などで，**唐物**と呼ばれて珍重された輸入品は陶磁器・絹織物・香料・薬品・書籍(『太平御覧』や「一切経」)・銭などであった。このうち香料・薬品は東南アジア原産の品が南宋を経由して流入していたのであり，日本は南宋を中心とする通商圏に組み込まれていた。また宋の銭貨は南宋側がその流出を防ごうとしたほどに大量に日本にもたらされ，国内各地に急速に貨幣経済が浸透していった。

文化面での交流も著しかった。とくに注目すべきは禅僧の動向で，**栄西**(1141〜1215)・**道元**(1200〜53)をはじめ80数名が入宋し，**蘭溪道隆**(1213〜78)ら20数名の僧が渡来した。彼らは宗教ばかりでなく，大陸のさまざまな文化を日本に紹介した。封建社会の基本思想となった朱子学(宋学)も，喫茶の風習も，禅僧によって伝えられた。入宋僧を自称する**重源**(1121〜1206)や宋人の**陳和卿**(生没年不詳)によって東大寺大仏が再建されたのもこの時代である。

モンゴル帝国の系図(数字はハン位即位の順)

元寇

モンゴル民族はオノン・ケルレンの2つの河の上流にいた遊牧狩猟民族であった。一部族の長の子として生まれた**テムジン**(鉄木真，鉄を作る人という意味)は諸部族を統一し，1206年にオノン河のほとり

13世紀後半の世界と元寇関係要図

で帝位について**チンギス＝ハン**(成吉思汗，在位1206〜27)を称した。彼の指揮のもと，モンゴル部族は急速に勢力を拡大し，中央アジアから北西インド・南ロシアにまたがる広大なモンゴル帝国が現出した。チンギス＝ハンを継いだ太宗(オゴタイ，在位1229〜41)はカラコルムを都とし，東方では1234年に金を滅ぼし，高麗に出兵し，西方ではポーランド・ドイツの連合軍を打ち破った。チンギス＝ハンの孫にあたる5代目の**フビライ**(忽必烈，在位1260〜94)は都を大都(北京)に遷し，1271年，国号を中華の伝統にならって**元**と称した。彼は中国大陸の支配に強い意欲を示し，南宋の討滅を推し進めていった。同時に南宋と朝貢・通商関係をもつ地域(カンボジア・ビルマなど)につぎつぎと派兵して支配下におき，東は高麗をおさえ，ついで日本の征服を計画するにいたった。

1268(文永5)年，フビライは高麗を仲介として国書を日本に送り，朝貢を求めてきた。幕府は返書を送らぬことに決し，西国の守護たちに「蒙古の凶心への用心」を指令した。北条宗家の**時宗**(1251〜84)が北条政村(1205〜73)ら一門の長老たちに支えられて18歳の若さで執権の座につき，元への対応を指揮することになった。フビライは翌1269(文永6)年再び国書を届けた。朝廷は元の要求は拒否するにせよ返書を送ることを提案し，草案まで作成したが時宗は断固としてこれを拒絶した。1271(文永8)年，元の使者趙良弼(1217〜86)が九州に到来し，入貢を強く迫った。時宗はまたも元の国書を黙殺するとともに，九州地方に所領をもつ東国御家人に九州に赴いて「異国の防御」にあたることを指令し，筑前・肥前の防衛を厳重にした。

1274(文永11)年10月，元は忻都(生没年不詳)・洪茶丘(1244〜91)を将とし，元兵2万と高麗兵1万を兵船900隻に乗せ，朝鮮南端の合浦(馬山浦)を出発させた。元軍は対馬に上陸して守護代の宗資国(？〜1274)を敗死させ，壱岐・松浦を襲い，博多湾に侵入した。幕府は筑前守護の少弐資能(1198〜1281)・経資(1229〜92)父子を大将とし，九州の御家人たちを動員してこれを迎え撃った。元軍の集団戦法や「てつはう」と呼ばれた火器の前に，一騎討ち戦法を主とする日本軍は非常に苦戦し，大宰府近くの水城まで退却した。元軍は日没とともに船に引き返したが，その夜暴風雨がおこり，多くの兵船が沈没した。大損害をこうむった元軍は合浦へ退却していった。この事件を**文永の役**と呼ぶ。

元軍との陸戦の図と防塁跡 文永の役における陸戦の一部。日本の騎馬武者は，当時29歳の竹崎季長である。元軍は「てつはう」とよばれる火薬を利用した武器(鉄の球形鑵に火薬をつめて飛ばしたもので，後の鉄砲＝小銃ではない)を使用して日本軍をなやませた(『蒙古襲来絵巻』，部分，宮内庁三の丸尚蔵館蔵)。右は今津の浜(福岡市)に残る元寇防御のための防塁跡。

フビライは日本征服の望みを捨てず，1275(建治元)年には服属を勧告する使者杜世忠(1242～75)を長門へ送った。時宗は使者一行5人を鎌倉で切り捨てて抗戦の意志を内外に示すとともに，博多湾岸など九州北部の要地を御家人に警備させる**異国警固番役**を設け，博多湾沿いには石造の防塁を構築して元の襲来に備えた。長門・周防・安芸の御家人には長門警固番役を課し，長門国守護には北条氏一門を任じてこれを指揮させた。長門国守護は一般に**長門探題**と称された。また山陽・山陰・南海3道諸国に対して，御家人・非御家人の区別なく，守護の指揮のもとに異国防御にあたることが指令された。従来，貴族や寺社などの「本所一円地の住人」は幕府の命令の及ばない存在であった。しかし強大な外敵との戦いという緊急事態を迎え，彼らは守護の指揮下に配置され，本所に上納されるべき年貢は兵粮米として徴集された。幕府の力は「本所一円地」にも強く働くようになった。これは幕府が全国の統治権者へと成長してゆくうえで，大きな画期の一つであった。

1279(弘安2)年に南宋を滅ぼしたフビライは，1281(弘安4)年に2度目の日本遠征軍を送った。忻都・洪茶丘の率いる東路軍は元・高麗・江北の兵4万，宋の降将范文虎(生没年不詳)率いる江南軍は降伏した南宋の水軍を中心とする江南地方の兵で10万と称していた。5月に朝鮮の合浦を船出した東路軍は，対馬・壱岐を侵し，6月に博多湾に攻め込んだ。十分に準備をしていた日本の武士たちは奮戦して敵の上陸を阻止し，東路軍はいったん肥前の鷹島に退いて江南軍の到着を待った。寧波を出発した江南軍は7月に日本近海に姿を現わし，東路軍と合流して総攻撃の態勢を整えた。ところがまさにその時，大型の台風が元の大船団を襲った。元船4000隻の大半が沈み，兵たちは溺死した。日本軍は台風がおさまるのを待って鷹島を攻撃し，多くの捕虜を得た。元軍は4分の3を失い，無事に帰った者は3万人に足りなかったといわれる。この事件を**弘安の役**といい，文永の役と合わせて，再度の元の来襲を**元寇**(蒙古襲来)と呼んでいる。

参考 **神風** 元寇に際しての暴風雨は古くから神風とされ，とくに太平洋戦争前は日本＝神国という歴史観の根拠にすらなっていた。それゆえに暴風雨の正体を確かめる作業は，重要な意味をもっている。現在，弘安の役のときは，大型の台風であったとの認識でほぼ一致している。問題なのは文永の役で，風雨はなかったとする説も提起されており，まだ

決着をみていない。

【元寇の国際的背景】 元寇は鎌倉武士の勇敢な戦闘と暴風雨によって退けられたが，モンゴルが日本征服を断念した背景には，高麗をはじめとするアジア諸国の抵抗があったことを忘れてはならない。モンゴルは1231年から58年まで，6回にわたって高麗に侵攻し，激しい抵抗を排除して，ついに高麗を服属させた。この時点でモンゴルは日本への遠征に本格的に着手した。しかし1269年，高麗の内部で反モンゴル派のクーデタがおこり，高麗軍の一部である三別抄が南朝鮮の農民と連携して3年にわたって抵抗を続けた。このためモンゴルの征日計画は大幅に遅れ，1273年の**三別抄の乱**の終結を待って，文永の役が始まった。また，続く弘安の役は1279年の南宋の滅亡をふまえて実施された。

日本に来襲したモンゴル軍のなかには，モンゴルに降伏した高麗人，南宋の江南の人々が多く含まれていた。彼らの士気は当然高くなく，人種の異なる指揮官たちの間では内部抗争が絶えなかった。このことが戦闘に大きな影響を与えた。フビライは第3回の遠征を構想していたが，モンゴルの支配に対する江南地方での中国民衆の反乱，またコーチ(現，ヴェトナム)の反抗があって，計画は実現しなかった。元寇はこのように，アジアの動向のなかで理解すべき事件だったのである。

元寇後の政治

2度にわたる元軍の来攻を退けたものの，いつ3回目の攻撃が実行されるか，まったく予測できなかった。幕府は異国警固番役を続けて御家人に課し，沿岸の警備にあたらせた。また当時すでに機能しなくなっていた鎮西奉行にかわり，**鎮西探題**を博多において，北条氏一門をこれに任じた。鎮西探題は六波羅探題に準じたもので，九州の御家人の統括と訴訟の裁許を管掌した。九州の政治的中心は，これを機に大宰府から博多に移行した。

北条氏一門の守護職数

幕府内部では北条氏の力がますます大きくなっていった。すでに北条時頼の執権時に，評定衆による合議にはからず，私邸で一門の秘密会議を開いて重要事項を決定することがあった。この傾向は彼の子時宗の代にはいっそう顕著になり，対モンゴルの方策にしても，時宗は評定衆や有力御家人に相談することなく，私的に一門や近臣の意見を聞いて独断的に決めていった。こうして北条氏の本家，すなわち**得宗**を中心とする専制体制が姿を現わしてくる。評定衆や引付衆の要職には北条一門の者が多く就任した。諸国の守護職も，有力御家人はさまざまな口実で任を解かれ，かわりに名越・極楽寺・金沢・大仏らの北条氏一門の各氏が任命された。元寇に際しては防衛力の整備を理由として九州・山陽・山陰地方にかけて，そうした守護交替が頻りであった。北条氏は幕府滅亡時までに，30カ国の守護職を手中にしている。北条氏の躍進とともに北条氏の家臣の地位も向上し，とくに得宗の家臣は**御内人**と呼ばれ，有力な御内人は幕府政治に関与するようになった。

時宗の執権時，幕府には彼のほかに2人の実力者がいた。有力御家人の**安達泰盛**(1231～85)と，御内人首座(**内管領**という)の平頼綱(?～1293)である。両者は勢力争いを続けていたが，調停役をつとめていた時宗が1284(弘安7)年に33歳の若さで死去すると対立はにわかに激化し，翌1285(弘安8)年11月，頼綱は兵を集めて泰盛一族を滅ぼした。この事件

を，発生した月にちなんで**霜月騒動**という。時宗の子の新執権貞時(1271〜1311)は父の手法を継承し，得宗家に権力を集中させていった。御家人の代表者が政治に関与する機会はますます少なくなり，得宗と得宗を支える一門・御内人による**得宗専制政治**が確立したのである。

【霜月騒動】 従来の通説は泰盛を御家人の代表，頼綱を御内人の代表とする。得宗の力の増大は御内人の発言力の増大であり，幕府運営の主導権をかけて，御内人は鋭く御家人と対決するまでに成長した。それが頼綱と泰盛の抗争の本質である。泰盛が多くの御家人とともに敗死したことは御家人勢力の敗北を意味すると説く。この通説に対し，最近有力な新説が提起された。泰盛の娘は時宗の正室で，貞時は泰盛の孫であった。泰盛は外戚として時宗や貞時の勢力の拡大につとめたのであり，彼を御家人勢力の代弁者とはみなし難い。泰盛と頼綱の争いは，得宗の第一の後援者の地位をめぐる争いであった，というのである。新説によれば，すでに時宗の時期には御家人勢力は有力な代弁者を見い出せぬほど弱まっていたことになり，それだけ得宗の力を大きくみている。ともあれ両説とも，貞時の時期を得宗専制期とすることについては異論がない。

貞時は1293(永仁元)年には頼綱をも誅殺し，政務を一手に握った。ちなみに北条泰時が政治・裁判の決断権を手中にして執権政治を確立した，とする先の説は，続いてつぎのように論を進める。将軍が御家人の権利(とくに土地への権利)を保障する行為を「安堵」というが，貞時はこの安堵を行う権限を将軍から奪い，得宗専制を完成させた，と。

御家人社会の内部では，きわめて深刻な破綻が生じつつあった。来襲した元軍に勝利したとはいえ，幕府は一片の領土を得たわけでも金銭を得たわけでもなく，御家人たちに恩賞を給与する余力はほとんどなかった。命をかけて戦った多くの武士が，何らの恩賞にも与かれない結果となった。奉公に対する恩賞，という封建社会第一の原則は守られなかったのである。戦闘への参加，異国警固番役，西国への移住と，多大な負担を強いられながら報われなかった御家人は，経済的困窮にさいなまれながら，幕府への不信をつのらせていった。

もともと鎌倉時代中期以降，御家人の生活は窮乏しつつあった。戦争がなくなって所領の増加がないところに，**分割相続**が代を重ね，所領が細分化されて収入は激減した。女性に与えられる財産がまずはじめに削られ，女性の地位は相対的に低下した。兄弟の共倒れを防ぐため，やがて1人の相続者，すなわち惣領が家督の地位に加えて全所領を相続する**単独相続**がなされるようになった。女性に土地が与えられる場合でも，本人一代限りで，死後は惣領に返す約束つきの相続(一期分)が一般化した。けれども，この単独相続が広まるまでに，多くの零細な貧しい御家人が生まれていた。もう一つ，長い間在地の生産物に経済的な基盤をおいてきた御家人たちは，各地域に急速に浸透していった貨幣経済に対処し切れなかった。何よりも大事な所領を質に入れたり，売却して生活の糧を得ようとする者が多く現われた。こうした情勢のもとに元軍の来襲があり，御家人たちは決定的な痛手をこうむった。

1240(仁治元)年，幕府は御家人の所領を保護するため，御家人領の売却を禁じた。1267(文永4)年には所領の質流れを禁じ，すでに売却したり質流れになった分の所領については，代金弁償のうえで取りもどさせた。だがこうした方策は効果を現わさず，所領を失う御家人はふえる一方であった。そこで幕府は1297(永仁5)年，いわゆる**永仁の徳政令**を発

した。これは所領の売却・質入れを禁止するとともに，地頭・御家人に売却した土地で売却後20年未満のものと非御家人・庶民に売却した土地のすべてを，無償で売り手である御家人のもとに返却させた法令である。徳政令が適用されるのは御家人の所領に限定されており，その目的はいうまでもなく，御家人の窮乏を救い，所領の喪失を防ぐことであった。しかしこのような思い切った施策も，御家人の没落の歯止めにはならなかった。所領の処分を望む者，窮状を訴えて善処を求める者はあとを絶たず，早くも幕府は翌1298(永仁6)年，土地の売却・質入れの禁止と越訴(再審)の禁止を撤回したほどであった。困窮する御家人は日に日に不満をつのらせ，得宗が主導する幕府はそれをおさえるためにさらに専制的・高圧的になっていく。そしてそのことがますます御家人たちの反発を招き，幕府の存在を動揺させる結果となった。

永仁の徳政令

一　質券売買地①の事

右，所領を以て或いは質券に入れ流し，或いは売買せしむるの条，御家人等侘傺②の基なり。向後③に於いては，停止に従ふべし。以前沽却④の分に至りては，本主領掌⑤せしむべし。但し，或いは御下文・下知状⑥を成し給ひ，或いは知行廿箇年を過ぐるは，公私の領を論ぜず，今更相違有るべからず。……

次に非御家人・凡下の輩⑦の質券買得地の事。年紀⑧を過ぐると雖も，売主知行せしむべし。

永仁五年七月二十二日(一二九七)　(『東寺百合文書』，原漢文)

①質入れや，売買した土地。②困窮する。③今後。④売却。⑤領有して支配すること。⑥幕府が土地の譲渡・売却を認めた公文書。⑦一般庶民。具体的には借上。⑧取得時効二〇年。

【永仁の徳政令】 この法令は御家人のみの救済を意図しており，非御家人や一般庶民は甚大な損害をこうむった。また御家人にしても，一時しのぎにはなっても，この法令の結果としておきた金融活動の制限のためにかえって苦境に立たされたと考えられている。

この法令には，(1). 越訴(再審請求)を禁じる。(2). 領地の質入れ・売買を禁止し，売却地の取りもどしを命じる。(3). 金銭訴訟は受理しない。以上3つの施行細則がついていた。つまり御家人は土地を取りもどせる反面，重要な裁判の機会の放棄を命じられたのであり，このことへの彼らの反発は激しかった。そのために，翌年には，土地の無償取りもどし条項のみを残し，他の法令は廃止されている。

農村の変容

鎌倉時代の生産の基盤は農村であり，農業に従事する農民をはじめ，武士・商人・手工業者・宗教者など，さまざまな人々が農村で日々の生活を営んでいた。農村を区分する単位として荘園があり，国衙領の郷や保があった。国衙領はいわば国司を領主とする荘園であり，両者を一まとめにして**荘園公領**という言い方をする。

農村で農業経営の中心にあったのは，名主と呼ばれる上層農民であ

越後国奥山荘の図　13世紀末ころの越後国蒲原郡奥山荘である。土地の豪族中条茂連は南方を，茂長は北方を領し，その館もみえるが，その他，鋳物師の家，七日市・高野市の市場がみえ，藤内入道名・藤大夫名などの名主の家も記されている。

った。彼らは荘園領主から「～名」(国吉名・季貞名のように人名が付される。この人名は名主の氏名とは関係ない)と称される土地，名田の耕作を請け負っている。1～2町の名田しかもたぬ小名主もあり，数十町の名田をもつ大名主もあった。荘園領主から下級荘官に任じられ，農村の支配的地位を占める者もあった。名主たちは荘園内に屋敷を設け，屋敷内には下人・所従などの下層農民を居住させる。屋敷近くの**佃**(手作・正作)は下人・所従の労働力をもって直接に経営し，残りの土地は請作に出して**作人**に耕作させた。作人は名主と下人・所従の中間に位置する小規模農民で，下人・所従が名主に隷属しているのに対し，人格的には自立した存在であったとされる。

名主や作人らの農民は貢租を納めた。貢租の主なものは年貢と公事，それに夫役である。**年貢**は租の系譜を引くもので，田地に課せられた。収穫された米の30～40%が徴収された。**公事**は調に類似しており，海産物・果物・手工業品などの各地方の特産物を納めるもので，税率はとくに定まっていなかった。現物納が多かった年貢に対し，銭納にかえられることもあった。

夫役は人夫役のことで，佃の耕作，堤防や池溝の築造・修理などの土木工事，領主の屋敷・倉庫の警備，貢租の運搬などの労働奉仕であった。畿内・近国の荘園には京都での労働を義務づけたところもあり，苛酷なつとめであった。

鎌倉時代にはめざましい農業の発達をみることができる。畿内・近国では麦を裏作とする**二毛作**が普及し，徐々に周辺にも広まっていった。麦のかわりに荏胡麻(灯油の原料)を栽培するところもあった。また米の品種が改良され，早稲・晩稲に加え，中稲をつくるようになった。肥料は従来の人糞尿のほか，草を土のなかに埋めて腐らせた刈敷や，草木を焼いてつくった草木灰が使われるようになり，生産量の増大をもたらした。耕作には牛馬，とくに牛を利用することが多くなった。農具も進歩した。当時の農具は耕作用の鍬・鋤・犂や刈り取り用の鎌などであるが，荘園の鍛冶職人がこうした農具を安い値で商品として供給するようになり，広く農民全般に農具がゆきわたった。灌漑のためには用水池が築かれ，**水車**も用いられた。

新しい農業技術は農業生産力を著しく向上させた。生産力の向上は農民たちに経済的余力の蓄積をもたらし，このことが農村に新しい秩序を生んだ。例えば作人のある者は名田を買い入れて独立し，小作労働を放棄し，名主の影響力から脱却していった。名主に隷属していた下人・所従のある者は，従来の奴隷的な境遇から解放されて，作人へと成長していった。
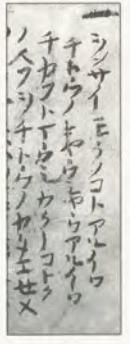
地頭や荘園領主も農村の変化にただちに対応した。名田を手にした者を新たな名主と認め，下人や所従が小農民として自立していくことを許容した。自身の直営地で働かせていた下人・所従を解放した例もある。地頭や荘園領主たちは農民の地位の上昇を保障することにより，より多くより確実に生産物を徴収しようともくろんだのであった。

けれども農村の変化は，一方で地頭や領主への農民の激しい抵抗をも生み出した。農民たちは名主を中心に団結し，自立しつつある小農民も広く取り込んで，地域的な結合を果たした。彼らは**一味同心**し，領主に年貢の減免を請願したり，非法を働く領主の代官の罷免を求めた。朝廷や幕府の法廷に出向き，訴訟をおこす主体にもなった。また逃散とか山入りなどと称し，山野に一定期間逃亡して田畠の耕作を拒否する，一種のストライキを

紀伊国阿氐河荘民の訴状①(抄)

阿テ河ノ上村百姓ラツ(謹)シテ言上(ン脱落)

一、ヲン(御)サイモク(材木)ノコト②、アルイワチトウ(地頭)ノキヤウ(京)シヤウ(上)③、アルイワチカフ(近夫)④トマウシ(申)、カクノコトクノ人フ(夫)ヲ、チトウ(地頭)ノカタエせメツカワレ(責使)候ヘハ、ヲ(テ)マヒマ⑤候ワス候。ソノ、コリ(残)⑥、ワツカニモレ(洩)ノコリテ候人フ(夫)ヲ、サイモクノヤマイタシ(山出)⑦エ、イテタテ(出立)候エハ、テウマウ(逃亡)ノアト(跡)⑧ノムキ(麦)マケ(蒔)ト候テ、ヲイモトシ(追戻)⑨候イヌ。ヲレラ⑩カコノムキ(麦)マカヌモノナラハ、メコトモ(女子)ヲヲイコメ(追込)、ミ、(耳)ヲキリ、ハナ(鼻)ヲソキ(削)、カミ(髪)ヲキリテ、アマ(尼)ニナシテ、ナワ(縄)・ホタシ(絆)ヲウチテ⑪、サエナマント(苛)候ウテ、せメ(責)せンカウ⑫せラレ候アイタ、ヲンサイモクイヨ／＼ヲソ(遅)ナワリ⑬候イヌ。

(『高野山文書』、原文のまま)

⑭

①一二七五(建治元)年十月二十八日のもの。②荘園領主へ納める材木が遅れていること。③京都大番役にいく。④近所で使役される人夫役。⑤余暇。⑥地頭にかりだされた残りの人数。⑦荘園領主へ納める材木を山から引き出すこと。⑧逃亡した百姓の耕地。⑨山から百姓を追い返す。⑩お前たち。⑪縄やひもでしばって。⑫せっかんする。⑬遅れる。⑭写真は、百姓ら自らの手で書いた訴状の一部。

も実施した。直接暴力で領主に対抗しようとする動きこそ鎌倉時代にはまだみられないが，彼ら農民の動きは活発で，阿氐河荘民の行動などはその好例である。

【阿氐河荘民の訴状】 1275(建治元)年，寂楽寺領紀伊国阿氐河荘の百姓たちは地頭湯浅氏の非道を荘園領主に訴えた。それがこの訴状である。荘園領主から課された材木を切り出そうとしたところ，地頭の人夫として徴発されてしまった。残りの者が山へ向かうと，地頭は逃亡百姓の土地に麦をまけといって追い返し，抵抗すると「耳を切り鼻を削ぎ」などの乱暴・拷問を加えた。あるいはこれは，領家への材木納入の遅延の言い訳なのかもしれないが，たどたどしい文章のなかに農民たちの苦しさがよくにじみ出ている。

暴力での抵抗，といえば**悪党**に注目しなければならない。2度の元寇のころから畿内・近国において，荘園領主に対抗する地頭や非御家人の新興武士たちが，武力を行使して年貢の納入を拒絶したり，反領主行動をとるようになった。こうした武士を当時悪党と呼んだが，彼らは50騎・100騎と通常の武士団にも負けない規模を有し，立派な具足に身を包み，時には数千と称する人夫を率いて近隣の荘園に討ち入り，物資を略奪し，さまざまな反幕府・反領主活動を展開した。悪党はやがて各地に広がっていき，農民の抵抗運動とともに，荘園領主や幕府を悩ますようになっていった。

【悪党の活動】 鎌倉時代末期，畿内を中心に現われた新しい武士層をいう。農村経済の発達によって生まれた余剰生産物を手にした荘官や名主のなかから，近隣と横の連携を保って反荘園・反幕府の実力行使を行う者が現われた。幕府や荘園領主は彼らを悪党と呼び，忌み嫌った。しかし彼らの勢力は強く，その協力を得なければ経営が円滑に行えない荘園も多かった。南北朝初期に書かれた『峯相記』は播磨国の悪党のようすを描いている。1300年前後からその活動は盛んになり，当初は「異形異類ナルアリサマ」であったが，1320年ころには「吉キ馬ニ乗リ，五十騎百騎打ツヅキ，引馬・唐櫃・弓箭・兵具ノ類ヒ金銀ヲチリバメ，鎧・腹巻テリカガヤク計リ」であった。守護以下の武士はその威勢を恐れ，

異形のもの(『融通念仏縁起絵巻』)

鎌倉時代の市場(『一遍上人絵伝』)　備前国福岡の市(現，岡山県邑久郡長船町)での市日のもようである。道路をはさんで建てられた仮小屋では，活発な交換風景がみられる。

賄賂をもらって鎮圧に動かず，「国中ノ上下過半彼等ニ同意スル」ありさまだったという。

産業・経済の発達

鎌倉時代には**手工業**の発達が顕著にみられた。手工業は農作業の副業，家内仕事として始められた。荘園内の農民は領主に公事を貢納するために桑・麻・苧・楮・漆・茜・藍・荏胡麻・茶などの作物を栽培し，生糸・絹布・麻布・真綿・紙などをつくった。例えば苧は茎の皮から繊維をとって糸をつくり，縮・晒などの布を織った。楮は樹皮を和紙原料とし，漆は樹皮からしぼった汁を器の塗料とした。茜は根から暗赤色の染料を，藍は葉から藍色の染料をとった。荏胡麻は種子から油をとり，灯油に用いた。このほか筵・桶・杓子などの手工業品がつくられた。これらの品々はまず公事として納められ，残りは荘園内の市場や地域の中心地の市場で必要品と交換された。

こうした状況を根底から変化させたのが，農業生産力の増大である。つくり手においては原料作物の収穫が増加し，手工業品の大量生産が可能になった。手工業品を必要とする農民の側は富を蓄えつつあり，品物の入手が容易になった。ここに手工業品は**商品**として確立するにいたった。つくり手は通常の農耕によらずとも手工業品を生産して生計を立てることが可能になり，専門の手工業者として独立して賃仕事をする職人が増えてきた。彼らのうちには荘園内に定住する者もあり，いくつかの荘園をまわって生活する者もいた。

手工業品が商品化したことを受けて，商業活動も活発になってきた。荘園の中心地，街道や港湾・河川などの交通の要地での市の存在は平安末から確認できるが，鎌倉時代中期にはそうした土地に月に3度くらいの**定期市**(**三斎市**)が開かれた。市では手工業品が盛んに取引され，年貢米や各地の特産物も広く流通するようになった。

当時，都市といえるのは京都・奈良・鎌倉ぐらいであったが，これら3都市，とくに京都では常設の小売店(**見世棚**)もつくられた。京都や奈良に集まる商工業者たちはすでに平安時代末期から同業者の組合としての**座**を結成していたが，彼らは朝廷や領主に税を上納し，見返りとして商品の生産や販売の独占権を得るようになった。

この時代の経済でとくに記すべきは，貨幣経済の浸透である。日宋間の交易で銭が輸入

巨福呂坂切通し(『一遍上人絵伝』)　鎌倉と得宗領の山内荘とを結ぶためか，庶民の店もならび，商業が発展した。

借上(『山王霊験記絵巻』)　13世紀前半，京都から鎌倉へ訴訟に下った女性が病気のため金にこまり，借上(庭にすわっている)から金を借りているところ。

されたことはすでに記したが，日本にもたらされた**宋銭**の総量は2億貫にものぼるという。現在，中世考古学の遺跡から10万枚単位で銭貨が発見されており，宋銭の数がぼう大であったことは疑いがない。貨幣経済は都市はもちろん農村にも広がり，荘園の貢納も，税としての生産物を貢納責任者が市場で貨幣にかえ，都市部の領主に送ることが多くなった。土地売買の証文を例にとると，鎌倉時代初期は米による土地売買60%，銭40%だったものが，鎌倉時代末期には米15%，銭85%に変化している。

貨幣流通の進展　鎌倉時代の畿内を中心とした田畑売券710通を前・中・後期に分けて，その比率を調べたもの。

貨幣の流通が盛んになるにつれ，貨幣の取引や貸付を専門に行う金融業者も現われた。この高利貸業者が**借上**である。遠隔地間の代金決済の方法としては，金銭輸送を手形で代用する制度の**為替**(かわせ)が用いられた。為替制度の運用にあたった業者が**問丸**で，彼らは各地の港や大河川沿いの交通の要地に位置し，商品の中継ぎと委託販売，運送を業務としていた。問丸ははじめ荘園領主の支配下にあり，特定の荘園の商品のみを扱っていたが，鎌倉時代末期になると領主から独立して営業した。荘園の物資を倉庫に納入し，適当な時期に市場に出して利益をあげた。のちの**問屋**はこれからおこった。

借上や問丸の商業活動は，畿内・瀬戸内沿岸でとくに顕著であったという。また貨幣経済の深化を前提として，民間に**頼母子**・**無尽**と呼ばれる相互金融システムができたのも鎌倉時代のことであった。

4．鎌倉文化

鎌倉文化の特色

鎌倉時代の文化は，平安時代のいわゆる国風文化の伝統を基盤として，新興の武士層や農民層の価値観がつけ加えられて成立した文化である。政治や社会・経済の分野でみたように，この時代は公家の支配力が残るとともに，武士や農民の勢力が伸張していった時代である。文化についても，同様のことがみられるのである。

鎌倉文化の特色は，第一に文化が庶民性をおびてきたことである。京都周辺の公家や僧侶が相対的に弱体化するとともに，彼らによって独占されていた文化は武士や農民にも解放され，庶民の文化として再生された。地方武士が京や鎌倉へ番役のために往来すること，商人・宗教者・芸能の人々が各地を訪れたことは，中央の文化を地方へ普及させた。地方にも小都市が形成され，そこを場として庶民の文化が育っていった。例えば難解な教養を必要としない新仏教の台頭，文字が読めない武士・農民にも親しみやすい語りの文学としての軍記物語の流行，物語を図解した絵巻物の発達，などは文化の庶民化の好例である。

第二の特色は，これまでの公家文化に対して，武家の文化が生まれ始めたことである。このころの公家は何事にせよ，旧例を守る，伝統にしたがう，という態度に終始していた。「新儀非法」(新しくて非法である，不適当なさまをいう)という頻用語の存在が示すように，新しいこと＝良くないことであった。文化もまさにその通りで，文化創造の熱意は失われ，平安時代のような華々しい創作活動は影をひそめてしまった。古き良き時代を懐古し，古典の研究，朝廷の儀式・先例の研究ばかりが行われた。一方，武家は実際性に富む文化を生むようになった。農村から身をおこし，素朴・剛健を属性とする彼らは，力強く生き生きとした文化をもたらした。公家の寝殿造に対する武家造の実用性，東大寺南大門の金剛力士像にみられる写実性とたくましさなどはその代表である。

第三の特色は，これは武家の台頭とは直接関係をもたないが，宋や元など大陸の文化がもたらされたことである。日宋貿易の盛行に伴い僧侶や商人が往来したことは先述したが，宋の滅亡と元の成立という大陸の政情の変化によって，日本に亡命する禅僧などが多くいた。彼らは仏教はもちろん，生活文化においても新しい要素をもたらした。また2度にわたって元の来襲を受け，外敵から国を守ろうとする国家意識がめざめたことも強調しておきたい。度会家行(1256～1351)による伊勢神道の大成，僧玄恵(？～1350)らによる宋学研究の隆盛は，国家意識の高まりの中から生まれてきたといえる。

新仏教の誕生

平安時代末期から鎌倉時代初期にかけて，政治的動乱があった時期は，社会的にも大きな転換の時期であった。社会の新たな担い手として武士や農民が台頭したが，源平の争乱，あいつぐ天変地異は，精神的自我にめざめつつあった彼らに重苦しい不安を抱かせた。彼らの心には「末法到来」の意識が植えつけられた。これに対し，天台宗・真言宗の旧仏教はまったく無力であった。仏教界の腐敗堕落ははなはだしく，大寺院は僧兵を蓄え，俗権を争ってやまなかった。また，より根本的な問題として，旧仏教は鎮護国家や貴族たちの現世利益のために仏に祈るのであり，広く民衆の心を救済する，という問題意識自体をもたなかった。それゆえに人々は末法の世からの脱却を求め，新しい救いの教えを渇望したのであった。

こうした切実な願いにこたえるために，鎌倉六宗といわれる新仏教が登場する。これら諸宗はみな旧仏教から生まれ，末法の世からの救済を目的としていた。禅の2宗は別であるが，他の4宗は，救われるために困難な修行は必要ない(**易行**)と説き，多くの経典のなかからただ一つの教えを選び(**選択**)，それだけにすがる(**専修**)という特色をもっていた。精神の救いを平易に説くこの新仏教に，武士も庶民も競って帰依していった。

宗派	開祖	出身	開宗年	主要著書	中心寺院
浄土宗	法然(源空)	美作	一一七五	選択本願念仏集	知恩院(京都)
浄土真宗(一向宗)	親鸞	京都	一二二四	教行信証 歎異抄(唯円編)	本願寺(京都)
時宗	一遍(智真)	伊予	一二七四	一遍上人語録 (一遍は死の直前，著書・経典を焼きすてた)	清浄光寺(神奈川)
日蓮宗(法華宗)	日蓮	安房	一二五三	立正安国論	久遠寺(山梨)
臨済宗	栄西	備中	一一九一	興禅護国論	建仁寺(京都)
曹洞宗	道元	京都	一二二七	正法眼蔵 正法眼蔵随聞記(懐奘)	永平寺(福井)

新仏教の宗派一覧

[鎌倉時代の旧仏教]　鎌倉時代の天台・真言2宗による仏教界は，ほとんど俗世とパラレルな関係にあった。僧界の頂点に立つのは皇族・摂関家の出身者で，彼らの周囲には上級貴族の子弟が，そのまた周囲には中下級貴族の子弟が高位の僧侶として奉仕していた。彼らは不便な山中を嫌って，里に**院家**を設けた。院家での生活は貴族のそれとかわらず，衣服も調度品も華麗なものだった。院家には多くの荘園が付随し，豪奢な生活の基盤となった。

こうした僧侶の宗教活動はといえば，国家の安寧を祈ることと，高貴な人々の息災を祈ることに限られていた。彼らは儀式と化した仏事を執り行うことに熱心で，現実の民衆の生活などには興味をもたなかった。いわゆる「仏の前での平等」など夢物語であり，こうした史実と考え合わせると，人々をどうしたら救済できるか，と真剣に考えた鎌倉新仏教の教祖たちのこころみはきわめて高く評価されるのである。

[法然と浄土宗]　**法然**(1133～1212)は美作の稲岡荘の押領使の子として生まれた。13歳で比叡山にのぼって天台を学び，源信の流れをくむ叡空(？～1179)について念仏の門に入り，法然房源空と名乗った。彼はやがて，南無阿弥陀仏と**念仏**を唱えれば(口称念仏)，誰でも極楽浄土に往生できるとの悟りに達した。異なる念仏観をもっていた師の叡空と対立し，43歳の時に比叡山を下り，念仏だけにすがる**専修念仏**の救いを説いた。当時の仏教は，仏像や寺院をつくること，難解な教義を学び厳しい戒律を守ることを強要していた。けれども法然は，念仏さえ唱えれば経済的負担も学問も戒律も必要ではなく，日常生活を営みながら信仰生活が送れるとした。彼には新しい宗派を開く意志も従来の仏教のあり方を糾弾する意志もなかったが，平易なその教えに人々が帰依するのをみて，旧仏教側は激しい迫害を始めた。そのため1207(承元元)年に讃岐に流され，門弟たちも処罰された(承元の法難)。ほどなく許されて帰京し，東山の大谷の地で死去した。彼の死後，門弟たちは多くの流派にわかれて教えを広めた。隆寛(1148～1227)の長楽寺派，覚明(1271～1361)の

悪人正機——『歎異抄』①

「善人②なをもちて往生をとぐ、いはんや悪人③をや。しかるを、世のひとつねにいはく、『悪人なを往生す、いかにいはんや善人をや』と。この条、一旦そのいはれあるににたれども、本願他力の意趣にそむけり。そのゆへは、自力作善の人は、ひとへに他力をたのむこゝろかけたるあいだ、弥陀の本願④にあらず。……煩悩具足⑤のわれらは、いづれの行にても生死をはなるゝことあるべからざるを哀たまひて、願をおこしたまふ本意、悪人成仏のためなれば、他力をたのみたてまつる悪人、もとも往生の正因⑥なり。よりて善人だにこそ往生すれ、まして悪人は」と仰さふらひき。

①親鸞死後、弟子の唯円が親鸞の教えの乱れるのを歎いて、正しい親鸞の教えを書き記したもの。②難行苦行にたえ、正直慈悲の心を持った仏のような人。③あらゆる苦悩を身につけ、仏教的害を何一つ成し得ない人。④阿弥陀仏の四十八願の中の第十八願を本願という。これを信じ念仏を唱えれば、どのような悪人も幸せになれるという阿弥陀の約束。⑤あらゆる悩み、不幸を身につけた悪人＝凡夫＝人間のこと。⑥もっとも正しい条件。

九品寺派，証空(1177～1247)の西山派などであり，これらを総称して**浄土宗**という。浄土宗から親鸞の浄土真宗，一遍の時宗が生まれた。なお法然の主著『選択本願念仏集』は彼に教えを請うた九条兼実のために書かれたといわれ，浄土宗の本旨を明らかにしている。

[親鸞と浄土真宗] **親鸞**(1173～1262)は藤原氏の末流，日野有範の子として京都に生まれ，9歳で出家して比叡山にのぼり，29歳で法然の門弟になった。法然が讃岐に流されたときに彼も越後に流され，赦免後も同地にとどまった。のち常陸に移って関東の農民に教えを広め，63歳で帰京し，90歳で同地に死去した。彼は阿弥陀仏を信仰する気持ちをおこし念仏を唱えれば，その瞬間に極楽往生が約束されると説いた。また罪深い悪人こそが，阿弥陀仏が救済しようとする対象である，との**悪人正機**の説をたてた。彼はみずから妻帯肉食し，農民のなかに進んで入っていった。彼の教えは多くの農民の信者を得たが，法然同様，親鸞自身は一宗を開く意志をもたなかった。だが彼の死後，関東の弟子たちは下野高田に専修寺派を立て，親鸞の曽孫覚如(1270～1351)は本願寺派を立て，いわゆる**浄土真宗**の教団が形成されていった。親鸞の主著は『教行信証(正式には顕浄土真実教行証文類)』であり，弟子の唯円(1222～89)が師の思想を『歎異鈔(抄)』にまとめて後世に多大な影響を与えた。

[一遍と時宗] **一遍**(1239～1289)は伊予の有力武士河野氏の子として生まれ，幼くして出家した。大宰府に赴き，法然の孫弟子にあたる西山派の聖達(生没年不詳)に師事した。このころ法名は智真といった。やがて伊予に帰った彼は，信じる信じないにかかわらず，南無阿弥陀仏の名号を唱えれば誰でも極楽往生できる，と考えるにいたった。ついで熊野に参詣した際に，人々の往生は阿弥陀仏によってすでに約束されたことだから，すべての人に「南無阿弥陀仏，決定往生六十万人」と記した名号の札をくばるよう夢の告げを得た。そこで智真の名を一遍に改め，札をくばる賦算の旅に出た。信濃を訪れたとき，平安期の空也にならって**踊念仏**(名号を節をつけて唱えながら踊る)を催して人気を博したため，以後は一遍の赴く所で必ず熱狂的な踊念仏が行われ，数多くの民衆がこれに参加した。一遍は全国を遍歴して**遊行上人**と呼ばれ，彼につきしたがう人々を**時衆**，彼の教えを**時宗**と呼ぶようになった。時衆は各地に道場を建てて教えを広めたが，なかでも相模国藤沢の清浄光寺が有名である。

[念仏3宗のまとめ] 浄土宗・浄土真宗・時宗はすべて阿弥陀仏を信仰の対象とするが，法然→ひたすら念仏を唱えようとする人々の努力が阿弥陀仏の救いをもたらす，親鸞→阿弥陀仏の救いを信じる心がおこったときに救いが決定する，一遍→努力の有無や信不信にかかわらず，名号を唱えれば救いがもたらされる，と教えに若干の差異がある。時代がのちになるほど「易行」「他力」の特質が強まっていく，と解釈されている。

鎌倉仏教の開祖

踊念仏(『一遍上人絵伝』) 一遍とその弟子たちが鎌倉近くの片瀬で踊念仏をしている場面。周辺には，武士や庶民たちの姿がみられる。

[栄西と臨済宗] **禅宗**は**坐禅**することによって人間に内在する仏性(仏としての性質)を自覚し，悟りに達しようという「自力」の教えである。禅自体は奈良時代に日本に伝えられていたが，宋で盛んになり，**栄西**が改めて日本に紹介した。これが**臨済宗**である。栄西は備中吉備津宮の神主の子で，比叡山で台密を学んだのち，2度にわたって入宋した。帰国して京都での布教を試みたが比叡山の反対にあい，鎌倉に下った。坐禅を組み，師から与えられた問題(公案)を考え抜いて悟りに達する，という厳しい修行方法をとり，これが武士の気風と合致して多くの信者を得た。将軍頼家・北条政子も彼に帰依し，京都に建仁寺が建立された。栄西の主著は『興禅護国論』で，禅宗が国家に必要なことを説いている。栄西の死後，禅宗は執権北条氏の帰依を受けて発展した。北条時頼は鎌倉に**建長寺**を建て，京から**蘭溪道隆**(1213～78)を招いた。北条時宗は円覚寺を建て，宋から**無学祖元**(1226～86)を招いた。元から送られた一山一寧(1247～1317)は，はじめ間諜ではと警戒されたが，のち北条貞時のあつい崇敬を受けた。朝廷が天台宗・真言宗と親密であったのに対し，幕府は禅宗，とくに臨済宗を自己の宗教として位置づけた。

[道元と曹洞宗] **道元**(1200～1253)は内大臣源通親の子として生まれ，幼くして父母を亡くし，比叡山で出家した。天台宗に疑問を抱いて下山し，栄西の弟子明全(1184～1225)に学ぶ。24歳で宋に渡り，帰国して教えを説いた。易行・他力の教えが優勢ななかで，道元はひたすら坐禅に打ち込み(**只管打坐**)悟りを開く，という厳しい自力救済の教えを説いた。また在家のままでの悟りを否定し，出家主義を貫いた。たびたびの幕府要人の招きを断り，越前に**永平寺**を開いて厳格な規律のもとに門下を育て，同地で死去した。主著は『**正法眼蔵**』，弟子の懐奘(1198～1280)が師の教えを筆記したのが『正法眼蔵随聞記』である。彼の教団を**曹洞宗**と呼ぶ。曹洞宗はのちに瑩山紹瑾(1268～1325)らの努力によって，民衆の間に広まった。

[日蓮と日蓮宗] **日蓮**(1222～1282)は安房の小湊に生まれ，12歳で仏門に入った。天台寺

院で台密を学ぶうちに法華経の教えが最もすぐれているとの確信に達し，**日蓮宗**(**法華宗**)を開いた。彼は南無妙法蓮華経という**題目**を一心に唱えればそのまま仏になれるとし，主著『立正安国論』で法華経を中心に据えた国づくりを説いた。鎌倉に出た日蓮は「念仏無間，禅天魔，真言亡国，律国賊」と他の宗派に激しい攻撃を加え，戦闘的な折伏を行った。そのため他宗の反感をかい，幕府からも迫害を受け，2度流罪(伊豆・佐渡)に処せられた。法華信仰を受容しなければ内乱と侵略がおきるだろう，と日蓮が警告するところに元寇があり，一部には彼の言動を見直す動きもあったが，幕府はやはりその主張を認めなかった。日蓮は鎌倉を去って身延山に赴き，弟子の育成につとめ，のち常陸に向かう途中で武蔵で死去した。日蓮の教えは身延山を中心に，主に地方武士や商工業者の間に広まっていった。

[旧仏教の革新]　旧仏教は朝廷や幕府の保護のもと，なお強大な力を保っていた。加持祈禱をもっぱらにし，例えば元軍の敗退もみずからの祈禱の成果であるとして，朝廷・幕府にばく大な恩賞を要求している。彼らは民衆に対しては宗教者というよりは経済的な領主であり，民衆から容赦なく税を取り立てた。民衆の救済を目的とする新仏教の動きにも激しい反発を示し，弾圧を加えた。ただし南都の諸宗のなかからは，宗派の改革をめざす動きも生まれてきた。華厳宗の**高弁**(明恵，1173～1232)は東大寺を出て京都栂尾に高山寺を建て，法相宗の**貞慶**(解脱，1155～1213)は興福寺から山城の笠置山に移住した。両者はともに戒律を重んじて教界の粛正に尽力し，それぞれ宗の中興の祖といわれた。また律宗の俊芿(1166～1227)は宋で律や禅を学んで京都に泉涌寺を開き，戒律の復興に尽くした。同じく律宗の**叡尊**(思円，1201～90)は貞慶の法系に属する人で，奈良に律宗を再興した。叡尊とその弟子**忍性**(良観，1217～1303)は貧しい人々や病人の救済・架橋工事などの社会事業にも努力し，忍性は奈良に病人の救済施設**北山十八間戸**を，鎌倉に**悲田院**をつくった。しかしこうした革新運動も，結果的には旧仏教の姿勢を変えることはできなかった。

[政治と仏教]　天台・真言2宗は朝廷と密接な関係にあったが，その現われの一つとして，人事権をあげることができる。僧侶が天台座主や東寺長者，また両宗の有力寺院の長に就任するに際しては，朝廷が認可を与え，公文書も発給された。仏教の最高指導者の地位が朝廷によって保障されるのだから，当時「王法と仏法は車の両輪」などとしばしばいわれたのももっともである。これに対し禅宗の場合，朝廷の関与はなく，幕府(とくに室町幕府になってから)が僧の昇進・降格を管理した。幕府が禅宗を重んじたのは，朝廷に対する旧仏教にかわる，「幕府の仏教」をもとうとしたからだろう。

中世文学のおこり

新しい中世の文学は，当時の仏教思想と結びついて現われた。武士の家に生まれた**西行**(1118～90)は世の無常を感じて妻子を捨てて出家し，平安時代末期の動乱の諸国を遍歴しつつ，清新な秀歌を詠んだ。彼の歌集を『山家集』という。『**方丈記**』の作者**鴨長明**(1155？～1216)は京都日野山に小さな庵を結んで隠遁し，動乱期におこった事件を書き記しながら，人生の無常を説いた。漂泊・隠遁した彼らはともに中世的な世捨て人であり，隠者の文学の代表者であった。反対に天台座主(天台宗の代表者)の顕職にあった**慈円**(1155～1225)は，衰退していく貴族の運命を冷静に観察し，貴族出身者としての強い危機感をもって『愚管抄』を著わした。これは神武天皇から順徳天皇までの歴史書で，慈円は歴史を貫く原理を探り，道理

主な著作物

分類	書名	著者
和歌集	山家集	西行
	新古今和歌集	藤原定家ら
	金槐和歌集	源実朝
説話集	十訓抄	未詳
	宇治拾遺物語	未詳
	古今著聞集	橘成季
	沙石集	無住
随筆	方丈記	鴨長明
	徒然草	卜部〈吉田〉兼好
紀行	東関紀行	源親行？
	海道記	未詳
日記	十六夜日記	阿仏尼
軍記物語	保元物語	未詳
	平治物語	未詳
	平家物語	信濃前司行長？
	源平盛衰記	未詳
歴史	水鏡	中山忠親？
	愚管抄	慈円
	吾妻鏡	編者未詳
	元亨釈書	虎関師錬
注釈書	万葉集註釈	仙覚
その他	禁秘抄	順徳天皇
	釈日本紀	卜部兼方
	興禅護国論	栄西
	正法眼蔵	道元
	類聚神祇本源	度会家行

による歴史解釈を試みている。慈円の説く道理は諸行無常を強調する末法思想に基づいており，ここにも当時の仏教の影響がみてとれる。

このころ貴族文学は，和歌の分野で最後の光芒を放っていた。後鳥羽上皇は院中に和歌所をおき，**藤原定家**(1162～1241)・**藤原家隆**(1158～1237)・寂蓮法師(1139？～1202)らに命じて『**新古今和歌集**』を選ばせた。この歌集に選ばれたすぐれた歌人は，先述の選者3人のほかに後鳥羽上皇・九条兼実の子の良経，兼実の弟の慈円・西行らであった。その歌風は**新古今調**といわれ，洗練され，技巧的であると評される。また，歌を詠むことは教養の第一であったから，武士のなかにも歌を学ぶ者が現われた。定家に師事して万葉調の歌を詠み，歌集『**金槐和歌集**』を残した将軍実朝はその代表である。けれどもこうして栄えた歌壇も，鎌倉中期以降になるとしだいに衰えていった。歌道の師範として朝廷に仕えた定家の子孫も，二条・京極・冷泉の3家に分かれて互いに家元を争い，歌自体にはみるべきものがなくなっていった。

小説の方面では平安時代のような旺盛な創作力はみられず，『石清水物語』や『苔の衣』などの作品はあるが，いずれも平安文学の域には達していない。

歴史文学としては『今鏡』と『水鏡』がつくられた。いずれも『大鏡』の影響を受けた仮名書きの歴史書である。『水鏡』は『大鏡』以前の，『今鏡』は『大鏡』以後の歴史を記したものであるが，ともに『大鏡』に及ばない。

歴史書として注目すべきは，前述の慈円の『**愚管抄**』と『**吾妻鏡**』であろう。『吾妻鏡』は鎌倉幕府によって編まれた史書で，幕府の歴史を日記体で記している。北条氏の強い影響下に成立していて，北条氏の権勢を正当化するための脚色もみられるが，現在の歴史研究に必要不可欠な史料となっている。仏教書としては虎関師錬の『元亨釈書』がある。

日記・紀行文学には『東関紀行』『海道記』『十六夜日記』などがある。鎌倉という新しい都市が出現し，京と鎌倉とを結ぶ東海道の交通が盛んになり，こうした旅行記が書かれた。このうち『**十六夜日記**』は藤原定家の子の為家(1198～1275)の妻，阿仏尼(？～1283)が書いたものである。実子冷泉為相(1263～1328)が先妻の子為氏に奪われた細川庄を取り返そうと，幕府に訴えるため鎌倉に下ったときの紀行で，子を思う母の気持ちがよく表われている。

平安時代後期以来盛んであった説話文学では『**宇治拾遺物語**』『**十訓抄**』『**古今著聞集**』がつくられた。また仏教説話集として，『宝物集』『発心集』など教理を説く説話集がつくられた。これらを読み解くことにより，当時の人々の考え方や価値観に迫ることができる。

この時代の末に成立した**卜部(吉田)兼好**(1283？～1352？)の『**徒然草**』は，随筆の名作として名高い。兼好は下級官吏として朝廷に仕え，のちに出家した人物で，歌人・**有職故実**

琵琶法師(『慕帰絵詞』)

家として著名であった。鋭い観察眼をもって朝廷・幕府のありさまを見続けた成果がこの書であるが，鎌倉時代の知識人の思索の深まりをよく示している。

鎌倉時代文学のなかで最も注目すべきは，戦いを題材に実在の武士の活躍を生き生きと描き出した**軍記物語**であろう。『保元物語』『平治物語』『平家物語』『承久記』などがあり，いずれも漢語に仏語を交えた力強い簡潔な仮名交りの文章，いわゆる**和漢混淆文**で書かれている。なかでも『**平家物語**』は諸行無常・盛者必衰の理念のもとに，平家一門の栄枯盛衰を描いた傑作である。はじめから琵琶に合わせて語ることを予想してつくられていて，**琵琶法師**の語る**平曲**として語り伝えられ，文字の読めない民衆にも広く親しまれることになった。なお，その読み本として『源平盛衰記』などもつくられた。

学問では，政治的にふるわなくなった貴族層はこの分野でも精彩を欠き，新しい思索を展開する努力はみられず，もっぱら古典の研究や有職故実の習得に従事していた。古典研究が盛んであったのは貴族政治の華やかな時代への憧憬からであり，『日本書紀』の注釈書として卜部兼方(生没年不詳)の『釈日本紀』が，『万葉集』の注釈書として僧仙覚(1203～?)の『万葉集註釈』がつくられた。『源氏物語』に対しては，源光行(1163～1244)・親行(生没年不詳)父子の『水原抄』がつくられた。また同様の理由から，朝廷の儀式や作法について研究する**有職故実**の学も広まり，順徳天皇(在位1210～21)の『禁秘抄』や後鳥羽天皇の『世俗浅深秘抄』などの著作がある。

武士の学問への関心は薄かったが，好学の士も現われた。北条氏の本家は政子以来，唐の『貞観政要』などの政治論に興味を示しており，一門の**北条**(金沢)**実時**(1224～76)も清原教隆(1199～1265)から『群書治要』の講義を聴いたという。実時は鎌倉の外港として栄えた金沢の称名寺に文庫をつくり，和漢の書を集めて学問の便をはかった。これを**金沢文庫**という。

鎌倉時代の終わりころに，**朱子学**が伝えられた。当時は**宋学**と呼んでいる。南宋の朱熹によって大成された儒学の一派であり，訓詁の学風を排し，思索を重んじ名分をただそうとする学派である。わが国へは俊芿や南北朝期の禅僧中巌円月(1300～75)によって伝えられた。のち建武式目制定にも参加した僧玄恵は朱熹の注によって朝廷で四書の講義をし，のちに南朝の中心人物となる北畠親房らも彼に学んでいる。国家意識にめざめ，国家とは何かを再考する人々にとり，宋学はたいへん魅力的であったろう。最近では宋学が説く大義名分論の与えた影響を重要視し，後醍醐天皇の討幕運動の理論的基礎として位置づける試みがなされている。ただ，学問に造詣の深かった花園天皇(在位1308～18)は「朝廷では宋学が流行しているが，それぞれが勝手に自己流の解釈をしている」と痛烈に批判していて，朱子学をどれほど理解していたのか，疑問が残るところである。

同じころ，従来の本地垂迹説とは反対の立場に立ち，日本の神を主とし仏を従とする神道思想がおこった。国家意識の高揚が生んだ思想と考えられるが，伊勢外宮の神官**度会家行**(生没年不詳)はこうした風潮のもとに『類聚神祇本源』を著わし，**伊勢神道**(度会神道)を大成した。

芸術の新傾向

東大寺南大門

円覚寺舎利殿

［建築］　鎌倉時代の建築・美術は，平重衡に焼かれた東大寺の再建という一大行事とともに，新しい歩みを始めた。1181(養和元)年，朝廷から東大寺再建の勧進上人に選ばれたのは，当時61歳の**俊乗房重源**(1121～1206)であった。彼は陳和卿を起用して大仏を鋳造し，ついで大仏殿の再建に取り組んだ。いくつかの地域に拠点を築いて資金・資材を調達し，1195(建久6)年に大仏殿を再建した。この時に用いられた建築様式が**大仏様**(**天竺様**)であり，各拠点にも大仏様の仏堂が建てられた。重源は3度も宋に渡ったと称しているが，豪放で変化に富み，美しい構造をもつこの大仏様は，宋の江南・福建地方の様式を取り入れたものである。しかし，豪放な表現が一般になじまない，技術的な困難がある，などの理由で重源死後は用いられなくなり，東大寺南大門・浄土寺浄土堂などが遺構として残された。ただし大仏様の細部の手法は従来の和様建築にも使用された。

禅宗の興隆に伴っては，**禅宗様**(**唐様**)が伝えられた。禅宗様は宋の中央様式を移したものであり，急勾配の屋根，反りの強い軒をもつ。細かな部材を組み合わせて，整然とした美しさを表わすのが特色で，鎌倉時代中期から円覚寺舎利殿などの禅宗建築に用いられた。禅宗の受容とともに禅宗様建築は日本に定着し，全国に広まった。

大仏様・禅宗様に対し，平安時代以来の建築様式は**和様**と呼ばれた。東大寺は大仏様を採用したが，興福寺は伝統的な和様を用いて復興された。細かい木割り，ゆるい勾配の檜皮葺きの屋根，全体から受ける繊細な感覚などが和様の特徴で，石山寺多宝塔・蓮華王院(三十三間堂)本堂などが代表例である。また大仏様・禅宗様の細部の手法を和様に取り入れたものが**折衷様**であり，新和様ともいわれる。観心寺本堂が代表的な遺構であるが，瀬戸内海沿岸部に作例が多い。

以上のほか，住宅建築として**武家造**が行われるようになった。これは公家の寝殿造をもとにしながら，武家の生活に適するように改造された，実用的で簡素な建築様式である。

［彫刻］　東大寺再建に際して腕をふるったのが高名な**運慶**(?～1223)と，**快慶**(生没年不詳，運慶の兄弟弟子)・**湛慶**(1173～1256，運慶の長子)らその一派，慶派である。運慶一門は平安時代の定朝の流れをくみ，奈良に住んで南都仏師・奈良仏師と呼ばれた。定朝の手法のみでなく奈良時代の彫刻や宋の様式を取り入れ，写実的で力強い作品を創造した。運慶と快慶の合作になる東大寺南大門の金剛力士像や，運慶が慶派の仏師を率いてつくった興福寺北円堂の無著・世親像などが代表作である。運慶は以前から北条時政・和田義盛ら関東の有力武士の求めに応じて仏像(伊豆の願成就院，三浦の浄楽寺)を作成しているし，東大寺再建には幕府が多大な援助をしている。当時の仏師の主流は京都の円派・院派の人々であったが，彼らでなく慶派が東大寺の仏像の作成にあたったのは，あるいは幕府の推挙を受けた結果かもしれない。さらに推測すると，運慶が定朝様の優美さから写実性へ歩を進めるに際しては，武士との交流が一定の意味を有したのではないか。

仏師の系譜(慶派)

定朝(平等院鳳凰堂阿弥陀仏) ― (三代略) ― 康慶(興福寺南円堂諸像)
康慶 ― 運慶(東大寺金剛力士像・興福寺無著像)
康慶 ― 快慶(東大寺僧形八幡神像・東大寺金剛力士像)
康慶 ― 定慶(興福寺維摩像)
運慶 ― 湛慶(蓮華王院千手観音像)
運慶 ― 康運 ― 康円
運慶 ― 康弁(興福寺天灯鬼・竜灯鬼像)
運慶 ― 康勝(空也上人像) ― 康誉

親子関係
師弟関係

鎌倉時代は前代に比して個性を重視するようになったらしく，写実的な**肖像彫刻**に傑作が多い。六波羅蜜寺の空也上人像(運慶の子の康勝作)・東大寺俊乗堂の重源像・鎌倉明月院の上杉重房像などがある。いずれも豊かな人間味をたたえた作品であると評されている。

以上はすべて木彫であるが，このほかに鋳銅の仏像として鎌倉高徳院の阿弥陀如来像がある。俗に鎌倉の露座大仏といわれるのがこれで，上総の人，大野五郎衛門の作という。

[絵画]　個性の重視は絵画にもみてとれる。この時代は**肖像画**，**似絵**と**頂相**が発達した。似絵とは大和絵に属する肖像画のことで，実際の人物を目前にし，個人の特徴を前面におし出している。平安時代の大和絵では，人物の顔は一様に引目(線を引いただけで目を表わす)・鈎鼻(鈎状の線で鼻を表わす)の没個性的なものであった。さらに肖像画といっても相手を見ずに描くことが多かったから，**似絵**の登場は画期的であった。代表的な絵師は**藤原隆信**(1142～1205)・**信実**(1176？～1265？)父子である。彼らは中級の貴族で(隆信は藤原定家の異父の兄)，歌人としても高名であった。隆信筆といわれる神護寺の源頼朝・平重盛像はあまりにも有名である。**頂相**とは禅宗の僧侶の間で始まった絵で，弟子が人の師になるまでに成長した時に，師が自分の肖像画に賛(漢文の教訓的・宗教的な文章)を書き，弟子に与えたものである。弟子は頂相をみて師の面影を偲び，師の教えに思いをはせた。それゆえに肖像画は非常に写実的な絵になっている。宋代に盛んに描かれ，この時代に日本にもたらされ，室町時代に全盛期を迎えた。

参考　**源頼朝・平重盛像について**　これまでにも何人かの美術史研究者は，画像の制作年代は画法などからみて南北朝時代以降と考えるべきだ，と説いていた。このほど，この意見を踏まえ，神護寺に残る文書も考慮して源頼朝とされてきた人物を足利直義に，平重盛を足利尊氏にあてる新説が発表された。説については論争中であり，関係史料も少なく，結論が出るまでには時間がかかりそうである。

ほかに絵画で注目すべきは，**絵巻物**の盛行である。絵巻物は詞書と絵を交互に書いて，登場人物の動きや情景の展開を視覚にうったえる巻物である。物語の挿絵から発達したもので，文字を読めない武士や民衆に歓迎された。人々に神仏の教えを説く手段としてしばしば用いられたので，宗教的な主題をもつ作品が多い。傑作には『春日権現験記』『北野天神縁起絵巻』などの寺社の縁起絵，『法然上人行状絵図』『一遍上人絵伝』などの高僧の伝記絵，『平治物語絵巻』『蒙古襲来絵巻』などの合戦絵がある。

[書道・工芸]　書道では宋・元の書風が伝えられた。伏見天皇の皇子青蓮院尊円入道親王(1298～1356)は，藤原行成の流れである世尊寺流にこの新しい書風を加味し，**青蓮院流**を創始した。この流派はのちに**御家流**ともいわれた。工芸の面では，武士の求めにこたえて甲冑や刀剣製作の技術が格段に進歩した。甲冑では**明珍**家の人々が多くの名作をつくった。刀剣では京都の粟田口吉光・鎌倉の岡崎正宗・備前の長船長光・越中の郷義弘(1299～1325)らの名工が出た。刀剣は海外でも価値を高く評価され，輸出品として用いら

れた。また貴族や有力武家の間では，贈答品として珍重された。

陶器では，宋・元の強い影響を受けて尾張の瀬戸のほか各地で生産が始まった。六朝時代以来の白磁，南宋で盛んにつくられた青磁が当時多く輸入され，その影響を受けたものである。伝承によると加藤景正が道元にしたがって入宋し，釉薬を使う製法を伝え，瀬戸に窯を築いて陶器(せと物)を焼いたという。この話は裏づけがないとされているが，瀬戸焼に宋・元の製品の強い影響が認められるのは確かである。

図版特集

主な建築・美術作品

建築
東大寺南大門〈大仏様〉①
円覚寺舎利殿〈禅宗様〉
観心寺金堂〈折衷様〉
石山寺多宝塔〈和　様〉
三十三間堂〔蓮華王院本堂〕〈和　様〉②③

彫刻
東大寺僧形八幡神像(快慶)
　南大門金剛力士像(運慶・快慶)④
　重源上人像
興福寺無著・世親像(運慶ら)⑤
　天灯鬼・竜灯鬼像(康弁ら)
明月院上杉重房像
六波羅蜜寺空也上人像(康勝)
高徳院阿弥陀如来像〔鎌倉大仏〕

絵画
伝源頼朝像・伝平重盛像(藤原隆信)⑦
親鸞聖人像〈鏡御影〉
後鳥羽上皇像(藤原信実)
北野天神縁起絵巻(伝藤原信実)
蒙古襲来絵巻
一遍上人絵伝(円伊)
法然上人絵伝⑨
春日権現験記(高階隆兼)⑧
平治物語絵巻
石山寺縁起絵巻(高階隆兼)
明恵上人樹上坐禅図(成忍)
男衾三郎絵詞
西行物語絵巻
鑑真和上東征絵伝
粉河寺縁起絵巻
後三年合戦絵巻
地獄草紙
病草紙
餓鬼草紙

書蹟
鷹巣帖(尊円入道親王)

工芸
甲冑・刀剣⑥

①

②

③

④

⑤

⑥

⑧

⑦

⑨

第5章　武家社会の成長

1．室町幕府の成立

鎌倉幕府の滅亡

元寇ののち御家人の窮乏は厳しさを増し，彼らは不安感と施政への不満を高めていった。鎌倉幕府は得宗の専制を推進し，幕府の指導力を強化して危機的な事態に対処しようとはかった。北条氏一門と御内人に支えられた得宗のもとには種々の権限が集積された。貞時のあとは子息の**高時**(1303〜33)が継いだが，高時は14歳と若年であったため，御内人の代表である内管領長崎高資(？〜1333)が政治をほしいままにした。得宗専制政治の進展は御家人たちに疎外感を抱かせ，幕府へのいっそうの反感をかきたてた。

目を京都に転じてみると，承久の乱後，朝廷では上皇による院政が行われていた。皇位の継承を定める権限と，治天の君として院政を担当する上皇を定める権限は，ともに幕府の手に握られていた。北条泰時の指名によって即位した後嵯峨天皇(在位1242〜46)はやがて後深草天皇(在位1246〜59)に譲位して院政をしき，ついで後深草天皇の弟，亀山天皇(在位1259〜74)を皇位につけた。後嵯峨上皇は院政の後継者を決定せずに死去し，皇統は後深草上皇の流れをくむ**持明院統**と亀山上皇の流れをくむ**大覚寺統**とに分裂した。両統は皇位をめぐって争い，ぼう大な天皇家領荘園の相続をめぐっても争った。持明院統は長講堂領という180カ所におよぶ荘園群を，大覚寺統は八条院領という220カ所の荘園群を獲得し，互いにさらに多くの他の荘園の領有をめざした。

両統は天皇位の交代のたびに幕府に工作し，次代の天皇を自統から出そうと画策した。幕府は両統が交互に即位する**両統迭立**を勧め，1317(文保元)年には次代の天皇について，両統がよく話し合って決定するよう申し入れた。両統は勧告にしたがって協議した(**文保の和談**)。幕府はこの時，今後皇位の継承には干渉しない，と朝廷に宣言したという。

【両統の迭立】 1242(仁治3)年，四条天皇(在位1232〜42)が幼くして死去したあと，朝廷は順徳天皇の皇子を皇位につけようとした。ところが後鳥羽と順徳の父子を忌避する幕府は強硬に反対し，土御門天皇の皇子，後嵯峨天皇を即位させた。幕府が実力行使の挙に出たのはこのときだけであるが，皇位決定の権は最終的には幕府にあったと考えられる。そのために持明院統も大覚寺統も，幕府の支持を得ようと激しく運動したのであった。幕府は両統の調停役をつとめたことになるが，このとき，朝廷をコントロールするために好んでこの役をつとめたのか，本当はなるべく朝廷とかかわりをもちたくなかったのか，幕府の本当の意図は明らかでない。

文保の和談ののち，即位したのが大覚寺統の**後醍醐天皇**(在位1318〜39)であった。宋の朱子学を学んだ天皇は政治に強い意欲を示し，父後宇多上皇(在位1274〜87)の院政を排して天皇親政を開始した。人材を登用し，**記録所**の機能を盛んにし，延喜・天暦の時代を模範としてその再現につとめた。

平安時代に理想を求めた天皇が，幕府に好意を抱くはずはなく，朱子学の大義名分論か

らも幕府への批判が生じた。幕府が後二条天皇(在位1301～08)の皇子を皇太子に定め，そのつぎの皇太子を持明院統の量仁親王と定めたことも，天皇の行動に影響を与えた。自分の皇子に皇位を譲って院政を行うとすれば，天皇は幕府を否定しなければならなかった。一方，幕府は御家人の反感をかい，また**悪党**の跳梁に困惑していた。幕府への不満は人々の間に確実に高まっていた。こうした状況にあって，天皇は武力による討幕に踏み出したのである。

天皇が近臣日野資朝(1290～1332)・日野俊基(?～1332)らと協議した討幕計画は，畿内の武士・僧兵を味方につけて六波羅探題を襲おうとするものだった。ところが1324(正中元)年，この計画は明るみに出て，資朝・俊基は幕府に逮捕された。幕府はこのときは寛容で，資朝こそ佐渡に流したが，俊基を許し，天皇も問責しなかった。これを**正中の変**という。

いったんは挫折したものの，天皇の討幕の意志は固かった。天皇は護良(1308～35)・宗良(1311～85)両親王を延暦寺の座主に任じ，僧兵の力をひき寄せようとした。俊基は山伏の姿になって，畿内の武士を説いてまわったという。けれどもこの企ても1331(元弘元)年，武力での討幕に反対する近臣吉田定房(1274～1338)の密告によって露顕した。幕府は六波羅探題に天皇の捕縛を命じた。天皇は近臣たちと京都を脱出して山城の笠置山に潜行し，畿内の武士たちをつのった。河内の悪党と思われる**楠木正成**(1294～1336)が赤坂城に挙兵したのはこのときである。しかしそのほかに天皇の呼びかけに応じようとした者はなく，頼みの僧兵も動かなかった。天皇は捕らえられ，赤坂城は落城して正成は姿をくらました。幕府は天皇を隠岐島に流し，数名の近臣も流罪に処した。俊基と配流中の資朝は首をはねられた。これが**元弘の変**で，幕府は持明院統の光厳天皇(在位1331～33)を立てた。

天皇の配流をもって事件は鎮圧されたかにみえたが，北条氏に不平をもつ武士，とくに畿内の悪党の動きがここからにわかに活発になる。楠木正成は河内の千早城で再び挙兵し，幕府軍と戦った。当時の戦いの作法にとらわれない正成の縦横無尽な戦い方は，史料に記された悪党の戦法とたいへんよく似ている。大和の山間部では護良親王が兵をあげ，悪党勢力の結集をはかった。播磨では親王の指令を受けて，悪党出身の赤松円心(1277～1350)が立ちあがった。彼らは幕府の大軍を相手に，いずれも粘り強くよく戦った。

畿内で戦いが続くうちに，地方でも反幕府の機運は高まっていった。肥後の菊池氏，伊予の土居・得能氏らの有力御家人も反旗をひるがえした。後醍醐天皇は隠岐を脱出して伯耆の名和長年(?～1336)に迎えられ，船上山にこもった。天皇のもとには多くの武士がはせ参じた。

幕府は船上山を攻撃するために，**足利高氏**(1305～58)を京都に派遣した。足利氏は源氏の名門で，頼朝一流亡きあとの源氏の正嫡と広く認められていた。代々得宗家と縁戚関係を結び，得宗家につぐ家格を誇っていた。鎌倉を出発した高氏はひそかに天皇と連絡を取りながら京に進み，ここで幕府を討つ意志を明らかにした。同時に各地の有力御家人に使者を送り，討幕への協力を求めた。

高氏の離反は，形勢を凝視していた全国の武士たちに決定的な影響を与えた。彼らは先を争って討幕の軍に身を投じ，各地の幕府・北条氏の拠点を攻撃した。高氏は赤松円心らと六波羅を攻め落とした。関東では鎌倉を脱出した高氏の子千寿王(のちの義詮)のもとに，武士たちが続々と集結した。源氏一門の**新田義貞**(1301～38)がこの大軍を指揮し，鎌倉に攻め入った。激戦の末に北条軍は敗れ，北条高時以下北条一族と主だった御内人はつぎつぎと自殺し，**鎌倉幕府は滅亡**した。1333(元弘3)年5月，高氏の挙兵からわずか1カ月のちのことであった。後醍醐天皇は伯耆をあとにし，途中光厳天皇の廃位を宣し，京に帰った。ここに後醍醐天皇を中心とする公家政権が誕生したのだった。

建武の新政

後醍醐天皇は天皇政治の理想的時代といわれた醍醐・村上天皇の治世を模範とし，新しい政治を行った。これが**建武の新政**であり，公家政権の復活という観点から，建武の中興ともいう。ちなみに後醍醐という諡号(天皇の死後に贈られる名)は，醍醐天皇にあやかって，天皇みずから定めたものといわれる。

天皇は形骸化していた官衙の復原をはかった。当時，中務省以下の太政官の八省はほとんど政治的活動を停止していたが，八省の卿(長官)として大臣級の上級貴族が任命され，天皇の指揮下に再編成された。知行国制度の盛行によって国司も実を失っていたが，天皇は地方支配組織の要として国司を重視し，上級貴族や側近を積極的に国司に登用していった。

天皇権限の強化も進められた。後醍醐天皇は伯耆から京都に帰るや否や，土地の所有権の確認は綸旨(天皇の指令書)を唯一の根拠とすると取り決めた。綸旨は天皇の意志を最もよく示す文書であり，公家・武家の関心の焦点である土地の領有を認定する権限は，天皇によって掌握されたのである。天皇の地位を脅かす幕府・院政の存在は否定された。摂政・関白の職務は廃止され，国司制度の改革によって知行国は否定され，上級貴族たちは経済的に大打撃をこうむった。彼らは天皇に忠節を尽くすことによってのみ，経済的権益を入手できるようになった。

新政府の中央機関としては，記録所・雑訴決断所・恩賞方などがおかれた。**記録所**は国政の重要事項の議決を任とした。**雑訴決断所**は所領問題処理のための官衙で，鎌倉幕府の引付を踏襲し，公家

建武政府の機構

二条河原落書①

此比都ニハヤル物。夜討強盗謀綸旨②。召人早馬③虚騒動。生頸還俗④自由出家。俄大名迷者。安堵恩賞虚軍⑤。本領ハナル、訴訟人。文書入タル細葛。追従讒人禅律僧。下克上スル成出者。器用ノ堪否沙汰モナク⑥、モル、人ナキ決断所。キツケヌ冠上ノキヌ。持モナ(慣)ラハヌ笏持テ。内裏マジ(交)ハリ珍シヤ。……誰ヲ師匠トナケレトモ。遍ハヤル小笠懸。事新キ風情也。京鎌倉ヲコキマセテ⑦。一座ソロハヌエセ連歌。在々所々ノ歌連歌。点者⑧ニナラヌ人ソナキ。

(『建武年間記』)

①建武元年、京都の二条河原にかかげられた落書といわれている。建武新政権下の混乱ぶりを風刺したもの。②いつわりの天皇の命令。③囚人や急使の早馬。④僧から俗人にもどる。⑤戦争しないのに、戦争したということ。⑥能力の有無も考えず。⑦京の公家風と鎌倉の武家風が混合しているありさまをいう。⑧連歌の優劣を判定する人。

ばかりでなく多くの武士が寄人(役人)として用いられた。討幕に功のあった人の恩賞を扱う**恩賞方**も同様で，公家・武家がならんで任務にあたった。地方支配のためには，先の国司のほかに，武家が任じる守護が併置された。奥羽には義良親王(1328～68)が派遣され，北畠顕家(1318～38)が補佐をした。関東には成良親王(1326～44)が派遣され，**足利直義**(1306～52，高氏の弟)が補佐をした。これらは**陸奥将軍府・鎌倉将軍府**と呼ばれた。

天皇は「古の興廃を改て，今の例は昔の新儀なり，朕が新儀は未来の先例たるべし」と意欲に満ちた新しい政治をめざした。けれども結果的には，新政はたった3年ほどであえなく崩れ去った。原因の第一は，天皇権力の性急な強化に無理が生じたことである。土地の保障は綸旨によるという布告を聞いた人々は大挙して京都にのぼり，綸旨の発給を求めた。なかには戦乱のどさくさにかこつけて，領地を不当に入手しようとする者もいた。後醍醐天皇個人がいかに有能であったにせよ，人間一人の能力にはおのずと限界がある。天皇の絶対性を標榜する新政の政務はたちまち停滞し，人々の信頼を失っていった。第二に，新政府に参加した人々の立場がまちまちで，協調して政務にあたれなかったことがあげられる。公家は貴族政治の復活を，武家は北条氏にかわる武家政治の出現を望む。伝統的勢力は復古的な政策を，悪党ら新興勢力は革新的な政策を望む。討幕事業は後醍醐天皇と密接に結びついた勢力のみでなく，得宗の専制に反対した人々が広く結集して実現した。彼らすべての要望を満足させることは不可能であり，新政府の瓦解は当然の結末だったかもしれない。このほか，大内裏造営の大事業に手をつけて全国に重税を課したこと，銅銭や紙幣などの新銭発行という場あたり的な経済政策をとったことなど，新政府の失政は数多くある。だが根本的にいうと，原因の第三として，鎌倉時代を通じて豊かな蓄積をしてきた幕府の存在を否定したことがあげられよう。武家の実力が公家を凌駕していたこの時代に，天皇親政の理想をかかげた施政方針そのものが，時流に押し流されてしまったのである。

鎌倉幕府の滅亡は，北条一族や御内人勢力の滅亡であり，武士全体の力はいささかも衰えていなかった。討幕は御家人や悪党の参加があって成就したのであり，御家人の代表が足利高氏，畿内の新興の武士たちを統率したのが護良親王であった。足利高氏は御家人に挙兵を促した功績を高く評価され，天皇の諱尊治の一字を許されて**尊氏**と名乗った。護良親王は尊氏の声望を警戒し，強引に征夷大将軍に就任し，広範な武士の掌握に乗り出した。ところが，将軍位を核とした武士政権を否定する後醍醐天皇は，親王の行動にきわめて批判的であった。天皇の怒りをかった親王はほどなく失脚し，ついで鎌倉に流された。

建武政府の敗退

同地に赴任していた足利直義は親王を拘禁し，やがて殺害した。護良親王亡きあと武士の代表としての尊氏の座は不動のものとなり，新政に失望した武士たちの期待はこぞって彼に寄せられた。

新政への不満は，地方武士の反乱として噴出した。その最大のものが北条時行(?～1353)の**中先代の乱**であった。1335(建武2)年，北条高時の遺児時行は信濃で挙兵して武蔵に進出し，直義の軍を破って父祖の地鎌倉を占拠した。尊氏は東下の許可と征夷大将軍への任命を求めたが，天皇は要請を却下した。尊氏は勅許を得ぬままに兵を率いて京を出発し，各所で北条軍を破って鎌倉を奪回，ついに朝廷に反する態度を明らかにした。

朝廷は尊氏を討伐するために新田義貞を派遣した。新田氏は足利氏と出自を同じくする名門だが，鎌倉時代を通じて恵まれない状況にあった。後醍醐天皇は不遇の義貞に注目して新政府で重要な地位を与え，尊氏を牽制する役割を担わせていた。足利軍と新田軍は箱根の竹の下に戦い，敗れた義貞は京都へ敗走した。尊氏はこれを追いかけて西上し，京都に進入した。

1336(建武3)年，尊氏は奥州から上洛してきた北畠顕家らに敗れ，いったん九州に落ち延びた。九州は足利氏とは縁のない土地であったが，武士たちはつぎつぎに尊氏のもとにはせ参じた。勢いを盛り返した尊氏は大軍を率いて東上し，摂津の湊川で楠木正成を戦死させ，京都を制圧した。

尊氏は後醍醐天皇を廃し，持明院統の光明天皇(在位1336～48)を擁立した。ついで当面の政治方針を明らかにした**建武式目**を発表した。このとき，幕府をどこにおくかが論議され，朝廷と絶縁して鎌倉に武家だけの政権をつくろうという直義の意見も多くの賛同者を得たが，結局は京都での幕府の樹立が決定された。1336(建武3)年11月7日，建武式目制定の日をもって，**室町幕府**は成立した。

南北朝の動乱

後醍醐天皇は1336(建武3)年末，京都を脱出して吉野にこもり，みずからが正統の天皇位にあることを主張した。京都の

公武権力の抗争

朝廷(**北朝**)に対して吉野にも朝廷(**南朝**)が出現したのであった。以後約60年にわたり，両朝は抗争を続ける。この期間をとくに**南北朝時代**と呼ぶ。

ただし南朝が真の意味で北朝と戦えたのは，ごく短期間にすぎない。1338(延元3，暦応元)年奥州から再び上洛してきた北畠顕家が京都への進軍を阻止されて戦死し，ついで新田義貞が越前で勢力圏づくりに失敗して戦死すると，南朝は主要な戦力を失ってしまう。後醍醐天皇は失意のうちに吉野で死去し，以後は**北畠親房**(1293～1354)の主導のもとに，東北・関東・九州などに残った数少ない勢力圏を拠点としての抵抗が続けられた。

南朝はほとんど組織的な戦力をもてなかったが，それでも北朝が南朝を一挙に滅ぼせなかったのはなぜだろうか。南朝が吉野や賀名生などの要害の地を本拠としたこと，伊勢・紀伊の水軍勢力を通じて東国・西国と海上連絡を保ち続けたこと，三種の神器に象徴される南朝正統の理念の存在，などが理由としてあげられるが，根本的な要因はむしろ北朝の側にあった。北朝を支える幕府が，深刻な内部分裂によって揺れていたのである。

【南北朝正閏論】　後醍醐天皇が吉野に去ってから江戸時代の初めころまでは，北朝の正統性に疑問をもったり，南朝の存在をことさらに強調する学者は皆無であった。ところが儒学の名分論の進展から，両者の正閏を問題にする動きが現われた。

当時の常識をくつがえして南朝正統を主張したのは水戸の『大日本史』で，神器をもつ者が即ち正当な皇位継承者，という考え方を提示した。これを受け継いだのが頼山陽の『日本外史』で，この書は明治の元勲たちに多大な影響を与えたといわれる。明治になると学問的な立場から南北朝並立論が現われ，1910(明治43)年制定の『尋常日本歴史』も喜田貞吉(1871～1939)らによってこの立場で叙述されている。ところが南朝正統論者が国家主義者と結んでこれを問題視し，国民思想涵養上，南朝の正統を教育すべきであるとした。折からおこった大逆事件とも関連してことは政治問題に発展し，政府は翌年勅裁によって南朝正統を決定，教科書は改訂され，足利尊氏は逆賊と定められた。以後，皇国史観の伸展とともに南朝正統説は不動になり，太平洋戦争を迎える。

1338(暦応元)年，**足利尊氏**は北朝から征夷大将軍に任じられ，幕府政治を再興した。この時，幕府内では明確な権限分割がされ，尊氏と弟直義の二頭政治が展開した。将軍尊氏は全国の武士との間に結んだ主従制を統轄し，中央では侍所，地方では守護を通じて，武士の棟梁として君臨した。軍事活動を奉公として要求し，御恩として恩賞を供与する権限を握る尊氏は「軍事の長」であった。一方，**直義**は統治者としての権限を掌握した。鎌倉幕府の機構であった評定・引付を再び設置し，安堵方・禅律方などを新設し，これらの行

政・司法の機構を通じて政治が行われた。直義は「政事の長」であった。

尊氏と直義は互いに補い合って幕府政治を行っていた。けれども一つの権力体のなかで，権限が2分割された状態を持続させていくことは困難であった。彼らはたびたび軍事を優先するか，政事を優先するか，という難問を課せられて衝突し，兄弟間にはしだいに亀裂が生じた。さらに，尊氏と直義の対立を決定的にしたのは，尊氏の執事である**高師直**(？～1351)の存在であった。師直は畿内の新興武士層を吸収して強力な将軍の親衛軍を組織し，北畠顕家・楠木正成の子の正行(？～1348)らを滅ぼしている。伝統的な権威や荘園制の枠組みを否定する人物で，秩序を重んじ，伝統的権威との協調を模索する直義とは正反対の立場にあった。大まかに整理すると，新興の武士層や武断的な武士たちは師直を，由緒を有し保守的な武士層や文治を重んじる武士たちは直義を支持したといわれている。

【武士の天皇観】　室町幕府草創のころ，すでに武士たちはきわめてさめた天皇観をもっていた。光厳上皇の家来に下馬を命じられた土岐頼遠(？～1342)は「下馬しろとは何事だ。院というか，犬というか。犬なら射落としてやろう。」と上皇の車に矢を射懸た。高師直は「王とか院とか，面倒でしかたない。もし必要なら木や金で作って，生きてる上皇はどこぞへ流し捨ててしまえ。」と放言した。佐々木高氏(道誉，1306～73)は光厳上皇の弟の亮性法親王の屋敷に焼き討ちをかけ，重宝を奪いとった。この時期に流行した華美で人目を驚かす風俗を婆娑羅といったことから，伝統的権威を無視して傍若無人にふるまう彼らを婆娑羅大名といったが，彼らはけっして異端の存在ではなく，重臣として幕府の意志決定に深く関与している。当時の幕府と朝廷の関係を考えるうえでも，興味深い挿話である。

急進的な師直と漸進的な直義の対立は尊氏と直義の対立でもあり，両者の対立は1350(観応元)年から**観応の擾乱**といわれる全国的な争乱に発展した。1351(観応2)年に師直が殺害され，52(観応3)年に直義が敗れて死去したのちも抗争は続き，尊氏と嫡子義詮(1330～67)の一派，直義の養子直冬(実は尊氏の庶子，生没年不詳)の一派，南朝勢力の3者が離合集散を繰り返した。この内紛の間に尊氏も直義も，方便ではあっても一時的に南朝に降伏した。南朝の軍は幕府に反抗する勢力に助けられ，4度にわたって京都への進攻を実現した。

北朝と南朝，尊氏党と直義党の争いが長期にわたった背景には，武士社会の変貌があった。この時期，分割相続から**単独相続**へ，という動きが定着し，本家と分家のつながりを前提とする惣領制は崩壊した。武士は血縁ではなく地縁を重んじて結びつくようになり，各地に新しい武士集団が生まれつつあった。これらの武士集団は各地方・各地域の主導権をかけて互いに争い，一方が北朝に属せば一方は南朝に，一方が尊氏党ならば一方は直義党に属して戦った。また本家と，もはや本家の指令を受けつけないかつての分家とが争う，という事態もしばしばおこった。このために動乱は全国に拡大し，長期化の様相を呈したのである。同時に，武士の支配に対抗する農村の共同体の形成も進んでいった。

室町幕府

長い間続いた戦乱も，尊氏の孫の**義満**(1358～1408)が将軍の職につくころになると終息の方向に向かった。足利氏の政権は安定し，諸国の武士も幕府が派遣した守護の指揮下に組み入れられていった。南朝側は抵抗する術を失い，幕府との話し合いに応じざるを得なくなった。1392(明徳3)年，南朝の後亀山天皇(在位1383～92)は義満の呼びかけに応じて京都に帰り，北朝の後小松天皇(在位1382～1412)

室町将軍邸（『洛中洛外図屏風』）　義満の建てた将軍邸は，内裏の近くにあって，その規模は内裏を圧倒していた。また，その王朝風の伝統的様式をとり入れた建築様式は，それ以後の将軍邸の模範となった。

に譲位するという形で**南北朝の合一**が実現した。和平の条件として将来は両統が交互に皇位につくと約束されたが，実現はしなかった。幕府は南朝の皇族をつぎつぎに出家させ，子孫を絶った。南朝の人々は深くこれを恨み，南朝の子孫や遺臣の反乱は，応仁の乱ころまで繰り返しおきていた。

義満は1378（永和4）年京都の室町に**花の御所**と呼ばれる新邸を営み，これをもって**室町幕府**の名称が生まれる。ただ，足利氏の幕府は，鎌倉幕府や江戸幕府という呼び方からすれば，京都幕府と呼ぶべきもので，幕府は商業都市として繁栄していた京都への支配権を朝廷から順次奪っていった。鎌倉時代，朝廷経済に占める都市としての京都の比重は大きく，朝廷は検非違使の活動を通じて，商人の保護と購買者である京中の人々の生活の安定とをはかっていた。幕府は侍所の機能を充実させることで，市中の警察権，市中の刑事・民事の裁判権などを**検非違使庁**から取りあげていった。都市民の生活を守るものが幕府であることを明らかにしたうえで，1393（明徳4）年には市中商人への課税権を確立した。検非違使の職務を吸収しての京都支配が開始され，幕府は名実ともに京都の幕府として歩み始めた。

幕府はこのほかにも，諸国に**段銭**を賦課する権限や外交を行う権限など，朝廷が保持していた機能を管轄下におき，全国的な統一政権としての実を整えた。将軍の権威も著しい高まりをみせた。義満は将軍として初めて太政大臣に昇り，摂家以下の貴族をもしたがえた。貴族諸家の義満への崇敬はあたかも臣下のごとし，とある貴族は日記に書き留めている。義満の妻日野氏は天皇の准母（名目上の母）となり，義満の子義嗣は親王と同等の格式を許された。義満自身もその死後に太上天皇の称号を贈られようとした。このときは幕府の側が辞退したために実現しなかったが，義満は天皇・上皇を超える権威を誇り，明との交渉では**日本国王**として振る舞っている。

幕府の機構も義満の時代にほぼ整った。将軍を補佐するのは**管領**であり，足利一門の有力守護の斯波・細川・畠山3氏が交替で任命され，**三管領**と呼ばれた。管領は**侍所**・**政所**・**問注所**を統括し，将軍の命令を諸国の守護に伝達した。侍所は

足利氏略系図

I～VIIIは足利氏代数
1～15は将軍就任順
一～六は鎌倉公方就任順

- 源義国 ─ I 義康（足利氏）／義重（新田氏）
- 義康 ─ II 義兼／義清
- 義清 ─ 義実 ─ 細川氏／仁木氏
- 義兼 ─ III 義氏／義純（畠山氏）
- 義氏 ─ IV 泰氏／長氏 ─ 国氏（今川氏）
- 泰氏 ─ V 頼氏／公深（一色氏）／家氏（斯波氏）
- 頼氏 ─ VI 家時 ─ VII 貞氏 ─ 直義／VIII 1 尊氏（等持院）
- 尊氏 ─ 一 基氏（鎌倉公方）／2 義詮／直冬
- 基氏 ─ 二 氏満 ─ 三 満兼 ─ 四 持氏 ─ 五 成氏（古河公方）─ 六 政氏
- 義詮 ─ 3 義満（鹿苑院）
- 義満 ─ 6 義教／4 義持 ─ 5 義量
- 義教 ─ 政知（堀越公方）／義視／8 義政／7 義勝
- 政知 ─ 茶々丸／11 義澄
- 義視 ─ 10 義稙
- 義政 ─ 9 義尚
- 義澄 ─ 義維／12 義晴
- 義維 ─ 14 義栄
- 義晴 ─ 15 義昭／13 義輝

外国貿易
日明貿易（明銭・絹織物・薬材・生糸）
日元貿易（天竜寺造営料）
日朝貿易（綿布・大蔵経）
関・津
都市（京都）
庶民
段銭（一国平均役）
棟別銭
徳政分一銭
幕府
関銭 津料
地子銭
酒屋役 土倉役
味噌屋役
年貢・公事 夫役
臨時の国役
公用料 月充料
商工業者
直轄領（御料所）
守護 御家人
青文字 鎌倉財政に比し質的に拡大した収入項目

室町幕府の財源

すでに述べたように京都の警備や裁判をつかさどり，その長官（所司）はおおむね山名・赤松・京極・一色の4氏の守護のうちから任じられた。三管領に対し，これを**四職**という。政所には実務官僚ともいうべき奉行人が所属し，幕府の財政や事務を担当していた。奉行人は各種の奉行の総称で，飯尾・松田・斎藤・清氏ら，将軍直臣の特定の家々で構成されていた。評定衆や引付衆もおかれたが，奉行人の働きが盛んになるにつれ，名のみの存在になった。

将軍を支える軍事力の整備も進んだ。古くからの足利氏の家臣，守護の一族，地方の有力武士が集められ，**奉公衆**という直轄軍が編成された。奉公衆は家臣を率いて在京し，将軍の警護にあたった。幕府は諸国に散在する将軍直轄地，御料所の代官に彼らを任じ，低率の年貢を納めさせ，残りを彼らの得分とした。直轄地への代官の任命は江戸幕府にも継承されるが，これによって奉公衆は経済的な裏づけを得た。また諸国の守護の動静は，同国の御料所をもつ奉公衆によって牽制された。奉公衆は5部隊からなり，義満のころで3000騎を数えたという。守護が京都に連れて来た兵力が多くて200～300騎であるから，その強大さが想像できる。

優勢な軍事力を背景に，義満は有力守護の統制に乗り出した。まず1390（明徳元）年，美濃・尾張・伊勢3国の守護土岐康行（？～1404）を討伐し，土岐氏を美濃1国に押し込めた（**土岐氏の乱**）。翌1391（明徳2）年には山陰の雄族の山名氏を討った。山名氏はかつて直義党に属し，直冬を奉じて長年幕府と戦った。降伏したのちも発展を続け，11国の守護職を有して**六分の一殿**と称された。義満は山名氏の内紛を利用し，山名氏清（1344～91）らを滅ぼした（**明徳の乱**）。山名氏は3国の守護に転落した。1399（応永6）年には周防の大内義弘（1356～99）を討った。義弘は港湾都市堺と博多を掌握し，朝鮮などとの交易で利益をあげていた。義満は謀略によって義弘を追い詰め，堺に立てこもった義弘を攻め滅ぼした（**応永の乱**）。

幕府の財政は，貨幣経済の浸透を前提として，銭貨の徴収によってまかなわれた。定期的な財源といえば御料所からの年貢米であったが，あとはおおむね必要に応じての不定期な課税が行われた。まず守護・地頭にさまざまな名目で税が課せられた。京都で高利貸を営む土倉や酒屋(これもしばしば高利貸を兼ねていた)には**倉役**・**酒屋役**が課せられた。京都周辺の交通の要所には関所も設けられ，**関銭**・**津料**が課せられた。幕府の保護下で広く金融活動を展開していた禅宗の寺院にも課税された。日明貿易によるばく大な利益も幕府の重要な財源であった。また内裏の造営・皇位継承儀式の執行など国家的行事の際には，守護を通じて全国に**段銭**が賦課されることがあった。段銭は田地1段ごとにかけられる税で，家屋1棟ごとに課せられる**棟別銭**も臨時に課税された。

【室町幕府の財政】　**［御料所］**　鎌倉幕府の関東御領にあたる。足利氏が相伝した土地，南北朝の動乱期に入手した土地である。鎌倉幕府に比べると数量的にかなり少なく，現在200カ所くらいしか検出されていない。荘園制が崩壊しつつあったことも影響して，財源としての重要性は低下している。御料所の多くは奉公衆，奉行人に預けおかれた。

［倉役・酒屋役］　幕府の京都支配を前提に設定された税目。月利3～4％の高利貸を営む土倉や酒屋に課税した。有力土倉からなる納銭方一衆を通じて幕府政所に納められ，幕府の主要な財源となった。

［関銭］　陸上交通の要地に設けた関所で徴収したもの。人のほかに荷物にも課税した。海上交通での課税が津料と呼ばれる。

［五山禅院への課税］　幕府の援助を得た禅宗寺院は，ぼう大な荘園を保持し，豊かな経済力を誇っていた。幕府は住持の資格取得，将軍参詣時の献納など，折にふれて禅院から税を徴収した。

［日明貿易の利潤］　明からもたらされた生糸などは20倍で売れたといわれ，ばく大な利益があった。大名・商人に派船を任せる場合でも貨物総額の1割を徴収したが，その額ですら3000～4000貫にのぼったといわれる。

幕府の地方機関としては鎌倉府やいくつかの探題がおかれた。尊氏は鎌倉幕府の基盤であった関東をとくに重視し，義詮の弟の基氏(1340～67)を**鎌倉公方**として**鎌倉府**を開かせ，関東8カ国と伊豆・甲斐を加えた10カ国を支配させた。鎌倉公方は基氏の子孫が世襲し，公方を補佐する**関東管領**には上杉氏が任じられた。鎌倉府は幕府と同じ組織をもついわば第2の幕府で，京都の幕府に強い対抗意識をもち，しばしば衝突を引きおこした。

探題は京から遠い地域におかれた。**九州**(鎮西とも)**探題**・**奥州探題**・**羽州探題**である。奥州・羽州探題は陸奥・出羽を統治するものだが，両国が1392(明徳3)年に鎌倉府の管轄になると実質を失い，斯波一族の大崎氏と最上氏とが名称だけを世襲した。九州探題では今川貞世(了俊，1326～？)の活躍が著名で，九州の武士を指揮した貞世は20年にわたって征西宮懐良親王(後醍醐天皇の皇子，1330？～83)の勢力と戦い，一時は九州全土を席巻する勢いを示していた南朝の征西府を壊滅に追い込んだ。だが貞世は名声の高まりを将軍義満に警戒され，探題の任を解かれて失脚した。九州探題の働きは貞世の退場とともに衰え，渋川氏が世襲する，やはり名ばかりの存在となった。

守護大名の形勢(15世紀初めごろ)

守護大名と国人一揆

鎌倉幕府・建武新政を崩壊させた全国の武士たちをまとめあげるために，室町幕府は各国に**守護**を派遣した。守護の多くは足利氏の一門で，地元の有力者が守護に登用された例は少ない。この点で，室町幕府の守護の配置は，北条得宗政権下のそれにならったものといえる。

幕府は地方武士を組織するために，守護の権限を拡大した。守護の職権といえば大犯三カ条であるが，1346(貞和2)年，これに刈田狼藉を取り締まる権限と使節遵行の権限とが加わった。武士同士が田地をめぐる紛争をおこし，自分の所有権を主張して田の稲を一方的に刈り取る実力行使を**刈田狼藉**と呼ぶ。武士の所領争いにはこの行為が付随したので，守護は刈田狼藉取り締まりを名目に，管轄国内の武士の争いに介入できるようになった。また**使節遵行**は，幕府の裁判の判決を受け取った守護が使者を現地に派遣し，判決内容を強制的に執行することをいう。ここでは守護は幕府の勢威を体現するものとして，それまで関与できなかった司法の権限を行使している。

半済令

一　寺社本所領の事　観応三・七・廿四御沙汰

諸国擾乱に①依り、寺社の荒廃、本所の牢籠②、近年倍増せり、而るに適静謐の国々も、武士の濫吹③未だ休まずと云々。仍て守護人に仰せ、国の遠近に依り日限を差し④、施行⑤すべし。承引せ⑥ざる輩に於いては、所領の三分の一を分ち召すべし。所帯無くば、流刑に処すべし。若し遵行⑦の後、立帰り違乱致さば、上裁を経ず国中の地頭御家人を相催し、不日⑧に在所に馳せ向ひ、治罰を加へ、元の如く雑掌を⑨下地に沙汰し居え⑩、子細を注申すべし。将又⑪守護人緩怠⑫の儀有らば、其の職を改易⑬すべし。

次に近江・美濃・尾張三ケ国の本所領半分の事、兵粮料所⑭として、当年一作、軍勢に預け置くべきの由、守護人等に相触⑮れ訖んぬ。半分に於いては、宜しく本所に分かち渡すべし。若し預人事を左右に寄せ⑯、去渡さざれば、一円に本所に返付すべし。　（『建武以来追加』）

①観応の擾乱を始めとする兵乱。②所領を失い苦境に陥ること。③秩序を乱すこと。乱暴狼藉。④あらかじめ期限を定めること。⑤命令を実施する。⑥受け入れる。承認する。⑦幕府が押領停止などの制裁措置を命じ守護がそれを現地で執行すること。⑧多くの日を経ないこと。すぐ。⑨寺社・本所の荘園で租税徴収などの荘務にあたる者。⑩荘園・所領の現地の支配権を引き渡す。⑪もしくは。⑫なまけ怠る。⑬所領・所職などを罪によってとりあげること。改善。⑭兵粮米の用途のために指定された所領。⑮通知する。⑯あれこれいいのがれをして。

傘連判　1451(宝徳3)年小早川氏一族が作成した一揆契約状の裏の署名部分である。このような署名形式は，一揆契約状に特徴的にみられる。

1352(観応3，文和元)年，幕府は軍事費用の調達を目的として**半済令**を発布した。戦乱が激しかった近江・美濃・尾張の3国に限り，1年だけの約束で，守護に一国内の荘園・公領の年貢の半分を徴発する権利を認めたのである。当時は観応の擾乱の最中で，戦いは全国に拡大していた。守護たちはこぞって自己の管轄国内への半済令の適用を渇望した。そのために半済令はしだいに全国的に，また永続的に行われるようになった。1368(応安元)年には**応安の半済令**❶が出され，年貢ばかりか，土地自体を分割するようにもなった。守護は半済令を盾に荘園・公領を侵略し，年貢や土地を武士にわけ与えた。

守護は新たに得た権限を利用し，国内の武士を自己の統制下に繰り入れていった。この任務に失敗した者は任を解かれ，新たな守護が送り込まれた。兵乱が一応の鎮静をみた義満のころには守護の配置も安定し，守護職は世襲された。彼らは**守護代**に領国を統治させ，自身は在京して幕府に出仕するようになった。有力守護は幕政の中枢に参画し，幕府の運営にあたった。経済的には，荘園領主が年貢の徴収を守護に請け負わせる**守護請**が盛んになった。守護請の成立により，荘園領主は荘園の経営にますます干渉できなくなった。守護は荘園への支配を強めるとともに公領にも進出し，国衙の機能を吸収し，一国全体におよぶ地域的支配権を確立していった。軍事・警察権のみを保持した鎌倉幕府の守護と区別して，この時代の守護を**守護大名**と呼び，守護大名のつくりあげた支配体制を**守護領国制**と呼ぶこともある。

武士たちを統制下へ繰り入れるに際し，守護たちはそこに明瞭な主従の関係を設定しようとした。実際に多くの武士が守護の郎党と化していった。しかし，武士のなかには将軍との直接の主従関係を重んじる者もおり，また自立を強く志す者もいた。当時，地方に土着した武士たちを**国人**と総称したが，守護大名が彼らを等しく家臣化するには多くの困難が伴った。守護大名の力の弱い地域では国人の活動が盛んで，彼らは国人相互間の紛争を自分たちで解決するために，また実力をつけてきた農民を服従させるために，互いに契約を交わし，地域的な一揆を形成した。これを**国人一揆**という。なおこの場合，**一揆**とは一致団結した集団を指す。中世の人々は，個々の力ではなし得ない目的を実現するために，神仏に誓いを立てて強固に団結した。この集団が一揆で，国人一揆，土一揆，馬借一揆などがあった。このうち国人一揆は，参加した国人が守るべき規約を作成し，国人はみな平等であること，多数決を重んじることをうたった。国人たちは力を合わせて自主的な地域権力をつくりあげ，守護大名の支配に抵抗したのである。

❶ 1368(応安元)年，幕府は一連の半済政策のまとめとなる半済令を示した。これが応安の半済令である。その内容は特定の皇室・貴族・寺社領は除き，全国すべての荘園を本所側と半済給付人(武士)とで均分するというものであった。対象が全国に拡大され，戦乱時という条件もはずされて土地そのものが分割された。

東アジアとの交易

動乱のなかで室町幕府の権力が形成されていく14世紀後半は，東アジア世界の情勢が大きく変化した時期でもあり，新しい国際関係が築かれていった。

日本と元との間には正式な国交はなかったが，私貿易は依然として盛んであった。元と戦った鎌倉幕府も，建長寺再建の費用を得るために，1325(正中2)年に建長寺船を派遣している。足利尊氏はこれにならい，後醍醐天皇の冥福を祈るための天竜寺造営を目的として，1342(康永元)年から数回の**天竜寺船**を派遣した。

14世紀ころの東アジア

このころ，**倭寇**と呼ばれた日本人を中心とする海賊集団が猛威をふるっていた。倭寇の主要な根拠地は対馬・壱岐・肥前松浦地方などで，規模は船2～3隻のものから数百隻に及ぶ組織的なものまでさまざまであった。倭寇は朝鮮半島，中国大陸沿岸を荒らし回り，人々を捕虜にし，略奪を行った。困惑した高麗は日本に使者を送って倭寇の禁止を求めたが，当時九州地方は戦乱の渦中にあり，取り締まりの成果はあがらなかった。この14世紀の倭寇を**前期倭寇**と呼ぶが，その主な侵略の対象は朝鮮半島で，記録に明示されたものだけで400件に及ぶ襲撃があった。高麗が衰亡した一因は，倭寇にあったと考えられている。

中国では1368年，朱元璋(太祖洪武帝，1328～98)が漢民族の**明**を建国した。明は歴代の王朝にならい，中華を中心とする国際秩序の構築をめざして通交の開始を近隣諸国に呼びかけた。日本にも使者が来航し，合わせて倭寇の禁止が求められた。国内の戦乱を終息させた足利義満は積極的に応じて倭寇の鎮圧を九州探題に命じ，1401(応永8)年に僧侶祖阿(生没年不詳)と博多商人肥富(生没年不詳)とを遣わして正式な国交を開いた。明は日本を属国とみなし，朝貢の形式をとるように要求した。義満は「日本国王臣源」と名乗り，明の年号を用い，**朝貢貿易**が始まった。

中世後期の日明・日朝交渉

遣明船は明から交付された**勘合**という証票の持参を義務づけられた。これにより，日明貿易を**勘合貿易**ともいう。1404(応永11)年，第1回の船が送られ，以後1547(天文16)年ま

で，17回の勘合船が派遣された。途中，4代将軍**義持**(1386～1428)は明に臣礼をとることを嫌って貿易を中止したが，6代**義教**(1394～1441)が再開した。勘合貿易は朝貢の形式をとったため，滞在費・運搬費などはすべて主人である明側の負担であり，日本側の利益はばく大であった。船は寧波で勘合の査証を受け，首都北京で交易にあたった。日本からの輸出品は銅・硫黄・金・刀剣・扇・漆器で，輸入品は生糸・絹織物・綿糸・砂糖・陶磁器・書籍・絵画などであった。輸入品は唐物と呼ばれて珍重され，室町文化の形成に必要不可欠なものとなった。また銅銭が大量にもたらされ，国内の貨幣流通をさらに推進した。

【勘合制度】 **勘合**とは，明がアジア諸国と行った朝貢貿易に使用した信符である。日明間で用いられたものは「日本」の2字から日字勘合と本字勘合であった。紙に「本字壱号」というように墨印を押し，それを2つにわけて一方を勘合，一方を勘合底簿とした。日本の船は本字勘合を携えて渡航し，明において本字底簿と照合した。明の船は日字勘合を携えてくるわけだが，実際には来航しなかった。

貿易には幕府のほか，有力守護や寺社も参加した。本来は朝貢1回に3隻までという取り決めがあったが，幕府の直営船に彼らの船が加わり，10隻におよぶこともあった。応仁の乱後は幕府が衰退し，貿易の実権は堺商人と結んだ**細川氏**，博多商人と結んだ**大内氏**の手に移った。両者は激しく争い，1523(大永3)年には寧波で衝突を引きおこし，大内氏一行は細川氏の船を焼いた。これが**寧波の乱**である。乱は結局大内氏に利をもたらし，貿易は大内氏が独占するところとなった。1551(天文20)年，大内氏が滅亡すると，勘合貿易も断絶した。

【寧波の乱】 1523(大永3)年，大内義興(1477～1528)の正式な勘合を持参した遣明船3隻(300余人)と，細川高国のすでに無効となった勘合をもつ1隻(100余人)が前後して寧波に到着した。細川方は明の役人に賄賂を送り，諸々の厚遇を得ることに成功した。これに怒った大内側は細川方の正使や明の役人を殺害し，細川船を焼き海上を逃れ去った。これを寧波の乱という。明は大内氏に厳しい罰則を加えることをせず，日本の入貢に厳しい規制を加えるにとどめた。

勘合貿易の中断後，再び倭寇の活動が盛んになった。16世紀に展開されたこの倭寇は**後期倭寇**と呼ばれ，主として東シナ海，南洋方面にみられた。ただし本当の日本人は3割ほどで，中国人やポルトガル人が多かった。彼らは日本の銀と中国の生糸の交易を行いながら，海賊として行動した。なかでも有名な頭目は，平戸・五島地方に居を構えて数百隻の船団を指揮した王直(?～1559)という明人である。彼は王を自称し，大名たちとも交渉をもった。1559(永禄2)年，王直が明に捕殺されるころには後期倭寇は衰えをみせ始め，1588(天正16)年，豊臣秀吉が海賊取締令を発するにおよんであとを断つことになった。

朝鮮半島では，1392年，倭寇を撃退して名声を得た武将の李成桂(1335～1408)が高麗を倒し，**朝鮮**を建国した。朝鮮も明と同じく，通交と倭寇の禁止を日本に求めてきた。幕府は直ちにこれに応じ，日朝貿易が始まった。1419(応永26)年，朝鮮は200隻の兵船と1万7000人の軍兵をもって対馬を襲った。これを**応永の外寇**というが，朝鮮の目的はあくまで倭寇の撃滅にあったので，貿易は一時の中断ののちに続けられることになった。

九州・中国地方の守護大名や有力武士たちは競って朝鮮に使節を送り，交易の利をあげようとした。そこで朝鮮は交易の統制をはかり，1443(嘉吉3)年には，最も関係の深い宗

倭寇(『倭寇図巻』)

遣明船(『真如堂縁起絵巻』)

氏との間に**癸亥約条**(嘉吉条約)を結んだ。これにより宗氏も交易のための船を1年に50隻に制限された。また貿易港は富山浦(釜山)・乃而浦(齊浦)・塩浦(蔚山)の**三浦**に限定され，三浦と首都漢城に使節の接待と貿易のための倭館がおかれた。三浦に定住する日本人も増加し，15世紀末には3000人を数えた。彼らは種々の特権を与えられていたが，1510(永正7)年，その運用をめぐって暴動をおこし，朝鮮の役人に鎮圧された。これを**三浦の乱**と呼び，貿易はこのあとしだいにふるわなくなった。

朝鮮への輸出品は銅・硫黄のほか，胡椒・薬材・香木などの南海特産物であった。南海の産物は琉球の商船が博多や薩摩の坊津にもたらしたもので，博多商人が中継して朝鮮に運ばれた。輸入品は繊維類で，とくに**木綿**❶は当時日本では生産されていなかったので需要が多く，大量にもたらされて人々の生活様式に大きな影響を与えた。

琉球と蝦夷ケ島

沖縄ではこのころ北山・中山・南山の3勢力の**三山**が成立して争っていた。三山はそれぞれに明と通交をもち，王国を称していた。これら小国家の実体は，一種の部族連合であったと考えられている。佐敷グスク(城)を拠点とした**尚巴志**(1372～1439)は21歳で佐敷按司(地域の領主・豪族の意味)となり，さらに近隣を攻略して父を中山王とした。ついで北山王の攀安知(?～1416?)，南山王の他魯毎(?～1429)を滅ぼして，1429(永享元)年に**琉球王国**を建国した。琉球は首里を都とし，明や日本と国交を結んで海外貿易を盛んに行った。琉球の船はスマトラ島・ジャワ島・インドシナ半島などに航行し，東南アジア諸国間の中継貿易に従事した。東アジアにおける重要な交易市場となった那覇の港には各国の特産品がもたらされ，琉球王国は繁栄した。またこの時代に明から甘蔗(サトウキビ)が輸入され，広く栽培された。

北方では，現在の北海道，当時でいう**蝦夷ケ島**への人々の進出が始まっていた。14世紀，畿内と津軽地方を結ぶ日本海交易が盛んになり，サケ・コンブなどの産物が京都にもたらされた。津軽の十三湊は商業拠点として栄えた。この地を拠点とした得宗被官の安藤氏は繁栄し，蝦夷管領と称された。14世紀末から15世紀初め，人々は津軽海峡を渡り，蝦夷ケ島南部に居住地をつくった。彼らは**和人**と呼ばれ，渡島半島南部の海岸沿いに港を整備

❶ 13世紀初頭から日宋貿易における輸入品となった木綿は，15世紀初頭からの朝鮮との貿易によって大量に国内にもたらされた。当時の日常の衣料は麻であったが，木綿はよく寒さを防ぐので人々に喜ばれ，戦国時代末期に国内での生産が盛んになるまで，重要な輸入品であり続けた。

琉球の三山分立

道南十二館と東北地方要図

し，**館**を建てた。これらの館は現在は「道南十二館」と通称されるが，その一つ，函館の志苔館からは越前や能登で焼かれた大甕と，37万枚にのぼる中国の古銭が発掘されている。埋められた時期は15世紀前半と推定され，当時のこの地域の経済的な隆盛を知ることができる。

和人たちは津軽の安藤氏の支配下に属し，徐々に勢力を拡大した。蝦夷ケ島に古くから住み，漁猟を生業としていた**アイヌ**の人々とも交易を行った。両者の間にはしばしば衝突がおこり，ついに1457(長禄元)年，和人の圧迫に耐えかねたアイヌは大首長**コシャマイン**(？～1457)を中心に蜂起した。道南十二館はほとんど攻め落とされ，茂別館と上ノ国の花沢館を残すのみとなった。このとき，花沢館主の蠣崎氏の客分であった武田信広(1431～94)がコシャマイン父子を討ち，蜂起を鎮圧した。信広は蠣崎氏に婿入りし，以後，蠣崎氏は道南地域の支配者に成長していく。16世紀初めには本拠を上の国から松前に移し，江戸時代には松前氏を名乗って大名となった。

万国津梁の鐘　尚泰久王代になると，海外との貿易が盛んになり，首里城正殿にかけられた。銘には琉球王国の精神が刻まれている。

志苔館跡

2．幕府の衰退と庶民の台頭

惣村の形成と土一揆

中世初期の荘園・公領では，耕地の間に屋敷がまばらに点在する散居形態が一般的であり，屋敷が密集して存在する集落はまだ形成されていなかった。ところが鎌倉時代の後期になると，近畿地方やその周辺部で屋敷が耕地から分離して集合し，しだいに集落を形づくるようになった。そしてこのような集落を基礎に住民は地縁的な結びつきを強め，支配単位である**荘園**や**郷**(公領)の内部にいくつかの自然発生的な村が形成され始めた。村は南北朝の動乱期を通じてしだいに各地方に広がっていったが，農民たちがみずからの手でつくり出したこのような自立的・自治的な村を**惣**とか**惣村**という。

惣村の構造

惣村は，さらに支配単位である荘園や郷を中心にまとまった惣荘・惣郷と呼ばれるより大きな強い結合体を結成し，共同行動をとることが多かった。また，荘園・公領が複雑に入り組んだ近畿地方では，用水の配分や戦乱に対する自衛などのために，領主を異にする複数の惣村が荘園・公領の枠を越えて連合し，与郷などと呼ばれる横断的な組織を結成することもあった。

逆に，集落の形成が近畿ほど顕著でなかった関東・東北地方や九州地方などでは，荘園や郷を一つの単位としたゆるやかな村落結合が一般的だったので，とくにこのような村を郷村，その社会体制を**郷村制**と呼ぶこともある。ここでは住民に対する村の規制は近畿地方の惣村ほど強くはなかったが，地下請などの自治的な運営方式を発達させた点では惣村とかわるところはない。

強い連帯意識で結ばれた惣村の住民は，不法をはたらく代官や荘官の免職，水害やひでりの被害による年貢の減免などを求めてしばしば一揆を結び，要求を書き連ねた百姓申状を荘園領主にささげて**愁訴**を行った。さらに，要求が認められない時には荘園領主のもとに大挙しておしかける**強訴**や，全員が耕作を放棄して他領や山林に逃げ込む**逃散**などの実力行使に出ることもあった。

惣村は，古くからの有力農民であった名主層に加え，新しく成長してきた小農民も

惣掟

定む　条々掟之事

一　諸堂・宮・菴(庵)において、バクチ(博打)諸勝負堅く禁制なり。

一　バクチノ宿ならびにケイせイ(傾城)ノ宿においては①、先規掟ノ旨に任せて、同座たるべからざるなり②。

一　惣・私の森林の咎の事③は、マサ(鉞)カリキ(伐)リハ三百卅文、ナタ(鉈)・カマ(鎌)キリハ二百文、手ヲリ(折)木ノ葉ハ百文の咎なり。(中略)

右、衆議に依って定むる所件の如し。

永正十七庚辰年(一五二〇)十二月廿六日　(日吉神社文書)

①博打や遊女に宿を提供する家(主)は。②村民の資格を奪う。③惣有林・私有林を問わず自分のものでない森林の木を伐る罪は。

構成員とし，村の神社の祭祀組織である**宮座**などを中心に村民の結合を強めていった。このように惣村の正規の構成員として宮座などへの出席を認められた村民を**惣百姓**といった。惣村は**寄合**という惣百姓の会議の決定にしたがって，**おとな**(乙名・長・年寄)・**沙汰人**・**番頭**などと呼ばれる村の指導者によって運営された。惣村の発達とともに，荘園領主へ納める年貢などを惣村がひとまとめにして請け負う**地下請**(村請・百姓請)がしだいに広がり，個々の村民への年貢の割り当ても惣村が主体となって行うようになった。惣村は農業生産に必要な山や野原などの共同利用地(入会地)を惣有地として確保するとともに，灌漑用水の管理も行い，また村民みずからが守るべき規約である**惣掟**(**村掟**・**地下掟**)を定めたり，村内の秩序を自分たちで維持するために村民自身が警察権を行使する**地下検断**(自検断)を行うこともあった。とくに盗みに対する惣村の制裁は厳しく，死刑まで含む重い刑罰を課していた村も少なくない。そのほか，惣掟の違反者などに対しても罰金や追放などさまざまなランクの罰則が設けられていた❶。

【おとなと沙汰人・番頭】 惣村の構成員のうち若年者を若衆といい，一定の通過儀礼を経た年長者をおとなという。若衆が自衛・警察など主に村の戦力として活躍したのに対し，おとなは村の指導者として集団で惣村の運営や渉外などにあたった。このように，おとなが年功序列という村民独自の秩序によって選ばれたのに対し，沙汰人・番頭は本来は下級の荘官で，その地位も世襲であることが多かった。彼らは荘園領主の末端機関として年貢や公事の徴収にたずさわると同時に，村民の代表者として惣村の指導にもあたった。

村の有力者のなかには，やがて守護大名などと主従関係を結んで侍身分を獲得し，それを根拠に荘園領主や地頭が賦課する公事や夫役などを拒否する者も多く現われたため，荘園領主や地頭の領主支配はしだいに困難になっていった。このように領主に対しては農民として年貢を納める立場にありながら，大名などと主従関係を結ぶことによって侍身分を獲得したものを**地侍**という。彼らのなかには惣村から離脱して本格的に武士化への道を歩む者もいたが，惣村にとどまって村民を指導し続けた者も多く，後者はやがて兵農分離を経て近世の庄屋へとつながっていった。惣村は豊臣政権の太閤検地以降，分割や再編成を受けながらしだいに近世の村に転化していったが，惣村で行われていた地下請などの自治的な運営方式は基本的に近世の村へと継承されていった。

この惣村を母体とした農民勢力が，大きな力となって中央の政界に衝撃を与えたのが，「日本開白以来，土民蜂起，是れ初めなり」といわれた1428(正長元)年の**正長の徳政一揆**(**土一揆**)である。この年の8月，まず近江の運送業者の**馬借**が徳政を要求して蜂起し，ついで京都近郊の惣村の結合をもとにした土一揆が徳政を要求し，京都の土倉・酒屋などを襲って，質物や売買・貸借証文を奪った。このころ，農村には年貢の

正長の徳政一揆

(正長元年)九月　日，一天下の土民蜂起す。徳政と号し，酒屋・土倉・寺院等を破却せしめ，雑物等恣にこれを取り，借銭等悉くこれを破る。官(管)領①これを成敗す。凡そ亡国の基，これに過ぐべからず。日本開白②以来，土民蜂起是れ初めなり。

(『大乗院日記目録』，原漢文)

①ここでは畠山満家をさす。②開闢，すなわち始まり。

❶　江戸時代になると死刑のような重い刑罰を村が行う例はさすがに減少するものの，軽微な犯罪は依然として村の裁量に委ねられることが多かった。

立て替えなどを通して土倉などの高利貸資本が深く浸透していたため，徳政一揆はたちまち近畿地方やその周辺に広がり，各地で実力による債務破棄・売却地の取りもどしなどの徳政実施行動(私徳政)が展開された。この時の私徳政の様子は，春日社領大和国神戸四箇郷(大柳生・坂原・小柳生・邑地)の農民らが刻んだ**柳生碑文**❶からもうかがえる。

【一揆】 一揆というと，江戸時代の百姓一揆のイメージが強いためか，反権力的な武装蜂起・暴動のことだと考えられがちだが，それは正しくない。一揆とは本来，揆を一つにするという意味で，心を同じくする人々が対等の関係で参加する組織のことをいった。一揆で最も重視されたのは連帯と平等の精神であり，この精神を当時の人々は一味同心と呼んだ。一揆をとり結ぶ際には，参加者全員が神社の境内に集まって一味同心を誓う起請文に連署し，ついでその起請文を焼いて灰にし，神前に供えた水(神水)に混ぜて回し飲みする一味神水と呼ばれる儀式を行うのが作法であった。寺院の僧侶たちの間では早くからみられたが，その後，武士の間に広まり，戦場での協力を誓ったり，地域的な紛争を解決したりする際にしばしば結ばれた(国人一揆)。このように一揆という組織形態は中世社会にひろくみられ，惣村の住民が荘園領主にささげた百姓申状に，百姓連署の起請文が添えられたのも，その要求が彼らの一味同心の精神に支えられていたことを示している。

翌1429(永享元)年の**播磨の土一揆**もその影響下でおこったものだが，これは，徳政の要求ではなく，守護赤松氏の家臣を国外へ追放するという政治的要求をかかげていた点で，他の徳政一揆とは性格を異にしていた。ついで1441(嘉吉元)年，数万の土一揆が京都を占領し「代始めの徳政」を要求した**嘉吉の徳政一揆**(土一揆)では，ついに幕府は**徳政令**を発布した。正長の徳政一揆が義教が6代将軍になることが決まったとき❷，嘉吉の徳政一揆が義教殺害のあと義勝(1434～43)が7代将軍になることが決まったときにおこったように，中世社会には天皇や将軍といった支配者の交代(代替り・代始め)などによって，所有関係や貸借関係など社会のさまざまな関係が清算され，他人の手に渡ったものも元の持ち主の元にもどってくるという思想が広く存在した。土一揆が天皇や将軍の交代のときに「天下一同の徳政」を要求して蜂起した背景には，このような社会通念が大きく作用していたのである。

こののちも土一揆は毎年のように徳政のスローガンをかかげて各地に蜂起し，私徳政を行うとともに徳政令の発布を要求し，幕府も徳政令を乱発するようになった。しかし，幕府は一方で土倉・酒屋から徴収する倉役・酒屋役を重要な財源としていたので，徳政令による土倉・酒屋の衰退はみずからの首を絞めることにもなりかねなかった。そこで幕府が考案したのが**分一銭**の制度である。これは債務者が債務額の5分の1ないしは10分の1の手数料(分一銭)を幕府に納入すれば徳政令を適用して債務の破棄を認め，逆に土倉が債権額の5分の1ないしは10分の1の手数料(分一銭)を幕府に納入すれば土倉の債権を確認して徳政令の適用を免除するというもので，幕府にしてみればどちらに転んでも一定の手数料収入が得られる仕組みであった。この制度は15世紀後半以後ほぼ恒例化するが，このよ

❶　奈良市柳生町に現存する碑文で，「正長元年ヨリサキ者カンヘ四カンカウニヲヰメアルヘカラス」(正長元年より前は神戸四箇郷に負目あるべからず)という27文字が巨石に刻まれている。文意は正長元年以前の負債をいっさい破棄するというもので，農民たちがみずから徳政を宣言した宣言文とみられる。

❷　この年は天皇家でも称光天皇が死去し，後花園天皇に交代している。

うな徳政令をとくに**分一徳政令**と呼ぶ。

【土一揆と徳政一揆】 土一揆を土民一揆の略称とみる解釈もあり，これにしたがえば，土一揆は「どいっき」と読んだはずだが，当時の仮名書きの史料は「つちいっき」と記している。土一揆のなかには播磨の土一揆のように政治的な要求をかかげたものや関所の撤廃を要求したものなどもあるが，ほとんどは徳政を要求して蜂起したものであり，このような土一揆をとくに徳政一揆ともいう。なお，土一揆(徳政一揆)は個々の荘園や郷の枠を越えた大規模な蜂起であった点で，荘・郷単位に行われた強訴・逃散などの荘民の一揆とは区別される。

幕府の動揺と応仁の乱

義満のあとを継いだ将軍足利義持時代の幕府政治は，将軍と有力大名の勢力均衡が保たれ，比較的安定していたが，1416(応永23)年には鎌倉公方**足利持氏**(1398～1439)に不平をもっていた前関東管領上杉氏憲(禅秀，？～1417)が，幕府の反将軍派と結んで反乱をおこし，幕府に鎮圧される事件もおきている(**上杉禅秀の乱**)。5代将軍義量(1407～25)の早世ののち，義持は後継者を定めぬまま死去したため，くじ引きによって義持の弟の**足利義教**が6代将軍に選ばれたが，義教は幕府における将軍権力の強化をねらって，将軍に服従しないものをすべて力でおさえようとした。そのため，幕府からの自立意識の強かった鎌倉府との関係が悪化し，1438(永享10)年，鎌倉公方持氏と関東管領上杉憲実(1410～66)が対立したのを機に，将軍義教は憲実支援の名目で関東へ討伐軍を送り，翌年持氏を討ち滅ぼした(**永享の乱**)。さらに，義教は専制政治を強行し，1440(永享12)年には有力守護である一色義貫(1400～40)・土岐持頼(？～1440)をあいついで謀殺したため政治不安が高まり，1441(嘉吉元)年，処罰を恐れた有力守護赤松満祐(1373～1441)は義教を殺害した。やがて赤松氏は幕府軍に討伐されたが(**嘉吉の乱**)，これ以降，将軍の権威は大きく揺らいでいった。

参考　義教の恐怖政治　6代将軍義教は病的ともいえるほど癇が強く，また執念深い性格のもち主で，その怒りにふれて処罰された者は数知れない。1434(永享6)年に義教の妻日野重子(1411～63)にのちの7代将軍義勝が誕生したとき，重子の兄日野義資は折しも義教の勘気をこうむって謹慎中であったが，義勝の誕生によって義資の謹慎も解けるだろうと信じた多くの人々が義資邸に祝賀に訪れたところ，義教はあらかじめ部下を張り込ませておいて訪問者の顔ぶれを調べあげ，公家・武家・僧侶など数十人におよぶ人々を所領没収や家督剥奪などの厳罰に処した。その数カ月後，義資は何者かに暗殺されたが，それが義教の仕業だと噂したある公家は所領没収のうえ流罪となった。公家の1人中山定親(1401～59)はその日の日記に義教の将軍就任から1434(永享6)年までの間に義教から処罰された人々のリストを書きあげているが，そこには公家・神職・僧侶・女房など70名以上にのぼる人々の名がみえる。その後，嘉吉の乱までの数年間を含めれば，受難者の数はこの倍以上にのぼるとみられている。

一方，永享の乱後の関東では，1440(永享12)年に下総の結城氏朝(1402～41)が持氏の遺子を迎えて下総の結城城に立てこもったが，翌年幕府の支援を得た上杉軍の攻撃を受けて落城した(**結城合戦**)。その後，嘉吉の乱後の混乱に乗じて死をまぬがれた持氏の子成氏(1434～97)が鎌倉公方となったが，成氏も上杉氏と対立し，1454(享徳3)年に憲実の子で関東管領の上杉憲忠(1433～54)を謀殺したのが引き金となって大乱がおこり(**享徳の乱**)，以後，関東は他の地域に先んじて戦国の世に突入することとなった。

京都では，将軍権力の弱体化に伴い幕府政治の実権が有力大名に移っていくなかで，約1世紀におよぶ戦国時代の口火を切った**応仁の乱**(応仁・文明の乱)がおこった。まず管領家の一つ畠山氏で，父持国(1398～1455)から家督を譲られた義就(？～1490)に対し，反義就派の家臣が一族の政長(1442～93)を擁立して対立し，ついで斯波氏でも惣領の義健(1435～52)が継嗣のないまま死去したため，一族から迎えられた義敏(1435？～1508)と九州探題渋川氏の一族から迎えられた義廉(1447～？)が家督を争うなど，幕府の管領家にあいついで内紛がおこった。将軍家でも8代将軍**義政**(1436～90)が弟義視(1439～91)を後継者と定めた翌年，義政の妻日野富子(1440～96)に義尚(1465～89)が誕生したことから，両者の間に家督相続争いがおこった。そして当時，幕府の実権を握ろうとして争っていた**細川勝元**(1430～73)と**山名持豊**(宗全，1404～73)が，それぞれ義視と義尚を支援したために対立が激化し，何度かの小ぜりあいを繰り返したのち，1467(応仁元)年5月に全面的な戦闘状態に入った。

	〔西軍〕	〔東軍〕
将軍家	義視	義政 義尚
畠山家	持国 義就	持富 政長
斯波家	義廉	義敏
幕府実力者	山名持豊	細川勝元
有力大名	大内・一色 土岐・六角	赤松・京極・ 武田

応仁の乱の対立関係

当時，武士社会では単独相続が始まり，嫡子の立場が庶子に比べ絶対的となったため，その地位をめぐる争いが多くなっていたのに加え，大名などの家督決定が，父親の意志だけでなく，将軍の意向や家臣の支持の有無などに大きく影響されるようになり，しかもそれぞれの要求がかならずしも一致しなかったことから相続争いはますます複雑化した。ここに他の有力大名が縁戚関係や領国支配をめぐる利害関係などに基づいてつぎつぎと争いに介入してきたために，紛争は連動・拡大し，大乱を招く原因となったのである。

参考　家督相続者の条件　親権が強かった鎌倉時代においては，家督相続者の決定には父親の意向が絶対的な効力をもったが，室町時代になると，「器用」という別の論理が入り込んでくる。これを象徴する事件としてよく知られているのは，一つは1428(正長元)年に危篤におちいった将軍義持に対し，管領ら有力大名たちが後継者の指名を迫ったところ，義持は「たとえ後継者を指名してもみんな(有力大名たち)がその人物を受け入れなければ意味がない。みんなで協議してしかるべき人選を行うがよかろう」と述べて後継者を定めずに世を去った事実。もう一つは1433(永享5)年に安芸の国人小早川兄弟におこった家督争いについて，その解決を迫られた将軍義教が「小早川家の一族・家臣たちが兄弟のどちらにしたがうか，彼らの意向によって決定したい」と述べている事実である。将軍であれ，国人であれ，家督相続者は国や所領，そして家臣たちを治めるだけの「器用」(能力)を備えていなければならず，それをはかるものは結局のところそれぞれの家臣の支持以外にはあり得ないという論理がこの時代に進出してきたのである。しかし，家督相続者は父親の意向にしたがって決定されるべきだとする論理もいまだ根強く残っており，そのジレンマが応仁の乱の引き金となった家督争いの一因となったのである。

守護大名はそれぞれ両軍にわかれ，細川方(東軍)には畠山政長・斯波義敏・赤松政則(1455～96)ら24カ国16万人，山名方(西軍)には畠山義就・斯波義廉ら20カ国11万人といわれる大軍が加わった。戦いは当初，将軍邸を占拠して義政・義尚・義視の身柄を確保した東軍に有利に展開したが，8月に大内政弘(1446～95)が周防・長門・豊前・筑前4カ国の

応仁の乱ころの京都

足軽（『真如堂縁起絵巻』）　足軽は軽装で機動力に富んでいたので，応仁の乱のころから盛んに活躍した。

大軍を率いて西軍に合流すると，戦況は一変し，東軍は将軍邸を中心とする一角に追い込まれる形となった。そのようななかで1468（応仁2）年11月，当初東軍にかつがれていた義視が将軍邸を抜け出し，西軍に走ったことから，西軍では義視を将軍に立てて幕府としての陣容をととのえ，ここに東西2つの幕府が成立することになった。以後，戦況は膠着状態に入るが，主戦場となった京都の町は戦火や**足軽**の乱暴によって荒廃するとともに，争乱は地方へと広がっていった。応仁の乱はその後，1473（文明5）年に両軍の大将であった持豊・勝元があいついで死去したことから和睦の気運が高まり，1477（文明9）年に主戦派であった畠山義就・大内政弘が下国するにおよんで，戦いに疲れた両軍の間に和睦が結ばれた。こうして京都の戦いには一応の終止符が打たれたが，この乱により将軍の権威は失われ，争乱はその後も地域的争いとして続けられ全国に広がっていった。そしてこの争乱のなかで，幕府体制・荘園制が破壊されていったのである。

応仁の乱で在京して戦った守護の領国では，在国して戦った守護代や有力国人が力を伸ばし，領国の実権はしだいに彼らに移っていった。また地方の国人たちは，この混乱のなかで自分たちの権益を守ろうとして，しばしば**国人一揆**を結成した。1485（文明17）年，南山城地方で両派にわかれて争っていた畠山氏の軍を国外に退去させた**山城の国一揆**は，その代表的なものである。この一揆は三十六人衆と呼ばれた南山城の国人たちが住民の支持を得て結成したもので，独自の法である**国掟**を定め，集会を開いて重要事項を決定したほか，日常的な政務を処理するために**月行事**と呼ばれる役職を設置するなど，自治的な運営態勢をとっていた。こうして山城の国一揆は，1493（明応2）年に幕府支配を受け入れるまで8年間にわたり一揆の自治的支配を実現した。このように，下の者の力が上の者の勢力をしのいでいく現象がこの時代の特徴であり，これを**下剋上**といった。

1488（長享2）年におこった**加賀の一向一揆**もその一つの現われであった。この一揆は，本願寺の**蓮如**（兼寿，1415～99）の布教によって近畿・東海・北陸に広まった浄土真宗本願

山城の国一揆

（文明十七年十二月十一日）　一、今日山城国人集会す。上は六十歳、下は十五六歳と云々。同じく一国中の土民等群集す。今度両陣①の時宜を申し定めんが為②の故と云々。然るべきか。但し又下極上③の至りなり。両陣の返事問答の様如何、未だ聞かず。

（文明十八年二月十三日）　一、今日山城国人、平等院に会合す。国中の掟法④猶以てこれを定むべしと云々。凡そ神妙。但し興成⑤せしめば、天下のため然るべからざる事か。（『大乗院寺社雑事記』、原漢文）

①山城の国で戦っている畠山政長・義就の両軍。②両陣へ申し入れる条件を決定するため。③下剋上。④国人衆が南山城を支配するための掟。⑤勢いが盛んになる。

加賀の一向一揆

……叔和西堂語りて云く。今月①五日越前府中に行く。其れ以前越前の合力勢②賀州に赴く。然りと雖も、一揆衆二十万人、富樫が城③を取り回く。故を以て、同九日城を攻め落さる。皆生害して④、富樫一家の者一人これを取り立つ⑤。（『蔭凉軒日録』、原漢文）

泰高ヲ守護トシテヨリ、百姓トリ立テ富樫ニテ候アヒダ、百姓等ノウチツヨク成テ、近年ハ百姓ノ持タル国ノヤウニナリ行キ候。（『実悟記拾遺』）

①一四八八（長享二）年六月。②将軍の命で富樫援助におもむく朝倉勢。③守護富樫政親の高尾城。④城中の富樫一族のものは、みな滅びて。⑤富樫泰高が、名目上の守護として立てられた。

寺派の勢力を背景とし，加賀の門徒が国人と手を結び，守護富樫政親（1455～88）を倒したもので，以後，一揆が実質的に支配する本願寺領国が1世紀にわたって続いた。

【国一揆】　国人一揆のなかには，権力集中が進んだ結果，一揆が独自の政治機構を備え，その地域の村や寺社を支配したり，ときには独自に徳政令を発布するなど，独立した地方政権としての性格を帯びたものがみられる。このような一揆が郡規模で結ばれたものを**郡中惣**，さらに一国規模で結ばれたものを**国一揆**もしくは**惣国一揆**などと呼んだ。郡中惣としては，戦国時代の近江甲賀郡に成立した甲賀郡中惣，国一揆としては，同じく戦国時代の伊賀国に成立した伊賀惣国一揆が代表的なものである。いずれも独自の法をもち，徳政令を発布し，ときには百姓を戦さに動員したり，他の戦国大名と同盟を結んだりすることもあった。

農業の発達

室町時代の産業は，民衆の生活と結びついて発展した。この時期の農業の特色は，土地の生産性を向上させる集約化・多角化が進められたことにあった。鎌倉時代に畿内や西日本に普及した，麦を裏作とする水田の**二毛作**は，灌漑や排水施設の整備・改善によってさらに広まり，15世紀前半ころの畿内では稲・麦・ソバの三毛作も行われていた。また，水稲の品種改良も進んで，稲の生育速度がそれぞれに異なる早稲・中稲・晩稲の作付も普及し，各地の自然条件に応じた稲が栽培されるようになった。とくに大陸から伝来した**大唐米**（赤米・唐法師）は，白米にくらべ食味は劣るものの，早稲で収穫量

室町時代の水車　『石山寺縁起絵巻』にみられる水車。川の流れを利用して水田に水を取り入れている。

が多く，またひでりや虫害にも強かったために庶民の食用米として広まった。

鍬・鋤・鎌などの鉄製農具や牛馬を利用した農耕は，鎌倉期よりもさらに普及した。川や溜池から水をくみあげる揚水器には，従来からの水車のほか，一部では中国から伝えられた竜骨車❶も使用されるようになった。肥料では刈敷・草木灰などとともに下肥(人糞尿)や厩肥(牛馬の糞尿)が広く使われるようになって，地味の向上，収穫の安定化が進んだ。また手工業の原料として，苧・桑・楮・漆・藍・茶などの栽培も盛んになり，農村加工業の発達により，これらが**商品**として流通するようになった。このような生産性の向上は農民を豊かにし，物資の需要を高め商品の生産・流通を盛んにした。

商工業の発達

畿内ではこの時代，農村加工業の発達に伴ってさまざまな種類の手工業者が登場し，彼らの同業組合である**座**の数も増加した。これらの座は，本所である寺社などからしだいに自立し，注文生産や市場目あての商品生産を行うようになった。さらに京都・奈良などの都市の周辺部では，大和の薦座や萱簾座などのように農民が自分の生産物を加工して製品をつくる農村の座も生まれ，農村にもしだいに商品経済が浸透していった。

その他の地方でも守護大名や戦国大名の保護のもとで手工業者が成長し，その地方の特色を生かして特産品を生産するようになった❷。とくに刀剣は国内需要だけでなく，日明貿易の輸出品としても大きな需要があったことから，備前の長船，美濃の関などの特産地を中心に大量に生産された。また京都では古代以来の伝統的な技術と中国から伝来した新たな技術が融合して高級絹織物が生産され，**西陣織**の基礎が築かれた。酒造業では最大消費地であった京都をはじめ，河内・大和・摂津などが特産地として知られ，そのなかから京都の柳酒や河内の天野酒，大和の菩提山などの名酒も生まれた。

【西陣】 現在の上京区の堀川以西，一条通り以北の地を西陣というが，この名は応仁の乱の際，ここに西軍の陣がおかれたことにちなむもので，15世紀末にはすでに西陣の名が地名として登場する。京都機織業は律令時代の織部司から始まるが，中世に入ると衰退した織部司にかわって，内蔵寮所属の御綾織手など，いくつかの織手の集団が新たに出現した。その中から成長を遂げたのが公家の万里小路家に属し，のちの西陣の地を拠点に活動した大舎人座である。大舎人座は応仁の乱を避けて一時堺に疎開したものの，その後，再びこの地にもどって高級絹織物業の生産を再開し，のちの西陣機織業の基礎を築いた。

水産業では，水産物の商品化が進むにつれて，とくに網漁が発達し，**地曳網**❸や**刺網**❹なども使用されるようになった。また網漁の発達に伴って漁場をめぐる紛争が増えたことから漁村間の協定や慣習法が整備され，漁場権も成立していった。

製塩業では，塩田に人力で海水をくみあげて自然蒸発によって濃い塩水をつくり，これを煮つめて塩をとり出す従来の揚浜法に加え，砂浜を堤で囲み，潮の干満を利用して海水

❶ 中世後期に中国から伝わったチェーン状に連ねた板で水をくみあげる揚水器。しかし，故障が多く，あまり普及しなかった。
❷ 地方特産品としては，加賀・丹後などの絹織物，美濃の美濃紙，播磨の杉原紙，越前の鳥子紙，美濃・尾張の陶器，出雲の鍬，備前・美濃の刀，能登・筑前の釜，河内の鍋などが有名であった。
❸ 海底に大網を沈めて海底の魚類をとりつくす漁法。
❹ 帯状の網を魚の通路に垣のように張り，魚を網の目にさし入れる漁法。

京都の商店街(『洛中洛外図屏風』)　京都の立売町あたりを描いたもの。板屋根の家のなかでは弓が商品としてならべられ，家の前に店棚がみえる。

大鋸(『三十二番職人歌合』)

を導入する古式入浜(のちの入浜塩田)もつくられるようになった。

林業も建築資材その他の需要にこたえて発達し，とくにこの時代，大鋸と呼ばれる2人引きの大きな鋸が普及したことによって製材技術は飛躍的に向上した。木材は丹波・伊賀・南大和・土佐・安芸など各地で産したが，木曽の檜は高級材としてとくに喜ばれ，また京都の堀川や鎌倉の材木座などには材木市場も開かれた。

農業や手工業の発達により，地方の定期市もその数と市日の回数を増していき，月に3回開く三度の市(三斎市)から，応仁の乱後は6回開く**六斎市**が一般化した。一般的に，市場には一定の商品を売る販売座席(**市座**)があり，販売座席をもつ商人は市場の領主に市場税を納め，販売を行った。また，**連雀商人**や**振売**と呼ばれた**行商人**の数も増加していった。これらの行商人のなかでは，京都の大原女・桂女をはじめ女性の活躍が目立った。大原女は炭や薪を売る行商人，桂女は鵜飼集団の女性で鮎売りの行商人として早くから活躍したが，そのほか魚売り，扇売り，布売り，豆腐売りなどには女性が多く，また女性の金融業への進出も著しかった。

都市では**見世棚**(店棚)を構えた常設の小売店がしだいに増え，京都の米場や淀の魚市などのように，特定の商品だけを扱う市場も生まれた。商人の座も手工業者の座と同じように，その種類や数が著しく増えた。朝廷と結びついた座商人には**供御人**，大寺社と結びついた座商人には**神人**という称号が与えられ，彼らは朝廷や寺社に一定の製品や営業税を納めることによって，**関銭**の免除や市場などでの独占的販売権を認められ，広い範囲にわたって活動した。蔵人所供御人となった**鋳物師**はすでに中世初期から**廻船**などによって全国に商圏を広げていたし，大山崎の離宮八幡宮を本拠地としていた油神人(油座)は，石清水八幡宮を本所とすることによって畿内・美濃・尾張・阿波・肥後など10カ国以上の油の販売とその原料である荏胡麻購入の独占権を与えられていた。このほかにも北野神社の西京麹売神人(麹座)や祇園社の綿神人(綿座)など，中世に活躍した座商人には供御人や神人の称号をもつ者が多かった。しかし15世紀以降になると，しだいに座に加わらない新興商人が増え，旧来の座商人との間に売買の権利をめぐる対立がおこるようになった。また地方では，特定の**本所**をもたない，近世の仲間に近い新しい性格の座も出現し，そのなかから戦国時代の御用商人につながる有力商人たちが成長していった。

関所を通る馬借(『石山寺縁起絵巻』) 近江大津の様子を描いたもの。大津は京都に近く，また琵琶湖をひかえていたため，古くからここを通る年貢物や商品の量は多く，そのため交通労働者の数も多かった。図は米を京都方面に運搬する馬借が，大津の関所を通過するところであろう。

明銭と私鋳銭 室町時代には宋銭のほか，永楽通宝①・洪武通宝②・宣徳通宝などの明銭が新たに用いられた。やがてこれを模して粗悪な私鋳銭がつくられた。

商品経済が盛んになると，貨幣の流通が著しく増え，農民も年貢・公事・夫役などを貨幣で納入することが多くなった。年貢の代銭納は鎌倉時代にすでに始まっていたが，当時は一般に荘官や地頭が換金を行い，直接耕作にあたる農民の年貢はまだ現物納がふつうであった。それがこの時代，農民自身が年貢の**銭納**を行うようになったことは貨幣経済が民衆の間に深く浸透してきたことを物語っている。また遠隔地取引の拡大とともに**為替**（**割符**）の利用も盛んになり，一つ10貫文の額面をもつ定額の為替が広く流通した。為替は商人たちの間で利用されただけでなく，荘園現地から京都の荘園領主に年貢を送る際にも広く用いられた。

貨幣は主に**永楽通宝**など中国からの輸入銭(宋銭・明銭)が使用されたが，需要の増大とともに中国銭を模して日本国内で鋳造された粗悪な私鋳銭(鐚銭)も流通するようになったため，取引にあたって悪銭の受け取りを拒否し，良質の貨幣だけを受け取ろうとする**撰銭**が横行して，円滑な流通が阻害された。そのため幕府や戦国大名などは悪銭と良銭(精銭)の交換比率を決めたり，一定の悪銭の流通を禁止するかわりにそれ以外の銭については流通を強制する**撰銭令**をしばしば発布するなどして，極端な撰銭を抑制し，貨幣流通の円滑化をはかった。

貨幣経済の発達は金融業者の活動を促した。当時，酒屋などの有力な商工業者は，**土倉**と呼ばれた高利貸業を兼ねる者が多く，幕府は京都のこれらの富裕な酒屋・土倉を保護・統制するとともに，倉役・酒屋役などの営業税を徴収した。15世紀には土倉・酒屋の数は，京都が350軒，奈良が200軒にも達したが，中世末から近世初期に活躍した**豪商**には，これら土倉・酒屋から発達したものも少なくない。この時代にはほかにも祠堂銭❶や頼母子❷など，さまざまな種類の金融活動が発達した。

地方産業が盛んになると遠隔地取引も活発になり，海・川・陸の交通路が発達して**廻船**の往来も頻繁になった。東大寺領兵庫北関でつくられた関銭賦課の記録台帳である「兵庫北関入船納帳」によると，1445(文安2)年の1年間に瀬戸内海の各港から，さまざまな荷を積んで兵庫港に出入りした船の数は，2400艘におよんだ。交通の要地には**問丸**から発達した**問屋**がおかれ，年貢の売却や商品の保管，為替の振出しなどにあたった。また多量の物資が運ばれる京都への輸送路では，**馬借**・**車借**と呼ばれる運送業者が活躍し，主食である米の供給にも大きな役割を果たした。こうして室町時代には交通の要地にあたる港を中心に多くの地方都市が形成された。一方，このような交通・運輸の増加に注目した幕府・寺社・公家などは，水陸交通の要地につぎつぎと**関所**を設けて津料・関銭を徴収し，これを年貢などの土地収入にかわる新たな財源としたが，関所の存在は交通の大きな障害となったため，やがて戦国大名や織豊政権によって撤廃されることになる。

❶ 禅宗寺院が信者から寄進された銭を低利で一般向けに貸し付ける金融活動。
❷ 有志の者が集まって講と呼ばれる組織をつくり，定期的に一定の銭を出し合って，くじ引きなどで決めた順番にしたがってそれを受け取っていく金融活動。

【中世の関所】 古代の関所は，京・畿内を外敵から守るための軍事的な施設であり，畿内と畿外，関東と蝦夷地などの境界に設置されて非常時には閉鎖されるものであった。また近世の関所は，「入り鉄砲に出女」という言葉に象徴されるように，人や物資の移動を監視し，取り締まる治安・警察的な機能をもった施設であった。これに対し，中世の関所は基本的に通行者から通行税を徴収するための経済的な施設であり，古代や近世の関所とはその性格が大きく異なっていた。中世の関所はもともとは山賊・海賊の活動に由来するもので，幕府・寺社・公家などが山賊・海賊から上前を徴収するかわりに彼らの略奪行為を一定の範囲内で公認したものが中世の関所の起源と考えられている。

参考 **埋もれた港町草戸千軒** 広島県福山市を流れる芦田川の中洲に，江戸時代前期の1673(延宝元)年に大洪水によって水没した中世の町の跡が埋もれていた。それが草戸千軒町遺跡であり，1961(昭和36)年から93(平成5)年まで約30年にわたって行われた精細な発掘調査によって，道路や運河，大小の柵や溝，180基にもおよぶ井戸，それに屋敷や墳墓，寺院の跡など，多数の遺構が発見され，かつてこの地に存在した中世の町の構造が明らかにされた。遺跡を望む西の高台には本堂と五重塔(いずれも国宝)で知られる真言宗の古刹明王院(旧常福寺)が立地し，この町が門前町としての性格をもっていたことを推測させる。遺跡からは白磁・青白磁などの中国陶磁器や備前・常滑・瀬戸などの国産陶器をはじめ，土器の碗・皿，漆器，箸，しゃもじ，包丁，曲物，鍋，櫛，下駄，杵，銅銭など，当時の人々の暮らしぶりをうかがわせる多くの遺物が出土し，鍛冶屋や漆職人が使った生産用具なども発見されている。とくに注目されるのは，商品の荷札や金融関係の覚書とみられる木簡が約4000点も出土していることである。かつて河口付近にあったとみられる草戸千軒は，常福寺の門前町であると同時に瀬戸内海水運で栄え，活発な商業活動が展開されていた港町・市場町でもあったのである。

3．室町文化

室町文化の特色

室町時代には，政治的・経済的に公家を圧倒した武家が，文化の担い手としても登場し，幕府の保護によって進出した禅宗の影響を強く受けた武家文化が成立した。武家文化は，京都に幕府がおかれたことによって伝統的な公家文化と融合する機会を得，また一方では，当時急速に成長しつつあった惣村や都市の民衆とも交流して広い基盤をもつ特色ある文化を生み出した。

さらに足利義満が日明貿易を積極的に推進したこともあって，多くの唐物や唐絵が日本に流入し，それに伴い大陸文化と伝統文化，中央文化と地方文化，貴族文化と庶民文化などの広い交流に基づく文化の融合も進み，その洗練と調和のなかからしだいに民族的文化ともいうべき固有の文化が形成されていった。今日，日本の伝統文化の代表とされる能・狂言・茶の湯・生花などの多くは，この時代に中央・地方を問わず，公家・武家・庶民の別なく愛好されることを通じてその形をととのえ，基盤を確立していったのである。

まず南北朝の動乱期に，時代の転換期におこった歴史意識の高まりと畿内新興武士層の新しい時代感覚を背景として若々しい**南北朝文化**が生まれ，ついで将軍義満の時代に，大陸文化の影響を濃厚に受けながらさまざまな文化の融合が進んだ華麗な**北山文化**が，さらに将軍義政の時代に，文化の洗練が進むなかで枯淡美に究極の芸術性を見い出した**東山文化**が形成された。とくに北山・東山文化は室町文化の2つの頂点をなしている。

南北朝文化

南北朝時代には，全国的に激しい動乱が続くなか，時代の転換期に高まった緊張感を背景として，歴史書や軍記物語などがつくられた。歴史書には，源平の争乱から建武までの約150年間の歴史を公家の立場から記した『**増鏡**』，伊勢神道の理論を背景に神代から後村上天皇即位までの歴史を記し，南朝の立場から皇位継承の道理を説いた北畠親房の『**神皇正統記**』，また持明院・大覚寺両統の分裂から足利氏の政権獲得までの過程を武家の立場から記した『**梅松論**』などがある。

軍記物語では，南北朝の動乱の全体像を描こうとした『**太平記**』がつくられた。後醍醐天皇の討幕計画から鎌倉幕府の滅亡，建武の新政から南北朝の対立を経て，管領細川頼之(1329～92)が幼少の義満を補佐するために讃岐から上洛するまでの約50年間を描いた壮大な物語である。現在知られている『太平記』の形ができあがったのはほぼ1370年代ころとみられるが，作者については法勝寺の恵鎮上人(円観，1281～1356)とその事業を引き継いだとみられる小島法師ら，複数の僧侶の関与が考えられている。『平家物語』が琵琶法師によって語られたのに対し，『太平記』は講釈という形で人々の間に広まり，後世まで大きな影響を与えた❶。このほか，源義経の生涯を描いた『義経記』や，鎌倉初期の東国武士社会に題材をとった『曽我物語』などがつくられている。

参考 **『太平記』と『難太平記』** 『難太平記』は15世紀初頭に今川貞世(了俊)が今川家の歴史を子孫に伝えるために著わしたもので，源義家が「7代後の子孫に生まれかわって天下をとる」と語った話や足利尊氏の祖父家時(生没年不詳)が「3代のうちに天下をとらせよ」と神に祈って切腹した話など，足利氏の歴史の深奥に迫る興味深い逸話がみえ，『太平記』の成立についても『難太平記』は貴重な話を載せている。昔，法勝寺の恵鎮上人が足利直義のもとに『太平記』を持参し，それを玄恵法印が読んで聞かせたところ，あまりに誤りが多いので，聞いていた直義が怒ったという話がそれだが，ここから直義の在世中にすでに『太平記』の原型がつくられていたこと，それは後醍醐天皇とも縁の深い恵鎮上人の周辺でつくられたらしいことがわかる。その後，何度か加筆や修正がほどこされて，1370年代ころ現在知られている『太平記』の形がほぼできあがったと考えられている。なお『難太平記』は，本来『太平記』に関する著作ではないが，『太平記』の内容を批判する記事がみえることから，後世，『難太平記』と呼ばれるようになった。

❶ 江戸時代にも「太平記読み」と呼ばれた講釈師によって語られ，演芸の一つである講談の原型となった。

和歌では，後醍醐天皇の皇子宗良親王(1311～85)が内乱のなか各地を転戦した南朝歌人の歌を集めて『新葉和歌集』を編んだほか，同親王には家集『李花集』もある。しかし，15世紀前半に6代将軍足利義教の発意で編まれた『新続古今和歌集』が最後の勅撰和歌集となったように，これ以後，和歌はしだいにふるわなくなっていった。

有職故実の分野では，日本の官職制度をまとめた北畠親房の『**職原抄**』，すたれていた朝儀の再興を企図して朝廷の年中行事について解説した後醍醐天皇の『**建武年中行事**』などがつくられたが，いずれも朝廷政治の本来のあり方を示そうという政治的意図のもとに書かれたものである。このほか古典研究の分野では，『源氏物語』の注釈書である四辻善成(1326～1402)の『河海抄』が編まれた。

この時代にはまた，「**二条河原落書**」に「此比都ニハヤル物」として風刺されているように，公家・武家を問わず広く**連歌**が流行した。**連歌**は和歌を上の句と下の句にわけ，連衆と呼ばれる一座の人々がつぎつぎに前句に付句していき五十句・百句にまとめた共同作品である。もともとは和歌の会の余興として宮廷で楽しまれたものであったが，鎌倉時代の中ころ，桜の花の下で興行され，見物者が飛び入りで参加できる花下連歌が流行して庶民の間にも急速に広がり，そのなかから善阿・救済(1280？～1376？)らのすぐれた**連歌師**も輩出した。本来は文学というよりは，即興の機知と意外性を楽しむ一種の芸能であったが，南北朝時代に出た**二条良基**(1320～88)は『**菟玖波集**』を撰し，連歌の規則書として『**応安新式**』を制定するなどして連歌の芸術性を追究し，この『菟玖波集』が勅撰集に準ぜられてからは和歌と対等の地位を築いた。猿楽・田楽のなかから発達した**能楽**も愛好された。12世紀に栄西が宋から伝えた**喫茶**の風習も定着し，茶寄合が各地で行われたほか，茶の異同を飲みわけてかけ物を争う**闘茶**も流行した。このころの文化の特色は，過度のぜいたく・派手好みを意味する「**バサラ**(婆娑羅)」という言葉によく表われている。奇抜な衣装や道具を身にまとい，唐物をふんだんに使った室内装飾で人目を驚かすバサラの流行は，この時代に新たな社会的勢力として進出してきた畿内の新興武士層を担い手としていた。連歌や田楽，茶寄合，生花など，あらゆる流行を先取りし，バサラ大名と呼ばれた佐々木高氏(道誉)はその代表的人物であり，やがてその洗練と調和のなかから室町文化が成熟していくことになる。

仏教では，鎌倉時代に武家社会の上層に広まった**臨済宗**に**夢窓疎石**(1275～1351)が出て将軍足利尊氏のあつい帰依を受けた。疎石は尊氏・直義兄弟に勧めて元弘以来の戦死者の霊を弔うため国ごとに**安国寺**・**利生塔**と呼ばれる一寺一塔を建立させ，また後醍醐天皇

の追善のため尊氏らの援助で天竜寺を造営し，みずからその開山となった。このように尊氏の疎石に対する信頼には絶大なものがあり，彼らの交流をきっかけとして，臨済宗の，とりわけ夢窓疎石の流派が室町幕府の保護のもとで大いに栄えることになったのである。疎石は漢詩文に巧みであったほか，作庭の分野でも西芳寺庭園や天竜寺庭園などの名園を残し，禅宗文化の興隆にも大きく貢献した。水墨画の世界でも黙庵(生没年不詳)や可翁(生没年不詳)らが登場し，早くもその活動を開始している。

こうして南北朝時代には，のちの北山文化や東山文化へとつながる室町文化の基礎が形づくられたのである。

主な著作一覧

(＊印は南北朝時代のもの)

歴史書・物語
- ＊増鏡(未詳)
- ＊梅松論(未詳)
- ＊神皇正統記(北畠親房)
- ＊太平記(未詳)
- ＊曽我物語(未詳)
- 難太平記(今川貞世)
- 義経記(未詳)

注釈書
- ＊建武年中行事(後醍醐天皇)
- ＊職原抄(北畠親房)
- ＊河海抄(四辻善成)
- 公事根源(一条兼良)
- 花鳥余情(一条兼良)

政治思想
- 樵談治要(一条兼良)

能
- 風姿花伝(世阿弥元清)
- 花鏡(世阿弥元清)
- 申楽談儀(世阿弥元能)

和歌
- ＊新葉和歌集(宗良親王)
- ＊李花集(宗良親王)

連歌
- ＊菟玖波集(二条良基)
- ＊応安新式(二条良基)
- 水無瀬三吟百韻(宗祇ら)
- 湯山三吟百韻(宗祇ら)
- 新撰菟玖波集(宗祇)
- 犬筑波集(山崎宗鑑)

詩集
- 狂雲集(一休宗純)

歌謡
- 閑吟集(未詳)

御伽草子
- 酒呑童子
- 文正草子
- 物くさ太郎
- 一寸法師
- 浦島太郎
- 十二類絵巻

教育
- 庭訓往来(未詳)
- 節用集(未詳)
- 正平版論語

北山文化

室町時代の文化は，まず武家政権を確立した3代将軍義満の時代に開花した。将軍にして初めて太政大臣にのぼり，名実ともに公家・武家の頂点に立った義満の時代にふさわしく，その文化は武家文化と公家文化の融合という点に大きな特色をもっている。義満は京都の北山に壮麗な新邸北山山荘をつくったが，そこに建てられた**金閣**の建築様式が，伝統的な寝殿造や禅宗寺院の禅宗様など，さまざまな文化を折衷したものであり，この文化の特徴をよく表わしているので，この時代の文化を**北山文化**と呼んでいる。

【金閣】　金閣は北山山荘の仏殿として建てられた3層の楼閣建築で，当初は舎利殿と呼ばれていた。1層を寝殿造風に，2層を和様に，3層を禅宗様につくり，西側には寝殿造に特徴的な釣殿風の建物を付属させている。北山山荘は，義満の死後，鹿苑寺という禅宗寺院にかわったため，金閣も鹿苑寺金閣と呼ばれるようになった。

義満も，祖父尊氏の天竜寺にならって相国寺を建立するなど，**臨済宗**をあつく保護したほか，寺格の整備にもつとめ，南宋の官寺の制にならって**五山・十刹の制**を確立した。**五山の制**は鎌倉末期に北条貞時(1271～1311)が鎌倉の禅寺に導入したのが最初であり，その後，後醍醐天皇や足利直義らもそれぞれに五山・十刹を定めたが，南禅寺を五山の上とし，天竜寺・相国寺・建仁寺・東福寺・万寿寺を京都五山，建長寺・円覚寺・寿福寺・浄智寺・浄妙寺を鎌倉五山とする体制が固まったのは義満のときである。十刹とは五山につぐ官寺のことで，中国では文字通り10カ寺であったが，日本では寺数制限がなく，全国各地に10カ寺以上定められた。さらに十刹についで諸山(甲刹)があったが，その数は

中世末期には230カ寺にも達している。幕府は**僧録**(僧録司)をおいて，官寺を管理し，住職などを任命した。初代僧録には疎石の弟子であった**春屋妙葩**(1311～88)が任命されたが，その後，僧録は相国寺鹿苑院におかれたので鹿苑僧録とも呼ばれるようになった。

この五山の禅寺を中心に，禅僧たちによる中国文化の影響の強い文化が生まれ，武家文化の形成にも大きな影響を与えた。禅僧たちには中国からの渡来僧や中国で学んだ留学僧が多く，彼らは禅だけでなく禅の精神的境地を具体化した**水墨画**・建築様式などを広く伝えた。水墨画では，南北朝期にも黙庵や可翁らがすでに活躍していたが，この時代になると，『五百羅漢図』などを描いた**明兆**(兆殿司，1352～1431)，妙心寺退蔵院の『瓢鮎図』で知られる**如拙**(生没年不詳)，如拙の弟子で『寒山拾得図』『水色巒光図』などを描いた**周文**(生没年不詳)ら，多くのすぐれた画僧が登場した。また五山の禅僧たちの間で宋学の研究や漢詩文の創作も盛んになり，義満のころ**絶海中津**(1336～1405)・**義堂周信**(1325～88)らが出て，いわゆる**五山文学**の最盛期を迎えた。彼らは，中国文化に対する豊富な知識から幕府の政治・外交顧問としても活躍し，中国・朝鮮に対する外交文書の起草なども行った❶。このほか，**五山版**と呼ばれる禅の経典・漢詩文集などの出版事業も行うなど，中国文化の輸入に禅僧たちが果たした役割はきわめて大きかった。

現在，伝統芸能として盛んに演じられている**能**(能楽)もまた，北山文化を代表するものである。古く神事芸能として出発した猿楽や田楽は，歌舞・物まね・曲芸・演劇など，さまざまなジャンルの芸能を含んでいたが，能はそのうちの演劇・歌舞を中心に発達したもので，猿楽・田楽それぞれの系譜を引く**猿楽能**・**田楽能**が各地で競い合うように演じられた。寺社の建立や修理を名目として入場料をとる勧進能も興行されるようになり(→p.198図版⑥)，小面・翁・尉などさまざまな種類の**能面**もつくられた。

能楽師は，このころ寺社の保護を受けて座を結成し，能を演じる専門的芸能集団が形成されたが，興福寺を本所とする観世座(結崎座)・宝生座(外山座)・金春座(円満井座)・金剛座(坂戸座)の，いわゆる**大和猿楽四座**はその代表的なものであった。その一つ**観世座**に出た**観阿弥**(清次，1333～84)・**世阿弥**(元清，1363？～1443？)父子は，将軍義満・義持らの保護を受け，近江猿楽や田楽能など他の芸能集団と競いながら洗練された芸の美を追究し，芸術性の高い**猿楽能**を完成した。

以後，観世座が演じる能を観世能，観世座の座長を観世大夫と呼んだ。こうして観世座が隆盛を迎えた一方，近江猿楽や田楽能はしだいに衰退し，以後，能といえばほぼ観世能を中心とする大和猿楽の猿楽能のみを指すようになった。世阿弥は足利義教のとき，不興をかって佐渡に流されたが，観阿弥・世阿弥父子は，「砧」「井筒」など，能の脚本である**謡曲**を数多く書くとともに，世阿弥は，能の神髄を述べた『**風姿花伝**(**花伝書**)』や『**花鏡**』などの理論書を残し，能の大成者となった。また世阿弥の次子元能が世阿弥の談話を筆録した『**申楽談儀**』には能楽の歴史や当時の人気能楽師に対する世阿弥の批評などがみえている。

【猿楽と田楽】　猿楽は滑稽なしぐさや物まねから始まった芸能であり，古代に唐から伝わった散楽が語源とされている。猿楽能の直接の起源とみられているものの一つに呪師猿楽と呼ばれるものがある。これは寺院での法会の際に猿楽師が鬼の面などをつけて悪魔払い

❶　1403(応永10)年に義満が「日本国王臣源」の署名で明皇帝に送った国書も絶海中津の起草になるものであった。

を行ったもので，そこで用いられた面がのちの能面の原型となったと考えられている。一方，田楽はびんざさらや腰鼓などの楽器を用いた群舞から始まった芸能である。いずれも，曲芸や演劇などさまざまな要素を取り入れながら発達し，やがてそのなかから演劇の形をとる猿楽能・田楽能が流行するようになった。

図版特集

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

東山文化

北山文化で開花した室町時代の文化は，その芸術性が生活文化のなかに取り込まれていき，新しい独自の文化として広く根づいていった。足利義政は，応仁の乱後，京都の東山に山荘をつくり，そこに義満にならって**銀閣**を建てたが，この時期の文化は，東山山荘に象徴されるところから東山文化と呼ばれる。

主な建築・美術一覧表（⑨～⑯は p.202参照）
（＊印は南北朝～北山文化のもの）

建築
- ＊永保寺開山堂〈禅宗様〉②
- ＊永保寺観音堂〈禅宗様〉
- ＊鹿苑寺金閣〈寝殿造風・禅宗様〉①
- ＊鶴林寺本堂〈折衷様〉
- ＊興福寺東金堂〈和様〉
- ＊興福寺五重塔〈和様〉
- 慈照寺銀閣〈書院造・禅宗様〉⑨
- 慈照寺東求堂〈書院造〉⑩

庭園
- ＊西芳寺庭園③
- ＊天竜寺庭園
- ＊鹿苑寺庭園
- 慈照寺庭園
- 竜安寺庭園〔石庭〕⑪
- 大徳寺大仙院庭園⑫

絵画
- ＊寒山図（可翁）
- ＊五百羅漢図（明兆）
- ＊妙心寺退蔵院瓢鮎図（如拙）④
- ＊寒山拾得図（周文）⑤
- ＊水色巒光図（周文）
- 四季山水図巻〔山水長巻〕（雪舟）
- 秋冬山水図（雪舟）⑬
- 天橋立図（雪舟）
- 風濤図（雪村）
- 清水寺縁起（土佐光信）
- 周茂叔愛蓮図（狩野正信）
- 大仙院花鳥図（伝狩野元信）⑭
- 風俗図屛風
- 幕帰絵詞⑮

工芸
- 能面⑦⑧

【銀閣】　銀閣は東山山荘の仏殿として建てられた2層の楼閣建築で，当初は観音殿と呼ばれていた。下層は書院造で心空殿，上層は禅宗様で潮音閣と呼ぶ。東山山荘は，義政の死後，その遺言にしたがって慈照寺という禅宗寺院に改められたため，銀閣も慈照寺銀閣と呼ばれるようになった。ほかに阿弥陀三尊を祀る東求堂（持仏堂）などがある。

東山文化は，禅の精神に基づく簡素さと，連歌の世界から発達した幽玄・侘の美意識（枯淡美）を精神的な基調としていた。北山文化のころにみられた唐物に対する執着が弱まり，和物に対する関心が高まってきたことも大きな特色の一つである。銀閣の下層および東求堂の一室**同仁斎**にみられる**書院造**は，このような東山文化の雰囲気をよく表わしているとともに，近代の和風住宅の原型となった点でも重要な意味をもっている。

【書院造】　書院造の大きな特徴は，押板（床）・棚（違い棚）・付書院という定型化された座敷飾にあるが，書院造の他の特徴を，従来の寝殿造と比較しながら列挙すると，第1に寝殿造では住宅を間仕切りせず几帳と呼ばれる垂れ布だけで空間を隔てていたのに対し，書院造では住宅を襖障子などで間仕切りして数室にわけるようになったこと，第2に寝殿造では人が座る場所だけに敷いていた畳を，書院造では部屋全面に敷き詰めるようになったこと，第3に寝殿造では屋根裏まで吹き抜けであったのを，書院造では天井をはるようになったこと，第4に寝殿造では蔀戸と呼ばれる上下開閉式の扉が用いられていたのに対し，書院造では柔らかい光を取り込める明障子を用いるようになったことなどである。いずれの特徴をみても書院造が近代の和風住宅の出発点となっていることがわかるであろう。

書院造の住宅や禅宗様の寺院には，禅の世界の精神で統一された庭園がつくられた。岩石と砂利を組み合わせて象徴的な自然をつくり出した**枯山水**はその代表的なものであり，竜安寺石庭や大徳寺大仙院庭園などの名園がつくられた。作庭に従事したのは**河原者**（山水河原者）と呼ばれる賤民身分の人々であったが，東山山荘の庭をつくった**善阿弥**（生没年不詳）はその代表的人物であり，彼の子の小四郎，孫の又四郎も同じく作庭家として活躍した。将軍義政の周りには，このような作庭・花道・茶道などの芸能にひいでた人々が多

く集められ，東山文化の創造に貢献したが，その多くは善阿弥や能の世阿弥のように阿弥号を名乗り，なかには将軍に近侍して身辺の雑務にあたる同朋衆となり，実務に従事するかたわら，美術工芸品の鑑定や座敷飾りなどに能力を発揮した者もいる。とくに立花の名手であった立阿弥や，水墨画と連歌にすぐれ，三阿弥と称された能阿弥(1397～1471)・芸阿弥(1431～85)・相阿弥(？～1525)の三代は有名である。

新しい住宅様式の成立は，座敷の装飾を盛んにし，掛軸・襖絵などの絵画，床の間を飾る生花・工芸品をいっそう発展させた。墨の濃淡で自然や人物を象徴的に表現する**水墨画**は，すでに北山文化のころ五山僧の明兆(兆殿司)・如拙・周文らによって基礎が築かれていたが，この時期に如拙・周文の門下から**雪舟**(1420～1506)が出て，明での見聞や地方生活の経験をいかしながら『四季山水図巻(山水長巻)』『秋冬山水図』『天橋立図』などの作品をつぎつぎと描き，水墨画の作画技術を集大成するとともに，禅画の制約を乗り越え，日本的な水墨画様式を創造した。また，雪舟の画風に影響を受けた雪村(生没年不詳)も東国を中心に活動し，『風濤図』などの作品を残している。

大和絵では，応仁の乱後，朝廷絵師であった土佐光信(生没年不詳)が『清水寺縁起』などの作品を描き，**土佐派**の基礎を固めた。一方，幕府の御用絵師であった**狩野正信**(1434？～1530)・**元信**(1476～1559)父子は，水墨画に伝統的な大和絵の手法を取り入れて新しく**狩野派**をおこし，『周茂叔愛蓮図』(狩野正信)，『大仙院花鳥図』(伝狩野元信)などの作品を残した。彫刻は，能の隆盛につれて能面の制作が発達し，工芸では金工の**後藤祐乗**(1440～1512)が出て目貫・小柄などの刀剣装飾にすぐれた作品を残した。代表的な漆工芸である蒔絵の技術もこの時期に大いに進み，硯箱や手箱に多くの名品が生まれた。

日本の伝統文化を代表する**茶道**(茶の湯)・**花道**(華道・生花)も，この時代に基礎が据えられた。茶の湯では，南北朝時代以後，各地で茶寄合や闘茶が流行したが，この時期に**村田珠光**(1423～1502)が出て，枯淡美を追究する連歌の精神に学びながら，それまでの書院の茶に対し，簡素な茶室で心の静けさを求める**侘茶**を創出した。侘茶の方式は，村田珠光ののち堺の**武野紹鷗**(1502～55)を経て，**千利休**(1522～91)によって完成されることになる。仏前に供える花から発達した**生花**も座敷の床の間を飾る**立花**様式が定まり，床の間を飾る花そのものを鑑賞する形がつくられていった。立花の名手としては**立阿弥**や，京都頂法寺(六角堂)の坊の一つ池坊にいた**池坊専慶**(生没年不詳)が知られる。とくに池坊からは16世紀の中ごろに池坊専応(生没年不詳)，末ごろには池坊専好(初代，1536～1621)が出て立花を大成した。また，香をかぎわけてその銘柄をあてる香寄合も流行し，三条西実隆(1455～1537)らが出て**香道**として大成した。

一方，政治的にも経済的にも力を失った公家は，もっぱら伝統的な文化の担い手となって**有職故実**の学問や，古典の研究に意をそそいだ。なかでも当時，日本無双の才人とうたわれた**一条兼良**(1402～81)は，朝廷の年中行事を解説した『公事根源』や『源氏物語』の注釈書である『花鳥余情』をはじめ，多くの研究書・注釈書を著わしたほか，9代将軍足利義尚にささげた『樵談治要』などの政道論も残している。古典では『古今和歌集』が早くから和歌の聖典として重んじられ，その解釈などについても当時の秘事口伝の風潮とともに神聖化されて特定の人だけに伝授された。これを**古今伝授**といい，**東常縁**(1401～94？)によってととのえられ，さらに**宗祇**(1421～1502)によってまとめられた。

【古今伝授】『古今和歌集』のなかの特別の語句を定めて，それを秘伝とし，高弟の1人を選んで，その者だけに授けることである。その始まりは，1473(文明5)年に東常縁が連歌師宗祇に伝えたことにあるという。それ以前は，藤原基俊から俊成・定家と授けられて常縁にいたったというが，確かではない。宗祇はこれをさらに形式化して三条西実隆と肖柏に伝えた。

また神道思想の立場からする『日本書紀』などの研究が進み，京都の吉田神社の神職であった**吉田兼倶**(1435～1511)は反本地垂迹説に基づき，神道を中心に儒学・仏教を統合しようとする**唯一神道**(吉田神道)を完成した。

【吉田家の神社支配】吉田家は代々吉田神社の神職をつとめ，多くの学者を輩出した家柄であったが，15世紀に現われた吉田兼倶は，家伝の神道説を大成するとともに，大元宮と称する八角形の神殿と斎場を建造するなどして吉田神社の権威の上昇をはかった。また神祇伯(神祇官の長官)を世襲していた白川家に対抗するために，「神祇管領勾当長上」「神祇長上」「神道長上」などの地位を自称し，また諸国の神社・神職に対して「宗源宣旨」「神道裁許状」などと呼ばれる免許状を発給することによって，しだいに全国の神社に支配をおよぼしていった。兼倶の教説には虚構や捏造も多く，当初は周囲の貴族や学者からも激しい非難を受けたが，その後，吉田家による神社支配は江戸幕府によって公認され，神職につくものは吉田家から「神道裁許状」を受けることが義務づけられるようになった。

庶民文芸の流行

室町時代には，民衆の地位の向上により，武士や公家だけでなく，民衆が参加し楽しむ文化が生まれたのも大きな特徴である。

能も上流社会に愛好されたもののほか，より素朴で娯楽性の強い能が各地に根をおろし，祭礼などの際に盛んに演じられた。このころ，能の合間に演じられるようになった**狂言**は，風刺性の強い喜劇としてとくに民衆にもてはやされた。狂言も能と同じく猿楽・田楽からわかれた演劇であったが，能が歌舞の側面を重視したのに対し，狂言は主に物まね芸の側面を受け継いだ。狂言は，その題材を民衆の生活などに求め，せりふも日常の会話が用いられており，当時の民衆の世界をよく反映している。

庶民にもてはやされた芸能としては，このほかに鼓の伴奏でリズミカルに歌う**曲舞**，曲舞の一流派で叙事的な語り物で好評を博した**幸若舞**，同じく語り物の一つで江戸時代の浄瑠璃の原型となった**古浄瑠璃**，主に男女の愛情を歌った小品の民間歌謡である**小歌**などがあり，小歌の歌集として『**閑吟集**』が編集された。

【古浄瑠璃】浄瑠璃の名称は，義経と浄瑠璃姫の恋物語を語ったというところからきている。現在の浄瑠璃は，元禄時代ころのものを受け継いでいるが，古浄瑠璃とは1686(貞享3)年に発表された近松の「出世景清」以前のものを指し，現在は曲節を失って，音楽としては聞けなくなったものを指していう。その数約600余りといわれ，内容・表現ともに説話的であって，劇的構成をもつまでには進歩していない。

参考　**幸若舞**　曲舞の芸能集団のうち最も有力であった幸若座を中心に演じられたのが幸若舞である。15世紀の武将で幼名を幸若丸といった桃井直詮が始めたので幸若舞と称するようになったという伝承もあるが疑わしい。かの織田信長も幸若舞をこよなく愛した一人であり，桶狭間の戦いの前夜に信長が歌った「人間五十年，下天の内をくらぶれば，夢幻のごとくなり。一度生をえて滅せぬ者のあるべきか。」という有名な歌詞も，幸若舞の曲の

一つ『敦盛』の一節である。

図版特集

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

連歌では，応仁のころ**宗祇**が出て芸術性の高い**正風連歌**を確立し，『**新撰菟玖波集**』を撰集した。また，宗祇が弟子の肖柏(1443～1527)・宗長(1448～1532)らと吟じた『**水無瀬三吟百韻**』『湯山三吟百韻』は連歌の傑作として後世の規範となった。一方これに対し，**山崎宗鑑**(？～1539？)はより自由な気風をもつ**俳諧連歌**をつくり出し，『**犬筑波集**』を編集した。連歌は，これを職業とする連歌師が各地を遍歴し普及につとめたので，地方の大名や武士だけでなく，民衆の間でも愛好されて流行した。

また，大いに流行した物語に**御伽草子**があった(→p.202図版⑯)。御伽草子には，絵の余白に当時の話し言葉で書かれている形式のものが多くみられ，読むもの，話すものであり，絵を見て楽しむものでもあった。『文正草子』『物くさ太郎』『一寸法師』『浦島太郎』『酒呑童子』など，御伽草子のなかには現在でもよく知られている話が多い。

今日なお各地で盛んに行われている**盆踊り**も，この時代から盛んになった。祭礼や正月・盆のときなどに，都市や農村で種々の意匠をこらした飾り物がつくられ，はなやかな姿をした人々が踊る**風流**(風流踊り)が行われていたが，この風流と念仏踊りが結びついて，しだいに盆踊りとして定着した。これらの民衆芸能は，多くの人々が楽しみ，共同で行うことが一つの特色であり，当時，茶や連歌の寄合も多く催された。このような共同性は，当時発達しつつあった惣村や一揆の理念とも共通するものである。

新仏教の発展

天台・真言などの旧仏教は，その保護者であった朝廷・公家の没落や荘園の崩壊によって，しだいに勢力が衰えていった。これに対し鎌倉仏教の各宗派は，武士・農民・商工業者などの信仰を得て，都市や農村に広まってゆき，全国各地には信者の寄付によって数多くの寺が建てられ，その地域の人々の信仰の中心となっていった。

禅宗の**五山派**は，将軍・守護などの保護を受けて盛んに活動したが，幕府体制の衰退とともにしだいに衰えていった。これに対し，より自由な活動を求めて地方布教を志した禅宗諸派は，地方武士・民衆の支持を受けて各地に広がって，五山派を指す叢林に対し，**林下**と呼ぶ。林下の禅の布教の中心となったのは，曹洞系では道元が開いた越前の永平寺と，門下から多くの僧が育った能登の総持寺であり，臨済宗では室町幕府の保護のもとで世俗化した五山派を嫌って独自の道を歩んだ大徳寺や妙心寺などである。また僧としては，後小松天皇の子でありながら権勢や栄達を嫌い，自由奔放に生きた大徳寺の**一休宗純**(1394～1481)が，その詩集『狂雲集』とともに著名である。

法然の死後，多くの門流にわかれていた**浄土宗**では，九州におこった鎮西派が優勢となり，京都や東国へも布教活動を広げていった。また法然の廟堂から発展した京都の知恩院は，応仁の乱後，代々の天皇の帰依を受けて浄土宗の本寺としての地位を獲得し，同宗発展の基礎を築いた。

日蓮宗(**法華宗**)は，鎌倉時代末から南北朝時代にかけて東国から京都へ進出し，日像(1269～1342)の妙顕寺や日静(1298～1369)の本圀寺などを中心に繁栄した。15世紀に出た**日親**(1407～88)は，京都からさらに中国地方や九州地方に勢力を伸ばしたが，他宗と激しい論戦を行ったため他宗や幕府からしばしば迫害を受けた❶。京都で財力を蓄えた商工業

❶ この不屈の布教活動が後世，日親が迫害によって頭から焼け鍋をかぶせられたという「鍋かむり日親」の伝説を生むことになった。

者には日蓮宗の信者が多く，彼らは1532(天文元)年，京都を戦火から守るため**法華一揆**を結んで，一向一揆と対決し，町政を自治的に運営した。しかし1536(天文5)年，法華一揆は延暦寺と衝突し，京中の寺院をすべて焼打ちされて，数年間京都を追われることになった。この争いを**天文法華の乱**という。

浄土真宗(一向宗)は，農民のほか，各地を移動して生活を営む商人や交通・商工業者などにも広く受け入れられて広まったが，親鸞の末娘覚信尼(1224〜83？)の孫で，東山大谷にあった親鸞の廟所を守っていた覚如(1270〜1351)が，鎌倉時代末に同廟所を寺院化し，**本願寺**(大谷本願寺)と称したのが本願寺派の始まりであり，以後，覚如の子孫が代々本願寺の門主をつとめた。15世紀半ばに第8世門主となった**蓮如**(兼寿，1415〜99)のとき，延暦寺によって大谷本願寺が破却されたため，蓮如は近江を転々としたのち越前吉崎に**吉崎道場**(吉崎坊)を建てて，しばらく北陸地方を布教の拠点とした。やがて吉崎を離れた蓮如は，再び畿内周辺を転々としながら布教活動を行い，京都の山科に山科本願寺を建てて新たな教団の本拠地とした。その後，蓮如は門主の座を実子の実如(1458〜1525)に譲り，みずからは大坂石山に石山坊を建てて隠棲したが，1532(天文元)年に山科本願寺が法華一揆らによって焼かれると，実如の孫で第10世門主であった証如(1516〜54)は教団の本拠地を石山坊に移した。これが**石山本願寺**である。

蓮如は，阿弥陀仏の救いを信じれば，誰でも極楽往生ができることを平易な仮名混じりの文章で説いた**御文**(御文章)を用いながら布教を行い，**講**を組織して惣村を直接つかんでいった。村落の道場には本願寺のくばった本尊の絵像などがおかれ，坊主を中心に講によって結ばれた信者(門徒)の寄合がもたれ，信仰が深められた。蓮如を中心とする精力的な布教活動によって本願寺の勢力は，北陸・東海・近畿地方に広まり，各地域ごとに強く結束し，強大なものとなった。そのため，農村の支配を強めつつあった大名権力と門徒集団が衝突し，各地で**一向一揆**がおこった。その代表的なものが1488(長享2)年におこった**加賀の一向一揆**である。浄土真宗には，ほかにも専修寺派や仏光寺派などの教団があったが，蓮如以後は本願寺派が最も優勢な教団となった。

このほかにも飢饉や疫病のなかで民衆の間に地蔵信仰や観音信仰など，さまざまな信仰が流行し，盆に辻々の地蔵をめぐる京都の地蔵盆や，観音霊場三十三所巡礼などが盛んに行われた。また伊勢詣や善光寺詣などの寺社参詣も流行し，伊勢講など参詣者の組織も各地につくられた。

4．戦国大名の登場

戦国大名

応仁の乱に始まった戦国の争乱のなかから，各地方では，地域に根をおろした実力のある支配者が台頭してきた。

9代将軍義尚が近江の六角氏征討中に病死すると，義視の子の義稙(義材，1466〜1523)は10代将軍についたが，管領細川政元(1466〜1507)と対立し，1493(明応2)年に将軍の地位を追われ(**明応の政変**)，政元は堀越公方足利政知(1435〜91)の子義澄(1480〜1511)を新将軍の座に据えた。この政変によって将軍の権威は完全に失墜し，室町幕府における主導権は細川氏の手に移った。

しかし，その政元も細川氏内部の対立から暗殺され，以後，激しい権力争いが続いた。この争いのなかで，幕府の実権は管領家細川氏からその家臣三好長慶(1522〜64)に移り，さらに長慶の家臣松永久秀(1510〜77)へと移っていった。久秀らが13代将軍足利義輝(1536〜65)を暗殺した事件は，**下剋上**の世を象徴するできごとであった。このように京都を中心とする近畿地方で政治的混迷が続くなか，他の地方では，守護・守護代・国人など，さまざまな階層出身の武士たちが，みずからの力で領国(**分国**)をつくりあげ，独自の支配を行う地方政権が誕生した。これが**戦国大名**であり，彼らが活躍した応仁の乱後の約1世紀を**戦国時代**という。

関東では，応仁の乱の直前に，足利持氏の子で当時鎌倉公方であった成氏が関東管領上杉憲忠を殺害したことから**享徳の乱**がおこり，成氏は幕府からの追討を避けるために下総の古河に移った(**古河公方**)。将軍義政は成氏追討のために兄弟の足利政知を関東に派遣したが，政知は鎌倉に入れず，伊豆の堀越に御所を構えた(**堀越公方**)。以後，鎌倉公方は古河・堀越の両公方に分裂し，関東管領上杉氏もまた山内・扇谷の両上杉家にわかれて争う状況となった。この混乱に乗じて15世紀末，京都から下ってきた**北条早雲**(伊勢長氏，宗瑞，1456〜1519)は，1493(明応2)年，政知の死後堀越公方を継いでいた足利茶々丸

戦国大名の勢力範囲(16世紀半ばごろ)

(？～1498)を滅ぼして伊豆を奪い，ついで相模に進出して小田原城を本拠とした。その子氏綱(1487～1541)は，相模に続いて武蔵を征服し，孫の氏康(1515～71)のときには，北条氏は常陸・下野・安房などを除く関東の大半を支配する大大名となった。

【北条早雲】 北条早雲は，伊勢新九郎長氏といい，入道して早雲庵宗瑞と称した。早雲は後世の俗称で，同氏が北条を名乗り始めるのは実は子の氏綱のときからである。早雲の素姓については，最近では室町幕府政所執事伊勢氏の一族とみる説がほぼ定説となっている。なお，鎌倉幕府の北条氏と区別して，のちの戦国大名の北条氏を後北条氏と呼ぶことがある。

中部地方では，16世紀半ばに越後の守護上杉氏の守護代であった長尾氏に景虎が出て，北条氏に追われて越後に逃れていた関東管領上杉憲政(？～1579)から上杉氏の家督と関東管領の地位を譲られて**上杉謙信**(輝虎，1530～78)と名乗った。謙信は越後を統一するとともに，越中の一向一揆と戦い，また関東にも進出して北条氏の領国をしばしば脅かした。甲斐の**武田信玄**(晴信，1521～73)は信濃にも領国を拡大し，のちには西上野や今川氏の領国であった駿河にも進出した。また上杉謙信ともしばしば北信濃の川中島(川中島の戦い)などで戦った。

美濃では**斎藤道三**(？～1556)が守護土岐氏を追放したが，道三の父はもと京都の日蓮宗寺院の僧で，還俗して土岐氏の重臣の家に仕えた新参者にすぎなかった。そのころ駿河・遠江には今川氏，近江には六角氏，越前には朝倉氏らの強豪が並び立っており，尾張では織田氏，三河では徳川氏の祖となる松平氏がまだ弱小ながらしだいに力を蓄えつつあった。

中国地方では，守護大名として強勢を誇った大内義隆(1507～51)が，16世紀の半ばに重臣陶晴賢(1521～55)に国を奪われ，さらに安芸の国人からおこった**毛利元就**(1497～1571)が陶氏を滅ぼして大内氏の旧領を奪った❶。毛利氏は山陰地方の尼子氏とも激しい戦闘を繰り返しながら，中国地方に勢力を広げていった。そのほか四国に長宗(曽)我部氏，九州には大友・竜造寺・島津などの諸氏，東北には伊達氏など，各地に有力大名が独自の分国を形成して争いを続けた。

彼らは島津・大友・今川・武田・六角氏などの例を除くと，いずれも守護代か国人から身をおこしたものである。幕府の権威が失われたために，幕府によって任命される守護職の意義もまたしだいに低下していったのである。このように古い権威が通用しなくなった戦国時代において，戦国大名として権力を維持していくためには，守護職のような上からの権威に頼るのではなく，激しい戦乱で領主支配が危機にさらされた家臣や生活を脅かされていた領国民など，下からの支持が必要であり，戦国大名には，新しい軍事指導者・領国支配者としての能力が強く求められたのである❷。

戦国大名は，**一門**(**一族衆**・親類衆)や**譜代衆**として仕えてきた従来からの家臣団に加え，新しく服属させた国人たち(国衆・外様衆)や，各地で成長の著しかった**地侍**を家臣として抱えていくことにより，その軍事力を増強した。国人は知行地を与えられて，給人と

❶ 陶晴賢は大内義隆を自刃させたのち，大友義鎮の弟を迎えて大内義長と名乗らせたが，ともに毛利氏によって滅ぼされた。

❷ 今川氏や武田氏など，守護大名出身の戦国大名も，この段階ではもはや幕府の権威に頼ることなく，実力で領国を支配していた。

呼ばれる上級家臣を構成し，一方の地侍は年貢の中間得分である**加地子**の取得権を保障されて，**足軽**などの下級家臣を構成した。そして大名は，これら家臣たちの収入額(国人であれば知行地の年貢額，地侍であれば加地子額など)を銭に換算した**貫高**という基準で統一的に把握し，その地位・収入を保障してやるかわりに，彼らには貫高にみあった一定の**軍役**を負担させた。これを**貫高制**といい，これによって戦国大名の軍事制度の基礎が確立した。下級家臣は通常上級家臣(**寄親**)に**寄子**として預けられる形で組織化されたが，この寄親・寄子制によって鉄砲や長槍などの新しい武器を使った集団戦もできるようになった。

戦国大名の分国支配

戦国大名は，絶え間のない戦いに勝ち抜き，領国を安定させなければ支配者としての地位を保つことができなかったので，富国強兵のための新しい体制をつくることにつとめた。家臣団統制や領国支配のための政策をつぎつぎと打ち出し，なかには領国支配の基本法である**分国法**(**家法**)を制定する者もあった。これらの法典には，御成敗式目をはじめとする幕府法や守護法を継承した法とともに，国人一揆の取決めを吸収した法などがみられ，中世法の集大成的な性格をもっていた。また喧嘩をした者は理由のいかんを問わず双方を死罪に処するとした**喧嘩両成敗法**や，個人の罪を同じ郷村に住む者にまで負わせる**連坐**(**縁坐**)**制**など，新しい権力としての戦国大名の性格を示す法も多くみられる。とくに喧嘩両成敗法は，それまで紛争解決手段の一つとして慣習的に認められていた決闘・私闘(喧嘩)を禁止し，すべての紛争を大名の裁判に委ねさせることによって，領国の平和を実現しようとしたものであり，この姿勢はのちの豊臣秀吉の惣無事令にも受け継がれていく。

年貢・諸税の動き

武田氏龍丸印

北条氏虎印

信長天下布武印

大友氏ローマ字印

参考　**戦国大名の印判**　中世の武家は**花押**を用いたが，戦国大名は**印章**を用いるようになった。当初，花押は戦功認定など家臣との主従関係に関する文書に，印章は掟書や伝馬など領国統治に関する文書に，と使いわけられていたが，しだいに印章を用いる範囲が広がり，とくに東国の大名は好んで印章を用いた。左上の武田氏の龍丸印は「昇龍」を刻んであるが，これはその右の小田原北条氏の虎印に対抗したものと考えられている。虎印は「禄寿応穏」の4字を収めた方形印の上に虎がうずくまっている形である。まさに龍虎あいうつ形であるが，おもしろいことに越後の上杉氏は獅子印を用いており，3者が鼎立して

いた情勢が印章にも示されている。続いて信長の「天下布武」の印をかかげたが，統一者らしい気風がよく反映されている。これに反して，のちの徳川家康は好んで「忠恕」といった道徳的な文字を刻んだ印を用いており，これも時代の風潮を示している。右端は大友宗麟の印章で，洗礼名フランシスコの頭文字を組み合わせて FRCO と示している。

【家法と分国法】　戦国大名の定めた法律を分国法・家法などという。しかし厳密にいえば，そこには性格の違いがある。家法とは家長が子弟や一族に与えた家訓で，下に示した早雲寺殿二十一箇条や朝倉孝景条々はその部類に入れるべきだとされている。これに対して分国法とは，家訓から発展して領国統治のための法となったものを指し，現在のところ，下に示したものがそれだと考えられている。分国法には家臣団に関する法だけでなく，百姓・町人など，領民全般にわたる法が含まれており，それが文字通り分国の住民すべてを対象とする法であったことがわかる。さらに分国法のなかには大名と家臣との協約の形をとるものがかなりあることからもわかるように，分国法は家臣・領民ばかりでなく，大名自身の行動をも規定していた。戦国大名は分国法をみずから遵守し，それに拘束されることによって，初めて正当な権力として認められたのである。

戦国大名は，新たに征服した土地などで**検地**をしばしば行った。その検地は，家臣である領主に知行地の面積・収入額などを自己申告させるものと，農民にその耕作地の面積・収入額を自己申告させるものとがあった。また，広い地域でいっせいに検地を実施する場合には，村請制に基づいて村に命じてその住民の耕作地の面積・収入額を一括して自己申告させることもあった。このような自己申告方式による検地を**指出検地**という。検地によって農民の耕作する土地面積と年貢量などが**検地帳**に登録され，各領主の知行地に対する大名の直接支配の方向が強化された。農民はそれぞれの土地の領主に年貢や公事を納めたほか，大名に対しても段銭や夫役などの諸税を負担していたが，検地帳はその双方の基本台帳となった。また大名の家臣である領主の貫高も検地帳に基づいて算出されていたから，

大　名	国名	法　令　名	制定年
伊達氏	陸奥	塵芥集	1536
結城氏	下総	結城氏新法度	1556
*北条氏	伊豆	早雲寺殿二十一箇条	16C 初
今川氏	駿河	今川仮名目録	1526
		今川仮名目録追加	1553
武田氏	甲斐	甲州法度之次第（信玄家法）	1547
*朝倉氏	越前	朝倉孝景条々（朝倉敏景十七箇条）	1471～81
六角氏	近江	六角氏式目（義治式目）	1567
大内氏	周防	大内氏掟書（大内氏壁書）	1495ころ
三好氏	阿波	新加制式	1562～73
長宗我部氏	土佐	長宗我部氏掟書（長宗我部元親百箇条）	1596
相良氏	肥後	相良氏法度	1493～1555

主な家法・分国法（*印は家法）

家法・分国法

一　喧嘩の事、是非に聢ばず成敗を加ふべし。但し取り懸る①と雖も堪忍せしむるの輩に於いては、罪科に処すべからず。……　（甲州法度之次第、原漢文）

一　駿遠両国②の輩、或わたくしとして他国よりめを取、或ハむこに取、むすめをつかハす事、自今已後これを停止し畢んぬ。　（今川仮名目録）

一　当家塁館③の外、必ず国中に城郭を構させる間敷く候。すべて大身④の輩をバ悉く一乗谷⑤へ引越しめて、其郷其村にハ、只代官下司のみ居置かるべきの事。　（朝倉孝景条々）

①しかけること。②駿河・遠江両国、今川氏の領国。③朝倉氏の本拠であるとりで。④高禄の武士。⑥朝倉氏の居城。

検地帳は同時に軍役の基本台帳でもあったのである。

参考　**戦国大名の検地方法**　戦国大名の検地をみると，甲斐の武田氏のように年貢や加地子額の把握に重点をおき，面積の把握にはあまり積極的でなかった大名もいるが，北条氏のように，むしろ面積の把握に重点をおいていた大名もいる。北条氏の検地では，まず村ごとに田と畠それぞれの面積を集計し，そこに1段あたり上田500文，下田300文，上畠200文，中畠165文，下畠150文の基準貫高を乗じ（上中下の等級は村ごとに決まる），それらを総計したものがその村の村高となる。この村高が，村が北条氏に対してつとめる諸税の賦課基準となったのである。さらに，村高から農民の再生産に必要な一定の控除分を差し引いたものが，村が実際にその土地の領主に納める年貢額となるが，それは同時にその領主の知行高として，領主が北条氏に対してつとめる軍役の賦課基準となった。なお，個々の耕作者への年貢や税の割り当ては，村請制に基づいて村が主体となって行った。北条氏の検地は貫高か石高か，あるいは指出か竿入かなど，いくつかの違いを除けば，のちの太閤検地と原理的にはほとんどかわらない，きわめて水準の高いものであった。

北条氏の検地方法

1577（天正5）年に武蔵国入間郡府川郷（埼玉県川越市）で実施された検地を例に，村高・年貢額・知行高それぞれの計算方法をみてみよう。

検地の結果，同郷の田の総面積は14町5段小10歩（＝145.36段），畠の総面積は24町2段半30歩（＝242.58段）と把握され，それぞれの等級は，田が上田，畠が中畠と認定された。

まず田の総面積に段別の基準貫高（この場合，上田なので500文）を乗じる。

145.36段×500文＝72680文＝72貫680文……①

これが同郷の田の貫高である。

つぎに畠の総面積に段別の基準貫高（この場合，中畠なので165文）を乗じる。

242.58段×165文＝40026文＝40貫26文……②

これが同郷の畠の貫高である。

つぎに田の貫高（①）と畠の貫高（②）を合計する。

72貫680文＋40貫26文＝112貫706文……③

これが同郷の村高となる。府川郷の住民はこの村高，すなわち112貫706文を基準に北条氏に諸税を納めたのである。しかし，112貫706文はあくまでも村高であって，これがそのまま年貢になるわけではない。年貢額は村高から農民の生活，再生産に必要な諸経費（控除分）を差し引いたものであり，府川郷の場合，20貫文の控除が認められている。

したがって，府川郷の農民が実際に領主に納める年貢額は，

112貫706文－20貫文＝92貫706文……④

となる。そしてこの92貫706文という年貢額が，同時に府川郷の領主が北条氏に対して軍役をつとめる際の基準，すなわち知行高となるのである。

戦国大名には，武器などの大量の物資の生産・調達が必要とされた。とくに朝鮮や明からの輸入品であった**木綿**は，兵衣・鉄砲の火縄などの武具に使用されて需要が高まり，木綿をもたらす商人の役割が重要になってくるとともに，三河などの各地に木綿栽培が急速に普及し，庶民の衣服生活などを大きくかえることにもなった。さまざまな物資を調達す

るために，大名は領国内に分散していた商工業を新しく編成し直し，有力な商工業者(御用商人)に統制させた。商工業者の力を結集した体制をつくった大名は，大きな城や城下町の建設，鉱山の開発，大河川の治水灌漑などの事業を行った。鉱山開発では，戦国大名が金・銀などの採掘に力を入れ，とくに16世紀前半に博多商人神谷寿禎(生没年不詳)が朝鮮から伝えた「灰吹法」と呼ばれる新しい精錬技術を導入したことによって，金・銀の生産が飛躍的に高まった。このころの鉱山としては，越後・佐渡・甲斐の金山，石見・但馬の銀山などが知られている。また治水事業では，武田信玄によって甲斐の釜無川と御勅使川の合流付近に築かれた**信玄堤**と呼ばれる堤防が代表的である。

【戦国大名の財源】　戦国大名は領国内の土地のほとんどを知行地として家臣や寺社にわけ与えてしまうのがふつうであったから，年貢収入は戦国大名にとって大きな財源とはなり得なかった。大名が年貢を徴収できた土地は直轄領だけであり，その規模は有力家臣のもつ知行地とほぼ同程度にすぎなかった。戦国大名が主な財源としたのはむしろ段銭・棟別銭・夫役(夫役は本来，労役であるが，銭納されることも多かった)などの税収入である。年貢が直轄領からしか徴収できなかったのに対し，税は原則として家臣や寺社の知行地を含め，領国内のすべての土地(棟別銭の場合は家屋)に賦課されたから，その額は年貢収入をはるかに上まわるものであった。戦国大名が検地に積極的であったのは，検地によって把握された貫高が，家臣に対する軍役の賦課基準であっただけでなく，これら領民に対する諸税の賦課基準でもあったためである。

戦国大名は，城下町を中心に領国を一つのまとまりをもった経済圏とするため，領国内の宿駅や伝馬の交通制度をととのえ，関所の廃止や市場の開設など商業取引の円滑化にも努力した。城下には，家臣の主な者が集められ，商工業者も集住して，しだいに領国の政治・経済・文化の中心としての**城下町**が形成されていった。このころ栄えた城下町としては，朝倉氏の一乗谷(現，福井市)をはじめ，北条氏の小田原，今川氏の府中(現，静岡市)，上杉氏の春日山(現，上越市)，大内氏の山口，大友氏の府内(現，大分市)，島津氏の鹿児島などがある。

参考　**戦国の城下町越前一乗谷**　福井市東南部の山中に位置する一乗谷は，1471(文明3)年ころ，朝倉孝景が建設し，以後，義景までの5代にわたり朝倉氏の本拠地として繁栄した城下町である。当時の史料にも「一乗は山の間の谷なり」とみえるように，一乗谷は足羽川にそそぐ一乗谷川に沿った谷間に築かれており，谷の入口には城戸が設けられ，城戸の内側に朝倉氏の居館や武家屋敷，寺院，町屋などが谷を埋めつくすように建ちならんでいた。孝景が定めた家法「朝倉孝景条々」に家臣団の一乗谷への集住を命じた箇条がある。城下町集住政策としてはきわめて早いものであるが，この箇条がそのまま実態を示しているかどうか，多少の問題はあるにしても，一乗谷のなかに家臣たちの屋敷が多く存在したことは事実である。町屋区域からは，中国・朝鮮の陶磁器や越前・美濃などの国産陶器をはじめ，鉄砲の玉や部品，鎧兜の一部などの武具や，さいころ・こま・将棋・羽子板などの玩具，鏡やかんざし，櫛などの化粧具，さらに雪国にふさわしくコスキと呼ばれる雪かき用のスコップや暖房用の行火なども出土している。また，さまざまな生産遺物から，町屋には鍛冶屋や鋳物師，紺屋，塗師など多くの職人が居住していたことも知られる。さらに炭化した医学書や『庭訓往来』の紙片など，当時の人々の勉学のようすをうかがわせる貴重な遺物もみつかっている。一方，城下町の中心である朝倉氏の居館には茶室や庭園が設けられ，高級な茶道具や輸入陶磁器が出土している。将軍足利義昭をはじめ，多くの文化人を受け入れた朝倉氏だけあって，その暮らしぶりは実に優雅なものであった。こうしてほぼ100年にわたって繁栄を続けた一乗谷も，1573(天正元)年に信長に焼き払われ，もとの山村へともどっていった。

都市の発展と町衆

戦国時代には，城下町だけでなく，農村手工業の発達や商品経済の発展によって，農村の市場や町も飛躍的に増加した。また大寺社だけでなく，新しくつくられた地方の中小寺院の**門前町**も繁栄した。門前町としては伊勢神宮の宇治・山田，信濃善光寺の長野，延暦寺の門前町で琵琶湖岸の重要な港町でもあった坂本などが代表的であるが，とくに浄土真宗の勢力の強い地域では，その寺院や道場を中心に**寺内町**が各地に建設され，そこに門徒の商工業者が集住した。寺内町としては，本願寺の所在地であった京都の山科や摂津の石山(現，大阪市)をはじめ，加賀の金沢，河内の富田林，大和の今井，和泉の貝塚などがある。寺内町の多くは，周囲を堀で囲み，中核をなす寺院や道場の周りに僧侶の居住区や商工業者の居住区が整然と配置されるなど，戦国大名の城下町とよく似た構造をもっていた。

これら寺内町などの新設の市場や町は，不入権・免税権などの特権をもち，自由で平等な商業取引を原則として市座などを設けない楽市として存在するものが多かったが，戦国大名は楽市令(**楽市・楽座令**)を出してこれらの楽市の特権を追認したり，また領国内の商品流通を盛んにするために，旧来の楽市とは別に新しく楽市を開設したりした。しかし商品流通がある程度軌道に乗ると，不入権や免税権などの特権を取りあげたり，大名と結びついた有力商人の座を追認するなどして，しだいに介入の度を深めていった。

この時代にはまた，各地方の城下町と中央の京都などを結ぶ遠隔地商業が活発化したのに伴い，**港町**や**宿場町**も繁栄し，大きな都市に発展していくものも多かった。港町としては**堺**や**博多**のほか，明や琉球などとの貿易で栄えた薩摩の坊津，瀬戸内海水運の要港で

中世の交通と都市

自由都市堺について（ガスパル＝ヴィレラ書簡）

堺の町は甚だ広大にして人なる商人多数あり、此町はベニス市の如く執政官①に依りて治めらる。

（一五六一〈永録四〉年書簡）

日本全国当堺の町より安全なる所なく、他の諸国に於て動乱あるも、此町には嘗て無く、敗者も勝者も、此町に来住すれば皆平和に生活し、諸人相和し、他人に害を加ふる者なし。……町は甚だ堅固にして、西方は海を以て、又他の側は深き堀を以て囲まれ、常に水充満せり。

（一五六二〈永禄五〉年書簡）
（『耶蘇会士日本通信』）

①会合衆による自治は一四八四年ころから行われていた。

あった尾道・兵庫，京都の西日本側の陸揚港であった淀川上流の淀・山崎，同じく京都の東日本側の陸揚港であった琵琶湖岸の坂本・大津，琵琶湖の水運を介して京都との連絡が容易であったことから日本海水運の基地となった小浜・敦賀，蝦夷地交易と日本海水運との中継地として栄えた津軽の十三湊，太平洋沿岸の桑名・大湊・江尻・神奈河（神奈川）・品河（品川）などがある。これらの都市のなかには，富裕な商工業者たちが自治組織をつくって市政を運営し，平和で自由な都市をつくりあげるものもあった。日明貿易の根拠地として栄えた堺や博多，さらに摂津の平野，伊勢の桑名や大湊などがその代表的自治都市であった。堺は36人の**会合衆**，博多は12人の**年行司**と呼ばれる豪商の合議（かいごうしゅう）によって市政が運営されていたが，他の都市にも年寄・老若・三方・公界など，さまざまな呼称で呼ばれる合議機関が存在し，自治都市の性格を備えていた。とくに堺は，イエズス会宣教師によって「ベネチアのように執政官によって治められ，共和国のようだ」といわれたように，きわめて整備された市政運営を行っていた。

参考　**蝦夷地交易の拠点十三湊**　津軽半島の西側に十三湖という湖がある。その十三湖と日本海の間を南から北に細長い砂洲が伸びており，そこにかつて蝦夷地交易の要港として賑わい，堺や博多とならんで「三津七湊」の一つにも数えられた十三湊があった。中世にこの港を支配していたのは，鎌倉時代に得宗被官として力を伸ばした豪族安藤（東）氏である。南北朝時代になると，安藤氏はますます大きな勢力をふるったが，やがて南部氏の台頭によって圧迫され，1432（永享4）年，南部氏に敗れて蝦夷ケ島に退いた。十三湊もほぼこのころから衰退に向ったとみられるが，近年の発掘調査などによって，最盛期の十三湊の姿が明らかにされつつある。それによれば，十三湊には南北に街路が走り，その街路に沿って整然と町屋が建ち並んでいた。町屋の裏手には寺院や館が存在し，また，町屋の北に伸びる砂洲の先端部分は土塁と濠で守られていることから，安藤氏とその家臣たちの館が存在した区域と考えられている。遺物としては，能登の珠洲窯で焼かれた壺・甕・すり鉢や瀬戸の碗・皿類のほか，中国・朝鮮の青磁・白磁なども出土しており，日本海水運の活発さを物語っている。十三湊が衰退するころから，これにかわって上ノ国の勝山館をはじめとする「道南十二館」が繁栄を始めるが，これも安藤氏が蝦夷ケ島に渡ったことと関係があるのだろうか。

京都のような古い政治都市においても，農村での村に対応して，富裕な商工業者である**町衆**を中心とした都市民の自治的団体である**町**が生まれた。町とは一つの街路をはさんで向かい合う両側の家々の住民によって構成された団体のことである❶。このころの京都は上京と下京という2つの大きな市街地（惣町）から成り立っていたが，この惣町を構成する最も基本的な単位が町であった。町はそれぞれ独自の町法（町掟）を定め，住民の生活や営業活動を守ったほか，武士や群盗の乱入を防ぐために町の出入口に釘貫と呼ばれる木戸を設けたり，戦時には自衛軍を組織して外敵と戦うなどの自衛活動も行った。さらにいくつかの町が集まって**町組**と呼ばれる組織がつくられたが，これらの町や町組は，それぞれ町衆のなかから選ばれた**月行事**の手によって自治的に運営された。上京と下京という2つの惣町は，このような惣町－町組－町という重層的な内部構造をもっていたのである。応仁の乱後，戦火で焼かれた都市京都は，これらの富裕な町衆によって復興された。祇園社（八坂神社）の祭礼であった**祇園祭り**（祇園会）も町を母体とした町衆の手によって再興され，祭りの最大の出しものである山鉾の巡行も各町の出費で行われたように，それは町衆たちの祭りとなっていったのである。

❶　この団体を指す場合の「町」は「マチ」とは読まず「チョウ」と読んだ。

祇園祭りの風景（『洛中洛外図屏風』）

文化の地方普及

応仁の乱により京都は荒廃したので，公家などの文化人が地方の大名を頼り，ぞくぞくと地方へ下った。荘園からの収入が断たれ，困窮していた公家たちは，各地の大名や有力武士のもとに身を寄せながら，蹴鞠や和歌，有職故実などを教え，その教授料によって生計を立てていたのであるが，地方の武士たちも中央の文化に強いあこがれをもっていたため，積極的にこれを迎え入れた。日本無双の才人とうたわれた**一条兼良**も経済的困窮から地方生活を余儀なくされた一人である。越前の朝倉氏や駿河の今川氏など，文芸に強い関心を示した大名は多かったが，とくに対明貿易で繁栄し，公家や文化人とも親交の深かった大内氏の城下町**山口**には，連歌師宗祇をはじめ多くの文化人や公家が集まり，儒学や和歌などの古典の講義が行われ，書

籍の出版も行われた(**大内版**・山口版)。水墨画の雪舟や儒学の**桂庵玄樹**(1427～1508)ら，山口に多くの文化人が育ったことも，この地の文化水準の高さを物語っていよう。

儒学は，新興の大名たちにも必要な学問とされて積極的に受け入れられ，その政治思想にも影響を与えた。五山禅僧であった桂庵玄樹は明から帰国したのち，肥後の菊池氏や薩摩の島津氏に招かれて儒学の講義を行い，また薩摩において朱子の『大学章句』を刊行するなどの活躍をし，のちの薩南学派の基を開いた。また土佐では**南村梅軒**(生没年不詳)が国人吉良氏のもとで朱子学を講じ，のちの**南学**の祖となったといわれている❶。**万里集九**(1428～？)のように中部・関東地方などの各地をめぐり，地方の人々と交流してすぐれた漢詩文を残した禅僧も多くいた。

関東では，15世紀中ごろ，関東管領**上杉憲実**が**足利学校**❷を再興した。ここでは全国から集まった禅僧・武士に対して高度な教育がほどこされ，多数の書籍の収集も行われた。足利学校はその後も小田原北条氏の保護を受け，多いときには3000人を超える学生が集まるほどの隆盛を迎えた。宣教師フランシスコ＝ザビエルもこの「坂東の大学」こそ日本で最大の学校だと手紙に記している。

このころすでに地方の武士の子弟を寺院に預けて教育を受けさせる習慣ができており，14世紀につくられた『**庭訓往来**』などの往来物や中世の基本法典である『貞永式目』，平安末期から鎌倉初期にかけて仏教・儒教の教えを易しく説くためにつくられた『実語教』『童子教』などの教訓書などが教科書として用いられていた。

都市の有力な商工業者たちも，その職業上，読み・書き・計算を必要とし，そのため書籍の刊行も盛んに行われるようになった。すでに南北朝時代には現存最古の『論語集解』の刊本である『**正平版論語**』が堺でつくられたほか，戦国時代の奈良の商人饅頭屋宗二(1498～1581)は15世紀後期に成立した辞書『節用集』を刊行した(『饅頭屋本節用集』)。さらに村落の指導者層の間にも村の運営のため，読み・書き・計算の必要が増して，農村にもしだいに文字の世界が浸透していった。

【往来物】　平安時代後期から明治時代初期まで，広く使用された初等教科書のことを往来物という。往来とは手紙，とくに往復書簡を意味したが，平安時代後期に往復書簡形式で日常語や手紙の書き方などを示した文例集がつくられて以来，初等教科書の多くはこの形式をとったので，これらを往来物と呼ぶようになった。江戸時代の寺子屋でも『庭訓往来』をはじめとする中世の往来物が教科書として広く使用されていたほか，江戸時代になって新たにつくられた往来物も数千種におよんだ。

---

❶ 桂庵玄樹とならぶ朱子学者として知られる南村梅軒は，土佐の吉良氏のもとで朱子学を講じ，のちの谷時中らにつながる南学の祖となったといわれているが，実在の人物であったかどうか，最近，強い疑念がもたれている。ただ梅軒の問題は別にして，五山文学の双璧とされる義堂周信や絶海中津も土佐の出身であることからみて，土佐が学問・文芸の盛んな土地であったことは確かだろう。

❷ 創立年代は室町初期とみられているが，正確にはわかっていない。

第3部

近　世

第6章　幕藩体制の確立

1．織豊政権

ヨーロッパ人の東アジア進出

わが国が戦国時代の争乱に明け暮れていた15世紀後半から16世紀にかけて，ヨーロッパは**ルネサンス**と**宗教改革**を経て，近代社会へ移行しつつあった。またヨーロッパに隣接する地域では，東地中海から中東・アフリカにかけてマムルーク朝エジプトやオスマン帝国をはじめとする強大なイスラム勢力が存在し，経済的にも宗教的にもヨーロッパ＝キリスト教世界を圧迫していた。このような情勢下，ヨーロッパ諸国はイスラム商人の仲介貿易によってヨーロッパにもたらされ，高値を呼んでいた香料を直接アジア地域から入手すべく，またアジアにキリスト教世界を拡大してイスラム世界を挟撃すべく海路アジアをめざしたのである。こうしてヨーロッパ諸国は，新航路の開拓，海外貿易の拡大，キリスト教の布教，さらに植民地の獲得を求め，世界的規模の活動を始めた。

1492年，イタリア人の**コロンブス**(Columbus, 1446？～1506)はスペイン女王イサベルの援助によって大西洋を横断して西インド諸島に達し，1498年にはポルトガル人**ヴァスコ＝ダ＝ガマ**(Vasco da Gama, 1469？～1524)がアフリカ大陸南端をまわってインド西海岸のカリカットに到達した。またポルトガル人**マゼラン**(Magellan, 1480～1547)は16世紀初め，スペインの船隊を率い，アメリカ大陸南端をまわって太平洋に出てフィリピン諸島に到達し，その一隊はさらに西進を続けて世界周航をなし遂げた。このような新航路の開拓によってヨーロッパ諸国の海外進出が始まり，世界の諸地域がヨーロッパを中心として広く交流する**大航海時代**と呼ばれる時代に入ったのである。

その先頭に立ったのがイベリア半島の王国**スペイン**(イスパニア)と**ポルトガル**であった。スペインは南北アメリカ大陸に植民地を広げ，16世紀半ばには太平洋を横断して東アジアに進出し，1571年，フィリピン諸島を占領してここにマニラ市を建設した。その後まもなくマニラとメキシコのアカプルコを結ぶ定期航路も開かれ，東アジアとアメリカ大陸の交通に重要な役割を果たした。一方，ポルトガルは1510年に占領したインド西海岸のゴアを根拠地にして東へ進出し，翌年，マレー半島のマラッカを占領したのに続いて，16世紀半ばには海賊を撃退した功績により明からマカオを割譲され，ここを東アジア貿易の基地とした。

16世紀末の世界と日本人の往来

当時，東アジア地域では，明がなお海禁政策をとり，朝貢貿易以外の私貿易を禁止していたが，環東シナ海の中国・日本・朝鮮・台湾・琉球・安南(ヴェトナム)・フィリピンなどの人々は国の枠を越えて広く中継貿易(密貿易)を行っていた。そこにヨーロッパ人が，世界貿易の一環としての中継に参入することになったのであるが，メキシコやペルー産の銀をマニラに運び，そこで中国商人の絹を買いとってメキシコに運んでいたスペインが，当初日本に対してはあまり大きな関心を示さなかったのに対し，ポルトガルは日本が中国の生糸を渇望していることに注目し，中国の生糸を日本に運んで日本産の銀と交換する中継貿易を始めた。これはヨーロッパに香料を運ぶよりもはるかに大きな利益をポルトガルにもたらしたのである。

南蛮貿易とキリスト教

1543(天文12)年にポルトガル人を乗せた中国船が九州南方の**種子島**に漂着した。この船は，密貿易商人で倭寇の頭目でもあった中国人王直(？～1559)のもち船で，その船がこの海域を航行していたのは九州の五島・平戸が当時王直の活動拠点となっていたためである。ポルトガル人はこのような密貿易商人・倭寇の船に同乗し，漂着したのであるが，これがヨーロッパ人が日本に来た最初となった。このとき，島主の種子島時堯(1528～79)は，ポルトガル人のもっていた**鉄砲**(火縄銃)を買い求め，家臣にその使用法と製造法を学ばせた。これを契機に，ポルトガル人は毎年のように九州の諸港に来航し，日本との貿易を行った。またスペイン人も，1584(天正12)年肥前の**平戸**に来航し，日本との貿易を開始した。

参考　**鉄砲の伝来**　ヨーロッパ側の史料によると，1542年に3人のポルトガル人がジャンクに乗って種子島に漂着したというが，日本側の唯一の史料ともというべき僧文之玄昌(1555～1620)の『鉄炮記』によると，天文12年8月25日(1543年10月5日)に，2人のポルトガル人の長に率いられた100余人の乗り組んだ船が流れ着いたという。このとき，種子島時堯に贈られた火縄銃は口径16ミリ，銃身718ミリで，これを**種子島銃**と呼ぶようになった。伝説によると，鋳物師の八坂金兵衛はポルトガル人船長に娘の若狭を人身御供に献じ，ついにその製法を教わったというが，このののち鉄砲はたちまち日本国中に広まった。紀州根来寺の使者は種子島を訪れて一挺をゆずり受け，堺の商人橘屋又三郎(生没年不詳)もこの地で鉄砲の製法を学んだ。また，近江国友村の鍛冶工は島津氏を通じて将軍へ献上された鉄砲をもとにしてその製作に成功した。織田信長はいち早く鉄砲隊を組織し，国友の鉄砲鍛冶をその勢力下に収めた。彼の統一戦争の勝利の一因が，この新兵器を縦横に駆使したところにあることは確かである。

当時の日本では，ポルトガル人やスペイン人を**南蛮人**❶，その船を南蛮船と呼び，彼ら

❶ 南蛮とは南方の外夷という意味で，ポルトガル・スペイン・イタリアなど南欧系の西洋人を南蛮人と呼んだ。江戸時代初期に来日したイギリス・オランダ人は髪・髭が赤いところから紅毛人と呼ばれて区別された。

大 名	洗 礼 名	受洗年	城 下 町
木下勝俊	ペ ド ロ	1587(?)	若狭小浜
京極高吉	？	1581	近江上平寺
蒲生氏郷	レ ア ン	1585	伊勢松坂→会津若松
高山図書	ダ リ オ	1563	大和宇陀の沢→摂津高槻
池田教正	シ メ ア ン	1563	河内八尾→若江
織田長益(有楽)	ジョ ア ン	1588	大和芝村
高山右近*	ジュ ス ト	1564	摂津高槻→播磨明石
内藤如安*	ジョ ア ン	1564	丹波八木
小西行長	アグスチノ	1569以前	讃岐小豆島→肥後宇土
一条兼定	パ ウ ロ	1576	土佐幡多
黒田孝高	シ メ オ ン	1585	姫路→豊前中津→(筑前福岡)
大村純忠	バルトロメオ	1563	肥前大村
大友義鎮	フランシスコ	1578	豊後府内→臼杵丹生島
有馬晴信	プロタジオ	1580	肥前有馬
五島純玄	ル イ ス	？	五島福江

主なキリシタン大名(*1614マニラへ追放)

との貿易を**南蛮貿易**といった。南蛮人は，鉄砲・火薬や中国の生糸などをもたらし，16世紀中ごろから飛躍的に生産が増大した日本の銀などと交易した。ポルトガル人らの貿易は主に肥前の松浦・大村・有馬氏や豊後の大友氏，薩摩の島津氏などの領内で行われ，松浦領では平戸，大村領では横瀬浦・福田・長崎，有馬領では口之津，大友領では府内，島津領では鹿児島・山川・坊津などが主要な港であった。とくに平戸・長崎・府内は貿易が盛んで，京都・堺・博多などの商人も多く参加した。当時その伝来地にちなんで種子島(銃)と呼ばれた鉄砲は，戦国大名の間に新鋭武器として急速に普及し，まもなく国産化にも成功して和泉の堺や紀伊の根来・雑賀，近江の国友などで大量生産された。足軽鉄砲隊の登場は，武士の騎馬戦を中心とする戦法をかえさせ，また防御施設としての城の構造も鉄砲戦に耐えうるものに変化させた。

南蛮貿易は，キリスト教宣教師の布教活動と一体化して行われていた。1549(天文18)年，日本布教を志した**イエズス会**(耶蘇会)の宣教師**フランシスコ＝ザビエル**(1506～52)が鹿児島に到着し，大内義隆・大友義鎮(宗麟，1530～87)らの大名の保護を受けて布教を開始した。当時，ヨーロッパでは宗教改革によるプロテスタントの動きが活発であったが，カトリック側も勢力の挽回をはかって，アジアでの布教に力を入れる修道会も多かった。その一つがイエズス会である。日本では当時，キリスト教を**キリシタン**(吉利支丹・切支丹)宗・天主教・耶蘇教などと呼び，宣教師をポルトガル語のパードレから転じた**バテレン**(伴天連)の名で呼んだ。

参考 **ザビエルの布教活動** 1506年にイベリア半島の小国ナバラ王国(その後スペインに併合)の貴族の子として生まれたザビエルは，パリに留学中，イグナチウス＝ロヨラと出会ってイエズス会に参加し，1541年，ポルトガル国王の要請に応じて布教のためインドのゴアに赴いた。1547年，マラッカで日本人アンジローと出会ったことがきっかけとなって日本行きを決意し，2年後，アンジローらとともに鹿児島に上陸した。その後，平戸，山口，京都，豊後府内を歴訪したザビエルは，1551年，2年3カ月にわたる日本での布教活動を終え，いったんゴアにもどるが，早くも翌年には中国布教を志して中国に出発する。しかし，上陸を目前にして病にかかり，上川(サンチュアン)島で46歳の生涯を閉じた。ザビエルが東アジア布教に果たした功績は大きく，1622年に聖人に列せられ，1904年，「世界の伝道事業の保護者」とされた。

【イエズス会】 イエズス会はスペインの貴族イグナチウス＝ロヨラ(Ignatius Loyola, 1491～1556)が，1534年にザビエルら同志7人とともにパリで創立したカトリックの教団の一つで，これに属する人がジェスイット(Jusuite)である。したがってジェスイット会ともいい，中国では耶蘇会とあてたが，現在の日本での公称はイエズス会となっている。会は1540年に教皇パウロ3世に公認され，会員は軍隊的訓練を受け，厳格な規律を守り，教皇を首長と仰いで旧教勢力の拡大，新教撲滅の信念に燃えて，積極的な布教活動に乗り出した。(会の紋章はI・H・Sで，これは人類の救世主イエズス(Iesus Hominum Salvator)という言葉の略号である。)

その後，宣教師はあいついで来日し，**南蛮寺**(教会堂)や**コレジオ**(宣教師の養成学校)・**セミナリオ**(神学校)などをつくり，熱心に布教につとめた。ザビエルのあと，ポルトガル人宣教師**ガスパル＝ヴィレラ**(1525～72)や『日本史』の著者として知られる**ルイス＝フロイス**(1532～97)らが九州を中心に近畿地方・中国地方の布教につとめ，キリスト教は急速に広まった。信者の数は1582(天正10)年ころには，肥前・肥後・壱岐などで11万5000人，豊後で1万人，畿内などで2万5000人に達したといわれる。

参考 **信長に仕えたアフリカ人** イエズス会宣教師が，ポルトガル人によってアフリカから連れてこられた黒人奴隷を初めて信長に会わせたとき，信長はからだに墨を塗っているものと思い込み，それが肌の色であると説明されてもなかなか信じようとしなかったという。信長にとっては世界の広さを痛感させられた，まさにカルチャーショックであったに違いない。その黒人はぎこちないながらも日本語を話せたことから，信長に気に入られ，宣教師のはからいで信長に仕えることになった。黒人は本能寺の変のときも刀を手にして明智方の兵とよく戦ったが，ついに捕えられてしまった。明智光秀の判断で命を助けられ，宣教師のもとに返されたらしいが，その後の消息については不明である。本能寺の変という日本史の舞台に，このような大航海時代にもてあそばれた一人のアフリカ人が居合わせていた事実を，私たちも記憶の一隅にとどめておく必要があろう。

ポルトガル船は，布教を認めた大名領の港に入港したため，大名は貿易を望んで宣教師を保護するとともに布教に協力し，なかには洗礼を受ける大名もあった。彼らを**キリシタン大名**と呼ぶが，そのうち，**大友義鎮**(宗麟，洗礼名フランシスコ)・**有馬晴信**(洗礼名プロタジオ，のちジョアン，1567～1612)・**大村純忠**(ドン＝バルトロメオ，1533～87)の3大名は，イエズス会宣教師**ヴァリニャーニ**(1539～1606)の勧めにより，1582(天正10)年，伊東マンショ(1569？～1612)・千々石ミゲル(1570～？)・中浦ジュリアン(1570？～1633)・原マルチノ(1568？～1629)ら4人の少年使節をローマ教皇のもとに派遣した(**天正遣欧使節**)。彼らはゴア・リスボンを経てローマに到着し，教皇グレゴリオ13世に会い，1590(天正18)年に帰国している。また，大友義鎮や黒田孝高(如水，ドン＝シメオン，1546～1604)・長政(1568～1623)父子のようにローマ字印章を用いた大名もいるほか，明智光秀の娘で細川忠興(1563～1645)夫人の細川ガラシャ(1563～1600)も熱心な信者として知られている。

少年使節たち 左から原マルチノ，中浦ジュリアン，千々石ミゲル，伊東マンショ。

織田信長の統一事業

戦国大名のなかで全国統一の願望を最初にいだき，実行に移したのは尾張の**織田信長**(1534～82)であった。信長は尾張守護代の家臣であった織田信秀(1511～52？)の子で，1555(弘治元)年に守護代を滅ぼしてその居城清洲(須)城を奪い，まもなく尾張を統一した。ついで1560(永禄3)年，尾張に侵入してきた**今川義元**(1519～60)を**桶狭間の戦い**で破り，1567(永禄10)年には，美濃の斎藤氏を滅ぼして肥沃な濃尾平野を支配下においた。信長は，斎藤氏の居城であった美濃の稲葉山城を岐阜城と改名してここに移り，「天下布武」(天下に武を布くす)の印判を使用して天下を自分の武力によって統一する意志を明らかにした。翌年信長は，暗殺された前将軍足利義輝の弟で信長の力を頼ってきた**足利義昭**(1537～97)を立てて入京し，義昭を将軍職につけて，全国統一の第一歩を踏み出した。しかし，信長は義昭の勧める管領・副将軍への任官を辞退して幕府体制から一定の距離をおき，また朝廷に対しては，荒廃した内裏の修理を進めて尊王ぶりをアピールする一方，正親町天皇(在位1557～86)の皇子誠仁親王(1552～86)を形式上の養子とするなどして，伝統的な権威をみずからの手中におこうとした。

「天下布武」の印判

【参考】**信長の素顔**　信長と対面したイエズス会宣教師たちによれば，信長は中背で華奢な体つきをしており，ひげが薄く，かん高い声のもち主であったという。睡眠時間は短く，酒を飲まず，不潔や不整頓を極度に嫌い，果物の皮一枚を掃き忘れたがために信長に切られた下女もいたほどであった。自尊心が強く，大名諸侯をすべて見下し，家臣の進言にもほとんど耳を貸さなかったが，反面，身分の低い者とも気さくに話をするような一面ももっていた。信長は霊魂や来世を信じない徹底した無神論者であったが，これについて宣教師の1人はつぎのような話を伝えている。かつて父信秀が危篤におちいったとき，信長は僧侶たちを呼んで病気回復の祈禱を行わせた。僧侶たちは口々に信秀の回復を保障したが，数日後，信秀は世を去ってしまった。そこで信長は僧侶たちを寺院に監禁し，「今度は自分たちの命について偶像に祈るがよい」といって，彼らを射殺してしまったというのである。のちに信長をあの激しい仏教弾圧に駆り立てたものは，あるいは若き日のこの苦い思い出だったのかもしれない。

1570(元亀元)年，信長は**姉川の戦い**で近江の浅井長政(1545～73)と越前の朝倉義景(1533～73)の連合軍を破り，翌年には浅井・朝倉方に加担した比叡山延暦寺を焼き打ちにし，強大な宗教的権威と経済力を誇った寺院勢力を屈伏させた(**延暦寺焼き打ち**)。1573(天正元)年，信長によってしだいに権限を奪われつつあった足利義昭は，将軍権力の回復をめざして浅井・朝倉・武田の諸氏と結んで信長に反抗したが，武田軍が信玄の急死により進軍を中止したために利を失い，信長は浅井長政・朝倉義景を討つとともに，義昭を京都から追放し，室町幕府を滅ぼした(**室町幕府の滅亡**)。1575(天正3)年，信長は三河の**長篠合戦**で大量の鉄砲と馬防柵を用いた画期的な戦法で，宿敵信玄の子武田勝頼(1546～82)の率いる騎馬軍団に大勝し，翌年近江に壮大な**安土城**を築き始めた。

【安土城】　安土城は琵琶湖岸の小山の上に築かれた平山城で，中央には7階建ての壮大な天主(天守閣)がつくられ，信長の居所とされた。天主の外壁や軒瓦には金箔が押され，内部には狩野永徳らに描かせた障壁画など，数々の豪華な装飾がほどこされた。信長は築城と同時に城外に摠見寺という寺も建立したが，信長はみずからをその本尊と位置づけ，城下の人々に参拝させたという。信長は1579(天正7)年に岐阜城を子の信忠(1557～82)にゆずって安土城に移ったが，京都ににらみをきかせながら，しかも一定の距離をおいた安土の地は，信長の伝統的な権威に対する姿勢をよく示している。安土城は本能寺の変の際の混乱で焼失したが，その建築は近世城郭建築に大きな影響を与えた。

信長の統一年表

年	事項
1560	桶狭間の戦い
1568	足利義昭を奉じて入京
1570	姉川の戦い、石山戦争開始
1571	延暦寺の焼き打ち
1573	将軍義昭追放(室町幕府滅亡)
1574	伊勢長島の一向一揆平定
1575	長篠合戦、越前一向一揆平定
1576	安土城をきずく
1580	石山戦争終わる(本願寺屈伏)
1582	天目山の戦い(武田氏滅亡)
〃	本能寺の変(信長殺される)

しかし，信長の最大の敵は石山本願寺を頂点にし，全国各地の真宗寺院や寺内町を拠点にして信長の支配に反抗した**一向一揆**であった。本願寺では第11代門主顕如(光佐，1543～92)が1570(元亀元)年，諸国の門徒に信長と戦うことを呼びかけて挙兵し，前後11年におよぶ石山戦争が展開された。しかし信長は，1574(天正2)年，伊勢長島の一向一揆を滅ぼし，翌年には越前の一向一揆を平定して，ついに1580(天正8)年，石山本願寺を屈伏させ，顕如を石山(大坂)から退去させることに成功した(**石山本願寺攻め**)。約1世紀にわたり存続した加賀の一向一揆が解体したのもこのときである。

【参考】**東本願寺と西本願寺**　信長の石山本願寺攻めに際し，石山からの退去を決定した顕如に対し，長男の教如(1558～1614)は徹底抗戦を主張して父顕如と対立した。その後，両者は和解したものの，この事件は教団内における教如の立場を微妙なものにした。本願寺は豊臣秀吉のときに京都堀川に移されたが(西本願寺)，顕如が死去すると，教如は本願寺門主の座を弟の准如(1577～1630)にゆずり隠退した。その後，教如には徳川家康から京都七条烏丸に別の寺が与えられ(東本願寺)，ここに本願寺は東西両派にわかれることになった。現在，西本願寺は真宗本願寺派本山として俗に「お西」と呼ばれ，東本願寺は真宗大谷派本山として俗に「お東」と呼ばれている。

このようにして，信長は京都をおさえ，近畿・東海・北陸地方を支配下に入れて，統一事業を完成しつつあったが，1582(天正10)年，甲斐の武田勝頼を天目山の戦いで滅ぼしてからわずか3カ月後，毛利氏征討に向かう途中，滞在した京都の本能寺で，家臣の**明智光秀**(1528？～82)にそむかれて敗死した(**本能寺の変**)。

信長は組織性と機動力とに富む強力な軍事力をつくりあげ，すぐれた軍事指揮者として，つぎつぎと戦国大名を倒しただけでなく，伝統的な政治や経済の秩序・権威に挑戦してこれを破壊し，新しい支配体制をつくることをめざした。信長は，入京直後，全国一の経済力をもつ自治的都市として繁栄を誇った堺に高額の矢銭(軍用金)を要求し，堺がこれを拒否して反抗すると，翌年，堺を直轄領とするなどして，畿内の高い経済力を自分のもとに集中させた。

また，これまで交通の障害となっていた関所の撤廃を積極的に進め，安土の城下町には**楽市・楽座令**を出して来住した商工業者に自由な営業活動を認めるなど，新しい流通・都市政策をつぎつぎと打ち出していった。宗教政策では，延暦寺や一向一揆を制圧したほか，当時京都の町衆らの間に根強い勢力を保っていた日蓮宗に対しても，安土城下で浄土宗と論戦を行わせ(**安土宗論**)，そこでの敗訴を理由に激しい弾圧を加えるなど，仏教勢力に

は終始徹底した態度でのぞんだ。その反面，彼らから弾圧を受けていたイエズス会宣教師に対しては好意的な態度をとり，その布教活動を支援するとともに，南蛮貿易にも大きな関心を示した。

【楽市令】 つぎに示したのは1577(天正5)年6月，織田信長が安土城下町に出したものである。

㈠ 当所中楽市として仰せ付けらるるの上は，諸座・諸役・諸公事等，ことごとく免許の事。
㈠ 往還の商人，上海道(中山道)相留め，上下とも当町に至り寄宿すべし。(後略)
㈠ 普請免除の事。(後略)
㈠ 分国中徳政これを行うといえども，当所中免除の事。
㈠ 喧嘩口論幷に国質・所質・押買・押売・宿の押借以下，一切停止の事。

これは全13条のうち，1・2・3・8・10条を示したものであるが，座の特権否定，商人来住の奨励，土木工事への徴発免除，徳政への不安除去，治安維持の保障をそれぞれ示しており，このほか伝馬役・家屋税の免除，よそ者の差別待遇否定などの条項もあって，城下繁栄がそのねらいであったことが読みとれる。

豊臣秀吉の天下統一

信長の後を継いで，天下統一を完成したのは**豊臣秀吉**(1537？～98)である。尾張の地侍の家に生まれた秀吉は，信長に仕えてしだいに才能を発揮し，信長の有力武将に出世した。秀吉は初め木下藤吉郎秀吉と名乗ったが，信長が室町幕府を滅ぼした1573(天正元)年に羽柴姓に改めた❶。1582(天正10)年，秀吉は本能寺の変を知ると，対戦中の毛利氏と和睦し，山城の**山崎の合戦**で明智光秀を討ち，信長の法要を営むなどして信長の後継者争いに名乗りをあげた。翌年には柴田勝家(？～1583)を近江の**賤ケ岳の戦い**に破り，ついで勝家にくみした織田信孝(信長の3男，1558～83)をも自刃させて，信長の後継者の地位を確立した。また同年，秀吉は水陸交通の要地で寺内町として繁栄していた石山の本願寺の跡に壮大な**大坂城**を築き始めた。ついで1584(天正12)年，秀吉は尾張の**小牧・長久手の戦い**で織田信雄(信長の次男，1558～1630)・徳川家康(1542～1616)の軍と戦ったが，戦局が膠着したために和睦した。以後，秀吉は東国を軍事的に征服する方針を転換し，朝廷のもつ伝統的な支配権を積極的に利用するようになった。

参考 **大坂城** 信長の築いた安土城は，琵琶湖にのぞむ安土山上に5層7階の華麗な天主をもち，近世的城郭の初めであった。しかし，信長は早くから大坂の地に目をつけ，石山本願寺に城地として引き渡し方を求めていた。信長の遺志を継いだ秀吉は，1583(天正11)年から3年がかりで大坂城を完成させ，京都の聚楽第(聚楽第破却後は伏見城)につぐ豊臣政権の政庁として用いたが，石垣の長さは3里8丁にもおよび，天主は5層9階，下から3階までは石垣のなかにあり，内部は金箔で飾るという豪壮華麗なものであった。ここを訪れたイエズス会の宣教師たちは，秀吉みずからの案内を受けて天主まで登ったが，黄金の組立て茶室をはじめ，綺羅充満するみごとさに思わず感嘆の声をあげたという。築城当時，宣教師たちは毎日石を積んだ船約1000艘が大坂に入ってくる有様を眺めたというが，現在残る50畳敷余りの“肥後石”や，38畳敷の“たこ石”などは，築城に費やされたおびただしいエネルギーを象徴している。もっとも，この城は大坂の役で焼亡し，現在の大坂城の城地は，徳川初期に豊臣氏のそれの上に約10mの盛土をして再築されたものの遺構であり，ここに1931(昭和6)年に鉄筋コンクリートの天主が復原された。その後1996～97(平成8～9)年の大改修工事によって屋根飾りの金箔も押し直され，また最新の耐震構造を備えた現在の天主に生まれかわったのである。

❶ 信長の重臣であった丹羽長秀(1535～85)と柴田勝家にあやかったものと伝えられている。

1585(天正13)年，秀吉はまず小牧・長久手の戦いの際に徳川方に味方した紀州の根来衆と雑賀一揆を滅ぼし，ついで長宗我部元親(1538～99)を下して四国を平定するとともに，朝廷から**関白**に任じられ，翌年**豊臣**の姓を与えられた(豊臣賜姓)。関白になった秀吉は，天皇から日本全国の支配権をゆだねられたと称し，**惣無事**(全国の平和)を呼びかけ，互いに争っていた戦国大名に停戦を命じ，その領国の確定を秀吉の決定にまかせることを強制した(**惣無事令**)。惣無事令は戦国大名の喧嘩両成敗法を全国におよぼしたものといえるが，これによって大名から百姓にいたるまで，すべての階層で合戦・私闘が禁じられ，戦国の世も終息に向かったので，この命令のことを**豊臣平和令**ともいう。

秀吉の統一年表

1582	山崎の合戦(明智光秀敗死)
1583	賤ケ岳の戦い，大坂城の築城に着手
1584	小牧・長久手の戦い
1585	根来・雑賀一揆平定。関白となる
〃	四国平定(長宗我部氏服従)
1586	太政大臣となり，豊臣姓を与えられる
1587	九州平定(島津氏服従)
1588	刀狩令。大坂城ほぼ完成
1590	小田原攻め(北条氏滅亡)
〃	奥羽平定

惣無事令はその後，秀吉が全国を平定する際の法的な根拠になった。1587(天正15)年にはこの命令にしたがわず，九州の大半を勢力下においた島津義久(1533～1611)を征討し，降伏させた(九州平定)。さらに1590(天正18)年には秀吉の停戦命令を無視して他領に侵攻した小田原の北条氏政(1538～90)を滅ぼし(**小田原攻め**)，ついで奥羽仕置のため会津に入った。これによって同じく秀吉の停戦命令を長らく無視し続けていた伊達政宗(1567～1636)をはじめ，東北地方の諸大名もようやく服属し(奥羽平定)，さらに同90年から翌年にかけて，秀吉の奥羽仕置に反対してあいついでおきた葛西・大崎一揆や九戸政実(？～1591)の乱も鎮定されて，ここに秀吉の全国統一が完成した。また小田原北条氏の滅亡に伴い，徳川家康を長年の勢力基盤であった東海地方から北条氏の旧領である関東に転封し，また葛西・大崎一揆鎮定後，伊達政宗を米沢から葛西・大崎氏旧領に転封するなど，領地替えを通じて大名の勢力削減をはかるとともに，武士を在地から切り離して**兵農分離**を推し進めた。

秀吉は，信長の後継者としての道を歩みながらも，軍事的征服のみに頼らず，強力な軍事力・経済力を背景に，伝統的支配権を利用して新しい統一国家をつくりあげた。1588(天正16)年，秀吉は京都に新築した**聚楽第**に後陽成天皇(在位1586～1611)を迎えて歓待し，その機会に諸大名に天皇と秀吉への忠誠を誓わせた。ついで全国統一を終えた1591(天正19)年，秀吉は関白の地位を甥の豊臣秀次(1568～95)にゆずるとともに聚楽第を与えたが，その後，秀吉に実子秀頼(1593～1615)が誕生したことから秀次との関係が悪化し，1595(文禄4)年，謀反を企てたという理由で秀次を処刑した。聚楽第もこのときに破却され，以後，豊臣政権の政庁は秀吉が隠居城として新築した伏見城に移った。

豊臣政権の経済的な基盤は，各地に設けられた約200万石の**蔵入地**(直轄領)であった。

天正大判　1588(天正16)年に鋳造されたもの。表面に打たれた桐印が菱形にかこまれているので，菱大判ともいう。

これは江戸幕府初期の幕領とほぼ同じ規模であるが，蔵入地からの年貢は秀吉直臣団への扶持米や戦時の兵粮米にあてられたほか，大名に新恩として与える知行地の源泉にもなった。そのほか秀吉は，佐渡相川・石見大森・但馬生野などの主要な鉱山を直轄にして金銀の生産に伴う収益を独占し，京都の彫金家後藤徳乗(1550～1631)に命じて**天正大判**などの貨幣を鋳造した。さらに京都・大坂・堺・伏見・長崎などの重要都市を直轄にして**豪商**を統制下におき，政治・軍事などにその経済力を活用した。秀吉のもとで活躍した豪商としては堺の千利休(1522～91)・小西立佐(行長の父，1533？～92？)，博多の島井宗室(1539？～1615)・神屋宗湛(1553～1635)らが知られている。とくに千利休は秀吉の異父弟である豊臣秀長(1540～91)とともに秀吉の側近として政治にも深く関与したが，秀長の病死後，政権内部の抗争に巻き込まれ，1591(天正19)年に自刃させられた。

豊臣政権は秀吉の独裁化が著しく，中央政府の組織の整備が十分に行われなかった。腹心の部下である浅野長政(1547～1611)・増田長盛(1545～1615)・石田三成(1560～1600)・前田玄以(1539～1602)・長束正家(？～1600)を**五奉行**として政務を分掌させ，有力大名である徳川家康・前田利家(1538～99)・毛利輝元(1553～1625)・小早川隆景(1533～97)・宇喜多秀家(1572～1655)・上杉景勝(1555～1623)を大老(隆景の死後**五大老**と呼ばれた)として重要政務を合議させる制度ができたのは，秀吉の晩年のことであった。

検地と刀狩

豊臣政権が新しい体制をつくり出すために打ち出した中心政策が，**検地**と**刀狩**であった。秀吉は信長在世中の1580(天正８)年の播磨検地以来，新しく獲得した領地につぎつぎと検地を施行してきたが，秀吉が実施したこれら一連の検地を**太閤検地**❶という。太閤検地の検地帳は石高で記載され，この結果，全国の生産力が米の量で換算された**石高制**が確立した。また，これによってそれまでの貫高制などが新しい基準の石高制に改められたので，この検地のことを**天正の石直し**と呼ぶこともある。

検地条目①

一、上田　壱石五斗
一、中田　壱石三斗
一、下田　壱石壱斗
一、壱段につきて、五間・六拾間の事
一、さお(竿)の本②遣し候間、本のごとく拵え打つ③べきの事。
一、升　京判たるべきの事④。
一、その郡の絵図、隣郡堺目ならびに山・川・道、念を入れ書きつけ上すべき事。　(一柳文書)

①一五九一年豊臣秀次が御前帳徴収のために出した検地施行に関する法令の写しで一九条よりなる。②検地竿の見本の竿。薩摩国の検地の際、検地奉行石田三成が定めた「竿の本」が、現在残されている。③見本にあわせてつくった竿ではかる。④枡は、定められた京枡を使用すべき事。

秀吉は検地に際し，直臣を検地奉行として派遣し，また検地実施規則である検地条目を出して，各地で統一した基準のもとに検地を行わせた。土地の面積表示は新しい基準のもとに定めた町・段・畝・歩に統一した。すなわち，６尺５寸(約197cm)四方を１歩，360歩を１段，10段を１町としていた戦国時

❶　太閤とは，前に関白であった人の尊称である。

代の単位を改め，曲尺１尺(約30.3cm)の検地尺を基準に６尺３寸(約191cm)四方を１歩，30歩を１畝，300歩(10畝)を１段，10段を１町とする新しい単位を採用したのである。また穀物の量をはかる枡も，これまで地域や用途ごとに異なる枡が使用されていたのを**京枡**に統一し，これに基づく石・斗・升・合を基本単位とした❶。

太閤検地では，村ごとに田畑・屋敷地の面積・等級を調査してその石高を定めた。その方法は，当初は戦国大名と同じ**指出検地**がとられたが，のちに検地竿を用いて実際に土地を測量する**竿入検地**が原則となった。個々の田畑には上・中・下・下々などの等級をつけ，例えば上田１段は１石５斗，中田は１石３斗，上畑や屋敷地は１石２斗というように，その生産力を米で表わした。この１段当りの生産力を**石盛**(斗代)といい，石盛に各段別(面積)を乗じて得られた量を**石高**という。この石高に一定の年貢賦課率を乗じたものが，実際に領主に納められる年貢の納入額になるが，通常は石高の３分の２を領主に納入する２公１民が一般的であった。また太閤検地は，荘園制のもとで一般にみられた，一つの土地に何人もの権利が重なりあう状態を整理し，検地帳には実際に耕作している農民の田畑と屋敷地が石高で登録された。このように一つの土地に１人の権利者だけを認める太閤検地の方針を**一地一作人の原則**といい，検地帳に登録された権利者を**名請人**といった。この結果，農民は自分の田畑の所有権を法的に認められることになったが，自分のもち分の石高に応じて年貢などの負担を義務づけられることにもなった。ただし実際の年貢の納入は，個々の名請人がそれぞれに行うのではなく，彼らの石高を村ごとに集計した村高に応じて，村が一括して納入する**村請制**がとられた。個々の名請人への年貢の割当ては村が主体となって行ったのであり，その点では，太閤検地も中世の惣村以来行われてきた地下請(村請)の慣行を前提としていたといえる。この体制は江戸幕府にもほぼそのまま継承されていった。

秀吉は，全国統一を終えた1591(天正19)年，それまでの検地の成果をふまえて，全国の大名に対し，その領国の**検地帳**(**御前帳**)と**国絵図**の提出を命じた。これにより，すべての大名の石高が正式に定まり，大名はその領知する石高にみあった**軍役**を奉仕する体制ができあがった。この御前帳と国絵図は全国の土地台帳としての実用性を備えていただけでなく，全国支配の象徴としての意味ももっていた。のちに江戸幕府が国単位に郷帳と国絵図を提出させたのもこれにならったものである。

一方，**刀狩**は農民から武器を没収し，農民の身分を明確にする目的で行われた。荘園制下の農民は刀などの武器をもつものが多く，土一揆や一向一揆などではこれらの武器が威力を発揮した。秀吉はこのような一揆を防止し，農民を農業に専念させるため，1588(天正16)年に**刀狩令**を出し，当時建立中であった京都方広寺の大仏の釘として再利用するという名目で農民の武器を没収した。ついで1591(天正19)年，秀吉は**人掃令**を出して，武士に召使われている武家奉公人(兵)が町人・百姓になること，また百姓が商売や職人仕事などに従事することを禁止した。さらに翌年，関白豊臣秀次が朝鮮出兵の武家奉公人や人夫を確保するために改めて出した人掃令に基づいて，武家奉公人・町人・百姓の職業別に

❶　江戸幕府も300歩＝１段の基準を採用したが，６尺(約182cm)四方を１歩としたため，土地の面積表示は太閤検地のそれよりも大きくなった。また江戸幕府も京枡を基準枡としたが，江戸時代の京枡は太閤検地の際に用いられたものより容量が大きかった。

刀狩令

一、諸国百姓、刀、脇指①、弓、やり(槍)、てつはう(鉄砲)、其外武具のたぐひ(類)所持候事、堅く御停止候。其子細は、入らざる道具②をあひたくはへ、年貢・所当を難渋せしめ、自然③、一揆を企て、給人④にたいし非儀の動をなすやから(族)、勿論御成敗有るべし。然れば、其所の田畠不作せしめ、知行ついえ⑤になり候の間、其国主、給人、代官として、右武具悉取りあつめ、進上致すべき事。

一、右取をかる(置)べき刀、脇指、ついえにさせらるべき儀にあらず候の間、今度大仏⑥御建立の釘、かすがひに仰せ付けらるべし。然れば、今生⑦の儀は申すに及ばず、来世までも百姓たすかる(助)儀に候事。

一、百姓は農具さへもち、耕作専に仕り候へハ⑧、子々孫々まで長久に候。百姓御あはれミ(憐)をもって、此の如く仰せ出され候。誠に国土安全万民快楽の基也。……右道具急度取集め、進上有るべく候也。

天正十六年(一五八八)七月八日(秀吉朱印)

(小早川家文書)

①短い刀のこと。②農耕に不要な武器。③万一。④大名から土地を給与されている家臣。⑤むだ。⑥秀吉が建立させていた京都方広寺の大仏。⑦現世。⑧耕作に専念すること。

それぞれの戸数・人数を調査・確定する全国的戸口調査が行われた。この人掃令の結果，諸身分が確定することになったので，人掃令のことを身分統制令ともいう。こうして，検地・刀狩・人掃令などの政策によって，兵・町人・百姓の職業に基づく身分が定められ，いわゆる**兵農分離・農商分離**が完成したのである。

【人掃令】　人掃令は1591(天正19)年８月の**秀吉令**と翌年正月の**秀次令**の２度にわたり発令された。秀吉の人掃令は３カ条よりなり，第１条では武家奉公人が町人や百姓になること，第２条では百姓が商人や職人になること，第３条では武家奉公人が主人をかえることをそれぞれ禁止し，違反者を摘発した場合には代官や住民の手で在所から追放(＝人掃)するよう命じている。一方，秀次の人掃令とは，1592(文禄元)年正月に秀次が朝鮮出兵に際して出した５カ条の臨時立法(とくに武家奉公人の脱走を禁じた第１条)を指す。従来は秀吉令を身分統制令，秀次令を人掃令と呼んで区別してきたが，1592年３月に人掃令に基づいて実施された全国的な戸口調査は，武家奉公人に限らず，すべての身分を対象としていることから，この調査の法的根拠となった人掃令も，武家奉公人を対象とした秀次令だけでなく，前年の秀吉令をも指していたと考えざるをえない。つまり人掃令とは，正しくは秀吉令と秀次令の併称と考えるべきなのである。秀次令は，朝鮮出兵に備えて，秀吉令のうち，武家奉公人に関する条項を徹底させたもので，秀吉令の再令としての性格をもつものであった。なお人掃とは狭義には追放という意味だが，人掃令の場合には戸口調査(人改)と違反者の追放(狭義の人掃)という双方の意味合いを含んでいるようである。

秀吉の対外政策と朝鮮侵略

秀吉は，はじめキリスト教の布教を認めていたが，しだいに秀吉のつくりあげようとした国家体制にキリスト教が妨げになると考えるようになった。1587(天正15)年，島津氏征討のため九州に赴いた秀吉は，キリシタン大名の大村純忠が長崎をイエズス会の教会に寄付していることなどを知り，まず大名らのキリスト教入信を許可制にした。このとき秀吉は，キリシタン大名の中心的存在であった播磨国明石城主高山右近(1552～1615)に棄教を迫ったが，拒否したため，その領地を没収した。これはキリシタン大名の増加と彼らの連携を警戒した秀吉による一種の見せしめであったが，一般人の信仰は「その者の心次第」として禁じなかった。ところがこの直後，秀吉は突然**バテレン(宣教師)追放令**を出して宣教師の

文禄・慶長の役要図

バテレン①追放令②

一、日本ハ神国たる処、きりしたん国より邪法を授け候儀、太以て然るべからず候事。

一、其国郡の者を近付け門徒になし、神社仏閣を打破るの由、前代未聞に候。……

一、伴天連、其知恵の法を以て、心ざし次第ニ檀那③を持ち候と思召され候へバ、右の如く日域④の仏法を相破る事曲事に候条、伴天連儀、日本の地ニハおかせられ間敷候間、今日より廿日の間ニ用意仕リ帰国すべく候。……

一、黒船⑤の儀ハ商売の事ニ候間、各別に候の条、年月を経、諸事売買いたすべき事。

天正十五年六月十九日　(松浦文書)

①バテレンはポルトガル語のパードレ(神父)の音訳で，外国人宣教師のこと。②豊臣秀吉が出した追放令の写しで五条よりなる。③信者。④日本。⑤ポルトガル・スペイン船。

国外追放を指令した。宣教師が神社仏閣を破壊しているというのが直接の理由であったが，キリスト教と南蛮貿易を分離できると考えた秀吉は，ポルトガル船や商人の来航は従来通り認める方針をとった。また1588(天正16)年，秀吉は海の惣無事令ともいうべき**海賊取締令**を出して倭寇などの海賊行為を禁止し，海上の平和を実現するとともに，一方では京都・堺・長崎・博多の豪商らの東アジア諸国への渡航を保護するなど，南方貿易を奨励した。このような貿易の奨励は，結果的にキリスト教の取り締まりを不徹底なものにし，キリスト教はなお各地に広がっていった。ところが1596(慶長元)年，スペイン船サン＝フェリペ号が土佐に漂着したとき，乗組員の不用意な発言とポルトガル人の讒言からスペインが領土拡張に宣教師を利用しているという話が伝わり(**サン＝フェリペ号事件**)，これを知った秀吉は，スペイン系のフランシスコ会を中心とする宣教師・信者26名を捕え，長崎に送って処刑した(**26聖人殉教**)。その背景には，日本への布教のため進出したスペイン系のフランシスコ会とイエズス会との対立があったが，この事件は日本の支配者層の間にキリスト教に対する警戒心を植えつけることになった。

16世紀後半の東アジアでは，朝貢貿易と海禁政策を基本とする中国中心の伝統的な国際秩序が，明の国力の衰退により変化しつつあった。全国を統一した秀吉は，この情勢のなかで日本を中心とする新しい東アジアの国際秩序をつくることを志した。秀吉はゴアのポルトガル政庁，マニラのスペイン政庁，高山国(台湾)などに対し，服属と入貢を求めたが，それは，秀吉のこの対外政策の表われであった。

1587(天正15)年，秀吉は対馬の宗氏を通して，朝鮮に対し入貢と明出兵の先導とを求めた。朝鮮がこれを拒否すると，秀吉は出兵の準備を始め，肥前の名護屋に本陣を築き，1592(文禄元)年，15万余りの大軍を朝鮮に派兵した(**文禄の役**)。釜山に上陸した日本軍は，新兵器の鉄砲の威力などによってまもなく漢城(現，ソウル)をおとし入れ，さらに平壌(ピョンヤン)も占領した。このころ秀吉は，後陽成天皇を北京に移し，豊臣秀次を中国の関白に任命するという途方もない計画をいだいていたが，まもなく**李舜臣**(1545～98)の率

いる朝鮮水軍の活躍や義兵(義民軍)の抵抗，明の援軍などにより日本軍は補給路を断たれ，しだいに戦局は不利になった。とくに李舜臣が導入した亀甲船は船体に槍をまとった頑強なつくりと火器中心の戦法で，斬り込みを得意としていた日本水軍に大きな打撃を与えた。そのため小西行長(1558～1600)を中心とする現地日本軍は休戦し，秀吉に明との講和を進めたが，1593(文禄2)年から始まった和平交渉では，明の降伏(明の皇女と天皇との婚姻)，勘合貿易の再開，朝鮮南部の割譲などを求めた秀吉の要求は，講和を急ぐ小西行長や明側将軍の手で握りつぶされ，正確に伝達されなかった。そのため，明は1596(慶長元)年に使者を派遣し，秀吉に対して「汝を封じて日本国王となし」，その朝貢を許すという態度をとったので，秀吉は激怒し，交渉は決裂した。

1597(慶長2)年，秀吉は再び朝鮮に14万余りの兵を送ったが(**慶長の役**)，日本軍は最初から苦戦をしいられ，翌年秀吉が病死すると撤兵した。この戦いでは，秀吉が戦功の証として首のかわりに鼻をもち帰らせたため，兵士ばかりでなく民間人に対しても鼻切りが行われ，戦後の朝鮮には鼻のない人々がちまたにあふれたという❶。前後7年におよぶ日本軍の朝鮮侵略は，朝鮮では**壬辰・丁酉倭乱**と呼ばれ，朝鮮の人々を戦火に巻き込み，多くの被害を与えた。また国内的には，ぼう大な戦費と兵力を無駄に費やした結果となり，豊臣政権を衰退させる原因となった。朝鮮侵略は秀吉の誇大妄想によって引きおこされた面が強いが，一方では日本国内における知行地の不足を解決するための領土拡大戦争としての性格ももっていた。

参考 **日本軍の苦戦** 1592(文禄元)年4月の釜山上陸に始まる文禄の役は，当初日本軍が圧倒的な優位に立ち，開戦からわずか2カ月にして平壌(ピョンヤン)を陥落させるほどの猛攻をみせたが，朝鮮水軍の活躍や義兵の蜂起，明の参戦などでしだいに戦況が膠着し，前線への食糧補給も滞りがちとなった。日本軍を最も苦しめたのは，慣れない冬の寒さであり，その年，各地の日本軍は十分な食糧も防寒着もないまま朝鮮奥地での越冬を余儀なくされた。翌年1月，平壌で大敗を喫した日本軍は，雪を口に含んで飢えをしのぎ，凍結した大河をいくつも渡りながら撤退したが，その間，草鞋履きの兵の多くが凍傷で足の指を失い，栄養不足から鳥目となる者も続出したという。また慶長の役で最も熾烈をきわめたといわれる蔚山城籠城では，飢餓状態にあった城内に水商人や米商人が現われ，1杯の水を銀15匁，5升の米を判金10枚という途方もない値段で売りつけたという。秀吉の朝鮮侵略は，朝鮮の人々を苦しめたその日本軍にとってもまた地獄絵以外の何物でもなかったのである。

桃山文化

秀吉は晩年に伏見城を築いてそこに住んだが，のちその城跡に桃の木が植えられたので，この地を桃山と呼ぶようになった。そこで信長・秀吉の時代をそれぞれの居城の地名にちなんで**安土桃山時代**とも呼び，この時代の文化を**桃山文化**(安土桃山文化)という❷。

この時代には1世紀におよんだ戦乱も収まり，富と権力を集中した統一政権のもとに各地の経済・文化が交流し，また海外との往来も活発であった。その開かれた時代感覚が文

❶ 日本に送られた鼻の一部は京都方広寺のかたわらに埋められ，現在も耳塚(実は鼻塚)の名で同地に残っている。

❷ 桃山文化という場合，政治史上の安土桃山時代だけでなく，江戸時代初期の文化まで含めて用いるのが一般的である。

化の上にも反映されて，新鮮味あふれる豪華・壮大な文化を生み出した。ここには新しく支配者となった武士や，戦争・貿易その他，時代の変動を利用して大きな富を得た豪商の気風と彼らの経済力とが反映されている。こうした新鮮味と豪華さが桃山文化のもつ第一の特色である。また，これまで多くの文化を担ってきた寺院勢力が信長や秀吉によって弱められたため，文化の面で仏教色が薄れ，現実的で力感ある絵画や彫刻などが多く制作された。この豊かな現実的精神・現世主義こそ，桃山文化のもつもう一つの大きな特色である。さらにポルトガル人の来航を機にヨーロッパ文化との接触が始まり，人々がこれを積極的に受容したことにより，この時代の文化は多彩なものとなった。こうして学問・宗教よりも美術工芸・生活文化にすぐれた特徴のみられる桃山文化が開花したのである。

桃山美術

桃山文化を象徴するのが**城郭建築**である。この時代の城郭は軍事的・政治的な理由から，それまでの山城と違って交通の便利な平地につくられ，重層の天主をもつ本丸と，土塁や水濠で囲まれ，いくつかの石垣で築かれた郭をもつようになった。中世の山城は山の斜面を利用して土塁と空堀をつくり，戦時の防塞としての役割を果たしていたが，この時代の城は領国支配の利便をも考慮して，小高い丘の上に築く平山城や平地につくる平城となり，軍事施設としての機能とともに城主の居館・政庁としての機能をも合わせもつものとなった。**安土城**や**大坂城・伏見城**などは，天下統一の勢威を示す雄大・華麗なもので，城の内部には書院造を取り入れた居館が設けられた。また城郭とならんで聚楽第などの殿舎も建築された。これらの内部の襖・壁・屏風には，金箔地に青・緑を彩色する**濃絵**(金碧画)の豪華な**障壁画**(障屏画)が描かれ，欄間には，透し彫の彫刻がほどこされていた。当時の建築物はいずれも現存せず，**伏見城**の一部を移築して建てられた都久夫須麻神社本殿や，聚楽第の一部を移築したと推定される大徳寺唐門・西本願寺飛雲閣などにわずかな遺構をとどめるにすぎない。城郭建築は17世紀に入ってからも盛んに行われ，二条城や松本城・彦根城・姫路城などがこの時期につくられた。17世紀初期の城郭は，秀吉のころにみられた豪華な内部装飾が後退した反面，簡素で機能的なものとなり，なかでも関ケ原の戦いののち城主となった池田輝政(1564～1613)が改築した**姫路城**は壮大な平山城で，大天主とこれに連なる3棟の小天主からなる連立式天守閣がみごとであり，壁や瓦の合わせ目を白の漆喰で塗り固めた機能美から白鷺城とも呼ばれている。

城や殿舎の内部を飾る障壁画の中心となったのは狩野派である。なかでも**狩野永徳**(1543～90)は室町時代に盛んになった水墨画と日本古来の大和絵とを融合させて，豊かな色彩と力強い線描，雄大な構図をもつ新しい装飾画を大成し，『唐獅子図屏風』『檜図屏風』などの作品を残した。狩野派からは永徳のほかにも狩野長信(1577～1654)・狩野内膳(1570～1616)ら多くの画家が出て，それぞれに永徳の様式を受け継いだが，なかでも永徳の門人で『松鷹図』『牡丹図』などで知られる**狩野山楽**(1559～1635)は，永徳の気風を最もよく伝え，その後の狩野派の発展を支えた。狩野派は，伝統的な画題のほかにも新興勢力として登場した都市や庶民の生活・風俗などを題材にした風俗画も盛んに描いており，狩野永徳の『洛中洛外図屏風』や狩野秀頼の『高雄観楓図屏風』，狩野長信の『花下遊楽図屏風』，狩野内膳の『豊国祭礼図屏風』，狩野吉信の『職人尽図屏風』など数多くの作品を生んだ。一方，狩野派以外からも**海北友松**(1533～1615)や**長谷川等伯**(1539～1610)，雲谷等顔(1547

～1618)らが出て，永徳の影響を受けながらも独自の新画風を創造し，濃彩の装飾的作品とともに，水墨画にもすぐれた作品を残した。海北友松の『山水図屏風』『牡丹図梅花図屏風』，長谷川等伯の『智積院襖絵(楓図・桜図)』『松林図屏風』などはその代表作といえる。

彫刻では仏像彫刻が衰えて，**欄間彫刻**が盛んになり，蒔絵をほどこした家具調度品や建物の飾り金具などにも装飾性の強い作品がつくられた。とくに伏見城の遺構である京都高台寺霊屋の仏壇や調度類にほどこされた蒔絵は**高台寺蒔絵**と呼ばれ，桃山文化の特色をよく表わしている。また，朝鮮侵略の際に朝鮮から伝えられた**活字印刷術**によって数種類の書籍が出版されたが，とくに慶長年間，後陽成天皇の勅命で，朝鮮伝来の印刷法と木製の活字により開版(出版)された四書や『日本書紀』などの一連の書物は慶長版本(慶長勅版)と呼ばれ，当時の印刷技術を今日に伝えている。

【活字印刷】　日本や中国の印刷は，木版に文字を彫り，それに墨を塗って紙に刷りとる木版印刷が中心であった。そのなかから中世日本においても五山版や大内版(山口版)などのすぐれた印刷文化がおこったことはすでにみた通りだが，隣国の朝鮮では早くから銅活字を用いた活字印刷が発達していた。秀吉の朝鮮侵略によってこの活字印刷術が朝鮮から伝わり，日本でも木活字を用いた活字印刷が行われるようになった。また，ほぼ同じころ，宣教師ヴァリニャーニによってヨーロッパの活字印刷術も伝えられ，九州を中心に金属活字を用いたキリシタン版と呼ばれる活字印刷が盛んとなった。しかし，漢字と仮名の組み合わせからなる日本語表記の複雑さのためか，活字印刷はその後の日本に定着せず，17世紀後半以降は再び木版印刷が主流となった。

図版特集

①

②

③

①狩野正信—②元信—③宗信—④直信
- ⑤永徳
  - 山楽
  - ⑥光信—⑦貞信—⑧永真—時信—主信—憲信—英信
  - 孝信
    - 探幽
    - 尚信—(10代略)
      - 芳崖
      - 雅邦
- 長信
- 内膳

(①～⑧は古狩野派8代の順)

狩野派の系譜

主な建築・美術作品

建築
妙喜庵茶室(待庵)(伝千利休)③
大徳寺唐門、西本願寺飛雲閣①（伝聚楽第遺構）
都久夫須麻神社本殿(伏見城遺構)②
西本願寺書院(鴻の間)
醍醐寺三宝院表書院・庭園
姫路城(白鷺城)
松本城天守閣
二条城二の丸御殿

絵画
洛中洛外図屏風(狩野永徳)
唐獅子図屏風(狩野永徳)④
松鷹図(狩野山楽)
牡丹図(狩野山楽)
檜図屏風(狩野永徳)
智積院襖絵(楓図・桜図)(伝長谷川等伯)
松林図屏風(長谷川等伯)⑥
山水図屏風(海北友松)
牡丹図梅花図屏風(海北友松)
職人尽図屏風(狩野吉信)
花下遊楽図屏風(狩野長信)⑤
高雄観楓図屏風(狩野秀頼)
豊国祭礼図屏風(狩野内膳)
南蛮屏風

工芸
高台寺蒔絵

④

⑤

⑥

町衆の生活

新興の武将らとともに，京都・大坂・堺・博多などの都市で活動する富裕な**町衆**も，この時代の文化の担い手であった。その一人である堺の**千利休**(宗易)は，茶の湯の儀礼を定め，**茶道**を確立した。利休の完成した侘茶の方式は簡素・閑寂を精神とし，華やかな桃山文化のなかに異なった一面を生み出した。茶の湯は豊臣秀吉や諸大名の保護を受けて大いに流行し，茶室・茶器・庭園にすぐれたものがつくられ，また花道や香道も発達した。茶室としては千利休作と伝えられる妙喜庵待庵が洗練された草庵風茶室として著名である。また秀吉も組立て式の黄金の茶室をつくり，内裏や大坂城，名護屋城などで茶会を催すなど，利休とは異なる趣向で茶道を愛したが，1587(天正15)年に京都北野で開いた北野大茶湯では，千利休・今井宗久(1520～93)・津田宗及(？～1591)らの茶人を中心に，貧富・身分の別なく民衆を参加させた。また大名たちも盛んに茶会を催し，武将のなかからも織田有楽斎(信長の弟で長益，1547～

阿国歌舞伎(『国女歌舞伎絵詞』)

1621)・小堀遠州(1579～1647)・古田織部(1544？～1615)らの茶人が出た。

庶民の娯楽としては，室町時代からの能や風流踊りがあったが，17世紀初めに出雲大社の巫女の出身といわれる**出雲阿国**(生没年不詳)が京都で**かぶき踊り**を始めて人々にもてはやされ(**阿国歌舞伎**)，やがてこれをもとに簡単なしぐさを加えた女歌舞伎が生まれた。「かぶき」とは「傾く」という語から生まれた言葉で，目を驚かす異様な姿でかわったことをする者を当時「かぶき者」といったが，阿国は当時流行していたこの「かぶき者」の風俗を踊りを交じえながら演じたので，その芸能を「かぶき踊り」と呼ぶようになった。女歌舞伎はそののち風俗を乱すという理由で江戸幕府によって1629(寛永6)年に禁止され，ついで少年が演じる若衆歌舞伎が盛んになったが，これも17世紀半ばに禁じられ，以後は成人男子だけの野郎歌舞伎になった。また，琉球から渡来した三味線(三弦・三線)を伴奏楽器にして，操り人形を動かす**人形浄瑠璃**も流行した。これは室町時代に語り物の一つとして生まれ，元来琵琶などによって伴奏されていた**浄瑠璃節**と，古代以来行われていた芸能の一つである**人形操り**とが結合したもので，この時期，三味線を導入したことによって大いに広まった。堺の商人の高三隆達(1527～1611)が小歌に節づけをした**隆達節**(隆達小歌)も市民に人気があり，盆踊りなども各地で盛んに行われた。

衣服は**小袖**が一般に用いられ，各階層によって模様や色彩に変化をつけたさまざまな服装が生まれた。男性は袴をつけることが多く，簡単な礼服としては室町時代以来の素襖に加え，肩衣・袴(裃)を用いることが多くなった。また，中世には成年男子を象徴するものとして日常的に用いられた烏帽子は，儀礼的な席以外ではほとんど着用されることがなくなった。女性の場合，武家の女性の間では打掛・腰巻などが殿中での表着として用いられたが，庶民の間では小袖の着流しがふつうになり，いわゆる着物が成立した。男女ともに結髪するようになり，男性では頭上を広くそりあげる月代の風習が武士を中心に広まり，のち庶民にも普及した。食事も朝夕2回から昼食が加わり3回になり，公家や武士は日常の食事に米を用いたが，庶民の多くは雑穀を常食としていた。住居は，農村では萱葺き屋根の平屋がふつうであったが，京都などの都市では2階建ての住居も建てられ，瓦屋根も多くなった。

南蛮文化

この時代には南蛮貿易が盛んになり，宣教師の布教が活発になるにつれて，異色の**南蛮文化**が開花した。フランシスコ＝ザビエルは大内義隆に機械時計・眼鏡・火縄銃・葡萄酒・オルゴールなどを贈り，また信長も安土で，オルガンやクラヴォ，ヴィオラなどの楽器による演奏を聴くなど，大名の間では宣教師を介して早くからヨーロッパ文化の受容が始まっていたが，やがて庶民の間にも喫煙(たばこ)の風習が広まり，南蛮風の衣服を身に着けるものも出てきた。宣教師たちは，天文学・医学・地理学など実用的な学問を伝えたほか，油絵や銅版画の技法をもたらし，日本人の手によって西洋画の影響を受けた**南蛮屏風**も描かれた。また金属製活字による**活字印刷**術も宣教師ヴァリニャーニによって伝えられた。活字印刷機も輸入され，ローマ字によるキリスト教文学・宗教書の翻訳，日本語辞書，日本古典の出版などが行われた。これらイエズス会によって出版された出版物を**キリシタン版**といい，そのうち天草の印刷所で出版されたものをとくに天草版という。代表的なものとしては『どちりな＝きりしたん』『天草版平家物語』『天草版伊曽保物語(エソポのハブラス)』『日葡辞書』『日本大文典』などがある。日本ではこれらの文化を積極的に受け入れ，なかには鉄砲やたばこなどのように日本の社会に根づいたものもあるが，活字印刷術がその後は木版にとってかわられたのをはじめ，技術・学問などの多くは大きな発展を遂げることなく消えていった。ただ，衣服や食物の名には今日なおその影響が色濃く残っており，カステラ・カッパ・カルタ・コンペイトウ・シャボン・パン・ラシャ・ジュバンなど，多くのポルトガル語が日本語に同化して今も生き続けている。

参考　**オルガン**　ポルトガル人が日本に紹介したもののなかで，日本人が最も喜んだのはオルガン演奏であったとイエズス会宣教師は記している。信長も安土でオルガン演奏を聴いたが，宣教師がオルガン演奏会を開くと，どの土地でも多くの日本人が集まったという。音色も旋律もまったく異なる西欧の音楽が，当時の日本人の心にどう響いたのか，興味がつきない。

【『日葡辞書』】　『日葡辞書』はイエズス会宣教師らによって編集された日本語辞書で，本編が1603(慶長8)年，補遺がその翌年に刊行された。当時，日本で用いられていた日常語や文章語をポルトガル語で解説した，いわゆる日本語＝ポルトガル語辞典であり，採録語彙は約3万2800語にもおよんでいる。語彙の豊富さといい，解説の詳しさといい，当時の日本人がつくった辞典よりもはるかにすぐれており，『日葡辞書』によって初めてその言葉の存在や意味が知られる語も少なくない。そのため今日も日本史や国語学の研究には欠かせない文献であり，ポルトガル人が日本人に残してくれた貴重な文化遺産の一つとなっている。

南蛮屏風

NIFON NO
COTOBA TO
Historia uo narai xiran to
FOTSVRV FITO NO TAME-

天草版『平家物語』

衣	メリヤス・	meias Ⓟ　medias Ⓢ
	ラシャ(木綿粗布)	raxa Ⓟ
食	カステラ	pão de castela Ⓟ
	コンペイトウ	confeitos Ⓟ
	パン	pão Ⓟ　pan Ⓢ
住	バラック	barraca ⓅⓈ
その他	カピタン(船長・隊長)	capitão Ⓟ　capitán Ⓢ
	カルタ	carta ⓅⓈ
	シャボン(石けん)	sabão Ⓟ
	ビイドロ(ガラス製品)	vidro Ⓟ
宗　教	キリシタン	cristão Ⓟ
	デウス	Deus Ⓟ
	バテレン(神父)	padre ⓅⓈ
(日本語に由来するポルトガル語)	biombo(屏風)　catana(刀)	quimono(着物)　bonzo(坊主)

南蛮系の外来語(Ⓟポルトガル語，Ⓢスペイン語)

2．幕藩体制の成立

江戸幕府の成立

江戸城の構築

かつて織田信長と同盟し，東海地方に勢力をふるった**徳川家康**(1542～1616)は，豊臣政権にくみし，1590(天正18)年北条氏滅亡後の関東に移封されて約250万石の領地を支配する大名となった。**江戸**を拠点にした家康は江戸城の拡大・整備や神田上水をひくなどの町づくりを進めた。家臣団の配置では，小身の者を江戸城近くに知行地を与え，万石以上の大身は領国周辺部に配置して，江戸の防衛と領国全体の安定を保った。

こうして領国経営を充実させる一方，豊臣政権の五大老の筆頭として重きをなし，文禄・慶長の役にも出兵せず力を蓄えた。1598(慶長3)年豊臣秀吉が死去すると，家康の地位は浮上した。家康と対立したのが豊臣政権を支えてきた実務官僚である五奉行の一人**石田三成**であった。三成は**小西行長**らとともに五大老の一人**毛利輝元**を盟主にして，宇喜多秀家・島津義弘(1535～1619)らの西国諸大名を味方につけて兵をあげた(西軍)。対する東軍は，家康と彼にしたがう福島正則(1561～1624)・加藤清正(1562～1611)・黒田長政(1568～1623)らの諸大名で，三成と通じた会津の上杉景勝との戦いのあと，東西両軍は1600(慶長5)年9月美濃の関ヶ原で激突した(**関ヶ原の戦い**)。東軍10万4000人，西軍8万5000人の**天下分け目の戦い**は，小早川秀秋(1582～1602)の内応により東軍の大勝となった。家康は，石田三成・小西行長らを京都で処刑したほか，宇喜多秀家を八丈島に流し，西軍諸大名90家・440万石を**改易**(領地没収)した。また毛利輝元は120万石から37万石に，上杉景勝は120万石から30万石に**減封**(領地削減)された。逆に東軍の将士はその分加増され，新たに28の譜代大名が取り立てられた。

家康は1603(慶長8)年，全大名に対する指揮権の正統性を得るため**征夷大将軍**の宣下を受け，江戸に幕府を開いた。関白ではなく征夷大将軍を選んだのは，同じ官職制度のなかで豊臣秀頼と競うのを避け，いち早く豊臣政権から独立し，諸大名を戦争に動員し，指揮する武家の棟梁としての正当性を得るためであった。

家康は，全国の諸大名に江戸城と市街地造成の**普請**を命じて主従関係の確認を進め，また1604(慶長9)年，国単位に**国絵図**と**郷帳**の作成を命じて，全国の支配者であることを明示した。東海道・中山道など主要街道の施設を整備し，京都・伏見・大坂・堺・長崎などの都市や港を直轄地にした。また石見の大森，但馬の生野，佐渡・伊豆の金・銀山も直轄にするなど，全国統一の政策を着々と進めた。

【国絵図と郷帳】 郷帳と呼ばれる土地台帳は，検地によって打ち出された一村ごとの石高を郡単位に書き記し，これを一国単位に集計したもので，国絵図と一対になるように作成された。国絵図は，道筋は赤，川筋は紺青，郡境は紫，山は緑青などの色使いを統一し，全村名と村高が楕円のなかに几帳面に書き込まれ，郷帳と対応する。慶長の国絵図では作図上の縮尺の統一基準は設けられていなかったが，1644(正保元)年の徳川家光の命じた国絵図作成では，縮尺を1里(約4 km)を6寸(約18 cm)に統一した。全国66カ国の国絵図66枚は幕府に納められ，これをジグソーパズルを完成させるようにつなぎ合わせ，巨大な日本国総図をつくることができた。その後，1697(元禄10)年，1831(天保2)年にも国絵図・郷帳の提出が全国に命じられ，より精度の高いものが納められた。

周防国の慶長国絵図

しかし，家康にしたがわない秀吉の子**豊臣秀頼**は依然大坂城におり，摂津・河内・和泉3国65万石余の一大名になったとはいえ，名目的には秀吉以来の地位を継承しているかにみえた。1605(慶長10)年，家康は将軍職が徳川家の世襲であることを諸大名に示すため，自ら将軍職を辞し，子の**徳川秀忠**(1579～1632)に将軍宣下を受けさせた。駿府に隠退して大御所と称した家康は，実権を握り続け，ついに1614(慶長19)年，**方広寺の鐘銘事件**をきっかけに10月**大坂冬の陣**を引きおこし，12月いったん和議を結んだ。翌1615(元和元)年4月**大坂夏の陣**を戦い，5月大坂城陥落，淀君(1567～1615)・秀頼母子の自害によって戦いは終わった。ここに「**元和偃武**」と呼ばれる「平和」の時代が到来した。

参考 **方広寺鐘銘事件** 方広寺大仏殿は奈良の東大寺大仏殿を上回る規模で，1589(天正17)年秀吉が国家鎮護を祈願する目的で創建した。文禄・慶長の朝鮮侵略にのぞみ，国家の精神的統一をめざしたのであろう。本尊は6丈(約18 m)におよぶ大仏であったが，1596(慶長元)年の地震で大仏殿は倒壊した。その後の工事で，1612(慶長17)年に本堂は再建され，1614(慶長19)年3月には巨大な鐘も成った。この巨鐘の銘に「国家安康」「君臣豊楽，子孫殷昌」の部分があり，これを「家康の名を2分して国安らかに，豊臣を君として子孫殷昌を楽しむ」の意味であると家康は豊臣氏を責めた。その責任を，豊臣氏の国替えか，淀君の江戸人質か，二者択一で迫り，大坂方を開戦に踏み切らせた。

幕藩体制

幕府は大坂の役直後の1615(元和元)年に，大名の居城を一つに限る**一国一城令**を出した。本城を除くすべての支城を破壊させ，幕府に対抗する軍事的拠点となる要素を取り除かせるものだが，諸大名にとっても，領内の支城を拠点にして大名と対抗するような有力武士を弱体化させる効果をもった。幕府はさらに**武家諸法度**を制定して大名を厳しく統制した。

【武家諸法度】 1615(元和元)年大坂落城後，徳川家康は**金地院崇伝**(1569～1633)らに命じて法度草案を起草させ，検討ののち，7月7日将軍秀忠は諸大名を伏見城に集め，崇伝に朗読させて公布した。内容は大別すると，政治・道徳上の訓戒，治安維持の規定，儀礼上の規定となるが，これによって幕府と諸大名との関係は，これまでの私的な従属関係を脱して公的な政治関係となった。つまり大名は，各領国において公儀として領民にのぞみ，

武家諸法度(元和令、抄)①

一1　文武弓馬ノ道、専ラ相嗜ムベキ事。……

一6　諸国ノ居城修補ヲ為スト雖モ、必ズ言上スベシ。況ンヤ新儀ノ構営堅ク停止令ムル事。……

武家諸法度(寛永令、抄)②

一2　大名小名③、在④江戸交替、相定ル所也。毎歳夏四月中参勤致スベシ。従者ノ員数近来甚ダ多シ、且ハ国郡ノ費、且ハ人民ノ労也。向後⑤其ノ相応ヲ以テ、之ヲ減少スベシ。……

一17　五百石以上ノ船⑥停止ノ事。

(『御触書寛保集成』)

①一六一五(元和元)年に制定された、全一三条。②一六三五(寛永十二)年に制定された、全一九条。③石高の少ない大名。④大名の領地、国元。⑤以後。⑥米五〇〇石(約七五トン)を積むことができる船。

徳川氏略系図

そのことによって領域的支配の正当性を認められた。

家康の死後，1617(元和3)年に2代将軍秀忠は，大名・公家・寺社に領知(地)の確認文書(**領知宛行状**)を発給し，自ら全国の土地領有者としての地位を明示した。**大名**とは1万石以上の領地を与えられ，将軍と主従関係を結んだ武士をいうが❶，軍事力を備えているだけにその統制には苦心した。1619(元和5)年，広島城主(49万8000石)福島正則を武家諸法度の城郭修補の項に違反した理由で津軽，そののち信州川中島(4万5000石)へ転封した。こうして法度を遵守させるとともに，将軍より年功の西国有力外様大名をも処分できる圧倒的な力を示した。

その一方で，巧妙に大名を配置した。大名の数は江戸時代初期にはかなり変動があったが，中期以後は約260～270ぐらいであり，これらは将軍との親疎の関係で**親藩**・**譜代**・**外様**にわけられる。親藩は**三家**(尾張・紀伊・水戸の3藩)など徳川氏一門の大名，譜代は三河以来の徳川氏伝統の家臣が大名となった者であるが，関ヶ原の戦い以前には37家にすぎなかった。その後，幕府の信任あつい譜代大名は多く取り立てられ，幕末には145家まで増やした。譜代は**大老**・**老中**・**若年寄**など将軍直属の重職に任じられたが，石高は5万石内外と少なかった(井伊家の35万石は例外)。外様は関ヶ原の戦い以後，徳川氏に臣従した者で，加賀の前田(102万石)・薩摩の島津(73万石)・陸奥の伊達(56万石)のように領地は広く，有力な者が多かった。これらの危険性がある外様は，東北・四国・九州などの辺境の地に配置され，逆に関八州は幕領・旗本知行地・譜代大名で固め，また東海道・

❶ 例外として，下野の喜連川氏は5000石の石高でも10万石格の大名であり，蝦夷地の松前氏は無高でも大名であった。この逆に，出羽の生駒氏のように1万5000石の石高でも認知されずに大名とされなかった場合もある。

大名の配置(1664年ころ)

年　　代	数
1658(明暦4)	213
1666(寛文6)	243
1692(元禄5)	257
1729(享保14)	264
1758(宝暦8)	263
1800(寛政12)	262
1847(弘化4)	272
1863(文久3)	268

武鑑にみえる大名数

中山道・近畿地方などの要地も同様であった。

1623(元和9)年将軍職を**家光**(1604～51)にゆずった秀忠は大御所として幕府権力の基礎固めを行い，1632(寛永9)年に死去した。3代将軍家光は，肥後の有力外様大名加藤忠広(清正の子，1601～1653)を処分して出羽庄内に配流し，そのあとに小倉から細川氏を転封し，小倉には譜代の小笠原氏を封じて，九州も将軍の意のおよぶ地域とした。また徳川忠長(家光の弟，駿河大納言，1606～33)も改易し，家光時代に外様29名，一門・譜代19名を改易して力による大名統制を進めた。

さらに1634(寛永11)年，家光は30万余りの軍勢を率いて上洛したが，これは全国の譜代から外様にいたる大名に，統一した**軍役**を賦課して将軍権力を示したものであった。大名・旗本は領知石高(御恩)に応じて一定数の兵馬を常備し，将軍の命令で出陣する義務(奉公)を負っていた。1616(元和2)年に出された軍役規定は1633(寛永10)年家光によって改定された。そこでは1000石の旗本は鑓2本・弓一張・鉄砲1挺で総勢23人の出陣を，1万石の大名は馬上で出陣する武士10騎，鉄砲20挺・弓10張・鑓30本・旗2本などと規定された。平時には江戸城などの修築や河川の工事(普請)などを負担した。1622(元和8)年江戸城本丸石垣の**御手伝普請**に，改易以前の肥後熊本52万石の加藤忠広は約5000人の人夫を半年間動員した。このうち1200人が藩抱えの足軽で，3400人が国元の百姓，400人が水夫であった。このように大名に課された軍役は，百姓などに転稼され農村を疲弊させることにつながった。

家光は1635(寛永12)年，**武家諸法度**を発布し，諸大名に遵守を厳命した。そのなかで大名には国元と江戸とを1年交代で往復する**参勤交代**を義務づけ，妻子の江戸居住を強制した。参勤交代は毎年4月を交代期として，全国の大名の半ばが江戸に，半ばが国元にいるという制度だが，関東の大名は半年交代，対馬の宗家は3年に1回の参勤であり，水戸家は常に江戸藩邸に詰めた。大名はこれによってばく大な出費をさせられたが，江戸と街道筋の宿場がにぎわい，交通が発達した。江戸に参勤した大名たちは，軍役として江戸城諸

門の警衛や火事の際に出動するなどの役務を担った。

こうして，3代将軍家光までに，将軍と諸大名との主従関係は確立した。強力な領主権をもつ将軍と大名(幕府と藩)が土地と人民を統治する支配体制を**幕藩体制**という。

幕府と藩の機構

幕府の権力は諸大名に比べて大きく優越していた。まず財政面では，400万石(17世紀末)にもおよんだ**直轄領**(幕領，俗に天領という)から徴収する年貢は財政の基本となった。これに**旗本知行地**約300万石を加えると計700万石におよび，全国の石高を約3000万石とすれば，ほぼ4分の1を占めることになる。加賀の前田氏の約100万石と比べても圧倒的なことがわかる。また佐渡相川・伊豆・但馬生野・石見大森など直轄の主要鉱山からの収入や，江戸・京都・大坂・長崎・堺などの重要都市を直轄にして商工業者からの献金や貿易からの利益をあげ，さらに貨幣の鋳造権をもって絶大な富力をもった。

財政面のみではなく，幕府権力を優越させたのは，その軍事力であった。それは将軍直属の家臣団である**旗本・御家人**のほかに，諸大名の負担する**軍役**で構成され，圧倒的な力を保持していた。直参と呼ばれた直属家臣のうち，将軍に謁見(**お目見え**)を許される旗本は，1722(享保7)年の調査で5205人，お目見え以下の御家人は1万7399人であった。旗本1人平均600石の知行とすると，1000石の旗本は総勢23人が出陣する軍役規定(寛永10年)であるから，これに当てはめるとおよそ7万人の軍勢ということになり，「旗本八万騎」に近いものとなる。関ヶ原の戦いにおける西軍が8万5000人の軍勢であったから，旗本だけでもこれに匹敵した。平時において旗本は**大番・書院番・小姓組番**の3番組に編成され，御家人は**徒士組・鉄砲百人組**などの諸隊に組織された。これらを**番方**といい，それぞれ番頭や組頭に率いられた。ほかに旗本は勘定奉行・町奉行・大目付・目付・代官などに，御家人は与力・同心など行政面についたが，これを**役方**という。無役の旗本・御家人は小普請組に入れられた。また，旗本は多くが知行取であったが，御家人はほとんどが**蔵米取**で蔵米(切米・扶持米とも呼ばれる)を支給された。

幕府の職制は3代将軍家光のころまでに整備された。それ以前の家康・秀忠時代は三河以来の譜代門閥(大久保忠隣・酒井忠世・土井利勝ら)が年寄という立場にあって将軍や大御所の側近を固めて重臣となった。このほか僧の天海(1536？～1643)・崇伝，儒者の林羅山(1583～1657)，商人の茶屋四郎次郎(1542～96)・後藤庄三郎らが家康の側近として諮問にこたえた。

家光時代の1635(寛永12)年前後に**老中・若年寄・大目付・目付・三奉行**といった職制

が定まった。幕政の中枢にあった年寄は**老中**と呼ばれ，定員4人で幕政を統括するようになった。井伊家など特定の譜代大名がなった最高職の**大老**は常置ではなく，重要事項のみ合議に加わった。また老中を補佐し旗本を監督する**若年寄**(4人)，大名を監察する**大目付**，旗本を監察する**目付**がおかれた。また寺社の統制などにたずさわる**寺社奉行**(4人)や幕領の財政と行政にあたる**勘定奉行**(4人)，江戸の市政を担当する**町奉行**(南北2人)の三奉行が実務を処理した。以上の幕府の要職は**月番制**(1カ月交代で勤務)をとり，重要判断は合議制をとった。また，老中・三奉行・大目付らは**評定所**を構成して，国境い訴訟など重要な裁判を担当した。

地方組織では**京都所司代**(1人)が重要で，朝廷の統制や西国大名の監視を行った。京都(二条)・大坂・駿府は重要都市であり，城代(各1人)と町奉行(各1～2人)がおかれた。そのほかの要地である伏見・長崎・佐渡・日光などには奉行(いわゆる**遠国奉行**，各1～2人)がおかれた。また幕府直轄地では，関東・飛騨・美濃などには**郡代**が，その他の直轄地には**代官**(40～50人)が勘定奉行の下で直接民政をつかさどった。

大名の領地・領民・支配機構を総称して**藩**と呼ぶ。大名は，初期には権力の弱さから，領内の有力武士に領地を与え，その領民支配を認める**地方知行制**をとる場合もあった。しかし，一国一城令(1615年)で有力武士の軍事的・経済的拠点となった支城が破却されたり，幕府による大名の転封が進められ，在地に根づかないいわゆる「鉢植え大名」となると，有力武士の在地性も失なわれ，大名による**領内一円支配**が進められた。その結果，有力武士を家臣団に編成して**城下町**に集住させ，家老や奉行などの役職につけて藩政を分担させた。

17世紀半ばになると，多くの藩では地方知行制はみられなくなり，郡奉行や代官などが支配する直轄領(**蔵入地**)から徴収した年貢を蔵米として支給する**俸禄制度**❶が行われるようになった。

大名は，これら家臣団をさらに厳しく統制するために**藩法**を制定した。また領民統治の方策も幕府法を基準に行われたが，それに反しない限りは大名独自の政治を行うことができた。こうして大名による領地・領民を支配する力は強化され，藩の職制もおよそ幕府のそれを縮小した形で整備され，藩権力は確立していった。

天皇と朝廷

徳川家康は1611(慶長16)年，**後水尾天皇**(位1611～29)を擁立した際，天皇の譲位・即位まで武家の意志にしたがわせるほどの権力の強さを示した。さらに1613(慶長18)年，**公家衆法度**5カ条を出して，公家の統制をはかった。

【公家衆法度】 主な内容は，1条で公家衆の「家々之学問」に励むこと。2条で行儀法度に背く者は流罪に処すこと。3条で「昼夜之御番」(禁裏小番)を老若ともに怠りなく勤めることで，これらに反する行為があれば，五摂家や武家伝奏からの届けに応じて武家(幕府)が流罪などの沙汰をすると明記した。つまり江戸時代の公家の役儀(義務)は家々の学問(公

❶ 藩財源の中心は対馬の宗家の対朝鮮貿易利益や松前藩のアイヌ交易や場所からの利益を除けば，多くの場合は年貢米で，そのうち半分近くが藩士の俸禄に支出された。藩士の大部分は数百石ないしは数十石の知行しかもたない蔵米取であった。下級の足軽などは何人扶持とか，給金何両という形で俸禄を与えられた。1人扶持は，1人の食料として1日に米5合を支給されるものであった。

禁中並公家諸法度①(抄)

一 1　天子諸芸能の事、第一御学問也。……

一 7　武家の官位は、公家当官の外為るべき事。

一 11　関白・伝奏并びに奉行・職事等申し渡す儀、堂上地下の輩相背くにおいては流罪たるべき事。

一 16　紫衣の寺②、住持職、先規希有の事也。近年猥りに勅許の事、且は臈次③を乱し、且は官寺を汚し、甚だ然るべからず。……

(『大日本史料』)

①全一七条。第一条では、他に和歌と有職故実を修めるよう命じた。二条では親王と三公(太政大臣・左大臣・右大臣・内大臣)の座位は三公が上座であるとした。②朝廷から高徳の僧に賜った紫色の僧衣を紫衣といい、紫衣の寺とは、その高僧が住持となる寺格。③僧侶が受戒後、修行の功徳をつんだ年数で決まる席次。

家家業)と禁裏小番を勤仕することと規定された。公家家業とは，摂家は摂政・関白や三大臣になるなど朝廷の政務や儀式を担い，白川・吉田家は神祇道を，土御門家は陰陽道を，高辻・東坊城・舟橋家は学問を，飛鳥井・難波家は蹴鞠を，それぞれ専門の家業として励んだ。禁裏小番とは，宮中を夜通し宿直したり，朝昼警衛する勤めであった。

ついで1615(元和元)年**禁中並公家諸法度**17条を制定して，朝廷統制の基準を明示した。第1条で天皇に対する規定をしたうえで，全般にわたってこと細かな規制を加えたが，その特徴として，皇親政治にならぬよう親王をおさえ摂家の役割を重視した。また武家の官位を幕府の許可制にして諸大名が直接に朝廷と結びつくことを防止した。

幕府は京都所司代・禁裏付武家らに朝廷を監視させたほか，さらに摂家(関白・三公)に朝廷統制の主導権を与え，**武家伝奏**を通じて操作しようとした。武家伝奏は，公家から2人選ばれ，幕府から役料(年500俵)を受けた。彼らは朝廷と幕府とをつなぐ窓口になって，京都所司代と連絡をとりながら，幕府側の指示や触れなどを朝廷側に伝え，朝廷側の願書などを幕府側に提出した。例えば公家たちの行動は規制されていたが，洛中から他出して醍醐や吉野に桜をみたいときには武家伝奏を介して京都所司代に伺いを立て許可を受けるといった具合である。また武家伝奏は朝廷と幕府との儀礼上の交渉を行う役割ももった。幕府における**高家**と対応する役割で，勅使として江戸に下向した。

武家伝奏の職務は多忙となったため，1663(寛文3)年**議奏**を設置し，4～5人の公家が武家伝奏を補佐して朝議に参画するようになった。1679(延宝7)年以降，幕府から年40石の役料が支給された。

幕府はこのような法度や摂家・武家伝奏(のちに議奏も)の統制機構を通して，天皇・朝廷がみずから権力をふるったり，他大名に利用されることのないよう，天皇や公家の生活・行動を規制し，京都に封じ込める体制をとった。そのため，禁裏御料・公家領・門跡領は必要最小限度にとどめられたし，天皇の行幸は慶安期を最後に幕末期まで原則として認められなかった。また1620(元和6)年には，徳川秀忠の娘和子(東福門院，1607～1678)を後水尾天皇に入内させたのを機に，幕府の統制を強め，官位制度や改元など伝統的な朝廷の機能を幕府による全国支配に役立てた。

1629(寛永6)年5月7日，後水尾天皇は譲位の意思を固め，武家伝奏を江戸に派遣して幕府に伝えた。譲位の趣旨は2カ条あった。一つは，数年来病んでいた天皇の身体の腫物治療に灸を用いたいが，灸治は天皇在位中には行えない，だから譲位を望むという内容である。では譲位したあと誰が天皇になるのか，それが2カ条目の内容で，女一宮興子内親王(徳川秀忠の娘和子が生母)が即位することになる。女帝であることに天皇側は躊躇

したが，それを超えて「女帝の儀くるしかるまじき」と記した。しかし，この5月の譲位要望は幕府に断わられた。大御所秀忠の結論は，女帝誕生には同意するものの，6歳の孫娘ではいかにも時期尚早であるということであった。

この2年前の1627(寛永4)年，幕府は大徳寺・妙心寺の入院・出世が**勅許紫衣之法度**(1613年公家衆法度と同時に公布)や禁中並公家諸法度に反して，みだりになっていると咎めた。大徳寺沢庵(1573～1645)・玉室や妙心寺単伝は，これに抗議し続けたので1629(寛永6)年7月，幕府は沢庵らを出羽国などに配流し，1615(元和元)年以来幕府の許可なく勅許された紫衣を剝奪した。以上の一連の事件を**紫衣事件**というが，この事件の背景には，禁中並公家諸法度などの幕府法度と天皇綸旨とが抵触している状態を打開し，幕府法度の上位を明確に示す必要があったからである。

後水尾天皇は1629(寛永6)年11月8日，幕府の同意を求めずに突然に譲位した❶。これに対して12月27日，やっと江戸城の徳川秀忠・家光からの返答が京都に届いた。「御譲位之由には驚いたことであった。こうなったうえは叡慮次第」と天皇の意に沿うことが言明され，譲位が承認された。かくして奈良時代の称徳天皇以来，859年ぶりの女帝(明正天皇，位1629～43)の誕生となった。

即位にあたって，幕府は役割を果たさなかった武家伝奏の中院通村を交代させ，さらに摂家に厳重な朝廷統制を命じた。家康以来推し進めてきた朝廷統制の基本的な枠組みはここに改めて確立し，幕末まで持続された。

参考　**禁中並公家諸法度**(1615年7月公布)　起草は金地院崇伝らがあたった。1条で天子の行うべきこととして，①統治・治道の学問，②和歌，③有職故実の習学を規定した。2・3条で朝廷内の座順を定め，摂家のなる三公(大臣)が親王(天皇の子)より上位とした。4・5条で三公・摂関に適材の人物を求めた。6条で養子は同姓から選ぶ，7条で武家の官位は公家の官位叙任とは別個に存在させることを規定した。8条で改元の方式を定め，9条は天皇・上皇・親王・公家の装束を定めた。10条で公家の官位昇進は家々の旧例に従うこと，11条で公家たちは関白・武家伝奏，奉行・職事にしたがうことを規定，12条では違反したときの処罰を規定した。13条で親王(宮)門跡—摂家門跡の座順を，14・15条で僧位・僧官の叙任を規定し，16条で紫衣の寺の住持職に関する規定，また17条で上人号の勅許を規定した。

禁教と寺社

幕府は，はじめキリスト教を黙認していた。しかしオランダ人の中傷もあって，キリスト教の布教がスペイン・ポルトガルの侵略を招く恐れを強く感じ，また信徒が信仰のために団結することの恐れから，1612(慶長17)年，直轄領に**禁教令**を出し，翌年これを全国におよぼして信者に改宗を強制した。このの ち幕府や諸藩は，宣教師やキリスト教信者に対して処刑や国外追放など激しい迫害を加えた。**高山右近**ら300余人を1614(慶長19)年，マニラとマカオに追放したのは国外追放の例であり，1622(元和8)年長崎で55名の宣教師・信徒を処刑した(**元和の大殉教**)のは激

❶　公家たちは知らされていなかったため，異例のことに驚いた。武家伝奏の一人中院通村(1588～1653)だけがこの日の譲位の相談を受けていた。さらに驚いたのは京都所司代板倉重宗(1586～1656)で，直ちに参内して「突然の譲位は言語道断の事である。大御所秀忠と将軍家光に連絡して，その返事があるまで穏便にしているように」命じた。

踏絵　左は絵踏を行っているところで(シーボルト『日本』)，右は真鍮でできた踏絵。表面にはキリストの像が彫られている。

しい迫害の例である。多くの信者は改宗したが，一部の信者は迫害に屈せず，殉教したり，また潜伏してひそかに信仰を持続した者(**隠れキリシタン**)もあった。

1637(寛永14)年から翌年にかけて**島原の乱**がおこった。この乱は，打ち続く飢饉であるにもかかわらず島原城主松倉重政(？～1630)父子や天草領主寺沢広高(1563～1633)が領民に苛酷な年貢を課したり，キリスト教徒を弾圧したことに抵抗した農民の一揆である。島原半島と天草島は，かつてキリシタン大名の有馬晴信と小西行長の領地で，一揆勢のなかにも有馬・小西氏の牢人やキリスト教徒が多かった。小西行長の遺臣益田好次(？～1638)の子で16歳の**天草四郎時貞**(1623？～38)を首領にいただいて一揆勢3万余りは原城跡に立てこもった。幕府は板倉重昌(1588～1638)を派遣して鎮定にあたらせたが失敗に終わり，ついで老中松平信綱(1596～1662)が九州の諸大名ら約12万の兵力を動員して，原城を包囲し兵糧攻めにした。またオランダ船による海上からの砲撃を求め，ようやくこの一揆を鎮圧した。

幕府は島原の乱後，キリスト教徒を根だやしにするため，とくに信者の多い九州北部などでイエス像・マリア像などを表面に彫った真鍮制の踏絵を踏ませる**絵踏**を行わせた。さらに禁教を推し進めるために，1640(寛永17)年には幕領に**宗門改役**をおき，1664(寛文4)年には諸藩にも宗門改役が設置され，宗門改めが実施された。

ところで一向一揆が弾圧されたのち，キリスト教も**日蓮宗不受不施派**も幕府によって禁圧されたのは，これらの宗教がいずれも幕藩権力＝王権よりも宗教を優越させる信仰をもっていたからである。近世では，幕藩権力にしたがう宗教のみが存在を許容されることになった。

幕府は，これらの禁止した宗教を人々に信仰させないようにするため，**寺請制度**を施行した。誰もが**檀那寺**をもち，仏教は主たる宗教となったが，かといって仏教以外の宗教がキリスト教のようにすべて禁圧されたのかといえば，そうではない。神道・修験道・陰陽道なども仏教に準じた宗教として幕藩権力によって容認されていた。仏教は家単位で信仰され，現代にいたる仏教行事(彼岸・盆など)が江戸時代から習俗となったのに対し，神社は村落単位で信仰され，五穀豊穣の祈念の神事や収穫祭(秋祭り)を地域の神社の神職が担った。病気や身心の悩み事があれば，修験者(山伏)の祈禱や薬草・丸薬に依存した。よい名前をつけようと姓名判断を陰陽師に依頼したり，家の普請に際しては方位による家相図の作成を陰陽師に頼んだ。そのほか猿回しに厩の祓いを，万歳に新春の言祝ぎを，盲僧に竈祓いをしてもらうなど，巡歴する宗教者にも依存した。

全国の仏教寺院の統制は，本山や本寺に末寺を掌握させる方式(**本末制度**)をとった。幕府は寺院法度を，1601(慶長6)年から宗派組織のまとまりをもっていた天台・真言・禅・浄土宗などの本山・本寺にあてて46通を出し，各宗派ごとに本山・本寺の地位を保証し，

合わせて宗派末寺の編成と教団組織化の権限を与えた。その後も日蓮宗・浄土真宗などそのほかの宗派にもおよび，各宗派の本末組織がととのった1665(寛文5)年には，幕府は宗派の違いを超えた仏教寺院僧侶全体に共通の**諸宗寺院法度**を示した。また教団の幕府への窓口として江戸に**触頭**を設けさせた。

神社については，幕府は同じく1665(寛文5)年に**諸社禰宜神主法度**を制定した。第1条で，諸社の禰宜・神主などはもっぱら神祇道を学び神体を崇拝し，神事祭礼を勤めることを命じた。両部神道(真言系)・山王一実神道(天台系)のような神仏習合したものではない**吉田神道**のような唯一神道を学ぶことが命じられた。また第2・3条を通して全国の多数の神社が吉田家を本所とする組織を形成させた。しかし幕府は白川家による神社支配も容認し，両家による各地中小神社の支配は明治維新まで続いた。

修験道は，天台系(本山派)は聖護院門跡が，真言系(当山派)は醍醐寺三宝院門跡が本山として末端の修験者を支配した。また陰陽道は公家の土御門家が全国の陰陽師を配下におく組織化を進めた。

初期の外交

1600(慶長5)年，オランダ船**リーフデ号**が豊後の臼杵湾に漂着した。当時，ヨーロッパでは毛織物工業が発達したイギリスと，16世紀後半にスペインから独立したオランダの2カ国が台頭し，国家の保護のもとにあいついで**東インド会社**を設立し，スペイン・ポルトガルが優勢であったアジアへ進出しようとしていた。

リーフデ号に乗り組んでいたオランダ人航海士**ヤン＝ヨーステン**(Jan Joosten，？～1623　耶揚子)と水先案内人のイギリス人**ウィリアム＝アダムズ**(William Adams，1564～1620，三浦按針)を徳川家康は江戸に招いて外交・貿易の顧問とし，それぞれ本国との通商を斡旋させた❶。

オランダは1609年に，イギリスは1613年に**平戸**に商館を開くことが許され，日本との貿易を行ったが，とくにオランダ商館の活動は活発であった。**紅毛人**と呼ばれたオランダ・イギリス人が，カトリック(旧教)教徒の**南蛮人**(スペイン・ポルトガル人)とは異なり，プロテスタント(新教)を信仰していたことが，幕府に歓迎されたことがあった。しかし，イギリスはオランダとの競争に敗れ，むしろ目標をインドにおいて，1623(元和9)年，平戸の商館を閉鎖して日本を離れた。

朱印船渡航地と日本町

❶　アダムズは三浦半島に領地を与えられて三浦按針といい，江戸日本橋に屋敷を与えられた。一方，ヨーステンの屋敷地は海に近く，耶揚子河岸と呼ばれ，それが現在の八重洲の地名に転訛した。

交趾に向かう末次船

家康はスペインとの貿易にも積極的であった。1596(慶長元)年の**サン＝フェリペ号事件**以来絶えていたスペインとの関係は，1609(慶長14)年，たまたまルソンの前総督ドン＝ロドリゴ(Don Rodrigo, ?～1636)が上総に漂着し，これを翌年メキシコ(ノビスパン Nueva España)に送ったのを機に復活した。このとき，京都の商人**田中勝介**(生没年不詳)が同行し，貿易の開始と鉱山技師の派遣とを要請した。田中らは最初にアメリカ大陸に渡った日本人とされている。翌年，答礼使が来日したが，貿易交渉は不調に終わった。

また仙台藩主**伊達政宗**(1567～1636)は，宣教師ルイス＝ソテロ(Luis Sotelo, 1574～1624)の勧めもあって，家臣の**支倉常長**(1571～1622)をスペインに派遣してメキシコと直接に貿易を開こうとした。1613(慶長18)年，支倉常長は陸奥月の浦を出発し，メキシコ・スペイン・ローマに行きローマ教皇に謁した(**慶長遣欧使節**)。1620(元和6)年帰国したが，貿易交渉の目的は達成されなかった。

ポルトガルはマカオを根拠地に中国産の**生糸**(**白糸**)を長崎に運んで巨利を得てきた。これに対して，幕府は1604(慶長9)年**糸割符制度**を設け，**糸割符仲間**と呼ばれる特定の商人に輸入生糸を一括購入させて，ポルトガル商人らの利益独占を阻んで打撃を与えた。

【糸割符制度】　糸割符とは，輸入生糸の専売特権の証札のことである。特定の商人が集まって糸割符仲間をつくり，毎年春に輸入生糸の価格を決定して一括購入したのち，仲間に分配した。はじめは京都・堺・長崎の商人たちであったが，のちには江戸・大坂の商人が加わって**五カ所商人**と呼ばれた。この制度は，1631(寛永8)年に中国人に，1641(寛永18)年オランダ人にもおよぼされたが，のちに五カ所商人が損失をこうむったので，1655(明暦元)年に停止された。

日本人の海外進出は豊臣政権下に続いて盛んで，ルソン・東京・アンナン・カンボジア・シャムなどに渡航する商人らの船は多かった。幕府は海外渡航許可の**朱印状**を与えた。この船を**朱印船**という。朱印状は1604(慶長9)年から1635(寛永12)年までに350通余りが発行された。朱印船を出して貿易利益をあげた者は105名の名前がわかっており，大名では島津家久(1547～87)・松浦鎮信(1549～1614)・有馬晴信らがおり，商人では長崎の末次平蔵(?～1630?)・摂津の末吉孫左衛門(1588～1639)・京都の角倉了以(1554～1614)や茶屋四郎次郎，堺の納屋助左衛門(生没年不詳)・松坂の角屋七郎兵衛(1610～72)らがいた。これら日本人の**朱印船貿易**は，オランダ船・明船をしのぎ，ポルトガル船に匹敵するほど盛んな時期もあった。また，輸出には銀・銅・鉄・樟脳などがあてられたが，とくに**銀**の輸出額は世界の銀産出額の3分の1におよんだ。

この約30年間で海外に渡航した日本人の数は約10万人と推定されるが，そのうち約7000人～1万人は東南アジア各地の約20カ所に居住し，自治制を敷いた**日本町**を形成した場合もあった。日本町はコーチのツーランやフェフォ，カンボジアのプノンペンやピニャルー，アユタヤ朝(シャム)のアユタヤ，ビルマのアラカン，マニラ郊外のディラオやサン＝ミゲルの都合8カ所あったが，アユタヤの**山田長政**(?～1630)のようにアユタヤ朝の王室に用いられ，日本町の長や隣国リゴールの太守(長官)となった者もいた。

寛永十年禁令①

一　異国え奉書船②の外，舟遣すの儀，堅く停止の事。（『武家厳制録』）

寛永十二年禁令③

一　異国江日本の船遣すの儀，堅く停止の事。（『教令類纂』）

寛永十六年禁令④

一　日本国御制禁成され候吉利支丹宗門の儀，其趣を存知ながら，彼の法を弘むるの者，今に密々差渡るの事。

……自今以後，かれうた渡海の儀，之を停止せられ訖。此上若し差渡るニおゐてハ，其船を破却し，并乗来る者速に斬罪に処せらるべきの旨，仰せ出さるる者也。……（『御当家令条』）

①全一七条。②一六三五(寛永十二)年の禁令で廃止。③全一七条。④大老・老中が連署して長崎において命じた制札。全三条。

鎖国の歩み

1600	リーフデ号，豊後に漂着
1604	糸割符制度を創設
1609	オランダ人に通商許可
1612	幕府，直轄領に禁教令
1613	イギリス人に通商許可(平戸商館)。全国に禁教令
1614	宣教師・高山右近らを海外に追放
1616	中国船以外の外国船の来航を平戸・長崎に制限
1622	長崎で宣教師・信徒らを処刑(元和の大殉教)
1623	イギリス，平戸商館を閉鎖して退去
1624	スペイン船の来航を禁止
1631	奉書船制度始まる
1633	奉書船以外の海外渡航禁止
1634	海外との往来や通商を制限
1635	日本人の海外渡航および帰国を全面禁止
1636	ポルトガル人の子孫を追放
1637	島原の乱(～38)
1639	ポルトガル船の来航を禁止
1641	オランダ商館を出島に移す

鎖国政策

江戸幕府初期の対外政策は，キリスト教は禁じるが貿易は奨励するというものであり，海外貿易は活発であった。しかし，幕府がキリスト教の禁教を進めたため，日本人の海外渡航や貿易にも制限を加えざるを得なくなった。また，幕府は西国大名が貿易で利益をあげるのをおさえ，幕府のみが貿易利益を独占するために，盛んになった貿易を幕府の厳重な統制のもとにおいて管理する必要に迫られた。そのため，1624(寛永元)年に，スペイン船の来航を禁じた。またイギリスもオランダとの競争に敗れ，1623(元和9)年平戸商館を閉鎖した。

ついで1633(寛永10)年には朱印状のほかに**老中奉書**を携えた**奉書船**以外の海外渡航を禁止し，さらに1635(寛永12)年，日本人の海外渡航を全面的に禁止したうえに，すでに渡航していた在外日本人の帰国も禁止した。その後，1637(寛永14)年から翌年にかけておこった**島原の乱**の影響から，幕府のキリスト教に対する警戒心はさらに深まり，1639(寛永16)年，ポルトガル船の来航を禁止した。さらには平戸にあった**オランダ商館**を1641(寛永18)年，**長崎の出島**に移し，唯一残されたヨーロッパ人であるオランダ人と日本人との自由な交流を禁止して長崎奉行の厳しい監視のもとにおいた。

こうして東アジアを舞台に展開してきた日本の貿易船やスペイン・ポルトガル・イギリス・オランダ商人の活動を統制する一方，幕府は中国(明)との国交を回復させようと，朝鮮や琉球を介して交渉したが，明からは拒否された。しかし中国の民間商船も活動はヨーロッパ勢に劣らず活発であり，九州各地に訪れて来ていた。もはや中国との正式な国交回復を断念した幕府は，中国船との私貿易を**長崎**に限定して統制下におき，そのほかの場所での貿易は密貿易として禁止した。こうしていわゆる**鎖国**の状態となった。

【鎖国】　「鎖国」という言葉は，ドイツ人医師ケンペル(1651～1716)がその著書『日本誌』で，日本が長崎を通してオランダとのみ交渉をもつ，閉ざされた状態であることを指摘したのを，1801(享和元)年，長崎通詞**志筑忠雄**(1760～1806)が邦訳して「**鎖国論**」

と題したのに始まる。「鎖国」の言葉は，つまりヨーロッパとの関係において国を鎖したということになる。

長崎の出島　1634(寛永11)年に長崎港内に建設。1636(寛永13)年ポルトガル人を収容，鎖国の完成後オランダ商館を移す。

長崎貿易

鎖国により，貿易港は長崎1港に限られた。長崎に来航する貿易船はオランダ船と中国船だけになった。オランダはバタヴィヤ(現，ジャカルタ)においた東インド会社の一出張所として長崎の出島に**商館**をおき，貿易の利益を求めた。オランダ船は生糸や毛織物・絹織物・綿織物などの織物類や薬品・時計・書籍などをもたらした。反対に日本から輸出されたものは，初期には銀と銅，中期以降には伊万里焼や薩摩藩の樟脳が主であった。とくにアムステルダムで売り出された日本の磁器は人気を集め，伊万里焼や柿右衛門は貴重品とされ，王侯貴族に収集された。

幕府は長崎を窓口としてヨーロッパの文物を輸入し，オランダ船の来航のたびにオランダ商館長(**甲比丹**)が提出する**オランダ風説書**によって，海外の事情を知ることができた。1633(寛永10)年から毎年1回，150回目くらいまで定期的に江戸参府が行われたが，1790(寛政2)年からは4・5年に1回の割合で，1850(嘉永3)年まで合計167回行われた。100～150人の行列の商館長一行は船で大坂まで行き，陸路江戸に向かったが，大名行列並みの格式が与えられた。もっとも，経費はすべて自弁であった。江戸城では将軍に献上品を贈ったあと歌をうたうなどの見せ物にされる屈辱感も味わった。オランダ人たちが自尊心を傷つけられ，しかも多くの経費を使ってまでも江戸参府を繰り返したのは，幕府による鎖国政策が東インド会社に独占的な貿易利益を与えたからにほかならない。

長崎には中国船も来航した。明時代は長崎の町中に，中国人(**唐人**)が雑居する形で民間の町人との交渉をもってきた。明清交替で明が滅び清朝が樹立したのちは，清船が自国産の生糸・絹織物・書籍のほか，ヨーロッパからの綿織物・毛織物，南洋産の砂糖・蘇木・香木などをもたらした。幕府は1685(貞享2)年に貿易統制を行って**糸割符制度を再興**し，貿易額もオランダ船3000貫目，清船6000貫目に制限したが，さらに1688(元禄元)年に清船を年に70隻と限った。また幕府は翌年，長崎の町に**唐人屋敷**を完成させ，約3万m²の屋敷内に清国人の居住を限定し，監視できるようにした。

16～17世紀の東アジア

【明清交替】　1616(元和2)年，中国北東部の女真族の首長ヌルハチは興京を首都にアイシン国(満州語)＝後金国(中国語)を建て，帝位について明を攻撃し，南下した。1625(寛永2)年には瀋陽を都とし，36年には国号を清と改め，朝鮮を侵略し，さらに明を攻めて44(正保元)年には，明の首都北京に遷都した。明朝の滅亡後，一族の福王が南京に，唐王が福州に，魯王や桂王も中国南部に亡命政権を樹立して，清に抵抗した。

福州の唐王は，海商の鄭芝竜とその息子鄭成功(母親は平戸の田川七左衛門の娘)を後ろ楯にした。国姓爺の名を与えられた鄭成功は，抗清のために日本に援軍と武具の支援を求めた。幕府は援兵を拒み，唐王政権も滅んだ。鄭成功は台湾に渡り，抵抗を続けたが1662(寛文2)年死去した。また桂王も滅亡して清朝は安定した王朝となった。この間の明清交替を，江戸幕府は「華夷変態」と唱えた。漢民族(明)の中華が，女真族(清)の夷狄にとって変わられたという意味である。

朝鮮と琉球・蝦夷地

徳川家康は朝鮮との講和を実現し，1609(慶長14)年，対馬藩主**宗氏**と朝鮮の間で**己酉約条**が結ばれた。これは近世の日本と朝鮮との関係の基本となった条約で，釜山に**倭館**が設置されることや，宗氏の外交上の特権的な地位が両国から認められた。特権とは対朝鮮貿易を一手に独占することであった。

貿易の舞台となったのは釜山の倭館で，30万m²の広い敷地に500～600人の対馬藩の役人と商人が駐在して，外交と通商にあたった。その貿易利潤を，宗氏は家臣に分与することで主従関係を結んだ。家臣たちは，幕府から宗氏に課された朝鮮押さえの役(**軍役**)を奉公としてつとめた。対馬は耕地に恵まれなかったので，貿易利潤は封建的主従関係の知行のかわりになったのである。

朝鮮からは，使節が前後12回来日した。1回目の1607(慶長12)年から3回目の1624

年代		総人員(大坂留)	使命	備考
西暦	日本・朝鮮			
1607	慶長12・宣祖40	467	修好 回答兼刷還	国交回復
1617	元和3・光海君9	428(78)	大坂平定祝賀 回答兼刷還	伏見行礼
1624	寛永元・仁祖2	300	家光襲職祝賀 回答兼刷還	
1636	寛永13・仁祖14	475	泰平祝賀	以降「通信使」と称す 日本国大君号制定 日光山遊覧
1643	寛永20・仁祖21	462	家綱誕生祝賀 日光山致祭	東照社致祭
1655	明暦元・孝宗6	488(103)	家綱襲職祝賀 日光山致祭	東照宮拝礼および大猷院致祭
1682	天和2・粛宗8	475(112)	綱吉襲職祝賀	
1711	正徳元・粛宗37	500(129)	家宣襲職祝賀	新井白石の改革
1719	享保4・粛宗45	475(109)	吉宗襲職祝賀	
1748	寛延元・英祖24	475(83)	家重襲職祝賀	
1764	明和元・英祖40	472(106)	家治襲職祝賀	
1811	文化8・純祖11	336	家斉襲職祝賀	対馬聘礼

朝鮮使節一覧

(寛永元)年までは，**回答兼刷還使**と呼ばれ，4回目の1636(寛永13)年から12回目の1811(文化8)年までが**通信使**と呼ばれた。回答兼刷還使というのは，日本からの国書に対して朝鮮国王が回答するという名目であり，刷還使とは，文禄・慶長の役で日本に連行されたままの朝鮮人捕虜の返還を目的にしていた。

捕虜の返還は，1回目1240人，2回目321人，3回目146人が実現した。これらの使節はまた，日本の徳川政権の性格を確かめる使命も担わされた。慶長の役で朝鮮に侵略した日本の将兵が引き上げて，まだ9年しか経っていなかったため，1回目の使節はとくに警戒心を強く抱いていた。

しかし，4回目以降はそれまでの日本に対する警戒心を解いて，信(よしみ)を通じるという意味の通信を使節の目的とするようになった。それには大きな理由があった。明清交替期に清が明を攻撃するため南下した際，朝鮮をも攻めた。朝鮮の李王朝は明に朝貢することで明の冊封を受けてきており，清に対して抵抗の姿勢をとった。「援明抗清」を貫く朝鮮は，北辺で清と戦うためにも，南方の日本と友好関係をつくる必要に迫られたのであった。

日本・朝鮮両国の親善関係を象徴する朝鮮使節の人数は，国書をもった正使と副使のほか，平均440名を超えたが，この一行は各所で国家の賓客として丁重に扱われた。その経費はオランダ商館長の自弁と異なり，沿道の大名などの負担と地域の人々の国役負担でまかなわれた。そのため，天明の飢饉後は通信使の招へいは延期され，1811(文化8)年の12回目は，江戸ではなく対馬で迎える形がとられた。

琉球王国は，16世紀後半のポルトガルなどヨーロッパ勢力が東アジアへ進出したことによって，**中継貿易**を衰退させてはいたが，日本の統一政権の力がおよぶこともなかった。しかし，1609(慶長14)年，薩摩藩は琉球漂流民を送還したのに謝意を示さなかったという理由で，3000名の兵を送って軍事的侵入を敢行した。薩摩藩は，琉球の土地にも検地・刀狩を行って，石高制を導入して，農村支配を確立させ，そのうえで**尚氏**を沖縄ならびに周辺諸島8万9086石の王位につかせた。

1655(明暦元)年，清朝が琉球に**冊封使**を派遣するとの動きを察知した薩摩藩は，幕府に伺いを立てて，清の要求を拒絶して，清船を追い払うかどうかの指示を仰いだ。これに対する幕府の老中松平信綱から薩摩藩主島津光久(1616～94)への回答は，清から冊封のほか辮髪や衣裳など風俗の強制があっても，これにしたがい，決して日中間で戦端を開くことが

琉球使節の江戸上り(『琉球中山王両使者登城行列図』) 行進中の奏楽は，図に描かれている両班，銅羅，銅角，喇叭，鼓など，管楽器と打楽器で編成されていた。めずらしい音色だったにちがいない。

日本中心の外交秩序

和人の進出(1669年ころ)

ないようにとのことであった。1663(寛文3)年，清の康熙帝(1654～1722)は琉球に遣使し，尚質王を「琉球国中山王」に冊封した。ただし，辮髪の強制はなかった。琉球は以後，薩摩藩の支配を受けつつも，清の冊封を受ける形での，二重の外交体制を保つことになった。

琉球は以後，朝貢のための使節を中国に派遣した。船で福建の港町にある琉球館に向かい，そこから陸路，北京に向かって琉球使節は進んだ。同様に，1609(慶長14)年以来，琉球を支配する薩摩藩に対しても琉球は年頭に年賀の使節を派遣し，鹿児島城下に設けられた**琉球館**に滞在した。琉球館には，通常は琉球中山王府の役人が常駐して，琉球からの品々の搬入の管理などにあたっていた❶。

琉球からは北京同様に，遠く離れた江戸幕府にも使節が派遣された。1634(寛永11)年，将軍家光就任を祝う琉球の**慶賀使**が二条城に赴いた。これ以後，将軍の代がわりごとに慶賀使は江戸に下った。また1644(正保元)年からは，琉球の中山王が即位するたびに，江戸幕府に即位を感謝するという意味の**謝恩使**と呼ばれる使節を送った。両使節が同時に派遣されることもあったが，幕末まで都合21回の使節が派遣された。薩摩藩に引率される形の琉球使節の服装は，揃って中国風であり，演奏する楽器もまた中国楽器であった。あえて中国風をとらせ，異国の使節が江戸に朝貢し，上野東照宮に参詣する姿を街道や江戸の人々にみせることで，幕府や将軍の権威が遠く東アジアの異国にもおよんでいるものと思わせたものであろう。

蝦夷ヶ島の和人居住地(道南部)に勢力をもっていた**蠣崎氏**は，1593(文禄2)年に豊臣秀吉から朱印状を受け，松前の船役徴収権を保障された。1599(慶長4)年，蠣崎氏を改称した松前慶広(1548～1616)に対し，徳川家康も1604(慶長9)年**黒印状**を与えて，船役徴収権のほかに，アイヌとの交易独占権も保障した。

アイヌ社会は，河川流域を単位に集落を形成し，漁猟中心の生産活動をして，交易用に獣皮や海産物を獲得していた。集団間での交易のほかに，千島や樺太のアイヌや少数民族(ウイルタ・ニヴヒ)との交易や，遠く中国大陸の**山丹地方**と呼ばれた黒竜江流域の少数

❶ 琉球が清との朝貢貿易によって得た中国の産物(薬種など)のほか，琉球産の**砂糖**なども上納した。

アイヌの参賀の礼(『蝦夷国風図絵』)　左手の一段高いところに着座しているのは藩主の松前矩広である。矩広が五位以上の武家の式服大紋を着て正式な応待をしていることに注意したい。

民族(オロチ・ウルチャなど)とも交易を行った。山丹地方の人々は獣皮(キツネ・テンなど)を明・清とも交易していたので，中国製の織物が山丹交易を通してアイヌの首長の身にまとわれた。この織物を和人は**蝦夷錦**と呼んだ。このように自立した社会を形成していたアイヌにとって，交易対象の民族の一つに和人があったと見ることができる。

松前氏は，家臣との主従関係を，アイヌとの交易権を知行として与えることで結び，藩制をしいた。このアイヌ集団が居住する交易対象の地域は**商場**あるいは**場所**と呼ばれ，そこでの交易収入が家臣に与えられた。

1669(寛文9)年**シャクシャイン**(？~1669)を中心としてアイヌの集団は連合して立ち上り，松前藩と対立して蜂起した。石狩地方を除く全蝦夷地のアイヌがいっせいに蜂起し，273人の和人を殺害し，商船17隻も襲うことになった。その背景には，それまでの和人による不正交易に対する不満があったのであろう。幕府も，アイヌのいっせい蜂起を深刻に受けとめた。明清交替期の中国大陸の戦乱と結びつけ，女真族(清朝)が**シャクシャインの蜂起**に加担するのではないかと危惧したのであった。幕府は津軽藩の軍隊を松前に派遣し，松前藩に協力して鎮圧にあたらせた。また秋田・南部両藩にも出動態勢が命じられた。

降伏を余儀なくされたアイヌの集団は，1671(寛文11)年最終的に鎮圧された。武力的に屈服させられたアイヌは，以後，全面的に松前藩に服従させられ，松前藩和人地や本州(津軽・南部など)に自由往来することが禁止された。享保～元文期(1716~40年)ころまでには，多くの商場が和人商人の請負となった(**場所請負制度**)。アイヌの人々は，もはや自立して交易を行うというのではなく，漁場で和人商人に利用される，単なる労務者の地位に変えていかれた。このような地位の変化は，年賀の儀礼に献上品とともにアイヌの首長(**乙名**)が松前城を訪れるときにもみられた。城中の座敷で藩主直々に面謁していたものが変わって，座敷にはあがれず，庭先に土下座をして年賀の礼をとるようになった。

こうして長崎・対馬・薩摩・松前の**四つの窓口**を通して，幕府は異国・異民族との交流をもった。近世の東アジアにおいて，伝統的な中国(明・清)を中心にした**冊封体制**が存在する一方，明清交替期を契機に日本を中心にした四つの窓口を通した外交秩序が形成されたことに注目する必要がある。

村と領主支配

村の構造　村は百姓の家屋敷からなる集落を中心に，田畑の耕地，入会地をふくむ林野の3部分からなる。家屋と耕地は高請地で，年貢が賦課される。

村と百姓

村は，百姓の家屋敷がいくつも集まった集落を中心に，田畑の耕地や野・山・浜を含む広い領域をもつ小社会(共同体)である。集落はムラ・組・坪などとも呼ばれ，地形的に隔たりをもついくつかの集落を合わせて一村とした。もっともこの村も豊臣政権以後，徳川政権において継承された兵農分離政策と検地によって，中世までの惣村や郷村を分割(**村切り**)してつくられたもので，行政的な意味合いをもっていた。村には，**百姓**の労働と暮しを支える自治的な組織があり，農業生産のうえに成り立つ幕藩体制にとっては，最も重要な基盤となった。

17世紀末には，全国の村数は6万余りになったが，そのころの総石高は約2500万石であったから，1村の平均村高は400石余りとなった。6万を超える村は，農業を主とする農村がほとんどであるが，漁村や山村，在郷町のような小都市などもみられた。

村は，**名主**(西国では庄屋・東北では肝煎と呼ぶところが多い)や**組頭**・**百姓代**からなる村役人(**村方三役**)を中心とする**本百姓**によって運営された。村役人は世襲や協議・入札(選挙)などの方法で選出された。農業生産にとって不可欠の用水や，刈敷(肥料)や馬草(秣)を採る山野の管理は重要で，このほか治安や防災なども村は自主的に管理した。また田植え・稲刈りや屋根葺きに際して，村人は**結**・**もやい**などと呼ばれる共同作業の互助組織をつくった。このほか村内の山野を村人が共同で利用する**入会地**や，地域の数カ村で山野を共同利用する入会の場合もあり，村は大小の共同組織・結合によって支えられていた。

村の運営は村法(村掟)に基づいて行われ，これにそむくと村や**五人組**の共同組織から排除される**村八分**や**組落ち**などの制裁が加えられた。幕府や大名・旗本は，このような村の自治に依存して，はじめて年貢・諸役の割当てや納入を可能とし，村民を掌握することができた。このような仕組みを**村請制**と呼ぶ。また，村民は数戸ずつ**五人組**に編成され，年貢納入や犯罪防止に連帯責任を負わされたほか，村の共同経費

複合大家族の例　越後国頸城郡大濁村善右衛門家の例。1646(正保3)年当時のもので赤字で示した家族は自立する可能性をもつ。

(**村入用**)を負担し合った❶。

村内には，いくつかの階層が存在した。近世初頭には中世の名主や地侍の系譜をひく有力百姓が複合大家族経営を行っている場合がみられ，その後の開発で耕地拡大が進むとやがて17世紀半ごろには弟夫婦など傍系家族が分家したり，名子・被官などの隷属農民が自立し，一夫婦単位の家族(単婚家族)を形成するようになる。こうした家族は，検地帳に登録されて**高請地**となった田・畑・家屋敷をもち，年貢・諸役をつとめ，村政に参加する**本百姓**(**高持**)としては対等になったが，本家と分家のような序列や隷属農民から自立したかつての関係を残す場合もあった。これら高持の本百姓ではなく，田・畑をもたず地主のもとで小作を営なんだり，**日用**(**日雇**)仕事に従事する**水呑**(無高)も存在した。また，漁村では**網元**と**網子**のような経営をめぐる階層区分もあった。村には神社がつくられ，そこは村の人々の結びつきや信仰を支える場となった。寺院の僧侶や神職は，村役人とは別に村のまとめ役を果たすこともあり，このほか鍛冶・大工などの職人や商人なども居住することがあった。

百姓の負担には，本田畑と屋敷にかけられる本年貢(**本途物成**)がある。年貢率は4公6民から5公5民，つまり石高の40〜50%で米穀や貨幣で領主に納められた。年貢の率はその年の収穫に応じて決める**検見法**と，一定期間同じ率を続ける**定免法**とがあった。本年貢のほかに山野河海の利用や農業以外の副業などに**小物成**がかけられ，また一国単位で河川の土木工事の夫役労働などにかりたてられる**国役**や街道宿駅の公用交通に人や馬をさし出す**伝馬役**や周辺の村々で宿駅の応援にかり出される**助郷役**も百姓にとって負担となった。

幕府は百姓の経営をできるだけ安定させ，一方で貨幣経済に巻き込まれないようにし，年貢・諸役の徴収を確実にするための対策をとった。1643(寛永20)年に出された**田畑永代売買の禁令**は農民の土地が売られて地主と小作の関係がおこるのを防ぐ目的があり，1673(延宝元)年には，分家が自立するのに歯止めをかける**分地制限令**❷を出して，分割相続による田畑の細分化を防いだ。さらに**田畑勝手作りの禁止**によって，本田畑に五穀(米・麦・黍・粟・豆)以外の作物(たばこ・綿花・菜種など)を自由に栽培することを禁じた。そして，「**慶安の触書**」と伝えられる32条の仰せによって，日常の労働や暮しにまで，こまごまとした制限を加えた。

廻米と交通

村からの**年貢米**は，幕領の場合は江戸浅草の**御蔵**のほか，大津など各地の幕府蔵に納められた。諸藩の場合は，城下町に集められ家臣に給付したり，城下町商人に売却したほかは大坂の**蔵屋敷**に廻米し，これを**堂島**などの米市場で換金して藩財政にあてた。江戸時代は“米遣いの経済”と呼ばれるように，商品の最大のものは年貢米であった。

廻米は船積みと陸路を用いたが，これらの交通の整備に徳川政権は早くから取りかかり，三都を中心に全国の物資が盛んに流通するようになった。

---

❶ 村落を運営するため，村民から徴収した費用のことである。村役人の給金，用水の維持費など，さまざまな共通経費に支出した。

❷ 分地制限令は，1673(延宝元)年に，名主は20石，一般百姓は10石以上の田畑をもたないと分地ができないと定め，1713(正徳3)年にいたっては，すべて分地は分割高・残高ともに高10石・段別1町以上なければならないとした。

主な街道

陸上交通の幹線というべきものは，幕府の道中奉行の支配下にある**五街道**であった。東海道・中山道・甲州道中・日光道中・奥州道中がそれで，街道には1里ごとに**一里塚**がおかれた。**宿駅**は2〜3里ごとにおかれ，武士の泊る**本陣**・**脇本陣**のほかに庶民の利用する旅籠や木賃宿があり，**問屋場**を設けて人馬を常備し，公用旅行者の便がはかられた。東海道は100人・100匹，中山道は50人・50匹，他の3街道は25人・25匹という規定である。もちろんこれだけでは大名の通行などに不足をきたすので，宿駅近在の村々から人馬を徴発してこれを補った。この課役(助郷役)を負担する村を**助郷**というが，のちには交通量が増大すると，助郷の範囲は拡大していった。

この五街道を幹線として，そのほか多くの支線である脇街道も開かれた。四日市から山田へ通じる**伊勢路**，大坂から豊前小倉にいたる**中国路**，白河・高崎・信濃追分から寺泊・出雲崎にいたる3つの**佐渡路**などはその主なものであり，各藩でもこれらの諸街道に通じる街道を開いていった。これらの街道で注目されるのは，幕府や諸藩の政治的配慮が強かったことである。五街道はすべて江戸を中心に放射状に出ており，道中奉行の支配下にあって，各所に**関所**や**渡し**がおかれていた。東海道には箱根と新居，中山道には碓氷と木曽福島，甲州道中には小仏，日光道中には栗橋に関所がおかれ，とくに“入り鉄砲と出女”が厳しく取り調べられた。

通信機関としては**飛脚の制**がととのった。幕府公用の**継飛脚**が早い例で，各宿駅で人馬を継ぎかえた。この制度にならって国元と江戸藩邸を結ぶ**大名飛脚**ができた。民間の**町飛脚**もしだいに盛んになり，寛文年間には三都の商人が営業する**飛脚問屋**が成立した。これは東海道を6日で走り，月に3往復するので**三度飛脚**と呼ばれた。

町と町人

近世になると，中世とは比較にならないほど多数の**都市**がつくられた。都市には**城下町**のほかに，**港町**・**門前町**・**宿場町**・**鉱山町**などがあったが，**三都**と呼ばれた江戸・大坂・京都は，これら近世の都市の性格を多く合わせもつ総合的な都市で，17世紀中ごろまでには世界でも有数の大都市に成長した❶。

---

❶ 18世紀前半の江戸町方の人別(人口)は約50万人とされ，これに武家や寺社の人口を加えると計100万人前後に達したと推定される。また大坂は35万人，京都も40万人ほどである。

江戸には，幕府の諸施設や全国の大名の**屋敷**（**藩邸**）をはじめ，旗本・御家人の屋敷が集中し，それらの家臣や武家奉公人を含め多数の武家人口が居住した。また町人地には武家の生活を支えるために，あらゆる種類の商人・職人(手工業者)や日用(雇)らが集まった。武家地は70%，寛永寺・増上寺など寺社地は15%を占め，合わせて85%の土地はゆとりのある空間が広がっていた。町人地は15%の広さしかなく，その狭い空間に約50万人の人々がひしめき合っていた。これら多数の人口を抱える江戸は日本最大の消費都市となった。

大坂は「天下の台所」といわれ，西日本や北陸など各地の物資の集散地として栄えた大商業都市であった。諸藩の蔵屋敷が多くおかれ，**蔵物**と呼ばれる年貢米や特産品が回送され，蔵元・掛屋を通じて売りさばかれて領主経済を成り立たせた。このほか**納屋物**と呼ばれる民間の多様な商品も集荷され，蔵物・納屋物はその後，江戸をはじめ全国に出荷された。これらの商業・輸送を担う人々が多く居住する町が大坂であった。

京都には古代以来，天皇家や公家が居住し，寺院の本山や伝統ある神社が数多く集まっていた。また，西陣織や京染を売る呉服屋をはじめとして高級品店がならび，高い技術を用いた手工業生産品は，幕府御用や諸大名の注文にこたえた。

三都はそれぞれ個性をもった大都市であったが，これについで重要な近世の都市は各地の**城下町**であった。城下町は，大名の住む城郭を軍事的に固める形で武士が集住した。かつて在地領主として農村部に居住していた者も，すべて城下町に移住させられ政治を行った。合わせて商人・職人も集められ，城下町は領国経済の中心地として流通の拠点となった。商人・職人は，屋敷地にかけられる年貢である地子の免除や営業自由の特権が与えられ，定着した。

城下町の都市構造は，城郭を核として**武家地・寺社地・町人地**など身分ごとに居住する地域がはっきりと区分された。このうち城郭と武家地は城下町の面積の大半を占め，政治・軍事の諸施設や家臣団の屋敷がおかれた。

また，寺社地には数多くの寺院や神社が設けられ，大名の檀那寺や町の鎮守などとしての宗教的役割を果たしたほか，いざというときの軍事的拠点の機能ももたされた。

町人地は**町方**とも呼ばれ，商人・職人が居住し営業を行う場であり，面積は小さいが三都や全国と領地を結ぶ経済・流通活動の中枢として重要な役割を果たした。町人地には，**町**（丁）という小社会（共同体）が多数存在し，これが集まって町を形成した。町には村と類似の自治組織があり，住民の生活を支えた。町内に町屋敷をもつ家持の住民は**町人**❶と呼ばれる。村における高持の本百姓に相当する。この町人から選ばれた**名主**（**町名主**）・**町年寄**・**月行事**が町の運営にあたり，町の上下水道の整備，城郭や堀の清掃，防火などが町人の負担として担われた。これら夫役である**町人足役**は，防火など危険も伴うことから，しだいに町人足役を貨幣で納め，専門職を雇って労働を担ってもらうようになっていった。

町の構造と町屋敷の模式図　町は長さ1町(60間，約108m)ほどの道路を奥行20間(約36m)の家並みが挟む両側町が標準的である。道路沿いは表，居住空間は裏として区別され，表通りから1間ほどの路地を入ると両側に裏長屋が立ち並んでいる。裏長屋は間口が9尺で奥行きは2間の3坪で畳6畳分の広さである。

町には，このほか宅地(町屋敷)を借りて家屋を建てる**地借**や，家屋ごと借りて居住する**借家・店借**，わけても9尺2間(3坪＝畳6畳)の裏長屋の借家人は地代や店賃を支払うだけで，町人足役や**町入用**などの負担はなく，町の運営に参加する資格もなかった。

身分秩序

豊臣政権で進められた身分統制を原型にして，徳川政権もまた身分秩序を基礎にして社会を成り立たせた。支配身分の中心にあった武士は，軍事力を独占したうえで政治を担い，苗字・帯刀のほか衣服・乗物などの身分的特権をもっていた。武士身分のなかには上下の階層があり，将軍・大名・旗本・御家人・陪臣・武家奉公人などの序列のほか，さらに大名のなかも石高の多少や将軍家との親疎，官位，殿席などで格式が定められていた。儀礼の場面では，この序列が厳格に守られ，装束も格式に応じたものに規定された。

身分別人口構成（小倉藩，調査数14,314人）

武士身分とともに支配身分に属するのが，天皇家や公家，上層の僧侶・神職であった。公家も家格に応じた序列があり，僧侶・神職も上下の序列が官位によって明確にされていた。

被支配身分としては，農業を中心に林業・漁業に従事する百姓がある。百姓も高持と水呑や御館と被官などのように，階層差が存在した。手工業者である職人は，大工・左官・鍛冶・大鋸挽・木挽・桶結など，それぞれ独自の技術労働を国役として負担した者たちの総称である。商業を営む商人を中心とする都市の家持町人を合わせ，これら農・工・商と武士を含めた身分制度を**士農工商**と呼ぶ。この順序は儒教的理念を根拠にして，商業活動を低くみる考え方が表われたものである。

このほか，一般の僧侶や神職をはじめ，修験者・陰陽師などの宗教者や民間の種々の芸能者など職業や居所による身分の区別が多数あり，いずれも，団体や集団ごとに組織された。これら諸身分のなかで下位におかれたのが，のちに「えた」と総称された皮多(革多・皮田)と長吏，それに非人であった。

主に西日本では皮多，東日本では長吏と呼ばれた人々は農業を行うほかに，村や町で人々に飼われていた牛や馬が死んだとき，飼い主が死んだ牛馬を所定の場所に捨てておくと，この牛馬を片づける仕事をした。死んだ牛馬の皮をなめし，軍事に必要な武具や馬具，あるいは雪駄と呼ばれる履物などの皮革製品をつくるほか，ろうそくの灯心や竹細工など手工業を行ったり，家々を廻る門付の芸能を行うこともあった。皮多や長吏はそのうえに，

❶　多くの町で，厳密な意味での町人身分とされた家持の町人は住民の少数を占めるに過ぎなかった。これに対し村や百姓との対比で，町人地に居住する人々全体を町人と総称することもある。

重要な役割として村々の治安・警察を担当した。例えば刀を振りまわすような犯罪者が平和な村に押し入ったときに，これを身をもって取り押さえるような役割である。

非人は，農村部や都市に居住した。都市の場合，江戸の例では町の近くの堀端や河岸端に小屋を建てて居住し，その町の清掃などの清めに従事し，町から施し物を受けた。また非人は堀や川の浮き物の片づけや囚人送迎役や牢屋役を行ったり，牢に入っている者で病弱の者を隔離する溜と呼ばれる施設(浅草と品川)の管理を行うなど，いわば町奉行所の末端の役を担う仕事も行っていた。

寛永期の文化

大坂の役ののち，幕藩体制の成立と体制整備の行われた元和～寛永期は，前時代の下剋上の終期を意味し，躍動的であった文化の鎮静をもたらした。桃山文化の豪華さに匹敵するものは，3代将軍家光による権現造りの**日光東照宮**の造営に限られたといっても過言ではなかろう。2代将軍秀忠が建築した質素な素木の東照社を，家光が今日に伝わる豪華なものに改めたのは，家康を東照大権現として幕府安泰を加護する神として祀るにふさわしい霊廟の必要を感じたからにほかならなかった。それは将軍権力にのみ許された，豪華さの独占ともいえよう。

逆に，秩序と落ち着きを取りもどしたこの時代にふさわしい建築物の代表といえば**桂離宮**であり，**修学院離宮**であった。後陽成天皇の弟である八条宮(桂宮)智仁親王(1579～1629)の別邸であった桂離宮は，書院造に茶室の草庵風も合わせた**数寄屋造**と，これを取り巻く**回遊式庭園**とで成り立っていた。また，修学院離宮は後水尾上皇が，みずからの洗練された計画をもとに完成させたものであった。幕府による朝廷統制の秩序のなかで，上皇や親王・公家たちや，京都所司代，京都の上層町人たち，あるいは大徳寺・妙心寺の僧侶などは京都を舞台に茶会や歌会を催し，上層文化人のつどいがもたれた。そのなかには，土佐派を下敷きに新たな画法を生み出した**俵屋宗達**(生没年不詳)や，作陶・刀剣などに多才このうえない**本阿弥光悦**(1558～1637)らがおり，画壇を制していた幕府御用絵師**狩野探幽**(1602～74)に対して独創的な才能を示した。また茶道・造園にひいでた**小堀遠州**(政一，1579～1647)や生花の**池坊**などもいた。

鎖国体制のもとで，主に影響を与えた外国文化は，支配者である武士の学問・思想，そして常識の源泉となった**儒学**と中国文化であった。とくに**朱子学**は君臣・父子の別をわきまえ，上下の秩序を重んじる学問であったため，幕府や藩にも受け入れられた。京都相国寺の禅僧であった**藤原惺窩**(1561～1619)は朱子学を修め，還俗して朱子学の啓蒙につとめた。その門人の**林羅山**(道春，1583～1657)は家康に用いられ，その子孫(**林家**)は代々儒者として幕府につかえて教学を担った。

また朝鮮侵略の際，諸大名が連れ帰った朝鮮人陶工の手で，九州・中国地方の各地で朝鮮系の製陶がおこされ，なかでも**有田焼**・**唐津焼**・**萩焼**・**薩摩焼**などが有名である。とくに有田では磁器の生産が始まり，寛永年間に**酒井田柿右衛門**が中国から**赤絵**の技法を学び，独自の**上絵付**の方法を完成した。有田磁器は三様式をもち，古伊万里が明末赤絵の伝統を受け継ぎ，柿右衛門が純日本的な赤絵をつくり，色鍋島が鍋島藩の窯で独自の色彩をはなった。

図版特集

主な建築・美術作品

建築
- 桂離宮〈数寄屋造〉①
- 日光東照宮〈権現造〉・陽明門②
- 修学院離宮〈数寄屋造〉
- 清水寺本堂
- 延暦寺根本中堂
- 崇福寺大雄宝殿
- 万福寺大雄宝殿

絵画
- 風神雷神図屏風(俵屋宗達)③
- 大徳寺方丈襖絵(狩野探幽)
- 夕顔棚納涼図屏風(久隅守景)
- 彦根屏風⑤

工芸・その他
- 舟橋蒔絵硯箱(本阿弥光悦)④
- 色絵菊唐草文深鉢(酒井田柿右衛門)⑥

①

②
③
⑤

④

⑥

第7章 幕藩体制の展開

1. 幕政の安定

平和と秩序

1651(慶安4)年4月に3代将軍家光が死去し，長子**徳川家綱**(1641～80)が11歳で4代将軍職を継いだ。3代将軍家光までの支配のあり方は，内外の戦争に備えた軍事指揮権を発動して，全大名を武力でしたがわせる方式をとってきた。しかも将軍の命令や武家諸法度に反した大名には，断絶や改易・転封の処分を行う，武威による厳しい支配であった。

17世紀中ごろになると，東アジアの中心である中国大陸において，半世紀近い動乱を経たのち，**清**(1616～1912)が明を滅亡させて新しい秩序が生まれた。その秩序は東アジア全体に平和をもたらした。また，日本国内では戦国期以来の長かった戦争も，先の島原の乱(1637～38)を最後に3代将軍までの政治でほとんど解決をみた。

しかしその一方で，大名を処分したために生じた多数の**牢人**❶の問題が社会不安を招くようになった。1651(慶安4)年，家綱の将軍宣下が行われる少し前の7月23日に，兵学者**由比(井)正雪**(1605?～51)**の乱**(**慶安の変**)と呼ばれる事件がおこった。正雪が槍の名人丸橋忠弥(?～1651?)ら牢人集団を率いて幕府転覆の陰謀を企てているとの密告がなされたのである。幕府はこの事件を天下謀叛として，自殺した由井正雪の首を安倍川河原にさらし，丸橋忠弥を処刑したほか，多数の牢人を磔や打首にした。

幼い4代将軍家綱を支える大老酒井忠勝(1587～1662)・老中松平信綱や叔父である後見人の保科正之(1611～72)らの幕閣は，事件後，牢人の発生を防ぐため，御家断絶の原因になっていた**末期養子の禁止**を緩和した。それは，今後は当主が死に臨んだとき(末期)，その当主が50歳未満の場合には末期養子を入れて家の存続をはかることを許可したものである。ただし50歳以上の当主に跡取りがなかった場合には，依然末期養子は禁止され続けた。

【末期養子禁止の緩和】 1664(寛文4)年5月，米沢藩30万石の当主上杉綱勝が27歳の若さで病死した。跡継ぎがなかったため，以前であればさしもの名門上杉家も改易されるところであった。急きょ高家である吉良上野介義央(のちに赤穂浪士に討たれる)の子景倫を末期養子として家督相続を願った。幕府は30万石の半知15万石の相続を認めたので，上杉家は御家断絶にいたらなかった。

殉死の禁止

殉死ハ古より不義無益の事なりといましめ置といへとも、仰せ出されこれ無き故、近年、追腹之者余多これ有り、向後左様之存念これあるべき者には、常々其主人より殉死仕らざる様に堅くこれを申し含むべし。若し以来これあるにおいては、亡主不覚悟越度たるべし。跡目之息も抑留せしめざる儀、不届に思し召さるべき者也。(『御触書寛保集成』)

❶ 浪人は，本来は浮浪人を意味した。主家をもたない武士身分である牢人は，牢の字を嫌って，江戸時代中期以降，浪人の字をあてるようになった。

成人した家綱は1663(寛文3)年に代がわりの**武家諸法度**を発布し，併せて**殉死の禁止**を命じた。「殉死の禁止」の条文の命じる内容は，殉死は不義無益のことであると否定して禁止したうえで，もしも主君のあとを追って切腹する追腹の者があれば，それは主人の戒めが足りなかったもので，その主人＝亡主の越度であると命じ，しかもその跡目の息子もこれを止めなかったことは不届きであると，命じた。

12年前の1651(慶安4)年，将軍家光の死後，老中堀田正盛(1608～51)・阿部重次(1598～1651)のほか側近の者たちが殉死した。その前，1636(寛永13)年仙台藩主の伊達政宗が死去した際，殉死者が15人あり，その殉死した15人のためにさらに殉死した者が5人あった。1641(寛永18)年には，熊本藩の細川忠利(1586～1641)の死去に際して，19人の家臣の殉死があった。

参考 **森鷗外『阿部一族』** 細川忠利の遺骸を荼毘にふした肥後国の岫雲院という寺院で，忠利の飼っていた2羽の鷹が突然上空から「さっと落ちて来て，桜の下の井のなかにはいっ」て死んだ情景を鷗外は描き，そのとき「人々の間に『それではお鷹も殉死したのか』と囁く声が聞えた」と語らせた。「殿様がお隠れになった当日から一昨日までに殉死した家臣が十余人もあって，なかにも一昨日は八人一時に切腹し，昨日も一人切腹したので，家中誰一人殉死の事を思はずにゐるものは無かった」と鷗外は表現している。この作品は主人(大名)の死と家臣の殉死と，それを取り巻く熊本の空気を巧みに伝えている。

殉死は将軍と大名の主従間でも，大名と家臣の主従間でも，家臣とその従者との間にもみられた。武士世界の一つの価値として，殉死を美風と見なす空気が，3代将軍家光の時代までは続いていた。これを4代家綱は，殉死は無益のことと否定したのみならず，現に罰した。そして主人の死後は殉死することなく，跡継ぎの新しい主人に**奉公**することを義務づけたのである。主人個人に奉公するこれまでの考え方を改め，主人の**家**に**忠誠**を尽くすことが望まれた。この結果，主人の家は代々主人であり続け，家臣は代々主家に奉公し続けることを当然のこととした。こうして，従者の側が主人にとってかわる，戦国期から近世初頭にみられた下剋上の可能性は無くなった。

1664(寛文4)年に，家綱はすべての大名にいっせいに**領知宛行状**を発給した。これ以前の3人の将軍は，個々の大名と主従関係を確認しつつ，まちまちに発給していたが，家綱によって統一的に，また同時に交付されたことは，将軍権力のより体制的な確立とみることができ，それは幕府の安定を示すものであった。

将軍と大名の関係が将軍優位に安定したのと同様に，大名と家臣の関係も大名優位に安定し，藩政の安定と領内経済の発展がはかられるようになった。いくつかの藩では，藩主が儒学者を顧問にして藩政の刷新をはかった。会津藩の**保科正之**は**山崎闇斎**(1618～82)に朱子学を学んだ。岡山藩の**池田光政**(1609～82)は**熊沢蕃山**(1619～91)を用いて藩学**花畠教場**・郷学**閑谷学校**を設けた。水戸藩の**徳川光圀**(1628～1700)は**朱舜水**(1600～82)を招いて江戸の邸内に**彰考館**をおき，**『大日本史』**の編纂を始めた。加賀藩の**前田綱紀**(1643～1724)は朱子学者**木下順庵**(1621～98)らの意見をいれて藩政に取り組んだ。幕府も藩も，つまり幕藩制は安定した。

参考 **彰考館** 1657(明暦3)年，江戸の水戸藩別邸(現，東大農学部)内においた『大日本史』の編纂局を，1672(寛文12)年小石川の藩邸(現，東京ドーム付近)に移して彰考館と

名づけた。水戸には，1686(貞享3)年に城内に彰考館の別館を設けた。1830(天保元)年になって，すべてを水戸に統合した。『大日本史』の完成は1906(明治39)年であった。

元禄時代

国内外の平和と安定を背景に，17世紀後半には5代将軍**綱吉**(1646～1709)政権が成立した。前代からの大老酒井忠清(1624～81)を排して，館林藩主綱吉の将軍擁立に功のあった堀田正俊(1634～84)を大老に据えた綱吉は，まず農政を重視した。幕府財政の基礎の一つである幕領の農民と農村の健全な管理を代官に強く命じ，これにしたがわない在地に根ざした代官を大量に処分した。

1683(天和3)年に，綱吉の代がわりの**武家諸法度**が発布された。1615(元和元)年の将軍秀忠による最初の発布以来，代々の将軍は第1条で「文武弓馬の道，専ら相嗜むべき事」と命じてきた。綱吉はこれを改めて，「文武忠孝を励し，礼儀を正すべき事」とした。武士に最も要求されたのは，武道を意味する「弓馬の道」から「**忠孝**」や「**礼儀**」へとかわったのである。主君に対する忠，父祖に対する孝，そして礼儀による上下の秩序が，平和な時代の支配の論理になった。この支配思想は儒教に裏づけられたもので，綱吉が**湯島聖堂**を建て，**林信篤**(鳳岡，1644～1732)を大学頭に任じたのも儒教重視を物語っている。

この時期の幕府は，将軍の権威を高め，かつ平和な秩序を維持するために，天皇・朝廷の権威を利用した。家康以来，天皇・朝廷を統制の枠のなかに閉じ込めてきたが，それを維持しつつ，その上である程度は朝廷の儀式などを復活させ，尊重するようにした。前代にみられた**伊勢例幣使**や**石清水八幡宮放生会**の再興に続いて，1687(貞享4)年，221年ぶりに**大嘗祭**が，さらに94(元禄7)年，192年ぶりに**賀茂葵祭**が再興された。天皇即位時の重要儀式である大嘗祭は1466(文正元)年後土御門天皇が挙行したあと，9代の天皇が行えなかった。応仁の乱・戦国時代と続いた戦乱期にあって，朝廷の儀式の多くは中止せざるを得なかったのである。大嘗祭は霊元上皇(在位1663～87)の強い働きかけと幕府の判断で，東山天皇(在位1687～1709)即位時に復活した。

大嘗祭の図(1687〈貞享4〉年のもの)

【大嘗祭】　大嘗祭とは天皇即位の儀式の一つで，即位の年の4月，悠紀国・主基国の国郡卜定が行われ，ついで8月に大祓，9月に新穀の穂を抜く儀式，11月上旬に大嘗宮の設営が行われ，11月の卯の日，夜半より翌朝にかけて大嘗祭の秘儀が行われる。秘儀は，大嘗宮のなかの新天皇のもとに皇祖神天照大御神が降臨して，天皇としての認知を行うと理解されてきた。その後，豊明節会などが行われる。この7カ月におよぶ儀式全体を，江戸時代には大嘗会と呼んでいる。

このほか幕府は山陵の修理や禁裏御料の増献を行った。また，武家伝奏などの朝廷の人事についても，幕府の意向でまず人選したそれまでの方式を改め，朝廷がまず人選して，これを幕府の内意を得て決定するようにした。

参考　**松の廊下刃傷事件**　江戸城松の廊下には，赤松の生える海原に千鳥が飛び交うのどかな情景が襖絵に描かれていた。雅びやかなこの廊下で，1701(元禄14)年3月14日，刃傷事件がおこった。勅使・院使を迎える直前の緊迫した空気のなかで，勅使接待の馳走役浅野内匠頭長矩(1667～1701，赤穂城主35歳)は，高家の吉良上野介義央(1641～1702，61歳)に小刀をふるって刃傷におよんだ。吉良の逃げまどった跡には，松の廊下から桜の間にかけて，畳一面に血が散ったという。取り押えられた浅野長矩は，幕府により即日切腹が命じられ，さらに浅野家は断絶に処せられた。天皇からの勅使饗応の儀礼が重視されるなかで発生した，この時代の武家社会の矛盾を象徴する事件であった。

もはや平和と社会の秩序は，動かしがたいものとなった。しかし依然として，過去の激動の時代の価値観(戦国の遺風)は屈折して残っていた。死を恐れず，戦場で武功をあげて上昇をはかる途の絶えた旗本や牢人たちは，無頼の**かぶき者**として，新たな儀礼的秩序のなかで，容易に旧来の価値観を転換できなかった。そのため秩序に抗して乱暴を働き，満たされぬ思いを社会にぶつけて解消しようとした。その風は，町人にもおよび，無頼のおよぼす影響は幕府の支配にとって容認できぬものであった。

【かぶき者】　かぶき者とは，近世初頭の1600年前後に歴史の舞台に登場した。「かぶく」という言葉は「傾く」と同義で，斜めになることをいい，異形・異装，あるいは通常とは異なる行動をとることを指している。1660年代のかぶき者は旗本水野十郎左衛門ら旗本・御家人や奉公人の「旗本奴」がおり，町人の幡随院長兵衛ら「町奴」がこれに対抗した。幕府は，1664(寛文4)年異形の風体で登城した水野を切腹させた。

町奴の姿(『江戸名所記』)

かぶき者の取り締まりは4代家綱の代にも行われたが，5代綱吉の代になって，1683(天和3)年から強引な検挙が開始され，86(貞享3)年，かぶき者の集団(**大小神祇組**)200余名を逮捕した。検挙者のうちには与力・同心や御家人の子弟が含まれ，リーダー格の11人は打首にされた。このほか幕臣の処罰は300件におよび，素行不良者などが摘発された。綱吉政権は，力の弾圧でかぶき者を取り締まったうえに，戦国以来の武力に頼って上昇をはかろうとする価値観を，**生類憐み令**と**服忌令**の2つの法令を出すことで，社会全体の価値観ごと変化させた。

参考　**犬喰い**　かつて江戸では武家も町方も，下々の食べ物として犬にまさるものはなく，とくに冬場は犬をみかけしだいに殺して食べたという(大道寺友山『落穂集』)。会津藩の江戸屋敷で奉公人たちが犬喰いをしていた話も残っている。これら犬喰いの事例は，いずれも生類憐み令以前のことで，元禄時代以降，今日まで犬喰いの習慣は日本にはない。社会の価値観変化の一例である。

幕府は，1687(貞享4)年から22年間にわたって，犬に限らず，小さな虫にいたる生類の殺生や虐待を禁じた種々の法令を出し続けた。それらの法令の総称が「**生類憐み令**」である。例えば犬の喧嘩には水をかけて怪我をさせぬように引き分けること，と命じた。これを脇差を抜いて引き離し，そのあげくに犬を切ったということで八丈島に流罪になった例などがある。また生類の対象は，これら動物だけではなく，捨て子・捨て病人の禁制や行倒れ人の保護など人間の弱者にも向けられたことは注目される。殺生を禁じ，生あるものを放つ，仏教の放生の思想に基づく生類憐み令は，権力による慈愛の政治という一面を

もっている。しかし，武士・農民・町人など大部分の人々にとって，行き過ぎた動物愛護の命令は迷惑なものであった。とくに江戸の四谷・大久保・中野につくられた犬小屋の犬の飼育料を負担させられた関東の農民や江戸町人の迷惑は大きかった。

生類憐み令と同時期に**服忌令**も出された。服忌令とは喪に服す服喪と，穢れを忌む忌引のことで，近親者が死んだときなどに穢れが生じたとして，服喪日数や穢れがなくなるまで自宅謹慎している忌引の日数を定めた。例えば，父母が死んだ場合には忌が50日，服が13カ月と規定された。1684（貞享元）年に発令されたあと，93（元禄6）年まで5回も追加補充された。養父母の場合は何日か，などと問い合わせがなされ，事細かに追加がなされたためであるが，綱吉政権の服忌令制度化にむけた強い意欲がうかがえる。

【服忌の歴史】　室町時代の公卿三条西実隆は，歌人としても学者としても有名である。その日記『実隆公記』の1505（永正2）年の記事に，同家に永年仕えてきた下女が病気で，もはや助かる見込みがないとみるや，寒風甚だしい夜半に，鴨河原に下女を捨てたと記されている。死んだ時に家屋敷が穢れるのを恐れたためである。このような服忌の考え方は，「大宝令」の制定以来，公家や神社に存在してきたもので，武士世界のものではなかった。

服忌令は，武家はもちろん農民や職人・町人にいたるまで知らされ，死や血を穢れたものとして排除する考え方を広く社会に浸透させていった。綱吉政権は生類憐み令と服忌令の両者を同時に徹底させることで，戦国時代以来の人を殺すことが価値であり，主人の死後，追腹を切ることが美徳とされた武士の論理や，よその飼い犬を殺すなどの無頼行為のかぶき者の存在ともども，最終的に否定した。

この生類憐み令や服忌令の影響は，殺生や死を遠ざけ忌み嫌う風潮をつくり出した。その結果，死んだ牛馬を片づける皮多・長吏や，町や堀などの清掃に従事し，清めにたずさわる非人の仕事が，以前にも増して社会的に必要かつ重要な役割として位置づけられることになった。このように社会的に不可欠な役割でありながら，その仕事に穢れ感がつきまとうとの考え方も広まり，皮多・長吏や非人の人々を忌み遠ざけるという誤った差別意識も強化されてしまった。

【皮多・長吏と「穢多」】　畿内や西日本の多くでは皮多（革多とも），関東や東国では長吏と呼ばれ，死牛馬の処理や行刑役を担う人々に対し，この時期以降，幕藩領主の公文書では，穢れ多いという賤視と差別を含む「穢多」という身分呼称を用いさせた。その後も彼らはみずから「穢多」とは称さずに，あくまでも皮多や長吏と自称する。「穢多」とは差別する側が用いた言葉であることを認識する必要がある。

綱吉は，儒教のほかに仏教・神道・陰陽道を支持して寺社の造営も大いに行った。壮大な**護国寺**・**護持院**を建立したほか，東大寺大仏殿の再建や法隆寺諸堂の修復や寛永寺本坊の再建を行った。伊勢神宮や熱田社などの神社造営や湯島聖堂の建立も行った。これらの費用は，諸大名の手伝普請や全国勧化に依存するものもあったが，幕府の自普請も多く，1685（貞享2）年の日光山堂社修復に金1万4327両，翌年の熱田社には金9114両を江戸の金蔵から支出している。そのほか，幕府は1688～96（元禄元～9）年間に，延べ34寺社の普請に約22万9269両の支出を行っている。綱吉政権期の寺社造営・修復費はおよそ70万両との試算もある。

江戸幕府初期から続いた比較的豊かだった鉱山収入も，この時期に減少し，金銀の産出

量低下はただちに幕府財政の収入減につながった。また**明暦の大火**後の江戸城や市街の再建費用と，ひき続く元禄期の寺社造営費用は，大きな支出増となって幕府財政の破綻を招くことになった。

金貨成分比の推移

勘定吟味役（のちに勘定奉行）**荻原重秀**（1658～1713）は，財政収入増の方策として，貨幣改鋳を上申し，老中**柳沢吉保**（1658～1714）を経て，これを綱吉は聞き入れた。そして，従来の慶長小判に含まれていた金の比率（84％）を減らして，57％の金含有率の**元禄小判**を鋳造し発行したのである。小判の増量で，幕府は500万両の増収をあげたが，貨幣価値の下落と物価の騰貴を引きおこし，人々の生活は圧迫された。

さらに1707（宝永4）年11月には富士山が大噴火した。前日から地震が繰り返され，ついに爆発した富士山からの降砂は，遠く上総・下総・安房にもおよんだ。その手前の武蔵・相模・駿河国では砂は深く降り積り，被害は甚大であった。

幕府は復興のために，全国に**諸国高役金**を掛けた。高100石につき金2両ずつの割合で復興金を納めるように命じたのである。全国津々浦々から集められた国役金は約49万両となった。このうち，実際の復旧に金6万3000両が支出されたことは明記されているが，残りの40数万両は他に流用された可能性がある。全国からの国役金徴収のように，その当時の強い将軍権力と勘定奉行荻原重秀の不明朗が同居した，綱吉政権の最末期であった。

正徳の政治

1709（宝永6）年，5代将軍綱吉が死去したあと，甥の甲府藩主であった将軍世子**徳川家宣**（1662～1712）が6代将軍となった。家宣は，綱吉の政治を支えた柳沢吉保を排除し，かわって側用人**間部詮房**（1666～1720）と儒者**新井白石**（1657～1725）を信任して政治の刷新をはかった。

【間部詮房と新井白石】　間部詮房の父親は甲府宰相綱重（家宣の父）に抱えられ，詮房は桜田御殿（甲府藩江戸屋敷）用人から西の丸にしたがい，家宣が将軍になると3万石の老中格になり，やがて上野国高崎城5万石が与えられた。新井白石は浪人を繰り返したのち，朱子学者木下順庵の門弟となり，木下の勧めで甲府藩主綱豊（家宣）の侍講になった。西の丸・本丸へと移り，1709（宝永6）年に儒者として500石，1711（正徳元）年に1000石が与えられた。学者の俸禄は常に少ないのである。

まず生類憐み令を廃止し，賄賂を厳禁した。しかし，服忌令をはじめとして，前代の忠孝・礼儀の政治は受け継がれ，朝廷との協調関係も増した。朝廷では，霊元天皇をおさえ込んだ近衛基熙（1648～1722）が太政大臣となり，息子の家熙（1667～1736）が関白となって中枢を占めた。近衛基熙の娘は，将軍家宣の正室でもあり，幕府と朝廷の協調は，**閑院宮家**創設となって具体化した。それまで宮家（世襲親王家）は伏見・桂・有栖川の3家しかなく，天皇の子弟の多くは出家して門跡寺院に入室している状態を少しでも改善しようと，幕府は費用を献じて特例として閑院宮家を設け，以後4宮家で幕末までいたった。

家宣政権は，物価騰貴をもたらした元禄小判を改鋳して，**乾字金**を発行した。乾字金は

金の含有率を慶長小判にもどしたが，量は半分の目方しかなく，乾字金に交換する動きは活発化せず，荻原重秀が依然勘定奉行にとどまっての新貨鋳造は失敗に終わった。

1711(正徳元)年，家宣の将軍宣下を慶賀する**朝鮮通信使**が日本に来訪した。その際，新井白石は従来の外交文書とは異なる礼法を用いた。それまでの朝鮮からの国書には，日本の将軍に対して「日本国大君」と書かれてきた。これを「日本国王」宛てに改めさせたのである。「大君」が「国王」より低い意味をもつことを嫌ったからである。また，使節の待遇は丁重に過ぎたと，これを簡素に改めた。

しかし将軍家宣は，1712(正徳2)年に病死した。治政3年9カ月の短命な将軍であった。跡を継いだ子の**家継**(1709～16)は，満で3歳2カ月の幼児であった。幕政における間部と白石への依存度は増した。白石らは，幼児将軍の権威づけのために家継と皇女八十宮の婚約を1715(正徳5)年に発表した。ときに将軍は満5歳，皇女は2歳であった。また，将軍個人の人格ではなく，将軍の地位が格式と権威をもつように，儀式・典礼を重視し，身分の上下が一目で明確になるように服制も整備された。

白石は，幕府財政を握っていた荻原重秀を罷免させたあと，1714(正徳4)年**正徳小判**を発行した。これは，慶長小判と同じ金の含有率・量で，元禄小判や乾字金で混乱した貨幣流通を回復させようとした。貨幣改鋳とならんで，白石の経済政策として長崎貿易の制限がある。オランダ・中国(明・清)との貿易で，1601(慶長6)年以降1708(宝永5)年までの100年余りで，国内の産出金銀の金4分の1，銀4分の3が流出したと白石は概算し，**海舶互市新例**(長崎新令・正徳新令)を1715(正徳5)年に出して，1年間に清船は30隻・銀高6000貫匁，オランダ船は2隻・銀高3000貫匁に貿易額を制限した。

年　代	事　　項
1641(寛永18)	オランダ商館出島に移転，オランダ人に糸割符制を適用(～1655)
1646(正保3)	オランダ人の願いで，初めて銅の輸出を許す
1655(明暦1)	糸割符制廃止，相対の自由貿易となる
1668(寛文8)	銅と銀による支払いをやめ，金にかえる
1672(〃 12)	長崎市法貨物商法(市法)商売開始(～1684)
1685(貞享2)	糸割符制度復活，定高貿易法となる(唐船銀高6000貫匁，蘭船銀高3000貫匁に制限)
1688(元禄1)	唐船数を70隻に制限
1689(〃 2)	唐人屋敷を長崎に設け，唐人を収容
1698(〃 11)	長崎会所設立，白糸の輸入量を制限
1700(〃 13)	銅貿易を自由化〔翌年よりオランダ船数を4～5隻に制限〕
1715(正徳5)	海舶互市新例(長崎新令)をしく(唐船30隻・銀高6000貫匁，蘭船2隻・銀高3000貫匁に制限)
1717(享保2)	唐船40隻・銀高8000貫匁となる
1720(〃 5)	唐船30隻・銀高4000貫匁に減じる
1742(寛保2)	唐船歳額を半減して，唐船10隻・輸出銅150万斤とする
1749(寛延2)	唐船15隻・銀高4050貫匁とする
1763(宝暦13)	銀の輸出停止，唐船により銀輸入を開始
1790(寛政2)	蘭船1隻・銀高700貫匁とする
1791(〃 3)	唐船10隻・銀高2740貫匁とする
1790年以降の制限は厳しく，貿易の規模も縮小され幕末にいたる	

長崎貿易の推移(鎖国以後)

【長崎貿易】　1683(天和3)年，清朝が海外貿易の禁止(遷海令)を解除すると，中国商船は長崎に押し寄せた。1685(貞享2)年，幕府は中国船の年間取引高を金10万両(銀にして6000貫匁)に限定した。オランダ船は金5万両(銀にして3000貫匁)に制限した(「定高仕法」と呼ぶ)。また中国船の入港数を70艘に限ったため，1688(元禄元)年は124艘の中国船は入港できず，秘かに抜荷(密貿易)を行った。

新井白石の政策は，為政者として正当なものを打ち出したようにみえる。しかし，7代将軍家継は1716(享保元)年，急逝したため，新井白石の政治は，短命将軍・幼児将軍合せて8年に満たないものに終わった。

2．経済の発展

農業生産の進展

幕藩領主は戦いによって領地を拡大してきたが，戦いも終わり，世のなかも平和になったことで領地の拡大は不可能になった。逆に戦いを遂行するための態勢自体が，農民を夫役にかりたてて「すり切れ」させることから，1643(寛永20)年前後の大飢饉を契機に，領主は農業を勧めて(**勧農**)，生産基盤を確保する政策に大きく転換した。

中世までは開発不能であった大地(湿潤な沖積平野や湖沼・干潟など)を，領主は大量の人夫＝農民や職人を動員して耕地にかえた。また資力をもっていた町人や旧土豪が用水路を導入して，水の届かなかった地域を水田にかえていった。個々の農民や村落が，小規模ながら徐々に農地を拡大したり，新村をつくったところもある。これら大小のさまざまな開発の集積が「**大開発時代**」とも呼べる17世紀の耕地の拡大につながったのである。田畑面積は，江戸時代初めの約164万町歩から18世紀初めの297万町歩へと激増した。この間，人口もおおよそ2倍近い増加があったとみられている。

国絵図に描かれた椿海

【椿海干拓】　用水路の開削では，芦ノ湖を水源とする箱根用水や利根川中流から分水する見沼代用水などが知られている。また干潟の干拓には備前児島湾や有明海の干拓が代表的なものである。湖沼干拓の事例として，下総国椿海干拓の事例を紹介しよう。下総の国絵図には「椿海」と湖が描かれている。広さは，諏訪湖の3倍はあったと考えられる。江戸町人が請負人になり，幕府も資金援助をした結果，1673(延宝元)年に工事は完了した。新田は1町歩金5両で入植者に売られ，幕府は出資額を越える1万2500両を得た。1695(元禄8)年の惣検地によって椿海新田は2万4441石の石盛がなされ，18カ村の新田村落が生まれた。

【耕地と生産力】　耕地面積が広がれば生産力はあがる。1町歩≒1haから米10石が収穫できれば，開発によって田が広がり，2町歩となれば20石の米が取れる。しかし同じ1町歩の広さでも，冬に雪の降る新潟県などの米単作地帯と一年中温暖な瀬戸内の耕地とでは生産力は異なる。1年を通して，米を1回収穫できる単作地帯に比べ，瀬戸内では，例えば春から夏に煙草を，夏から秋に米を，秋から春に麦か野菜を，同じ土地で3回の収穫をあげることができる。これは量的(面積)ではない，質的な生産力の違いである。

耕地面積の拡大に続いて，質的な生産力の上昇も加わり，段当り収穫量が増大する状況が生まれた。これは農業技術の進歩によってもたらされた。農具では，深耕用の**備中鍬**，脱穀具の**千歯扱き**が元禄期ころから用いられた。脱穀はそれまでの**扱箸**にかわってかなり能率を高めた。選別の調整具では**唐箕**・**千石簁**などが用いられた。揚水具としてはこれまでの竜骨車にかわって簡便な**踏車**がしだいに普及していった。

踏車

千歯扱

千石簁

唐箕

江戸時代の農具

肥料では，これまで村内外の山野からとる草や葉などを耕地の底部に敷き込む刈敷や人糞にたよっていたが，元禄時代前後からこのほかに**油粕**や**干鰯**などの購入肥料（**金肥**）が，主に商品作物（綿・煙草など）生産地で利用されるようになった。肥料や農具の普及には，農業技術書である**農書**が大きな役割を果たした。元禄年間に**宮崎安貞**（1623～97）の『**農業全書**』が広まったことで，近世初頭の『清良記』と比べ格段の進歩が得られた。

農業の生産力が急速に高まると経済的余裕が生まれ，年貢用の米生産以外に商品作物の栽培を行う地域がしだいに増大していった。養蚕と結びつく桑・麻・木綿などの衣料原料や灯油原料の油菜，染料の藍・紅花のほかに，たばこ・茶・野菜なども盛んに栽培されるようになった。これら**四木**（桑・楮・漆・茶）・**三草**（紅花・藍・麻）と呼ばれる**商品作物**を生産・販売し，貨幣にかえる機会が増大するようになった結果，農民は都市部を中心とする商品流通に徐々に巻き込まれるようになっていった。

しかも，何種類もの作物を栽培するのではなく，各々の地域に適した限定された商品作物を生産することが経済的に有利となって，各地に**特産物**が生まれた。出羽村山（最上）地方の紅花，宇治・駿河の茶，備後の藺草，阿波の藍，薩摩（琉球）の黒砂糖，甲斐のぶどう，紀伊のみかんなどである。

諸産業の発達

農業とともに，他の諸産業の発達も著しかった。漁業は，**網漁**を中心とする漁法の改良と，沿岸部の漁場の開発によって重要な産業としての地位を確立した。

網漁は中世末以来，摂津・和泉・紀伊などの上方漁民によって関東・三陸・四国・九州などに広められた。上総九十九里浜の**地曳網**による鰯漁，肥前五島の鮪漁，松前の鰊漁などが代表例である。このほか，釣漁としては土佐の鰹や瀬戸内海の鯛，銛と網を駆使する勇壮な鯨漁は紀伊・土佐・肥前・長門などで行われた。

主な名産品

織物
絹……西陣織・桐生絹・伊勢崎絹・足利絹・丹後縮緬・上田紬
木綿…小倉織・久留米絣・有松絞（尾張），尾張木綿・河内木綿
麻……奈良晒・越後縮・近江麻（蚊帳など）・薩摩上布

陶磁器
有田焼〈伊万里焼〉・京焼〈清水焼〉・九谷焼・瀬戸焼・備前焼

漆器
南部塗・会津塗・輪島塗・春慶塗（能代・飛騨）

製紙
日用紙…美濃・土佐・駿河・石見・伊予
高級紙…越前の鳥ノ子紙・奉書紙，美濃紙・播磨の杉原紙

醸造
酒……伏見・灘・伊丹・池田
醬油…野田・銚子・京都・竜野

蝦夷地での鰊漁（『蝦夷島奇観』）　蝦夷地では昆布・鰊などは重要な産物であった。写真は鰊を干しているようす。

そのほか蝦夷地では，豊かな漁場をもち，和人が参入したことで鰊漁のほかに昆布や**俵物**❶の生産などがみられた。俵物は17世紀末以降，長崎貿易において銅にかわる中国（清）への主要な輸出品となったこともあって，蝦夷地以外でも生産が進められた。

漁場の経営は，一握りの網主（網元）や船主が多数の網子や船子を使って行われることが多かったが，なかには漁民が対等に**入会漁業**を行う地域もあった。

塩業では，高度な土木技術と資金を必要とする**入浜塩田**が，播磨の赤穂などの瀬戸内海沿岸部を中心に展開し，塩の量産が行われて全国に流通したため，下総の行徳など小規模塩業は衰退した。

林業は，都市を中心とする建築資材の大量需要によって急速に発達し，江戸時代中期には材木問屋の進出は蝦夷地にまでおよんだ。尾張藩や秋田藩などでは，領主が直轄する山林から伐り出された材木が商品化し，**木曽檜**や**秋田杉**として有名になった。また，都市近郊の山野では燃料としての薪・炭が大量に生産された。

鉱山業は，戦国時代以来，通貨鋳造の需要が高まるにつれ，採掘・精錬などの技術進歩とともに発達していった。江戸時代初期には佐渡の金山，石見の銀山，但馬生野の銀山，出羽院内の銀山など金銀採掘がとくに盛んであったが，産出額はしだいに減少する傾向をみせ始めた。かわって17世紀後半からは銅の採掘が重視された。慶長年間に発見された下野の足尾銅山，元禄年間発見の伊予の別子銅山，さらに宝永年間（1704～1710）に出羽の阿仁銅山も開発されて産出量は増加し，銅銭の需要と長崎貿易の輸出品にこたえた。また鉄は，従来から出雲地方で砂鉄の**たたら精錬**が行われ，そこでつくられた玉鋼は刀剣のほか農具や工具に加工された。砂鉄ではない鉱石による製鉄は，陸中釜石で木炭を使った高炉で江戸時代後期になって初めて行われた。石炭は筑豊方面で採掘され，石油は越後で産出された。

手工業の多様化

自然の諸産業が発展するのに呼応して手工業も多様に発展した。人口増加による労働力のゆとりや貨幣経済の浸透が手工業の発展を促した。手工業はまず都市の諸職人によって担われたが，農村の百姓や婦女子による**農村家内工業**の展開が全国各地の名産を生む原動力となった。

織物業では，古代以来，麻が庶民の衣料であったが，戦国末期に綿作が朝鮮から日本に伝わると，**木綿**は庶民の衣料として普及した。木綿織物は女性による地機（いざり機）によって支えられた。河内・三河の木綿や近江の麻，奈良の晒など織物の名産地も生まれた。絹織物は高級品であったが，とくに金襴・緞子などは京都**西陣**の**高機**で独占的に織られた。

❶ 俵物は，煎海鼠（海鼠を煮て干したもの）・干し鮑・鱶の鰭を俵につめたものである。

高機（『都名所図会』）

しかし，これに準ずる絹織物は上野の桐生をはじめ，18世紀中ごろには伊勢崎，下総結城などの各地で生産されるようになった。

和紙は，雁皮を原料にする鳥の子紙などの中世以来の斐紙にかわって，楮を原料にする越前奉書紙や播磨の杉原紙など楮紙の生産が増加した。流漉という技法が，大量に栽培のできる楮を紙原料にすることを可能にしたためである。紙の生産地の多くでは**専売制**がとられ，藩も生産を奨励した。その結果，安価な紙が庶民にまで大量に普及して，学問・文化を発達させ，人々の識字率を高める効果をもった。

陶磁器生産の進歩は，薩摩焼のように，豊臣政権期に強制的に移入させたものを含めて，朝鮮の陶工の技術（登窯や上絵付）に負うところが大きかった。肥前では佐賀藩の保護のもとで有田（伊万里）焼・鍋島焼などの磁器がつくられ，国内だけではなくオランダ東インド会社によってヨーロッパに多数輸出された。また尾張の瀬戸や美濃の多治見のほか，各地でも陶磁器が量産され，庶民も利用するようになった。

醸造業では，伏見・伊丹・灘の酒が知られ，元禄期以降，**清酒**が普及した。また，江戸近郊の野田や銚子でも醤油生産を行い始め，それまで竜野など上方からの下り物に限られていた醤油に，江戸独特の味覚が加わった。

交通の整備

諸産業の発達はやがて商業の発達を生み，都市を発展させることになるが，その際，道路・水路の開発，交通施設の整備も必要になった。幕府の交通制度は参勤交代の大名行列などに代表される公用通行に重点がおかれていた。商品の流通という点から陸上交通を支えたのは，中世以来の馬借や伊奈街道や甲州道中で活躍した中馬のように，百姓が馬の背を使った駄賃稼ぎであったため，商品の大量輸送には不向きであった。

江戸時代の交通

大量の物資を安価に運ぶには，時間はかかるが，陸路より海や川の水上交通が適していた。海上交通は初期には幕府や藩の年貢米輸送を中心に大坂と江戸を基点に整備された。やがて，各地の商品生産の展開とともに大坂に大量に集荷された商品の多くを，江戸に輸送する廻船が必要になった。

17世紀前半から始まった**菱垣廻船**は，船べりに積荷が落ちないように，檜の薄板か竹で菱形の垣をつけたところから名前がつけられた。元禄年間に江戸の十組問屋と提携して，定期的に運航された。これに対して**樽廻船**は，寛文年間（1661～1672）に摂津で酒荷を中心とする廻船としておこり，1730（享保15）年に江戸十組のうち**酒店組**が分離して提携し，樽廻船も大坂・江戸の定期運航を担うようになった。樽廻船は小型で荷役が早かったので，やがて酒以外の商品も安く船積みするようになり，菱垣廻船との間で争いがしばしばおこった。このため18世紀末に，両者は積荷の協定を結んだが，樽廻船の優位は続き，菱垣廻船は衰退していった。

東北・北陸地方の諸藩は**蔵米**を江戸や大坂に運ぶため，直航路を開くことを望んでいた。寛文年間，**河村瑞賢**（1618～99）の努力によって秋田から津軽海峡を経て太平洋側に出て江戸にいたる**東廻り航路**と，日本海沿岸をまわって赤間関（下関）を経て瀬戸内海から大坂にいたる**西廻り航路**とが整備された。西廻り航路には，**北前船**が活躍したが，後期になると北前船は買積み方式で蝦夷地にも進出して積極的な商取引を行った。河村瑞賢はまた，貞享年間（1684～88）ころ安治川を開き，伏見から淀川を下って大坂にいたる舟運を便利にさせた。このような河川舟運は，慶長のころ，京都の商人**角倉了以**（1554～1614）が富士川・天竜川や保津川・高瀬川を整備したのに始まり，河村瑞賢以降も，各地方の河川は整備され，内陸地方の交通と物資輸送が便利になった。

商業の展開

江戸時代の**初期豪商**は，朱印船貿易家や糸割符仲間の商人，あるいは呉服の御用達商人，銀座商人など幕府と結びついた特権的商人たちで，船や蔵をもって巨大な富を形成した。船は遠隔地間の価格差を利用して利益を上げるときの不可欠の道具であり，蔵は季節間の価格差を生むために商品を保存しておくのに必需な施設であった。

【ある豪商の商売】　近世初頭では，米価は地域によって異なり，例えば1595（文禄4）年，若狭小浜のある豪商は，津軽で米2400石を金10枚で購入し，これを自分の船で京都に運び，金1枚30石の相場（8倍の値段）で売りさばいた。初期豪商と呼ばれた商人たちは，このような地域による商品価格差が大きい時代に巨利を得たものであった。

しかし鎖国によって海外との交易が制限されると，初期豪商の国際的な活動の舞台は失われた。また，陸上・水上交通の整備による全国市場の形成に加えて，生産力の上昇は商品流通量を増加させ，国内の商品価格の地域差は余りみられなくなった。それは米価でいえば，中央も地方も価格が連動するようになったため，前述したように巨利は得られなくなった。他の商品も同様で，以前のように限られた特産地にだけ生産できた商品も，各地で多量に生産されるようになると，商品の稀少性はなくなり，単品のもうけは少くなった。こうして米や諸商品の価格が，大きな地域差をもたなくなった元禄期ころには，もはや初期豪商と呼ばれた人々は衰退し，単なる廻船業や商人にとどまることになった。

種　類	数　量	価　銀	種　類	数　量	価　銀
		貫　匁			貫　匁
米	282,792石00	40,813.846	唐薬種		2,787.826
菜種	151,225石80	28,048.885	炭	767,814俵	2,503.831
材木		25,751.063	鰹節		2,178.095
干鰯		17,760.289	京織物		2,065.656
白毛綿	2,061,473端	15,749.675	木蠟	42,785貫740	1,914.806
紙	148,464丸	14,464.482	餅米	12,294石30	1,828.633
鉄	1,878,168貫	11,803.863	七島莚	1,485,460枚	1,729.192
掛木	31,092,394貫	9,125.422	古手	135,744	1,717.492
銅	5,429,220斤	7,171.008	結木	17,485,464把	1,606.158
木わた	1,722,781斤	6,704.920	藍	320,460貫	1,465.778
たばこ	3,631,562	6,495.543	煎茶	1,478,010斤	1,460.464
砂糖	1,992,197斤	5,614.242	唐織物		1,293.267
大豆	49,930石90	5,320.733	干魚		1,243.988
塩	358,436石20	5,230.208	和漆	27,626斤	1,163.790
小麦	39,977石00	4,586.373	奈良晒布	22,821疋	1,086.877
塩魚		4,156.139	椀折敷	96,383束	1,064.270
胡麻	17,142石90	4,129.170	鉛	556,170斤	880.666
綿実	2,187,438貫900	3,919.524	蘇木	392,198斤	826.622
生魚		3,475.100	真綿	2,455貫450	805.700
毛綿綛	116,647貫000	3,430.082	大竹中竹	1,188,980本	805.184
布	310,558端	3,401.000	荏子	5,084石60	774.574
絹	35,573疋	3,012.559	和薬種		697.632
焼物		2,875.871	唐漆	20,129斤	687.207
畳表	1,102,907枚	2,866.001	青物		686.050
嶋毛綿	236,923端	2,831.800		(その他69種略)	
苧	145,874貫600	2,815.110	合　計		286,561.411

1714(正徳4)**年大坂移入品**(幕府調査による)　全国で生産された大量の商品は，廻船などの流通のルートにのって大坂に荷送りされた。

三都の**問屋商人**たちも元禄期ころを境にして，それまでの稀少性のある高価な少量の商品を売買する商法では経済的に行き詰まり，大量の商品を多売することで利益をあげる商法に切りかえていった。表でみるような大量な商品流通の時代に素早く適応できたのが，**越後屋**(**三井**)を代表する**新興商人**たちであった。彼ら問屋商人は**仲間**という同業者の団体をつくり，独自の法(**仲間掟**)を定めて営業権の独占をはかった。江戸の**十組問屋**や大坂の**二十四組問屋**は，江戸・大坂間の大量な荷物運送の安全と流通の独占をめざして結成された仲間の連合組織である。

幕府はこの仲間を当初認めなかったが，18世紀以降になると，**運上**・**冥加**という営業税の納入を条件に商人や職人の仲間を公認し，営業の独占を許し始めた。こうして認められた営業の独占権を**株**と呼び，その仲間を**株仲間**と呼ぶ。

また，問屋仲間のもとに**仲買**も同様に仲間をつくって，小売商人や他所の商人への卸売を独占することがあった。問屋仲間と仲買仲間のもとにいた小売商人の多くは，店舗をもたない零細な商人で，**振売**・**棒手振**などと呼ばれた。

主な貨幣

両替商の看板

貨幣と金融

全国的に通用する同じ規格の金・銀の貨幣は，1600(慶長5)年開設の**金座**・**銀座**で鋳造された。金座は江戸と京都におかれ，**後藤庄三郎**(生没年不詳)のもとで小判・一分金などを鋳造した。銀座は，**大黒常是**のもとでまず伏見・駿府におかれ，のちに京都・江戸に移されて，丁銀・豆板銀などを鋳造した。金座・銀座はのちに江戸に一本化される。金貨は1両＝4分，1分＝4朱の4進法で数える計数貨幣であり，銀貨❶は目方を計る秤量貨幣であった。銭は，江戸や各地の民間請負の**銭座**で寛永通宝の1文銭・4文銭などを銅や鉄で鋳造した。

以上の金・銀・銭の三貨の交換は面倒で，しかも貨幣相場が変動したので，貨幣流通は必ずしも安定しなかった。そのうえ，江戸を中心とする東日本では主に金で取引され(**金遣い**)，大坂など西日本では銀が中心(**銀遣い**)であったため，東西の商取引は不便をきたすことがあった。これを利用して利益をあげたのが**両替商**であった。

三都や城下町の両替商は三貨間の両替や秤量を商売とし，また三井両替店や大坂の天王寺屋・鴻池などの**本両替**は，公金の出納や為替・貸付などの今日の銀行にも似た業務を合わせて行い，幕府や藩の財政を支え，また流通の促進にも役立った。

しかし，幕府による統一貨幣流通量は十分ではなく，17世紀後半から，各藩では城下町を中心とする藩経済の発達のもとで**藩札**を発行し，流通させた。藩札は，3貨の不足を補うだけではなく，藩財政の窮乏を救うねらいもあり，藩によっては専売制と結びつけ，藩が領内から特産品を買上げる際に藩札で支払い，商品を三都に売りさばいて三貨を獲得する例もあった。

❶　のちに銀貨も2分・1分・2朱・1朱銀が鋳造された。

3．元禄文化

文化の特色

17世紀末から18世紀初めの元禄時代には，東アジアにおける清朝樹立のもたらす「平和」と，これに伴う幕政の安定と経済の目ざましい発展のもとで，社会は成熟した。この結果，元禄文化はそれまでとは異なり，武士や有力町人のみならず，下層町人や地方の農民にいたる庶民にまで多彩な文化が受容されることになった。

元禄文化の特色は，1つには鎖国体制が確立したことで外国の影響が少なくなり，日本独自の文化が成熟したことである。とはいえこの時期には，一部に明朝滅亡の影響もみられ，明からの亡命者を通して学問・仏教・庭園や近松門左衛門の戯曲にその影響を見い出すことができる。特色の2つには，政治的な「平和」と安定のなかで，儒学のみならず学問が重視されたことがあげられる。しかも，天文・医・本草学などの科学的な分野でも進展がみられたことは特筆される。3つには多様な文学を享受する広範な人々の存在と，これを媒介する紙の生産や出版業の発展が，元禄文学の飛躍的な成長を促した。このことは，元禄の美術についても共通しており，美術や工芸が大名・公家や上層町人にとどまらず，菱川師宣の美人画などのように，木版刷りを通して広範な層に受けとめられた。

元禄期の文学

元禄期の文学は上方の町人文芸が中心で，**松尾芭蕉**(1644～94)・**井原西鶴**(1642～93)・**近松門左衛門**(1653～1724)がその代表である。

芭蕉以前の俳諧には，江戸時代初期の**松永貞徳**(1571～1653)を代表する**貞門派**がある。連歌師の家に生まれた貞徳は，俳諧を独立した形式に高めたものの，その句は形式に流れ平板で緊張感に欠けるものであった。続いて**西山宗因**(1605～82)を中心とする**談林俳諧**が登場する。貞門派の様式を破り，自由・清新な句を読んだ宗因ではあったが，彼の弟子には目新しさを追究するだけで放逸に走った者が多く，宗因は納得できぬまま他界し，談林風俳諧も消えていった。

主な文学作品

小説
好色一代男(井原西鶴)〈好色物〉
好色五人女(　〃　)〈好色物〉
武道伝来記(　〃　)〈武家物〉
日本永代蔵(　〃　)〈町人物〉
武家義理物語(　〃　)〈武家物〉
世間胸算用(　〃　)〈町人物〉

俳文・句集
笈の小文(松尾芭蕉)
奥の細道(　〃　)
猿蓑(松尾芭蕉ら)

脚本
曽根崎心中(近松門左衛門)〈世話物〉
冥途の飛脚(　〃　)〈世話物〉
心中天網島(　〃　)〈世話物〉
国性(姓)爺合戦(　〃　)〈時代物〉

松尾芭蕉は，貞門の技巧と談林の自由な描写力の両方に学んだ。**寂び**(自然にとけこんだ枯淡の心境)・**栞**(十分な余情をつつむリズム)・**細み**(繊細な味)で示される**幽玄閑寂**に価値をおく**蕉風**と呼ばれた芭蕉の俳諧は，単に室町時代からの連歌の発句の位置しか与えられなかった段階から，独立した芸術に高めた。芭蕉は『野ざらし紀行』や『**奥の細道**』などの紀行文を残しているように，全国を紀行して自然のなかに広く素材を選んだ。三都に限らず，地方の農村部にも芭蕉や弟子の一行を待ち受け，支えた人々が存在したことは，これまでにない文化の広がりを感じさせる。榎本其角(1661～1707)・服部嵐雪(1654～1707)・各務支考(1665～1731)・向井去来(1651～1704)らの弟子は「蕉門の十哲」と呼ばれたが，芭蕉の死後，多くの派に分裂した。

井原西鶴は大坂の町人出身で，当初は談林俳諧に身をおき，自由奔放な作句を行いおおいに才能を誇示したが，俳諧そのものの芸術性を示すにはほど遠かった。西鶴の類いまれな創造力が発揮されたのは，新しい文学の分野である「**浮世草子**」(小説)においてである。江戸時代初期からの仮名草子は，小説のほか宗教書・教訓書などの総称であるが，浅井了意(1612？～91)の作品など，いずれも武士身分を読者として想定されたものであった。これに対して西鶴の「浮世草子」と総称される小説の数々は，広く町人層を対象読者とした。西鶴の作品は大きく**好色物**・**町人物**・**武家物**の3つにわけることができる。好色物は『**好色一代男**』『好色五人女』『好色一代女』などである。1682(天和2)年に書かれた『好色一代男』は，主人公世之介の7歳から60歳までの色道遍歴を描写したもので，そのような主人公はそれ以前の文学にはかつて存在しなかった。『好色五人女』は，5人の女主人公の恋愛事件を描いた作品だが，この女性はいずれも商家の女たちで，江戸時代の市井の身近な女性の情熱的な性を描いた傑作であった。

西鶴の町人物には『**日本永代蔵**』や『**世間胸算用**』などがある。そのなかで最も傑作とされる『日本永代蔵』は，財をなした町人の物語30話を集め，商人の道はひたすら銭もうけにあり，勤倹貯蓄，信用，才覚や忍耐力を美徳として繰り返し説く。一方，『世間胸算用』は大晦日を舞台に，かつかつに世を生きる人々の姿を20の物語に活写する。これらの町人物と対照的に，西鶴は武家物で武士の道を描く。『**武道伝来記**』や『**武家義理物語**』などである。『武道伝来記』は，敵討ちを共通題材に32編を，『武家義理物語』は武士にとって望ましい義理を25の挿話にまとめあげ，義理のためには命を縮めることもある，それが武士の世界だと説く。

近松門左衛門は京都近くの武士の出身であったが，若いころから文学に親しみ，当時流行していた**人形浄瑠璃**や**歌舞伎**の脚本を書いた。近松の作品は，当時の世相に題材を求めた**世話物**や，歴史上の説話や伝説に題材をとった**時代物**などがある。世話物では，1703(元禄16)年実際にあった恋人同士の相対死を意味する心中(情死)を素材にした『**曽根崎心中**』や『心中天網島』『冥途の飛脚』などが代表作としてある。義理と人情の葛藤のあげく心中した2人が，この世では得られなかった幸せを来世に求める姿が感動を呼んだ。時代物には，『出世景清』などもあるが，『**国性爺合戦**』が近松の代表作である。明朝の王位回復を願う実在の鄭成功(国姓爺)をモデルに，主人公和藤内(平戸に住む漁師)が韃靼(清朝)を倒し，明朝を再興して，ひいては日本の国威を発揚するという筋立てである。東アジア世界を舞台に，和藤内を縦横に活躍させるこの人形浄瑠璃の上演は，観る者をして現実の明朝滅亡と日本の国家を意識させたに違いあるまい。

江戸時代に入って能や狂言は，将軍や大名の前で演じられ続けたが，広範な人々に享受されることはなく，茶の湯と同様に支配層のまねをした一部の町人の鑑賞にとどまった。つまり，能・狂言はすでに古典芸能の仲間入りをしていたともいえる。これに対して歌舞伎と浄瑠璃は，町人生活のなかにとけ込み，支持され発展した。

慶長　寛永　元禄　宝暦　化政　天保
【浄瑠璃】古浄瑠璃→人形浄瑠璃　初代義太夫　*近松→*出雲→*半二　唄浄瑠璃　常磐津　富本　清元（節）→
全盛
【歌舞伎】阿国歌舞伎　女歌舞伎→若衆歌舞伎→野郎歌舞伎　初代藤十郎　初代団十郎→七代団十郎　三代歌右衛門　*四代南北（全盛）→*黙阿弥
(*印は作者)

演劇の系譜

歌舞伎は，江戸時代初期に風俗取り締まりのうえから女歌舞伎，ついで若衆歌舞伎が禁止され，男女すべての役を男優だけで演じる**野郎歌舞伎**だけが元禄時代以降には行われた。これは歌舞から演劇への転換ともなり，文学(脚本)とのかかわりも始まる。常設の芝居小屋も京に3座，大坂に4座，江戸に4座おかれた。江戸には荒事と呼ばれる勇壮な演技で名をはせた初代**市川団十郎**(1660～1704)，上方には和事と呼ばれる恋愛劇を得意とする**坂田藤十郎**(1647～1709)や女形の代表とされる**芳沢あやめ**(1673～1729)らの名優が活躍した。

しかし近松の作品は，脚本が忠実に演じられる人形浄瑠璃にこそ，その味わいが生まれた。**辰松八郎兵衛**(？～1734)らの人形遣いと，**竹本義太夫**(1651～1714)らによって語られる浄瑠璃は，歌舞伎以上の共感を人々に呼んだ。また義太夫の語りは，義太夫節という独立した音曲に成長していった。

儒学の興隆

幕藩体制の安定とともに，儒学のもつ意義は増大した。社会における人々の役割を説き，上下の身分秩序を重んじ，「忠孝・礼儀」を尊ぶ考え方が望まれたからである。

[朱子学]　朱子学の思想は，封建社会を維持するための教学として，幕府や藩に歓迎された。家康に登用された林羅山の孫である**林鳳岡**(信篤，1644～1732)は，将軍綱吉によって大学頭に任じられ，新設なった湯島聖堂の側に家塾を移し，それ以降，**林家**が中心となって幕府の文教政策を進めることになった。

元禄・享保の時代は朱子学の全盛期であった。民間にあった**木下順庵**(1621～98)は門人の個性を伸ばしたことで知られ，**新井白石**・**室鳩巣**(1658～1734)・**雨森芳洲**(1668～1755)らの木門十哲を輩出した。一方，南村梅軒によって開かれ，土佐の谷時中に受け継がれた南学(海南学派)も朱子学の一派で，この系統からは**山崎闇斎**・**野中兼山**(1615～63)らが出た。闇斎一門を崎門学派と呼ぶが，この学派はやがて一種の神秘主義におちいり，朱子学の思想を基本とする独自の神道説である**垂加神道**❶を説いた。このほか福岡藩士の**貝原益軒**(1630～1714)のように，いずれの学派にも属さない朱子学者もあった。益軒は本草学や歴史学の分野にも業績をあげたが，とくに『和俗童子訓』『養生訓』など教育書も著わし，影響力を与えた。

❶　垂加は闇斎の別号で，神垂冥加の語から出た。これまでの伊勢神道・唯一神道や吉川神道などを土台にしたもので，道徳性が強い。神道を儒教化したともいえるが，神の道と天皇の徳が一体であると説くことから，垂加神道は尊王論の根拠ともなった。

[陽明学]　陽明学は，明の王陽明が始めたもので，初め朱子学を学んだ**中江藤樹**(1608～48)や門人の**熊沢蕃山**(了介，1619～91)らが取り入れて日本で説いた。陽明学は，現実を批判して「知行合一」の立場で矛盾を改めようとする革新性をもっており，蕃山はこれを岡山藩の藩制確立に生かした。しかし，蕃山はその著『大学或問』で幕政を批判したとして，咎めを受けた。また会津藩や熊本藩でも陽明学者がその革新性のゆえに弾圧された。

[古学]　古学は，朱子学・陽明学のような宋代・明代に創始された儒学にあきたらず，孔子・孟子の古典に立ち帰ろうとする学派で，いわば日本で創始された儒学といえる。兵学者である**山鹿素行**(1622～85)は，『聖教要録』を著わして朱子学を批判し，古代の聖賢に立ちもどることを主張した。これは幕府に忌避され，素行は赤穂に流された。また，明・清を「中華」とする考え方に対して，日本を「中朝」とみなす『中朝事実』を著わした。同じころ京都の堀川に私塾古義堂を開いた**伊藤仁斎**(1627～1705)は，「論語」「孟子」に依拠して，経験的知識を重視した。仁斎の子**東涯**(1670～1736)も父を引き継いだことで堀川学派には多数の門下生が集まった。

仁斎らの古学に啓発された江戸の**荻生徂徠**(1666～1728)は治国＝政治を重視して，礼楽・制度をととのえることの重要性を説いた。柳沢吉保に仕えたあと，徂徠は将軍吉宗の諮問にこたえて『政談』を著わし，都市の膨張をおさえ，武士の土着などを主張した。徂徠学は内容から古文辞学，塾名から蘐園学とも呼ばれた。門下生には，徂徠の**経世論**を継承した**太宰春台**(1680～1747)がおり，『経済録』を著わして専売制度の奨励などを説いた。また，詩文は**服部南郭**(1683～1759)に継承された。

主な著作物

書名	著者
儒学・歴史学・古典	
大日本史	(水戸家)
大学或問	(熊沢蕃山)
聖教要録	(山鹿素行)
武家事紀	(〃)
中朝事実	(〃)
本朝通鑑	(林羅山・林鵞峰)
読史余論	(新井白石)
折たく柴の記	(〃)
古史通	(〃)
藩翰譜	(〃)
政談	(荻生徂徠)
経済録	(太宰春台)
経済録拾遺	(〃)
万葉代匠記	(契沖)
源氏物語湖月抄	(北村季吟)
農書・その他	
農業全書	(宮崎安貞)
農具便利論	(大蔵永常)（19世紀前半）
広益国産考	(〃)（19世紀前半）
大和本草	(貝原益軒)
庶物類纂	(稲生若水)
塵劫記	(吉田光由)
発微算法	(関孝和)
貞享暦	(渋川春海)

諸学問の発達

儒学の発達は，合理的で現実的な思考を発達させ，他の学問にも大きな影響を与えた。歴史学では確実な史料に基づいて歴史を叙述する実証的な姿勢がとられるようになった。林羅山・鵞峰による『本朝通鑑』や水戸の徳川光圀が始めた『大日本史』などのほか，新井白石は『読史余論』を著わし，武家政権の推移を段階的に時代区分して独自の史論を展開した。

自然科学では，**本草学**(博物学)や農学・医学など実用的な学問が発達した。本草とは薬の基になる草の意味であり，植物・動物・鉱物の薬用効果について研究する本草学はしだいに博物学的色彩を帯び出した。**貝原益軒**の『大和本草』，**稲生若水**(1655～1715)の『庶物類纂』は博物学的本草学の集大成であり，宮崎安貞の『農業全書』は，農業技術とくに商品作物の栽培法を詳述して広く利用された。また，計算・測量の学として発達してきた和算では，**吉田光由**(1598～1672)の著わした『塵劫記』の内容の段階をさらに高め，**関孝和**(1640？～1708)が筆算代数学や微分・積分に類似する方法で円の面積

を求めるなどの研究を行った。天文・暦学でも，渋川春海(安井算哲，1639～1715)はみずから計測した貞享暦をつくり，平安時代以来用いられてきた宣明暦にかわって幕府に採用された。

国文学の研究もこの時代から始まった。それまでの古今伝授をはじめとする和歌の秘事口伝や制約に対して，大和の**下河辺長流**(1627～86)や江戸の**戸田茂睡**(1629～1706)らは，自由な言葉使いを求めた歌学の刷新をはかった。『万葉集』を研究した僧の**契沖**(1640～1701)は，『万葉代匠記』を著わして茂睡の説の正しさを多くの実例によって説明した。また**北村季吟**(1624～1705)は『源氏物語』の注釈書『湖月抄』や『枕草子』の注釈書『春曙抄』を著わして，古典研究を進めた。このような実証的な古典研究は，やがて古代精神の探究に進み，ついには国学として成長することになる。

元禄美術

美術でも幅広い層から名作が生まれ，広範な人々に受容される傾向が生まれた。絵画では，幕府や大名に抱えられた狩野派や朝廷絵師(絵所預)の土佐派(大和絵系で土佐光起〈1617～91〉が再興)，さらに土佐派からわかれた住吉派(住吉如慶〈1599～1670〉・具慶〈1631～1705〉の父子)が支配層の保護を受けるなかで，安定した絵画作品を製作した。しかし，しだいに清新さに欠けていったことも否めない。

これに対して，町人のなかから生まれた絵画に，新しい時代を感じさせる名品が誕生した。京都の呉服屋(雁金屋)出身の**尾形光琳**(1658～1716)は，本阿弥光悦や俵屋宗達の技法を取り入れ，絵画や蒔絵に新風を吹き込んだ。大和絵の伝統的な装飾と王朝文学趣味をもったこの流派は，**琳派**と呼ばれた。光琳の『紅白梅図屛風』や『燕子花図屛風』，その他の作品は伝統のなかに斬新な感覚が満ちあふれている。また，光琳の弟**乾山**(1663～1743)は陶器に装飾的な作品を残した。

これらはいずれも高級感のある作品であったのに対して，**菱川師宣**(？～1694)や**英一蝶**(1652～1724)は庶民に受け入れ易い**風俗画**を残した。菱川師宣は，安房国の職人(縫箔師)の家に生まれ，江戸に出て狩野派や土佐派に学んだ。やがて風俗画を描き始めたが，なかでも木版を利用した**浮世絵**は大量生産が可能になり，庶民でも入手できるようになった。『見返り美人図』などの美人画を，庶民は床の間に掛けたり，屛風に仕立てて楽しんだ。英一蝶は京都の医者の家に生まれ，江戸に出て狩野派に師事していた。しかし菱川師宣の影響を受け，市井の風俗を描くようになった。一蝶は，遊興生活を理由に幕府から三宅島への遠島を命じられ，のちに江戸にもどるが，それから再び市井の風俗をますます親しみを込めて描写した。

庭園の分野では，元禄期に将軍が大名屋敷を訪れる御成の回数が増え，大名側も屋敷に趣向をこらした庭園づくりをするようになった。柳沢吉保の屋敷である**六義園**は，すぐれた**廻遊式庭園**である。小石川の水戸藩邸の**後楽園**は朱舜水の影響がみられ，明朝風の石造りの橋などがみごとである。また国元でも，岡山の**後楽園**のように日本3名園の1つに数えられる廻遊式庭園がつくられた。以上の現存する庭園のほか，残された絵図や発掘調査によって，失われた大名邸の庭園の役割と機能が注目されるようになった。

建築の分野でも，明朝から日本に亡命した**隠元**(1592～1673)は，禅宗の一派である**黄檗宗**を開き，本山として山城宇治に**万福寺**を建立した。万福寺の伽藍は，中国風の禅寺建築として注目をひく。

図版特集

主な建築・美術作品

建築
東大寺大仏殿①　善光寺本堂

絵画
紅白梅図屛風(尾形光琳)④
燕子花図屛風(　〃　)
見返り美人図(菱川師宣)③
洛中洛外図巻(住吉具慶)②

工芸・その他
八橋蒔絵螺鈿硯箱(尾形光琳)⑥
色絵吉野山図茶壺(野々村仁清)⑤
色絵藤花文茶壺(　〃　)
色絵月梅文茶壺(　〃　)
白縮緬地衝立鷹⑦

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

第8章　幕藩体制の動揺

1. 幕政の改革

享保の改革

大名の窮乏

今ノ世ノ諸侯ハ、大モ小モ、皆首ヲタレテ町人ニ無心①ヲイヒ、江戸、京都、大坂、其外処々ノ富商ヲ憑ンデ、其続ケ計ニテ世ヲ渡ル②。邑入③ヲバ悉ク其方④ニ振向ケ置テ、収納ノ時節ニハ、子銭家⑤ヨリ倉ヲ封ズル⑥類也。（太宰春吉『経済録』）

①借金する。②その援助で経済をまかなう。③領地からの年貢収入。④富商をさす。⑤高利貸。⑥米倉に封印して差し押える。

17世紀に，農業を中心として発展した生産活動は，その後もさまざまな分野の産業において引き続き拡大した。全国市場の要である江戸・大坂・京都の三都と，領内市場の中心である城下町，流通の重要な拠点である港湾都市などの商人は富裕化し，また，窮乏する武士だけでなく大名にも貸付けを行い（**大名貸**），藩財政を握る者まで現われた。農村にも貨幣経済が浸透してゆき，商品作物の生産や家内工業が広がって，新たな富がしだいに蓄積されていった。

このようななかで，1716（享保元）年に将軍家継が8歳で死去し，家康以来の宗家（本家）が途絶え，御三家の一つである紀伊藩主の**徳川吉宗**（1684～1751）が8代将軍を継いだ。吉宗は，家康のひこ孫にあたるが，30年近くの将軍在職の間，「諸事権現様（徳川家康）御掟の通り」と家康の時代への復古をスローガンに掲げて幕政の改革につとめた。これを**享保の改革**と呼んでいる。

綱吉以来続いた柳沢吉保・間部詮房・新井白石らによる側近政治のため幕政から排除され，不満を強めていた譜代門閥大名らの期待を担って将軍となった吉宗は，譜代大名からなる老中・若年寄を重視するとともに，新たに側近である御側御用取次を設け，老中らと側近を巧みに使った。さらに，旗本の**大岡忠相**（1677～1751）や東海道川崎宿の名主の**田中丘隅**（1662～1729）らの有能な人材を登用し，荻生徂徠に政治のあり方を諮問し，室鳩巣（1658～1734）らの儒学者を侍講に用い，将軍が先頭に立って改革に取り組んだ。なお，人材登用のために**足高の制**を設けた。

【足高の制】　1723（享保8）年，幕府は役職に就任する者の家禄がその役職の役高に達しない場合，その不足額を支給する制度を採用した。例えば町奉行という役職の役高は3000石と定められているので，禄高1000石のAという旗本が就任すると，Aには役高と禄高の差額2000石が在職中は支給されるという仕組みである。この制度により，禄高が低くても有能な人材を町奉行に登用できる途が開けるとともに，Aの家禄を3000石に引き上げなくても済む（家禄を引き上げればその役職を離れても代々支給されることになる）ために，幕府財政支出の増大を抑制できるという利点ももっていた。

改革の重点は幕府財政の再建におかれ，その前提として民政・財政を担当する勘定奉行所の整備と強化をはかり，地方で農村支配に優れた実績をあげたものを勘定方役人や代官に積極的に取り立てた。

また，全国の人口調査や田畑の耕地面積の調査など，政治に必要な客観的な数字の把握

幕領の石高と年貢収納高　幕領は当初は300万石弱であったが，しだいに増加して元禄期に400万石前後となり，享保期以降幕末まで440万石程度であった。年貢率は，当初高かったがしだいに低くなり，享保の改革の効果で上昇して宝暦期にピークに達し，その後低下して寛政の改革で一時的にもち直すが再び下がった。

にもつとめた❶。吉宗は，まず厳しい**倹約令**を出して支出の減少をはかるとともに，収入の増加策を打ち出し，1722（享保7）年に**上げ米**を実施し，ついで抜本的な増収策として，新田開発，年貢の増徴，商品作物の奨励が行われた。1722（享保7）年に，江戸日本橋に高札を立てて町人開発新田を奨励し，商人資本の力を借りて新田開発を進めようとした。それと同時に国役により，紀州から連れてきた土木技術者などを使って大河川流域の耕地の安定をはかった。

【上げ米】　1722（享保7）年，幕府は諸大名に対して領知高1万石につき100石を献上，すなわち上げ米するように命じた。触書によれば，旗本らへの俸禄の支給もままならないほど幕府財政が窮乏したため，「御恥辱を顧みられず」この措置をとったと説明している。上げ米の見返りに1年間の江戸在府期間を半年に縮減する参勤交代の緩和を行った。儒者の室鳩巣らは，幕藩関係の根幹をなす参勤交代制度の緩和は大名統制上重大な問題であると危惧した。上げ米の総額は1年で18万7000石にのぼり，幕府の年貢収入の10%以上におよんだが，1731（享保16）年に廃止された。

年貢増徴策としては，検見法を改め**定免法**を広く取り入れた。定免法は，一定期間同じ年貢率を続け，凶作以外には年貢率をかえないため年貢量が安定し，しかも一定期間がすぎると年貢率を引き上げることもできた。西日本の幕領で盛んになった綿作などの商品作物の生産による富の形成に着目し，勘定奉行の神尾春央（1687～1753）らが畑地からの年貢増収をはかった。

この結果，幕府領の年貢収納量❷は上昇し，平年作の年の平均が140万石であったものが，1727（享保12）年には160万石，1744（延享元）年には180万石に達した。商品作物としては，菜種・甘藷・さとうきび・櫨・朝鮮人参などの栽培を奨励し，**青木昆陽**（1698～

❶ 1723（享保8）年に第1回の調査が行われ，以後6年ごとの干支が子と午の年に実施され，百姓と町人身分の人口が書き上げられた。

❷ 幕領は，1716（享保元）年の408万石から1744（延享元）年には463万石に増加し，年貢率も1716年の34%から1744年には38%に上昇している。

1769)を登用して甘藷の栽培を研究させたことは有名である。そのほか新しい産業の開発を進める殖産興業のため**実学**を奨励し，漢訳洋書❶の輸入制限を緩和した。

司法制度の整備と法典の編纂により，法に基づく合理的な政治を進めようとしたこともこの改革の特徴である。これまでの裁判の判例を集めて裁判や刑罰の基準とするために，1742(寛保2)年，「**公事方御定書**」を制定し，1744(延享元)年に幕初以来の法令を集大成して「**御触書寛保集成**」を編纂した。この司法にかかわって有名なものの一つに，1719(享保4)年の**相対済し令**がある。都市と商業の発達により，商取引や金銀貸借などの金銭に関する訴訟(金公事)が増加したため，幕府は訴訟を受理せず当事者間で解決させようとした。しかし激しい反発を招き，10年後の1729(享保14)年に廃止された。なお，幕府はこれ以降，仲介人が間に立ち当事者同士の話し合いで紛争を調停する内済という方式を奨励した。

【相対済し令】　商業の著しい発展は，金銭貸借や商取引上の紛争を頻発させた。その結果，金銭に関係する訴訟(金公事)が激増し，そのため幕府の奉行所は他の訴訟や一般政務に支障をきたすほどであった。幕府は，1661(寛文元)年・1685(貞享2)年・1702(元禄15)年と相対済し令を出してきたが，享保の法令が有名である。1718(享保3)年に江戸町奉行所が受理した訴訟は3万6000件にのぼるが，そのうち金公事は90％以上を占めていた。しかし，困窮していた旗本・御家人のなかにはこの法令を使って，借金を踏み倒す者も現われ混乱した状態が生まれた。

この時期最も問題となっていたのは物価問題で，米の値段が下がっても他の諸物価は下がらない，「米価安の諸色(米以外の諸商品)高」という状況への対処であった。1724(享保9)年に物価引下げ令を出し，ついで流通と物価統制の仕組みとして22品目の取扱い商人に組合・株仲間をつくらせた。さらに，1730(享保15)年には，大坂堂島の米相場を公認し，米価統制の核に据えようとした。しかし実効があがらなかったため，1736(元文元)年にそれまでの貨幣政策を転換させ，正徳金銀の品位(金銀の含有率)を半分に減らした元文金銀を鋳造し，物価の安定に効果をあげることができた。

農村政策として注目されるものに，1721(享保6)年の**流地禁止令**がある。田畑の質入れ期限がすぎても借金を返済できないため質流れ(流地)となり，農民層の分解が進行してきたことへの対処であるが，これを徳政令とみなした農民は，流地の返還を地主に迫り，越後頸城郡・出羽村山郡などで騒動(**質地騒動**)をおこした。幕府は結局，1723(享保8)年にこの法令を撤回してしまった。

都市政策が打ち出されたのも，この改革の特徴であった。明暦の大火以後も大きな火災のあいついだ江戸に，延焼を防ぐため広小路や空き地などの火除け地が設けられ，土蔵造も奨励された。さらに，いままでの定火消に加えて町方の消防制度として「いろは」47組の**町火消し**がつくられた。また，1721(享保6)年に評定所門前に**目安箱**がおかれ，広く庶民や浪人たちの意見を求めた。その意見のなかから，小石川薬園に貧民の救済施設として**小石川養生所**が設けられたりした。

文教政策にも力が入れられ，5代将軍綱吉や新井白石は，儒教を幕府政治の基礎に据えようとし，吉宗もまた儒教を政治に活用しようとした。湯島聖堂にあった林家の塾の講義

❶　中国で漢文に翻訳した洋書のこと。日本人は漢文を通して間接的に西洋の学問に接することができた。この時，キリスト教に関係するもの以外の輸入を許可した。

を広く庶民にまで聴講することを許可し，さらに儒教の徳目を説いた『六諭衍義大意』を板行し，儒教による民衆教化につとめた。

社会の変容

18世紀の後半は，幕藩体制の大きな曲がり角となった。幕藩体制の基礎である村と町は，大きく変容し始めた。農村では，享保の改革以後の年貢増徴策により，小百姓たちの生活は強く圧迫された。

一部の有力な村役人などは，年季奉公人を使って2〜3町歩におよぶ田畑を耕作する**地主手作**を行い，商品生産と流通の中心的な担い手となった。また彼らは困窮して年貢を納められない百姓に田畑を抵当にして貸付けを行い，質地金を返済できない質入れ人から質流れ(流地)という形で田畑を村の内外から集め，その田畑を小作人に貸して小作料を取り立てる地主にも成長し，**豪農**と呼ばれた。一方，田畑を手放した小百姓たちは小作人となるほか，都市や農村の年季奉公や日用稼ぎなどに従事して賃金を得て生活を維持し，いっそう貨幣経済に巻き込まれるようになった。

こうして農村ではそれまでの自給自足的な経済のあり方が大きくかわり，本百姓を中心として成り立っていた村は，農民層の分解によりその構造を大きく変動させた。その結果，小作人は地主である豪農に対して小作料の引き下げを要求し，小百姓らは村役人でもある豪農の不正を追及し，村の民主的な運営を要求するなど，豪農と小百姓や小作人との間の対立が深まり，**村方騒動**が各地で多数おこるようになった。年貢以外に課される諸役や村入用の負担の割合，年貢減免分や領主からの貸付米金の農民への配分などをめぐり，村役人の不公平さや不正を追及するという形の騒動が多発した。この村方騒動の結果，それまで何代にもわたって世襲的に村役人をつとめてきた家にかわって，小百姓たちの支持を受けた者が村役人に就任したり，なかには村役人の選挙制が生まれるケースも現われた。

都市の経済活動は仲間の公認などもあって，商品流通や金融などの面で，もはや幕府や藩の力では左右できないほど自立的で強固なものへと成長していった。問屋商人の商業・金融網は全国におよび，なかでも近江・伊勢・京都出身で呉服・木綿・畳表などを扱う商人たちは，両替商も兼ねて，三井家のように三都や各地の城下町に出店をもち，大規模に店舗経営を展開する者も現われた。また，都市の問屋商人は農村部の商品生産に資金や原料を前貸しして，できた商品を安定的に集荷するだけでなく，なかには生産そのものに関与し**問屋制家内工業**に組織する動きも示した。

越後屋呉服店

堂島の米市場(『浪花名所図会』)

また，問屋・仲買と小売商人とが取引する**卸売市場**が各地で発達し，農村での生産物を都市に供給する心臓部としての役割を果たした。大坂では堂島の米市場，雑喉場の魚市場，天満の青物市場，江戸では日本橋の魚市場，神田の青物市場などが有名である。

村だけではなく，町も大きく変容した。とくに三都や城下町の中心地では，大商人などが町屋敷を買い集めたため町内に住む家持町人が減少し，住民の多くは地借や店借・商家奉公人らによって占められた。そして町内の裏長屋や場末の地域には，農村部から出稼ぎなどで流れ込んできた人々や，行商などの小売，職人仕事，日用稼ぎで生計を立てる貧しい民衆が多数住んだ。これらの都市民衆は「其日稼ぎ」と呼ばれ，「九尺二間」といわれる狭い長屋に住み，わずかな収入でどうにか暮していたので，物価の上昇や飢饉・災害にあうとたちまち生活が成り立たなくなった。

一揆と打ちこわし

百姓は村請制のもとで年貢や諸役など重い負担に耐えていたが，幕府や藩の年貢増徴や新たな課税が彼らの生活や生産を大きく損なうときには，領主に対して村を単位に要求をかかげてしばしば直接行動をおこした。これを**百姓一揆**と呼び，江戸時代にはこれまで3000件以上が確認されている。江戸時代を通じて件数はしだいに増加するが，1780年代，1830年代そして1860年代にピークがあるとともに，一揆の形態もかわってゆく。

17世紀の初めには，徳川氏や新しい領主の支配に抵抗する武士を交じえた武力蜂起や逃散など，まだ中世の一揆のなごりがみられた。しかし17世紀後半からは村々の代表者が百姓全体の利害を代表して領主に直訴する**代表越訴型の一揆**が増え，下総の**佐倉惣五郎**や上野の磔茂左衛門ら，伝説的な一揆の代表者がのちに**義民**とされた。17世紀末になると，村を越えた広い地域の百姓が団結しておこす大規模な**惣百姓一揆**も各地でみられるようになり，一揆の範囲が藩領全域におよぶ場合を**全藩一揆**と呼んでいる。例えば1686（貞享3）年の信濃松本藩の**嘉助騒動**，1738（元文3）年の陸奥磐城平藩の**元文一揆**などが代表的であるが，一揆に参加した百姓らは，年貢の増徴や新税の廃止，専売制の撤廃などを藩に要求し，ときには藩の政策に協力した商人や村役人の家を打ちこわすなど実力行動もとった。領主や特権商人による流通独占に反対して，在郷商人と農民が支配の別なく郡や国の規模にまで広範囲に結集し，訴願する**国訴**という運動もおこり，1823（文政6）年には菜種・綿の流通規制に反対する摂津・河内・和泉の1000以上の村を結集した国訴がおこっている。

百姓一揆の推移

【世直し一揆】　世のなかが改まり新しい世のなかの到来を願う観念で，苦しい現実からの救済・解放を求める願望が込められている。この意識と百姓一揆が結びつき，下層貧農を中心に，特権的商人・豪農に対して質地・小作地の返還や米価引き下げ，救済などを求

め，要求がいれられないときは**打ちこわし**などを行った。18世紀末から登場するが，一般的になるのは幕末・維新期で，1836（天保7）年の三河加茂一揆，1866（慶応2）年の武州一揆，陸奥信達騒動などが有名である。

幕府や諸藩は一揆におされて要求を部分的に認めることもあったが，多くは武力で鎮圧し，一揆の指導者を厳罰に処した。こうした弾圧や幕府の一揆対策にもかかわらず，しばしば発生した凶作や飢饉を機に，百姓一揆は増加の一途をたどった。

なかでも，1732（享保17）年に西日本一帯で，天候不順のなか，いなごやうんかが大量に発生して大凶作となり，全国的な飢饉となった（**享保の飢饉**）。米価の高騰により民衆の暮しは大きな打撃をこうむり，江戸では翌1733（享保18）年に，米を買い占めて米価を高騰させたとして高間伝兵衛という有力な米問屋が打ちこわされた。

また，1782（天明2）年の東北地方の冷害から始まった飢饉は，翌年の浅間山の大噴火も加わって，多数の餓死者を出す江戸時代有数の大飢饉となった（**天明の飢饉**）。その被害はとくに陸奥でひどく，津軽藩などでは餓死者が十数万にも達したといわれ，住民が死に絶えた村も出たほどである。村々の荒廃と食糧の不足から数多くの百姓一揆が発生し，江戸・大坂などの都市では貧しい民衆を中心とした激しい打ちこわしがおこった❶。

田沼時代

将軍吉宗のあと，9代**家重**（1711～61）・10代**家治**（1737～86）の時代になると，側用人を兼ね老中となった**田沼意次**（1720～88）が幕政の実権を握り，きわめて強い権勢をふるった。この時代を**田沼時代**と呼んでいる。

享保の改革の年貢増徴策により，幕府の年貢米収入は順調に増加したが，宝暦期（1751～1763年）には頭打ちとなり減少し始め，米価の下落も加わって幕府の財政は再び行き詰まってしまった。意次は，この財政問題の打開にあたって，年貢増徴策にかわる思い切った増収策を採用した。その第一に，各地で発展しつつあった特産物をはじめとする商品生産や流通，またそれが生み出す富に着目し，それを幕府財政の財源に取り込もうとした。商品生産・流通を掌握するため，都市や農村の商人，手工業者の仲間組織を**株仲間**として広く公認し，それらに**運上**や**冥加**などをかけ，銅座・真鍮座・人参座・朱座などの座を設けて**専売制**を実施した。さらに，商品経済の発展に伴って増大する貨幣需要に対応するため，それまでの金銀銭3貨を金に一本化した貨幣制度へ一歩踏み出し，秤量する必要がなく，使うのに便利な銀貨である**南鐐弐朱銀**を大量に鋳造した。貨幣鋳造の材料である金銀の輸入をはかるなど，**長崎貿易**の振興にも乗り出している。

第二に意次は，大坂などの大商人の資金を積極的に活用し，**下総印旛沼・手賀沼の開発**に取り組み，新田開発によって耕地を拡大し，年貢収入の増加をはかった。しかし，1786（天明6）年の洪水により失敗に終わった。第三に意次が目をつけたのは**蝦夷地**であった。仙台藩の医師

南鐐弐朱銀の表と裏面　南鐐弐朱銀は1772（安永元）年に発行。8枚をもって小判1両にひきかえると明示してある。　**仲間鑑札**

❶　江戸時代には，繰り返し凶作・飢饉がおこった。なかでも，被害の甚大であった享保・天明・天保の飢饉を江戸時代の三大飢饉と呼ぶ。

工藤平助(1734～1800)は，ロシア人が千島列島を南下して蝦夷地に達し，松前藩と通商交渉を行ったという情報を伝えるとともに，『赤蝦夷風説考』でロシアとの貿易と蝦夷地の開発を説き，それに注目した意次は，2回にわたって**最上徳内**(1755～1836)らの調査隊を蝦夷地に派遣した。蝦夷地におけるアイヌとの交易の実態，新田開発や鉱山開発，ロシア人との交易の可能性などを調査させ❶，蝦夷地の幕府直轄と大規模な開発計画を進めようとした。

農村にも商品経済・貨幣経済が浸透し，都市には華やかな消費生活が生まれた。この動きに刺激を受けて，国学や蘭学，黄表紙や浮世絵などの学問・文化・芸術の多様な発展もみられた。一方で，幕府役人の間では賄賂や縁故による不明朗な人事が横行し，賄賂が成否を決める重要な要素となるなど，士風を退廃させたという批判も強かった。

天明の飢饉，浅間山の噴火や関東・江戸の大洪水などの災害もあいつぎ，全国的に百姓一揆や打ちこわしが頻発する状況のなかで，1784(天明4)年，意次の子で若年寄の田沼意知(1749～84)が，江戸城内で旗本の佐野政言(1757～84)に暗殺される事件がおこった。江戸市民は佐野を「世直し大明神」ともてはやすなど，田沼政治への不満・批判がかなり強まっていた。意次は，大坂の豪商には御用金，全国の百姓・町人・寺社には所持石高や屋敷の間口に応じた御用金を課し，それを原資として大坂に貸金会所を設けて大名に貸し付け，その利子収入を幕府財政の財源にあてる計画を立てたが，負担させられる町人・百姓らの激しい反発を招き，撤回せざるを得なかった。その結果，1786(天明6)年，将軍家治の死と前後して意次は老中を辞職し，その政策の多くは中止に追い込まれた。

田沼意次の政策は，発展してきた商品生産・流通とそれが生み出す富に着目し，経済発展の成果を吸いあげて幕府の財源とし，財政問題の解決をはかろうとした現実的で合理的な性格のものであった。しかし，商品経済・貨幣経済の発展は都市と農村の秩序を動揺させ，負担を転嫁された民衆の不満と反発は強まって一揆・打ちこわしが頻発し，飢饉や災害も重なって行き詰まり深刻な危機をひきおこした。

寛政の改革

意次失脚ののち，田沼派の人々と白河藩主**松平定信**(1758～1829)を老中に据えようとする御三家・御三卿との間で激しい権力闘争が繰り広げられ，これに決着をつけたのは1787(天明7)年5月の江戸・大坂をはじめとする全国30余りの都市での打ちこわしである(**天明の打ちこわし**)。とくに江戸では，市中の米屋などへの打ちこわしが5日間も続く大騒動になり，幕府に強い衝撃を与えた。この結果，田沼派が失脚して6月に松平定信が老中に就任し，**寛政の改革**を断行した。翌年，15歳の将軍**家斉**(1773～1841)の補佐にもなって改革政治を推進した。杉田玄白が「もし今度の騒動なくば御政事改まるまじなど申す人も侍り」(『後見草』)と指摘したように，打ちこわしがひき金となって幕府に政変がおこり，寛政の改革が断行されたことが重要な点である。いわば，定信政権は「打ちこわしが生んだ政権」であり，寛政の改革は「打ちこわしが生んだ改革」ともいうことができる。

定信は，御三卿の一つ田安宗武(1715～71)の子で8代将軍吉宗の孫として生まれ，白河

❶　田沼意次は，ロシアと新規に貿易を始めると長崎貿易に悪い影響を与え結局は利益にならないとして，当面ロシアとは交易をしないと判断した。

松平家へ養子に入り，白河藩主として天明の飢饉を乗り切って藩政を立て直し，名君として注目を集めた❶。老中に就任すると，祖父吉宗の享保の改革を理想としてかかげ，田沼の政治を「悪政」と厳しく断罪して否定した。寛政の改革の課題は，田沼時代に進行した深刻な内外の危機に対応しながら，幕藩体制を立て直すことにあった。

定信は，田沼派の人々を罷免・処罰することで一掃し，かねて親交のあった改革派の譜代大名を老中・若年寄・側用人などに据え，さらに町奉行や勘定奉行などにも有能な人材を登用して改革の態勢をつくった。

まず直面したのは，凶作の連続による年貢収入の減少と飢饉対策のために幕府蓄え金が底を尽き，しかも100万両もの収入不足が見込まれるという幕府財政の危機的な状況であった。この財政を再建するため，厳しい**倹約令**による財政緊縮政策がとられ，大名から百姓・町人にいたるまで厳しい倹約が要求され，大奥の経費を3分の2に減らしたのみならず，朝廷にも経費の節減を求めたほど徹底したものであった。また，住所不定で大小の刀ももてない御家人が現われるほど経済的に困窮した旗本・御家人を救済するため，1789(寛政元)年に**棄捐令**が出された。

【棄捐令】　1789(寛政元)年，幕府は蔵米取りの旗本・御家人が1784(天明4)年以前に札差から借りた金の返済を免除(棄捐)し，それ以後の分も低利の年賦返済とした。これは事実上の借金踏み倒しであったから，夢ではないかと小躍りする者が出るほどであった。しかし，このときの棄捐の総額は118万両にものぼって札差に大打撃を与えたため，旗本らへの新規の融資が困難となり金融の面で混乱が生じた。

しかし，このような緊縮政策では根本的な解決にならないことは明らかで，幕府の財政基盤である農村対策として，商品経済の浸透により不安定化し，凶作・飢饉により荒廃した農村の復興策がとられた。

商業的農業や商業の展開をおしとどめるため，主穀生産を奨励し，農民が商業に携わることを抑制した。人口が減少して耕作できない荒れ地の多い陸奥や北関東に対しては，江戸や他国へ奉公や出稼ぎに行くことを制限し，人口を増やすため**間引き**の禁止や赤子養育金の制度を設け，越後などから百姓を呼び寄せたり，あるいは飢饉などで江戸に流入した人々に旅費や補助金を与えて農村に帰ることを勧める**旧里帰農奨励令**を出した。

さらに，荒れ地の再開発や農業用水の整備などもしたが，幕府はこれらの政策を実行するため公金貸付を大規模に行った。農村復興策を行うため，代官の大幅な交代と同じ代官所に長期に勤務させる体制をとったが，この時期の代官には，のちに領民から顕彰されたり，神に祀られたりした「名代官」❷が数多く出た。

寛政の改革は，飢饉が直接の引き金となった一揆・打ちこわしの与えた強い衝撃から始まったので，飢饉対策が重点的にとられた。飢饉の際，米価の高騰をおさえられなかったことから，「金穀の柄」を幕府が握ることをめざし，江戸の両替商を中心に豪商を幕府の勘

❶　誕生から老中在職中までの自叙伝『宇下人言』，随筆『花月草紙』を著わし，古い書画や器物を模写させた『集古十種』を編集するなど，和漢の学問に通じた知識人であったので，その周囲に文化人が集まった。

❷　江戸時代に代官の顕彰碑や代官を神と祭る神社などが76カ所あるが，寛政から文化文政期の代官に多い。陸奥の代官寺西重次郎，常陸の代官岡田清助らが有名である。

定所御用達に任命し，彼らの資金と知識や技術を活用しようとした。定信は，凶作でも飢饉にならないように食糧の備蓄を勧めた。諸大名には1万石につき50石を5年間にわたり領内に備蓄させ，さらに，各地に**社倉**・**義倉**を設けさせた(**囲米**)❶。幕領農村には郷蔵，直轄都市にも米を貯蔵する蔵を設けたが，江戸では，町入用(1785〜89年の平均で1年に15万5140両)の節約分(3万7000両)の70%を積み立てる**七分積金**の制度をつくり，江戸町会所を設けて米・金を蓄えた。蓄えた米や金は，飢饉，災害，風邪の流行などのときに困窮した貧民の救済にあてられ，打ちこわしなどの騒動を未然に防ぐことに使われた。

田沼時代に華やかな消費生活が生まれた都市に対しては，華美な風俗や贅沢の取り締まりがかつてない厳しさで行われた。しかし，都市と農村の関係が深まった段階では，農村を視野に入れた都市政策が必要になり，とくに農民が都市に流出したため農業人口が減って農村が荒廃し，都市では下層住民が増加して不安定な構造となり，この状態の解決が求められた。旧里帰農奨励令はそのための政策であり，飢饉で農村から都市に入り込み野非人❷と呼ばれ市中を流浪する無宿人対策が，都市の治安のうえからも重視された。身元がわかり引き取り人のある者は領主に引き渡して帰村させ，それができない無宿人のうち犯罪を犯していない者は，石川島に設けた**人足寄場**に収容し，技術を身につけさせて職業をもたせようとした。

思想の面では，儒学の振興を積極的にはかり，1790(寛政2)年には**朱子学**を正学とし，湯島聖堂の学問所で朱子学以外の学派の講義や研究をすることを禁じた**寛政異学の禁**が出された。幕府の教学を担った林家を強化し，のちに**寛政の三博士**と称された柴野栗山(1736〜1807)・尾藤二洲(1747〜1813)・岡田寒泉(1740〜1816)らのすぐれた儒者を儒官に登用した。また，朱子学の奨励と人材の発掘・登用のため，学問吟味という試験制度も設けられた。

寛政異学の禁

林大学頭江①

朱学②の儀は，慶長以来③御代々御信用の御事にて，已ニ其方家④代々右学風維持の事仰せ付け置かれ候儀ニ候得共，油断無く正学⑤励，門人共取立申すべき筈ニ候。然る処近来世上種々新規の説をなし，異学⑥流行，風俗を破り候類之有り，全く正学衰微の故ニ候哉，甚だ相済まざる事ニて候。其方門人共の内にも右体⑦の学術純正ならざるも，折節は之有る様ニも相聞え，如何ニ候。此度聖堂⑧御取締厳重に仰せ付けられ，柴野彦助，岡田清助儀⑨も右御用仰せ付けられ候⑩事ニ候得ば，能々此旨申し談じ，急度門人共異学相禁じ，猶又，自門に限らず他門ニ申し合せ，正学講窮致し，人才取立候様相心掛申すべく候事。

(『憲法類集』)

①一七九〇(寛政二)年五月二十四日に出された大学頭林信敬への通達。②朱子学。③家康が林羅山を登用したのが一六〇五(慶長十)年。④林家。⑤朱子学を正学とした。⑥朱子学以外の儒学の学派。古学・陽明学など。当時はとくに古学が盛んだった。⑦右にのべたような。⑧林家の聖堂(孔子廟)を一六九〇(元禄三)年将軍綱吉が湯島に移した時，付属として整備された学問所をさす。一七九七(寛政九)年に官立の昌平坂学問所となった。⑨柴野栗山・岡田寒泉。定信に抜擢された儒官。つづいて尾藤二洲も儒官となり「寛政三博士」とよばれた。寒泉転出後，古賀精里に代わった。⑩聖堂付属の儒官に登用された。

❶ 社倉は住民らが分相応に穀物や金を出し合って備蓄し，義倉は富裕者が慈善として拠出した穀物や金を備蓄するもので，国家や領主が行う常平倉とともに三倉と呼ばれ，凶作・飢饉に備えて食糧などを備蓄する施設である。

❷ 飢饉などにより乞食となって江戸市中などを浮浪する者の名称で，狩込みという浮浪者の取り締まりにより，もとの在所にもどるか，非人の組織に加わるかした。

民間に対しては，絵双紙類で風俗に悪影響を与えるもの，世上の噂を写本にして貸すことの禁止などを盛り込んだ出版統制令が出され，幕府政治への諷刺や批判を取り締まり，風俗の刷新がはかられた。旺盛な創作活動をしていた洒落本作者の山東京伝(1761〜1816)や，黄表紙作者の恋川春町(1744〜89)，出版元の蔦屋重三郎(1750〜97)らが弾圧された。さらに，**林子平**(1738〜93)が『三国通覧図説』『海国兵談』などで外国の日本侵攻の危険を指摘し，軍備の充実や海岸防備の強化を主張したが，幕府は「奇怪異説」を説いて人心を惑わすとして版本を没収し，子平に禁錮刑を科して弾圧した。さらに朝廷と幕府の間に「**尊号一件**」と呼ばれる事件がおこり，緊張した関係が生まれた。

【尊号一件】　さまざまな公事や神事を復古的に再興し，京都御所の清涼殿と紫宸殿を平安時代の内裏と同じものに造営するなど，天皇権威の強化をはかっていた朝廷は，1789(寛政元)年，光格天皇(在位1780〜1817)の実父閑院宮典仁親王に太上天皇の尊号を宣下したいと幕府に伝えた。しかし松平定信は，天皇の位につかなかった者に天皇譲位後の称号である太上天皇の尊号を贈ることは道理に反すると反対した。朝廷は，1791(寛政3)年に参議以上の公卿に尊号宣下の可否を問い，圧倒的多数の賛成を得て，翌年，幕府に強く尊号宣下の許可を求めた。しかし，定信は要求を拒絶し，1793(寛政5)年，武家伝奏と議奏を江戸に呼んで責任を追及し処罰した。

寛政の改革は，田沼時代末期の危機的な状況を乗り切り，一時的に幕政を引き締め，幕府財政の均衡を回復して幕府の権威を高めたが，厳しい統制や倹約の強制は民衆の反発を招き，1793(寛政5)年，定信は，将軍家斉との対立もあって老中在職6年余りで退陣に追い込まれた。

政治の改革を必要としたのは幕府だけではなかった。享保期以降，幕府の改革の影響も受けながら，諸藩はそれぞれ独自の事情に基づいて**藩政の改革**を試みた。諸藩が直面していたのは，藩財政の危機と百姓一揆の高揚であった。このため，幕府の寛政の改革と前後して，藩政改革が広く行われた。その特徴は，藩主みずからが改革の先頭に立ち，藩士の綱紀を引き締めて倹約や統制を強め，財政危機を克服することで藩政を立て直そうとしたことにあった。そして荒廃した田畑の再開発と農民層分解の抑止による農村の復興，特産物生産の奨励と生産物の藩による独占的な集荷と販売である**専売制**の強化による財政収入の増加をもくろんだ。さらに，新たな藩政の展開を担う人材の育成に力が入れられ，藩校の設立やその拡充が多くの藩で行われた。熊本藩主**細川重賢**(1720〜85)は，有能な人材を登用し，財政の緊縮，農村の復興，藩校時習館の設立などの改革を断行した。松江藩主**松平治郷**(1751〜1818)は，農村の復興と財政の緊縮のほか，人参・陶器・紙・蠟の生産を奨励し，殖産興業政策にめざましい成果をあげた。米沢藩主**上杉治憲**(鷹山，1751〜1822)は，明和から寛政期にかけて藩校興譲館を開設し，譜代門閥勢力を排除して有能な人材を登用し，とくに養蚕・製糸業を奨励して家内工業をおこして藩および藩士の財政難を救った。秋田藩主**佐竹義和**(1775〜1815)は，養蚕・織物・銅山そのほかの国産品の生産を奨励し，藩制を整備し，藩校明徳館を設立した。藩政の立て直しに成果をあげた藩主たちは，名君と評された。

2．幕府の衰退

列強の接近

18世紀後半は，世界史の新たな転換期であった。イギリスは17世紀半ばのピューリタン革命(1642～49年)や名誉革命(1688年)により**市民革命**を達成し，アメリカは1776年に独立宣言を公布し，フランスは1789年にフランス革命が始まるなど，欧米諸国では近代市民社会の発展が進んだ。また産業革命も始まり，それを基盤としてイギリス・フランス両国の世界的な規模での植民地争奪戦が行われた。ロシアは，シベリア開発に積極的に取り組み，アメリカも19世紀になると西部の開拓を進め，太平洋岸に進出した。このように世界情勢の大きな変動が始まり，欧米列強の勢力はしだいに東アジアに接近し，ロシア船やイギリス船が日本近海に姿を現わすようになった。日本を取り巻く東アジアの秩序は動揺し始め，幕府は従来の外交体制の変更を迫られる重要な時期を迎えた。

最初に日本と接触をもったのはロシアで，シベリア開発のため日本との通商関係の樹立をめざし，日本人**漂流民**を保護して日本語の習得をはかった。皇帝(ツアー)エカテリーナ2世(1729～96)のもとで積極的な対外進出策をとり，その勢力は千島列島を南下し，1778(安永7)年，蝦夷地の厚岸で松前藩に通商を求め，翌年に松前藩が拒否する事件までおこった。

列強の対日接近

年	事項
1778	ロシア船，厚岸に来航
1792	ロシア使節ラクスマン，根室に来航
1804	ロシア使節レザノフ，長崎に来航
1806	ロシア船，翌年にかけ樺太・択捉などを襲う
1808	フェートン号事件
1808～09	間宮林蔵，樺太・沿海州を探査
1818	イギリス人ゴードン，浦賀に来航
1825	幕府，異国船打払令を発す
1837	アメリカ船モリソン号，浦賀・山川に来航
1840～42	アヘン戦争
1842	幕府，異国船打払令を緩和，薪水・食糧を供与(天保の薪水給与令)
1844	フランス船，琉球に来航
1846	アメリカ使節ビッドル，浦賀に来航
1853	アメリカ使節ペリー，浦賀に来航。ロシア使節プゥチャーチン，長崎に来航

【漂流民】　江戸時代の早い時期から漂流民はいたが，朝鮮や中国沿海，南方の島々に漂着した場合，朝鮮の船やオランダ船で長崎に送還された。運よく帰還できても，キリスト教の信者となっていないかなど厳しく取り調べられた。しかし，帰国できた漂流民がもたらした海外事情は貴重で，漂流記は写本の形で広まり，また，ロシア領に漂着し女帝エカテリーナ2世に謁見までした大黒屋光太夫から，桂川甫周が聴取して編纂された『北槎聞略』などは重要なロシア研究書ともなった。また，中浜万次郎(ジョン・万次郎)のようにアメリカで教育を受け，帰国したのちは幕府の通訳などになって活躍した者もいる。

ついで1792(寛政4)年には，**ラクスマン**(Laksman，1766～1803？)がロシア使節として根室に来航し，漂流民で伊勢白子の船頭**大黒屋光太夫**(1751～1828)らを日本に送還するとともに通商を求めてきた。幕府は，外交交渉は長崎以外では行わないので長崎に行くように回答し，長崎港への入港許可証である信牌を与えた。同じ年に外国船が日本近海を航行するという事件があったため，幕府は諸大名に海岸防備の強化を指示した。さらに，ラクスマンが交渉の場で，江戸湾に行きたいと強く要求したことが契機となって江戸湾の防備が検討され，松平定信みずから相模・伊豆の沿岸を検分するなど，新たな海岸防備策が模索され始めた。

ロシアの南下により，蝦夷地の処置が課題となった。田沼時代の幕府が直轄して開発する政策は，寛政の改革の開始とともに撤回されたが，1789(寛政元)年にクナシリ・メナシのアイヌが，場所請負商人による不正と搾取に抵抗して蜂起した事件(**クナシリ・メナシの蜂起**)は，幕府に大きな衝撃を与えた。寛政の改革では，北国郡代❶を新設して北方の防備にあたらせる計画が立てられたが，松平定信の老中辞職とともに実現しなかった。

1796(寛政8)年から翌年にかけて，イギリス人ブロートン(Broughton，1762～1821)が蝦夷地絵鞆(室蘭)に来航し，日本近海の海図を作成するために測量する事件がおこった。これを契機に幕府は，1798(寛政10)年，**近藤重蔵**(1771～1829)や最上徳内らに千島を探査させ，その翌年**東蝦夷地**を直轄地とし，1802(享和2)年に箱館奉行を設けた。

北方探査と蝦夷地

1804(文化元)年，ロシア使節**レザノフ**(Rezanov，1764～1807)が，ラクスマンのもち帰った信牌を携えて長崎に来航し，通商関係の樹立を求めたが，幕府は，朝鮮・琉球・中国・オランダ以外とは新たに外交・通商関係をもたないのが祖法であるとして拒否した。このときの幕府の対応は，杉田玄白❷や司馬江漢らが批判したほど冷淡であった。レザノフは，シベリア経由で帰国の途中，日本に通商を認めさせるには軍事的な圧力をかける必要があると軍人に示唆した結果，1806(文化3)年から翌年にかけて，ロシア軍艦が樺太や択捉を攻撃する事件(フヴォストフ事件)がおこり，とくに択捉守備兵が敗走したことから，国内は騒然とした雰囲気となった。

1807(文化4)年，幕府は松前・蝦夷地をすべて直轄して**松前奉行**をおき，南部・津軽両藩を中心に東北諸藩に警備させた。樺太も直轄にしたがその周回すら不詳のため，1808(文化5)年から翌年にかけて幕府は**間宮林蔵**(1775～1844)らに探査を命じ，間宮は樺太が島であることを確認するとともに，対岸の沿海州に渡り，清国の役所のあるデレンまで足を踏み入れた。ロシアとの緊張関係はなお続き，1811(文化8)年，国後島に上陸したロシア軍艦の艦長**ゴローウニン**(Golovnin，1776～1831)を捕え，箱館ついで松前に監禁した。ロシア側も1812(文化9)年，報復として択捉航路を開拓した淡路の商人**高田屋嘉兵衛**

❶　青森か三厩に郡代を新設して南部藩と津軽藩に警護を命じ，北辺の防備と俵物の集荷や蝦夷地渡海の商船の取り締まりにあたらせようとした。

❷　大国であるロシアに対して失礼な対応であり，しかもラクスマンへは貿易許可をほのめかしたにもかかわらず，レザノフへは拒否したのは約束違反ではないかと批判した(『野叟独語』)。

(1769～1827)を捕えた。1813(文化10)年にゴローウニンを釈放してゴローウニン事件は解決し，ロシアとの緊張した関係は改善された。しかし，直轄した蝦夷地の経営が予期した成果をあげられず，幕府および警備を命じられた東北諸藩に重い負担となったことなどから，幕府は1821(文政4)年に蝦夷地を松前藩に返還した。

北方での緊張に加え幕府に衝撃を与えたのが，**フェートン号事件**である。1808(文化5)年，イギリス軍艦フェートン号が長崎港に侵入し，オランダ商館員を人質に取って薪水・食糧を強要した。この事件で，長崎奉行の松平康英(1768～1808)は責任をとって自害し，長崎警護の役を負っていた佐賀藩主は，警備怠慢の責任を問われ処罰された。幕府はこれらの事件を受けて，1810(文化7)年，寛政の改革以来の懸案であった江戸湾の防備に着手し，白河・会津両藩に命じた。

【ゴローウニン事件とフェートン号事件】　ディアナ号艦長ゴローウニンは，世界周航の途中国後島を測量中に幕府役人に捕えられ，2年3カ月間，箱館・松前に監禁された。ロシアも幕府御用商人高田屋嘉兵衛を捕えたが，ロシア側が1813(文化10)年，ロシア軍艦の蝦夷地襲撃はロシア政府の命令ではなく，出先の軍人が勝手に行ったものであるという文書を日本側に提出し釈放された。ゴローウニンが著わした『日本幽囚記』は，各国で翻訳され，日本に関する新たな知識を提供した。また，ナポレオン時代のフランスと戦っていたイギリスは，当時フランスの属国となっていたオランダが東洋各地にもっていた拠点を奪おうとしており，その一環としてフェートン号がオランダ商館のある長崎港に侵入したのがこの事件である。いわばイギリスとフランスの戦争の余波であった。

その後もイギリス船は，1817(文化14)年，1818(文政元)年，1822(文政5)年に浦賀に来航し，1824(文政7)年には常陸大津浜に上陸した捕鯨船員，および捕鯨船と交易を繰り返していた漁民を水戸藩が捕え，さらに同じ年，捕鯨船員が薩摩藩領宝島で掠奪する事件もおこった。それまで幕府は外国船を穏便に扱い，薪水・食糧を与えて帰国させる方針をとっていたが，1825(文政8)年，**異国船打払令**(触書に「二念無く打払いを心掛け」という文言があることから**無二念打払令**ともいう)を出し，日本沿岸に来航する外国船を撃退するよう命じた。この方針変更に大きな影響を与えたのは幕府の天文方の高橋景保(1785～1829)で，来航するイギリス船は長期間の操業により食糧・薪水に欠乏した捕鯨船なので威嚇すれば来なくなること，放置するとキリスト教布教の恐れがあることなどを説いた。外国船の来航を威嚇によって防止し，外国人と日本の民衆の接触を阻止しようとした政策であった。

欧米列強の勢力が日本近海に迫っているときに，この威嚇策は，きわめて危険な政策であった。1837(天保8)年，外国船が浦賀に来航し，浦賀奉行所は異国船打払令にしたがって砲撃し退去させた。翌年，オランダ商館長は，外国船はイギリス(実はアメリカの商船で誤って伝えた)の**モリソン号**で，漂流民の送還を兼ねて日本との通商を交渉する目的で来航したという情報を伝えた。漂流民を送還してきた外国船をその来航の目的も問わずに打ち払ったことから，三河田原藩家老で洋学者の**渡辺崋山**(1793～1841)は『慎機論』を，陸奥水沢出身の医師で洋学者の**高野長英**(1804～50)は『戊戌夢物語』を書いて，日本を取り巻く国際情勢から幕府の打払い政策を厳しく批判した。幕府は，1808(文化5)年の白河・会津両藩による江戸湾防備の体制をすでに廃止していたが，**モリソン号事件**を契機に再び江戸湾防備の検討を始めた。幕府は，洋学者で伊豆韮山代官の江川英竜(1801～55)と洋学に反感をもつ目付の鳥居耀蔵(1796～1873)に別々に調査と立案を命じた。この過程で生じた軋轢もあって鳥居らは尚歯会にあつまる洋学者の弾圧に乗り出し，渡辺・高野らが無人島(小笠原諸島)への渡海を計画していたとして逮捕し，モリソン号事件に関する幕政批判の罪で，渡辺崋山を国元での永蟄居，高野長英を永牢などに処した。これを**蛮社の獄**と呼んでいる。

異国船打払令(無二念打払令)

……一体いきりすニ限らず、南蛮、西洋の儀は、御制禁邪教の国ニ候間、以来何れの浦方①ニおゐても、異国船乗寄せ候を見受け候ハバ、其所ニ有合せ候人夫を以て、有無に及ばず、一図②ニ打払ひ、逃延び候ハバ、追船等差出すに及ばず、其分ニ差置き、若し押して上陸致し候ハバ、搦捕り、又は打留め候ても苦しからず候。……御察度③はこれ有る間敷候間、二念無く④、打払ひを心掛け、図を失はざる様⑤取計ひ候処、専要の事に候条、油断無く申し付けらるべく候。　(『御触書天保集成』)

①海辺の村。②ひたすら。③おとがめ。④迷うことなく。⑤時機をのがさぬよう。

【蛮社の獄】　事件の背景には，洋学の隆盛に対する林家を中心とする儒学者の反発・反感があった。幕府学問所の儒者や幕府役人のなかにすら洋学を学びそれに親近感をもつ者が現われるほど，洋学が知識人の心をとらえ始めていた。幕府の文教政策を担い，幕政に重きをなしていた大学頭林述斎らはこの状況に反発した。目付の鳥居耀蔵(林述斎の子)は，江川英竜(太郎左衛門，坦庵)と江戸湾防備策の立案を別々に命じられたが，この過程で江川と反目し，江川が渡辺崋山に師事していたことから洋学者の弾圧に乗り出した。最初は無人島(小笠原諸島)への渡海を企てたとデッチあげて崋山や高野長英を逮捕し，結局は証拠をあげられなかったが，捜査の過程で『慎機論』などを押収し，幕政を批判した罪を問い処罰した。

文化・文政時代

松平定信が老中を辞職したのち，**文化・文政時代**を中心に11代将軍**家斉**が在職し，1837(天保8)年に将軍職を**家慶**(1793～1853)にゆずったのちも，**大御所**(前将軍)として死ぬまで幕府の実権を握り続けた。これにちなんで，おもに文政から天保の改革以前の間を**大御所時代**とも呼んでいる。定信辞職後も定信が登用した「寛政の遺老」と称される松平信明らの老中たちにより，寛政の改革の路線が引き継がれていたが，1818(文政元)年に水野忠成(1762～1834)が老中になると，幕政は大きく転換した。寛政の改革以来の財政緊縮政策は，蝦夷地経営や将軍家斉の子女の縁組みなどの臨時経費の増大により行き詰まったため，総計で金4819万7870両と銀22万4981貫にのぼる品位を落した**文政小判**などの貨幣を大量に鋳造し，550万両にのぼる利益を得た。

貨幣改鋳は幕府財政を潤したが，質の悪い貨幣の大量の流通により物価が上昇し，物価問題が幕政上の重要な課題となった。しかし，この政策は商品生産を刺激し，商人の経済活動もいっそう活発となり，都市を中心に**化政文化**と呼ばれる庶民文化の花が開くことにもなった。

そのころ江戸を取り巻く関東農村では，貨幣経済が浸透して交通・流通の要所が町場化し，商人や地主は力をつけてきたが，没落する農民も多く発生するようになった。それに加えて，幕領と私領が入り組んでいたため無宿者や博徒の集団により治安の乱れが生じ，幕府は1805(文化2)年，**関東取締出役**(俗に八州廻りと呼ばれる)を設け，幕領・私領の

武蔵国南部の組合編成 関東地方で幕領・私領の区別なく最寄りの40〜50カ村を組み合わせ，風俗・治安の取り締まりにあたらせた。中心的な村を寄場と呼んだ。

お救い小屋(『荒歳流民救恤図』)

別なく犯罪者を逮捕させた❶。さらに1827(文政10)年には，幕領・私領の区別なく近隣の村々で組合をつくって小惣代をおき，それをいくつかまとめて大惣代をおき，共同して地域の治安や風俗取り締まりにあたらせる**寄場組合**(改革組合村ともいう)をつくらせた。

大塩の乱

天保期に入ると毎年のように凶作となった。1832〜33(天保3〜4)年には収穫が平年の半分以下となり，厳しい飢饉となった(**天保の飢饉**)。農村や都市の**百姓一揆・打ちこわし**が年間で100件を超え，江戸時代の百姓一揆発生件数のピークとなった。1836(天保7)年の飢饉はとくに厳しく，甲斐国都留郡(当時，郡内と呼ばれた)でおこった郡内騒動は，80カ村1万人が蜂起し，豪農・豪商宅を打ちこわして甲府に迫り，三河加茂郡の加茂一揆も，240カ村1万2000人が蜂起した大規模な一揆であった。ともに幕領での一揆であることから，幕府は衝撃を受けた。

大坂でも飢饉の影響は大きく，餓死者があいついだ。しかし，富商らは米を買い占めて暴利を得，大坂町奉行所は救済策をとるどころか，幕府の指示により大坂の米を大量に江戸に廻送していた。大坂町奉行所の元与力で陽明学者の**大塩平八郎**(1793〜1837)は，みずからの蔵書を売って窮民救済にあてるなどしていたが，この状況に怒り窮民の救済と幕政の根本的な転換をかかげ，家塾洗心洞の門弟や民衆を動員して武装蜂起した(**大塩の乱**)。大塩勢は大砲を撃ち富商宅を焼き市中に火を放ちながら進軍したものの，幕府軍により半日で鎮圧された。幕府の重要な直轄都市である大坂で，しかも幕府の元役人が公然と反乱をおこしたことは，幕府や諸藩などに強い衝撃を与えた。この事件の風聞は全国各地に広がり，それが与えた影響は広くかつ深かった。同年には国学者の生田万(1801〜37)が，大塩門弟と称して越後柏崎の代官所を襲い(**生田万の乱**)，摂津能勢郡でも「大塩味方」をかかげた一揆がおこり，江戸でも「大塩余党」の蜂起が予告されたり，不穏な情勢が続いた。

江戸では幕府が「**お救い小屋**」を建てて窮民を収容したり，寛政の改革で設けた江戸町会所の備蓄米・銭を与えるなどして，かろうじて打ちこわしなどを未然に防いだ。

天保の改革

幕府は，大規模な凶作や飢饉，大塩の乱などの騒動，また深刻化する財政難，そしてモリソン号事件やアヘン戦争の情報などに示

❶ 勘定奉行の配下で代官所の手付・手代から選任され，水戸藩領を除く関八州を幕領・私領の区別なく廻村し，目明しを使って犯罪人の逮捕にあたった。

された，幕藩体制を揺るがす内憂外患の本格的な危機に対処するため，1841(天保12)年，家斉の死後，将軍家慶の信任を得た老中**水野忠邦**(1794〜1851)を中心に**天保の改革**を行った。

「享保寛政の御政治」への復古を改革の方針とし，あらゆる階層に厳しい**倹約令**と風俗統制令を出した。高価な菓子・料理や華美な衣服などを禁じ，江戸の庶民に人気が高く町奉行支配地に211軒あった寄席を15軒に減らし，さらに江戸歌舞伎三座を風俗を乱す元凶として場末に移転させ，役者が市中を歩く時は編み笠をかぶらせた。出版統制令によりすべての出版物を幕府が検閲し，幕府に不都合な書物を取り締まるとともに錦絵を禁止し，風俗に悪影響を与えるとして人情本作者の**為永春水**(1790〜1843)，合巻作者の**柳亭種彦**(1783〜1842)らを処罰した。

人返しの法

一 在方のもの身上相仕舞い①、江戸人別ニ入候儀、自今以後決して相成らず②。……

一 近年御府内③え入込み、裏店④等借請け居り候者の内ニハ、妻子等も之無く、一期住み⑤同様のものも之有るべし。左様の類ハ早々村方江呼戻し申すべき事。

(『幕末御触書集成』)

①所帯をたたんで。②このあとに，職人で出かせぎするものは期間を定め，代官・領主の許可を得て出てくるようにとしている。③江戸。④長屋などのそまつな貸家。⑤一年限りの一時的居住。

一方，江戸の人口を減らし農村の人口をいかに増やすかが大きな課題となった。そこで**人返しの法**を出して，農民が離村して江戸の住民となることを禁じ，出稼ぎを領主の許可制とし，さらに，すでに農村を出て江戸に住んでいる者でも，長年江戸に住み一家を構えている者以外に帰郷を命じ，それを徹底させるため人別改めを強化した。

また，深刻な物価騰貴は，十組問屋などの株仲間が商品の流通を独占し，物価の不正な操作を行っているのが原因であるとして，**株仲間の解散**を命じた。さらに，価格操作を行う恐れのある仲間や組合を解散させ，問屋の名称すら使うことを禁止して，仲間以外の商人たちの自由な取引により物価が下落することを期待した。しかし，物価騰貴の原因は，品位の劣る貨幣の大量改鋳と商品流通の構造変化によるものであったため，ほとんど効果はなかった。全国の生産地から大坂市場に集荷され，大坂二十四組問屋から江戸十組問屋へ送られるという江戸時代の商品流通の基本構造が，生産地から大坂に商品が届く前に下関や瀬戸内海沿岸の他の場所で売買されたり，廻船業者が地方の商人と結んで江戸の仲間外商人や江戸以外へ直接に運んだりすることなどにより動揺していたのである❶。物価騰貴は旗本や御家人の生活を圧迫したので，幕府は札差からの借金を無利息年賦払いで返済させることにした。このような生活の細部におよぶ厳しい統制と倹約令による不景気は，人々の不満を高めた。

幕府は，1840(天保11)年に川越藩松平家を庄内へ，庄内藩酒井家を長岡へ，長岡藩牧野家を川越へ移す，**三方領知替え**と呼ぶ転封を命じた。当時，家斉の子女の縁組み先の大名を優遇する政策がとられ，川越藩も家斉の子を養子にしたことを利用して豊かな地への転封を運動した結果であるとして，有力外様大名などが強く反発した。庄内藩領民の激しい転封反対運動もあって，この転封は撤回された。幕府が大名に転封を命じながら実行

❶ 愛知県知多半島の内海船と呼ばれる廻船業者は，瀬戸内海まで出かけて従来ならば大坂へ入荷した商品を途中で買い取り，これを江戸やそれ以外の地へ運漕して売りさばいていた。

できなかったことは空前の出来事であり，幕府の実力の低下，幕府に対する藩権力の自立化を示す結果となった。そこで水野忠邦は，将軍・幕府の権威を再強化するため，巨額の費用をかけて67年ぶりに将軍の日光社参(日光東照宮に参詣すること)を挙行した。そのうえで，1843(天保14)年に**上知令**を出し，江戸・大坂周辺の大名や旗本の支配地合わせて約50万石を直轄地にした。比較的豊かで年貢収入の多い江戸・大坂周辺を取り上げ年貢収入の劣る代地を与えることによって財政収入を増やし，また，幕府にとって政治的・軍事的に重要な江戸・大坂周辺を直轄することによってこの地域の支配を強化し，対外的危機への対処もはかろうとした。しかし，諸大名や旗本が強く反発したため上知令は実施できず，忠邦は失脚し改革自体も失敗に終わり，幕府権力の衰えを如実に示した。

【三方領知替え】　3大名を玉突き式に移す譜代大名の転封の一形式で，江戸時代を通じて7回行われている。1840(天保11)年の三方領知替えは，川越藩松平家が財政窮乏を打開するため，大御所家斉の子を養子にもらった有利な条件を利用して豊かな地への転封を画策した結果であった。そのため，庄内藩領民は松平家の入封をきらい，酒井家がとどまることを求めて老中に直接訴えたり，仙台藩その他に歎願するなど激しい転封阻止運動を展開した。外様大名などが領知替えに反対する動きを示したため，将軍家慶は領知替えの強行により大きな混乱を生むことを避けるため，老中水野忠邦の強い反対を押し切って中止した。

雄藩のおこり

農業生産を経済の基礎とし，そこから年貢を取り立てることによって成り立つ幕藩体制の仕組みは，天保期ころに本格的な行き詰まりを示した。全体としては農業・工業において商品生産が発展し，貨幣経済は深く浸透してゆく。そのなかで，北関東の下野国の人口は，1721(享保6)年の56万0020人が1846(弘化3)年に37万8665人となり33%も減少し，常陸国が27%，上野国は25%，陸奥国は18%も減少した。人口の減少は，耕作しきれない田畑を生みだし農村荒廃につながった。

一方19世紀に入ると，商品生産地域では問屋商人が生産者に資金や原料を前貸しして生産を行わせる**問屋制家内工業**がいっそう発展し，一部の地主や問屋商人は作業場を設けて奉公人(賃金労働者)を集め，分業と協業による手工業生産を行うようになった。これを**マニュファクチュア(工場制手工業)**といい，摂津の伊丹・池田・灘などの酒造業では早くからこのような経営がみられたが，大坂周辺や京都の西陣，尾張の綿織物業，北関東の桐生・足利などの絹織物業では，数十台の高機と数十人の奉公人をもつ織屋が登場してきた。農村荒廃の一方で，資本主義的な工業生産の着実な発展がみられるなど，社会・経済構造の変化は幕藩領主にとっては体制の危機であった。農村の荒廃に対しては，小田原藩領・下野桜町領，常陸や日光山領などで行われた**二宮尊徳**(金次郎，1787〜1856)の**報徳仕法**❶，下総香取郡長部村で行われた大原幽学(1797〜1858)の性学などのように，荒廃した田畑を回復させ農村を復興させようとする試みがある。しかし，すでに商品生産や商人資本のもとで賃金労働が行われ始めている段階では，このような方法で資本主義の胎動をとめることはできなかった。これに対して商品生産や工業の発展に積極的に対応し，これを取り込

❶ 尊徳仕法ともいうが，一方で領主の年貢収奪を制限し，他方で農民には勤倹力行の生活を説き，生産条件を整備しつつ荒廃した田畑を再開発し農村を復興させようとした。

伊丹の酒造(『日本山海名産図会』)

佐賀藩の三重津海軍所

もうとしたのが，**藩営専売制**や**藩営工場**の設立であった。

諸藩も領内の一揆・打ちこわしの多発や藩財政の困難など，藩政の危機に直面していた。この危機を打開し藩権力の強化をめざす**藩政改革**が，多くの藩で行われた。深刻な財政難に直面した**鹿児島(薩摩)藩**では，下級武士から家老に抜擢された**調所広郷**(1776〜1848)が，1827(文政10)年から改革に着手し，三都の商人からの500万両にのぼる借金を，無利息250年賦返済という事実上のたなあげにより処理するとともに，奄美3島(大島・徳之島・喜界島)特産の黒砂糖の専売制を強化し，さらに，幕府が清国商人との貿易のため蝦夷地から独占的に集荷していた俵物を，松前から長崎に向かう途中の船から買い上げ，これを琉球を通して清国に売るという密貿易を行うなどして藩財政を立て直した。**島津斉彬**(1809〜58)の代になると，積極的な殖産興業政策が進められ，1856(安政3)年には**反射炉**❶の築造に成功し，造船所やガラス製造所などの洋式工場を建設し**集成館**と命名した。また，**島津忠義**(1840〜97)はイギリス人技師の指導で鹿児島紡績工場という日本最初の洋式紡績工場を建設するとともに，長崎のイギリス人貿易商グラヴァー(1839〜1911)らから洋式武器を購入し，軍事力の強化もはかった。

1831(天保2)年に防長大一揆と呼ばれる大規模な一揆の洗礼を受けた**萩(長州)藩**では，**村田清風**(1783〜1855)を登用し，銀8万5000貫(約140万両)の借金を37年賦返済というたなあげのような方法で整理し，一揆勢から要求された紙・蠟の専売制を改正した。さらに，下関に**越荷方**という役所を設け，他国廻船のもたらす物産という意味の越荷を抵当に廻船業者などに資金の貸付けを行うほか，その越荷を買い取って委託販売するなどして利益をあげ藩財政の再建に成功し，洋式武器の購入などにより軍事力の強化がはかられた。

佐賀(肥前)藩でも，藩主**鍋島直正**(1814〜71)が**均田制**を実施し，小作地を地主からいったん没収し，一部を地主に返して他を小作人に与えるなどして本百姓体制の再建をはかった。また特産の陶磁器の専売を進めて藩財政の財源とし，日本で最初の**反射炉**を築いて大砲製造所を設けるなど，藩権力の強化につとめた。**高知(土佐)藩**では，「おこぜ組」と呼ば

❶ 製鉄の溶解炉のことであるが，鉄製銃砲の製造を目的にしてつくられた。従来のわが国の製鉄方法では大量の鉄を生産できないため，洋式製鉄の導入をはかり，蘭書の製鉄書の翻訳をもとに，1852(嘉永5)年に佐賀藩が最初に築造した。伊豆韮山代官江川英竜が築造したものは，現在も静岡県韮山町に現存する。

れる改革派が登用され，財政緊縮による藩財政の再建が進められ，藩主**山内豊信**(1827～72)の代には大砲の鋳造や砲台築造など軍事力の強化をはかっている。しかし**水戸藩**のように，藩主**徳川斉昭**(1800～60)の努力で藩政改革が行われ，反射炉なども築造されたが，藩内の抗争が激しく，改革がうまく進まなかった藩もある。

改革が比較的うまくいった薩長土肥など西南の大藩のほか，伊達宗城(1818～92)の**宇和島藩**，**松平慶永**(春嶽，1828～90)の**福井(越前)藩**などでも有能な中下級藩士を藩政の要職に抜擢し，三都の商人や領内の地主・商人と結びつき，積極的に藩営貿易などを行い藩権力を強化した。これら諸藩は，危機に直面して有能な中下級藩士を藩政に登用し，藩の財政難打開のために強引な方法で借金を整理し，さらに藩自身が商業や工業に乗り出して富裕化をめざし，それにより軍事力の強化をはかって藩権力を強化しようとした。これらの藩はのち**雄藩**として，幕末の政局に強い発言力と実力をもって登場することになる。

幕府も，幕末期には，代官江川英竜に命じて伊豆韮山に反射炉を築かせたほか，フランス人技師の指導のもとに横須賀製鉄所を建設した。これらの幕府や雄藩の洋式工業は，明治維新後に引き継がれて官営工業の模範となった。

3．化政文化

文化の特色

江戸時代後期の文化・文政時代を中心とする文化は，江戸の経済的な繁栄を背景に，都市に生活する人々の活力に支えられて広まっていった。江戸は最大の消費都市として上方とならぶ全国経済の中心地に発達し，それを基盤として町人文化が最盛期を迎えた。この時代の文化は，文化・文政の年号の一字をとって**化政文化**と呼ばれる。

化政文化の特色は，多種多様の内容で国民的な広がりをもっていたことである。全国的な流通の活発化は交通の発展を伴い，人と物の全国的な交流を生み出した。経済の中心となった都市には，さまざまな人と物が集まるとともに，そこで生み出された文化は各地に伝えられた。商人が張りめぐらした全国的な商品流通網は，都市と地方を文化の面でも結びつけ，学者・文人の全国的な交流，教育の普及による識字層の増加，出版の発展，神仏信仰に基づく寺社参詣の流行により，中央の文化は各地に伝えられた。このように，この時期の文化は，都市のみならず全国各地の人々を基盤にもっていた。

また，学問・思想の分野では科学的・実証的な研究が発展し，はっきりしてきた幕藩体制の動揺・矛盾の深まりは，その現実を直視し，それをいかに克服すべきかという批判的な思想や意見を生み出し，この文化の特色の一つとなっている。

化政文学

江戸時代後期の文学は，政治・社会の出来事や庶民の日常生活が盛んに題材にされ，巧みなさし絵や平易な文章により，一部の知識人層の独占物ではなく，広く民衆に愛好された。

小説では，浮世草子が衰えたあと，表紙の色から赤本・青本・黒本と呼ばれさし絵で読者を引きつけた**草双紙**から発展し，江戸の風俗をうがち諷刺した**黄表紙**と，江戸の遊里の生活を描く**洒落本**が流行した。しかし，『仕懸文庫』『江戸生艶気樺焼』を書いた代表的作家である**山東京伝**(1761～1816)が，寛政の改革で手鎖50日の処罰を受けると衰えた。

洒落本からは，文化期に滑稽さや笑いをもとに，庶民の生活を軽妙な会話中心に生き生きと描いた**滑稽本**が盛んとなり，銭湯や床屋を舞台にした『浮世風呂』『浮世床』の**式亭三馬**(1776～1822)や，弥次喜多道中記で知られる『東海道中膝栗毛』の**十返舎一九**(1765～1831)が現われた。また，文政期以降，江戸町人の生活，とくに恋愛を主題にした**人情本**が女性を中心に庶民に受け入れられ，天保期に全盛期を迎えたが，ベストセラーになった『春色梅児誉美』の**為永春水**は，天保の改革で処罰された。黄表紙からは，黄表紙の数冊分を綴じ，敵討ち物を中心に芝居の筋書きに影響を受けた**合巻**が生まれ，『偐紫田舎源氏』の**柳亭種彦**が代表的作家であるが，天保の改革で弾圧された。

これらの絵入りの本の系統に対し，文章を読むことを主体とした小説が**読本**で，歴史や伝説に題材を求めた。『雨月物語』の**上田秋成**(1734～1809)のあと寛政期以降，**滝沢(曲亭)馬琴**(1767～1848)が評判を得た。『南総里見八犬伝』『椿説弓張月』が代表作で，勧善懲悪・因果応報の思想が底流にあった。これらの小説は，1808(文化5)年当時，江戸に665軒もあった貸本屋などを通して庶民にも読まれた。

主な文学作品

種類	作品
洒落本	仕懸文庫(山東京伝)
黄表紙	金々先生栄花夢(恋川春町)
	江戸生艶気樺焼(山東京伝)
読 本	雨月物語(上田秋成)
	南総里見八犬伝(滝沢馬琴)
	椿説弓張月(〃)
滑稽本	東海道中膝栗毛(十返舎一九)
	浮世風呂(式亭三馬)
	浮世床(〃)
合 巻	偐紫田舎源氏(柳亭種彦)
人情本	春色梅児誉美(為永春水)
俳 諧	蕪村七部集(与謝蕪村)
	おらが春(小林一茶)
脚 本	仮名手本忠臣蔵(竹田出雲)
	菅原伝授手習鑑(〃)
	東海道四谷怪談(鶴屋南北)
	本朝廿四孝(近松半二)
川 柳	誹風柳多留(柄井川柳ら撰)
その他	菅江真澄遊覧記(菅江真澄)
	北越雪譜(鈴木牧之)

俳諧では，18世紀後半，文人画家としても有名な京都の**与謝蕪村**(1716～83)が，『蕪村七部集』を代表とする絵画的で写実的な句を詠み，化政期には信濃の**小林一茶**(1763～1827)が，家庭的な不幸の続くなか，農村に生きる農民の生活感情に密着した『おらが春』などを残した。俳諧は農村部にも広まり，富農層を中心に各地にたくさんの俳諧サークルがつくられた。また，『誹風柳多留』の選者である**柄井川柳**(1718～90)の名にちなんだ俳諧から派生した**川柳**や，**大田南畝**(蜀山人，1749～1823)・石川雅望(宿屋飯盛，1753～1830)らに代表される和歌から派生した**狂歌**が盛んにつくられ，社会や人情の機微をうがち，なかには為政者を諷刺したり，世相を皮肉ったりするものも少なくなかった。

寛政の改革への風刺

世の中に蚊ほどうるさきものはなし ぶんぶといふて夜もねられず①

白河の清きに魚のすみかねて もとの濁りの田沼こひしき②

①蚊のぶんぶんという羽音と，文武奨励とをかけている。②白河藩主松平定信の清らかな政治と，田沼時代のにごった政治をかけている。

和歌では，化政期から天保期に**香川景樹**(1768～1843)らの桂園派が，古今調の平明な歌風をおこしたが，一般庶民にはあまり浸透しなかった。ただ，越後出雲崎の禅僧**良寛**(1758～1831)は，万葉調の童心あふれた独特の歌風をつくりあげた。

演劇では，18世紀前半に，近松門左衛門の指導を受けた**竹田出雲**(？～1747)が，『仮名手本忠臣蔵』『菅原伝授手習鑑』『義経千本桜』などのすぐれた浄瑠璃の作品を残し，そのあとを継いだ近松半二(1725～83)は，『本朝廿四孝』をつくった。その後，人形浄瑠璃は歌舞伎に圧倒され，浄瑠璃は人形操りから離れて，一中節・常磐津節・新内節・清元節などの座敷で歌われる**歌浄瑠璃**の方面に移った。人形浄瑠璃の衰退とは逆に，歌舞伎は18世

紀の中ごろに花道や回り舞台などの劇場の舞台装置も工夫され，その演劇的要素が高められて人気を集め，歌舞伎が上演された中村座・市村座・森田座は**江戸三座**として栄えた。化政期には，江戸の町人社会に素材を求めた**鶴屋南北**(四世，1755～1829)は，『東海道四谷怪談』をつくり，ついで**河竹黙阿弥**(1816～93)は，『白浪五人男』などの歌舞伎狂言の名作を書いた。またこのころ，各地の自然や民俗，そして地理にも関心がもたれ，山東京伝や滝沢馬琴ら江戸の文化人と交流のあった越後の**鈴木牧之**(1770～1842)は，『北越雪譜』を書いて，雪国の自然や生活を紹介し，東北地方を40年にわたって旅した三河出身の国学者**菅江真澄**(1754～1829)は，『菅江真澄遊覧記』のなかで見聞した各地の民俗や地理を紹介した。

国学の発達

元禄期に始まった『万葉集』などの古典の研究は，18世紀後半になると，『古事記』や『日本書紀』などの歴史書の研究へと進み，それらの古典のなかに日本古来の精神，古道を明らかにしようとする**国学**に発展した。

国学者系統図（各人物の年代的位置づけは，それぞれ四〇歳における時点でとってある。）

戸田茂睡　契沖　荷田春満　賀茂真淵　荷田在満　本居宣長　加藤千蔭　村田春海　塙保己一　平田篤胤　伴信友

1680　1700　1720　1740　1760　1780　1800　1820

契沖に学んだ**荷田春満**(1669～1736)は，『創学校啓』を書いて国学の学校の建設を説き，その門人**賀茂真淵**(1697～1769)は，儒教・仏教などの外来思想の影響を受けない日本古代の思想，古道を追究し，『国意考』『万葉考』を著わした。この国学を学問的・思想的に大成したのが，伊勢松坂の**本居宣長**(1730～1801)である。宣長は，『源氏物語』を研究して「もののあわれ」を主張し，『古事記』の精密な研究により古道を説き，外来思想を排除して日本古来の精神に帰ることを主張した。宣長の影響を受けた**平田篤胤**(1776～1843)は，激しく儒教・仏教を排斥して日本古来の純粋な信仰を尊ぶ**復古神道**を大成し，農村の有力者に広く受け入れられて幕末の尊王攘夷運動に影響を与えた。

国学は，日本の古典の研究に道を開き，盲目の学者**塙保己一**(1746～1821)は，幕府の援助を受けて和学講談所を創立し，古典を収集・分類した『群書類従』を刊行して，歴史学・国文学研究に大きく貢献した。また，伴信友(1773～1846)も古典の考証に寄与した。

洋学の発展

キリスト教禁止，鎖国のため，ヨーロッパの学術・知識の研究や吸収は困難をきわめたが，長崎出島のオランダ人などを通じてしだいに学ばれていった。その先駆けとして，西川如見(1648～1724)は，『華夷通商考』において海外事情と通商関係を記述し，**新井白石**は，1708(宝永5)年にキリスト教布教のため屋久島に潜入したところを捕えられたイタリア人宣教師**シドッチ**(Siddotti，1668～1714)を尋問し，そこから得た世界の地理・物産・民俗などの知識をもとに，『采覧異言』『西洋紀聞』を著わした。ついで将軍**吉宗**は，実学と新しい産業の奨励のためキリスト教関係以外の**漢訳洋書の輸入**制限を緩和するとともに，青木昆陽・野呂元丈(1693～1761)らにオランダ語を学ばせたので，洋学は**蘭学**として発達した。

いち早く取り入れられたのは，実用の学問としての医学や科学技術であった。漢方医学では，中国元・明時代の医学を重んじる当時の流れに対して，臨床実験を重視する漢代の医術にもどろうとする古医方が現われ，その1人の山脇東洋(1705～62)は，18世紀中ごろ，刑死人の解剖を行わせて日本最初の解剖図録『蔵志』を著わした。蘭方医学では，1774(安永3)年，**前野良沢**(1723～1803)や**杉田玄白**(1733～1817)らが，西洋医学の解剖書『ターヘル＝アナトミア』を訳述した『**解体新書**』を出版するという画期的な成果をあげた。蘭学はこれを機に発展期を迎え，医学・本草学・天文学・地理学などの各分野で発展をみせた。仙台藩の医師**大槻玄沢**(1757～1827)は，『蘭学階梯』という蘭学の入門書を著わし，江戸に**芝蘭堂**を開いて多くの門人を育てた。芝蘭堂では毎年太陽暦の1月1日にあたる日に新年を祝うオランダ正月(新元会)が開かれた。その門人の**宇田川玄随**(1755～97)は，西洋の内科書を訳して『西説内科撰要』を著わし，**稲村三伯**(1758～1811)は，わが国最初の蘭日辞書である『**ハルマ和解**』をつくった。

漢訳洋書や蘭書から西洋天文学を学んだ天文学は，麻田剛立(1734～99)らにより急速に発展し，幕府は18世紀末に**天文方**に，麻田から天文・暦学を学んだ高橋至時(1764～1804)を登用し，**寛政暦**をつくらせた。ほぼ同じころ，長崎通詞の**志筑忠雄**(1760～1806)❶は，『**暦象新書**』を訳述して，ニュートンの万有引力やコペルニクスの地動説を紹介した。幕府はまた，高橋至時に暦学・測量を学んだ**伊能忠敬**(1745～1818)に全国の沿岸を実測させ，伊能は地上の実測と天体観測による緯度測定を組み合わせて精度の高い『大日本沿海輿地全図』を作成した。

幕府は，天文方の高橋景保の意見を入れて，天文方に**蛮書和解御用**という機関を設置し，多くの洋学者を集めて洋書を翻訳させ，洋学の成果を吸収するため，幕府の統制下で西洋の科学技術の研究にあたらせた。フランス百科事典の翻訳である『厚生新編』や宇田川榕庵(1798～1846)の訳述した化学書『舎密開宗』などは，その成果の一つである。蘭学への関心はさらに高まり，幕府の統制をのり超えて広がった。19世紀前半には，オランダ商館の医師であったドイツ人**シーボルト**(Siebold，1796～1866)が長崎郊外に鳴滝塾を，**緒方洪庵**(1810～63)が大坂に適塾(適々斎塾)を開き，多くのすぐれた人材を育成し，のちの西洋文化吸収の土台をつくった❷。

主な著作物

著作物	著者
国学	
国意考	賀茂真淵
古事記伝	本居宣長
群書類従	塙保己一編
洋学・その他	
蔵志	山脇東洋
華夷通商考	西川如見
采覧異言	新井白石
西洋紀聞	〃
解体新書	前野良沢・杉田玄白ら
赤蝦夷風説考	工藤平助
三国通覧図説	林子平
海国兵談	〃
蘭学階梯	大槻玄沢
西説内科撰要	宇田川玄随
ハルマ和解	稲村三伯
暦象新書	志筑忠雄
舎密開宗	宇田川榕庵
大日本沿海輿地全図	伊能忠敬
蘭学事始	杉田玄白
戊戌夢物語	高野長英
慎機論	渡辺崋山

❶ 1691(元禄4)年，1692(元禄5)年の2度にわたってオランダ商館長の江戸参府に随行したドイツ人医師ケンペル(Kämpfer，1651～1716)は，日本の歴史，地理，政治などを論じた『日本誌』を著わした。志筑はその一部を翻訳して1801(享和元)年に「鎖国論」と題した。鎖国の語が初めて使われた。

❷ 1775(安永4)年に来日し，日本産植物の学名を決めて『日本植物誌』を著わしたスウェーデンの植物学者ツンベルク(Thunberg，1743～1828)も，江戸参府に随行した際に桂川甫周(1754～1809)や中川淳庵(1736～1786)らと対話し大きな影響を与えた。

しかし幕府は，洋学を科学技術の分野に限定し，西洋の政治・社会・思想の研究を通して幕府の政治・外交などを批判するのを抑圧しようとした。そのため，1828(文政11)年には，シーボルトが帰国の際にもち出し禁止の日本地図をもっていたことから国外追放処分にし，この地図を渡した高橋景保ら関係者を処罰した**シーボルト事件**や，幕府の外交政策を批判した渡辺崋山らを処罰した**蛮社の獄**などがおこっている。そのため，その後の洋学は医学・兵学・地理学など実学としての性格を強めた。

儒学と教育

8代将軍吉宗が，儒学により武士・庶民を教化しようとしたこともあり，民間にも儒学が普及していった。18世紀後半には，古学派やいずれの学派にもくみせず，先行の諸学説を選択・折衷して正しい解釈にいたろうとする**折衷学派**，さらには儒学の古典を確実な典拠に基づいて実証的・客観的に解釈しようとする**考証学派**が盛んになった❶。このなかで幕府は，寛政の改革で朱子学を正学とし，1797(寛政9)年に官立の**昌平坂学問所**(昌平黌)を設けて，朱子学による幕臣の教育機関とした。また18世紀末以降，多くの藩でも藩士子弟の教育のため**藩学**(藩校)が新たに設立されたり充実されるようになった。藩学は，**寛政異学の禁**の影響もあって，はじめ朱子学を主とする儒学の講義や武術を教授するものが多かったが，のちには洋学や国学も取り入れ，年齢や学力に応じた学級制も採用された。このような動きは，幕藩体制の動揺を打開するために，幕臣・藩士に対する基礎教育や高等教育の必要性が認識されたからである。そして，城下町を離れた土地にも，ごく早い例としては17世紀後半に岡山藩主池田光政によって建てられ藩の援助により藩士や民衆の教育を行う**閑谷学校**や，18世紀初めに摂津平野郷町の町人が設立した含翠堂のような**郷学**(郷校)もつくられるようになった。

民間でも，武士・学者・町人によって**私塾**が開かれ，儒学を中心に国学や洋学などが講義された。なかでも，18世紀初めに大坂町人の出資で設立され，幕府の援助もあって準官立の扱いを受けていた大坂の**懐徳堂**は，朱子学や陽明学を講義し，そのなかから『出定後語』を書いた富永仲基(1715～46)や『夢の代』を書いた山片蟠桃(1748～1821)ら，儒教や仏教など既成の教学を批判する合理的な考え方をもつ異色の学者を生んだ。学頭をつとめた中井竹山(1730～1804)は，松平定信に政治上の意見書を提出した。また，19世紀に設立された広瀬淡窓(1782～1856)による豊後日田の**咸宜園**や，吉田松陰(1830～59)が受け継いだ萩の**松下村塾**も，幕末の思想家や志士を多く育てた。

主な藩学				主な私塾			
設立地	藩校名	設立者	設立年	設立地	私塾名	設立者	設立年
岡山	花畠教場	池田光政	1641	近江小川	藤樹書院	中江藤樹	1648
萩	明倫館	毛利吉元	1719	京都	古義堂	伊藤仁斎	1662
仙台	養賢堂		1736	江戸	蘐園塾	荻生徂徠	1709ころ
熊本	時習館	細川重賢	1755	大坂	懐徳堂	中井甃庵	1724
鹿児島	造士館	島津重豪	1773	江戸	芝蘭堂	大槻玄沢	1788ころ
福岡	修猷館		1784	豊後日田	咸宜園	広瀬淡窓	1817
米沢	興譲館	上杉治憲	1776(1697藩校創建)	大坂	洗心洞	大塩平八郎	1830ころ
秋田	明徳館	佐竹義和	1789(はじめ明道館)	〃	適塾	緒方洪庵	1838
会津	日新館	松平容頌	1799	長崎	鳴滝塾	シーボルト	1824
庄内	致道館		1805	萩	松下村塾	吉田松陰の叔父	1842
水戸	弘道館	徳川斉昭	1839着工，1841開館				

❶ 狩谷棭斎(1775～1835)は，考証学者として和漢の古典の研究に業績を残した。

年代	年数	藩学	寺子屋	私塾
慶長～元和(1596～1623)	28	0	17	1
寛永～正徳(1624～1715)	92	9	77	2
享保～安永(1716～1780)	65	42	140	35
天明～文政(1781～1829)	49	101	1,387	224
天保～慶応(1830～1867)	38	45	8,675	796
明治(1868)	1	0	1,035	182
不明			4,175	253
合計	273	197	15,506	1,493

藩学・寺子屋・私塾の開業状況

庶民の初等教育機関である**寺子屋**は，19世紀初めに「教育爆発」と呼ばれるほどその数が急激に増加した。浪人・村役人・神職・僧侶・富裕な町人などによりつくられ，6～13歳の子供20～30人を集め，読み・書き・そろばんなどの日常生活に必要な教育を行い，儒教的な日常道徳も教えた。

女子教育も盛んとなり，女子の心得を説いた書物なども出版された。また，18世紀の初め，京都の**石田梅岩**(1685～1744)は，『都鄙問答』のなかで商業や商人を低くみる当時の社会風潮に対して，商業・営利の正当性と社会における商人の存在意義を主張し，倹約・正直などの徳目を平易に記した。儒教道徳に仏教や神道を加味した町人道徳を説く梅岩の**心学**は，弟子の手島堵庵(1718～86)・中沢道二(1725～1803)らによって全国的に普及し，また各地の藩に招かれて講義も行った。

これらの庶民教育は，出版の盛行もあって都市のみならず農村にも広まり，封建社会では世界にもめずらしいほど初等教育が普及し，識字率も非常に高まった。武士から庶民にいたるまで教育が盛んとなった背景には，幕藩制社会の複雑化と行き詰まりがある。

出版の状況

政治・社会思想の発達

幕藩体制の行き詰まりと社会の変化は，思想の面にも大きな影響を与えた。朱子学を批判する諸学派の登場，国学や洋学など新たな学問の発展はその現われであるが，18世紀半ば以降には幕藩体制を批判する思想，あるいは改良を説く経世論，対外的危機への対応を論じる海防論などが出てきた。とくに八戸の医者**安藤昌益**(1707？～1762)は，『自然真営道』を著わして，万人がみずから耕作して生活する自然の世(「自然世」)を理想とし，武士が支配して農民から年貢を収奪する社会や身分社会(「法世」)を否定し，封建制を根底から批判した。

都市や農村の実状に通じている人々のなかで，幕藩領主に現状の問題点を警告し，体制の改良または補強のための具体策を論じる経世思想が活発になった。**海保青陵**(1755～1817)は『稽古談』を著わし，藩財政の立て直しには消極的な倹約政策ではなく，発展してきた商品経済に対応した藩営専売などを積極的に行うべきであると主張し，**本多利明**(1743～1820)は，『西域物語』『経世秘策』などで，蝦夷地の開発と西洋諸国との交易による富国策を論じ，**佐藤信淵**(1769～1850)は，『農政本論』『経済要録』などを書き，産業の振興，

主な著作物
稽古談(海保青陵)
自然真営道(安藤昌益)
統道真伝(〃)
柳子新論(山県大弐)
西域物語(本多利明)
経世秘策(〃)
出定後語(富永仲基)
夢の代(山片蟠桃)
経済要録(佐藤信淵)
農政本論(〃)
弘道館記述義(藤田東湖)
新論(会沢安)

流通の国家的統制，海外への進出などを説いた。

18世紀半ば以降には，**尊王論**が主張されるようになった。水戸藩の『大日本史』の編纂事業を中心におこった学派で，朱子学を軸に国学や神道を総合し，天皇尊崇と封建的秩序を説いた初期の**水戸学**は，徳をもって治める王者としての天皇を尊ぶべきだという朱子学的な名分論から尊王論を主張したが，それはあくまでも名分論にすぎなかった。

後期には，藤田幽谷(1774～1826)は尊王が幕府の権威を維持するために重要であると説き，幽谷に学んだ会沢安(1782～1863)は，『新論』で対外的危機に対応し国家の独立を維持するために天皇を中心とする政治・宗教体制を構想し，幽谷の子で『弘道館記述義』を書いた藤田東湖(1806～55)や徳川斉昭らも尊王攘夷運動に強い影響を与えた。また，垂加神道を学んだ**竹内式部**(1712～67)は，京都で若い公家たちに『日本書紀』などを講義し尊王論を説いて追放刑となり(**宝暦事件**)，さらに兵法家の**山県大弐**(1725～67)は，『柳子新論』を著わし，朝廷が政権を担当すべきであるという尊王論を説き，幕府の腐敗を批判して死罪に処せられた(**明和事件**)。

このほか，尊王思想を説いて全国をまわり，筑後久留米で悲憤のあまり自殺した高山彦九郎(1747～93)，天皇陵の荒廃を嘆いて各地を調査した**蒲生君平**(1768～1813)，『日本外史』などの著作で尊王思想を説いた**頼山陽**(1780～1832)らが現われた。

古典の研究，復古思想の立場から尊王論を唱えた国学者の本居宣長は，将軍は天皇の委任(「御任」)により政権を担当しているのだから，将軍の政治に従がうことが天皇を尊ぶことになると説き，幕府政治を否定する考えはなかった。しかし，**平田篤胤**の復古神道は，各地の豪農・神職たちに受け入れられ，幕末の尊王攘夷運動に影響を与えた。

化政美術

絵画にはさまざまな画風が生まれたが，とくに庶民に広く愛好されて発達したのは**浮世絵**で，18世紀半ばに**鈴木春信**(1725～70)は**錦絵**と呼ばれる多色刷りの浮世絵の版画を創作し，絵師・彫師・摺師の協力により飛躍的な発展をとげた。寛政期には，『婦女人相十品』など多くの美人画を描いた**喜多川歌麿**(1753～1806)，個性豊かに役者絵・相撲絵を大首絵の手法を駆使して描いた**東洲斎写楽**(生没年不詳)らがすぐれた作品を生み出した。天保期には錦絵の風景版画が流行し，『富嶽三十六景』の**葛飾北斎**(1760～1849)，『東海道五十三次』の**歌川**(安藤)**広重**(1797～1858)らが，民衆の旅への関心と結びついて人気を得た。これらの浮世絵は，ヨーロッパの印象派の画家たちにも強い影響を与えた。

従来からの絵画では，狩野派・土佐派が行き詰まりをみせたが，18世紀半ば以降に明・清の**南画**の影響を受けた**文人画**(南画)と呼ばれる画風がおこり，**池大雅**(1723～76)と与謝蕪村の合作『十便十宜図』が代表作である。この画風は化政期以降，江戸の**谷文晁**(1763～1840)，その門人で豊後の**田能村竹田**(1777～1835)，**渡辺崋山**が出て全盛期を迎えた。『雪松図屏風』『保津川図屏風』などを描いた京都の**円山応挙**(1733～95)に始まる円山派は，客観的な写生を重んじ，洋画の遠近法を取り入れて日本的な**写生画**の様式をつくりあげた。京都の**呉春**(**松村月溪**，1752～1811)が，文人画と円山派の長所を取り入れて始めた**四条派**は，温雅な筆致で風景を描き，幕末の上方豪商に歓迎された。

西洋画も，近世初期に南蛮人がもたらしたのち一時途絶えていたが，蘭学の興隆とともに西洋画の技法や油絵具が長崎を通して伝えられて復興し，日本人による油絵の作品も生まれた。**平賀源内**(1728～79)，『不忍池図』の**司馬江漢**(1747～1818)，『浅間山図屏風』の**亜欧堂田善**(1748～1822)，秋田藩士の小田野直武(1749～80)らが代表である。また，江漢は源内に学んで**銅版画**を創始した。

図版特集

主な美術作品
浮世絵
弾琴美人・ささやき(鈴木春信)①
婦女人相十品(喜多川歌麿)
　ポッピンを吹く女
市川鰕蔵(東洲斎写楽)②
富嶽三十六景(葛飾北斎)
　甲州石班沢
　神奈川沖浪裏③
東海道五十三次(歌川広重)
文人画
十便十宜図(池大雅・与謝蕪村)
鷹見泉石像(渡辺崋山)④
一掃百態(〃)
写生画
雪松図屏風(円山応挙)⑤
保津川図屏風(〃)
柳鷺群禽図屏風(呉春〈松村月溪〉)
洋風画
不忍池図(司馬江漢)⑥
浅間山図屏風(亜欧堂田善)

①

②

③
④
⑤
⑥

劇場前の人出　ふつう劇場正面上方には官許の興行権を示す櫓がもうけられ，また軒の上に演目・役割などを宣伝する各種看板がかかげられた。江戸の劇場は，天保の改革で浅草寺後方の猿若町に移転させられ，以後明治初年まで芝居・興行街としてさかえた。（歌川広重『東都繁栄之図』）

御蔭参り　伊勢講の発展などを背景にして，ほぼ60年ごとに爆発的な伊勢参宮が行われ，参詣者に対して沿道で食事や旅費などを施す「施行」が行われた。

生活と信仰

繁栄する江戸を中心に，衣食住や娯楽の多方面にわたる都市文化が開花した。精巧な織物や手のこんだ装身具，ぜいたくな料理と初物の嗜好など，華やかな生活文化が展開した。「世の中が芝居のまねをする」といわれたほど，歌舞伎は大きな影響を社会に与え，江戸三座のほか寺社境内に20数カ所におよぶ芝居小屋があった。寺社境内や広小路，防火用の空地などには見世物小屋が立ち，野外でもさまざまな芸能が演じられ盛り場として賑わった。講談・落語・曲芸などが演じられる寄席は，1841（天保12）年に寺社境内も含めて233軒もあるほど人気を呼び，さらに銭湯や髪結床も庶民の娯楽の場となった。寺院は修繕費や経営費を得るため，**縁日**や**開帳**を催し民衆を境内に集めようとした。開帳とは秘仏を公開することであるが，都市の発展とともに出張して行う出開帳も広く行われ，現在の宝くじに似たばくち興行である**富突**（**富くじ**）も盛んであった。湯治や物見遊山などの庶民の旅も流行し，伊勢神宮・善光寺・金毘羅宮などへの寺社参詣も盛んで，多数の民衆が爆発的に伊勢神宮に参詣する**御蔭参り**も，江戸時代を通じて数回おこった。また，西国三十三カ所・四国八十八カ所などの聖地・霊場をめぐる**巡礼**も盛んで，さらに，端午や七夕などの五節句，彼岸会や盂蘭盆などの行事，特定の日に日の出や月の出を待つ**日待**・**月待**や**庚申講**などの集まりは，**民間信仰**であるとともに娯楽でもあり，町や村を訪れる猿廻しや万歳，盲人の瞽女や座頭の歌は，人々にとって楽しみでもあった。

【御蔭参り】　ほぼ60年周期でおこったが，大規模なものは1705（宝永2）年，1771（明和8）年，1830（天保元）年の3回で，参詣者は1771年には約200万人，1830年には約500万人に達したといわれる。伊勢神宮のお札が降るなどを契機として始まるが，参宮者のなかには，子は親の，妻は夫の，奉公人は主人の許可なくこっそり出る抜参りの者も多く，日常のさまざまな束縛や規制からの解放を願う面があったとされている。趣向を凝らした衣装を着て歌い踊りながら道中を歩く者もあり，沿道の富裕者は飲食物をふるまった。

第4部
近代・現代

第9章　近代国家の成立

1．開国と幕末の動乱

開　国

17世紀後半に市民革命を達成したイギリスでは，18世紀後半から綿糸紡績業を中心に**産業革命**が始まり，蒸気を動力とする機械の利用によって工業生産力は飛躍的に高まった。このような政治的・経済的な動きは，ヨーロッパ各国やアメリカ大陸にもおよんだ。増大する生産力と強力な軍事力を背景にして，イギリスをはじめとする欧米列強は，工場制機械工業の生産品の販売市場と原料の確保をめざしてアジアへの進出を開始し，アジア諸国を**資本主義的世界市場**に強制的に組み込もうとした。その過程で，多くの国が植民地，または経済的・政治的に従属的な地位におちいった。その圧力はしだいに東アジアにおよんでその先端が日本にも達した。ロシア・イギリスそしてアメリカの船がしきりに日本の港に来航し，通商を要求するようになった背景には，そのような世界情勢の大きな変動があった。

東アジア世界の激動を告げる**アヘン戦争**(1840～42)についての情報は，オランダ船・清国船によりいち早く日本に伝えられ，幕府に強い衝撃を与えた。1842(天保13)年にオランダ船が，アヘン戦争終結後にイギリスが通商要求のため軍艦を派遣する計画があるという情報をもたらすと，幕府は異国船打払令を緩和して**薪水給与令**を出し，漂着した外国船には薪水・食糧を与えることにした。これは，打払令により外国と戦争になる危険を避けるためであった。そして，江戸湾防備のため川越藩と忍藩に警備を命じ，江戸・大坂周辺の支配を強化するため**上知令**を出し，さらに，外国船による上方や東北地方から江戸湾に入る廻船への妨害により江戸に物資が入らなくなる危険への対策として，印旛沼の

列強のアジア進出(19世紀半ばころ)

掘割工事を行うなどの対応策をとろうとした。

1844(弘化元)年，オランダ国王が幕府へ親書を送り，アヘン戦争を教訓として清国の二の舞になることを回避するため開国してはどうかと勧告した。幕府は，清国がアヘン戦争に敗れて香港を割譲し，開国を余儀なくされた情報を得ていたが，**オランダ国王の勧告**を拒否して鎖国体制を守ろうとした。この年フランス船が，翌1845年にはイギリス船が**琉球**に来航するなど，日本や中国への寄港地として琉球に開国・通商を要求する事件がおこっている。

アメリカは19世紀に入ると，産業革命を推し進めて中国との貿易に力を入れ，太平洋を航海する船舶や捕鯨船の寄港地として日本の開国を求めてきた。1846(弘化3)年，アメリカ東インド艦隊司令長官**ビッドル**(Biddle，1783～1848)が浦賀に来航し，国交と通商を要求したが，幕府はその要求を拒絶した。しかし，アメリカは1848年にカリフォルニアで金鉱が発見され西部地方が急速に開けていったことを背景に，太平洋を横断して中国と貿易することを企図し，同時に北太平洋の捕鯨業も活発になっていたので，商船や捕鯨船が燃料・食糧の補給を受け，緊急時には避難し保護を受けられる寄港地が必要となり，日本への開国の要請はいっそう高まった。

こうした要請を背景に，1853(嘉永6)年，アメリカ東インド艦隊司令長官**ペリー**(Perry，1794～1858)は，軍艦4隻を率いて浦賀に来航し，フィルモア大統領(Fillmore，1800～1874)の国書を提出して開国を求めた。幕府は，すでに前の年にオランダ商館長から情報を得ていたが，有効な対策を立てられなかった。幕府は，朝鮮・琉球以外の国からの国書は受領しないという従来の方針を破り，ペリーの強い態度に押されて国書を正式に受け取り，翌年に国書へ回答することを約束してとりあえず日本を去らせた。その直後に，ロシア使節**プゥチャーチン**(Putyatin，1803～83)も長崎に来航し，開国と国境の画定を要求した。

ペリーは翌1854(安政元)年，軍艦7隻を率いて再び浦賀に来航し，江戸湾の測量を行うなど軍事的な圧力をかけつつ，条約の締結を強硬に迫った。幕府は，その威力に屈して**日米和親条約**を結んだ。なお，神奈川宿の近くで交渉と調印が行われたので，この条約を**神奈川条約**とも呼んでいる。

【日米和親条約】　条約は12条からなり，(1)アメリカ船が必要とする燃料や食糧などを供給すること，(2)遭難船や乗組員を救助すること，(3)下田・箱館の2港を開き，領事の駐在を認めること，(4)アメリカに一方的な最恵国待遇を与えること，などを取り決めた。一方的な最恵国待遇とは，日本がアメリカ以外の国と結んだ条約で，日本がアメリカに与えたよりも有利な条件を認めたときは，アメリカにも自動的にその条件

日米和親条約

第一ヶ条　一日本と合衆国とハ、其人民永世不朽の和親を取結ひ、場所・人柄の差別これ無き事。

第二ヶ条　一伊豆下田・松前地箱館の両港ハ、日本政府ニ於て、亜墨利加船薪水・食料・石炭欠乏の品を、日本にて調ひ候丈ハ給し候為メ、渡来の儀差し免し候。尤下田港は約条書面調印之上、即時にも相開き箱館は来年三月より相始候事・(後略)

第八ヶ条　一薪水・食料・石炭幷欠乏の品を求る時ニハ、其地の役人にて取扱すへし、私に取引すへからさる事。

第九ヶ条　一日本政府、外国人江当節亜墨利加人江差し免さす候廉相免し候節ハ、亜墨利加人江も同様差し免し申すへし。右に付、談判猶致さす候事。

(『大日本古文書，幕末外国関係文書』)

長崎の海軍伝習所　1855(安政2)年に長崎西役所に設置され，ここで幕府はオランダから購入した蒸気船の軍艦などを用い，勝海舟らの指導で操船技術者を養成した。

を適用することをいうが，相互に**最恵国待遇**を与えるのではなく日本が一方的(片務的)に与える不平等なものであった。

ペリーについでロシアのプゥチャーチンも再び来航し，下田で**日露和親条約**を締結した。この条約では，下田・箱館のほか長崎も開港することを定め，国境については千島列島の択捉島以南を日本領，得撫島以北をロシア領とし，樺太は両国人雑居の地として境界を決めないことにした。ついで，イギリス・オランダとも同じ内容の条約を結び，200年以上にわたる鎖国政策に終止符を打って開国することになった。

1853(嘉永6)年にペリーが来航した直後，老中**阿部正弘**(1819～57)はペリーの来日とアメリカ大統領国書について朝廷に報告し，先例を破って諸大名や幕臣に国書への回答について意見を提出させた。幕府は，朝廷や大名と協調しながらこの難局にあたろうとしたが，この措置は朝廷を現実政治の場に引き出してその権威を高めるとともに，諸大名には幕政への発言の機会を与えることになり，幕府の専制的な政治運営を転換させる契機となった。また，幕府は越前藩主松平慶永(1828～90)・薩摩藩主島津斉彬(1809～58)・宇和島藩主伊達宗城(1818～92)らの開明的な藩主の協力も得ながら，幕臣の永井尚志(1816～91)・岩瀬忠震(1818～61)・川路聖謨(1801～68)らの人材を登用し，さらに前水戸藩主徳川斉昭(1800～60)を幕政に参与させた。

国防を充実させるため，江川英竜に命じて江戸湾に**台場**(砲台)を築き，武家諸法度で規定した大船建造の禁を解き，長崎には洋式軍艦の操作を学ばせるための**海軍伝習所**，江戸には軍事を中心とした洋学の教育・翻訳機関としての**蕃書調所**，幕臣とその子弟に軍事教育を行う**講武所**を設けるなどの改革(**安政の改革**)を行った。また，諸藩でも水戸・鹿児島・萩・佐賀藩などでは，反射炉の建造，大砲の製造，洋式の武器や軍艦の輸入などによる軍事力の強化をはかった。

日米和親条約に基づき，1856(安政3)年，アメリカの初代駐日総領事として下田に駐在した**ハリス**(Harris，1804～78)は，翌57(安政4)年江戸に入って将軍に謁見し，強い姿勢で通商条約の締結を求めた。ハリスとの交渉にあたった老中首座堀田正睦(1810～64)は，勅許を得ることによって通商条約をめぐる国内の激しい意見対立をおさえようと上京し，アメリカをはじめとする列強と戦争になることを避けるため条約を結ばざるを得ないと朝廷を説得した。堀田は勅許を容易に得られるものと判断していたが，朝廷では孝明天皇(在位1846～66)を先頭に条約締結反対・鎖国攘夷の空気が濃く，勅許を得ることができなかった。

ところが1858年，アロー号事件(第2次アヘン戦争)で清国がイギリス・フランスに敗北し天津条約を結んだことが伝えられると，ハリスはこれを利用してイギリス・フランスの脅威を説き，早く通商条約に調印するよう迫った。大老に就任した**井伊直弼**(1815～60)は，勅許を得られないまま，同年6月**日米修好通商条約**に調印した。しかし，この調印は反対派から違勅調印であるとして激しい幕府への非難と攻撃を生んだ。

【日米修好通商条約】　この条約は14条からなり，(1)神奈川・長崎・新潟・兵庫の開港と江戸・大坂の開市，(2)通商は自由貿易とすること，(3)開港場に外国人が居住する居留地を設け，一般外国人の日本国内の旅行を禁じること，などが定められていた。しかし，(4)居留地に在留する外国人の裁判は，本国の法に基づき本国の領事が行うという**領事裁判権**を認め，(5)関税については日本側に税率を自主的に決定する権利である**関税自主権がなく**，相互に相談して決める**協定関税制**をとる，という条項を含む**不平等条約**で，明治維新後に条約改正が大きな政治問題となった。

日米修好通商条約

第三条　下田・箱館港の外、次にいふ所の場所を、左の期限より開くへし。
神奈川(中略)西洋紀元千八百五十九年七月四日
長　崎(中略)同断
新　潟(中略)千八百六十年一月一日
兵　庫(中略)千八百六十三年一月一日……神奈川港を開く後六箇月にして下田港は鎖すへし。
此箇条の内に載たる各地は亜墨利加人に居留を許すへし。……双方の国人品物を売買する事、総て障りなく、其払方等に付ては、日本役人これに立会ハす。
……
第四条　総て国地に輸入輸出の品々、別冊の通、日本役所へ、運上を納むへし。……
第六条　日本人に対し、法を犯せる亜墨利加人は、亜墨利加コンシュル裁断所にて吟味の上、亜墨利加の法度を以て罰すへし。亜墨利加人へ対し、法を犯したる日本人は、日本役人糺の上、日本の法度を以て罰すへし。
(『大日本古文書　幕末外国関係文書』)

全14条のうち第3条は自由貿易を規定し，第4条にみえる別冊(貿易章程)では関税自主権を欠き，第6条ではコンシュル(領事)の裁判権を認め(治外法権)，アメリカ人の犯罪については，日本側で裁判が行えない一方的なものであった。

幕府はついで，オランダ・ロシア・イギリス・フランスとも同様の条約を結んだ(**安政の五カ国条約**)。この条約により日本は欧米諸国と貿易を開始し，資本主義的世界市場のなかに組み込まれた。なお，開港場のうち神奈川は交通量の多い宿場であったので近接した横浜にかえられ，横浜開港とともに下田は閉鎖され，兵庫も1867(慶応3)年ようやく開港の勅許を得たが，実際には現在の神戸になり，新潟も貿易港として改修する必要があるとして遅れ，開港は1868(明治元)年となった。また，1860(万延元)年，幕府は日米修好通商条約批准書の交換のため，外国奉行新見正興(1822～69)を首席全権としてアメリカに派遣し，このとき**勝義邦**(海舟，1823～99)らが幕府軍艦咸臨丸を操縦して太平洋横断に成功した。清国などが結んだ条約と比較して内容的にはそれほど違わないが，戦争に敗北して結んだ清国と比べ交渉で締結した日本の方が少し有利であったとされる。

開港とその影響

貿易は，1859(安政6)年から横浜・長崎・箱館の3港で始まった。輸出入品の取引は，**居留地**において外国商人と日本人の売込商と呼ばれた輸出品を売り込む貿易商や引取商と呼ばれた輸入品を買い取る日本商人との間で，銀貨を用いて行われた。輸出入額では横浜が，取引の相手国ではイギリスが圧倒的に多かった。日本からの輸出品は，生糸が80％におよび，ついで茶・蚕卵紙・海産物などの半製品・食料品が多く，輸入品は，毛織物・綿織物などの繊維製品が70％を超え，ついで鉄砲・艦船などの軍需品が多かった。

貿易の発展

はじめは輸出が多く，まもなく輸入超過となったが，貿易額は全体として急速に増大し，それに刺激されて物価が上昇する一方，国内産業と流通の面で大きな変化が現われた。輸出品の大半を占めた生糸を生産する製糸業などでは，マニュファクチュア経営が発達したが，一方機械で生産された安価な綿織物の大量の輸入が，農村で発達していた綿作や綿織物業を強く圧迫していった。

さらに流通面では，輸出商品の生産地と直接結びついた在郷商人が問屋を通さずに直接商品を開港場に送ったので，江戸をはじめとする大都市の問屋商人を中心とする特権的な流通機構はしだいに崩れ，さらに急速に増大する輸出に生産が追いつかないため物価が高騰した。そこで幕府は，従来の流通機構を維持し物価を抑制するために貿易の統制をはかり，1860（万延元）年，雑穀・水油・蝋・呉服・生糸の５品は，横浜直送を禁止し，必ず江戸の問屋を経て輸出するように命じた（**五品江戸廻送令**）。しかし，在郷商人の抵抗と，条約に定められた自由貿易を妨げる措置であるとする列強の抗議にあい効果はあがらなかった。

また，金銀の交換比率が，外国では１：15，日本では１：５と著しい差があったため，外国人は銀貨を日本にもち込んで日本の金貨を安く手に入れ，その差額で大きな利益を得ようとしたため，10万両以上の多量の金貨が海外に流出した。幕府は金貨の品位を大幅に引き下げた**万延小判**を鋳造してこの事態を防ごうとしたが，貨幣の実質価値が下がったため物価上昇に拍車をかけることになり，下級武士や庶民の生活は著しく圧迫された。そのため貿易に対する反感が高まり，反幕府的機運とともに激しい攘夷運動がおこる一因となった。そして，外国人を襲う事件があいつぎ，1860（万延元）年，ハリスの通訳であったオランダ人ヒュースケン（Heusken，1832～61）が江戸の三田で薩摩藩の浪士に斬り殺され，さらに翌年，品川東禅寺のイギリス仮公使館が水戸脱藩士の襲撃を受け館員が負傷した東禅寺事件，1862（文久２）年には，神奈川宿に近い生麦村で，江戸から帰る途中の**島津久光**（1817～87）の行列の前を横切ったイギリス人を薩摩藩士が斬った**生麦事件**，さらに，同じ年の暮れ，品川御殿山に建設中のイギリス公使館を高杉晋作（1839～67）・久坂玄瑞（1840～64）らが襲って焼いた**イギリス公使館焼き打ち事件**などがおこっている。生麦事件は，のちに薩英戦争の原因となった。1861（文久元）年には，ロシア軍艦ポサドニック号が対馬に停泊し，租借地を要求する**対馬占拠事件**がおこった。対馬の半植民地化の危機に島民が激しく抵抗し，イギリスのロシアへの抗議もあり退去した。

幕府は，このような開港による物価騰貴と攘夷運動を恐れ，安政五カ国条約にもり込まれた江戸・大坂の開市と兵庫・新潟の開港期日の延期を交渉するため，1862（文久２）年に遣欧使節を派遣し，イギリスと**ロンドン覚書**を結ぶなどして開市・開港を延期した。

政局の転換

ハリスから通商条約の調印を迫られていたころ，幕府では13代将軍**家定**（1824～58）に子がなかったため，その後継を誰にするのかという**将軍継嗣問題**が大きな争点となっていた。越前藩主松平慶永・薩摩藩主島津斉彬・土佐藩主山内豊信ら雄藩の藩主は，「年長・英明」な将軍の擁立をかかげて徳川斉昭の子で一橋家の**徳川慶喜**（1837～1913）を推し，譜代大名らは幼年ではあるが血統の近い紀伊藩主**徳川慶福**（のち**家茂**，1846～66）を推して対立した。慶喜を推す一橋派は，雄藩の幕政への関与を強めて幕府と雄藩が協力して難局にあたろうとし，慶福を推す南紀派は，幕府の専制政治を維持しようとし，朝廷も巻き込んで激しく争った。結局，通商条約をめぐる朝廷と幕府の対立，将軍継嗣問題をめぐる大名間の対立という難局に対処するため，南紀派の彦根藩主**井伊直弼**が大老に就任し，勅許を得ないまま日米修好通商条約に調印するとともに，一橋派を押し切って慶福を将軍の継嗣に定めた。

通商条約の調印は開港を好まない孝明天皇の激しい怒りを招き，幕府への違勅調印の非難は高まったが，井伊は一橋派を厳しく取り締まり，公家や大名とその家臣，さらには幕臣たち多数を処罰し弾圧した。この**安政の大獄**では，徳川斉昭・徳川慶喜・松平慶永らは蟄居・謹慎などを命じられ，越前藩士の**橋本左内**（1834～59）・長州藩士の**吉田松陰**（1830～59）・若狭小浜藩士の梅田雲浜（1815～59）・頼山陽の子三樹三郎（1825～59）らが処刑されるなど，処罰を受けた者は100名を超えた。しかし，この厳しい弾圧に憤激し水戸藩を脱藩した浪士たちは，1860（万延元）年，井伊を江戸城桜田門外に襲って暗殺した。この**桜田門外の変**の結果，幕府の専制的な政治によって事態に対処しようとする路線は行き詰まり，幕府の独裁は崩れ始めた。

幕末の動き（月は陰暦）

年	月	事項
1853.	6	ペリー来航
	7	プゥチャーチン来航
1854.	3	日米和親条約
1856.	7	ハリス着任
1858.	6	日米修好通商条約
	9	安政の大獄（～59年）
1860.	1	遣米使節出発
	3	桜田門外の変
	閏3	五品江戸廻送令
1861.	10	和宮，江戸にくだる
1862.	1	坂下門外の変
	8	生麦事件
1863.	5	長州藩，外国船砲撃
	7	薩英戦争
	8	八月十八日の政変
		天誅組の変
	10	生野の変
1864.	6	池田屋事件
	7	禁門の変
	8	長州征討（～12月）
		四国艦隊，下関砲撃
1865.	4	長州再征発令
	10	条約勅許
1866.	1	薩長連合
	5	改税約書調印
	6	長州再征（～８月）
1867.	5	兵庫開港勅許
	8	「ええじゃないか」おこる
	10	大政奉還，討幕密勅
	12	王政復古の大号令

公武合体と尊攘運動

桜田門外の変のあと，幕政の中心にすわった老中**安藤信正**（1819～71）は，通商条約調印により対立した朝廷との関係を改善し，それによって幕府批判勢力をおさえ込み，さらに条約問題で分裂した国論を統一して幕府の権威を回復するため，朝廷（公）と幕府（武）が協調して政局を安定させようとする**公武合体政策**を進めた。それを象徴するものとして，孝明天皇の妹**和宮**（1846～77）を将軍家茂の夫人に迎えることに成功したが，有栖川宮熾仁親王（1835～95）との結婚が決まっていたにもかかわらず降嫁させた強引な政略結婚は，尊王攘夷論者から激しく非難され，安藤は1862（文久２）年，江戸城坂下門外で水戸藩を脱藩した浪士らに襲われて傷つき，まもなく失脚した（**坂下門外の変**）。

幕府による公武合体策は頓挫したが，11代将軍家斉の夫人が島津重豪（1745～1833）の子で近衛家の養女であったことなどから知られるように，朝廷・幕府の双方につながりの深

い外様の**薩摩藩**が，独自の公武合体策の実現に動いた。藩主の父**島津久光**は1862(文久2)年，寺田屋事件などで藩内の尊王攘夷派をおさえつつ，勅使大原重徳(1801～79)とともに江戸に赴き，幕政の改革を要求した。幕府は薩摩藩の意向を入れて，松平慶永を政事総裁職に，**徳川慶喜**を将軍後見職に任命した。また，京都所司代などを指揮して京都の治安維持にあたる京都守護職を新設して会津藩主松平容保(1835～93)をこれに任命し，あわせて参勤交代を3年に1回に緩和し，西洋式軍制の採用，安政の大獄以来の処罰者の赦免など，**文久の改革**と呼ばれる改革を行った。

このように公武合体運動が幕府や雄藩藩主層を中心に進められたのと並行して，下級藩士を中心とする**尊王攘夷派**の動きが激しくなっていった。**尊王攘夷論**は，尊王論と攘夷論とを結びつけた後期の水戸学の思想で，藤田東湖・会沢安らが中心であった。尊王論それ自体は将軍の支配の正統性を権威づけるものであったが，対外的な危機が迫ると攘夷論と結びつき，欧米列強の圧力に屈服して開国した幕府の姿勢を非難し，実践的な政治革新思想となっていった。

尊王攘夷派の中心になった**長州藩**も，はじめは公武合体運動を進めていたが，1862(文久2)年に中下級藩士の主張する尊攘論を藩論とし，朝廷内部の尊攘派の公家とも結んで京都で活発に動いて政局の主導権を握った。尊攘派が優位に立った朝廷は，しきりに攘夷の決行と鎖国への復帰を幕府に迫り，幕府は攘夷決行の意思をもたなかったが，やむなく1863(文久3)年5月10日を期して攘夷を行うことを諸藩に通達した。長州藩はこれに応じ，その日，下関海峡を通過した外国船に砲撃を加える長州藩外国船砲撃事件をおこした。

真木和泉(1813～64)らは孝明天皇が大和に行幸し，天皇みずから攘夷戦争の指揮をとる計画もたてたが，この長州藩を中心とする尊攘派の動きに対して，薩摩・会津の両藩は朝廷内部の公武合体派の公家と連携し，ひそかに反撃の準備を進めていた。1863(文久3)年8月18日，薩摩・会津両藩兵が御所を固めるなか，長州藩の勢力と急進派の公家**三条実美**(1837～91)らを京都から追放し❶，朝廷内の主導権を奪い返した(**八月十八日の政変**)。この前後，京都の動きに呼応して，公家の中山忠光(1845～64)，土佐藩士の吉村虎太郎(1837～63)らが大和五条の幕府代官所を襲った**天誅組の変**，また，福岡藩を脱藩した平野国臣(1828～64)，公家の沢宣嘉(1835～73)らが但馬生野の幕府代官所を襲った**生野の変**，藤田小四郎(1842～65)ら水戸藩尊攘派が筑波山に挙兵した**天狗党の乱**など，尊攘派の挙兵があいついでおこったが，いずれも失敗に終わった。

八月十八日の政変で失った勢力を回復する機会をうかがっていた長州藩は，1864(元治元)年，京都の旅館池田屋で20数名の尊攘派の志士が，京都守護職の指揮下で京都市中の警備にあたっていた近藤勇(1834～68)ら**新撰組**によって殺傷された**池田屋事件**に憤激し，藩兵を京都に攻めのぼらせた。しかし，迎え撃った幕府側の薩摩・会津・桑名の藩兵と御所付近で戦い敗走した。この事件が京都御所周辺でおこったので，**禁門の変**あるいは**蛤御門の変**と呼んでいる。

幕府は尊攘派にさらに打撃を加えるため，禁門の変の罪を問うという理由で朝廷から**長州征討(第1次)**の勅書を出させ，長州藩を攻撃した。また，貿易の妨げになる尊攘派に一

❶ 文久3年8月18日政変直後，三条実美や沢宣嘉ら7名の公家は，京都を脱出して長州藩に逃れた(七卿落ち)。

撃を加える機会をうかがっていた列国は，イギリス公使**オールコック**(Alcook, 1809～97)の主導により，前年の長州藩外国船砲撃事件の報復として，イギリス・フランス・アメリカ・オランダの四国連合艦隊が下関を砲撃し，陸戦隊を上陸させて下関砲台などを占領した(**四国艦隊下関砲撃事件**)。

幕府と列国の攻撃を受け敗北した長州藩では，尊攘派にかわって俗論派といわれる上層部が藩の実権を握り，禁門の変の責任者として家老3人を切腹させ幕府に恭順・謝罪の態度を示した。また薩摩藩では，1863(文久3)年に，先の生麦事件の報復のため鹿児島湾に来航したイギリス艦隊と交戦して大きな被害を受け(**薩英戦争**)，攘夷の不可能なことがしだいに明らかとなった。

イギリスなど4カ国はさらに，尊攘派勢力の退潮という好機を利用して，依然として通商条約を勅許しない朝廷に対して，1865(慶応元)年に兵庫沖に艦隊を送って軍事的な威圧をかけ，兵庫開港は認めさせられなかったものの通商条約の勅許を勝ち取り，朝廷の攘夷方針をやめさせることに成功した。その翌年，列強は兵庫開港が認められなかった代償として関税率の引き下げを要求し，通商条約締結の際に定めた平均で約20％の関税率を廃止し，一律5％に引き下げる**改税約書**を結んだ。

このころ，対日外交に指導的役割を果たしていたイギリスは，公使**パークス**(Parkes, 1828～85)がしだいに幕府の国内を統治する力が弱体化したことを見抜き，対日貿易の自由な発展のためにも，幕府にかわる天皇を中心とした雄藩連合政権の実現に期待するようになった。薩摩藩でも，薩英戦争で攘夷が不可能であることを知って逆にイギリスに近づき，**西郷隆盛**(1827～77)・**大久保利通**(1830～78)ら下級武士が藩政を指導し，武器の輸入・留学生の派遣・洋式工場の建設などの改革を進めていった。

一方，フランス公使**ロッシュ**(Roches, 1809～1901)は幕府を支持し，内政・外交上の助言，さらには600万ドルの借款など，財政的・軍事的援助を与えた。このようにイギリスとフランス両国は対日政策で対立することになり，朝廷・雄藩と幕府の対立と絡みあって外国勢力の介入の危険が高まった。

討幕運動の展開

いったん幕府に屈服した長州藩では，攘夷の不可能なことをさとった**高杉晋作**・**桂小五郎**(木戸孝允，1833～77)らは，幕府にしたがおうとする藩の上層部に反発し，高杉は**奇兵隊**を率いて1864(元治元)年12月に下関で挙兵し，藩の主導権を握った。この勢力は領内の豪商・豪農や村役人層と結んで恭順の藩論を転換させ，軍制改革を行って軍事力の強化をはかっていった。

長州藩の藩論が一変したため，幕府は再び**長州征討(第2次)**の勅許を得て諸藩に出兵を命じた。しかし，攘夷から開国へと藩論を転じていた薩摩藩は，長州藩がイギリス貿易商人のグラバー(Glover, 1838～1911)から武器を購入するのを仲介するなど，ひそかに長州藩を支持する姿勢を示した。

翌1866(慶応2)年には，土佐藩出身の**坂本竜馬**(1835～67)・中岡慎太郎(1838～67)らの仲介で，薩摩藩の西郷隆盛と長州藩の木戸孝允らが相互援助の密約を結び(**薩長盟約**)，反幕府の態度を固めた。幕府は6月に攻撃を開始したが，長州藩領へ攻め込むことができず，逆に小倉城が長州軍により包囲され落城するなど戦況は不利に展開し，幕府はまもなく大坂城中で出陣中の将軍家茂が急死したことを理由に戦闘を中止した。また，この年の

1867（慶応３）年，名古屋のええじゃないか（『青窓紀聞』）

12月に孝明天皇が急死したことは，天皇が強固な攘夷主義者ではあったが公武合体論者でもあったので，幕府にとっては大きな痛手となった。

開国に伴う物価騰貴など経済の混乱と政局をめぐる対立抗争は，社会の不安を大きくし，世相もきわめて険悪となっていた。国学の尊王思想は農村の豪農・神職らに広まり，とくに1866（慶応２）年の第２次長州征討の年には百姓一揆の件数が100件を超し，武蔵一円の一揆や陸奥信夫・伊達両郡の一揆などでは，世直しが叫ばれ社会の変革が期待された（**世直し一揆**）。また，都市でも長州征討のさなかに大坂・堺・兵庫や江戸で**打ちこわし**がおこり，民衆の幕府に対する不信がはっきりと示された。

一方，1814（文化11）年に黒住宗忠（1780～1850）が備前に開いた**黒住教**，1838（天保９）年に中山みき（1798～1887）が大和で始めた**天理教**，1859（安政６）年に川手文治郎（1814～83）が創始した**金光教**など，のちに**教派神道**と呼ばれる民衆宗教は，伊勢神宮への**御蔭参り**の流行とともに，時代の転換期を迎え，行き詰まった世相や苦しい生活から救済されたいという民衆の願いにこたえ，このころ急激に広まっていった。1867（慶応３）年，東海地方に伊勢神宮など神々の札が降るお札降りから始まった，民衆の「**ええじゃないか**」と連呼しながらの乱舞は，またたくまに近畿・四国へと広がった。民衆の世直しへの願望を宗教的な形で表現した行動と考えられ，討幕派の策謀によるともいわれるが，討幕運動には有利に働いた。

幕府の滅亡

第２次長州征討に失敗した幕府の権威は地に落ちたが，家茂のあと15代将軍となった**徳川慶喜**は，フランス公使ロッシュの協力を得て幕政の立て直しにつとめ幕政改革を行った。中央集権的な政治体制を築くための職制の改変と，フランスから士官を招いての陸軍の軍制改革がその中心であった。

しかし，幕府は長州征討の処理をめぐって薩摩藩と衝突し，1867（慶応３）年，薩長両藩は武力討幕を決意した。武力討幕の機運が高まるなか，公武合体の立場をとる土佐藩では，藩士の**後藤象二郎**（1838～97）と坂本竜馬とがはかって，前藩主の**山内豊信**を通して将軍慶喜に，討幕派の機先を制して政権の奉還を行うように勧めた。慶喜もこの策を受け入れて，10月14日，**大政奉還**を申し出て，翌日，朝廷はこれを受理した。これは，将軍からいったん政権を朝廷に返し，朝廷のもとに徳川氏を含む諸藩の合議による連合政権をつくろうという**公議政体論**に基づく動きで，これによって討幕派の攻勢をそらし，徳川氏の主導権を維持しようとするねらいがこめられていた。

ところが，同じ14日，武力討幕をめざす薩長両藩は，朝廷内の急進派の公家**岩倉具視**（1825～83）らと連携して画策し，**討幕の密勅**を引き出していた。大政奉還後の政局は，薩長両藩の武力討幕論に対抗して土佐藩などの主張する**公議政体論**が台頭してきた。公議政体論とは雄藩連合政権論であるが，実質は将軍を議長とする諸侯会議の構想で，徳川氏の主導権を認める内容であった。薩長両藩は，この公議政体論をおさえ政局の主導権を握るため，両藩兵を集結させるとともに，12月９日に政変を決行，いわゆる**王政復古の大号令**を発し，徳川氏を除く新しい政府をつくった。

王政復古の大号令（慶応三年十二月九日）

徳川内府①、従前御委任ノ大政返上、将軍職辞退ノ両条、今般断然聞シ食サレ候。抑癸丑②以来未曾有ノ国難、先帝③頻年宸襟ヲ悩サレ候御次第、衆庶ノ知ル所ニ候。之ニ依テ、叡慮ヲ決セラレ、王政復古、国威挽回ノ御基立テサセラレ候間、自今摂関幕府等廃絶、即今、先ス仮ニ、総裁・議定・参与ノ三職ヲ置カレ、万機行ハセラルベシ。諸事神武創業ノ始ニ原キ、縉紳④、武弁⑤、堂上⑥、地下⑦ノ別ナク、至当ノ公議ヲ竭シ、天下ト休戚⑧ヲ同シク遊サルヘキ叡慮ニ付キ、各勉励、旧来驕惰ノ汚習ヲ洗ヒ、尽忠報国ノ誠ヲ以テ奉公致スヘク候事、……（『法令全書』）

①内大臣、慶喜。②一八五三（嘉永六）年。③孝明天皇。④公家。⑤武家。⑥昇殿をゆるされた五位以上の人。⑦六位以下の人。⑧喜憂。

新政府は，幕府はもちろん朝廷の摂政・関白も廃止し，天皇のもとに**総裁・議定・参与**の**三職**を設置した。ここに260年余り続いた江戸幕府は否定され，「諸事神武創業の始」に基づくことをかかげた，天皇を中心とする新政府が樹立された。総裁には有栖川宮熾仁親王，議定には皇族・公卿と松平慶永や山内豊信らの諸侯10名，参与には公家からは岩倉具視，雄藩の代表として薩摩藩からは西郷隆盛・大久保利通，土佐藩からは後藤象二郎・福岡孝弟（1835～1919），ついで長州藩から木戸孝允・広沢真臣（1833～71）らが任じられ，雄藩連合の形をとった。

その日の夜，京都御所の小御所で三職による**小御所会議**が開かれて徳川氏の処分が議論され，岩倉具視・大久保利通らの武力討幕派が，松平慶永・山内豊信らの公議政体派を圧倒し，徳川慶喜に内大臣の辞退と領地の一部返上（**辞官納地**）を命じることを決定した。このため慶喜は大坂城に引きあげ，新政府と対決することになった。

幕末の文化

開国後の政局や世相の混乱のなかで，幕府は欧米諸国との交流を深め，国内の政治的な立場を強化するとともに，国家的な自立を確保するために，その進んだ文化・学術を取り入れて近代化をはかろうとした。

開国後まもない1855（安政２）年，蛮書和解御用を独立させて洋学所を建て，**蕃書調所**と改称し，欧米各国の語学や理化学の教育・研究および外交文書の翻訳にあたらせた。のちに洋書調所，ついで開成所と改称し，医学・軍事などの自然科学に片寄っていた洋学が，

幕府の学校と東京大学

幕末の薩摩藩の英国留学生　前列左から2人目が森有礼。

哲学・政治・経済の分野にまで発展した。なお開成所は，明治政府のもとで開成学校となりさらに**東京大学**となった。また医学の分野では，1860(万延元)年に天然痘の予防接種を行うため民間でつくられた**種痘所**を幕府の直轄とし，さらに医学所と改称して西洋医学の教育と研究を行った。

またこのころ，幕府は1862(文久2)年には幕臣の**榎本武揚**(1836～1908)や洋書調所教官の西周(1829～97)・津田真道(1829～1903)をオランダに，1866(慶応2)年には**中村正直**(1832～91)らをイギリスへ留学させ，欧米諸国の政治・法制・経済を学ばせた。諸藩でも，長州藩では1863(文久3)年に**井上馨**(1835～1915)・**伊藤博文**(1841～1909)ら藩士5名をイギリスへ留学させ，薩摩藩も1865(慶応元)年に**五代友厚**(1835～85)・**寺島宗則**(1832～93)・**森有礼**(1847～89)ら19名をイギリスへ送るなど，攘夷から開国へと政策転換するにしたがい，留学生などを外国へ派遣している。このような動きのなかで幕府は，日本人の海外渡航の禁止を緩和し，1866(慶応2)年に学術と商業のための渡航を許可した。このほか，横浜には外国人宣教師や新聞記者が来日し，彼らを通して欧米の政治や文化が日本人に紹介された。

通商条約の締結によって来日した宣教師のなかで，アメリカ人宣教師で医者の**ヘボン**(Hepburn，1815～1911)は，診療所や英学塾を開き，ヘボン式と呼ばれるローマ字の和英辞典をつくるなど，積極的に西洋文化を日本人に伝える者もいた。また，イギリス公使オールコックが，日本の美術工芸品を収集して1862年ロンドンの世界産業博覧会に出品したり，幕府が1867年のパリ万国博覧会に葛飾北斎の浮世絵や陶磁器などを出品し，日本文化の国際的評価を高める努力も行われた。このようにして，攘夷の考えがしだいに改められ，むしろ欧米をみならって近代化を進めるべきだという声が強まっていった。

2．明治維新と富国強兵

戊辰戦争

新政府が徳川慶喜を政権に加えず，彼に対して，辞官納地を要求したことは旧幕臣や会津・桑名両藩士たちを著しく憤激させた。いったん大坂に引きあげた慶喜は，1868(明治元)年1月，旧幕兵や会津・桑名の藩兵を率いて上京しようとし，これを迎え撃った薩長両藩を中心とする新政府軍との間に**鳥羽・伏見の戦い**がおこり，ここに**戊辰戦争**❶が始まった。鳥羽・伏見の戦いで勝利を収めた新政府軍は，江戸へ引きあげた慶喜を追って征討の軍をおこし，各地で旧幕府側の勢力を打ち破り，江戸に攻め下った。すでに戦意を失っていた慶喜は恭順の意を示し，同年4月新政府軍は戦うことなく**江戸城を接収**した。

【江戸城明け渡し】　江戸城無血接収の交渉は，1868(明治元)年3月，新政府側を代表する西郷隆盛と旧幕府側を代表する勝海舟の間で行われたが，舞台裏にあって，その斡旋につとめたのはイギリス公使パークスと彼の片腕といわれたアーネスト＝サトウ(Ernest Satow，1843～1929)であった。パークスは全面的な内乱が広がって貿易の発展に悪影響をおよぼすことを警戒して，新政府軍の江戸武力攻撃に反対していた。はじめ江戸城総攻撃を決意していた西郷も，パークスの意向を知って態度を軟化したという。勝は西郷との会談で，インドや清国の例をあげて，内戦の拡大が国家の独立を危うくすることを説き，平和のうちに江戸城を明け渡すことで，両者の話し合いが合意に達し，新政府軍と旧幕府軍の全面的な武力衝突は回避されたのである。なお，旧幕府側でこれを不服とする彰義隊があくまで抗戦を主張して，上野に立てこもったが，大村益次郎(1824～69)の指揮する新政府軍によって1日で鎮圧された。

しかし，会津藩はなお新政府に抵抗する姿勢を示し，仙台藩など東北諸藩も**奥羽越列藩同盟**を結成して会津藩を支援した。新政府軍はこれを攻撃し，激戦の末，同年9月会津藩を降伏させて東北地方を平定した。さらに翌1869(明治2)年5月には，旧幕府の海軍を率いて箱館の五稜郭に立てこもり抗戦を続けていた**榎本武揚**らも降伏し，ここに戊辰戦争は終わりを告げ，新政府のもとに国内の統一がひとまず達成された。

二百数十年におよぶ江戸幕府の支配を打倒した戊辰戦争が，長期にわたる全面的な内戦におちいることなく，比較的短期間で収拾されたのは，欧米列強によって加えられた外圧に対して強い対外危機意識が生まれ，新政府側も旧幕府側もともに，国家の独立を守り植民地化の危機を避けようとする姿勢をもっていたからであろう。上に述べた西郷隆盛と勝海舟の江戸城無血開城の談判は，そのことをよく表わしている。

なお，ほぼ同時代に世界でおこった出来事を比べると，アメリカの南北戦争(1861～65)では死者約62万人，フランスのパリ・コミューン事件(1871)では1週間の市街戦で約3万人の死者が出たという。それと比較すると，右の表のように戊辰戦争の流血は小規模であった。

新政府側	3550人
内薩摩藩	514
長州藩	427
旧幕府側	4690
内会津藩	2557
(女子194人を含む)	
合計	8240

(『明治史要・付表』による。)

戊辰戦争の死者数

❶　戦争が始まった慶応4(明治元)年が干支でいうと戊辰の年になるので，戊辰戦争と呼ばれた。

【相楽総三と「偽官軍」】 江戸出身の尊攘派の志士相楽総三(1839～68)は，西郷隆盛の指示により，赤報隊を結成して戊辰戦争に際し新政府軍の先鋒となって活躍した。相楽は旧幕領の年貢半減を建白して新政府に認められたとして，年貢半減を旗印に進軍し，民衆の「世直し」気運を高めた。しかし，財政難に苦しむ新政府はこれを否定し，1868(明治元)年3月，相楽一派は「偽官軍」として処刑され，赤報隊も解散させられた。

参考　会津藩の明治維新　会津藩主松平容保は，1862(文久2)年幕府により京都守護職に任じられ，会津藩士を率いて上洛した。そして配下の新選組などを使って尊王攘夷派・討幕派の活動を取り締まるなど，京都の治安維持にあたった。そのため幕府が倒れて新政府が成立すると，会津藩は目の敵にされ，容保は朝廷に謝罪したが赦されず，武力討伐を受ける羽目となった。1868(明治元)年8月，会津鶴ガ城に立てこもった会津藩士たちは，圧倒的に優勢な新政府軍の進攻を受けて戦いを開始した。しかし，会津藩を支援していた奥羽越列藩同盟の諸藩はつぎつぎに新政府に降伏し，孤立無援となった会津藩も約1カ月の激しい戦闘の末，同年9月，新政府の軍門に降った。激烈な戦いのなかで，白虎隊の少年隊士(16～17歳)たちや藩士の家族の女性たちの集団自決など，多くの悲劇が生まれている。8000人以上におよぶ戊辰戦争の死者のうち，ほぼ3分の1が会津藩の人々であった。

敗戦の結果，会津藩は28万石の領地を失ったが，翌69(明治2)年11月，容保の子容大が下北半島の斗南に領地を得て，再興を許された。斗南藩の領地は3万石といわれたが，大半は不毛の荒野で実高は7000石程度にすぎず，藩士たちの生活は苦しかった。彼らのなかには，新天地を求めて北海道に渡って開拓に従事したり，アメリカに移民した者も少なくなかった。また新政府は旧幕府側からも，すぐれた人材をしきりに登用したので，会津藩出身者のなかにも，新政府に入って外交官や軍人として，高い地位についた者もあった。

新政府の発足

1868(明治元)年1月，新政府はいち早く条約締結諸国に王政復古によって天皇を主権者とする新政権が成立したことを通告し，諸国の承認を得，国内に向かっては**開国和親**の布告を行った。ついで同年3月14日，旧幕府征討の軍勢が江戸に向かいつつある最中に，新政府は，京都の御所の紫宸殿において，明治天皇自身が群臣をしたがえて天地の神々に誓約するという形をとって**五箇条の誓文**を発し，新しい政治の方針を天下に表明した。これは政局の動揺をおさえ公家・諸侯・諸藩士を新政府のもとに結集させるために出され，公議世論の尊重・開国進取・旧習の打破など新しい政治の基本方針を明らかにし，あわせて，天皇が国の中心であるという政治理念を国内に示したものであった。

五箇条の誓文

一、広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ
一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フヘシ
一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
一、旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

五箇条の誓文　五箇条の誓文は由利公正・福岡孝弟(ともに参与)が起草し，木戸が修正を加えて完成した。写真の草案を見ると「広ク会議ヲ興シ」の原文が「列侯会議ヲ興シ」とある。したがって，その会議とは藩に基礎をおいたものと考えられるが，のちになると，政府も自由民権派も五箇条の誓文の精神を立憲政治の実現・議会制度の創設の原点として強調した。

しかし，翌日，太政官がかかげた**五榜の掲示**では五倫の道を説き，徒党・強訴を禁じ，キリスト教を邪教として禁じるなど，旧幕府のそれまでの儒教道徳に基づく教学政策を引き継いでいた。さらに，同年閏4月，**政体書**を発布して誓文の方針を官制に具体化して，新政府の組織をととのえた。

【政体書の官制】 政体書では「天下ノ権力ヲ総テ太政官ニ帰」せしめて，中央集権化をはかるとともに，アメリカ憲法を模倣して，その権力を立法・司法・行政の三権にわかち，形式的には三権分立の体裁をととのえた。立法を担当する議政官には上局・下局を設置し，行政部門は行政官のもとに4官を設け，司法部門には刑法官をおいた。高級官吏は4年ごとに互選で交代させることとしたが，実際には有名無実であった。なお，地方官制は府藩県の三治制とした。

1868(明治元)年9月，新政府は年号を**明治**と改めて，天皇一代の間一年号とする**一世一元の制**をたてた。またそれに先立ち，同年7月，江戸を**東京**と改称し，10月には**明治天皇**(在位1867～1912)が東京行幸を行い，翌1869(明治2)年初めには政府もここに移り，いわゆる**東京遷都**を断行して，従来の旧習を一新して新政を推進する決意を示した。

こうして始められた明治新政府の一連の政治的・社会的大変革は，封建的な制度を打破し，国際社会において欧米先進列強諸国と肩をならべる近代日本の建設をめざす出発点となった。当時それは“御一新”と呼ばれ，新しい時代の到来として大きな期待がかけられた。今日では，幕末から明治初年にかけての変革を総称して**明治維新**と呼んでいる。

【御一新と維新】 新政府は成立に際して発したいわゆる王政復古の大号令のなかで，「百事御一新」を唱え，政治をすべて新しくすることを強調した。御一新という言葉は，そうした期待をこめて世に広まり，大きな変革を意味するものとして，広く用いられるようになった。この一新に通じる言葉として，中国の古典である『詩経』のなかに出てくる維新という古語があてられたものと思われる。明治維新とは狭くいえば幕府の崩壊・新政府の成立を指すが，歴史用語としては幕末から明治初年にいたる政治的・経済的・社会的変革の過程を総称するものとして用いられている。

中央集権体制の強化

新政府は戊辰戦争に勝利を収め，旧幕府領や幕府側に味方した諸藩の領地を没収・削減して直轄地とし**府**と**県**をおいたが，それ以外は依然として藩の割拠的な支配が続いていた。しかも，王政復古に貢献した諸藩のなかには，多くの兵力を保持し，藩を富強化し，その支配体制を強めているものもあった。しかし，新政府にとって欧米列強の圧力に対抗し，いわゆる「万国対峙」をめざして近代国家を形成するには，こうした藩による封建的な割拠体制を打破し，天皇を中心とする中央集権体制を樹立することが是非とも必要であった。この目的のために，政府はあいつぐ改革を断行したのである。

［版籍奉還］　その手初めとなったのは**版籍奉還**，すなわち，諸藩主の領地(版)・領民(籍)の天皇への返上であった。この計画・実行にあたった中心人物は大久保利通と木戸孝允で，彼らの強い勧めによって1869(明治2)年1月，薩摩・長州・土佐・肥前の藩主はそろって版籍奉還を申し出，ついで，諸藩主もこれにならうということになった。そして，同年6月には新政府はこれを認めるとともに，奉還を申し出ていない藩主にも奉還を命じ，旧来の藩主を改めて**知藩事**に任じて，石高にかわりその10分の1を**家禄**として支給し，これまで通り藩政にあたらせた。これによって，形式的には従来の藩主は新政府の行政官吏となったのである。

［廃藩置県］　版籍奉還によって形式的には中央集権体制は強化されたが，実質的な効果はさほどあがらなかった。そのうえ，藩相互の対立や新政府への反抗的風潮もしだいに現われてきた。また，庶民の間にも新政府への不満の気運がおこり，各地で世直しの**農民一揆**がおこったりした。そこで，新政府は国内の安定化をはかって中央集権の実をあげようと計画し，まず，薩・長・土の3藩から1万の兵力を東京に集め，政府直属の**御親兵**として中央の軍事力を固めた。ついで，長州の木戸孝允・薩摩の西郷隆盛・土佐の板垣退助(1837～1919)・肥前の大隈重信(1838～1922)ら各藩の実力者を参議に据えて政府の強化をはかった。そして，大久保・西郷・木戸らがひそかに計画を進め，1871(明治4)年7月14日，政府は**廃藩置県の詔**を発して，いっきょに藩を廃止し**県**を設置した。同時に，これまでの知藩事を罷免して東京に住まわせることにし，新しく政府の官吏を派遣して**県知事**(のちいったん**県令**と改称)に任命した。はじめ300以上あった府県は，同1871(明治4)年11月，その区域が大幅に整理・統合され，3府72県となった。ここに幕藩体制はまったく解体され，全国は政府の直接統治のもとにおかれることになったのである。

【廃藩置県の断行とその目的】　廃藩置県は，少数の薩長出身の政府実力者たちを中心にひそかに計画され，政府から諸藩へ一方的に通告する形で断行された。木戸孝允は廃藩置県の詔が出された日の日記に，「始てやや世界万国と対峙の基定まるといふべし」と書いているが，このことは，廃藩置県が，世界の列強に対抗できる強国をつくるという目的で断行されたことを示している。

このような大変革が諸藩からさしたる抵抗も受けずに実現したことは，ほとんど奇跡的ともいえる。その主な理由は，第1に多くの藩が戊辰戦争で財政的に窮乏化し，政府と対抗する経済的な実力がもはやなかったためと思われる。当時，仙台など13の藩が100万円(現在の200億～300億円ぐらい)以上の負債(藩債)をかかえていた。全国諸藩の藩債の総額は7813万円余りで，当時の国家の年間予算(一般会計歳出)の2倍近くに達していた。政府は，これらの藩債のうち，1843(天保14)年以前の分を棄捐し(棒引きにすること)，1844(弘化元)年以降の分3486万円余りを国債を発行して引き継いだ。

廃藩置県が比較的平穏に実行された第2の理由は，藩の側にも欧米先進列強と対抗する国づくりを進めるには，中央集権体制の強化が必要だという理解がかなり深まっていたことである。当時，福井藩の藩校で物理・化学を教えていたアメリカ人教師グリフィス(Griffis，1843～1928)は，廃藩置県を通告する使者が到着したとき，藩内に大きな動揺がおこったが，一方で知識ある藩士たちは，異口同音に，これは日本のために必要なことだと語り，「これからの日本は，あなた方の国(アメリカ)やイギリスの仲間入りができる」と，意気揚々と語る藩士もあった，と記している(グリフィス『明治日本体験記』)。

もっとも，廃藩置県がまったく平穏に受け入れられたわけではない。岡山・島根などの諸県では，強制的な旧藩主の東京移住に反対する一揆が旧領民の間におきている。

廃藩置県後の中央官制

［官制改革］ 版籍奉還の直後，中央官制に大きな改革が行われ，神祇・太政の2官をおいて祭政一致の形式をとるように改められたが，廃藩置県を迎えて再び大改革が行われた。そのねらいは，中央集権体制を強めることにあり，太政官は**正院・左院・右院**の**三院制**となり，神祇官は廃止された。正院には政治の最高機関として太政大臣・左右大臣・参議をおき，左院は立法諮問機関とし，右院は各省の長官（卿）・次官（大輔）で構成する連絡機関とされた。このような官制改革の結果，薩長土肥とくに薩長の下級武士出身の官僚たちが，政府部内で実権を握るようになり，公家出身者は三条実美・岩倉具視を除くとほとんど勢力を失ってしまった。こうして，しだいに，いわゆる「有司専制」の**藩閥政府**が形成されていったのである。

［徴兵制度］ 国家を強化するため，これまでの諸藩士を中心とした軍隊にかわって，徴兵制による国民を基礎とした近代的軍隊をつくりあげることが必要とされた。この方針は版籍奉還直後から**大村益次郎**によって立案され，彼が暗殺されたのちは，**山県有朋**(1838～1922)を中心に具体化された。廃藩置県によって藩兵は解散されたが，ついで政府は全国の兵権を**兵部省**に集め，4鎮台をおき，1872(明治5)年3月には御親兵を**近衛兵**と改めた。そして，同年11月，**徴兵の詔**を出し，1873(明治6)年1月には**徴兵令**を公布して，士族・平民の身分にかかわりなく満20歳に達した男子を兵役に服させるという新しい軍制を打ち立てた。また，鎮台も6鎮台になった。こうして組織され洋式の装備と訓練を受けた新しい軍隊は，のちに西南戦争で大きな威力を発揮したのである。

【国民皆兵】 徴兵令には戸主とこれにかわる者，嗣子・養子・官吏・学生などかなり大幅な免役の規定があり，とくに代人料270円をはらえば免役になったりして，「国民皆兵」の実はあがらなかった。そこで，1879(明治12)年・83(明治16)年・89(明治22)年の3回にわたって改正を加え，免役規定を縮小して国民皆兵の義務を強化した。

しかし，徴兵令の公布は士族からは武士の特権を奪うものとして非難を受け，平民からは新しく負担を増すものとして反対され，地方によっては暴動を招いた❶。そこで，政府は1873(明治6)年，国内の治安維持をつかさどる**内務省**を設置し，翌年その管轄のもとに東京に**警視庁**を設けるなど警察制度の整備にも力を注いだ。

❶ 1872(明治5)年の徴兵告諭に「血税」という文字のあったことから，生血を絞られるものと誤解して，いわゆる**血税一揆**と呼ばれる徴兵反対の暴動がおこったところも多かった。

身分制度の改革

政府は中央集権体制の強化を推し進めるかたわら，封建的な諸制度をあいついで撤廃した。版籍奉還によって藩主と藩士との主従関係が解消されたので，この機会に封建的身分制度を大幅に改革し，大名・上層公家を**華族**，一般武士を**士族**，農工商らの庶民を**平民**に改めた。そして，1871(明治4)年には，いわゆる解放令を布告して，これまでのえた・非人の呼称を廃止して，身分・職業とも，すべて平民と同じにした。さらに**四民平等**の立場から，平民に苗字をつけることを公認し，平民と華士族との結婚，職業の選択や移転・居住の自由も認められた。

族籍別人口構成　1873(明治6)年現在の人口構成は華族2829人，士族154万8568人，卒(下級武士層，まもなく廃止)は34万3881人で，あわせて人口の5.7%ある。平民は3110万6514人，その他は29万800人である。

【残された差別】 解放令の結果，制度的には旧来のえた・非人は平民に編入され，差別は撤廃されたが，それに見合う十分な施策が行われたとはいえなかった。解放令発布ののち，西日本で，解放に反対する農民一揆がおこった地域もあった。こうして結婚・就職・住居などの面で社会的な差別はその後も根強く続いた。また，皮革業が自由化されてその特権を失ったり，納税・兵役・教育の新しい義務を負うなど，これらの人々の生活はかえって苦しくなった面もあった。

こうして，かつての武士の身分的特権はなくなったが，彼らは依然として家禄などの俸禄（秩禄）が支給されていた。版籍奉還後，俸禄はしだいに削減・整理されつつあったが，その総額はなおきわめて多額で，廃藩置県後で約490万石に達し，諸藩から肩がわりして支給しなければならなかった政府は，これだけで国家財政の約30%の負担を負わされていた。そこで政府はこの整理，いわゆる**秩禄処分**に着手し，これを公債にかえる方針を進めた。まず，1873(明治6)年，**秩禄奉還の法**を定めて，公債および現金と引き換えに自発的な俸禄の奉還を行わせ，ついで1875(明治8)年にはこれまで現米で支給していた俸禄を貨幣で支給（金禄）することにした。さらに，1876(明治9)年8月，金禄公債条例を制定して家禄制度を全廃し，**金禄公債証書**を交付して俸禄の支給を打ち切ることにした(翌年から実施)。

【金禄公債】 金禄は永世禄・終身禄・年限禄の3種にわけられ，元高の額に応じて公債支給額が定められた。元高1000円以上の藩主・上士層はその5～7.5年分を5分利公債，100円～1000円の上・中士層は7.75～11年分を6分利公債で，100円未満の下士層は11.5～14年分を7分利公債で与えられ，元金は5年据えおき，6年目から毎年抽せんで30年間にすべて償却することになっていた。交付を受けた人数は31万3000余人，公債総額1億7300万円余，1人平均にすると，華族が6万4000円余りだったのに対し，士族は500円足らずであったから，士族の多くは生活苦のため，早くから金禄公債を手放す状態であった(当時の米価は1石約5円)。

また，政府はそれに先立つ1876(明治9)年3月，**廃刀令**を発布し，武士の身分的特権の象徴であった帯刀を禁止した。

こうして，封建家臣団は名実ともに解体した。一部の士族たちは，官吏・教師・新聞記

者などになって新しい生活を始めたが，経済的特権を失った多くの士族たちは，ある者は帰農し，ある者は金禄公債を元手に商売を始めたものの，いわゆる「**武士の商法**」で大半は失敗し，生活に窮するようになった。こうして，士族たちの間には政府に不満を抱くものが多くなり，反乱をおこしたり，自由民権運動に走る者も現われた。これに対し，政府は士族の救済にあたり，開墾・移住の保護奨励，官有地の廉価払下げ，資金の貸付など，いわゆる**士族授産**に力を注いだ。

地租改正

さまざまな分野で近代化をめざした改革を進めるには，多額の経費を必要とした。そのため政府にとって，国家財政の基礎を固め安定させることが重要な課題となった。明治政府は成立当初，国家財政の恒常的財源に乏しく，ばく大な戦費などを調達するために，**太政官札**などの不換紙幣の発行や豪商からの借入金に頼った。

地租改正後の小作人生産米の配分の変動(丹羽邦男『地租改正と秩禄処分』より)

廃藩置県後，租税徴収権は政府の手に集中されたが，政府の恒常的財源の大半を占めた農民からの年貢は，旧幕藩時代からの慣行で，地域ごとで税率も一定しなかった。そのうえ，米で納めるのが普通であったから，米価の変動により歳入は不安定で，長期的な財政計画を立てることは難しかった。こうした状況のなかで，政府は国家財政の基盤を固めるために統一的な近代的土地制度・租税制度を確立する必要に迫られていた。

まず，政府は株仲間の解体による売買の自由許可，一般農民に対する米販売の許可，関所の廃止，田畑勝手作の許可，職業の自由公認など，経済・商業の自由な発展を妨げる諸制限を大幅に撤廃した。また土地制度を改革するために1872(明治5)年，**田畑永代売買の禁止**を解き，**地価**を定めて，土地所有者に対し土地の所在・地種・面積・価格・もち主などを記載した**地券**を交付して，**土地の私有制度**を確立した。こうして，政府は地券制度をもとにして，1873(明治6)年7月，**地租改正条例**を発して**地租改正**に着手した。

改正の内容は，(1)地価を課税の標準にしたこと(これまでは収穫高が標準)，(2)税率を地価の100分の3とし，原則として豊凶によって増減しないこと，(3)貨幣によって納入させたこと(これまでは原則として現物納)，(4)地租負担者は地券を交付された土地所有者としたこと，などであった。

地租改正の事業は，1880(明治13)年ごろまでに数年間かけて全国に実施された。その過程で，1876(明治9)年，茨城県・三重県・岐阜県などで地租改正反対の大規模な農民一揆がおこった。士族反乱と農民一揆の結合を恐れた大久保利通の意見で，翌77(明治10)年地租率は100分の2.5に引き下げられた。地租率ははじめ「旧来ノ歳入ヲ減ゼザルヲ目的」として定められたが，この引下げにより，農民にとって江戸時代以来の旧貢租額から，ほぼ20%程度の軽減となった。また，1870年代末〜80年代初めには，米価が大幅に上昇したので，農民の地租の負担は，実質的にかなり軽減され，農民の生活にもゆとりが生じた。

地租改正により，政府はひとまず安定した財源を確保した。土地制度の面からみれば，地租改正の結果，旧領主ではなく農民(地主・小作関係のあるところでは地主)の土地所有権が認められ，土地に対する単一の所有権が確定し，近代的土地所有制度が確立された。こうして近代資本主義経済の発展の基礎が築かれたのである❶。

【地租・地価の算出法】　つぎに示したのは明治6年7月28日付の地方官心得に示された自作農の場合の地租算定の検査例である。その方法は，まず収穫米代金から種籾肥料代を引いた額(4円8銭)を基準とし，農民の収入は土地からの利潤だとみてそれを6%とし，地租税率3%と村入費1%とを加えた10%が4円8銭になるようにして，地価40円80銭を算出する。結局，農民の収入2円44銭8厘は地価40円80銭の6分となるわけである。この際，地租の3%という数字は旧来の歳入を減じないようにとの方針から割り出されている。この計算の結果，農民が負担すべき1円63銭2厘は収穫代金4円80銭の34%ということになったのである。

田1段歩　此収穫米　1石6斗
　代金　4円80銭　但し1石ニ付代金3円
　内　　金72銭　種籾肥料代1割5分引
　残金　4円8銭
　内　　〔金40銭8厘〕〔地租3分ノ1村入費引〕
　　　　〔金1円22銭4厘〕〔地租〕
　　〔小以　金1円63銭2厘〕
　残金2円44銭8厘　但シ仮ニ6分ノ利ト見做ス
　此地価40円80銭　此100分の3　1円22銭4厘

近代産業の育成

明治政府の近代化政策における最も重要な課題は，欧米先進資本主義列強諸国と国際社会において肩をならべる強国をつくるための**富国強兵策**であった。経済面においては，それは政府の欧米諸国の経済制度・技術・設備・機械などの導入による近代産業の育成＝**殖産興業**として現われた。

〔貨幣・金融制度〕　資本主義の発展のためには金融・貨幣制度の確立がどうしても必要であった。これまで，一般の鋳貨のほか，藩札・外国貨幣などきわめて数多くの種類が流通しており，さらに財政難のため不換紙幣たる太政官札・民部省札などもしきりに発行され混乱をもたらしていた。これらを整理するため，まず1871(明治4)年，伊藤博文の建議によって**新貨条例**を公布して，金・銀・銅の新貨幣を造幣寮(のち造幣局)で鋳造し，**金本位制**を定め，**円・銭・厘**の十進法を採用した。建て前は金本位制であったが，貿易上では主に銀貨が通用していたので，事実上は金銀複本位制であった。そのうえ1878(明治11)年には銀貨の通用制限が撤廃されたので，実質的には銀本位制となった。また1872(明治5)年には太政官札などの不換紙幣と引き換えるために，新しい政府紙幣を

二十円金貨　新紙幣(明治通宝札)　民部省札　太政官札

明治初期の貨幣　明治新政府は発足直後から太政官札などの不換紙幣を発行し，その後，1872(明治5)年にドイツで印刷した新紙幣を出した。左は1871(明治4)年の20円金貨。

❶ 地租が，国家の一般会計歳入中に占める割合は，1874年度は81%，1876年度は72%，1881年度は60%，1891年度は36%で，商工業の発展に伴って地租のもつ意味は軽くなるが，明治初年には最も大きな比重を占めていた。

発行したが，これもまた不換紙幣であった。

金融・商業機関としては，1869(明治2)年，半官半民の通商会社・為替会社が設立されたが，成功しなかった。そこで政府は近代的な銀行制度の移植をはかり，**伊藤博文**・**渋沢栄一**(1840～1931)らが中心となってアメリカのNational Bankの制度にならって，1872(明治5)年**国立銀行条例**を発布した。そして翌年から民間の出資を仰ぎ，第一国立銀行(三井組・小野組の出資)をはじめとして，各地に民間の国立銀行が設立された。

【国立銀行】　国立銀行という名称は，一見，国有・国営の銀行を思わせるが，そうではなくて，私営の民間銀行である。国の法律に基づいて設立・運営されるという程度の意味で，アメリカのNational Bankの訳語を日本に適用したのである。はじめ，政府の不換紙幣の整理を目的として設立されたもので，資本金の60%まで紙幣を発行することが認められ，残りの40%を正貨で準備して兌換にあてねばならなかった。しかし，この条件が厳しすぎて営業不振におちいったので，1876(明治9)年，条例を改正して正貨兌換を廃止し，資本金の80%まで紙幣を発行できることとした。これによって営業は活発となり，全国の銀行設立は盛んとなって，1879(明治12)年には153行に達した。その不換紙幣の乱発はインフレーションを招いたが，同時に産業資金の創出には役立った。

［通信・交通制度］　通信機関としては，1869(明治2)年，政府の手により東京・横浜間に**電信**が敷設され，1874(明治7)年には青森・東京・長崎間が開通して幹線がほぼできあがり，1880年代初めまでに，全国の電信ネットワークが，おおむね完成した。また，海外との電信も，1871(明治4)年長崎と中国(清国)の上海との間が開通した。**電話**も1877(明治10)年に輸入されたが，官営の電話事業が始まったのは，1890(明治23)年のことである。**郵便**の制度は**前島密**(1835～1919)の努力によってこれまでの飛脚制度にかわって取り入れられ，1871(明治4)年東京・京都・大阪間に実施され，1873(明治6)年には，全国の均一料金制度が実現し，全国の主要な郵便網がほぼ完成した。そして1877(明治10)年には**万国郵便連合**に加入した。

交通の面では，政府はイギリスから外国債を仰いで技術を導入し，官営事業として**鉄道敷設**に着手した。1872(明治5)年，東京の新橋と横浜間の鉄道が開通したのをはじめ，1874(明治7)年大阪・神戸間，1877(明治10)年大阪・京都間が開通した。**東海道本線**(東京・神戸間)の全通は1889(明治22)年のことである。

海運業では，1870(明治3)年，土佐藩出身の**岩崎弥太郎**(1834～85)が藩の汽船を借り受けて九十九商会を創設し，1875(明治8)年には郵便汽船三菱会社と改称した。同社は官船の無償払下げや助成金の交付など政府の特権的保護のもとに，アメリカの汽船会社との競争に打ち勝ち，西南戦争などの軍事輸送によって巨富を得た。そして単に国内航路ばかりでなく，1875(明治8)年には早くも上海航路を始めるなど，外国航路を開設して積極的な経営を進めた。これがのちに政府の共同運輸会社と合併して，1885(明治18)年に**日本郵船会社**となったのである。

［殖産興業］　政府は幕府や諸藩の鉱山や工場を引き継いで**官営事業**とするとともに，さらに盛んに欧米から機械・設備を輸入し，外国人技師を招いて**官営工場**を設立・経営するなど，近代産業の育成をはかった。とくに，輸出産業として重要であった製糸業の部門では，フランスの製糸技術を取り入れ，フランス人技師ブリュナ(Brunat，1840～1908)の指導のもとに，群馬県に**富岡製糸場**を設立し，士族の子女など多くの女子労働者(いわゆる女工)を集めて，蒸気力を利用した機械による大規模な生糸の生産にあたった。ここで製糸技術を習得した富岡工女たちは，その後，各地に設立された民間の製糸工場で技術を指導する役割を果たした。また江戸時代から発展の基礎が芽ばえていた綿糸紡績業などの部門でも，**官営模範工場**が各地に設立された。

【明治初年の官営事業】　その主なものはつぎのようである。

①旧幕府・諸藩から引き継いだもの：東京砲兵工廠(幕府の関口製作所)，横須賀海軍工廠(幕府)，長崎造船所(幕府の長崎製鉄所)，鹿児島造船所(薩摩藩)，三池鉱山(柳河藩，三池藩)，高島炭鉱(佐賀藩)，堺紡績所(薩摩藩)

②新設したもの：板橋火薬製造所，大阪砲兵工廠，赤羽工作分局，深川工作分局(セメント製造所・不焙白煉瓦製造所)，品川硝子製造所，千住製絨所，富岡製糸場，新町紡績所，愛知紡績所，広島紡績所

このような殖産興業政策を推進したのは，1870(明治3)年に設置された**工部省**および，1873(明治6)年に設置された**内務省**で，とくに岩倉使節団一行の帰国後，内務卿大久保利通，工部卿伊藤博文および国家財政を担当していた大蔵卿大隈重信らがその中心になった。1877(明治10)年，西南戦争のさなか，政府の手で第1回**内国勧業博覧会**が東京上野で開かれ，各地から機械や美術工芸品が出品・展示され，民間の産業発展の大きな刺激となった。

農業・牧畜の面でも政府は三田育種場をはじめ，各地に育種場・種畜場などをつくって技術改良を進め，開拓事業では福島県安積疎水の開発を行った。また，政府は外国人技師を招くとともに，工部省内に工学寮(のち工部大学校→帝国大学工科大学→東大工学部)を設立したのをはじめ，駒場農学校(のち東大農学部)・札幌農学校(のち北海道大学)などを創設し，留学生を派遣するなど，新しい技術の修得や技術者の養成につとめた。

【北海道開拓】　蝦夷地は北海道と改められ，札幌(はじめ東京)に**開拓使**が設置された。政府は，アメリカの農政家ケプロン(Capron，1804～85)や教育家クラーク(Clark，1826～86)を招いて北海道の開拓に力を注ぎ，士族らの移住を奨励して荒地の開墾を進め，**屯田兵制度**を実施するなど，農業・炭鉱の開発に巨費を投じた。北海道の先住民族であるアイヌに対しては，その農民化を基本とする同化政策が取られたが，開拓の進行によってアイヌの人々は生活圏を侵害され，窮乏化していった。

参考　**初期の鉄道**　鉄道建設は伊藤博文・大隈重信の熱心な主張で実現したが，建設費にあてるため，政府は100万ポンドの外国債をイギリスで募集した。京浜間の測量が始まったのは1870(明治3)年3月，品川・横浜間が完成して仮営業したのが1872(明治5)年5月，新橋(現在の汐留貨物駅跡)・横浜(現在の桜木町)間の開業式が行われたのは同年10月14日のことであった。当時の時刻表をみると，午前は8時・9時・10時・11時の4回，午後は2時・3時・4時・5時・6時の5回が新橋発となっており，運賃は上等1円12銭5厘，中等75銭，下等37銭5厘であった。当時の米価は1斗(約15kg)40銭足らずであるから今から思えばずいぶん高い運賃で，上等客車などははじめはガラ空きだったらしい。スピードは時速30キロ以上で新橋・横浜間を53分で走ったから，それまで，東京から横浜へ1日がかりで出かけたことを考えればずいぶん便利になった。1871(明治4)年9月21日，試運転中の列車に試乗した大久保利通は，「始て蒸汽車に乗候処，実に百聞一見にしかず。この便を起さずんば，必ず国を起すこと能はざるべし」と日記に記している。鉄

道の敷設が国の繁栄のためには必要不可欠だ」と，大久保が認識していた様子がよくわかる。

文明開化

明治維新は「王政復古」という形で行われたため，はじめは復古的色彩もかなり強かった。しかし，政府が「百事一新」「旧弊打破」を唱えて近代化政策を推進し，熱心に欧米の新しい制度・知識・文物を取り入れたので，教育・文化・思想・国民生活など広い範囲にわたって大きな影響を与え，いわゆる**文明開化**と呼ばれる風潮が急速に広がった。

［宗教］　政府は，はじめ王政復古によって「神武創業の始」に立ち帰る趣旨から，祭政一致の立場をとり，神祇官(のち神祇省)を再興し，多くの国学者・神道家を登用した。そして宣教使をおき，神道を中心とした国民教化をめざして1870(明治3)年**大教宣布の詔**を出し，ついで，神社制度を設け，官幣社・国幣社など神社の社務を定め，祭式を統一するなど政府の保護のもとに**神社神道**の普及に力を注いだ。1869(明治2)年，戊辰戦争の戦死者を合祀するため政府により設けられた招魂社は，1879(明治12)年には靖国神社と改められ，別格官幣社に位置づけられた。

元始祭	1月3日
新年宴会	1月5日
孝明天皇祭	1月30日
紀元節	2月11日
神武天皇祭	4月3日
神嘗祭	10月17日
天長節	11月3日
新嘗祭	11月23日

明治の祝祭日(明治6.10.14)
明治11年に春分の日を春季皇霊祭，秋分の日を秋季皇霊祭とした。これらの祝祭日は，学校での儀式などを通じて明治後期，とくに日露戦争後，国民生活の中に定着していった。

こうした過程で天皇親政が強調され，国民に対しても天皇が古くからの日本の統治者であるという宣伝が広く行われ，その神格化が進んだ。天長節・紀元節が国の祝祭日と定められたのもこうしたねらいの一つであった。

また，1868(明治元)年，政府の出した**神仏分離令**をきっかけに，**廃仏毀釈**の運動が全国的に広まり，寺・仏像・仏具・経典などが破壊，あるいは焼かれたため，仏教界は大打撃を受けた。

しかし，神道による国民教化と仏教の排斥は国民に十分には受け入れられず，しだいに退潮に向かった。1872(明治5)年神祇省は**教部省**と改められ，仏教の僧侶も教導職(宣教使の後身)に任じられるようになった。そして，その教部省もさしたる成果をあげることなく，1877(明治10)年には廃止された。

一方，**キリスト教**は新政府成立後も依然として五榜の掲示によって禁止され，長崎の浦上では多くの信徒が捕えられ，改宗を強制されるという事件がおこった(**浦上信徒弾圧事件**)。列国はこれに激しく抗議し，その後岩倉使節一行が欧米を視察したとき，キリスト教禁教が条約改正交渉に悪影響を与えていることを知って，1873(明治6)年にいたって，ようやく禁教が解かれた。

［教育制度］　近代化を有効に進めるためには，国民の知識の水準を高めることが必要であった。そこで，政府は国民の啓蒙・開明化に力を注いだ。その手初めとして，欧米の近代的な学校教育制度の採用をはかり，1871(明治4)年，教育行政を担当する**文部省**を設置し，ついで，翌1872(明治5)年，**学制**を公布して，男女を問わず国民各自が身を立て，智を開き，産を治めるために学問が必要であるとする，一種の功利主義的教育観に立脚する国民教育の建設につとめた。

その結果，全国に2万校以上の**小学校**が設立され，学校教育が急速に広まった。これは江戸時代に寺子屋で行われていた庶民教育の伝統があったからであろう。こうして1875(明治8)年には男子の小学校就学率は50％を超えた。しかし，女子は18.7％にすぎず，男

女の初等教育の間には，まだ大きな格差があったことは否定できない。また，農村では貴重な労働力である児童の通学に反対する声もあり，授業料や学校設立費の負担も軽くはなかったので，小学校の廃止を求める農民一揆がおこった地域もあった。

学事奨励に関する太政官布告(被仰出書)①

人々自ラ其身ヲ立テ、其産ヲ治メ、其業ヲ昌ニシテ、以テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ他ナシ、身ヲ修メ、智ヲ開キ、才芸ヲ長スルニヨルナリ。而テ其身ヲ脩メ、智ヲ開キ、才芸ヲ長スルハ学ニアラサレハ能ハス。是レ学校ノ設アル所以ニシテ、……人能ク其才ノアル所ニ応シ、勉励シテ之ニ従事シ、而シテ後初テ生ヲ治メ、産ヲ興シ、業ヲ昌ニスルヲ得ヘシ。サレハ学問ハ身ヲ立ルノ財本共云ヘキ者ニシテ、人タルモノ誰カ学ハスシテ可ナランヤ。……自今以後、一般ノ人民(華士族農工商及婦女子)必ス邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス。人ノ父兄タル者宜シク此意ヲ体認シ、其愛育ノ情ヲ厚クシ、其子弟ヲシテ必ス学ニ従事セシメサルヘカラサルモノナリ。(高上ノ学ニ至テハ、其人ノ材能ニ任カスト雖トモ、幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小学ニ従事セシメサルモノハ、其父兄ノ越度タルヘキ事)

(『法令全書』)

①学制の教育理念を示した太政官布告で，学制の前文になっていた。

［学　制］　主にフランスを範とし，全国を8大学区，各大学区を32中学区，各中学区を210小学区にわけ，各学区に大学・中学・小学校各1校を設置する計画であった。しかし，この計画はあまりに理想に走りすぎて，当時の国民生活の実情に合わず，完全には実現できないまま，1879(明治12)年の**教育令**公布によって廃止された。

また政府は，幕府の昌平坂学問所や開成所を受け継いで，1869(明治2)年大学南校(のち東京開成学校)を設置し，日本人の洋学者や外国人教師を招いて，洋学を中心とした高等教育にあたった。同校はその後，東京医学校と合併し，1877(明治10)年，日本最初の西洋風の近代的総合大学である**東京大学**となり，学術研究と高等教育の中心となった。さらに，女子教育の面でも，1872(明治5)年，東京に官立女学校，ついで女子師範学校を設けてその普及につとめた。

一方，民間においても**福沢諭吉**(1834～1901)の**慶応義塾**，**新島襄**(1843～90)の**同志社**などの私立学校が創設され，特色ある学風のもとに新しい時代にふさわしい人材の育成にあたった。

［国民生活］　文明開化の風潮は，東京などの大都会を中心に国民の生活様式の面にもいろいろと現われた。1872(明治5)年銀座一帯の火災を機会に政府は防火・美観を考慮して銀座通りに煉瓦造の洋風建築を建てならべさせた。1871(明治4)年には散髪脱刀令が出て，**散切りの頭髪**や**洋服**の着用がしだいに広まった。街路にはガス灯やランプがともり，人力車・馬車などが走るようになった。食事の面でも肉食の習慣が西洋から伝わり，とくに牛肉が喜ばれた。また，政府は西洋諸国の例にならい，これまでの旧暦(太陰暦)を廃止して**太陽暦**を採用することとし，旧暦の明治5年12月3日を太陽暦の明治6(1873)年1月1日とした。そののち，**日曜**の休日制なども採用した。

衣	1870	洋服の着用
	〃	靴の製造
	〃	コウモリ傘
	1871	散髪・脱刀令
	1872	帽子の流行
食	1867	牛肉店(牛鍋)
	1871	西洋料理店
	1872	ビール
	1873	巻たばこ
住	1868	築地ホテル館
	1871	椅子・テーブル
	1872	第一国立銀行
	〃	ガス灯
	1882	電灯
交通通信	1869	乗合馬車
	〃	電信
	1870	人力車
	〃	自転車
	1872	鉄道(東京・横浜間)
	1877	電話
その他	1872	太陽暦
	〃	博覧会
	1873	野球
	1876	日曜休日制

文明開化の新風俗起源　(石井研堂「明治事物起源」その他より)

著訳者名	著訳書(原著者，刊行年)
福沢諭吉	西洋事情(1866)，学問のすゝめ(1872)，文明論之概略(1875)，通俗民権論(1878)
加藤弘之	真政大意(1870)，国体新論(1874)，人権新説(1882)
中村正直	西国立志編(スマイルズ：1871)，自由之理(ミル：1872)
田口卯吉	日本開化小史(1877)
津田真道	泰西国法論(1868)
箕作麟祥	万国新史(1872)
中江兆民	民約訳解(ルソー：1881)
植木枝盛	民権自由論(1879)
馬場辰猪	天賦人権論(1883)

明治初期の主な啓蒙書

文明開化の風潮のなかで，一方では日本古来の伝統的な芸術や美術工芸品が見捨てられ，由緒ある寺社・古城などが破壊されるなど，多くの貴重な文化財が失われそうになった。奈良の興福寺の五重塔がわずか25円(現在の貨幣価値で30万～40万円位)で売りに出されたのもこのころのことである。

明治初年に来日したドイツ人医学者ベルツは，日本の若い知識人が日本の伝統的文化や歴史を軽視し，古いものをすべて否定しようとしているありさまに驚き，自国の固有な文化や歴史を尊重しないようでは，外国人からも尊敬されないだろうと批判している。

しかし，このような西洋の風俗・習慣が広まったのは，主として東京・横浜などの大都会や開港場，官庁・学校・軍隊などであり，農村部にはあまり広まらず，地方の農村ではあいかわらず旧暦によって年中行事が行われるなど，江戸時代以来の伝統的な生活習慣が続いていた。生活文化の面では，都会と農村の違いはまだまだ大きかったのである。

［思想］　文明開化の風潮とともに思想界も活発化し，人間の自由・権利や個人の自立を尊重する欧米の新しい自由主義・功利主義の思想・学問やそれに基づく政治制度・経済組織・法律などの新知識が啓蒙思想家たちによって紹介・主唱され，世に受け入れられるようになった。

とくに**福沢諭吉**は**『学問のすゝめ』**を書いて，人は生まれながらに貴賤の別があるのではなく，学問を学んで，封建的な身分意識を打破すべきこと，自主・自由の精神に基づく個人の独立が一国の独立を支えるものであることを説いた。同書は初編から17編までつぎつぎに出版されたが，その発行部数は1880(明治13)年までに約70万部に達するという驚異のベストセラーとなった。また，福沢は**『文明論之概略』**を著わして，人間の智徳の進歩が文明を進める大きな力であることを唱えた。こうした福沢の思想は，新しい時代のなかで，青年たちに大きな影響を与えた。幕末の文久年間に『鄰艸』(『隣草』)を書いて西洋の立憲政治について紹介し，その採用による改革を主張した**加藤弘之**(1836～1916)は，維新後も引き続き『立憲政体略』『真政大意』『国体新論』を書いて，立憲政治の知識を広め，天賦人権論❶を紹介した。しかし1880年代に入ると社会進化論の立場に立って天賦人権論を否定するようになった。**中村正直**(1832～91)は『西国立志編』『自由之理』を翻訳して，自由主義・功利主義の思想を伝えた。**西周**は**津田真道**(1829～1903)らとともに幕末に幕府の留学生の一人としてヨーロッパに学んだが，明治初年には哲学や論理などの著作を著わした。津田は万国公法(国際法)や法律学を学び，こうした分野の著作や，出版の自由・廃娼・国

❶　天賦人権論とは，人は生まれながらにして自由・平等であり，幸福を求める権利をもつもので，それはいわば天から与えられた人間の基本的権利であるという考え。西欧の自由・平等の思想に根ざし，明治初年，日本に入ってくると，自由民権運動の展開のなかで強く叫ばれるようになった。

会の早期設立などを唱えた。また，岩倉使節団に同行して，フランスに留学した**中江兆民**(1847～1901)は，帰国後，急進的な自由主義の思想家ルソーの「社会契約論」を抄訳して，『民約訳解』と題して公刊し，人間の自由と平等の思想を広め，自由民権運動の発展に影響を与えた。一方，**田口卯吉**(1855～1905)は文明の発展という文明史観の立場から『日本開化小史』を書いて，新しい歴史の見方を世に示した。こうした啓蒙思想家たちが集まったのは，1873(明治6)年**森有礼**の提案により西洋の学会にならって結成された**明六社**であった。

【明六社】　明六社はアメリカ帰りの外交官森有礼(旧薩摩藩士，のち文部大臣)が，明治6(1873)年8月，欧米諸国の学会にならった学術・談話の会の設立を志し，西村茂樹(1828～1902)らに相談したことに始まる。正式の発足は翌年2月で，『明六雑誌』の発行(毎月2～3回，各4000～5000部)や講演会・談話会の開催などにより，新しい学術・知識・思想などの啓蒙活動を進めた。森・西村のほか，福沢諭吉・加藤弘之・中村正直・津田真道・西周・神田孝平(1830～98)らの洋学者が参加した。彼らは森を除いて西南雄藩の出身ではなく，その多くは，中・小藩の出身ながら幕末には幕府の洋学機関に勤務し，幕臣として洋学の研究・教育や洋書の翻訳などにあたった人々である。維新後，福沢を除く大部分が明治政府に出仕し，その新知識を大いに活用している。旧幕府の人材育成政策が，日本の近代化に大きな役割を果たした事実がうかがわれよう。しかし，1875(明治8)年6月の讒謗律・新聞紙条例の制定など，政府が自由な言論活動に対する取り締まりを強化したため，明六社の活動はふるわなくなり，1875(明治8)年11月をもって，『明六雑誌』も廃刊となった。

こうした新思想や新知識の普及に大きな役割を果たしたのが，新聞・雑誌・出版事業の発達である。新聞はすでに幕末から出されていたが，1870(明治3)年日本最初の日刊新聞として，『横浜毎日新聞』が発行されたのをはじめ，1870年代に『東京日日新聞』『日新真事誌』『朝野新聞』『読売新聞』『郵便報知新聞』『朝日新聞』などがあいついで創刊された。その多くは，政治問題などを取りあげて論評したり，政治的主張を展開したりする政論新聞(大新聞)の色彩が強かったが，なかには江戸時代の読売瓦版の伝統を受け継ぎ社会におこった出来事を伝える小新聞もあった。このような多数の出版物が発行できるようになった理由の一つは，**本木昌造**(1824～75)が鉛製活字の量産に成功したことがあった。

参考　**お雇い外国人**　明治政府は，先進国の制度・知識・技術などを取り入れて近代化を進めるため，欧米諸国から多くの技術者・学者・教師・軍人たちを招いた。その数がピークに達したのは1870年代の中ごろで，政府が雇い入れた外国人は500人を超えた。国別にみると，当時はイギリス人が過半数を占め，ついでフランス人・アメリカ人・ドイツ人の順であった。1880年代以降，しだいに日本人が彼らにかわったので，1892(明治25)年には130人と最盛期の4分の1に減っている。このころにはドイツ人の比率が高まったが，これは法制度や軍事制度(陸軍)などの分野で，ドイツに学ぶようになったことの反映である。

主なお雇外国人の月給表(就職当時，1ドル＝1円換算)

人名	国籍	就職先	月給
フルベッキ	米	大学南校	600円
グリフィス	〃	福井藩校	300
モース	〃	東京大学	350
ブリューナ	仏	富岡製糸場	600
ジュ=ブスケ	〃	左院	600
キンダー	英	造幣寮	1,045
モレル	〃	工部省	700
コンドル	〃	工部省	333.3
ベルツ	独	東京医学校	337.5
クラーク	米	札幌農学校	600
ロエスレル	独	外務省	600

お雇い外国人たちは，日本人をはるかにしのぐ高給取りであった。例えば1870(明治3)年，鉄道建設にあたって初代建築所長となったイギリス人モレル(Morell，1841～71)は28歳であったが，初年度の月給は洋銀(メキシコ銀)700ドル，3年目からは1000ドル(当時1ドルは約1円)の契約で，日本政府の最高官職である太政大臣の月給800円(参議500円)を上まわった。最下級のお雇い職工でも月給72ドルと，日本人職工のおよそ10～15倍であった。

初期の国際関係

明治初年，政府の外交政策の中心課題は，欧米諸国に対しては幕末の**不平等条約の改正**であり，アジア諸国に対しては，清国・朝鮮との国交再開であった。

［岩倉使節団］　1871(明治4)年，政府は右大臣**岩倉具視**一行を欧米に派遣して，条約改正の予備交渉と欧米の国情視察にあたらせた。この使節団には副使として参議木戸孝允・大蔵卿大久保利通・工部大輔伊藤博文ら，政府の中心人物たちが参加していた。条約改正交渉は，法体系の未整備など日本の国内の近代的諸制度がまだ確立されていなかったため，ほとんど相手にされなかった。しかし，使節団一行が議会・官庁・工場・学校・病院などの近代的諸施設を実地に視察し，立憲政治の発展，産業の振興，自主の精神の実現などに支えられた欧米諸国の充実した国力と，日本の立ち遅れを痛感して帰国したことは，その後の欧米列強を目標とした急速な近代化政策の展開のために，大きな刺激となった。

また，使節団には日本最初の女子留学生5人を含む約60人の留学生が同行した。留学生の多くは留学生活を終えて帰国したのち，いろいろな分野の専門家として，お雇い外国人にかわって，日本の近代化の推進役をつとめた。

【女子留学生のはじめ】　岩倉使節団一行には吉益亮子・上田悌子・山川捨松・永井繁子・津田梅子の5人の女子留学生が同行していた。彼女らは数え年8歳から15歳の少女たちで，いずれもアメリカ人家庭に引き取られて勉学した。このうち，最年少だった津田は，11年におよぶ留学生活を終えていったん帰国した後も再三渡米・渡英し，1900(明治33)年には女子英学塾(現，津田塾大学)を創立するなど，女子教育の発展に功績を残した。

［領土問題］　幕末以来，ロシアとの間に懸案となっていた樺太(現，サハリン)の領有問題は，明治政府も引き続いて交渉にあたっていた。その後，ロシアの南樺太への進出が強まるにつれ，政府部内には北海道開拓に全力を注ぐため樺太を放棄しようという意見が強くなり，開拓次官(のち長官)**黒田清隆**(1840～1900)の主張が通って，1875(明治8)年全権公使榎本武揚は**樺太・千島交換条約**に調印して，樺太全島をロシアにゆずり，その代償として千島全島を日本領と定めた。また，当時，アメリカとその所属問題が未解決なまま残されていた小笠原諸島についても，1876(明治9)年，アメリカ政府がそれが日本領であることを承認して解決をみた。

［アジア諸国との関係］　幕末以来，朝鮮は鎖国政策を取り続け，明治政府の交渉態度に不満をいだき，日本の国交要求を再三拒否した。そのため日本国内では，武力を背景に朝鮮に対し強硬方針をもってのぞむべきだとする**征韓論**が高まった。政府部内でも西郷隆盛・板垣退助・後藤象二郎・江藤新平(1834～74)・副島種臣(1828～1905)らの参議がいわゆる征韓論を唱え，1873(明治6)年8月には，西郷隆盛を使節として朝鮮に派遣して交渉にあたらせ，国交要求が入れられなければ，兵力を送り，武力に訴えて朝鮮の開国を実現させる方針を内定した。

この征韓論は同時に，政府に強い不満をいだき，朝鮮への積極的進出に期待をかけ，それを望んでいる士族層をなだめ，彼らの矛先を海外に向けさせるためでもあった。

しかし，1873(明治6)年9月，岩倉具視一行が帰国すると，欧米先進列強の著しい発展をみてきた大久保利通・木戸孝允らはあくまで内治の整備が先決であるとして征韓論に強く反対し，結局，同年10月，はじめの方針は取り消され，西郷ら征韓派の参議はいっせいに辞職した(**明治六年の政変**)。

日本の版図

その後，朝鮮問題は紛糾を続けたが，朝鮮を開国させるきっかけをつかもうとした日本政府は，1875(明治8)年軍艦雲揚を派遣し，朝鮮の沿岸で測量を行うなど示威の行動をとった。同艦の艦長が飲料水を得ようと，首都漢城(現，ソウル)に近い漢江河口の江華島にボートで近づくと，同島の砲台から砲撃を受けた。そこで雲揚は砲撃して砲台を破壊し，近くの島に兵員を上陸させて永宗城を占領した。これが**江華島事件**である。この事件をきっかけに，日本政府は朝鮮に圧力をかけ，翌1876(明治9)年，**日朝修好条規**(江華条約)を結んだ。

【対朝鮮外交の基本態度】　日朝修好条規を結ぶために，日本は参議黒田清隆を全権使節として6隻の艦隊とともに朝鮮に派遣し，武力を背景に交渉を進めた。ちょうど20年以上前，ペリーが来航して日本に開国を要求したのと同様な立場に立ったわけである。事実，外務卿寺島宗則はアメリカ公使ビンガム(J. Bingham)に，この使節派遣について「仮令ば貴国のコモドール＝ペルリが下田に来る如きの処置なり」と説明し，政府は参考資料としてアメリカ公使館からペリーのアメリカ政府への復命書を借り出したという。この条約の締結によって朝鮮は釜山・仁川・元山を開き，片務的な領事裁判権や関税免除を日本に対して認めた。こうして日本は朝鮮に不平等条約を押しつけたが，同時に，朝鮮を一つの独立国として清国の宗主権を否定する立場に立ったのである。

清国に対して，日本は1871(明治4)年，**日清修好条規**・通商章程❶などを結んだ。同年，台湾に漂着した琉球漁民が原住民に殺される事件がおこった。清国は台湾を「化外の地」として，その責任をとろうとしなかったので，事件の処理をめぐって交渉は難航し，1874(明治7)年，日本政府は西郷従道(1843～1902)のもとに軍隊を台湾に派遣した(**台湾出兵**)。この事後処理のために，大久保利通が全権として清国と交渉し，イギリス公使ウェードの調停もあって，清国は日本の出兵を義挙として認め，償金50万両を支払って解決

❶　日本が外国と結んだ最初の対等な条約で，相互に開港し，相互に領事裁判権を認め合っていた。伊達宗城が全権として調印したが，対等主義のために日本側は不満で，その批准は1873(明治6)年，副島種臣が外務卿のときやっと行われた。

した。

17世紀初頭以来，琉球は薩摩藩(島津氏)の支配下にあったが，名目上は清国にも属し朝貢するという両属関係にあった。明治政府は琉球を日本の領土とする方針を定め，1872(明治5)年には**琉球藩**をおき，琉球王尚泰(1845～1901)を藩王として華族に列し，ついで1879(明治12)年には軍隊を派遣して廃藩置県を断行し，**沖縄県**を設置した(**琉球処分**)。清国は琉球に対する宗主権を主張してこれに強く抗議し，前アメリカ大統領グラント(Grant, 1822～85)は，宮古・八重山の先島諸島を沖縄県から分離して清国領とする調停案(先島分島案)を示したが，清国側はこれを認めなかった。その後も紛争は続いたが，日清戦争における日本の勝利によって，琉球帰属問題は事実上，日本の主張通りに解決した。

参考　**明治維新論**　明治維新が日本における近代国家形成の出発点となったことには異論がないが，その時期をいつからいつまでとするか，またその性格をどうみるかについては，いくつかの考え方がある。まず，明治維新の始まりの時期については，①天保の改革ごろ，②1853年のペリーの来航とする2説がある。前者は国内的必然性を，後者は外圧とそれに対する日本の対応を重視する見方である。つぎにその終わりの時期については，①1871～73年の幕藩体制解体の諸改革(廃藩置県・地租改正など)実施，②1877年の西南戦争，③1884年の自由民権運動の敗北，④1889～90年の憲法発布・議会開設，などの考え方がある。

維新の性格については，昭和初期にマルクス主義歴史学の立場から2つの見解が対立するようになった。①「講座派」と呼ばれる人々は維新を絶対主義の形成と考え，その基礎は寄生地主制にみられる半封建的土地所有だと理解する。②「労農派」と呼ばれる人々は，明治政府が資本主義育成に全力を注いだ点を指摘し，維新は不徹底ではあるがブルジョア革命だと考え，寄生地主制も近代的土地所有のうえにできたものだと理解する。最近では，欧米諸国と歴史的条件・国際的環境が著しく異なる日本の明治維新について，絶対主義とかブルジョア革命とかいった欧米流の概念を適用しようとすること自体，あまり意味がないとする考え方が支配的になってきている。そして，西欧先進列強の東アジア進出という国際的環境にさらされた日本の対外的危機意識と国家的独立の達成の意義を強調し，外圧(「西欧の衝撃」)に対抗しつつ行われた封建的諸制度の打破という国内変革により近代国民国家の形成が進められた点を重視する視点から，その出発点として明治維新を理解しようとする見方が有力である。

新政への反抗

明治政府はあらゆる分野において急速な**近代化政策**(**＝西欧化政策**)を推し進めたが，それはあまりに急激であり，国民生活の実情を無視し，国民に大きな生活の変化を強いることも少なくなかった。そのうえ，政府が少数の藩閥官僚による，いわゆる「有司専制」の政治を行っているとして不満の声があがり，国内では政府に反抗する気運が高まりつつあった。

ところで，明治初年の国家財政における恒常的歳入の大部分は地租であったから，政府の諸政策は農民の負担において推進されたといえる。大多数の農民は地租改正によっても依然かなり重い租税を取り立てられ，さらに徴兵制度による兵役の義務や小学校設置に伴う経済的負担など，新たな負担をも負わされた。そのため彼らは，全国各地でしばしば**農民一揆**をおこした。とくに1876(明治9)年には，地租改正に反対して，三重・岐阜・愛知・堺の4県にまたがる大規模な農民一揆がおこり，翌年，政府は地租率を地価の3％から2.5％に引き下げた。

明治前期の農民一揆の発生件数(青木虹二『明治農民騒擾の年次的研究』より)

民撰議院設立建白書

臣等伏シテ方今①政権ノ帰スル所ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラス、下人民ニ在ラス、而シテ独リ有司②ニ帰ス。……而モ政令百端、朝出暮改、政(刑)情実ニ成リ、賞罰愛憎ニ出ツ、言路壅蔽③、困苦告ルナシ。……臣等愛国ノ情自ラ已ム能ハス。乃チ之ヲ振救スルノ道ヲ講求スルニ、唯天下ノ公議ヲ張ルニ在ル而天下ノ公議ヲ張ルハ、民撰議院ヲ立ルニ在ル已。則チ有司ノ権限ル所アツテ、而シテ上下其安全幸福ヲ受ル者アラン。請フ遂ニ之ヲ陳セン。……(『日新真事誌』)

①現在。②上級の役人。③言論発表の道がふさがれている。

一方，廃藩置県・徴兵制度・秩禄処分などあいつぐ改革によって，封建的諸特権をつぎつぎと奪われた士族たちの間でも，政府への不満の気運が充満していた。明治六年の政変に際して，征韓派にくみして政府を辞職した板垣退助ら旧参議の多くは，1874(明治7)年，**民撰議院設立建白書**を提出して，政府の「有司専制」を鋭く攻撃したが，そのなかの一人**江藤新平**は郷里佐賀に帰って，同年，不平士族に擁立され征韓党の首領となって反乱をおこした(**佐賀の乱**)。このころから，政府の取り締まりは一段と厳しくなり，1875(明治8)年には，反政府的言論活動をおさえるため，**讒謗律・新聞紙条例**を発布した。

ついで，1876(明治9)年，廃刀令の公布・俸禄の停止をきっかけに，熊本県で復古的な攘夷論を唱える太田黒伴雄(1835～76)を中心とする**敬神党**(**神風連**)**の乱**がおこるや，これに呼応して福岡県では宮崎車之助(1839～76)らによる**秋月の乱**，山口県では元参議・兵部大輔**前原一誠**(1834～76)を指導者とする**萩の乱**がおこるなど，政府の新政に不満をもつ士族たちの反乱があいついだ。これらの**士族反乱**はいずれも，政府によって鎮圧されたが，国内には少なからず動揺を与えた。

さらに，1877(明治10)年2月，反政府勢力の拠点と目されていた鹿児島において，私学校の生徒を中心とする不平士族らが，明治維新の最大の功労者の一人である**西郷隆盛**を擁して兵を挙げ，ここに**西南戦争**が始まった。この戦争は戊辰戦争以来の大きな内乱となり，はじめは勝敗の行方も予断を許さないほどであったが，西郷軍が熊本鎮台の攻略に失敗してから，戦局は政府軍に有利に傾いた。政府は約8カ月近い歳月を費やして，同年9月ようやく内乱を鎮圧し，西郷をはじめとする反乱軍の指導者はいずれも戦死，または処刑された。政府軍の勝利，西郷軍の敗北は，新しい徴兵制による軍隊の威力を示し，政府の権力がもはや揺るぎないものであることを明らかにした。

政府軍	
兵　力	60,831人
死　傷	15,801
戦　費	41,567,726円
西郷軍	
兵　力	約40,000人
死　傷	約20,000
処　罰	2,764
(内斬罪	22)

西南戦争の総決算(『明治政史』による)

翌1878(明治11)年には，不平士族一味による大久保利通暗殺事件

(紀尾井坂の変)，西南戦争の恩賞に不満を抱いた近衛兵の一部の反乱事件(**竹橋事件**)などがおこったが，いずれも関係者は検挙され事件は解決された。こうして，西南戦争を最後としておおむね**士族の武力反乱**は終わりを告げたのである。

【政府要人の暗殺】　明治の初め，不平士族の新政への反抗は，また政府要人の暗殺という形をとって行われた。1869(明治２)年，参与横井小楠(1809～69)・兵部大輔大村益次郎，1871(明治４)年参議広沢真臣，1874(明治７)年右大臣岩倉具視(未遂)，1878(明治11)年参議兼内務卿大久保利通らがいずれも遭難している。

氏　名	出　身	生　没　年	大政奉還時の年齢
勝　海舟	幕　臣	1823(文政６)～1899(明治32)	45
大村益次郎	長州藩	1824(〃 7)～1869(〃 2)	44
岩倉具視	公　家	1825(〃 8)～1883(〃 16)	43
山内豊信	土佐藩	1827(〃 10)～1872(〃 5)	41
西郷隆盛	薩摩藩	1827(〃 10)～1877(〃 10)	41
大久保利通	〃	1830(天保元)～1878(〃 11)	38
吉田松陰	長州藩	1830(〃 元)～1859(安政６)	30
木戸孝允	〃	1833(〃 4)～1877(明治10)	35
橋本左内	越前藩	1834(〃 5)～1859(安政６)	26
坂本竜馬	土佐藩	1835(〃 6)～1867(慶応３)	33
井上　馨	長州藩	1835(〃 6)～1915(大正４)	33
榎本武揚	幕　臣	1836(〃 7)～1908(明治41)	32
徳川慶喜	将　軍	1837(〃 8)～1913(大正２)	31
三条実美	公　家	1837(〃 8)～1891(明治24)	31
後藤象二郎	土佐藩	1838(〃 9)～1897(〃 30)	30
山県有朋	長州藩	1838(〃 9)～1922(大正11)	30
高杉晋作	〃	1839(〃 10)～1867(慶応３)	29
伊藤博文	〃	1841(〃 12)～1909(明治42)	27

明治維新に活躍した人びと

参考　**明治維新の指導者たち**　数多くの明治維新の指導者たちのなかで，とくに中心的役割を果たした**西郷隆盛・大久保利通・木戸孝允**の３人が，ふつう維新の三傑と呼ばれている。そのなかでも西郷は大きな度量，部下に対する深い情愛，勇気と情熱，簡素な私生活などから広く世人の敬愛を得ていた。彼は清濁合わせ呑む包容力に富んだ政治家で情にもろく，いわば日本人好みの性格のもち主だったようだ。西南戦争における悲劇的最期とあいまって，現在にいたるまで最も庶民に人気のある人物である。しかし，新しい国内体制の緻密な建設計画を進めることは不得意であり，西郷の積極的な役割は，1871(明治４)年の廃藩置県をもってほぼ終わったといえるであろう。

大久保は征韓論・台湾出兵をめぐって西郷・木戸が下野したのちも，ただ一人政府の中心となって大きな権力をふるい，あいつぐ近代化政策により日本における近代国民国家建設の基礎を築いた立役者である。最後まで権力の座にあったこともあって，西郷に比べると庶民的な人気は乏しく，しばしば専制政治家として反対派の激しい非難をあびた。しかし，ときとしては冷酷と思えるほど沈着・冷静であり，すぐれた決断力と明晰な頭脳を備えた剛毅果断な人となりと，現実主義に徹した政治的態度は，多くの反対をあえて押し切って政策を実行しなければならない大変革期の政治家にふさわしい存在であった。また，出身藩にこだわらず多くの有能な人材を登用したことも彼の業績の一つといえよう。

木戸は最も知的な感じの強い開明的な政治家で，一種理想家肌のところがあり，その斬新ですぐれた着想は維新の改革に大いに貢献した。しかし，性格的にはやや狭量で，健康にも恵まれず，とくに晩年はあいつぐ政治的激動のなかにあって病気がちで，明治政府部内での勢力は，大久保にはおよばなかった。同じ長州藩出身で，木戸のもとで政治家として成長した伊藤博文や井上馨も，木戸の晩年には，むしろ大久保に接近していた。

なお，明治維新に活躍した人々の生没年・大政奉還のときの年齢(それ以前に死んだ人は死亡時の年齢，いずれも数え年)を調べてみると，上表のようになる。

３．立憲国家の成立と日清戦争

立憲政治への動き

欧米の議会政治についての知識はすでに幕末に伝えられ[1]，「公議政体」という考え方も芽ばえていた。五箇条の誓文にみられるように，明治政府が**公議輿論**を国民統合の原理としてかかげたのは，その表われであろう。

明治初年の諸改革のなかで，政府は諸藩の代表を集めて公議所を開く(1869年)など，立法の諮問や建白の受理のための機関をつくったが，十分な成果はあがらなかった。同時に，政府は中央集権化の達成に意を注いだため，公議輿論の尊重は実際には無視されがちであった。しかし，1871(明治４)年の廃藩置県以後まもなく，1872(明治５)年ころから，左院を中心に憲法制定と公選(民選)の議会開設の構想が生まれたのは注目に値する。この構想は征韓論が政府部内で大きな政治問題となったので実現しなかったが，当時，政府関係者の間には，**立憲政治**を「君民共治」の政治と理解し，欧米諸国と国際社会で肩をならべる強国をつくるという国家の大きな目標を達成するためには，立憲政治を行って国を自主的に支えようとする国民をつくり出し，「君民共治」の実をあげることが是非とも必要だとする認識が，かなり広まりつつあったのである。

そのころ，欧米諸国を視察した岩倉使節団は，議会をはじめ，官庁・兵営・工場・学校・病院などの近代的諸施設を実地に見学し，日本の著しい立ち遅れを痛感して帰国したが，使節団の一行に参加した木戸孝允・大久保利通らはいずれも帰国後まもない1873(明治６)年，国内政治体制の改革を唱え，立憲政体の採用についての意見書を起草した[2]。

自由民権運動の始まり

征韓論が入れられずに辞職した板垣退助・後藤象二郎・江藤新平らは，こうした状況のなかで，1874(明治７)年１月，愛国公党を結成するとともに，**民撰議院設立の建白書**を左院に提出した。これは，政府の政治のやり方をひと握りの有司(上級の役人)による専制政治であるとして非難するとともに，納税者には当然国政に参与する権利があるとし，民撰議院(国会)を設立して国民を政治に参与させ，官民一体化をはかることによって，はじめて国家・政府が強力になることができる，と主張するものであった。建白への賛否をめぐって国内には活発な論争(**民撰議院論争**)がおこり，世の知識人たちは国会開設問題についての関心を深め，

[1] 例えば，幕府の蕃書調所に出仕していた洋学者加藤弘之は早くも文久年間，ひそかに『鄰艸』(隣草)を書いて，欧米諸国の立憲政治を日本に紹介し，清国の政治改革にことよせて，その採用を説いている。彼は明治時代に入って新政府に仕えたが，『立憲政体略』『真政大意』『国体新論』などを著わして，政府関係者の立憲思想に影響を与えた。そのほか，西周・津田真道・福沢諭吉らが幕末から明治初年にかけて，立憲政治(議会政治)を紹介し，あるいはその具体案を執筆している。

[2] 大久保の意見書は，1873年征韓論をめぐって政府が分裂した直後の同年11月に書かれたもので，イギリスのめざましい発展の原因が，自主的に国を支えようとする国民の力とこれを伸ばすような良政が行われているところにあるとし，日本もまた君主専制に固執することなく，「君民共治」の政治(立憲君主制)を採用する方向に向かうべきことを説いている。しかし，彼の具体的な政治改革案には，まだ公選による議会設立の構想は述べられていなかった。

ここに**自由民権運動**の口火が切られたのである。

【民撰議院論争】　民撰議院設立の建白が，イギリス人ブラックが横浜で発行していた新聞『日新真事誌』に掲載されると，加藤弘之は民撰議院の必要性を原則的には認めながら，それを拙速に行うことには反対し，むしろ人民の開明化をはかるための教育の普及や地方議会の開設による政治的訓練が先決だとして，時期尚早論を唱えた。これに対し，大井憲太郎や津田真道は民撰議院の開設こそ人民を開明化する第一条件だと，その即時(早期)設立を主張した。また，板垣らはこうした論争のなかで，参政権を士族や有力な農民・商人に限るべきであると述べた。当時，論争に加わった人々のなかに民撰議院の設立を原則的に否定する者はほとんどいなかった。

人名	出身	年齢
板垣退助	土佐	45
河野広中	福島	33
大井憲太郎	大分	39
片岡健吉	土佐	39
星　亨	江戸	32
中江兆民	土佐	35
植木枝盛	〃	25
大隈重信	肥前	44
矢野文雄	大分	31
犬養　毅	岡山	27
尾崎行雄	神奈川	23

民権運動家の出身・年齢(詔書発布当時)

板垣退助は建白後，まもなく郷里土佐(高知)に帰り，片岡健吉(1843〜1903)・林有造(1842〜1921)らの同志を集めて1874(明治７)年４月**立志社**を結成し，自由民権思想の普及につとめた。ついで翌年，立志社を中心に全国の民権派結社(**政社**)の代表が大阪に集まって**愛国社**を創立した。

政府はこのような動きに対処して，1875(明治８)年，大久保利通が大阪において板垣退助および木戸孝允(台湾出兵に反対して下野していた)と会合して協議を進め(**大阪会議**)，板垣・木戸を政権に復帰させて政権の強化をはかるとともに，「漸次ニ国家立憲ノ政体ヲ立テ」ることを約束する詔書(**立憲政体樹立の詔**)を発布し，立法諮問機関である**元老院**と司法機関である**大審院**を設置した。さらに政府は，府知事・県令を集めて**地方官会議**を開いて地方議会を設ける方針を定め，1878(明治11)年には，大久保利通の意見に基づいて郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則のいわゆる**三新法**を制定した。これにより，廃藩置県後に設けられた大区・小区という行政区画が廃止になり，旧来の郡町村を行政単位として復活し，府県・郡区・町村の行政的体系化をはかるとともに，町村の自治が部分的に認められた。また，地方官会議開催の前後から民会が府県知事の独自の判断で，一部に設置されていたが，府県会規則の制定によって全国的に統一的規則がつくられ，1879(明治12)年，全国いっせいに公選による**府県会**が開催された。府県会の権限は限定されたものであったが，府県の地方税によって支弁される予算案の審議権が認められ，豪農・地主など地方有力者が地方政治にかかわる機会が開かれた。こうして政府はみずからの主導権のもとに立憲政治への準備を進めた。しかし一方では，**新聞紙条例**などによって，民権派などの反政府的言論活動を厳しく取り締まった。

【元老院の憲法起草】　元老院は左院の後身として設けられ，国家の功労者・学識者などのなかから政府によって任命された議官をもって構成され，立法の任務にあたった。1876(明治９)年には，政府の指示により憲法草案(日本国憲按)の起草が始まり，1880(明治13)年に完成した。しかし，この草案は日本の国柄にあわず，西洋先進諸国の憲法を十分に研究していないなどの理由で，岩倉具視ら政府首脳の反対にあい，結局は廃案となった。

国会開設運動

立志社は西南戦争が行われている1877(明治10)年，専制政治・地租の過重・外交政策の失敗など８カ条にわたって政府を

批判し，国会開設を説いた**立志社建白**を天皇に提出しようとするなどの活動を示したが，愛国社はそれほどふるわなかった。しかし，西南戦争の鎮圧によって士族の武力反抗が終わると，反政府運動は言論活動に絞られるようになり，1878(明治11)年，大阪で愛国社再興大会が開かれた。ちょうどそのころ，地方では府県会が開かれて地方民の政治的関心が増大し，それまでの士族中心の運動(**士族民権**)は農民の地租軽減要求などとも結びついて，豪農・地主や商工業者らの参加する広範な運動(**豪農民権**)に発展するようになった。

年代	民権派の運動	政府の動き
1872		5〜8．左院で国会議院設立案
1873	10．征韓論容れられず，板垣退助ら辞任	11．大久保利通「立憲政体ニ関スル意見書」
1874	1．民撰議院設立建白。4．立志社創立	
1875	2．大阪で愛国社結成	1．大阪会議(〜2月)。4．立憲政体樹立の詔。元老院・大審院設置。6．第1回地方官会議。讒謗律・新聞紙条例。9．出版条例を改正
1876	(農民一揆激しくなる)	9．元老院，憲法起草
1877	6．立志社建白(却下)	
1878	9．大阪で愛国社再興	7．地方三新法公布
1879		3．府県会開設
1880	4．国会期成同盟の請願(不受理)	4．集会条例
1881	7．開拓使事件，問題化。10．自由党結成	3．大隈重信，早期国会開設を建議。10．国会開設の勅諭。大隈罷免(明治十四年の政変)
1882	3．立憲改進党結成。4．板垣暗殺未遂事件。11．板垣退助ら渡欧。12．福島事件。	3．伊藤，憲法調査のため欧州へ出発。立憲帝政党結成
1884	5．群馬事件。9．加波山事件。10．自由党解党。秩父事件。12．大隈，立憲改進党離脱	3．制度取調局設置。7．華族令
1885	11．大阪事件	12．内閣制度発足
1886	10．星亨ら，大同団結を主張	この年，伊藤博文ら，憲法起草に着手
1887	8〜12．三大事件建白運動	12．保安条例の公布・施行
1888	7〜9．後藤象二郎，東北・北陸を遊説	2．大隈入閣。4．枢密院設置。6．憲法草案審議開始
1889		2．大日本帝国憲法発布，政治犯大赦出獄。3．後藤入閣
1890	9．立憲自由党結成	7．第1回総選挙。11．帝国議会開設

自由民権運動と政府の動き(1872〜90)

こうした情勢を背景に1880(明治13)年，愛国社は全国の民権派政社の代表を集めて，大阪で第４回大会を開き，**国会期成同盟**を結成して，河野広中(1849〜1923)・片岡健吉が，２府22県８万7000余人の署名を得て国会開設を請願しようとはかった。政府は**集会条例**を制定して取り締まりの強化をはかったが，続いて全国の地方政社からも請願があいつぎ，国会開設運動は大きな盛りあがりを示した。当時の新聞をみると，この請願に参加しない地方は世間で肩身の狭い心地がするように思い，われもわれもと請願・建白につとめたと述べている。

国会開設運動の全国的な高まりの経済的背景は，1870年代末から80年代初めにかけて，インフレーションの傾向が進み，米をはじめ農産物価格が上昇したため，農民の家計にも余裕が生じて活動資金の調達が容易になったことが考えられる。

政府部内でも，1879〜81(明治12〜14)年にかけて，政府首脳たちがあいついで立憲政治の実現について意見書を提出したが，その多くは準備のため十分に時間をかけて国会を開設する(漸進的国会開設)というものであった。ところが，参議**大隈重信**が1881(明治14)年

3月，すみやかに国会を開設して，イギリス流の政党政治(議院内閣制)を取り入れるべきであるという内容の意見書を上奏して，漸進的国会開設を主張する**伊藤博文**らとの対立を深めた。しかも，同年夏，**開拓使官有物払下げ事件**がおこったことは，民権派の政府攻撃をいっそう高めることになった。そこで政府は，漸進的な国会開設と，ドイツ(プロイセン)流の君主の権限が強大な憲法をつくる方針を固め❶，1881(明治14)年10月，民権派の機先を制して大隈重信を辞職させるとともに，明治23(1890)年を期して国会を開設することを約束する勅諭(**国会開設の勅諭**)を発した。これがいわゆる**明治十四年の政変**である。こうして政府は，岩倉具視・伊藤博文らが中心となり，民権派の攻撃の矛先をかわすとともに，みずからの主導権のもとに立憲政治の実現をはかることになったのである。

【開拓使官有物払下げ事件】　薩摩出身の開拓長官の黒田清隆は，1872(明治5)年からの開拓10年計画終了にあたり，1400万円余の巨費を投じて北海道開発を進めてきた官営事業を，わずか39万円，無利息30年賦で薩摩出身の政商五代友厚(1835〜85)らの関西貿易社に払い下げようとした。政府は，いったんこれを承認したが，これが藩閥政治と政商との結びつきを示すものとして民間から攻撃され，政府内部でも大隈が反対した。大隈が民権派と手を結んで政府の打倒をはかろうとしていると判断した政府首脳は，払い下げ中止を決定するとともに，大隈を辞職させて事の収拾をはかったのである。

政党の成立

国会期成同盟ではかねてから自由主義を標榜する政党の結成を進めていたが，国会開設の勅諭が出されたのを契機に，自由民権派の政党がつぎつぎに生まれた。まず1881(明治14)年10月，国会期成同盟を母体に，板垣退助を総理(党首)とする**自由党**が結成され，翌1882(明治15)年には，下野した大隈重信を総理として**立憲改進党**が成立した。これらに対抗して政府を支持する勢力も，同年福地源一郎(1841〜1906)を党首とする**立憲帝政党**をつくった。また，地方にもそれぞれの系統を引く民権派の政党がつぎつぎとつくられていった。

【3党の性格】　**自由党**は「自由ヲ拡充シ権利ヲ保全シ幸福ヲ増進シ社会ノ改良ヲ図ル」こと，「善良ナル立憲政体ヲ確立スル」ことなどを綱領とし，自由主義の立場に立って行動は比較的急進的であった。党員も悲憤慷慨の志士型が多く，代言人(弁護士)・新聞記者などの知識層(主に士族)や，豪農・地主・商工業者ら地方有力者層を地盤としていた。幹部には板垣以下，後藤象二郎・片岡健吉・河野広中・大井憲太郎・星亨・植木枝盛らがいた。

立憲改進党は「王室ノ尊栄ヲ保チ，人民ノ幸福ヲ全フスル事」「内治ノ改良ヲ主トシ，国権ノ拡張ニ及ボス事」などを綱領とし，イギリス流の立憲主義の立場に立って，行動も比較的穏健な漸進主義で，知的・合理的なインテリ臭が強かった。自由党と同じく豪農・地主・商工業者ら地方有力者層が地盤であったが，党の指導者には都市の知識層が大きな比重を占め(いわゆる都市民権派)，とくに大隈とともに下野した旧官吏や慶応義塾出身者が多く加わっていた。幹部には大隈以下，河野敏鎌(1844〜95)・矢野文雄(1850〜1931)・沼間守一(1843〜90)・小野梓(1852〜86)・島田三郎(1852〜1923)・犬養毅(1855〜1932)・尾崎行雄(1858〜1954)らがいた。

立憲帝政党は政府系の政党で，支持者は神官・僧侶・国学者・儒学者などの一部に限られ，その主張は天皇中心主義の保守的なものであり，まもなく政府の政党否認の方針によって翌年解散してしまったので，みるべき活動はなかった。

❶　このとき岩倉具視は，大隈の意見に反対して，プロイセンにならって，統帥権や文武官の任免権を含む天皇の強大な大権，二院制の議会，議院内閣制の不採用，制限選挙制などを盛り込んだ憲法をつくるべきだとする意見書を提出し，これが政府の基本方針となった。

こうして成立した民権派の政党や諸団体は，立憲君主制のもとにおいて政党政治(政党内閣)の実現をめざすという点ではおおむね一致した考え方をもち，憲法の私案である**私擬憲法**をつくったり，地方遊説によって党勢拡張につとめるなど，盛んに運動を進めたが，自由・立憲改進両党の対立の激化や，国会開設という統一的目標の喪失，農村の不況による活動資金の調達難などのため，運動はしだいに停滞気味となった。

参考　**私擬憲法**　国会開設運動の高まりとともに，1870年代末から1880年代初めには，自由民権派をはじめ民間の人々が盛んに自分たちの理想とする憲法案を起草した。これが私擬憲法である。それらのうち現在，1879〜82(明治12〜15)年の4年間に起草されたものとしては約40編が明らかにされている。これらはいずれも立憲君主制を定め，国民の権利と自由を認めているが，議会の選挙制度では制限選挙を採用している。福沢諭吉の門下生を中心とした交詢社「**私擬憲法案**」のように，イギリス流の二院制の議会による議会政治を取り入れ，君主は行政権を政府に委ね，政府が議会の支持に基づいて政治を運営するという構想のものが主流であった。また，高知出身の民権家植木枝盛の「**日本国国憲按**」(「東洋大日本国国憲按」)や立志社の「**日本憲法見込案**」は，君主が行政権を握るとともに，一院制の議会のもとで人民が立法権をもち，人民の自由と権利を大幅に認めている。さらに，君権主義の立場からの私擬憲法もあった。

名　称	起草者	起草・発表年
嚶鳴社(憲法草)案	嚶鳴社	1879
私擬憲法意見	共存同衆	〃
大日本国憲法大略見込書	筑前共愛会	1880
国憲意見	福地源一郎	1881
私擬憲法案	交詢社	〃
東洋大日本国国憲按	植木枝盛	〃
日本憲法見込案	立志社	〃
日本帝国憲法(五日市憲法)	千葉卓三郎	〃
憲法草案	井上毅	1882
憲法草案	西周	〃
憲法私案	小野梓	1883

主な私擬憲法草案

東洋大日本国国憲按

第二条　日本国ニ一、立法院、一、行政府、一、司法庁ヲ置ク、憲法其規則ヲ設ク

第五条　日本ノ国家ハ日本各人ノ自由権利ヲ殺減スル規則ヲ作リテ之ヲ行フヲ得ス

第四十二条　日本ノ人民ハ法律上ニ於テ平等トナス

第四十三条　日本ノ人民ハ法律ノ外ニ於テ自由権利ヲ犯サレサルヘシ

第四十五条　日本ノ人民ハ何等ノ罪アリト雖モ生命ヲ奪ハレザルベシ

第七十二条　政府恣ニ国憲ニ背キ擅ニ人民ノ自由権利ヲ残害シ建国ノ旨趣ヲ妨クルトキハ、日本国民ハ之ヲ覆滅シテ新政府ヲ建設スルコトヲ得

第七十八条　皇帝ハ兵馬ノ大権ヲ握ル(以下略)

第八十八条　皇帝ハ連邦行政府ニ出頭シテ政ヲ秉ル

第百十四条　日本連邦ニ関スル立法ノ権ハ日本連邦人民全体ニ属ス

(牧野伸顕文書)

松方財政

日本の資本主義は政府の保護・育成のもとで明治初年以来しだいに成長し始めた。しかし，政府は近代化政策を進めるために，ばく大な経費を必要としながら，十分な財源をもたなかったので，盛んに太政官札などの不換紙幣を発行した。とくに1877(明治10)年の西南戦争に際して，その戦費にあてるため多額の不換紙幣を増発し，民間の国立銀行も盛んに不換銀行券を発行したので，インフレーションがおこって物価が騰貴した。その結果，政府の歳入は実質的に低減し，財政は困難になり，また貿易面でも，明治初年以来おおむね輸入超過が続いたため，正貨保有は大幅に

貨幣流通高の変遷

減少してしまった。

このような財政の混乱や経済の不安定によって，近代産業の健全な発展が阻害された。そこで政府は，1881(明治14)年参議兼大蔵卿(のち大蔵大臣)となった**松方正義**(1835～1924)を中心に，インフレーション収拾と，安定した貨幣・金融制度の確立による財政の立て直しをめざして，**紙幣整理**に着手した。まず，緊縮財政を実行して歳出を切り詰めるとともに，増税などによって歳入の増加をはかり，歳入の余剰金で正貨の買い入れと紙幣の消却を行った。これによってインフレーションは収拾され，物価は下落し，かえって不況が訪れた。

さらに政府は，国家の金融政策を運営する中枢機関を樹立するため，1882(明治15)年，国家の中央銀行として**日本銀行**を設立した。そして，翌1883(明治16)年には国立銀行条例を改正して，これまでの国立銀行を徐々に普通銀行にするとともに，紙幣発行権を日本銀行に集中し，1885(明治18)年から**兌換券**❶を発行させた。翌年から政府紙幣の銀兌換も始まり，ここに，銀本位の貨幣制度が確立された。

【日本銀行】　日本銀行は，日本銀行条例に基づいて設立された。形式的には民間の私法人であったが，資本金1000万円のうち半額は政府出資で，総裁が政府によって任命されたのをはじめ，政府の監督のもとにおかれた。業務は日本銀行券の発行，手形割引・買入，国庫金の取扱いなどで，設立の意図は金融の円滑化・金利低下による産業振興をはかるとともに兌換制度確立にあった。

一方，政府は財政整理と民間産業育成のため，1880(明治13)年，**工場払い下げ概則**を制定し，軍事産業を除いた各種産業部門における官営事業の多くを民間に払い下げることにした。これは，1880年代後半から本格的に進められ，民間における近代産業の発展に大きな役割を果たした。

1870年代終りから80年代初めには，インフレーションのなかで米価をはじめ農産物の価格がかなり上昇したのに，地価と地租率(2.5%)は固定されていたので，地租の負担は相対的に軽くなり，農民の生活は楽になったが，下級士族の困窮はいちだんと激しくなった。しかし，1882(明治15)年から本格的に進められた以上のような政府の緊縮財政は，農村に深刻な不況をもたらした。米をはじめ農産物価格の下落は著しく，地租は相対的に重くなった。そのため一般の農民の間には，生活が苦しくなって土地を手放して没落し，貧農・小作人になったり，貧民として都会に流れ込む者も現われ，農民層の分解が進んだ。

【農民層の分解】　1883(明治16)年には全国の農地のうち小作地が35.5%だったのに，1892(明治25)年には40.1%に増えたという。また，地租5～10円を納める人の数を調べてみると，1881(明治14)年には93万人だったのが，1887(明治20)年には68万5000人と大きく減っている。地租10円以上を納める人の数も減っているから，とくに中農層が没落したことがわかる。

❶　兌換券とは正貨(この当時は銀)と引き換えることを義務づけられている紙幣をいう。

このようにして，1880年代の深刻な不況を通じて資本の**原始的蓄積**(原蓄)が強力に進行し，少数の地主・富農・富商などの手に資金が集中するとともに，資本主義の発達のために不可欠な労働力が農村のなかに生み出される条件ができつつあったのである。

民権運動の激化と分裂

自由民権運動の展開に対して，政府は新聞紙条例・集会条例を改正するなど，さまざまな手段によってこれを厳しく取り締まるとともに，一方では，民権派のなかから，有能な人材を官吏に登用するなどの懐柔をはかったので，民権運動はしだいに分裂する方向に向かっていった。1882(明治15)年ころから政府の緊縮財政によって農村に深刻な不況が訪れ，運動資金源が枯渇したり農民層の分解が進んで，民権運動の支持階層の分裂を招いたことも運動退潮の一因と考えられる。

とくに自由党では1882(明治15)年4月，板垣退助が遊説中の岐阜で暴漢に傷つけられる事件がおこった。その後，政府の働きかけで，同年末から翌年にかけて，党の最高指導者である板垣退助と後藤象二郎がヨーロッパへ外遊の途に着くと，自由党は内紛を生じ，また自由党と立憲改進党との対立も激しくなった。指導者を失った自由党員のなかには，政府の弾圧に対抗して，政府転覆や政府高官暗殺計画などの直接行動に走る急進分子も現われてきた。

【板垣外遊問題】　板垣と後藤の外遊資金は，政府の井上馨らの斡旋により三井が提供した。政府は自由党の最高指導者を外遊させることによって党の弱体化をねらうとともに，彼らに実地にヨーロッパ諸国を見学させることによって，その政策が現実的になることを期待したらしい。事実，板垣は自由民権の母国と考えられていたフランスの政治社会の「遅れ」と不自由・不安定さに幻滅を感じたらしく，のちには，フランスよりイギリスを学ぶべきだとしきりに説くようになった。なお，板垣外遊に際して，資金の出所に疑念を抱いた自由党員の一部がこれに強く反対して脱党した。また，立憲改進党は自由党が政府に買収されたとして非難し，一方，自由党は大隈重信と三菱の関係をとらえてこれを激しく攻撃した。こうして，両党の対立は一種の泥試合的様相を呈するようになった。

福島事件(1882.11～12)　県令三島通庸の労役による道路開発に反対する数千人の農民の抵抗。県会議長河野広中ら自由党員も支援し検挙。
高田事件(1883.3)　高官暗殺計画。
群馬事件(1884.5)　政府転覆を叫んで妙義山麓で蜂起。
加波山事件(同9)　三島通庸など高官暗殺を計画，発覚して加波山にこもり暴動。
秩父事件(同10～11)　数千人の貧農が自由党急進分子の影響下に困民党・借金党を組織，借金の年賦返済，村費減免，学校の一時停止など要求。高利貸・地主を襲撃し郡役所などを占拠，軍隊出動によって鎮圧。
名古屋事件(同10)　政府転覆計画。
飯田事件(同12)　政府転覆挙兵計画発覚。
大阪事件(1885.11)　大井憲太郎らの朝鮮内政改革企図，未然発覚。
静岡事件(1886.6)　政府高官暗殺と徳川慶喜擁立の計画。

自由党の暴発事件

こうしたなかで1882(明治15)年の**福島事件**をはじめ，1883(明治16)年には高田事件，ついで1884(明治17)年には，群馬事件・加波山事件など東日本各地で騒擾事件がつぎつぎにおこった。そして同年10～11月には埼玉県秩父地方で自由党急進派の影響のもとに，生活に困窮した農民たち(困民党・借金党)がいっせいに蜂起するという大規模な暴動事件がおこり，政府は軍隊を出動させて鎮圧にあたったほどであった(**秩父事件**)。このような混乱のなかで自由党は統制力を失い，正常な政治活動が困難になったため，1884(明治17)年10月，**自由党は解党**し，同年12月には，立憲改進党も大隈重信・河野敏鎌ら幹部が脱党して活動を停止し，ここに自由民権運動はいったん挫折したのである。

自由民権運動はもともと，国家の独立と対外的な勢力拡張をめざす国権論の主張と深く結びついていたので，1884(明治17)年ころから日本と朝鮮や清国との関係が緊迫するにつれて，その傾向はより深まった。同年12月朝鮮で**甲申事変**がおこると，民権派はいっせいに朝鮮・清国に対する強硬な武力行使を主張した。しかし，政府が翌年清国との武力対決を避けるため，天津条約を結んで解決をはかったことから，**大井憲太郎**(1843～1922)ら自由党系の急進的な民権活動家のなかには，政府の「弱腰」を激しく非難し，自ら武器をたずさえ朝鮮に渡って朝鮮の内政改革に当ろうとする者も現われた。そして彼ら一派が渡航の直前に大阪で検挙される事件がおこった(**大阪事件**)❶。

参考　**「板垣死すとも自由は死せず」**　1882(明治15)年4月6日，岐阜で遊説中の板垣は白刃をきらめかした一人の男に襲われた。このとき，板垣が負傷にめげず刺客をにらみすえ，「板垣死すとも自由は死せず」と叫んだという話が全国に伝えられ，自由の神様とたたえられた。しかし，彼の回顧談によると「アッと思うばかりで声が出なかった」ということで，どうやらこの言葉は病床の板垣が「自分は死んでも自由の精神は滅びないだろう」と語ったのを側近の者が名文句にこしらえあげたものらしい。

ついで1886(明治19)年末ころから，民権派は**後藤象二郎・星亨**(1850～1901)らが中心となり，国会開設に備えて藩閥政府と対抗するため，在野の反政府勢力を結集して衆議院の過半数を制する政党(のちのいわゆる民党)を結成しようと**大同団結運動**を進めた。翌1887(明治20)年，井上外相の条約改正案が屈辱的内容を含むものであるとして，民権派の政府攻撃が盛んとなり，外交失策の挽回・地租軽減・言論集会の自由をスローガンにかかげた**三大事件建白運動**がおこり，大同団結運動と結びついて反政府的気運が高まった。

これに驚いた政府(第1次伊藤内閣)は，同年12月25日，突如として**保安条例**を発し，570余名にのぼる反政府派の人々を帝都外に追放して運動をおさえようとした。

【保安条例】　保安条例は全7条からなり，(1)いっさいの秘密結社および集会の禁止，(2)許可された屋外集会でも必要に応じて警察官による禁止，(3)「内乱ヲ陰謀シ，又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スル」恐れがあると認められた人物の皇居から3里以遠への追放と3年間以内の立入禁止，などを定めた。これによって，中江兆民・尾崎行雄・星亨・片岡健吉らが追放された。しかし，悪法であるとして世の強い非難をあび，1898(明治31)年，第3次伊藤内閣のときに廃止された。

❶　この事件に連座した景山(福田)英子は，岸田(中島)俊子とともに数少ない女性民権家で，のち『世界婦人』を発刊して女性の啓蒙につとめた。

参考　**自由民権運動の性格**　自由民権運動は立憲政治の実現を求めた全国的な政治運動であったが，その性格については，これを絶対主義専制政府打倒をめざすブルジョア民主主義革命の運動であるとする考え方が，第二次世界大戦前から戦後にかけて，研究者の間に一時かなり有力であった。それによれば，当初の士族民権から国会開設運動の高まった段階の豪農民権を経て，1884(明治17)年の諸暴動事件(激化事件)をピークとする農民民権へ発展したものとする。一方，運動内部にみられるさまざまな封建的要素を強調し，これを急速な近代化政策が村落共同体を破壊するのに抵抗した農本主義的運動とする説や，民権論と国権論が不可分に結びついているところから，これを国家の強大化と民族の独立をめざす運動とみなす考えもある。しかし最近では，ブルジョア民主主義革命運動説はあまり唱えられなくなった。そして，立憲政治の実現・議会制度の設立が，民権派よりもむしろ政府側によって早く意図されていたという歴史的事実を重視し，政府と民権派の抗争が立憲政治・議会制度の樹立という共通の目的をめざしたもので，いわば近代国民国家の形成の過程におこった対立・競合であったとする見解が有力である。そこでは，自由民権運動を議会における政党活動の前史として再検討しようとする見方が強くなってきている。また，諸暴動事件，とりわけ秩父事件については，政治的要求をかかげた自由民権運動との結びつきは弱く，農民の負債の返済をめぐる騒動として，むしろ生活に根ざした伝統的な農民一揆につながる事件であるという見方も広まっている。

国家体制の整備

政府は一方で自由民権運動を厳しく取り締まるとともに，他方，みずからの主導権において立憲政治の実現をはかった。1882～83(明治15～16)年，ヨーロッパに渡った**伊藤博文**らは，ドイツのグナイスト(Gneist，1816～95)やオーストリアのシュタイン(Stein，1815～90)ら一流の公法学者・政治学者たちから，君権主義の原則に立つ**プロイセン**(プロシア)**憲法**や，ドイツ諸邦の憲法をはじめヨーロッパの立憲国家における政治・法律諸制度を学んだ。そして帰国するや，宮中に制度取調局(のち内閣法制局)をおき，伊藤自身参議のまま局長となり，宮内卿(のち宮内大臣)を兼任して立憲政治の前提となる政治機構の改革にとりかかった。

［華族制度の整備］　1884(明治17)年**華族令**が公布され，華族は公・侯・伯・子・男の5爵にわけられ，これまでの旧大名・公家らに加えて，明治維新以後，国家に功労のあった人々を新しく華族に列した。これにより，政府の首脳はほとんど爵位を授けられた。さらに1887(明治20)年には，民権派の指導者や旧幕臣の有力者にも爵位が授与された。これは，国会が開かれた場合の上院(貴族院)の選出母体とするためのものであり，そこには立憲政治の実現に向けての国内の対立をやわらげようとする政府の意図がうかがえる。また，伊藤はこれと並行して宮中改革を進め，日本の伝統的な宮廷の制度や慣行を西洋式に改め，ヨーロッパ風の立憲君主制の導入に備えた。

［内閣制度の確立］　1885(明治18)年12月，政府機構の改革が行われ，太政官制が廃止となり，それにかわって近代的な**内閣制度**が創設された。すなわち，これまで皇族および公家・大名出身者をもってあてていた太政大臣・左大臣・右大臣や，「藩閥」政治家の有力者が就任していた参議の職を廃し，各省の行政長官を**国務大臣**として，新しく**内閣総理大臣**をおき，その統轄のもとに各国務大臣をもって内閣を構成し，政治運営の中心とした。これは国会開設に備えて行政府の強化・能率化・簡素化をはかるとともに，責任体制を確立するのが目的で，これによって，主に薩長出身の藩閥政治家たちが名実ともに実力者とし

官職	氏名	出身	年齢	爵位
総理	伊藤博文	長州	45	伯
外務	井上馨	〃	51	伯
内務	山県有朋	〃	48	伯
大蔵	松方正義	薩摩	51	伯
陸軍	大山巌	〃	44	伯
海軍	西郷従道	〃	43	伯
司法	山田顕義	長州	42	伯
文部	森有礼	薩摩	39	
農商務	谷干城	土佐	49	子
逓信	榎本武揚	幕臣	50	

第1次伊藤内閣の閣僚(1885年12月22日成立)

て，政治の中枢部を占めることになった。また内閣制度の制定に伴い，天皇の側近にあって相談相手(常侍輔弼)の任にあたる**内大臣**(初代三条実美)をおいて，御璽・国璽の保管など宮中の所務を管轄させ，また**宮内省**を内閣の外においた。こうして，府中と宮中の別を明らかにし，宮中を政治から切り離すようにした。なお，内閣制度の制定とともに，伊藤博文が初代の内閣総理大臣に就任して内閣を組織した。左の表のごとく，その10名の閣僚中4名が旧薩摩藩，4名が旧長州藩出身者で，閣僚の平均年齢は46歳余り(数え年)と壮年の実力派内閣であったが，反対派からは旧薩長出身者中心の**藩閥内閣**であるとして攻撃された。閣僚に占める旧薩長出身者の比率は，その後しだいに減少したが，大正の初めまで，公家出身の西園寺公望，肥前出身の大隈重信を除けば，総理大臣はいずれも旧薩長出身者で占められた。

[皇室財産の設定]　政府は皇室が議会の制約を受けないようにするため，1885(明治18)年から1890(明治23)年までに，約365万haにおよぶ山林・原野やばく大な有価証券を皇室財産とした。

[地方自治制度]　地方制度の面においても大きな改正が加えられた。政府は議会開設に先立ち，内務大臣山県有朋を中心に，ドイツ人顧問モッセの助言を受けてドイツに範をとる地方自治制を取り入れ，地方自治の確立につとめ，1888(明治21)年**市制・町村制**を公布し，翌年施行した。ついで1890(明治23)年**府県制・郡制**を公布した。三新法にかわるこれらの一連の新法令の公布によって，強い官僚統制のもとに地方有力者を組み込む形をとって，官治主義的な地方自治制度が確立された❶。地方自治制を帝国議会開設に先立って定めたねらいの一つは，議会開設後，当然予想される政府と政党との衝突や政争の激化を地方政局へおよぼさないためのものであった。そのため，県会議員の選挙ではこれまでの住民による直接選挙の方式を改めて，郡会・市会などからの間接選挙によることとし，郡会議員の選挙では一部に大地主の互選の制度を定め，また市会議員・町村会議員の選挙は，直接国税2円以上を納める有権者の直接選挙で選ばれた。その選挙では，有産者に有利な等級選挙法を採用するなどの配慮をし，"財産と教育ある名望家"が議員に選ばれるような制度をつくって，地方自治の基礎としたのである。なお，郡制・郡会や市町村会議員の等級選挙制度は，その後批判が高まり，1920年代に廃止された。

明治の地方制度

❶　府県知事や郡長はこれまで通り政府によって任命された。

[諸法典の編纂]　近代的諸法典の編纂は条約改正のための必要もあって，明治初期から着手された。フランスから招いた法学者**ボアソナード**(Boissonade，1825～1910)らの助言のもとに，ヨーロッパ流の法体系を取り入れ，まず1880(明治13)年，これまでの新律綱領・改定律例にかわって，**刑法・治罪法**を制定公布した(1882年より施行)❶。ついで，1890(明治23)年には**民法**の一部が公布され，1893(明治26)年から実施することになった。しかし，その内容がフランス風の自由主義的であったため，日本古来の伝統たる家族制度を破壊するものとして保守的な法曹界・政界の人々の間から強い反対がおこり，「民法出デヽ，忠孝亡ブ」と極言する者まで現われ，いわゆる**民法典論争**が白熱化した。このために民法実施は延期され，改めて断行派の梅謙次郎(1860～1910)や反対派の穂積陳重(1856～1926)らが新たに民法起草にかかり，1896～98(明治29～31)年に修正民法(**明治民法**)が公布された❷。これにより西洋流の一夫一婦制度が確立されたが，一方では伝統的な家の制度を存続させ，戸主と長男の権限が大きく，夫権・親権の強い儒教的道徳観を反映した内容が盛り込まれていた。商法も1890(明治23)年に公布されたが，民法典論争の余波を受けて実施延期となり，1899(明治32)年になって修正のうえ公布された。そのほか，民事訴訟法・刑事訴訟法もつくられ，憲法と合わせて**六法**が整備されることになったのである。

法典名	公布	施行
刑法・治罪法	1880	1882
(新)刑法	1907	1908
大日本帝国憲法	1889	1889
皇室典範	1889	1889
民法	1890	延期
(修正)民法	1896～98	1898
商法	1890	延期
(修正)商法	1899	1899
民事訴訟法	1890	1891
刑事訴訟法	1890	1891

重要法典の制定

民法

第七百四十九条　家族ハ戸主ノ意ニ反シテ其居所ヲ定ムルコトヲ得ス(第二項・第三項略)

第七百五十条　家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ為スニハ戸主ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス(第二項・第三項略)

第九百七十条　被相続人ノ家族タル直系卑属ハ左ノ規定ニ従ヒ家督相続人ト為ル

一　親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス

二　親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス(第一項三・四・五、第二項略)

❶　新律綱領は1870(明治3)年，明・清律を参考にして暴力刑を廃した刑法で，改定律例は1873(明治6)年にナポレオン法典を参考にし残虐刑をゆるめたものであるが，江戸時代以来の法体系の性格を強く残していた。治罪法は刑事訴訟法にあたるものである。また刑法はのちにドイツ流の新刑法に改正された。

❷　修正民法をふつう明治民法というが，満30歳以下の男，満25歳以下の女は父母の同意なくしては結婚できないとか，妻の法的無能力規定などの条項があった。

大日本帝国憲法(抄)

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス
第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ
第五条 天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ
第六条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
第十条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ文武官ヲ任免ス(以下略)
第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
第十二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
第十三条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス
第二十七条 日本臣民ハ其ノ所有権ヲ侵サルルコトナシ(以下略)
第二十九条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス
第三十三条 帝国議会ハ貴族院衆議院ノ両院ヲ以テ成立ス
第三十七条 凡テ法律ハ帝国議会ノ協賛ヲ経ルヲ要ス
第四十一条 帝国議会ハ毎年之ヲ召集ス
第五十五条 国務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス(以下略)
第六十四条 国家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝国議会ノ協賛ヲ経ヘシ(以下略)
第七十一条 帝国議会ニ於テ予算ヲ議定セス又ハ予算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ予算ヲ施行スヘシ

憲法の制定

近代的国家体制確立の根幹をなすものは，いうまでもなく憲法の制定であった。ヨーロッパでの立憲的諸制度の調査を終わって1883(明治16)年に帰国した**伊藤博文**は，1886(明治19)年から井上毅(1843〜95)・伊東巳代治(1857〜1934)・金子堅太郎(1853〜1942)らとともに，ドイツ人の法律顧問**ロエスレル**(Roesler，1834〜94)・**モッセ**(Mosse，1846〜1925)らの助言を得て，憲法および付属諸法令の起草にとりかかった。完成した憲法草案は，1888(明治21)年4月に新設された**枢密院**❶において，明治天皇の親臨のもとに非公開で審議された。伊藤は首相を辞して枢密院議長となり，憲法草案の審議を主宰した。ここで多少の修正を経たのち，1889(明治22)年2月11日，**大日本帝国憲法**(いわゆる**明治憲法**)が発布された。

この憲法は制定・発布の形式において，主権者たる天皇が定めて，これを国民に下し与えるといういわゆる**欽定憲法**であり，7章76条からなる。その内容もまた，1850年のプロイセン憲法に多くを学び，君主大権主義(君権主義)の理念を基本とするものであった。

天皇は神聖不可侵とされ，国の元首として統治権を総攬するものと定められ，陸海軍の統帥❷・編制・常備兵額の決定，行政各部の官制の制定・官吏の任免，法律の裁可・公布・施行，帝国議会の召集・衆議院の解散，宣戦布告・講和・条約締結などの権限を有し，

❶ 天皇の諮問機関で，国家に功労のあった長老級の政治家を集めて枢密顧問官とした。憲法上の疑義，憲法付属法令，条約の締結，緊急勅令などについて審議する広範な権限をもっていたが，のちには，政府と衝突して内閣を総辞職させたこともあった。

❷ 統帥権とは軍隊の作戦用兵の権限を指し，これは天皇に直属し，陸海軍の統帥部(陸軍は参謀本部，海軍は軍令部)の補佐によって発動され，政府や議会が統帥権に介入することは認められなかった。これがいわゆる統帥権の独立で，すでに1878(明治11)年の参謀本部の設立や，1882(明治15)年の**軍人勅諭**で天皇の軍隊という性格を強調したことにその考え方は表われていた。

また緊急の必要により議会の閉会の場合は法律にかわる勅令を発することができる(緊急勅令発布権，ただし次期の議会で同意が得られなければその時点以後勅令は失効となる)など，広範な大権を保持していた。しかし，同時にこれら天皇の統治権は無制限ではなく憲法の条文にしたがって行使されなければならないことも明記された(第4条)。

皇位の継承については憲法と同時に公布された**皇室典範**により皇統の男子(長子)がこれを継ぐことが定められた。

議院内閣制は採用されず，天皇を補佐する国務大臣の天皇に対する責任は明文化されていたが，議会に対する責任は明らかにされていない。

帝国議会は**貴族院・衆議院**の両院からなり，天皇に協賛して立法権を行使し，また政府提出の予算案の審議・議決にあたることとされたが，現在の日本国憲法のもとでの国会に比較すれば，その権限はいろいろと制約されていた。例えば宣戦・講和・条約締結・軍隊の統帥・首相の任命などについては議会の権限外であった。また，その予算審議権についても，「憲法上ノ大権ニ基ツケル既定ノ歳出」などは政府の同意なしには削減できないという制限があり(第67条)，予算不成立の場合は，政府は前年度の予算を施行することができた(71条)。皇族・華族・勅任議員(国家功労者・学士院会員・多額納税者)からなる貴族院が，国民の代表機関たる衆議院とほぼ同等の権限をもっていた。憲法と同時に公布された衆議院議員選挙法では，衆議院議員の選挙権者は直接国税(地租・所得税)15円以上を納める満25歳以上の男子(被選挙権者は30歳)に限るという，かなり高度な納税額による制限選挙が採用され，1890(明治23)年の第1回の総選挙の時の有権者はわずか45万人余りで，全人口4000万人の1.1%強にすぎなかった。その当時の有権者はおおむね2〜3ha以上の田畑を所有する中程度以上の地主・豪農であった。

国民は**臣民**と呼ばれ，兵役・納税の義務を負うとともに，言論・集会・結社・信教・居住・移転などの自由，公務についたり，請願をしたりする権利，所有権や信書の秘密の不可侵，法律によらない逮捕・監禁の禁止などが認められた。ただし，これらの自由・権利には，いずれも「法律ノ範囲内ニ於テ」とか「臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」とかいうような条件がつけられており，今日からみれば国民の基本的人権の尊重という観念は十分なものとはいえなかった。

とはいえ，この憲法の発布と帝国議会開設(1890〈明治23〉年11月)によって，国民の国政への参加の道が開かれるなど，日本は他のアジア諸国に先駆けて，近代的な立憲国家としての第一歩を踏み出したのである❶。

参考 伊藤博文の憲法調査と議会の予算審議権 伊藤博文らは1882〜83(明治15〜16)年，ヨーロッパで憲法調査にあたったが，大半をドイツ(プロイセン)のベルリンとオーストリアのウィーンで過ごし，ベルリンではグナイスト・モッセ，ウィーンではシュタインらの講義を聞いた。また，のちにイギリスに渡り，ロンドンでスペンサー(Spencer，1820〜1903)らから助言を受けた。立憲政治の実現に意気込んでいた伊藤らを困惑させたのは，ヨーロッパ諸国，とりわけドイツの政治家や学者たちが，明治維新以来の日本政府の改革が急進的すぎることを懸念して立憲制採用に否定的見解を示し，たとえやむなく議会を開

❶ アジアの国としては，1876年にトルコが初めて立憲政治を実現したが，1年足らずで憲法は停止され，議会は解散されてしまった。明治憲法発布当時は，アジアに立憲国家はほかになかった。

いても，軍事権や財政権に議会の介入を認めてはならないとする予想以上に保守的・専制的な考えを説いたことである。伊藤らはそこに，有色人種には真の立憲政治を行えないとする蔑視を感じたが，このことは立憲政治の運営が必ずしも簡単ではないことを理解するうえでは役立った。

しかし日本側が，ドイツ側の助言・忠告を鵜呑みにしたわけではない。例えば，憲法起草に際してドイツ人顧問ロエスレルは，政府提出の予算案が議会で否決された場合でも，天皇の裁断で政府がその予算を施行できるように憲法で定めておくことを主張した。もしこの意見が取り入れられていたならば，議会の予算審議の権限は有名無実になり，議会や政党の力もずっと弱くなっていたであろう。しかし，起草者の一人井上毅は，そのような立憲主義に反する条項を取り入れるわけにはいかないと強く反対し，結局，日本側はロエスレルの意見を受け入れず，予算案不成立の場合は前年度の予算を施行することと定めた。その結果，政府は議会に反対されれば，軍事費の増額や新しい事業の実施，増税などができないことになったのである。

明治憲法体制の特色

大日本帝国憲法を中心とする国家体制は，**明治憲法体制**，あるいは**明治立憲制**と呼ばれている。それは上述のように天皇の大権を機軸として成立した。しかし，制度上，天皇が統治権の総攬者としてもろもろの大権を握っていたからといって，明治憲法体制を「絶対主義的本質をもつ外見的立憲制」にすぎない，とみなすのは適切ではない。

確かに現代の民主主義諸国に比べれば，国民の基本的人権の尊重は十分とはいえず，議会の権限も小さかった。とはいえ，国民のなかから公選をもって選ばれた議員からなる一院を含む帝国議会が少なくとも毎年1回は開かれ，その議決なしには政府は新しい予算案を確定したり，法律を制定・改廃したり，増税を実施したりすることはできなくなったのである。その点で公選の議会が存在しないか，存在しても実際にはほとんど開かれなかったヨーロッパ流の絶対主義国家とは明らかに異なっていた。伊藤博文ら政府の指導者たちが制度のうえで天皇の強大な大権の確立に腐心したと同時に，その実際の運用においては君主権の制限と民権の保護という立憲主義の精神を重視し，統治権の乱用を戒めた点は注目に値しよう。

明治憲法体制のもとでは，諸国家機関は相互の横のつながりを余りもたないままに独立して存在し，統治権の総攬者たる天皇のもとでのみ統合される仕組みになっていた。しかし現実には，天皇が国家統治の大権をみずからの積極的意志によって発動し，統合機能を発揮することはほとんどなく，もっぱら国務大臣や帝国議会の輔弼や協賛(助言と同意)によって，それを行使する慣行であった。そして明治時代には，天皇の最高の相談相手として，有力な長老政治家たち＝**元老**が実質的に集団で天皇の代行的役割を果たしていたといえよう。それゆえ，大正期以後，元老の勢力が後退するようになると，実際の政治運営においては内閣・議会・軍部などの諸勢力による権力の割拠性の弊害が進み，やがて1930年代には，天皇の名のもとに軍部などの支配力が増大し，いわゆる「天皇制の無責任の体系」が現われることになるのである。

大日本帝国憲法下の国家機構

参考　**憲法発布と国民の態度**　憲法発布を前にして，国民はその内容も知らないままに沸き返っていた。かねてから，日本国民はまだ立憲政治を運営できる水準に達しておらず，日本政府による憲法制定と国会開設はまだ早過ぎると批判していたドイツ人の医学者ベルツ(Bälz，1849〜1913)は皮肉を込めて日記のなかにこう書いている。「二月九日(東京)，東京全市は十一日の憲法発布をひかえてその準備のため，言語に絶した騒ぎを演じている。到るところ奉祝門，照明，行列の計画。だが滑稽なことには，誰も憲法の内容をご存じないのだ」。ベルツは日本政府が改革を急ぎすぎると考えたが，憲法発布とともに日本国民は歓呼してこれを迎えた。民権派もおおむねこの憲法に満足の意を示し，予想以上に良い憲法だと歓迎する声が高かった。ともかくも日本が立憲国家となり欧米諸国に仲間入りできる条件を整えたこと，憲法が明文をもって政党内閣制を否認しておらず，憲法の運用しだいでその実現が可能であること，などを積極的に評価したのであろう。むろん，なかには中江兆民のように憲法に批判的で，これを議会で「點閲」することを主張した者もあった。しかし，彼の考え方はほとんど受け入れられず，兆民は孤立してしまった。彼の弟子幸徳秋水はこう記している。「皆曰く，何ぞ兆民の矯激俗を驚かすの甚しきや。甚しきは不忠不臣を以て先生を排する者あり」(『兆民先生』)。

初期の議会

帝国議会の開設は，「藩閥」政府と政党にとって新しい共通の政治的舞台の幕あけであった。議会の力は十分なものとはいえなかったが，政党勢力はともかくも新しい政治的活動の場をもつことになったのである。

政府は憲法発布に際していわゆる**超然主義❶**を標榜して，政党の意向に左右されるこ

黒田清隆の超然主義①演説②

今般憲法発布式ヲ挙行セラレ，大日本帝国憲法及之ニ付随スル諸法令ハ昨日ヲ以テ公布セラレタリ。……欽定ノ憲法ハ，臣民ノ敢テ一辞ヲ容ルコトヲ得サルハ勿論，各般ノ行政ハ之ニ準拠シテ針路ヲ定メ，天皇陛下統治ノ大権ニ従属スヘキハ更に贅言ヲ要セサルナリ。然ルニ政治上ノ意見ハ人々其所説ヲ異ニシ，其説ノ合同スル者相投シテ一ノ団結ヲナシ，政党ナル者ノ社会ニ在立スルハ情勢ノ免レサル所ナリト雖，政府ハ常ニ一定ノ政策ヲ取リ，超然政党ノ外ニ立チ，至正至中ノ道ニ居ラサル可ラス。各員宜ク意ヲ此ニ留メ，常ニ不偏不党ノ心ヲ以テ人民ニ臨ミ，其間ニ固執スル所ナク，以テ広ク衆思ヲ集メテ国家郅隆ノ治ヲ助ケンコトヲ勉ムヘキナリ。
(牧野伸顕文書)

①超然主義とは，政府は不偏不党の立場で政党の意向に左右されず政策をすすめるというものであった。しかし憲法の規定では議会の同意なしに軍事費を増額したり増税したりできなかったから，実際には政府が議会の多数党を無視した政策を実行することはむずかしかった。②一八八九(明治二十二)年二月十二日の地方官に対する訓示原稿。

❶　帝国憲法発布の翌日，黒田清隆首相が「政府は……超然政党の外に立ち」と演説したことからこの名称が出た。

総理大臣	成立年月	年齢	出身・政党
伊藤博文(第1次)	1885. 12	45	長州
黒田清隆	1888. 4	49	薩摩
山県有朋(第1次)	1889. 12	52	長州
松方正義(第1次)	1891. 5	57	薩摩
伊藤博文(第2次)	1892. 8	52	長州
松方正義(第2次)	1896. 9	62	薩摩
伊藤博文(第3次)	1898. 1	58	長州
大隈重信(第1次)	1898. 6	61	肥前・憲政党
山県有朋(第2次)	1898. 11	61	長州
伊藤博文(第4次)	1900. 10	60	長州・政友会
桂　太郎(第1次)	1901. 6	55	長州
西園寺公望(第1次)	1906. 1	58	公家・政友会
桂　太郎(第2次)	1908. 7	62	長州
西園寺公望(第2次)	1911. 8	63	公家・政友会

明治時代の内閣総理大臣

となく，不偏不党の立場から国家本位の政策を遂行することを宣言した。

しかし，1888～89(明治21～22)年には，後藤象二郎を中心として民権派の流れをくむ諸勢力を結集した大同団結運動が全国的に広まり，地方には議会開設に備えて**政社**が続々と結成された。その後，運動は，後藤が1889(明治22)年政府に懐柔されて入閣したことなどから一時混乱したが，1890(明治23)年7月の**第一回衆議院議員総選挙**では，**民党**(民権派の流れをくむ野党勢力)各派は**吏党**(政府系の党派)をしのいで過半数の議席を占めた。そのうちの主だった党派は，同年9月**立憲自由党**(1891年3月自由党と改称)を結成し，**立憲改進党**とともに民党の中心となった❶。

第一議会(1890～91年)から第六議会(1894年)までのいわゆる**初期議会**においては，民党は衆議院の予算審議権などを武器として，しばしば政府と激しく対立した。**第一議会**では民党は「民力休養・政費節減」をスローガンに行政整理を主張し，政府提出の予算案を大幅に削減しようとし，政府(第1次山県内閣)と対立した。政府は民党の要求を一部認めることにより妥協をはかり，立憲自由党の土佐派(竹内綱〈1839～1922〉・林有造・植木枝盛ら)の協力を得て予算案を成立させ，かろうじてこの難局を切り抜けることができた。第一議会で政府側と民党側が，相互に妥協的態度をとったのは，最初の議会から双方が正面衝突して衆議院が解散され，予算案が不成立に終わるようでは，欧米の先進国から日本人の立憲政治運営能力に疑問をもたれることになるので，双方ともにそうした事態を避けようという自制心をいだいていたことも大きな理由であろう。

第二議会(1891年)では，海軍拡張をはじめ政府(第1次松方内閣)の新規事業計画の多くが否決され，予算案を大削減されたことから，最初の衆議院解散が行われた❷。

内相品川弥二郎(1843～1900)は第2回総選挙のときに激しい**選挙干渉**を行って民党候補者の選挙活動を妨害したが，結果は依然として，吏党が過半数の議席を占めることはできなかった。それにより政府が民党勢力を無視して超然主義に基づく強引な政治運営を進めることは，しだいに困難となった❸。

第三議会(1892年)では松方内閣は選挙干渉の責任を追及され，閉会後は閣内の対立から

❶ 第一議会では議員総数300名中，民党は立憲自由党130名，立憲改進党41名の計171名，吏党は大成会79名，国民自由党5名のほか，無所属45名の大部分は吏党系で計129名であった。

❷ 海軍拡張予算案審議に際して，海相樺山資紀が，「日本の今日あるは薩長政府のおかげではないか」という趣旨のいわゆる**蛮勇演説**を行って民党の非難をあびたのも第二議会のときである。

❸ この選挙干渉で全国各地において吏党候補と民党候補が衝突し，死者は25名，負傷者は388名にのぼり，民党の名士もかなり落選した。なお，伊藤はこの選挙干渉に反対し，みずから政党をつくろうとしたが，政府首脳・元老たちの反対で実現しなかった。

総辞職し，第2次伊藤内閣が成立した。続く**第四議会**(1892～93年)でも第2次伊藤内閣は軍艦の建造などの軍事予算削減を迫られたが，天皇の詔勅(和衷協同の詔)によって自由党と妥協してこれを乗り切った。**第五議会**(1893年)・**第六議会**(1894年)は改進党などの対外硬派が条約改正問題で伊藤内閣を弾劾し，ついに2度とも衆議院解散が行われた。

この間に，政府部内でも伊藤博文や陸奥宗光(1844～97)らは民党と妥協し，積極的にこれと手を握って政治を運営してゆくことを主張するようになった。一方，政府に反対するだけでは「民力休養」の実があがらないことを悟った民党側のなかにも，政党を政策能力を身につけた現実主義的なものに改革し，政府と協力して政治の責任を分担して行こうとする空気が生まれてきた。こうして1892(明治25)年の第2次伊藤内閣成立のころから，衆議院の第一党である自由党はしだいに伊藤内閣に接近するようになり，これに反対する立憲改進党は自由党と対立して，政党相互の対立が目立つようになってきた。

条約改正

幕末に幕府が欧米諸国と結んだ不平等条約を平等な条約に改めようとする**条約改正問題**は，明治維新以来，常に欧米列強と国際社会で肩をならべることを目標に近代化につとめてきた日本にとって，非常に重要な課題であった。その中心問題は**関税自主権の獲得**(税権回復)と**領事裁判制度の撤廃**(法権回復)にあった。これは政府ばかりか，政府反対派によっても取りあげられ，しばしば政争の焦点にさえなった。

政府としては，明治初年に岩倉具視特命全権大使がアメリカとの条約改正交渉に失敗したのち，外務卿寺島宗則に交渉させ，1878(明治11)年税権回復につきアメリカの同意を得て，新しい条約に調印(翌年批准)したが，イギリスなどの反対にあって新条約は実施されなかった。そのころの日本は，まだ国会や憲法をもたず，国内の諸制度・諸法律などもととのっていなかったうえ，国際的地位も低かったので，欧米諸国はなかなか条約改正を認めようとはしなかったのである。

井上馨外務卿(のち外務大臣)は1879(明治12)年から1887(明治20)年までその職にあり，条約改正の任にあたった。彼は法・税権の一部回復をめざして，まず，1882(明治15)年に東京で列国共同の条約改正予備会議を開き，その結果に基づいて1886(明治19)年から翌年にかけて正式交渉を開始した。その案の要点は，2年以内に外国人に内地を開放し，営業活動や旅行・居住の自由を認めること(いわゆる**内地雑居**)，外国人判事を任用すること，西洋風の近代的諸法律を2年以内に制定することなどを条件に，領事裁判制度を廃止し，輸入税率を引き上げるというものであった。井上はこの交渉を成功させるためもあって，いわゆる**欧化政策**をとり，盛んに欧米の制度や風俗・習慣・生活様式などを取り入れ，その模倣につとめて，欧米諸国の関心をひこうとした。**鹿鳴館**では連日のように政府の高官が内外の紳士・淑女を招待して西洋式の大舞踏会を開いたり，バザーを行ったりした。

【鹿鳴館】 イギリス人コンドル(Conder，1852～1920)の設計によるもので，1883(明治16)年，東京日比谷内幸町に落成した。総工費は当時の金で18万円，建坪約1350m²，煉瓦造2階建で政府高官・内外貴顕の社交場として，また，政治的な会合の会場として用いられた。しかし，民間からは「鹿鳴館夜会の燭光は天に冲するも重税の為めに餓鬼道に陥りたる蒼生(庶民のこと)を照す能はず」と厳しい非難の声が向けられた。

しかし，このような改正案に対して，政府部内から激しい反対の声がおこった。国権論

担当者	改正案の要点	経過	外交
沢 宣嘉	改正希望の表明	1871. 5 改正希望を各国に通告	1871. 7 日清修好条規
岩倉 具視	主に法権回復	1872. 6 岩倉使節団，対米交渉不調・中止	74. 5 台湾出兵 75. 9 江華島事件 76. 2 日朝修好条規
寺島 宗則	税権回復	1878. 7 日米条約調印 79. 9 英などの反対で寺島辞任	
井上 馨	法税両権一部回復 外国人判事任用 外国人内地雑居 欧化政策推進	1880. 7 改正草案を各国に通告（外国紙にもれて失敗） 82. 1 東京で条約改正予備会議 83. 7 鹿鳴館落成 86. 5 条約改正会議開く 86.10 ノルマントン号事件 87. 7 条約改正会議無期延期	82. 7 壬午軍乱 84.12 甲申事変 85. 4 天津条約
大隈 重信	外国人判事任用を大審院に限る 国別秘密交渉	1888.11 改正交渉を再開，メキシコと通商条約 89. 2 日米新条約調印（発効せず） 89. 4 ロンドンタイムズ，草案掲載 89.10 大隈遭難	
青木 周蔵	法権回復 関税一部協定制	1890. 2 日英交渉開始（英同意） 91. 5 大津事件で引責辞職	
陸奥 宗光	法権回復 （青木案を踏襲）	1893.11 青木駐独公使，英国兼任 94. 7 日英改正条約調印，以下各国と順次調印（99.7〜8実施）	94. 7 日清戦争（〜95.3） 95. 4 下関条約 1902. 1 日英同盟協約 04. 2 日露戦争（〜05.9）
小村寿太郎	税権回復	1911. 2 日米新条約調印，以下各国と調印	05. 9 ポーツマス条約

条約改正の経過

者の農商務大臣谷干城（1837〜1911）は井上の改正案に反対して辞任し，フランス人法律顧問ボアソナードも改正案が日本にとって不利であることを説いた。井上はついに1887（明治20）年7月，交渉の無期延期を通告して，まもなく辞職したが，民間では，民権派や国権派が中心となって反政府気運が高まり，同年，**三大事件建白運動**がおこるにいたったのである。

参考 **ノルマントン号事件** 1886（明治19）年10月24日夜，暴風雨のなかを横浜から神戸に向かっていたイギリス汽船ノルマントン号（1500トン）が，紀伊半島沖合で沈没した。30人の乗組員中，イギリス人船長以下ヨーロッパ人26人は救命ボートで脱出し救助されたが，インド人火夫や25人の日本人乗客は全員死亡した。日本国内では，激しくこれを非難する声があがった。領事裁判制度のため，神戸のイギリス領事による海事審判が行われた。船長らは，人命救助に努力したが日本人乗客は英語がわからずボートに乗り移ろうとしなかったと陳述し，過失責任なしと判定された。国論は沸騰して日本政府が船長らを告発し，裁判はイギリスの横浜領事裁判所に移され，同年12月8日，職責怠慢で船長に禁固3カ月の判決が下った。この事件は不平等条約のもとでの領事裁判の不当性を明白にし，法権回復を求める世論を高めるきっかけとなった。

ついで外相となった**大隈重信**は，列国間の対立を利用して国別に交渉を進める方式を取り，税率に関しては井上案同様，法権に関しては外国人判事任用を大審院に限ることとして，まず1888（明治21）年にはメキシコとの間の条約締結に成功した。ところが翌年，改正案の内容がロンドンのタイムス紙上に暴露されると，日本国内には外国人判事任用は憲法違反だと攻撃する声が高まり，民権派と国権派は共同して反対運動を展開し，1889（明治22）年10月，大隈は九州の国権主義の結社である玄洋社の活動家に爆弾を投じられて重傷を負い，ときの黒田内閣は総辞職して条約改正交渉は失敗に終わった。

あとを受けた外相**青木周蔵**（1844〜1914）は，関税協定制・法権回復の案をもってイギリスと交渉にあたった。多少の難色を示しながらイギリスが同意に傾いていったとき，突然**大津事件**がおこり，青木は引責辞職して交渉はまたもや中断された。

【大津事件】 ウラジオストックにおけるシベリア鉄道起工式に出席する途中，日本に立ち寄ったロシア皇太子ニコライ＝アレクサンドロヴィッチ＝ロマノフ（Alexandrovich Romanov，のちの Nikolai II，1868〜1918）が，1891（明治24）年5月滋賀県大津で，警固の巡査津田三蔵（1854〜91）に襲われて負傷した。これがいわゆる大津事件である。ロシアの報復を恐れて，日本の朝野は色を失い，明治天皇みずから皇太子を見舞った。政府は日本の皇室に対する犯罪の刑罰を適用して犯人を死刑にするよう司法部に圧力をかけたが，大審院長児島惟謙（1837〜1908）はこれを拒否し，部下を指揮して一般の謀殺未遂罪として無期徒刑の判決を下して，司法権の独立を守った。

第2次伊藤内閣になって，外相**陸奥宗光**のもとで，改正交渉はようやく本格的に軌道に乗った。第五・六議会では，国民協会・大日本協会・立憲改進党などが対外硬派の連合戦線をつくって，外国人の内地雑居などに反対し，政府の改正交渉が「軟弱外交」であるとして政府を攻撃したが，政府はこれをおさえる一方，青木周蔵を駐英公使としてイギリスとの交渉を進めた。イギリスは，シベリア鉄道の敷設を進めていたロシアが東アジアに勢力を拡張することを警戒し，それと対抗する必要もあって，憲法と国会をはじめ近代的諸制度を取り入れ，国力を増大しつつある日本の東アジアにおける国際的地位を重くみて条約改正に応じ，1894（明治27）年7月，**日英通商航海条約**が締結された。その内容は**領事裁判制度の撤廃**・最恵国条款の相互化のほか，関税については日本の国定税率を認めるが，重要品目の税率は片務的協定税率を残すというもので，この点ではまだ不十分であった。イギリスに続いて欧米各国とも新しい通商航海条約が結ばれ，いずれも1899（明治32）年に発効した。

1911（明治44）年，改正条約の満期を迎え，外相**小村寿太郎**（1855〜1911）は再び交渉を始めたが，日本が日露戦争の勝利を経て国際的地位を高めているだけに列国の反対もなく，**関税自主権の完全回復**が実現した。

このような経過をみるとき，改正の成功の理由は，立憲政治の実現・近代的法制度の確立や近代産業の発達による国力の増大など，近代国家建設の歩みが着々と実現していったところに求められるが，改正事業が国民的要望に支えられていたことも見逃せない。

朝鮮問題

明治維新以来，日本の対アジア外交の中心は朝鮮に向けられていた。欧米列強の東アジア進出に強い危機感を抱いていた日本政府は，朝鮮が列強，とくにロシアの勢力下に入れば日本の国家的独立もまた危うくなると恐れた。

そして，それ以前に日本の主導権で朝鮮を独立させて日本の影響下におき，列強と対抗しようと考えていた。征韓論や日朝修好条規の締結もその表われであった。しかし，こうした日本の朝鮮政策は，朝鮮を属国とみなして宗主権を主張する清国と，しだいに対立を深めることになった。日清戦争の主要原因は，朝鮮問題をめぐる日清間のこのような政治的・軍事的対立にあった。

1880年代初め，朝鮮国内では閔妃(1851～95)派の政府が，日本から軍事顧問を招くなど国内改革を進めていたが，これと対立していた保守的な王父の大院君(1820～98)は，1882(明治15)年にクーデタを企て，漢城(現，ソウル)の日本公使館が焼き打ちされ，日本人軍事顧問などが殺された。これが，いわゆる**壬午軍乱**(壬午事変)である。このクーデタは清国の出兵により鎮定され，日本は朝鮮と済物浦条約を結んで守備兵駐留を認めさせたが，これ以後，閔妃派(いわゆる事大党)は急速に清国に接近した。これに対し，金玉均(1851～94)・朴泳孝(1861～1939)ら改革派(いわゆる独立党)は，専制政治を打破し国内の改革を行うため，日本に接近した。1884(明治17)年清仏戦争が始まり，清国の敗北が続くと，改革派はこれを好機と判断して，同年12月，日本公使の援助のもとにクーデタをおこした。しかし，清国軍の出動によって結局クーデタは失敗に終わり，金・朴らは日本に亡命し❶，日本公使館は焼き払われた。これが**甲申事変**で，日本は漢城条約を結んで朝鮮の謝罪と賠償金支払いなどを約束させた。

1885(明治18)年，甲申事変の事後処理のため，伊藤博文が天津に赴いて李鴻章(1823～1901)と交渉した結果，日清間に**天津条約**が結ばれ，両軍の朝鮮からの共同撤兵，軍事顧問の不派遣，今後の出兵に際しての相互通告などが取り決められた。この結果，日清両国の衝突はひとまず回避され，日清関係は小康を得た。

これ以後，朝鮮は清国の影響下におかれ，日本の勢力は大きく後退した。甲申事変に際して，自由民権派は武力出兵を唱えて対朝鮮・対清国強硬論を説き，天津条約を結んで清国との衝突を避けた日本政府の外交を弱腰であると非難した。そして，急進派の大井憲太郎らによって，朝鮮から清国の勢力を一掃してその独立を達成させようとする運動が進められた。こうしたなかで，日本政府は，朝鮮の国内改革を行って日本の指導のもとに独立させようという方針をしだいに強めた。

このように，朝鮮をめぐる日清両国の利害の対立はますます深まり，両国間の空気はだんだん険悪となった。すでに日本政府は1880年代の前半から，清国との衝突に備えて，対外戦争に耐え得るように着々と軍備の改革と拡張を進めていたが，1878(明治11)年には全体の支出(一般会計歳出)の約15％だった軍事費は，1892(明治25)年には約31％を占めるにいたった。この間，1889(明治22)年には朝鮮の地方官が防穀令を出して米穀・大豆などの輸出を禁止したので，日本は朝鮮に迫って翌年これを解除させた。

参考 **福沢諭吉の「脱亜論」** 福沢諭吉は，壬午軍乱ののち朝鮮における清国の勢力が強まったのに対し，朝鮮の改革派を援助し，彼ら自身の力で朝鮮の国内改革が推進されることを期待した。しかし，1884(明治17)年の甲申事変のとき，清国の軍事介入で改革派の勢力が朝鮮から一掃されたため，福沢の期待は失われた。翌年3月，福沢は『時事新報』紙上に「脱亜論」を発表した。その趣旨は，西洋諸国の急速な東アジアへの勢力拡張のなかで，西洋文明を取り入れて近代化しない限り国家的独立は維持できないという認識に立ち，近代化をなしえない近隣諸国をみすてても，日本は独自に近代化を進めて西洋諸国の仲間入りをし，朝鮮・清国にも西洋流のやり方で接するほかはないというものであった。このような脱亜論は，清国との軍事的対決の気運を高めてゆくことになった。

❶ 金玉均は1894年に上海に渡ったが，そこで朝鮮の刺客に暗殺され，死体は漢城でさらしものにされ，日本人の憤激をかった。

「脱亜論」①　福沢諭吉

今日の謀を為すに、我国は隣国の開明を待て、共に亜細亜を興すの猶予ある可らず、寧ろ其伍を脱して西洋の文明国と進退を共にし、其支那朝鮮に接するの法も、隣国なるが故にとて特別の会釈に及ばず、正に西洋人が之に接するの風に従て処分す可きのみ。悪友を親しむ者は、共に悪名を免かる可らず。我れは心に於て亜細亜東方の悪友を謝絶するものなり。

①一八八五(明治十八)年三月十六日付『時事新報』の社説。

日清戦争と三国干渉

1894(明治27)年5月，朝鮮で民族主義的な東学を中心に，減税と排日を要求する大規模な農民の反抗がおこった(**甲午農民戦争**，東学の乱)。朝鮮政府は鎮圧のために清国に派兵を要請し，同年6月清国は軍隊を送った。日本もこれに対抗してただちに出兵した。両国の出兵もあり，農民の反抗は収まったが，日本は日清両国で朝鮮の内政改革にあたることを提案した。しかし，清国側はこれを拒否したので交渉はついに決裂した。ちょうどそのころ，日英通商航海条約が締結され，イギリスが日本に好意的な態度を示したので，日本政府(第2次伊藤内閣)もついに開戦を決意し，7月には豊島沖の海戦によって**日清戦争**が始められ，8月には正式に対清国宣戦が布告された。国内では，それまでしばしば対立・抗争を続けていた政府と政党が一致協力の態勢をとり，巨額の軍事予算も満場一致で可決されるなど，清国との戦争を遂行するため挙国一致の動きが進められた。日本側が明治維新以来，強い対外危機意識のもとで国内の改革を進めて立憲政治を実現し，国をあげて十分な準備をととのえ，よく訓練され近代的に組織化された軍隊をもっていたのに対して，清国側は国内の改革に立ち遅れ，政治的対立も激しく，専制政治のもとで国力を十分に発揮できなかったので，戦争は日本が圧倒的に優勢のうちに進められた。まもなく，日本海軍は黄海海戦で清国艦隊(北洋艦隊)を撃破し，陸軍は，清国軍を朝鮮から一掃して，さらに遼東半島・山東半島の一部などをも制圧した。こうして，約2億円余り❶の戦費と約10万人の兵力を動員した戦争は約8

日清戦争要図

❶ この金額は日清戦争直前の国家予算で約2年半分の歳入(一般会計)にあたる。

カ月で日本の勝利に終わった。戦争における日本軍の死者は約1万7000人で，その約7割が病死であった。

1895(明治28)年4月，伊藤博文首相・陸奥宗光外相が全権となり，清国全権**李鴻章**との間に日清間の講和条約が調印された。これが**下関条約**である。この条約によって，清国は日本に対して，①朝鮮の独立の承認，②台湾・澎湖諸島・遼東半島の割譲，③賠償金2億両(日本円で約3億1000万円)の支払い，④日清通商航海条約の締結と沙市・重慶・蘇州・杭州の開市・開港，租界での治外法権などの承認，などを約束した。こうして，日本は朝鮮から清国の勢力を一掃して，大陸進出の第一歩を踏み出した。

それまで，"眠れる獅子"といわれていた清国が，名もない東アジアの新興国日本に敗れ，弱体ぶりを暴露したことは，国際政局に大きな波紋を呼んだ。欧米列強はこぞって中国分割に乗り出した。なかでも，南満州へ進出の機会をうかがっていたロシアは，日本の進出を警戒して，下関条約が結ばれるや，ただちに，ドイツ・フランスとともに遼東半島を清国へ返還するように日本政府に申し入れてきた。これがいわゆる**三国干渉**である。日本はまだ，これらの大国に対抗できるだけの実力がなかったので，政府はやむなく清国から3000万両(約5000万円)の償金を追加して，遼東半島の返還に応じることにした。国内では三国干渉に対する憤激の声が高まり，「臥薪嘗胆」❶の合言葉が叫ばれるようになり，政府もそうした気運のなかで軍備拡張と国力の充実をはかった。

下関条約により植民地となった**台湾**を統治するため，日本は海軍大将樺山資紀(1837～1922)を**台湾総督**に任命した。台湾では「台湾民主国」が宣言されるなど，日本の統治への抵抗運動がおこったが，日本は軍政をしき軍隊を出動してその鎮圧にあたった。現地住民の抵抗はその後も続いたが，台湾総督府条例(1896年制定，97年改正して台湾総督府官制)によって民政に切りかえた日本は，軍人の総督を補佐した民政局長後藤新平(1857～1929)のもとで，「旧慣尊重」の方針を取ると同時に，警察力の強化，土地調査事業の実施，アヘン・樟脳の専売の施行，度量衡の統一など植民地経営の事業を本格的に推進し，抗日ゲリラはひとまず鎮静化して，台湾の植民地支配は比較的安定したものとなった。

❶ 中国の故事に基づくもので，現在の苦境を耐え忍んで将来の発展をはかるという意味である。

4．日露戦争と国際関係

日清戦後の政府と政党

日清戦争は，政府と政党との関係に大きな変化をもたらした。戦争中，政府と政党は政争を一時中止して，「挙国一致」で戦争遂行にあたったが，戦後になると，政府(第2次伊藤内閣)と衆議院の第一党である自由党は戦後経営をめぐって共同歩調をとり，1895(明治28)年11月，両者は公然と提携を宣言し，軍備拡張などを盛り込んだ予算案を認めた。そして，翌年4月には板垣退助が内務大臣として第2次伊藤内閣に入閣した。これより，同内閣は事実上，自由党との連立内閣となった。また，この年に伊藤内閣のあとを受けて成立した第2次松方内閣は，進歩党(立憲改進党の後身)と提携して，大隈重信が外相となった(**松隈内閣**)。こうした藩閥と政党との連立内閣の出現を通じて，政党はしだいに勢力を伸長していった。

1898(明治31)年には，第3次伊藤内閣は，戦後経営のための恒常的な財源を確保するため，地租増徴案を議会に提出したが，自由党と進歩党はともにこれに反対し，同案は否決された。衆議院は解散されたが，同年6月自由党と進歩党は合同して**憲政党**を結成し，来るべき総選挙で衆議院の絶対多数を制する形勢となった。その結果，伊藤内閣は退陣し，伊藤はじめ元老たちの推せんを受けた大隈重信と板垣退助が組閣を命ぜられ，大隈を首相とし憲政党を与党とする日本で最初の政党内閣を組織するにいたった。このいわゆる**隈板内閣**(第1次大隈内閣)は，首相大隈・内相板垣以下，陸相・海相以外はすべて憲政党員からなっていた。しかし，憲政党は同年8月の総選挙で衆議院の絶対多数を占めたにもかかわらず，自由党系と進歩党系の対立が激しく，文相尾崎行雄がいわゆる共和演説❶を非難されて辞職させられたり，旧自由党系の星亨が暗躍して憲政党を解党させたために❷，同内閣はわずか4カ月余りの短命に終わった。

あとを継いだ第2次山県内閣は，いったん憲政党(旧自由党系)と手を結んで，1898(明治31)年地租増徴案を成立させ，地租率を地価の3.3％に引き上げた。山県内閣は，その後，政党の力をおさえるため，1899(明治32)年には**文官任用令**を改正して政党員が官吏になる道を制限し，翌1900年には軍部大臣は現役の大将・中将に限る**軍部大臣現役武官制**を確立し，また**治安警察法**をつくって社会・労働運動を規制するなどの政策をとった。

しかし，超然主義がもはや不可能であることは明らかであった。懸案となっていた衆議院議員選挙法の改正が山県内閣のもとで1900(明治33)年に行われ，選挙権については直接国税の制限額は10円以上に引き下げられて有権者は倍増し，被選挙権における納税額による制限は撤廃されるなど国民の参政権が拡大されたのである。投票方法も無記名秘密投票制が採用された。このような情勢のなかで，憲政党は文官任用令改正問題で対立を深めていた山県内閣との提携をやめ，伊藤博文に接近し，伊藤もみずから積極的に政党結成に乗り出した。こうして星亨らの指導により憲政党(旧自由党系)は解党し，伊藤を総裁に擁立

❶ 尾崎が帝国教育会で道義高揚を説く演説をしたとき，「もし日本が共和制となれば三井・三菱らは大統領になるだろう」と日本の拝金主義を戒めたのが逆用され，旧自由党系や天皇側近の間から天皇に対する不敬の言動として攻撃され，辞職に追い込まれた。

❷ このとき，旧自由党系は新しく**憲政党**を結成し，旧進歩党系は**憲政本党**をつくった。

して，1900(明治33)年9月，**立憲政友会**が結成された。

【立憲政友会】 初代総裁は伊藤博文，幹部は西園寺公望(1849～1940)・星亨・松田正久(1845～1914)・片岡健吉・尾崎行雄・原敬(1856～1921)・大岡育造(1856～1928)らであった。旧憲政党員や伊藤系の官僚が中心メンバーとなったが，伊藤は結党にあたって広く実業家・地方議員などにも入党を呼びかけ，また，地主層などに多くの支持者を得た。1902(明治35)年の総選挙では190名の代議士を衆議院に送り込んで，過半数を制した(衆議院の定数は376名)。しかし，山県有朋は伊藤の立憲政友会結成に批判的立場をとり，山県系の官僚派やその影響下にあった貴族院議員などは立憲政友会に参加せず，貴族院は立憲政友会と伊藤内閣の反対勢力の拠点となった。

立憲政友会を基礎として1900年10月に成立した第4次伊藤内閣は半年余りで終わったが，これを機に伊藤・山県らは第一線を退き，**元老**として内閣の背後から政治を動かすようになった。そして，1901(明治34)年の第1次桂内閣成立以後，山県を後ろ盾に藩閥・官僚勢力に基礎をおく**桂太郎**(1847～1913)と伊藤のあとを継いだ立憲政友会総裁**西園寺公望**が，交代して内閣を組織するいわゆる**桂園時代**が始まった。このように，帝国議会開設以来10年ほどで，自由民権運動の流れをくむ政党は，明治憲法体制下に大きな地位と勢力を占め，日本における政党政治発展の基礎が築かれることになったのである。

【元　老】 伊藤博文・山県有朋・黒田清隆・松方正義・井上馨・西郷従道・大山巌(1842～1916)の7人に，明治末期以降，桂太郎・西園寺公望の2人がこれに加わった。公家出身の西園寺を除けばいずれも薩長両藩出身の藩閥政治家であり，明治時代に首相を経験した者は大隈重信を除いて，すべて元老に列せられた。元老については，憲法はもとよりその他の法令でも何ら明文上の規定はなかったが，彼らはいずれも明治国家の建設に大きな力のあった長老級の有力政治家で，天皇の諮問に応じて重要な国務，とくに内閣更迭にあたって後継の首相を推薦したり，重要な外交問題に参画するなど，事実上，明治国家運営の最高指導者であった。

官僚制の確立

日本における近代国家の形成は，政府の主導による改革を通じて進められることが多かったが，その際，もろもろの改革を行政面において実際に推進するうえで，大きな役割を果たしたのは政府の**官僚**であった。明治初期には，政府の高級・中堅官僚は人的構成において，明治維新の原動力となった薩長土肥4藩および幕臣出身者が高い比率を占めた。

1880年代以後，内閣制度・各省官制の制定などによって官僚機構の整備が進められると同時に，**文官任用令**の制定(1893年)など，これまでの情実任用(自由任用)にかわって，近代的な資格任用(試験による官吏の任用)の制度が確立された。また，これと並行して帝国大学をはじめとする官吏養成機関が整備された。藩閥と政党の連立内閣ができるようになると政党員の間に猟官熱が高まったが，これを封じようとした第2次山県内閣は，1899(明治32)年文官任用令を改正し，資格任用制度をいっそう強化するとともに，文官分限令を公布して官吏の身分保障を強化した❶。

❶ このとき，政党側，とくに憲政党は文官任用令の改正による資格任用制度の強化に強く反対し，政府は一部譲歩して，警視総監・警保局長・官房長・大臣秘書官などについては自由任用を認めることにした。

そののち，行政官僚における藩閥色はしだいに薄らぎ，明治末期には，帝国大学，とくにその法科大学(現在の東大法学部)出身者が高級官僚のなかで大きな比重を占めるようになった。こうして官僚は，その出身地や身分・出身階層などに関係なく，帝国大学卒業という学歴を通じて，国家の指導者的地位につくようになった。彼らは行政面における専門的な知識・技能の保持者として，国家の実質的な政策決定とその執行に大きな力を発揮し，新しい一種の特権的集団として，しばしば政党勢力と対抗する強力な政治勢力となったのである。

列強の中国分割

19世紀末期，日本がようやく近代国家を形成したころ，欧米先進資本主義諸国は早くも**帝国主義**段階に突入しようとしていた。諸列強は生産物の販路を海外に広げ，また，直接に資本を輸出して利益を収めるためにこぞって積極的な対外進出政策をとり，植民地獲得を競い合ったが，その矛先は，アジア・アフリカなどの発展途上諸地域に向けられた。

列強による中国の分割

【列強の世界政策】 イギリスはすでに1875年にスエズ運河株を買収し，1877年にはヴィクトリア女王がインド皇帝に就任してインドを完全に自国の領土とし，1880年代にはビルマ(現，ミャンマー)を併合するなど，ロシアと対立しつつ勢力を東へ伸ばす一方，フランスと対立しつつアフリカ分割を進めた。フランスは1884年に清仏戦争をおこして翌年ヴェトナムを保護国とし，1887年には仏領インドシナ連邦を形成した。ドイツは，1870・80年代に南太平洋の島々を植民地としたが，1890年にはそれまでヨーロッパの現状維持につとめていたビスマルク(Bismarck，1815～98)が失脚して，ヴィルヘルム2世(Wilhelm II，在位1888～1918)の親政のもとに，積極的な世界政策が進められた。ロシアはツァーの専制のもとに，1877年，露土戦争でトルコを撃破してバルカンに南下するとともに，1890年代には**シベリア鉄道**の建設を進めるなど，アジアへも進出を続けた。また，アメリカも遅ればせながら，1898年にハワイを併合し，さらにスペインと戦って(米西戦争)，フィリピンを植民地とした。

日本にとって，とくに脅威だったのはロシアの動きであった。日本は日清戦争によって「朝鮮の独立」を清国に認めさせ，"利益線"たる朝鮮から清国の勢力を排除することに成功したが，三国干渉による日本の威信低下に乗じて，ロシアが朝鮮に勢力を伸ばし，1895(明治28)年7月，親露派政権がつくられた。同年10月，日本公使三浦梧楼(1846～1926)や日本の軍人・壮士らが中心となり，大院君を擁立してクーデタを強行し，閔妃政権を打倒して親日派政権を樹立させた(**閔妃殺害事件**)。しかし，翌年2月，三たび政変がおこって朝鮮国王はロシア公使館に移り(**露館播遷**)，ロシアを後ろ盾とした政権が発足した。その

後，日露両国は山県 - ロバノフ協定，西 - ローゼン協定などを結んで朝鮮（韓国）❶における利害の調整をはかったが，韓国を勢力下に収めようとする日本の政策は達成されず，韓国問題をめぐる日露の対立はしだいに深まった。

一方，アジアの大国であった清国が日清戦争に敗れて弱体ぶりを暴露すると，列強の目はいっせいに清国に注がれることになった。ドイツが宣教師殺害事件をきっかけに，1898年山東半島の膠州湾を租借すると，続いてロシアが，三国干渉によって日本が清国に返還した遼東半島の旅順・大連などを，イギリスが威海衛・九竜半島を，フランスは広州湾をそれぞれ租借し，アメリカも1899年，国務長官**ジョン＝ヘイ**（John Hay，1838～1905）が清国に対する門戸開放・機会均等・領土保全を宣言して，列強の清国進出に割り込む姿勢を示した。列強はこれらの租借地を根拠地として鉄道敷設権や鉱山採掘権などを得て，清国での権益を拡大していった❷。

北清事変と日英同盟

このような列強の進出に対抗して，清国内には光緒帝（1871～1908）のもとで康有為（1858～1927）・梁啓超（1873～1929）らを中心に，明治維新以来の日本の改革にならって立憲政治を取り入れて国内の改革をはかり，国力を充実しようとする動き（変法運動）がおこったが，1898年，西太后（1835～1908）ら保守派のクーデタによって変法派は一掃され，その多くは日本などの海外に亡命を余儀なくされ，改革は挫折した（**戊戌の政変**）。

こうした情勢のさなかに，民衆の間に外国人排斥気運が高まり，山東省では**義和団**を中心に「扶清滅洋」を叫ぶ排外運動がおこった。清国政府がむしろこれをあおり立てたので，運動は華北一帯に広がり，各地でキリスト教会が襲われ，外国人宣教師が殺されたり，鉄道が破壊されたりした。1900年には，北京でドイツ公使・日本の公使館書記生が殺害され，列国公使館が清国兵や民衆に包囲された。日本は米・英・露・仏などの諸国とともに軍隊を派遣し，義和団の乱を鎮圧して外交官や居留民を救出した。翌1901年，**北京議定書**が調印され，清国は列国にばく大な賠償金を支払い，北京などに列国の守備兵をおくことを認めた。これが**北清事変**（義和団事変）である。ところが，ロシアは北清事変が収まったのちも十数万の大軍を満州にとどめ，事実上満州を軍事占領し，さらに清国と露清密約を結んで南下する気配を示した。このため韓国を勢力下におこうとした日本は，韓国問題と満州問題をめぐって正面からロシアと対立するにいたった。

ロシアの勢力拡張に脅威を感じた日本政府部内には，２つの意見が生じた。１つは伊藤博文・井上馨らの日露協商論で，ロシアの満州における自由行動を認めるかわりに，日本の韓国支配を認めさせようとするいわゆる**満韓交換**によって，日露間の利害を調整しようとするものであった。これに対し，桂太郎首相・小村寿太郎外相らは，イギリスと提携してロシアをおさえるために日英同盟論を唱えた。勢力均衡の立場からどことも同盟を結ばず，“光栄ある孤立”を保ってきたイギリスではあったが，当時バルカンや東アジアでロシアと対立し，その勢力拡張を警戒していたので，日露両国の接近を恐れて日英同盟論を歓迎し，1902（明治35）年１月に**日英同盟協約**が成立した。

❶ 朝鮮は1897（明治30）年，国号を**大韓帝国**と改めた。
❷ とくにロシアは東支鉄道の敷設権を得て，満州（現，中国東北地方）進出を進めた。

協約の内容は，(1)清国と韓国の独立と領土保全を維持するとともに，日本の清韓両国，およびイギリスの清国における政治的・経済的特殊利益を互いに擁護し，(2)もし日英のいずれかが第三国と戦争を始めたときは，他方は厳正中立を守り，(3)さらに２国以上と交戦したときは援助を与え，共同して戦闘にあたる，というものであった。

このように，日英同盟協約は，日本が欧米列強と結んだ初めての対等条約で，これは日本にとって欧米先進諸列強への仲間入りを意味するものであった。こうして日本は国際政局に登場し，列強相互の対立を利用しつつ，対外的な勢力拡張を企てることになった。

参考　**帝国主義**　帝国主義という言葉は非常にさまざまな意味をもっており，最も広義には，「侵略主義」あるいは対外的な勢力拡張政策一般と同じ意味に使われる。しかし狭義には，とくに**独占資本主義**段階における**積極的な対外膨張政策**を指す場合が多い。この段階では，生産の独占集中・金融資本の支配・資本の輸出などの経済的特色がみられ，これらを背景に武力による海外植民地設定・領土拡張政策が進められるとされる。世界史的には19世紀末期から帝国主義時代が始まったと考えられている。日本がいつごろから帝国主義段階に入ったかについては諸説あるが，日露戦争以後とする説が有力である。いずれにせよ，日本の場合は国内における独占資本の十分な成熟を待たずに，国内の経済的な条件よりも，むしろ国際政治の条件に刺激されて，対外膨張政策へ突入したという面が強い。

日露戦争

ロシアとの対立がしだいに深まるなかで，桂内閣はロシアに対抗するため軍備拡張を進め，その財源を確保するため地租増徴継続をはかった。衆議院の多数を占める立憲政友会は，はじめこれに反対したが，桂は公債などを財源とすることで立憲政友会と妥協し，ロシアとの戦争に備えた。一方，ロシアに対しては日英同盟協約を後ろ盾に満州からの撤兵を強く要求し，ロシアも1902年４月には清国と満州還付協定を結んで撤兵を約束した。しかし，そののちこの協定は実行されず，ロシアはかえって韓国との国境地帯にまで軍隊を増強し，さらに鴨緑江を越えて韓国の領土内に軍事基地を建設し始めた。

日本国内では，三国干渉以来，国民の間にロシアへの反感が広まっていたが，1900（明治33）年には近衛篤麿（1863～1904）・神鞭知常（1848～1905）・頭山満（1855～1944）らを中心に，野党系（憲政本党・帝国党）政治家や新聞記者などを集めて国民同盟会が結成され，対露強硬論を展開した。これはいったん解散したが，1903（明治36）年には対外硬同志会（のち対露同志会）として再発足し，戸水寛人（1861～1935）ら東京帝大の７博士や有力諸新聞などとともに，強硬な主戦論を叫んで世論を盛りあげた。

【日露戦争前の国内世論】　民間においては，対露強硬論の気運が高かったが，とくに大きな役割を果たしたのは新聞であった。ロシアが清国との協定で，満州からの第２次撤兵を約束した期限は1903年10月８日であったが，実行されなかったため，『大阪朝日新聞』『東京朝日新聞』『万朝報』『二六新報』など発行部数が１日10万部前後の有力新聞は，ほとんど対露開戦論一色となった。そして，対露外交交渉の妥結に期待して開戦の断を下そうとしない政府首脳や元老たちを弱腰だとして激しく弾劾し始めた。なかでも強硬だったのは『二六新報』で，「現内閣を倒して主戦内閣を作るは，目下の急務也」と公然と桂内閣の打倒を唱えた。同年10月以前には，内村鑑三（1861～1930）らキリスト教人道主義者や社会主義者幸徳秋水（1871～1911）らの非戦論の主張をも掲載していた『万朝報』も，社論を開戦

論に一本化し，開戦反対派の代表格とみなされていた元老伊藤博文枢密院議長を厳しく非難して，その引退を勧告する社説をかかげた。これに対し，政府系で発行部数2～3万部の『東京日日新聞』や『国民新聞』は，外交交渉による解決を説き，実業界も戦争が財政上・経済上に悪影響をおよぼすことを憂慮して，戦争回避を希望していた。また社会主義者たちの『平民新聞』(週刊)も反戦論を叫んだ。しかし発行部数のはるかに少ないこれらの新聞・雑誌の主張は，とうてい世論を動かすにはいたらなかった。

参考　**国内世論に関するベルツの観察**
「(1903年) 9月15日　二カ月この方，日本とロシアとの間は，満州と韓国が原因で風雲険悪を告げている。新聞紙や政論家の主張に任せていたら，日本はとっくの昔に宣戦を布告せざるを得なかった筈だ。だが幸い政府は傑出した桂内閣の下にあってすこぶる冷静である。政府は日本が海陸ともに勝った場合ですら，得るところはほとんど失うところに等しいことを見抜いているようだ。
(1903年) 9月25日　日本の新聞の態度もまた厳罰に値するものといわねばならぬ。時事や東京タイムスの如き最も名声ある新聞ですら，戦争をあたかも眼前に迫っているものの如く書き立てるのだ。交渉の時期は過ぎ去った，すべからく武器に物を言わすべし……と。しかしながら，勝ち戦さであってさえその半面に，いかに困難な結果を伴うことがあるかの点には，一言を触れようとしない。」(『ベルツの日記』)

日露戦争要図

この間，政府は1903(明治36)年8月以来，満州問題・韓国問題をめぐってロシアとの交渉を続けた。日本側の主たるねらいは，満州を日本の利益範囲外と認めるかわりに，韓国における日本の軍事的・政治的優越権を確立することにあったが，ロシア側はこれを認めず，日露交渉はまったく行き詰まった。日本は1904(明治37)年2月，元老と政府・軍部首脳が御前会議を開いて対露開戦を決定し，日本海軍の旅順攻撃と陸軍部隊の仁川上陸によって，**日露戦争**を開始した。強国ロシアとの戦いは，日本にとって文字通り国家と国民の運命をかけた戦いであった。日本政府(第1次桂内閣)は開戦にあたって，この戦争がきわめて苦しい戦いになることを予測して，巨額の戦費にあてるため，高橋是清(1854～1936)日本銀行副総裁を派遣してアメリカや同盟国のイギリスで外国債を募集し，またアメリカへは金子堅太郎を特使として派遣し，アメリカ大統領**セオドア＝ローズヴェルト**(Theodore Roosvelt, 1858～1919)に和平の仲介を打診した。

【日露戦争の戦費と外国債の募集】　日露戦争における日本の戦費は約17億円余に達したが，これは当時の国家予算の歳出額の数年分に相当する。そのうち，約8億円はアメリカやイ

軍事費の推移

ギリスで募集した外国債で，残りは国内で発行した国債や各種の増税でまかなった。ロシアも外国債を発行して戦費にあてたが，開戦当時は世界の大部分の国が日本の敗北を予想していたから，日本の外国債の発行条件は，利率・償還期限・払込価格などの点で，ロシアのものよりもはるかに日本にとって不利だった。しかし，戦局が日本に有利に展開するにつれて，日本の外国債募集は順調に進み，発行条件も改善された。

立憲政治を実現し国内改革に成功していた日本は，国民の支持のもとに総力をあげて戦うことができたが，専制政治が行われていたロシアは，国内でこれに反対する運動が高まり，十分な戦力を発揮できなかった。そのため戦況は，軍事的には日本の優勢のうちに進展した。陸軍は遼陽・沙河の会戦でロシア軍を撃破し，数カ月の激しい攻防戦の末，1905(明治38)年1月にはロシアの東アジアにおける最大の海軍基地である旅順をおとしいれ，さらに3月には奉天の会戦で勝利を収めた。また，海軍も同年5月の**日本海海戦**で東郷平八郎(1847～1934)の指揮する連合艦隊が，ヨーロッパから回航してきたロシアのバルチック艦隊をほとんど全滅させた。当時，ロシア国内では，ツァーの政府の圧政に対する民衆の反対運動が激化しており，1905年1月には，首都ペテルブルグで“血の日曜日事件”がおこり，各地でストライキが頻発するなど，情勢ははなはだ険悪であった。しかし，日本も軍事的勝利は得たが，兵器・弾薬・兵員の補充が困難となり，戦費調達もおぼつかなくなって，戦争継続能力はほとんどなくなりかけていた。そこで，日本海海戦の勝利の直後，日本政府は正式にアメリカ大統領に和平の仲介を依頼した。

【非戦論】　日露戦争に対する国民の熱狂的歓呼が渦巻くなかで，少数ながら戦争反対を唱えた人々もあった。内村鑑三はキリスト教的人道主義の立場から非戦論を説き，幸徳秋水・堺利彦(1870～1933)ら社会主義者ははじめ『万朝報』，のち『平民新聞』によって反戦論を展開し，開戦後もロシアの社会主義者に反戦を呼びかけた❶。また与謝野晶子(1878～1942)は，日本軍の旅順攻撃が続けられているころ，これに加わっている弟の無事を祈

❶　1904(明治37)年，アムステルダムで開かれた第2インターナショナルの大会で，列国の社会主義者たちが集まって日露戦争反対を決議したが，その際，日本を代表して参加した片山潜とロシア代表のプレハーノフが握手を交わしたことは有名である。

君死にたまふこと勿れ（なかれ）　与謝野晶子

あゝをとうとよ君を泣く　君死にたまふことなかれ　末に生れし君なれば　親のなさけはまさりしも　親は刃をにぎらせて　人を殺せとをしへしや　人を殺して死ねよとて　二十四までをそだてしや
堺の街のあきびとの　旧家をほこるあるじにて　親の名を継ぐ君なれば　君死にたまふことなかれ　旅順の城はほろぶとも　ほろびずとても何事か　君知るべきやあきびとの　家のおきてに無かりけり
君死にたまふことなかれ　すめらみことは戦ひに　おほみづからは出でまさね　かたみに人の血を流し　獣の道に死ねよとは　死ぬるを人のほまれとは　大みこゝろの深ければ　もとよりいかで思されむ
あゝをとうとよ戦ひに　君死にたまふことなかれ　すぎにし秋を父ぎみに　おくれたまへる母ぎみは　なげきの中にいたましく　わが子を召され家を守り　安しと聞ける大御代も　母のしら髪はまさりぬる
暖簾のかげに伏して泣く　あえかに若き新妻を　君わするるや思へるや　十月も添はでわかれたる　少女ごころを思ひみよ　この世ひとりの君ならで　あゝまた誰をたのむべき　君死にたまふことなかれ

（『明星』一九〇四年九月号）

って，戦争への疑問をこめた詩「君死にたまふこと勿（なか）れ」を発表した。

かねがね満州に対するロシアの独占的支配を警戒し，日露両国の勢力均衡を望んでいたアメリカ大統領セオドア＝ローズヴェルトは，日本政府の意向を受けてこの機会に和平の斡旋（あっせん）に乗り出し，ロシアもこれに応じた。アメリカのポーツマスで開かれた**日露講和会議**は，ロシア側が強い態度に出たため難航したが，1905年9月，日本側首席全権小村寿太郎外相とロシア側首席全権ヴィッテ（Vitte，1849～1915）との間で，日露講和条約（**ポーツマス条約**）の調印が行われた。これによって日本はロシアに，(1)韓国に対するいっさいの指導・保護・監督権の承認，(2)旅順・大連の租借（そしゃく）権と長春・旅順間の鉄道およびその付属の権利の譲渡，(3)北緯50度以南の樺太の割譲，(4)沿海州とカムチャツカの漁業権の承認などを認めさせ，また満州（日本の租借地などを除く）からの両軍の撤兵，清国に対する機会均等なども取り決められた。

こうして，日本は約110万の兵力を動員し，死傷者20万を超すという大きな損害を出しながら，ようやく日露戦争に勝利を収めた。しかし，増税に耐えて戦争を支えてきた多くの国民は，日本の戦争継続能力について真相を知らされないままに，賠償金が得られないなどポーツマス条約の内容が期待以下だったので，激しい不満を抱いた。東京では河野広中ら反政府系政治家や有力新聞❶の呼びかけもあって，講和条約調印の当日，「屈辱的講和反対・戦争継続」を叫ぶ群衆が，政府高官邸・警察署交番や講和を支持した政府系新聞社・キリスト教会などを襲撃したり，放火したりした。いわゆる**日比谷（ひびや）焼打ち事件**である。政府は**戒厳令**（かいげんれい）を発し，軍隊を出動させてこの暴動を鎮圧し，講和条約批准にもち込んだが，その後，こうした都市の民衆暴動がしばしばおこり，社会を動揺させた。

日露戦後の国際関係

日露戦争は，世界列強の複雑な利害関係を背景として行われただけに，国際政局に大きな影響をおよぼし，

❶ 『東京朝日新聞』『大阪朝日新聞』『万朝報』などの有力新聞は，日露講和条約の条件が明らかになると，いっせいにその条件が日本にとって不十分であるとし，「屈辱的講和条約反対」「戦争継続」を主張するキャンペーンを展開し，なかには，桂首相・小村外相らを“露探”（ロシアのスパイ）と非難する記事を載せた新聞もあるほどであった。

とくに東アジアにおける国際関係は大きく変動した。

東アジアの片隅にある有色人種の小国日本が，予想に反して白人（はくじん）の大国ロシアとの戦いに勝利を収めたことは，白人不敗の神話を打ち破って世界に衝撃を与え，中国・インド・トルコ・フィンランドなどの民族運動の高まりに大きな影響をおよぼした。とくに**孫文**（そんぶん）（1866～1925）らが清王朝の打倒と漢民族による民国の建設をめざして，日露戦争が終わりに近づいていた1905（明治38）年8月，東京で**中国同盟会**を結成したことは，中国の民族革命運動にとって画期的な出来事であった。

参考　**ネルー少年と日露戦争**　日露戦争における日本勝利のニュースは，当時イギリスに留学していた16歳のインド少年ネルー（Nehru，1889～1964，第二次世界大戦後の初代インド首相）に大きな感銘を与えた。彼はそれを聞いて，日本に関する新聞記事を切り抜き，また，日本についての英文の著作を好んで読みふけったという。トルコでも日本の勝利は大きな民族的興奮を巻きおこし，山奥の村々にまでそのニュースが広がったといわれる。しかし日本がその後，韓国・中国に対してあらわな植民地主義政策を進めるのをみたネルーは，欧米列強と同じような植民地主義国家が新しくアジアに出現したことを悟ったのである。

韓国併合

日露戦争の勝利によって日本の大陸進出は本格化した。すでに日露戦争中の1904（明治37）年8月に日本は韓国と**第一次日韓協約**を結び，日本人顧問を派遣して韓国の財政と外交に介入した。翌1905年には，アメリカとの間に桂・タフト協定を取り交わし，日本の韓国，アメリカのフィリピンに対する指導権を相互に確認し合った。ついで，戦後の1905（明治38）年11月には，**第二次日韓協約**（**韓国保護協約**，乙巳保護条約）を結んで日本は韓国の外交権を握り，漢城（現ソウル）に**韓国統監府**（とうかんふ）をおき，伊藤博文が初代統監となって統監政治を始めた。こうして日本は韓国を保護国とした。

これに対して韓国は1907（明治40）年6月，ハーグの万国平和会議に皇帝の密使を送って抗議したが，いれられなかった（**ハーグ密使事件**）。日本政府はこの事件をきっかけに，同年7月韓国皇帝を退位させ，**第三次日韓協約**を結んで，その内政権を奪い，韓国の軍隊を解散させた。韓国内にはこれに反対して反日武装闘争の気運が活発化し，解散された軍隊も加わり**義兵**（ぎへい）**運動**が高まったが，日本は軍隊を出動させてその鎮圧にあたった。1909（明治42）年10月，伊藤がハルビンで韓国の民族運動家安重根（あんじゅうこん）（アンチュングン）（1879～1910）に暗殺されると，日本は翌年1910（明治43）年8月，ついに**韓国併合**を強行して韓国を植民地とし，その名称を朝鮮に，漢城を京城と改めて天皇直属の**朝鮮総督府**をおいてその統治にあたった。

東洋拓殖会社京城支店　東拓は韓国の資源開発・殖産振興を目的として設立され，土地調査事業による収公地の払下げを受け，地主経営などを展開した。

朝鮮総督には武官が任命され，そのもとで総督府は**地税の整理**と**土地調査事業**を進め，1918（大正7）年に完了した。その結果，日本人地主の土地所有が拡大した反面，朝鮮の小農民で没落する者が多くなり，その一部の人々は仕事を求めて日

本に移住した。

1908(明治41)年に韓国の拓殖事業を推進するための国策会社として**東洋拓殖会社**が設立され，農業経営や灌漑・金融事業を行った。また，日清戦争後から日本の手によって建設が進められていた京釜鉄道(京城・釜山間)が，1905(明治38)年に完成し，産業の発展と軍事輸送に大きな役割を果たした。

満州進出と日米摩擦

日本は，南満州ではロシアの諸権益を引き継ぎ，1906(明治39)年**関東都督府**をおいて**関東州**(遼東半島南端の日本の租借地)の行政にあたるとともに，同年，半官半民の**南満州鉄道株式会社**(**満鉄**)を設立して長春・旅順間の鉄道やその支線をはじめ，鉄道沿線の鉱山など諸事業の経営にあたり，着々と南満州に勢力を伸ばしていった。

イギリスとは1905(明治38)年に**日英同盟協約**の改訂を行い，(1)同盟適用範囲をインドにまで拡大し，(2)イギリスは日本の韓国指導権を確認し，(3)期間を10年に延長して攻守同盟の性格を与えた。しかし，1911(明治44)年の改訂ではアメリカに対する除外例を設け，日英の協調関係はしだいに冷却化していった。

ロシアは戦後，東アジアの南下策を捨てて西アジア・バルカン半島方面に矛先を転じたので，日本とはかえって協調的となり，1907・1910・1912・1916(明治40・43・45・大正5)年の4回にわたって**日露協約**を結び，満州における権益などについて取り決めたが，第3次の協約では，さらに内蒙古(内モンゴル)における互いの勢力範囲を協定した。

このように日本は東アジアの強国となり，急速に勢力を拡大し，欧米列強諸国に伍して国際政局で大きな影響力をもつようになった。国際社会において欧米列強と肩を並べる強国を建設するという明治維新以来の日本の目標は，ひとまず達成されたといえよう。しかし，日本の強国化，とくに満州への勢力拡大は，日本に対する列強の警戒心を高め，**黄禍論**(イエロー＝ペリル，Yellow Peril)❶の矛先が主として日本に向けられるようになった。

アメリカが日露戦争で日本に好意的立場をとり講和を仲介したのは，ロシアが満州を独占的に支配することを警戒したためであったが，戦後，日本の南満州への進出が盛んになると，満州の鉄道に関心をもつアメリカとの対立が芽ばえ始めた。すでに日露講和条約締結直後の1905(明治38)年，アメリカの鉄道企業家ハリマン(Harriman，1848～1909)は長春・旅順間の鉄道を日米共同経営とすることを提案したが，日本政府はこれを拒否した。その後も，アメリカは満州に対する門戸開放を唱えて，1909(明治42)年には国務長官ノックスが，満州における列国の鉄道権益を清国に返還させ，これを列国の共同管理のもとにおくこと(満州の鉄道中立化)を提案したが，日本とロシアがこれに反対して，この提案は実現しなかった。

また，日露戦争のころからアメリカ・カナダなどで，**日本人移民排斥運動**が労働組合などを中心に活発に展開されるようになり，1906(明治39)年にはサンフランシスコで，日本人が公立学校への通学を禁止される事件(日本人学童隔離問題)がおこり，1913(大正2)年にはカリフォルニア州で，日本人(アメリカ市民たり得ない外国人)の土地所有を禁止する

❶ 黄色人種が白人をアジアから駆逐しようとするのではないかと警戒し，ヨーロッパ諸国はキリスト教文明を守るためにこれと対決すべきであるとする主張で，すでに日清戦争直後から，ドイツ皇帝ヴィルヘルム2世らが盛んに唱えていた。

法律が制定されるなど，日本人移民に対する圧力も強まってきた。

日露の協調が進むと，アメリカは1910(明治43)年，5000万ドルの借款を清国に与え，イギリス・ドイツ・フランスをさそって四国借款団を組織し，豊富な資金に頼っていわゆる「**ドル外交**」を進めた。こうして東アジアにおける情勢は日米の対立をはらんでしだいに新しい様相を示してゆくのである。

参考 **アメリカの日本人移民** 日本人のアメリカ移民の最初は，1869(明治2)年カリフォルニア州に入植した旧会津藩士たちだったという。その後，一般の移民も始まり，鉱山・鉄道敷設・道路建設・農場などの労働者として働いた。1898年，アメリカのハワイ併合により，ハワイの日本人移民はよりよい労働条件を求めてアメリカ本土に渡ることが多くなり，20世紀に入ると，アメリカの日本人は毎年1万人位の割合で増え続けたという。毎年100万人にも達したヨーロッパ系移民に比べればそれほどの数ではなかったが，日本人移民は勤勉で，低賃金・長時間労働をいとわなかったので，白人労働者の地位を脅かした。そのうえ生活習慣・宗教意識の違いや言葉の障害などから，例えば日曜日も教会に行かずに働いたりしたため，なかなかアメリカ人社会にとけ込めず，日米摩擦の原因となった。カリフォルニア州の日本人移民排斥運動は，1890年代から始まったが，日露戦争のころになると，アメリカの全国的な労働組合団体がこれに加わるなど活発化し，1906年にはサンフランシスコで，日本人の学童が公立学校への通学を一時禁止される事件がおこった。その後，1907(明治40)年日米紳士協定が結ばれ，日本はアメリカへの移民を自主規制したが，カリフォルニア州では日本人の土地所有が禁止されるなど排日気運がいっそう高まり，結局，1924年には新移民法(いわゆる**排日移民法**)が連邦議会で成立し，日本人移民のアメリカへの入国は，ほぼ全面的にできなくなった。

桂園時代

日露戦争を通じて日本の国内政治にもいろいろな変化が現われた。日露戦争後の1906(明治39)年，第1次桂内閣は退陣し，第1次西園寺内閣が成立したが，これ以後，藩閥・官僚勢力や陸軍をバックとした**桂太郎**と，衆議院の第一党である立憲政友会の総裁**西園寺公望**とが"情意投合"して交互に内閣を組織するという形が続き，いわゆる**桂園時代**が訪れた。山県有朋をはじめとする藩閥政治家の長老は**元老**として，各種の重要国務に参画し，後継首相の推薦などを通じて政界に隠然たる勢力をふるっていた❶。

第1次桂太郎内閣 1901.6～06.1	第1次西園寺公望内閣 1906.7～08.7	第2次桂太郎内閣 1908.7～11.8	第2次西園寺公望内閣 1911.8～12.12
02.1 日英同盟調印 03.8 対露同志会結成 .11 平民社設立 04.2 日露戦争開戦 .8 第1次日韓協約 05.9 ポーツマス条約調印。日比谷焼き打ち事件 .11 第2次日韓協約	与党 立憲政友会 06.1 日本社会党結成 .2 統監府開庁 .3 鉄道国有法公布 .11 南満州鉄道㈱設立 07.7 第3次日韓協約	08.10 戊申詔書発布 09.10 伊藤博文暗殺さる 10.3 立憲国民党結成 .5 大逆事件の検挙 .8 韓国併合条約調印 11.2 日米通商航海条約調印 .3 工場法公布	与党 立憲政友会 12.7 明治天皇亡くなる .8 友愛会発足 .11 閣議で陸軍の2個師団増設否決 .12 陸相上原勇作が帷幄上奏

桂園時代の主な政策

❶ とくに山県有朋は軍部(陸軍)・高級官僚・枢密院・貴族院などの間にいわゆる山県閥をつくって，大きな政治的影響力を保持していた。

一方，立憲政友会は原敬を中心に藩閥・官僚勢力と対抗し，これと妥協を重ねながらも，衆議院の第一党を確保し，鉄道・河川・港湾など地方の利益につながる問題を取りあげることによって，勢力地盤を拡大し，官僚や貴族院の一部にも勢力をおよぼした。

日露戦争後，軍部が中心となって大規模な軍備拡張計画が立案された。しかし，1907(明治40)年以後不況が進み，国家の財政状態が苦しくなって財政整理が必要となると，軍拡計画も思うようには進まなくなった。

【帝国国防方針】 1907(明治40)年，軍部は山県有朋らが中心となって帝国国防方針を立案した。これは，陸軍はロシア・フランスを仮想敵国として17個師団を25個師団に増強し，海軍はアメリカに対抗して戦艦・巡洋戦艦各8隻を中心とする大艦隊(八・八艦隊)を建設する，というものであった。

こうした状況のなかで，政府は1908(明治41)年に**戊申詔書**を発して家族主義を強調し，節約と勤勉による国力の増強を説いて，内務省を中心に**地方改良運動**を進めた。そして，町村の租税負担の能力を高め，農村共同体を町村のもとに再編して，国家の基礎を固めることに力を注いだ。そのために，旧村落ごとの**青年会**を町村ごとの青年会に再編強化し，内務省・文部省の指導下に組織化をはかった。また，1910(明治43)年には**帝国在郷軍人会**が設立され，町村ごとの在郷軍人会をその下部組織に組み込んだ。同年には産業組合中央会や帝国農会も設立され，政府の指導下に**産業組合運動**がしだいに本格化していった。

5．近代産業の発展

産業化の基盤整備

明治初年以来，おおむね輸入超過が続いていた貿易収支は，生糸と鉱産物の輸出増大や，松方正義のもとでの財政緊縮と不況の影響による輸入の減少によって，1882(明治15)年より輸出超過に転じた。こうした貿易の発展による刺激や，貨幣・金融制度の整備などによって，1880年代後半には産業界は不況を脱して活況を呈し，1886～89(明治19～22)年には鉄道と紡績部門を中心に**株式会社**設立のブームがおこった。これが，日本最初の**企業勃興**といえる。1890(明治23)年にはその反動として金融が逼迫し，恐慌がおこったが，それを契機に日本銀行が民間の普通銀行を通じて積極的に資金を供給するようになり，その後，民間の近代産業は順調に発展をみた。

事業所	年代	払下げ先	払下げ価格
高島炭鉱	1874年	後藤，のち三菱	550,000円
院内銀山	1884	古河	108,977
阿仁銅山	1885	〃	337,766
三池炭鉱	1888	三井	4,590,439
佐渡金山	1896	三菱	1,730,000(大阪製錬所とも)
生野銀山	〃	〃	
長崎造船所	1887	三菱	459,000
兵庫造船所	〃	川崎	188,029
深川セメント製造所	1884	浅野	61,741
新町紡績所	1887	三井	150,000
富岡製糸場	1893	〃	121,460

主要な払下げ工場・鉱山(小林正彬『日本の工業化と官業払下げ』より。年代は払下げ許可年。)

また，1880年代後半には鉱山や造船所などの**官営事業の民間への払下げ**が本格的に進められ，民間産業の発展に大きな役割を果たした。払下げを受けたのは，多くが政府と特権的に結びついていた三井・三菱などのいわゆる**政商**であった。彼らは，政府が巨額の費用を投じて建設した官営事業を比較的安い値段で払下げを受け，商業資本から産業資本へ転化し，日本資本主義の中心的な担い手に成長して，財閥としての足場を築くにいたったのである。

民間企業の勃興

[工　業]　**製糸業**は伝統的な農村の養蚕業を基盤に国産の繭を原料として，主としてアメリカ向けの輸出産業として急速に発達した。輸入の機械の長所を取り入れて，これまでの日本独自の技術に改良を加えた**器械製糸**による工場が，長野県の諏訪地方など各地の農村地帯につぎつぎと誕生した。しかし，その規模は紡績業に比べれば比較的小規模で，また，在来の**座繰製糸**もまだ広範に残り，両者は並行して発展をとげた。

幕末以来，機械制生産による安価な綿糸や綿織物が大量にイギリスなど海外から輸入されるようになったため，日本の伝統的な手工業生産による綿糸や綿織物生産は，輸入品に圧迫されて一時衰えた。しかし，1870年代にはウィーンの万国博覧会をきっかけに**飛び杼**の技術が日本に紹介され，これを取り入れて手織機を改良し，綿織物業は農村を中心に小規模ではあるが，徐々に生産を回復した。

紡績業の部門では，1880年代に政府の奨励により各地に設立された2000錘紡績がふるわなかったなかで，1883(明治16)年操業を開始した**大阪紡績会社**が，蒸気機関を原動力とするイギリスから輸入した紡績機械(ミュール紡績機，のちリング紡績機)を用いて，大規模

ガラ紡

な生産（1万錘）を展開して成功を収めた❶。この成功が刺激となって，1880年代末には摂津紡績・鐘淵紡績会社など大規模な**機械制生産**による紡績会社がつぎつぎと設立され，機械紡績は在来の手紡や**ガラ紡**❷による綿糸の生産を圧倒するにいたった。そして，1890（明治23）年には，国内の綿糸生産高は輸入高を上まわった。

［交通・運輸］　近代産業の発展と並行して，交通・運輸機関の発達も著しかった。鉄道部門では，1889（明治22）年，官営による**東海道線**（新橋・神戸間）が全通し，1892（明治25）年には**鉄道敷設法**が制定されて，全国幹線網の計画が立てられた。また，民営の鉄道も華族の金禄公債を主たる資本として，1881（明治14）年**日本鉄道会社**が設立された（1891年，上野・青森間全通）のをはじめとし，1880年代後半の私鉄ブームの結果，早くも1889（明治22）年には営業キロ数では民営が官営を上まわり，山陽鉄道・九州鉄道など幹線の建設が進んで，日清戦争後には本州の両端である青森・下関間が鉄道によって連結された。海運部門では，1885（明治18）年，三菱汽船会社と共同運輸会社が合併して**日本郵船会社**が設立され，政府の保護のもとに，**大阪商船会社**と並んで，沿岸航路から外国航路にも進出するようになった。

産業革命の達成

日清戦争後，政府は清国から得た巨額な賠償金をもとにぼう大な経費を投入して，軍備の拡張と産業の振興を中心に，いわゆる**戦後経営**を推進した。その影響で，経済界には空前の好景気が訪れ，企業の勃興があいつぎ，著しい会社設立ブームの様相を呈した。1900（明治33）年から翌年には**資本主義恐慌**が訪れ，銀行をはじめ産業界に大きな影響を与え，企業の倒産や操業短縮がおこったが，政府の指導によって，日本銀行は普通銀行を通じて盛んに産業界に資金を供給し，また，政府は日本勧業銀行・府県の農工銀行・日本興業銀行などの特殊銀行の設立を進め，産業資金の調達と供給にあたらせた。

19世紀末，欧米先進諸国は金本位制を採用していたが，アジアでは，日本・中国など多くの国でなお銀本位制が主流であった。しかし，金銀相場の変動などから貿易関係は不安定で，欧米諸国との貿易の発展や外資導入をはかるためにも不便であった。そこで政府は金本位制の採用をはかり，清国からの賠償金を金準備にあて，1897（明治30）年には**貨幣法**を制定して**金本位制**を実施した。

このようにして，日清戦争前から紡績業や製糸業など繊維産業部門で始まっていた**産業革命**は，戦後になるとさらに著しい発展をみせ，その結果，繊維産業部門を中心に**資本主義**が成立するにいたったのである。その模様を部門別に眺めてみることにしよう。

❶　大阪紡績会社の工場では，日本で初めて夜間に電灯を用い，昼夜2交代制で機械をフル稼動させて，生産をあげた。

❷　臥雲辰致の発明による簡単な紡績機械で，1877（明治10）年の第一回内国勧業博覧会で賞を授与された。一時は愛知県を中心にかなり普及したが，1890年代になると本格的な機械紡績の発達におされて，ガラ紡による生産は衰えていった。

【産業革命】　機械制生産が，それまでの家内工業・手工業生産を圧倒して工業生産力が飛躍的に増大し，資本主義が支配的な生産様式および経済体制となる社会・経済上の変革をいう。18世紀末にイギリスにおこり，19世紀半ばころまでに欧米先進諸国で達成された。日本では1900（明治33）年ころまでに繊維産業部門を中心に，産業革命が一応達成されたが，重工業部門はかなり立ち遅れていた。なお，最近，イギリスなどでは，イギリスでおこった「産業革命」による経済的・社会的変化は，「革命」と呼べるほど急激で大きな変化ではなかったとして，「産業革命」という用語の使用を避ける学者たちも出てきている。

［工　業］　1880年代の末から企業熱は急速に盛んになり，各地に新しい会社・工場がつくられ始めた。1886（明治19）年にはわずか53だった原動機使用の工場は，1890（明治23）年の最初の恐慌にもかかわらず1891（明治24）年には495の多きにのぼり，日清戦争の勝利はその飛躍的発展をもたらした。なかでも**紡績業**の発展はめざましく，右の表が示すように，綿糸生産高は1889～99年の間に11倍強となった。原料の綿花を中国・インド・アメリカなどから輸入して盛んに綿糸生産にあたったが，輸入綿糸を駆逐して国内の需要を満たしたばかりでなく，**綿糸輸出税**と**綿花輸入税**の撤廃（1894年と1896年）など，政府の積極的奨励策のもとで，中国・朝鮮への輸出を急速に増大し，輸出高は1897（明治30）年には輸入高を完全に上まわった。

年次	工場数	錘数	生産高	輸出高	輸入高
1889	28	215	67	—	—
1891	36	354	145	0.1	57
1893	40	382	215	11.0	65
1895	47	581	367	11.8	49
1897	65	971	511	140	54
1899	78	1190	757	341	30

紡績業の発達　錘は紡績機の糸巻心棒で単位は1000，生産高以下の単位は1000梱。

また，製糸業は最も重要な輸出産業として発展し，同じ10年間に生産高はほぼ2倍になり，1894（明治27）年には**器械製糸**による生産高が在来の**座繰製糸**の生産高を上まわり，大規模な製糸工場もつくられるようになった。製品の生糸は，フランス産・イタリア産・清国産の生糸との国際競争に打ち勝って，アメリカはじめヨーロッパ諸国にも盛んに輸出された。原料は国産の繭を用いたので，製糸業は外貨の獲得という点では，最も貢献度が高かった。そのほか，絹織物・綿織物・製紙・製糖業などの軽工業部門でも，しだいに機械制生産がそれまでの手工業生産を圧倒していった。とりわけ綿織物業の部門では，1897（明治30）年に**豊田佐吉**（1867～1930）らの考案した**国産力織機**が，それまで農村で行われていた手織機による問屋制家内工業生産を，小工場での機械制生産に転換させていった。

一方，重工業部門はまだ立ち遅れていた。政府は官営による軍事工業の拡充を進めたが，民間産業としては，政府の造船奨励策のもとで**三菱長崎造船所**など二，三の大規模な造船所が発達したほかには，みるべきものは少なかった。とくに重工業の中心として，軍事工業の基礎となるべき鉄鋼の生産体制は貧弱で，軍備拡張や鉄道敷設の必要などにより日清戦争後急増しつつある需要の大部分を外国からの輸入に頼っていた。そこで，政府は鉄鋼の国産化をめざして，大規模な官営製鉄所として**八幡製鉄所**を設立した。八幡製鉄所はドイツの技術を取り入れて，1901（明治34）年開業し，清国の大冶鉱山の鉄鉱石を原料とし，国産の石炭を用いて鉄の生産にあたった。当初は技術的困難に悩まされたが，ようやく日露戦争後には軌道に乗り，国内の鉄鋼のほとんど70～80％を生産した。しかし一般的には，重工業部門は軽工業部門に比べて立ち遅れ，とくに民間企業は貧弱で，その本格的発展は

貿易額の変遷（『日本経済統計総観』より）

品目別輸出入の割合（『日本貿易精覧』より）

日露戦争後に待ねばならなかった。

［交通・運輸］　近代産業の発展や軍事輸送の必要から，日清戦争後に交通・運輸機関も著しい発展をとげた。1896（明治29）年には門司・長崎間，1901（明治34）年には神戸・下関間の鉄道が民間の手で全通した。総営業キロ数も飛躍的に伸びたが，とくに目立つのは，日清戦争後も引き続き民営の鉄道が大いに発達したことで，1902（明治35）年には全延長の約70％を私鉄が占めたのである。なお，京都・名古屋・東京などの大都市では，1890〜1900年代につぎつぎと**市街電車**が開通し，市民の足として親しまれた。

海運面では，造船奨励法，航海奨励法の制定（ともに1896年）などの政府の保護・奨励策のもとで，**日本郵船会社**がインド（ボンベイ）航路・北米（シアトル）航路・欧州（アントワープ）航路・豪州（メルボルン）航路を，**東洋汽船会社**も北米（サンフランシスコ）航路を開設するなど，外国向けの遠洋航路がつぎつぎと開かれていった。

［財政・金融］　財政面では軍備拡張や産業振興・教育施設の拡充・台湾植民地経営など，いわゆる“戦後経営”のためにばく大な経費を必要としたので，日清戦争後，財政は膨張の一途をたどった。そのため公債発行・地租増徴のほか，営業税・砂糖税・麦酒税の新設，酒・醤油税の増徴などあいつぐ税の新設・増徴が行われた。その結果，租税収入に占める地租の割合は，大幅に低くなり，明治初年の地租中心の租税制度から間接消費税中心の租税制度がととのえられた。

【人口と職業】　1872（明治５）年の総人口は3311万人で有業人口の81.4％が農林業，4.8％が鉱工業，5.5％が商業であった。1900（明治33）年になると，内地の総人口4482万人，有業人口の66.6％が農林業，13.5％が鉱工業，8.6％が商業であった。このように農林業人口の減少，鉱工業・商業・交通業人口の増加は明らかな対照をみせている。

［貿　易］　貿易面では，まずその総額が日清戦争後，すばらしい勢いで増加した。1902（明治35）年は1887（明治20）年の５倍以上にもなっている。つぎに目立つことは1882（明治15）年以来の輸出超過が，日清戦争後再び輸入超過にかわっていったことである。これは，綿花などの工業原料品や機械・鉄などの重工業製品の輸入が増大したためと考えられる。

輸出入品の内容をみると，日清戦争前の輸入品は綿糸・砂糖・毛織物などの加工品が多く，輸出品は生糸・茶・水産物・銅など日本特産の食料や原料品が多かった。それが日清戦争後になると，輸入品では綿花などの原料品が目立つようになり，輸出品では綿糸が生糸についで第２位となるなど加工品が増えており，日本が近代工業国へ一歩を進めたことが明らかになっている。輸出の主な相手国は，アメリカが第１位で，第２位は清国であった。

［農　業］　こうした資本主義の発展は，農業面にも大きな影響を与えた。工業に比べると，米作を柱とする零細経営が中心であった農業の発達は遅々としていたが，松方財政の影響による不況から抜け出した1890年代になると，米価をはじめ農産物の価格も上昇し，農村は比較的安定した発展を示すようになった。大豆粕などの金肥の普及や品種改良❶にみられる農業技術の向上によって，米の生産高は徐々に上昇したが，近代産業の発展による非農業人口の増大と生活水準の向上は，農産物，特に米の国内需要を増大させた。そのため米の供給はしだいに不足がちとなり，日清戦争後には朝鮮などから毎年米を輸入するようになった。

年	小作地（%）	自作地（%）
1873年平均	27.4	72.6
1883〜84年	35.9	64.1
1892年	40.2	59.8
1903年	43.6	56.4
1912年	45.4	54.6
1922年	46.4	53.6
1932年	47.5	52.5
1940年	45.9	54.1
1950年	10.1	89.9

小作地率の変化（『近代日本経済史要覧』より）

交通機関の発達・外国貿易の隆盛などに伴う商品経済の農村への浸透は，農村の自給体制をつき崩して，商業的農業をいっそう推し進めた。生糸の輸出に刺激されて桑の栽培や養蚕が盛んになったが，反面，自家用衣料の生産はほとんど行われなくなり，また，安価な外国産の原綿が原料にされたため，国内の綿花生産は衰えた。商業的農業の発展に応じて農業協同組合も芽ばえ，1900（明治33）年には**産業組合法**が成立して，信用・販売・購買・生産についての協同組合がつくられることになった。

そうしたなかで農民層の分解はさらに進み，1880年代から90年代にかけて小作地率は増加を続けた。大地主の間では，借金などのために農民が手放した農地を買い集め，小作人にこれを貸付けて耕作させ，みずからは耕作を離れて，いわゆる**寄生地主**となる傾向が強まった。地主は**小作料**をもとでに公債や株式に投資したり，みずから企業をおこしたりして，しだいに資本主義との結びつきを深めるとともに，地方有力者として地方自治体の役職についたり，議員になるなど，日本の政治の基底を形づくったのである。

資本主義の発展

日露戦争が終わると，軍備拡張をはじめとする戦後経営の必要から，国家財政はいっそう膨張した。政府は外国債や国内債の募集をさらに拡大し，また，各種の増税を行ってその財源にあてたが，財政状態は苦しかった。そうした財政の重圧のもとで日露戦争後の企業勃興は日清戦争後に比較するとあまり活発ではなく，好況も短期間に終わって，1907（明治40）年には恐慌がおこり，その後も不況が続いた。とくに農業生産の停滞や農家の窮迫が，この時期には社会問題として取りあげられるようになった。

❶　政府は1893（明治26）年，農事試験所を設置して，稲など農作物の品種改良に力を注いだ。

年次	造船	石炭	鉄	生糸	米
1897	321	121	144	118	97
1904	601	251	196	143	124
1908	1881	347	233	194	131
1912	1245	460	356	262	238

主要産業の生産力指数(1894＝100)

[工　業]　日露戦争後，これまで遅れていた**重工業部門**では，造船・車両・機械器具・鉄鋼・水力発電事業などが著しい発展を示した。例えば造船業では造船技術が世界の水準に追いつき，１万トン級の大型鋼鉄船が国産できるようになり，その国内自給率も，戦後数年のうちに60％近くなった。鉄鋼業では官営の**八幡製鉄所**の生産が本格化し，日本の銑鉄生産量は1901(明治34)年の５万トンから1913(大正２)年には24万トンと５倍近くに増え，鋼材は同じ期間中に6000トンから25万トンに達した。**日本製鋼所**をはじめ民間の製鋼会社も設立されるなど鉄鋼業の分野でも，民間企業がしだいに発展してきた。そのほか，工作機械工業では，**池貝鉄工所**が旋盤の完全製作に成功するなどの発展がみられた。また，水力発電が本格的に始まり，電力事業が発展して，大都市ではほとんどの家々に電灯がつくようになった。

軽工業部門でも，綿糸紡績・製糸・織物・製紙・製糖業などが引き続き発展を示した。紡績業では大企業同士の合併が行われて，寡占化が進んだ。綿糸生産との兼営で綿布の生産も盛んに行われるようになり，満州・朝鮮市場に進出を強めて，イギリス綿布・アメリカ綿布と対抗した。また，これまで手織機によるごく小規模な問屋制家内工業が行われていた農村の綿織物業では，**国産力織機**が使われて中小工場への転換が進んだ。製糸業はアメリカ向けの輸出がいっそうの発展を示し，1909(明治42)年には，その輸出規模は中国を追い越して世界最高となった。

しかし，このように重工業の著しい発展にもかかわらず，工業の中心は依然として繊維産業を中心とした軽工業にあったといえよう。

[貿　易]　工業の発展に伴い，貿易額もめざましい伸長をみせた。1902(明治35)年に総額５億3000万円だったのが，日露戦争後の1906(明治39)年には８億4000万円を超え，1912(大正元)年には11億4500万円を超えた。また，対満州の綿布の輸出と大豆粕の輸入，対韓国(朝鮮)の綿布の輸(移)出と米の輸(移)入など，日本経済における植民地の役割が大きくなった。しかし，輸出が活発化したにもかかわらず，軍需品や重工業資材の輸入が増加したため，日露戦争後の貿易収支はおおむね入超で赤字続きとなり，この期間中に出超だったのは1906・1909(明治39・42)の２年度だけで，巨額な外国債の利払いもあって日本の国際収支はかなり悪化した。

鉄道の発達(『日本経済統計総観』より)

[交通・運輸]　鉄道事業は順調な伸びをみせ，営業キロ数で民営が官営を大きく上まわった。しかし，経営の統合と軍事輸送の便という経済的・軍事的な必要から，政府は1906(明治39)年に**鉄道国有法**を公布し，日本鉄道・山陽鉄道・九州鉄道など17社4500kmの私鉄を買収し，全国の主要な幹線はすべて国鉄となった。

[財閥の産業界支配]　こうした資本主義の発展に伴い，とくに1907(明治40)年の恐慌を経て，三井・三菱・住友・安田・古河などの**財閥**が，金融・貿易・運輸・鉱山業など多方面にわたって多角的経営を進め，三井財閥が1909(明治42)年**三井合名会社**を設立したのをはじめ，各財閥とも持株会社を中心に**コンツェルン**の形態を整えて産業界を支配するようになった。いわゆる**独占資本**の形成である。

東京駿河町三井組バンクの錦絵　1874(明治７)年に建てられた三井組の総本山。背後に日本銀行・第一銀行がみえる。

【三井と三菱】　財閥のなかでもとくに強力だったのは三井と三菱であった。三井は江戸時代から呉服商・両替商として巨富を蓄え，維新後は政府と結びつき，いわゆる政商として，銀行・物産・炭鉱業などで発展をとげたが，1890(明治23)年以後，紡績・製紙・電機・金属・機械などの企業部門にも進出，1909(明治42)年設立された三井合名会社を頂点に巨大なコンツェルンを形成した。三菱は維新後，岩崎弥太郎が政府の特権的保護を受けて海運業で巨利を収めてその基礎をつくり，造船・保険業を中心に成長し，1893(明治26)年には**三菱合資会社**を設立し，製鉄・商事・信託・製紙・鉱業などにも手を広げ，1919(大正８)年には銀行部が独立して三菱銀行となり，合資会社のもとに財閥を形成した。

【参考】 **日本資本主義の特色**　日本の資本主義は，欧米先進諸国が200～300年を要した過程を，せいぜい半世紀というきわめて短期間で達成し，急速に成立・発展をとげた点に大きな特色がある。そして，資本主義の成立と発展の過程におけるめざましい「高度成長」は世界史上の驚異的な現象といえよう。もともと，こうした急速な発展は，政府の主導による近代産業育成政策のもとで，すでに産業革命を終わっていた欧米先進諸国から，高い水準の経済制度・技術・知識・機械などを日本に導入し，移植することによってもたらされたものである。産業化の推進には巨額の経費を必要としたが，産業革命達成への過程では，若干の例外を除けば，ほとんど外国資金に頼ることなく，日本国内でその資金が調達されたことも注目に値する。こうした歴史的条件のもとで，日本の急速な資本主義の形成が，その「副作用」として，工業と農業，あるいは大企業と中小企業の格差(二重構造)，劣悪な労働条件，さまざまな公害や環境破壊など，いろいろな「ひずみ」を生んだことも否定できないし，それらを利用することによって日本は急速な経済発展をとげた，という見方も成り立つかも知れない。しかし，これらの二重構造や「ひずみ」は，後発的に資本主義をめざす多くの国々におおむね共通の現象であり，しかも，日本の「高度成長」はきわめて例外的であった。そのことを考えれば，「ひずみ」や二重構造を理由とする見方では，「高度成長」の秘密を解き明かせないであろう。「高度成長」の秘密をどこに求めるかについては，さまざまな考え方があるが，寺子屋教育の伝統を引き継いだ学校教育による国民教育の普及がもたらした国民の読み書き能力の高さ，教育制度を通じて中下層の庶民が国家の指導階層にまで上昇し得るようなタテの社会的流動性の高さ，「日本人の勤勉性」，宗教的束縛の欠如，そして，国民の大部分が同一民族からなり，同一言語を用い，宗教的対立による流血もあまりないという状況のもとでの日本社会の同質性の高さなど，江戸時代以来の日本の歴史的条件の重要性を考慮することが必要であろう。

社会問題の発生

明治の中期以後，資本主義の発達がめざましくなり，工場制工業がつぎつぎに勃興するに伴い，賃金労働者の数も急増した。彼らの多くが農家の次・三男や子女で，貧しい家計を助けるためのいわゆる“出稼型”の労働者であった。しかも，産業革命の中心となった繊維産業部門の労働者は，大部分が女子であり❶，重工業や鉱山部門では男子労働者が多かったが，全体として女子労働者の比重が大きかったのである❷。これらの労働者は，同時代の欧米諸国に比べると，はるかに低い賃金で長時間の苛酷な労働に従事し，また悪い衛生状態・生活環境におかれるなど，労働条件は劣悪であった。

女工小唄

籠の鳥より監獄よりも
寄宿ずまいはなお辛い
工場は地獄で主任が鬼で
廻る運転火の車
糸は切れ役わしゃつなぎ役
そばの部長さん睨み役
(以下略)

(『女工哀史』より)

製糸工女の実態

余①嘗て桐生・足利の機業地に遊び，聞いて極楽，観て地獄，職工自身が然かく口にせると同じく，余も亦たその境遇の甚しきを見て之を案外なりとせり。而かも足利・桐生を辞して前橋に至り，製糸職工に接し，更に織物職工より甚しきに驚ける也。労働時間の如き，忙しき時は朝床を出で直に業に服し，夜業十二時に及ぶこと稀ならず。食物はワリ麦六分に米四分，寝室は豚小屋に類して醜陋見るべからず。特に驚くべきは，某地方の如き，業務の閑なる時は復た期を定めて奉公に出だし，収得は雇主之を取る。而して一ケ年支払ふ賃銀は多きも二十円を出でざるなり②。……若し各種労働に就き，其の職工の境遇にして憐むべき者を挙ぐれば製糸職工第一たるべし。

(『日本之下層社会』)

①著者の横山源之助。『日本之下層社会』は著者が貧民社会の実態を調査し，一八九九(明治三十二)年に刊行したもの。②これを一日当りに直せば六銭弱。当時の米価は一升一二銭くらい。

【労働時間と賃金】　劣悪な労働条件を最もよく表わしているのが，労働時間の長さと賃金の低さであった。重工業の男子労働者についてみれば，例えば東京砲兵工廠や石川島造船所では，1897(明治30)年ころ，1日10～11時間労働で，日給30～35銭(現在の3000円位)程度であったが，実際には残業して13～16時間働き，50～60銭位の日給を得ることが多かった。休日は普通は月2回。紡績工場の女子労働者(女工)は，昼夜2交代制の12時間労働(実働11時間)で，休日はおおむね隔週1回，賃金は日給7～25銭が標準であった。女子労働者の多くは寄宿舎に住んだが，肺結核などにより健康を損うことも少なくなかった。大企業に多かった紡績女工に比べ，中小企業に多かった製糸女工や織物女工の場合は，その労働条件はいっそう悪く❸，16～17時間労働もまれではなかったという。ちなみに当時の米価は1升(約1.5kg)14～15銭位，大学を卒業した役人の初任給は月額40～50円であった。

❶ 1900(明治33)年の統計によると，民間の工場(10人以上使用)労働者数は38万8296人で，そのうち繊維産業の労働者が23万7132人(製糸業11万8804人，紡績業6万2856人)と60％以上を占め，その約88％が女子であった。

❷ また，年少労働者の数も多く，例えば1897～98年ころの統計では，12歳未満の労働者が摂津紡績会社では全労働者中の21％余り，大阪紡績会社で10％余りを占めていた。

❸ この時期の労働者の苛酷な生活状況については，横山源之助『日本之下層社会』(1899年)や，政府が労働者の実態を調査して発表した農商務省編『職工事情』(1903年)などに描き出されている。また細井和喜蔵の『女工哀史』は，自分自身の紡績工場での体験をもとに，1910年代～20年代はじめの紡績業・綿織物業の女子労働者を中心に，その労働条件や生活の様子を描いている。

日清戦争以前には労働者の意識は成熟しておらず，労働運動は本格化しなかった。九州の高島炭鉱で，3000人の坑夫が虐待をしいられ，これが1888(明治21)年，雑誌『日本人』に取りあげられた**高島炭鉱事件**や，1886(明治19)年甲府の雨宮生糸紡績場で，100余名の女工が苛酷な労働条件に反対して**ストライキ**をおこしたことなどが，この時期の主な労働問題であった。

日清戦争後，労働者の階級的自覚がしだいに高まり，劣悪な労働条件を改善するために団結するようになった。1897(明治30)年にはアメリカから帰国した高野房太郎(1868～1904)らが職工義友会をおこし，「職工諸君に寄す」という一文を配布したが，これに片山潜(1859～1933)らが加わって，同年**労働組合期成会**が結成され，その指導のもとに，各地で鉄工組合や日本鉄道矯正会など労働組合がつくられ，待遇改善や賃金引き上げを要求する労働争議がしばしばおこるようになった。片山が中心となり，労働組合期成会・鉄工組合の機関誌として『労働世界』が発行され，労働組合運動が展開された。

これに対し政府は，1900(明治33)年に**治安警察法**を公布し，労働者の団結権・罷業権を制限して労働運動を取り締まったが，反面，生産能率の向上と資本家・労働者の階級対立の緩和のため労働条件を改善する必要があるという社会政策の立場から，労働者を保護する法律を制定しようとした。しかしそれは，資本家側の反対でなかなか実現しなかった。

労働組合が結成され労働運動が展開されるとともに，その指導理論としての社会主義思想が芽ばえるようになった。1898(明治31)年に**社会主義研究会**が生まれ，これを母体として1901(明治34)年には日本で最初の社会主義政党である**社会民主党**が結成された。しかし政府は，治安警察法によってただちにこれを禁止した。

【社会民主党】　中心メンバーは，幸徳秋水・片山潜・安部磯雄(1865～1949)・西川光二郎(1876～1940)・木下尚江(1869～1937)・河上清(1873～1949)らで，理想綱領としては軍備全廃・階級の廃止・土地と資本の公有化などをかかげ，実際運動の綱領としては貴族院廃止・軍備縮小・普通選挙実施・8時間労働実施などをうたった。そのころはマルクス主義の影響よりも，まだキリスト教的人道主義の性格が強かった。

そののち，日露戦争の危機が深まると，1903(明治36)年，**幸徳秋水・堺利彦**らは**平民社**をおこし**『平民新聞』**を発行して，社会主義の立場から反戦運動を展開した。

また，近代産業の急速な発展に伴い，さまざまな公害問題もおこった。なかでも**足尾銅山鉱毒事件**は地元の鉱毒被害民による足尾銅山の事業停止を求める運動が展開され，**田中正造**(1841～1913)らが議会でこれを取りあげて政府に対策を迫るなど，大きな社会問題に発展した。

【足尾銅山鉱毒事件と田中正造】　栃木県足尾町にある銅山は，江戸時代初期から幕府直営の銅山として有名であったが，明治初年，民間に払い下げられ，**古河市兵衛**(1832～1903)が経営者となった。彼は技術的改良を加え，最新の洋式機械を使って採掘にあたったので，銅の産出額は飛躍的に増大した。しかしその結果，銅の製錬過程から出る鉱毒が多量に渡良瀬川に流れ込んで大量に魚を死滅させ，1890(明治23)年の洪水では，流域の村々で作物が立ち枯れるなど田畑を荒廃させた。1891(明治24)年，栃木県選出の代議士**田中正造**(立

憲改進党)が衆議院でその対策を政府に迫り，その後も被害民とともに，しばしば鉱毒除去・銅山の操業停止と被害民の救済を政府に求めた。民間では，内村鑑三・木下尚江・島田三郎ら知識人・言論人が被害民を支援して鉱毒問題解決を求めるキャンペーンを展開し，鉱毒事件は大きな社会問題に発展した。政府は1897(明治30)年，鉱毒調査委員会の調査に基づき，経営側に対し鉱毒排除を命じたが，鉱毒防止措置は効果なく，被害はやまず，1900(明治33)年には，陳情のため集団で上京しようとした被害民と警官隊が衝突し，多数の検挙者を出した(川俣事件)。議会での請願や質問では効果がないと判断した田中正造は，1901(明治34)年，衆議院議員を辞職し，明治天皇に直訴した。のち，政府は鉱毒防止対策として渡良瀬川の洪水調整と鉱毒沈澱のための遊水池を建設することにし，建設予定地にあたる谷中村村民の反対を押し切ってこれを実行し，谷中村は廃村となった。

日露戦争を通じて社会矛盾が深まると，**労働争議**はしだいに激しくなった。1906(明治39)年，西園寺内閣が融和的態度をみせると，片山潜・堺利彦・西川光二郎らは**日本社会党**を結成して社会主義の実現を綱領として打ち出した。たまたまおこった東京市電の値上げ反対運動には，日本社会党は大衆行動に出て警官隊と衝突した。1907(明治40)年には足尾銅山・長崎造船所・別子銅山などで大規模なストライキがおこり，軍隊が出動するほどであったが，このような時期に日本社会党の内部には幸徳秋水ら急進派が直接行動を主張して(**直接行動派**)，議会政策を重視する穏健派(**議会政策派**)と対立する情勢がおこり，同年日本社会党は政府から解散を命じられた。翌年，仲間の出獄を歓迎した社会主義者たちが革命歌を歌い赤旗を掲げて行進し，警察隊と衝突し多数の検挙者を出す事件がおこった(**赤旗事件**)。

1908(明治41)年，第2次桂内閣が成立すると，社会主義運動に対する取り締まりはいちだんと厳しくなり，1910(明治43)年には明治天皇暗殺を計画したという理由で，多くの社会主義者が逮捕され，その翌年に処刑された。いわゆる**大逆事件**である。

大逆事件の判決を報じる新聞記事(『東京朝日新聞』1911〈明治44〉年1月19日付)

【大逆事件】　その真相は長く謎に包まれていたが，第二次世界大戦後になってようやく明らかになってきた。それによると，宮下太吉・管野スガら数人の急進的な無政府主義活動家が，天皇をすべての社会悪の根源としてその暗殺を計画し，爆裂弾の製造にあたっていたことが発覚して逮捕された。政府はこれを機に大量の社会主義者を検挙し，うち26名を非公開の裁判に付し，幸徳秋水ら12名を死刑，14名を懲役刑に処した。しかし，実際には幸徳は天皇暗殺計画には消極的だったらしく，今日では処刑された人々のなかには無実だった者もあったとみられている。

政府は大逆事件をきっかけに社会主義運動を弾圧するため，警視庁内に**特別高等課**(**特高**)を設置した。国民の大多数は社会主義を危険視するようになり，社会主義者の活動は一時まったく衰えてしまった(「**冬の時代**」)。

同時に，政府は1911(明治44)年**工場法**を制定するなど社会政策的配慮から労働条件の改善をはかり，労働者と資本家との対立を緩和してその協調をはかろうとした。

【工場法】　政府は，社会政策の立場に立って，かねてから農商務省を中心に労働者保護の立法措置を行おうとして法案作成にあたっていたが，経営者・資本家側の強い反対でなかなか実現しなかった。1911(明治44)年になり，ようやく工場法として日本最初の労働者保護立法が実現した。少年・少女の労働時間を12時間以内とし深夜業が禁止となったが，適用範囲は15人以上を使用する工場に限られ，製糸業では14時間労働，紡績業では制限つきながら，深夜業を認めるなど，不徹底なものであった。5年余りの猶予期間をおいて，工場法は1916(大正5)年に施行された。

東京や大阪のような大都市では，下層民が集中して住む**貧民窟**(スラム)が出現し，貧困や衛生状態の劣悪化などが深刻化した。民間でこうした問題と取り組んで，山室軍平(1872～1940)の救世軍などキリスト教団体による社会救済事業が活発に展開された。また，矢島楫子(1833～1925)らの**キリスト教婦人矯風会**は，公娼制度の廃止と女性の更生補導をめざして(**廃娼運動**)，その生活改善の運動を進めた。

東京の「貧民窟」(『風俗画報』)　1890年代の東京などの大都市には，日雇いなどで生計をかろうじて立てる貧しい人びとが居住する「貧民窟」が各所に存在した。

一方，こうした社会問題は農村にもおこった。日露戦争後の慢性的不況の影響を受けて都市の人口吸収は限界に達し，農村には人口がだぶつきはじめ，農産物も値下りし，農民の窮乏が目立ってきた。小作人が組合をつくって小作料減免を寄生地主に要求する動きもおこり，農村の共同体的秩序がゆるんで，社会の基礎が不安定になるという問題も現われ始めた。

6．近代文化の発達

明治文化の特色

明治文化の特色は，第1に江戸時代以前の日本文化の伝統を受け継ぎながら，そのうえに，思想・学問・芸術など各分野にわたって急速に西洋の近代文化を受け入れて，日本独特の新しい文化を築きあげたことである。

第2には，文化は当初，政府の指導育成のもとに発展したが，のちしだいに国民の自主的な努力によって国民文化として成長をとげたことである。このような文化の普及は，教育制度の充実，通信・交通機関の発達，ジャーナリズム・出版事業の活発化などに負うところが大きかった。

第3には，近代文化の特質として科学的精神の重要性の認識が高まったことである。それとともに学問・文学・芸術などがいちおう政治・道徳・宗教から独立して発展した。もっとも，この点はまだ十分なものではなく，政治権力や道徳的見地から学問上の理論や学説がゆがめられることもしばしばあった。とはいえ，江戸時代と比較すれば，相対的にみて，学問・文学・芸術などの独立性がより強くなったことは確かである。

第4には，西洋近代文化の受容・発展があまりにも急速であったことから，ややもする

と，それが上べだけの浅薄なものにおちいりがちだったことである。とくに，わが国における西洋近代文化の受容が，富国強兵をめざす近代国家の形成を最大の目的としたもので，必ずしも日本国民の生活に根ざしたものではなかっただけに，皮相的な模倣という性格はまぬがれず，かえって伝統的・日本的なものと，外来的・西洋的なものとのアンバランスをもたらし，文化的混乱を招いた面もあった。

参考　**知識人の西洋文化摂取の姿勢**　明治時代前期には積極的な西洋文化の摂取や近代的変革の進行に伴って，日本の知識人の間に，日本の歴史や伝統的な文化を軽視する傾向が広まった。それはちょうど第二次世界大戦後の日本で，一時，知識人の間に戦前の日本に対する全面的な否定的評価が流行したのと，よく似た現象であった。ベルツはそうした現象をつぎのように観察し，自国の固有の歴史や文化を軽視するようなことでは，かえって外国人たちの信頼を得られないだろうと批判している。

「ところが——何と不思議なことには——現代の日本人は自分自身の過去について，もう何も知りたくはないのです。それどころか，教養ある人々はそれを恥じてさえいます。『いや，何もかもすっかり野蛮なものでした〔言葉そのまま！〕』とわたしに言明したものがあるかと思うと，またあるものは，わたしが日本の歴史について質問したとき，きっぱりと『われわれには歴史はありません，われわれの歴史は今からやっと始まるのです』と断言しました。（中略）こんな現象はもちろん今日では，昨日の事柄いっさいに対する最も急激な反動からくることはわかりますが，しかし日々の交際でひどく人の気持を不快にする現象です。それに，その国土の人たちが固有の文化をかように軽視すれば，かえって外人たちのあいだで信望を博することにもなりません。」（『ベルツの日記』1876年10月25日）

思想界の動向

欧米列強から強い衝撃を受け，それに対応して近代的国民国家形成への道を歩んだ日本においては，政府や知識人たちの間には早くから個人の権利・自由とならんで，国家の独立と国権の拡張が近代国家形成過程における国民的課題として自覚されていた。それゆえ明治初年から**中江兆民**❶・大井憲太郎らがフランス流の天賦人権論に基づく自由民権思想を広めたが，それには**国権論**の要素が多く含まれていた。

1880年代の終わりころから，政府のそれまでとってきた欧化政策を上べだけのものとして，これに反対する主張が民間で強くなった。**徳富蘇峰**（猪一郎，1863～1957）は1887（明治20）年，**民友社**を設立し，同年，雑誌『**国民之友**』，1890（明治23）年には『国民新聞』を創刊して，山路愛山（1864～1917）・竹越与三郎（1865～1950）らとともに**平民的欧化主義**を唱えた。これは政府による上からの欧化政策を批判し，個人の自由と平等を基礎に積極的に西洋文化の摂取にあたろうとするもので，イギリス的な議会政治や社会政策も主張された。一方，**三宅雪嶺**（雄二郎，1860～1945）・杉浦重剛（1855～1924）・陸羯南（実，1857～1907）・志賀重昂（1863～1927）ら**政教社**（1888年設立）のグループは，雑誌『**日本人**』（1888年創刊）や『日本』（新聞，1889年）によって，西洋文化の無批判な模倣に反対し，日本固有の伝統のなかに価値の基準—“真・善・美”—を求め，それを基礎に国民国家をつくりあげようとする，いわゆる**国粋保存主義**を説いた。いずれも，国民を基礎にしたナショナリズムの立場に立

❶ 中江兆民はフランス留学から帰国後，ルソーの『民約論』を翻訳して紹介したり（『民約訳解』），西園寺公望を社長に『東洋自由新聞』を発刊したりして，自由民権の代表的思想家となった。

ち，上からの国家主義には批判的であったが，日清戦争を契機に，しだいに批判的立場は失われ，徳富の国家主義への転身にみられるように上からの国家主義に同化されていった。また，1900年ころになると，列強の帝国主義に対抗する形で，**高山樗牛**（1871～1902）は雑誌『太陽』によって**日本主義**を唱えた。

こうして，日清戦争後は，日本の対外膨張・大陸進出とそれを支える**国家主義**が思想界の主流となった。**加藤弘之**（1836～1916）・**井上哲次郎**（1855～1944）ら帝国大学（帝大，のち東京帝国大学）の学者が中心となって，ドイツ流の国家主義や社会有機体論などを取り入れ，盛んに個人に対する国家の優越を説いた。また，**社会進化論**が加藤らによって広まるなかで，これを国家と国家の関係に適用し，国際社会における優勝劣敗・弱肉強食を肯定する考え方が強くなっていった。国家主義の思想は伝統的な儒教道徳と結びつき，日本を天皇を頂点とする一大家族とみなし，「忠孝一致」「忠君愛国」の精神が強調されるようになった。このような家族国家観は，明治時代末期には政府により国定の修身教科書のなかに取り入れられ，義務教育の普及や国民道徳論の展開に伴って広く国民の間に国体観念を植えつけ，天皇制国家の社会秩序を内面から支える強力な道徳的・精神的支柱となった。

そして，こうした思想に反する考え方や学問研究に対してはしばしば強い圧力がかけられた。神道の実証的研究「神道は祭天の古俗」を『史学会雑誌』に発表した**久米邦武**（1839～1931）が，神道家らの攻撃によって帝大教授辞任を余儀なくされ，キリスト教徒の立場から教育勅語への拝礼を拒否した第一高等中学校の嘱託教員内村鑑三が，生徒やジャーナリズムの非難をあび，これに同調した学校当局によって教壇から追われたり（**内村鑑三不敬事件**），また小学校の日本歴史の国定教科書に南北朝併立説を執筆した喜田貞吉（1871～1939）が，南朝を正統とする立場から激しく攻撃され，編修官を休職となったりした（**南北朝正閏問題**）のは，その表われである。

信教の自由

明治初年の**神道**による国民教化の方針は十分な成果をあげるにいたらなかったが，政府は国家の統制のもとに，神社神道確立の方向に向かった。それとともに，民間の神道として政府の公認を受けたものが**教派神道**であった。明治年間に13派の教派神道が公認されたが，なかでも，幕末におこった天理教・金光教などは庶民の間にかなり広まった。

一方，仏教は廃仏毀釈の風潮が弱まるとともに勢力を回復し，井上円了（1858～1919）のような国粋主義の立場から仏教の覚醒を促したり，島地黙雷（1838～1911）のように神道の国教化に反対して信教の自由を説き，仏教復興をはかる仏教思想家も現われた。

キリスト教は幕末からオランダ人フルベッキ（Verbeck，1830～98），アメリカ人ヘボン，ジェーンズ（Janes，1838～1909），ロシア人ニコライ（Nikolai，1836～1912）らの外国人宣教師が来日して布教を行っていたが，1873（明治6）年禁制が解かれ，欧米の新しい文化・思想の流入に伴って，主として知識階級の人々にしだいに受け入れられるようになった。とくに，幕末に新しくもたらされたプロテスタンティズムの諸派は，外国人宣教師が中心となって，盛んに布教活動にあたり，教会や学校（ミッション＝スクール）の設立もあいつぐようになった。また，日本人の信徒のなかからも，新島襄・内村鑑三・植村正久（1857～1925）・海老名弾正（1856～1937）のようなすぐれたキリスト教思想家・教育者が現われて，とくに青年たちの心をとらえた。キリスト教の人道主義の立場から，社会福祉や廃娼運

動などの活動も行われるようになった。なお，信教の自由については，これを認めるべきであるという要求がしだいに強くなり，1889(明治22)年に発布された大日本帝国憲法のなかでも，「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」という条件つきながら，「信教ノ自由ヲ有ス」ることが明文化された(第28条)。しかし，キリスト教は庶民の間にはそれほど広くは普及しなかった。また，教育勅語が発布され，内村鑑三不敬事件がおこると，「忠君愛国」を強調する国家主義の立場から，キリスト教がこれと相容れないとする攻撃も行われるようになり❶，仏教界からのキリスト教攻撃もおこって，宗教界は混乱した。

【プロテスタント】 ルターやカルヴィンらのキリスト教の改革派は，カトリックの伝承主義に反対して信仰の内面性と聖書の尊重とを説き，福音主義・福音派と称した。1529年神聖ローマ帝国皇帝カール5世はシュパイエル国会で新教の保護を拒否したので，改革(新教)派は連合して抗議書(Protestatio)を提出した。ここからProtestant(抗議者)の語がおこり，その一派をProtestantismと称するにいたった。

教育の普及と統制

政府は近代化政策の一環として国民教育を重視し，その普及・発展につとめた。しかし，1872(明治5)年に公布された**学制**は，画一的すぎて国民生活の実情に合わない点も多かったので，1879(明治12)年，これを廃止して**教育令**を公布した。教育令はアメリカの制度にならう自由主義的なもので，小学校教育の大綱のみを定めて，その実際の運営は各地方の自主性にゆだねることとし，最低就学期間は16カ月と大幅に短縮された。しかし，その放任主義により，かえって教育が衰える危険もあったので，翌年，政府は教育令を大幅に改め(**改正教育令**)，学校教育の内容やその運営に対する政府の指導・監督を強化し，最低就学期間は3年間と定められた。

高等教育の面でも，1877(明治10)年，東京開成学校と東京医学校が合併して，**東京大学**が設立され，日本で最初の西洋風の近代的総合大学が発足した。

設立年代	名　称	所在地
1886	帝国大学 (1897東京帝国大学と改称)	東京
1897	京都帝国大学	京都
1907	東北帝国大学	仙台
1910	九州帝国大学	福岡
1918	北海道帝国大学	札幌
1924	京城帝国大学	京城
1928	台北帝国大学	台北
1931	大阪帝国大学	大阪
1939	名古屋帝国大学	名古屋

九帝大の成立

【帝国大学】 東京大学は，1886(明治19)年の帝国大学令公布とともに，帝国大学(1897〈明治30〉年に東京帝国大学と改称)となった。その後，明治年間に京都帝大・東北帝大・九州帝大などが設立され，中・下級の社会層からも広く人材を集め，高級官僚・高級技術者・学者など国家や社会の指導者たちを育成する機関としての役割を果たした。

このようにして教育はしだいに普及したが，反政府的な自由民権の風潮が高まるにつれて，政府ははじめの自由主義・功利主義的な教育政策から，しだいに国家統制を強化する方向に向かった。小学校において儒教道徳に基づく修身教育が重視され，政府による教科書の**検定制度**が実施されて，自由主義的内容の教科書が使用されなくなったのも，その表われである。

1886(明治19)年には，文部大臣**森有礼**らによって，帝国大学令・師範学校令・中学校令

❶ 例えば，井上哲次郎は「教育と宗教との衝突」という論文を発表して，キリスト教が教育勅語の精神に反しているとして攻撃した。

義務教育における就学率の向上(文部省『文教資料』より)

教育に関する勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ済セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス。爾臣民、父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭倹己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ、学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ、進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ、常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ。是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン。斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ倶ニ遵守スヘキ所、之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス、朕爾臣民ト倶ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ。

明治二十三年十月三十日

(官報)

・小学校令など一連の**学校令**が制定され，体系的な**学校教育制度**が確立された。小学校令では小学校は尋常小学校4年(一部に3年の課程も設置)とし，保護者には児童に教育を受けさせる義務があることを定めていた。さらに，1894(明治27)年高等学校令，1899(明治32)年実業学校令・高等女学校令・私立学校令，1903(明治36)年専門学校令，1918(大正7)年大学令が相ついで公布された。

教育普及の点については1890(明治23)年，小学校令が改正され，これによって尋常小学校3～4年間の**義務教育制度**が定められ，1900(明治33)年の改正で，4年間の義務教育期間が確定されるとともに，学校の授業料が廃止された。この結果，義務教育の就学率，とくに女子の就学率が大幅に伸びた。1907(明治40)年には尋常小学校が6年に延長されて義務教育となり，国家による初等教育の普及をもたらした。明治末期には，小学校は2万5000校を超え，児童の就学率は98％以上に達し，男女間の就学率の格差もほとんどなくなった。

政府の国家主義的な教育理念を広く国民に示したものが，1890(明治23)年に発布された**教育に関する勅語(教育勅語)**であった。これは井上毅・元田永孚(1818～91)らによって起草されたもので，儒教的な家族主義の道徳と近代的国家主義に基づく愛国の理念とを基礎に，「忠君愛国」「忠孝一致」を教育の基本として強調している。これによって，天皇は単なる政治的主権者であるばかりでなく，国民の道徳的・思想的中心とされた。教育勅語は学校で奉読することによって大きな効果を発揮し，その理念は1903(明治36)年に始まった小学校における**国定教科書の制度**とあいまって，修身教科書などを通じて，広く国民に国体観念を植えつけることとなり，天皇を中心とした国家体制を内面から支える役割を果たした。

一方民間では，福沢諭吉の**慶応義塾**(1868)，新島襄の**同志社**英学校(1875)，大隈重信の**東京専門学校**(1882，のち早稲田大学)をはじめ，東京法学社(1879，のち法政大学)，明治法律学校(1881，のち明治大学)，英吉利法律学校(1885，のち中央大学)，関西法律学校

(1886，のち関西大学)やキリスト教系のミッション=スクールなどの私立学校が発展し，官学とはやや異なった立場から，教育の普及に力を注ぎ，新しい時代にふさわしい新知識を身につけた多くの人材を世に送り出した。

さらに，女子高等教育の面では，明治初年には官立の女子師範学校・女学校などがつくられたが，その要請はしだいに高まり，政府は1899(明治32)年に制定した高等女学校令により，全国に高等女学校を設置し，女子教育の普及をはかった。民間においても女子の専門学校として，1900(明治33)年前後には，成瀬仁蔵(1858～1919)の日本女子大学校，津田梅子(1864～1929)の女子英学塾(のち津田塾大学)などが創設され，多くはいわゆる良妻賢母教育を中心とするもので，女子高等教育は男子と切り離されて別の発達をみた。

学問の発達

19世紀のヨーロッパでは，ダーウィンの進化論などの影響によって科学的精神が重んじられた。それは人文・社会科学諸分野に大きな影響をもたらし，しばしば宗教(キリスト教)上の教義と対立・衝突をもたらしたが，しだいに宗教的束縛を脱して，大学を中心にめざましい学問的発展を示した。進化論は1870年代後半，アメリカの動物学者で帝国大学理科大学(のち東京帝国大学理学部)に教授として招かれたモース(Morse，1838～1925)らによって，日本にも伝えられた。日本ではアメリカなどと異なり，キリスト教思想と衝突することがなかったので，進化論の考えはいち早く広まった。

明治時代の初め，政府は盛んに**外国人教師**を招いてその指導のもとに，いろいろな分野での科学的研究が取り入れられるようになった。そして，1890年代以降になると，しだいに日本人の学者の手による独創的な研究も進められるようになった。

科学技術の面では，まず物理学の分野で大森房吉(1868～1923)の地震計の考案(1901)，木村栄(1870～1943)の緯度変化公式のZ項の発見(1902)，長岡半太郎(1865～1950)の原子模型理論の発表(1903)などがある。医学の面では，コッホについて細菌学を研究した北里柴三郎(1852～1931)が破傷風菌の純粋培養・免疫体の発見などで業績をあげ，その弟子志賀潔(1870～1957)が赤痢菌を発見し(1898)，野口英世(1876～1928)が蛇毒の研究・梅毒スピロヘータの純粋培養に成功するなど，いずれも世界的名声を博した。薬学の面では秦佐八郎(1873～1938)のサルバルサンの発明，高峰譲吉(1854～1922)のアドレナリン・タカジアスターゼの創製，鈴木梅太郎(1874～1943)のビタミンB_1(オリザニン)の発見など重要な業績がみられる。植物学では，多くの新種を発見し，植物分類学に独創的な業績を残した牧野富太郎(1862～1957)が名高い。数学では近代数学の開拓者菊池大麓(1855～1917)があり，さらに，応用化学の面では下瀬雅允(1859～1911)の発明した新火薬(下瀬火薬)が，日露戦争で実用に供され大きな威力を発揮した。

人名(国名)	業績
法制	
ボアソナード(仏)	法典編纂
モッセ(独)	地方自治制制定
ロエスレル(独)	憲法起草
宗教	
ジェーンズ(米)	熊本洋学校
ヘボン(米)	新教伝道・医師
フルベッキ(米)	新教伝道・教育
文芸・美術	
ケーベル(露)	ドイツ哲学
フェノロサ(米)	古美術・哲学
ラグーザ(伊)	彫刻
フォンタネージ(伊)	洋画
キヨソネ(伊)	紙幣印刷・銅版
ハーン(小泉八雲)(英)	文学
歴史学	
リース(独)	実証主義歴史学
教育	
マレー(米)	教育行政
クラーク(米)	札幌農学校
自然科学	
モース(米)	動物学・考古学
ナウマン(独)	地質学
ミルン(英)	地震学
医学	
ホフマン(独)	ドイツ医学移植
ベルツ(独)	東京医学校→帝大
ウイリス(英)	東大病院
産業	
ワグネル(独)	陶器・ガラスなど
ケプロン(米)	北海道開拓
ケルネル(独)	駒場農学校

主な来日外国人とその業績

一方，工業技術の分野では豊田佐吉による自動織機の発明(1897年)をはじめとする一連の織機の改良が，綿織物業・紡績業の発展に大きく貢献した。また，白熱電灯・無線電信・電話などが輸入されて実用化され，明治末期には**自動車**が輸入されて陸上交通機関に用いられるようになった。電気事業，とくに水力発電事業が大いに発達したが，それとともに工場原動力として電動機が重要な地位を占めた。科学技術教育もしだいに普及し，大学の理工系学科・各種学会・研究所なども整備・設立されるようになった。

こうして，日本の科学技術は政府の積極的な振興策によって著しく発展し，世界的水準に迫ったが，同時に官学や軍事研究偏重という欠点もあった。民間の自主的な研究が冷遇されて国内で認められず，かえって外国で認められるということも少なくなかった❶。

一方，人文科学・社会科学の面では，はじめ英・米系の自由主義的傾向のものが主流であったが，明治時代後半には，ドイツ系の国家主義的な学問がしだいに優勢となった。哲学において，ドイツ哲学の影響を受けた井上哲次郎・大西祝(1864～1900)，法学においてはフランス法系の梅謙次郎(1860～1910)・富井政章(1858～1935)，イギリス法系の穂積陳重，経済学においては田口卯吉(1855～1905)らが業績をあげた。歴史学の分野においても西洋流の科学的な研究方法が取り入れられ，江戸時代以来の考証学的伝統と結びついていろいろな業績が生まれた。明治初年には文明史観に基づく新しい歴史の見方が取り入れられ，**田口卯吉**の**『日本開化小史』**のような文明史観による日本史の概説書が生まれた。明治の中ごろになると，帝国大学に招かれたリース(Riess，1861～1928)らの指導により，ドイツ流の**実証主義歴史学**が帝国大学を中心に盛んになり，日本史では久米邦武・重野安繹(1827～1910)・三上参次(1865～1939)，東洋史では那珂通世(1851～1908)・白鳥庫吉(1865～1942)・内藤湖南(1866～1934)，西洋史では坪井九馬三(1858～1936)らが輩出した。また，帝国大学に史料編纂掛(のち史料編纂所)がおかれて，**『大日本史料』『大日本古文書』**などの編纂事業が進められた。国文学では芳賀矢一(1867～1927)・藤岡作太郎(1870～1910)らの文学史研究が始まった。各種の専門的な学会もつくられ，学術研究の雑誌も刊行された。例えば歴史学の分野についてみると，1889(明治22)年，帝国大学文科大学史学科・国史科の教師・学生を中心に史学会が創立され『史学会雑誌』(のち『史学雑誌』)が創刊された。これは日本における歴史学研究の最も高い水準の専門的学術誌の一つとして，今日まで存続している。このように近代的な学界が形成されるようになった。

大学を中心とした学問研究や高等教育は，明治前期には西洋人教師・学者により外国語で行われることが多かったが，明治後期になると，留学生活から帰国した日本人の教師や学者などにより，日本語で進められるようになった。大学での西洋の学問についての講義が，ほとんど西洋の言語ではなく自国の言語で行われたのは，アジア諸地域のなかでも，

❶ 例えば，野口英世の研究は東京帝大医科大学(のち医学部)では認められず，のち渡米してアメリカのロックフェラー研究所で多くの業績をあげた。また，秦・高峰らの研究もいずれも外国で認められたものである。

むしろ珍しい事例であった。

ジャーナリズムの発達

明治時代を通じて新しい文化はしだいに国民の間に広まっていったが，そのために大きな役割を果たしたのは，教育の普及，交通・通信機関の発達とあいまって，新聞・雑誌などのジャーナリズムの発達であった。

ジャーナリズムの先駆は，江戸時代以来，庶民の間に広まっていた読売瓦版や戊辰戦争の最中に創刊された民間の『もしほ草』『中外新聞』，政府の『太政官日誌』などであるが，最初の日刊新聞は1870(明治3)年の**『横浜毎日新聞』**であった。1870年代には，『東京日日新聞』『朝野新聞』『朝日新聞』(のち『大阪朝日新聞』)をはじめ，新聞や雑誌がつぎつぎと創刊されたが，1880年代にかけて新聞の多くは自由民権運動と結びついて，政治的主張を発表することを中心とした**政論新聞**としての性格を強くもちながら，言論機関として著しい発展をとげた。このような政論新聞を当時，**大新聞**と呼んだのである。こうしたなかで，1880年代には独立不羈を唱え，中立の立場を掲げた『時事新報』も創刊された。

一方，興味本位に社会の出来事を伝え，庶民に娯楽を与えるという色彩をおびた**小新聞**も，下の表の『読売新聞』をはじめ『平仮名絵入新聞』『仮名読新聞』(ともに1875年創刊)などがあって，1870年代後半にはかなりの勢力をもっていた。

1890(明治23)年前後になると，両者の性格を兼ねそなえ，ニュース報道に重きをおいた全国的商業新聞が現われるようになってきた。『朝日』『毎日』の大阪系2紙がその中心で，日清戦争におけるニュース報道を一つの転機として本格的発展を始めたのである。

創刊	新聞名	中心人物
1870	横浜毎日新聞	島田　豊寛
1872	東京日日新聞	福地源一郎
〃	日新真事誌	ブラック
〃	郵便報知新聞	矢野　文雄
1874	朝野新聞	成島　柳北
〃	*読売新聞	子安　峻
1875	東京曙新聞	末広　鉄腸
1879	(大阪)朝日新聞	村山　竜平
1879	(東京横浜)毎日新聞	沼間　守一
1882	時事新報	福沢　諭吉
〃	自由新聞	馬場　辰猪
1888	東京朝日新聞	村山　竜平
〃	大阪毎日新聞	本山　彦一
1890	日本	陸　羯南
〃	国民新聞	徳富　蘇峰
1892	万朝報	黒岩　涙香
1893	二六新報	秋山　定輔
1903	(週刊)平民新聞	幸徳　秋水

主な日刊新聞(*は小新聞)

さらに，1900年代に入って，日露戦争のころになると，『万朝報』や『二六新報』を先駆けとして，有力新聞はしだいに大衆的色彩をおびるようになった❶。発行部数の増大とともに，政治問題を社会面で扱ったり，大きな段抜き見出しを使ったり，内容も一般に大衆向けに情緒に訴える記事が多くなった。

【主要新聞の発行部数】　1898(明治31)年における新聞の1年間の発行部数ベスト5は，つぎの通りである。『大阪朝日』3621万，『万朝報』3148万，『大阪毎日』3059万，『中央』2072万，『東京朝日』1548万。1日平均5万〜12万部位であった。

雑誌は明六社の『明六雑誌』(1874)，福沢諭吉の『民間雑誌』(1874)などが早かったが，明治の中期になると，『国民之友』(1887)・『日本人』(1888)についで，『太陽』(1895)・『中央公論』(1899)など時事評論を中心とした総合雑誌があいついで創刊され，新聞とならぶ重要な言論機関としての役割を果たした。こうしたなかで『団々珍聞』(1877)やフランス人ビゴー(1860〜1927)の『トバエ』のように政治や社会風俗を対象とする風刺画を中心とした雑誌も刊行された。また，『国家学会雑誌』(1889)・『史学会雑誌』のような各種の学術雑誌，女子教育から社会・文芸評論など広い分野を扱った『女学雑誌』(巌本善治，1885)や『文学界』(1893)・『しがらみ草紙』(1889)などの文芸雑誌も現われた。さらに明治後期になると，『労働世界』や『(週刊)平民新聞』などのように労働問題を取り上げたり，社会主義を主唱するものや，婦人雑誌なども現われるようになった。1911(明治44)年に平塚明(1886〜1971)らが創刊した『青鞜』は女性解放の主張を説いた異色の存在であった。

❶　『万朝報』と『二六新報』は1900年前後から勢力を伸ばした新興の新聞で，暴露主義的記事や下層社会の問題，対外硬派の主張を盛り込んだ記事を盛んにのせて庶民の間に人気を呼んだ。

出版界でも，1880年代から**活字印刷**が発達し，これまでの木版本にかわって活版の洋装本が普及した。文学・芸術・学術など各方面にわたる出版物が広く刊行されるようになって，国民の文化の向上をもたらした。

近代文学

明治初年は江戸文学の系統をひいた仮名垣魯文(1829〜94)の『安愚楽鍋』などのいわゆる**戯作文学**が盛んであった。儒教的な文学観が強く残っていたが，文明開化時代に流行した翻訳小説とともに，新聞や出版業の発達によって文学作品はしだいに広く国民の間で読まれるようになった。

1880(明治13)年前後から，自由民権運動の発展につれ，その思想を宣伝し国民を啓蒙するための**政治小説**が盛んになった。矢野竜渓(文雄)の『経国美談』，東海散士(1852〜1922)の『佳人之奇遇』，末広鉄腸(重恭，1849〜96)の『雪中梅』などがその代表である。

1880年代の中ごろになると，西洋の近代文学の影響のもとに，文学に芸術としての独自の価値を認めようとする考えもおこってきた。先駆けとなったのは1885(明治18)年の**坪内逍遙**(1859〜1935)の書いた**『小説神髄』**である。彼は，それまでの勧善懲悪的小説を排して，小説は人生のありさまを写すものであることを唱え，**写実小説**を説き，『当世書生気質』を発表してそれを実践した。ついで**二葉亭四迷**(1864〜1909)は**言文一致体**を説き，『浮雲』を著わして当時の社会に生きる人間の苦悩を描いたが，まだ十分には世に受け入れられなかった。

1890年代の文壇の主流を占めたのは，『多情多恨』『金色夜叉』などを書いた**尾崎紅葉**(1867〜1903)を中心とする**硯友社**のグループであった。彼らは雑誌『我楽多文庫』

作家名	作品名(年代)
成島　柳北	柳橋新誌(59)
仮名垣魯文	安愚楽鍋(71)
矢野　竜渓	経国美談(83)
東海　散士	佳人之奇遇(85)
末広　鉄腸	雪中梅(86)
外山　正一	新体詩抄*(82)
坪内　逍遙	小説神髄◇(85)　当世書生気質(85)
二葉亭四迷	浮雲(87)　あひびき◆(88)　平凡(07)
山田　美妙	夏木立(88)　胡蝶(89)
尾崎　紅葉	多情多恨(96)　金色夜叉(97)
幸田　露伴	五重塔(91)
樋口　一葉	にごりえ・たけくらべ(95)
森　鷗外	舞姫(90)　即興詩人◆(92)
島崎　藤村	若菜集*(97)　破戒(06)　夜明け前(29)
上田　敏	海潮音*◆(05)
与謝野晶子	みだれ髪*(01)
高山　樗牛	滝口入道(94)
土井　晩翠	天地有情*(99)
薄田　泣菫	白羊宮*(06)
北原　白秋	邪宗門*(09)
川上　眉山	うらおもて(95)
泉　鏡花	高野聖(00)
徳富　蘆花	不如帰(98)　自然と人生(00)
国木田独歩	武蔵野・牛肉と馬鈴薯(01)　運命論者(03)
島村　抱月	文芸上の自然主義◇(08)
長谷川天渓	自然主義◇(08)
田山　花袋	蒲団(07)　田舎教師(09)
正宗　白鳥	何処へ(08)
徳田　秋声	黴(11)　あらくれ(15)
石川　啄木	一握の砂*(10)　悲しき玩具*(12)　時代閉塞の現状◇(10)
夏目　漱石	吾輩は猫である(05)　草枕・坊っちゃん(06)
長塚　節	土(10)

* は詩歌　◇ は評論　◆ は翻訳

主な文学作家・作品一覧

(1885年創刊)によって風俗写実風の小説を盛んに発表し，文芸小説を一般庶民に広めた。広津柳浪(1861～1928)・泉鏡花(1873～1939)らがこの一派から出ている。

人間の自由な感情を重視する**ロマン主義**も，1893(明治26)年創刊された『**文学界**』を中心にしだいに大きな文芸運動となった。その中心は**北村透谷**(1868～94)・**島崎藤村**(1872～1943)らで，彼らは文芸の自立を主張し，それを功利的に考えることに反対するとともに，硯友社文学の卑俗性を鋭く批判した。とくに，藤村は『若菜集』(1897)を刊行して青年の清新な理想と情熱をうたいあげ，詩歌史上に一画期をつくった。また，同じころ出た女流作家**樋口一葉**(1872～96)も，『たけくらべ』『にごりえ』などに独特の美しい筆致で庶民の哀歓を描いた。ロマン主義はその後，与謝野寛(鉄幹，1873～1935)・**与謝野晶子**ら『**明星**』派の歌人に受け継がれ，しだいに奔放な官能的作風を示すようになり，高山樗牛は本能的・感覚的快楽に重きをおく美的生活論者となった。また，国木田独歩(1871～1908)は個人的な内面生活の探究に傾き，自然主義への道を開いた。

詩壇では1880年代の初めに，外山正一(1848～1900)・矢田部良吉(1851～99)らが『新体詩抄』を著わして新体詩運動を展開し，歌壇では1890年代の末に，**正岡子規**(1867～1902)が『万葉集』の伝統に立ち帰り，写生的作風で短歌革新を唱え，門下から伊藤左千夫(1864～1913)らを生んだ❶。子規はまた俳句の面でも写生風を唱え，1893(明治31)年に門下の高浜虚子(1874～1959)とともに雑誌『ホトトギス』を発刊した。

こうして，日露戦争後の文芸思潮の中心はロマン主義から**自然主義**へと移っていった。散文に転じた島崎藤村が『破戒』『春』『家』を発表し，**田山花袋**(1871～1930)が『蒲団』『田舎教師』を書き，自然主義文学の方向が定まった。それは，あからさまな現実描写と内面の真実を重要視し，個人的体験に基づき身辺の暗い現実を眺めるという**私小説**への道をとった。長塚節(1879～1915)・徳田秋声(1871～1943)らもこの流れをくむものである。

【自然主義】 19世紀後半のフランスを中心におこった文芸思潮で，ゾラ(Zola，1840～1902)やモーパッサン(Maupassant，1850～93)によって推し進められた。それは，自然科学的研究方法を文学に応用し，人間と現実の社会的環境の暗黒面を分析しようとするものであった。しかし，日本の自然主義文学にあっては，そうした社会性は薄く，もっぱら，個人の経験に頼る私小説的性格が強かった。

詩人**石川啄木**(1886～1912)は，「時代閉塞の現状」を書いて明治末期の八方ふさがりの社会的現実に厳しい批判を投げかけ，自然主義を乗り越えようとしたが，貧困のうちに若くして死んだ。

こうした文壇の流れにあって独自の存在を示していたのは，**森鷗外**(1862～1922)と**夏目漱石**(1867～1916)である。鷗外ははじめ『舞姫』などのロマン主義的な作品を発表して名声をあげ，雑誌『スバル』によって創作・文学理論活動を行ったが，のちにはしだいに歴史小説に傾いた。また漱石は『吾輩は猫である』で作家生活に入り，西欧の近代的個人主義を踏まえて社会の俗悪さに鋭い批判の目を向けたが，『心』『道草』『明暗』など晩年の作品では醜い人間のエゴイズムとの対決から，いわゆる"則天去私"という東洋的な悟りの倫理が追求されている。

❶ 伊藤左千夫は1908(明治41)年，長塚節とともに雑誌『アララギ』を創刊した。

芸　術

明治の芸術・芸能の世界は，初期の欧化主義の影響によって洋風が栄えたが，やがて国粋主義の台頭とあいまって，伝統芸術復興の動きがおこり，洋風芸術の吸収・消化も進んでいった。

［演劇］ 江戸時代以来の伝統をもつ**歌舞伎**は，明治初年に幕末から活躍していた**河竹黙阿弥**(1816～93)が，文明開化の風俗を取り入れ，散切物や活歴劇を書いて人気を得，また坪内逍遙は『桐一葉』などの史劇を発表して，歌舞伎の革新をはかった。1889(明治22)年には東京に**歌舞伎座**が落成し，1890年代に入ると伝統文化復活の風潮に乗って，**市川団十郎**(9代目，1838～1903)・**市川左団次**(初代，1842～1904)・**尾上菊五郎**(5代目，1844～1904)らが中心となって歌舞伎界は隆盛をきわめ，いわゆる**団・菊・左**の全盛時代が出現した。この時期の作者としては福地桜痴(源一郎)が名高い。

【散切物と活歴】 頭髪を散切りにした俳優が登場し，明治の新風俗を題材とした世話物が散切物で，1872(明治5)年大阪で『西国立志編』を翻案上演したのを初めとする。続いて1878(明治11)年，9代目市川団十郎が河竹黙阿弥の新作を演じた時代物は写実を旨としたので，仮名垣魯文が『仮名読新聞』で「活きた歴史だ，活歴だ」と侮蔑的に評したことから，活歴劇の名称が生まれた。

これに対して，自由民権運動の宣伝のため，角藤定憲(1867～1907)・川上音二郎(1864～1911)らが始めた壮士芝居は，日清戦争後，戦争劇を上演して地歩を固め，のち，しだいに家庭悲劇などを上演するようになった。これが**新派劇**と呼ばれるものである。

また，日露戦争前後には西洋の近代劇の移植が始まった。この先駆者は坪内逍遙で，1906(明治39)年に**島村抱月**(1871～1918)らとともに**文芸協会**をおこして，シェークスピアやイプセンの作品を上演した。さらに1909(明治42)年には，**小山内薫**(1881～1928)・市川左団次(2代目，1880～1940)が中心となって**自由劇場**を創立し，**新劇**運動を展開していった。

［音楽］ 音楽も洋楽の輸入によって面目を一新した。1879(明治12)年には文部省に音楽取調掛がおかれ，伊沢修二(1851～1917)らを中心に西洋の歌謡を模倣した**唱歌**が小学校教育に取り入れられ，国民の間に広く親しまれるようになった。1887(明治20)年には**東京音楽学校**が設立され，専門の音楽教育にあたった。作曲家としては『荒城の月』で知られる**滝廉太郎**(1879～1903)らが出て，多くのすぐれた作品を残した。なお，**映画**(活動写真)や蓄音器が輸入されたのも，1890年代のことである。

［絵画］ **日本画**は明治初年に欧米崇拝の風潮によって一時衰微したが，やがてアメリカ人**フェノロサ**(Fenollosa，1853～1908)が伝統的な日本美術の復興を主張し，**岡倉天心**(覚三，1862～1913)は，**狩野芳崖**(1828～88)・**橋本雅邦**(1835～1908)らとともに1887(明治20)年，**東京美術学校**を設立した。天心はやがて反対派と対立して校長の職を辞し，1898(明治31)年，**日本美術院**を創設した。その門下からは横山大観(1868～1958)・菱田春草(1874～1911)・下村観山(1873～1930)らが輩出した。

一方，**西洋画**ではワーグマン(Wirgman，1834～91)に師事した**高橋由一**(1828～94)が写実的画風で近代洋画の開拓者となった。明治初年に，日本政府の招きで来日したイタリア人キヨソネ(Chissone，1832～98)は銅版画技術の指導にあたり，同じくフォンタネージ(Fontanesi，1818～82)・ラグーザ(Ragusa，1841～1928)らが招かれて，工部美術学校でそ

れぞれ洋画・洋風彫刻技法を教授し，彼らに学んだ浅井忠(1856～1907)・小山正太郎(1857～1916)らは，1889(明治22)年，**明治美術会**を結成した❶。ついでフランスから帰国した**黒田清輝**(1866～1924)が，1896(明治29)年，**白馬会**を結成し，フランス印象派の画風を受けたその明るい新鮮な技法は**外光派**(紫派)と呼ばれた。清輝は東京美術学校に新設された西洋画科の教授となり，藤島武二(1867～1943)・岡田三郎助(1869～1939)・和田英作(1874～1959)らの後進を育てた。一方，浅井忠門下の満谷国四郎(1874～1936)らは**太平洋画会**をつくって白馬会に対抗し，浅井忠は京都に移って**関西美術院**を始め，安井曽太郎(1888～1955)・梅原竜三郎(1888～1986)らを育てた。このほか，白馬会から出た青木繁(1882～1911)は特異なロマン的作風で明治後期の画壇を飾った。

［**彫刻**］　彫刻では，明治初年には外国人の好みに合わせた牙彫(象牙彫)が盛んで，西洋彫刻技法も伝わったが，やがて**木彫**が復興して，**高村光雲**(1852～1934)・竹内久一(1857～1916)らが名作を残し，洋風彫塑では荻原守衛(1879～1910)・朝倉文夫(1883～1964)らがすぐれた作品をつくった。

また工芸では，陶磁器・漆器・七宝などについて伝統的技術にも西洋的技術が加味され，すぐれた作品がつくられるようになった。建築では，イギリス人コンドル(Conder，1852～1920)の指導のもとに辰野金吾(1854～1919)らが出て，赤煉瓦造の西洋風大建築に力をふるった。今日に残る明治後期の建築物としては，日本銀行本館(辰野金吾設計)，赤坂離宮(現，迎賓館，片山東熊設計)などが名高い。

近代絵画の系譜

図版特集

鉄道馬車

旧開智学校

❶　明治美術会はその暗い色調のために脂派と呼ばれた。

主な美術作品・建築物一覧

作品	作者	図
絵画		
悲母観音	(狩野　芳崖)	①
竜虎図	(橋本　雅邦)	
無我	(横山　大観)	
大原御幸	(下村　観山)	
落葉・黒き猫	(菱田　春草)	
鮭	(高橋　由一)	②
湖畔・読書	(黒田　清輝)	
海の幸	(青木　繁)	③
収穫	(浅井　忠)	
天平の面影	(藤島　武二)	
渡頭の夕暮	(和田　英作)	
夜汽車	(赤松　麟作)	
南風	(和田　三造)	
建築		
ニコライ堂	(コンドル)	
日本銀行本店	(辰野　金吾)	⑦
赤坂離宮	(片山　東熊)	⑥
彫刻		
老猿	(高村　光雲)	⑤
ゆあみ	(新海竹太郎)	④
技芸天	(竹内　久一)	
坑夫・女	(荻原　守衛)	
墓守	(朝倉　文夫)	

①
②
③
④
⑤
⑥
⑦

国民生活の近代化

明治時代における近代化の進行によって，国民の生活様式の上にもいろいろな変化がおこり，大都会を中心に西洋式の生活様式が取り入れられていった。東京をはじめ都市では，官庁・会社・学校・軍隊などで実用的な西洋風の衣食住が採用され，それはしだいに一般家庭にも広まっていった。例えば，明治初年には街灯として**ガス灯**が用いられ，家庭にはランプが使われるようになったが，明治時代の中ごろになると，官庁・会社・工場・学校・兵営やそのほか公共施設で**電灯**が用いられるようになり，やがて明治後期には大都市の一般家庭にも普及した。大都市の中心部では洋風建築が軒を連ねたが，とくに東京の丸の内には，1894(明治27)年に三菱一号館(のち東九号館)が落成したのをはじめ，つぎつぎに赤煉瓦のオフィスビルが建設され，なかにはエレベーターつきの貸事務所も現われ，丸の内赤煉瓦街として日本のビジネスセンターに発展した。

食生活では肉食，衣服では洋服の習慣も徐々に広まった。交通・通信の面では，明治初年には人力車や馬車が使われたが，**鉄道**の発達もめざましく，1890(明治23)年前後になると，東海道線の新橋・神戸間や日本鉄道の上野・青森間が全通し，江戸時代には10～15日もかかった東京から大阪・京都まで，わずか20時間程度で行けるようになった。

1890年代から1900年代には，京都をはじめ大都市では都市内の交通機関として**市街電車**が開通した。また，郵便・電信も全国に普及して利用者は急増し，電話も1890年代から利用されるようになった。

このような交通・通信機関の発達は，人間と物が短時間で遠距離に移動することを可能にし，言論機関や教育制度の発達とあいまって，人間の生活圏の急速な拡大をもたらし，狭い地域社会の範囲を越えた国家意識や国民としての自覚と一体感を，庶民層にまで押し広げることになった。明治中期以降，学生・生徒の間で修学旅行や庶民の観光旅行の習慣が広がり，江戸時代まではおおむね上流階級の人々に限られていた遠隔地の男女間の結婚が，庶民の間でも盛んになったのも，交通機関，とりわけ鉄道の発達によるところが大きかった。

しかし，以上のような国民生活の近代化は，なお都会中心のものであり，交通・通信の不便な農村地帯などでは，農作業の必要から太陽暦とともに旧暦が用いられるなど，依然として江戸時代以来の伝統的な生活様式が営まれていた。

三菱一号館

市街電車の風景(『観察絵本キンダーブック 第二編 乗物の巻』)

参考　**都会人の食生活**　明治時代後半になると，日本人の食生活は豊富になり，とりわけ都会では，和食・洋食など各種の料理が食卓を賑わすようになった。1897(明治30)年の調査では，東京には料理店が476軒，飲食店が4470軒，喫茶店(喫茶店)が143軒もあった。牛肉店も多く，肉鍋(すき焼)のほか，オムレツ・カツレツ・ビフテキなどを出したという。

1899(明治32)年夏，新橋にビヤホールが開店し，サンドイッチなどとともにビールを提供したところ，押すな押すなの大賑わいで，これをまねてビヤホールがつぎつぎと誕生した。「水菓子」(果物)も桃・梨・柿・みかんといった在来品種ばかりでなく，明治初年アメリカから入ってきたりんごが青森や北海道で栽培され，日本の植民地となった台湾のバナナやパイナップルとともに食卓にのるようになった。一方，農村では依然麦入りのご飯があたり前だったが，都会では米ばかりの白いご飯が普通になっていたので，都会に嫁入りした娘が里帰りして，麦入りのご飯はいやだと駄々をこね，母親を困らせるといった光景もみられたという。食生活の面でも都会と農村の格差はかなり大きかったといえよう。

人口の増加と伝染病

産業化の進行とともに明治初年約3300万人だった日本の人口は急速に増加し，明治時代末期には約5200万人(植民地を除く)に達した。産業化の影響でとりわけ都市人口の増加が目立った。出生率は上昇を続け，衛生環境や栄養状態の改善，医療技術とりわけ伝染病対策の進歩などにより，死亡率は少しずつ低下した。

とはいえ，都市の生活環境や工場の労働環境は決して良好なものではなく，伝染病などによる死亡者は，かなりの数にのぼった。とりわけ大きな脅威だったのは，幕末の開国とともに海外からもち込まれ，明治前期，しばしば日本国内でも大流行した**コレラ**であった。1879(明治12)年，1886(明治19)年の大流行では，それぞれ年間10万人以上の死者を出した。伝染病についての知識や衛生の考え方がまだ未発達だったので，庶民の間には，コレラが広まるのは外国人が井戸に毒を入れたからだとか，患者を隔離するのは肝をとって売るためだとか，誤解に基づくさまざまな流言が飛びかい，警察力をも動員した患者の強制隔離措置や消毒に反対する農民騒動がおこり，隔離や消毒にあたっていた医者や役人が群衆に襲われたりした。当時，コレラ患者の死亡率はきわめて高く，避病院(隔離用の医院・病棟)に収容された患者の大半は死亡したので，患者の家族や関係者はこうした措置に強く抵抗したのである。しかし明治時代後期には，港での検疫の強化，医療・衛生設備の改善，衛生思想の普及などにより，コレラの死者は激減した。

その反面，産業化の進行とともに，**肺結核**による死者は，かえって増加した。1900(明治33)年には年間約7万2000人弱だった肺結核および結核性疾患による死者は，1912(明治45)年には，約11万4000余人と約1.6倍に増えた(この間の人口増加は約1.16倍)。このように肺結核は，とくに若者にとって，死亡原因のうちで最も高い比率を占めるにいたった。

第10章 近代日本とアジア

1. 第一次世界大戦と日本

憲政擁護運動

日露戦争後，東アジアの強国となった日本は，1907(明治40)年の帝国国防方針により，陸軍は現有の17個師団を25個師団に増師し，海軍は戦艦・装甲巡洋艦各8隻の建造を中心とする**八・八艦隊**を実現するという軍備拡張の長期目標を設定した。しかし，財政事情が苦しく，この軍備拡張計画はなかなか予定通りには実行できなかった。陸軍は増師が進まないことに不満を抱いていたが，1911(明治44)年，中国で辛亥革命がおこるとこれに刺激され，日本が併合した朝鮮に駐屯させる2個師団の増設を第2次西園寺内閣に強く要求した。

しかし，そのころ日本の財政状態は悪化しており，実業界・言論界や政党の間からは，軍拡の財源にあてるための国債の発行や増税に反対する声が強く，財政・行政整理を求める気運が高かった。そこで1912(大正元)年立憲政友会の西園寺内閣は，財政難を理由に2個師団増設を受け入れなかった。これに抗議した陸軍大臣上原勇作(1856～1933)は，単独で天皇に辞表を提出し，西園寺内閣は総辞職に追い込まれた。同年12月，それまで内大臣であった桂太郎が陸軍や藩閥・官僚勢力を後ろ盾に三たび内閣を組織した。桂は組閣にあたって天皇の権威に頼り，再三詔勅を出して反対派をおさえようとしたが，その少し前に明治天皇が亡くなり，大正天皇(在位1912～26)が新しい天皇になったばかりのときで，国民の間には新しい政治への期待が広まっていたこともあり，陸軍や藩閥の横暴を非難する声がにわかに高まった。

こうしたなかで，立憲政友会の**尾崎行雄**・立憲国民党の**犬養毅**らの政党人や新聞記者団・商業会議所に結集する商工業者などが中心となり，「閥族打破・憲政擁護」のスローガンをかかげ，桂内閣打倒をめざす，いわゆる**憲政擁護運動**(**第一次護憲運動**)を展開した。桂は1913(大正2)年，みずから**立憲同志会**の結成に乗り出し，衆議院を停会して反対派の切り崩しをはかったが，国民党の一部(河野広中・島田三郎ら)や桂系の高級官僚たち(後藤新平〈1857～1929〉・加藤高明〈1860～1926〉・若槻礼次郎〈1866～1949〉ら)が立憲同志会に参加しただけで，衆議院の多数を制するにはいたらなかった。立憲政友会・国民党の大多数は激しく桂内閣を攻撃し，ついに同年2月，組閣以来2カ月足らずで桂内閣は退陣に追い込まれた(**大正政変**)。この際，護憲派を支持する多数の群衆が国会議事堂を取り囲み，警察官と衝突し，警察署や政府系の新聞社を焼打ちするなど大きな騒動となった。

このような都市における民衆の騒擾事件は，日比谷焼打ち事件以来しばしばおこったが，そうした民衆の動きが政局の成り行きに大きな影響をおよぼすようになったことは，明治末期から大正時代にかけての政治の上での重要な特色であった。

【憲政擁護】 1912年，桂内閣打倒のための憲政擁護大会のときに生まれた語。立憲政治，つまり国民の参政権を基礎とする憲法に基づいた政治を護るの意であるが，具体的には藩閥の打破，軍部横暴の抑制を目的とするもので，その後も，政党勢力や知識人・言論人たちが，藩閥・官僚・軍部・貴族院などの特権的勢力と対抗・反対するためのスローガンとして用いられた。

桂のあとを受けて，海軍に勢力をもつ薩摩閥(薩派)の**山本権兵衛**(1852～1933)が内閣をつくった。山本内閣は立憲政友会を与党とし❶，陸海軍大臣の現役武官制を改めて，予備・後備でも就任できるようにしたり，文官任用令を改正して自由任用・特別任用の範囲を広げ，政党員が高級官僚になる道を開くなど官僚機構の改革にも力を入れた。しかし，まもなく，山本内閣の海軍拡張計画に反対して，営業税・織物消費税・通行税の撤廃を求める廃税運動が広がり，また，**シーメンス事件**がおこって，同内閣は世論の激しい非難をあび，1914(大正3)年に倒れた。

【シーメンス事件】 海軍の高官たちがドイツのシーメンス社・イギリスのヴィッカース社などに軍艦・兵器を発注した際に多額のリベートを受け取ったという汚職事件。山本首相は海軍の実力者であったから，野党である立憲同志会の島田三郎らが激しく山本内閣の責任を追及し，再び内閣打倒を叫ぶ群衆が議事堂を取り巻くという騒ぎになった。結局，1914(大正3)年3月，海軍の予算案が貴族院で大幅に削減されて山本内閣は総辞職した。

山本内閣の退陣後，元老たちは軍備拡張の実現と衆議院の多数党たる立憲政友会の打破に期待をかけて，すでに政界の第一線から引退していた大隈重信をつぎの首相に推薦した。大隈は庶民的な性格や自由民権運動以来の政治的経歴によって国民の人気を集め，加藤高明(1860～1926)の率いる立憲同志会を与党として組閣した(第2次大隈内閣)。そして，1915(大正4)年の総選挙で立憲同志会などの与党が衆議院の過半数を制するという勝利を収め，大隈内閣は懸案の2個師団増設と海軍拡張案を実現させた。

第一次世界大戦

19世紀末以来，ヨーロッパでは新興のドイツ帝国が急速な発展をとげ，皇帝ヴィルヘルム2世の積極的な世界政策のもとに，イギリスに対抗して中近東に進出をはかり，大規模な海軍拡張計画を推し進めてイギリスを脅かした。イギリスは日英同盟締結以後，「光栄ある孤立」を放棄し，まず1904(明治37)年，英仏協商を結び，さらに日露戦争後，ロシアとの対立も緩和されたので，1907(明治40)年英露協商を結んだ。ここに露仏同盟(1891)と併せて**三国協商**が成立し，ドイツの進出に対する包囲体制ができあがった。これに対してドイツは，先にイタリア・オーストリア＝ハンガリーと結んだ**三国同盟**(1882)の強化をはかり，とくに，オーストリアとの軍事的協力を深めた。1905・1911(明治38・44)年の2度にわたり，モロッコをめぐって独仏の対立が尖鋭化し，また，バルカンをめぐって，協商側と同盟側の紛争がしばしばおこった。

第一次世界大戦前の主な同盟・協商関係

❶ 立憲政友会から原敬が内務大臣として入閣したのをはじめ，3名が入閣し，ほかにも多くの閣僚が立憲政友会に入党した。そして，山本首相は立憲政友会の主義・綱領を尊重することを声明し，山本内閣は実質的には立憲政友会内閣に近いものであった。

第一次世界大戦中のヨーロッパ

【バルカンの動揺】 当時バルカン(Balkan)地方には多くの少数民族が群居し，民族・宗教・言語問題など複雑な利害対立を生み出していた。1912・13年には2回にわたるバルカン戦争がおこったが，列強はこれを利用して，こぞってバルカンへの進出をこころみ，"ヨーロッパの火薬庫"といわれるほど対立は深刻なものとなっていった。

なかでも，日露戦争後，ロシアが**パン＝スラブ主義**を唱えて，セルビア人らバルカンのスラブ系諸民族の結集をはかりつつ進出を策し，**パン＝ゲルマン主義**をかかげてこの地域での勢力拡張をはかろうとするドイツやオーストリア＝ハンガリーとの対立が激化し，一触即発の国際的緊張が高まっていった。

1914(大正3)年6月，ボスニアの首都サライェボを訪問中のオーストリア皇太子夫妻が，反オーストリア秘密結社に属するセルビア青年によって暗殺された(**サライェボ事件**)。この事件は一瞬のうちに国際危機を爆発させ，全ヨーロッパをたちまち戦争の嵐に巻き込んだ。同年7月，まずオーストリアがセルビアに宣戦を布告し，ついで8月には，ドイツがオーストリアの側に立ち，ロシア・イギリス・フランスなどがセルビアに味方して，つぎつぎと参戦し，全ヨーロッパを戦争に巻き込んで史上空前の**第一次世界大戦**が始まった❶。

イギリスは，東シナ海におけるドイツの仮装巡洋艦(武装商船)の撃破のため日本に参戦を求めた。しかし，日本政府(第2次大隈内閣)は外務大臣加藤高明が中心となり，列強の関心がヨーロッパに集中しているすきに，東アジアにおける日本の諸権益を強化し，その地位を確固たるものにするよい機会だと考え，軍事行動を海上作戦に限定するよう求めたイギリスの要請には応ぜず，参戦の根拠を広く日英同盟協約におくこととして，1914(大正3)年8月**対独宣戦**を布告した。そして3カ月ほどで，日本陸軍はドイツの東アジアにおける重要な根拠地である中国山東省の青島を，海軍はドイツ領の南洋諸島(赤道以北)を占領し，ドイツの勢力を東アジア・オセアニアから一掃した。また連合国の要請で，日本の艦隊が地中海に出動し警戒にあたった。

参考　加藤高明外相の参戦発言　「斯かる次第で日本は今日同盟条約の義務に依って参戦せねばならぬ立場には居ない。条文の規定が日本の参戦を命令するやうな事態は今日の所では未だ発生して居ない。ただ一は英国からの依頼に基づく同盟の情誼と一は帝国が此機会に独逸の根拠地を東洋から一掃して，国際上に一段と地位を高めるの利益とこの二点から参戦を断行するのが機宜の良策と信ずる。」

これは大正3(1914)年8月7日，大隈首相邸で開かれた緊急臨時閣議における加藤外相の発言の一節である。加藤はさらに「参戦せず単に好意の中立を守って，内に国力の充実を図るのも一策」としたが，閣議は結局「同盟による義務であると同時に遼東還付(三国干渉)に対する復讐戦である」と断じて参戦に踏み切り，23日ドイツに宣戦を布告した。

❶　ドイツ・オーストリア側を同盟国，イギリス・フランス・ロシア・日本側を連合国と呼ぶ。なお，イタリアはオーストリアと対立し，1915年連合国側に加わった。またブルガリアとトルコが同盟国側に加わった。

中国革命とロシア革命

日露戦争後から第一次世界大戦の始まるころ，東アジアでは大きな変動がおこっていた。強大な専制帝国を誇っていた清国では北清事変のころから，満州民族の清朝を倒して漢民族による民族国家を建設しようとする革命運動がしだいに活発となった。

革命運動の指導者となった**孫文**(1866～1925)は，日露戦争における日本の勝利が明らかになった1905(明治38)年8月に中国同盟会を東京で結成し，民族の独立・民権の伸張・民生の安定のいわゆる**三民主義**を唱えて革命運動を進めた。1911(明治44)年10月の武漢における軍隊の暴動をきっかけに各地で反乱が勃発し，1912(明治45)年1月1日南京で**中華民国**の建国が宣言され，孫文が臨時大総統に推された。清朝はすでに時局収拾の力をまったく失い，同年2月，幼少の宣統帝は退位して清朝は滅亡した。これが**辛亥革命**である。しかし，こののちも国内では軍閥が割拠し，その圧力のもとで孫文を退け，北京で初代大総統となって政権を握った**袁世凱**(1859～1916)は，革命派の国民党(中国同盟会の後身)を弾圧し，孫文は翌1913年第二革命をおこしたが失敗して日本に亡命した。その後も中国国内では混乱が続き，外からは列強の圧迫を受け，中華民国の前途は多難をきわめた。

一方，ロシアでも日露戦争中からツァー(皇帝)の圧政に反抗する気運が高まり，戦後の1905(明治38)年10月に第一次革命がおこり，翌年，憲法が制定され国会が開かれたが，その後も革命運動はますます活発となった。そして，第一次世界大戦の勃発以来，激しいインフレーションがおこり，労働者・農民の生活は圧迫され，社会不安が高まった。1917(大正6)年3月，首都ペトログラード(今のサンクト＝ペテルブルグ)❶で労働者のゼネストがおこり，鎮圧に出動した軍隊もかえってこれに同調するにおよんで，ついに革命に発展し，帝政は倒れ，自由主義者を中心とする臨時政府が成立した(**三月革命**)。

革命はさらに進んで，同年11月には，**レーニン**(Lenin，1870～1924)らを指導者とする社会民主労働党のボリシェヴィキ派(のちの共産党)が武装蜂起し，臨時政府を倒して社会革命党左派とともに，**ソヴィエト**❷を基礎とする政権を樹立した(**十一月革命**)。このようにして，世界最初の社会主義政権が樹立された。これがいわゆる**ロシア革命**である。ソヴィエト政府は，1918(大正7)年3月，独墺両国と単独に平和条約(ブレスト＝リトフスク条約)を締結した。その間，ボリシェヴィキ派は国内では武力により憲法制定議会を解散し，社会革命党など反対派を弾圧して，一党独裁体制を確立していった。

日本の大陸進出

日露戦争の勝利により，日本がロシアから引き継いだ権益のうち旅順・大連の租借権や南満州鉄道の権益は1920～30年代には期限が切れることになっていたので，日本の満州経営は不安定であった。そこ

❶　長い間ペテルブルグと呼ばれたが，第一次世界大戦中にドイツ風の呼称を嫌って，ロシア風のペトログラードに改称された。ソ連時代にはレーニンの名にちなんでレニングラードとなったが，1991年，ソ連の崩壊とともに旧名のサンクト＝ペテルブルクが復活した。

❷　Soviet はロシア語で会議の意味で，労働者・兵士・農民ソヴィエトによるプロレタリア独裁体制＝ソヴィエト制度がつくられた。

二十一カ条の要求

第一号　(前文略)第一条　支那国政府ハ、独逸国カ山東省ニ関シ条約其他ニ依リ支那国ニ対シテ有スル一切ノ権利・利益・譲与等ノ処分ニ付、日本国政府カ独逸国政府ト協定スヘキ一切ノ事項ヲ承認スヘキコトヲ約ス(中略)

第二号　日本国政府及支那国政府ハ支那国政府カ南満州及東部内蒙古ニ於ケル日本国ノ優越ナル地位ヲ承認スルニヨリ、茲ニ左ノ条款ヲ締約セリ

第一条　両締約国ハ、旅順大連租借期限①並南満州及安奉両鉄道各期限ヲ何レモ更ニ九十九ケ年ツツ延長スヘキコトヲ約ス(中略)

第五号　一、中央政府ニ政治財政及軍事顧問トシテ有力ナル日本人ヲ傭聘セシムルコト②

(『日本外交年表竝主要文書』)

①日露戦争後のロシア及び清国との条約により、旅順・大連の租借期限は一九二三(大正十二)年に満了することになっていた。②中国側の抵抗により、この要求は撤回された。

で日本は，欧米列強がヨーロッパでの戦争に全力を注ぎこんでいる間に，南満州の権益の期限を大幅に延長してその安定化をはかるとともに，第一次世界大戦勃発後に日本が占領した山東省の旧ドイツ権益を引き継いで，中国での勢力の拡大をはかるため，1915(大正4)年1月，大隈内閣(加藤高明外相)はいわゆる**二十一カ条の要求**を中国の袁世凱政府につきつけた。要求は5号21カ条からなり，その主な内容は，(1)山東省内の旧ドイツ権益の継承，(2)大連・旅順の租借期限および南満州の鉄道権益の期限の99カ年延長，(3)南満州や東部内蒙古の鉱山の権益，(4)漢冶萍公司の日中合弁，(5)中国政府の財政・軍事顧問として日本人の採用，などであった。中国政府はこれを内外に暴露してその不当を訴えたが，日本は強い態度によって最後通牒を発し，結局，同年5月，日本人顧問の採用など一部を保留にし，また若干内容を緩和したものの，その大部分を承認させた。しかし，これを契機に中国国内には激しい対日反感の気運が高まり❶，また欧米列強は日本の中国進出に対して警戒心を強めた。

そこで，日本は1917(大正6)年には，連合国からの要請にこたえて海軍の一部をヨーロッパに派遣して連合国側との協力にあたり，また同年，アメリカと**石井・ランシング協定**を結んで，中国における利害の調整をはかった。

【石井・ランシング協定】　この協定は，(1)日本の中国に対する特殊権益，(2)中国領土の保全，(3)中国に対する商業上の門戸開放・機会均等，などを取り決めたもので，日本政府はこれによって二十一カ条をアメリカが承認したものと解釈したが，アメリカ政府は経済的特権のみを認めたもので政治的特権は承認していないと理解し，この協定をめぐって解釈が対立した。

その後，大隈内閣に続く**寺内正毅**(1852～1919)内閣は袁のあとを継いで中国において政権を握った段祺瑞(1865～1936)政権に巨額の借款を与えて(**西原借款**)，日本の権益を拡大しようとはかった❷。

1917(大正6)年，**ロシア革命**がおこり社会主義政権が成立して，**ソヴィエト政府**がドイツ側と単独講和を結び連合国側から脱落すると，連合諸国は革命の影響が広がり，またドイツの勢力がロシア領内の東方にまで及ぶことに大きな脅威を抱いた。

❶　中国では日本の要求を受け入れた5月9日を**国恥記念日**として排日気運を高めた。
❷　この借款の総額は1億4500万円にのぼったが，その多くは中国での特殊利益につながる政治的借款だったため，国内外で大きな政治問題となった。なお，これは当時，寺内首相の側近として借款供与を仲介した西原亀三の名をとって，**西原借款**と呼ばれている。

そこで，1918(大正7)年，イギリス・アメリカ・フランスなどは，革命軍によりシベリアに追いつめられた連合国側のチェコスロヴァキア軍を救出するという理由で，シベリアに軍隊を派遣し，革命に干渉した。日本もこれに協力して大陸へ勢力を張ろうと企て，連合国側の要請に応じて寺内内閣は同年8月**シベリア出兵**を宣言し，東シベリア・北満州・沿海州などに軍隊を出動させた。しかし，出兵は十分な成果をあげることなく，列国は1920(大正9)年にはいずれも撤兵したが，日本はなお兵力をシベリアに駐屯させたので，国内的にも国際的にも日本政府に非難が加えられ，1922(大正11)年にいたって，日本はようやく撤兵した。

参考　**尼港事件**　1920(大正9)年2月，黒竜江河口のニコライエフスク(尼港)を占領していた日本軍は，約4000人のパルチザンに包囲されて降伏した。パルチザンの一団は市街を占領すると兵器・弾薬の全面引渡しを要求，3月，日本軍は逆襲を試みたが敗退し，領事館に集まった守備隊・居留民はほとんど全滅し，約120名の居留民が捕えられて河畔の獄舎に送られた。解氷期を待って救援の日本軍は6月3日尼港に達したが，ときすでに遅かった。パルチザンは5月24日夜半，捕虜をすべて虐殺し，市街に火を放って逃げたあとであった。このとき，命を失った反革命派のロシア人住民は約8000人，日本人兵士・居留民は735人におよんだといわれている。日本はその賠償を要求して一時北樺太を占領した。このような悲劇を折り込みながら，日本のシベリア出兵は約10億円の戦費をつぎ込み，3000人以上の死者を出して，ほとんど得るところなく終わったのである。

大戦景気

明治時代末期から慢性的な不況と財政危機に悩まされていた日本経済は，第一次世界大戦をきっかけに空前の好景気を迎え，いわゆる**大戦景気**のブームに酔った。日本は参戦したものの，アメリカとともに戦争の直接的な被害はほとんど受けず，欧州列強が戦争で手一杯なのに乗じて中国市場をほとんど独占し，さらに全世界に日本商品を売り込んだ。軍需は急増して，なかでも世界的な船舶不足のため，海運業や造船業は空前の活況を示し，いわゆる**船成金**がぞくぞくと生まれ，日本は一躍世界第3位の海運国に跳ねあがり，造船技術も世界のトップレベルに肩をならべるまでになった。

鉄鋼業では八幡製鉄所の拡張，満鉄の経営する**鞍山製鉄所**の設立のほか，民間会社があいついで創設された。薬品・染料・肥料などの分野では，ドイツからの輸入が途絶えて国産化が進み，化学工業が勃興した。

日露戦争後から発達をみせていた電力事業は，猪苗代・東京間の送電に成功するなど**水力発電**の発達がめざましく❶，地方都市での電灯の普及や工業原動力の電化を推し進め，電気機械の国産化も進行した。また，紡績業・綿織物業の部門でも，綿糸や綿布の中国市場をはじめアジア各地への輸出が急増し，製糸業もアメリカの好況に支えられてアメリカ向け生糸輸出が大きな伸びを示し，順調な発展をとげた。このように工業は未曾有の発展をとげ，工業生産額は農業生産額を追い越して，全産業生産総額の50%を超えるようになり，利益率も数倍にのぼった。工場労働者数も第一次世界大戦開始の年から5年後には2

❶　電力は第一次世界大戦中，工場用動力馬力数で蒸気力を上回った。

相手国	中国		アメリカ合衆国		総計		差引
年次	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1912	11,482	5,481	16,871	12,702	52,698	61,899	−9,201
1913	15,466	6,122	18,447	12,241	63,246	72,943	−9,697
1914	16,237	5,831	19,654	9,677	59,110	59,574	−464
1915	14,112	8,585	20,414	10,253	70,831	53,245	17,586
1916	19,271	10,864	34,025	20,408	112,747	75,643	37,104
1917	31,838	13,327	47,854	35,971	160,301	103,581	56,720
1918	35,915	28,171	53,013	62,603	196,210	166,814	29,396
1919	44,705	32,210	82,810	76,638	209,887	217,346	−7,459
1920	41,027	21,809	56,502	87,318	194,840	233,618	−38,778
1921	28,723	19,168	49,622	57,440	125,284	161,416	−36,132

貿易額の推移（『明治大正国勢総覧』による）

倍近い増加を示し❶，とくに重化学工業の発展の結果，男子労働者が急増した。商業・サービス業の発達もめざましく，都市への人口集中が目立った。

貿易額も飛躍的に急増し，1915（大正４）年には一躍**輸出超過**に転じ，大戦中この状態を持続した。この結果，国際収支はいっきょに改善されて，大幅な黒字となった。こうして1914（大正３）年末に約11億円の債務をもっていた日本は，1920（大正９）年には約27億円の債権国となったのである。

このように蓄積された資本は盛んに海外に輸出されるようになり，1920（大正９）年末までには海外投資の額は約30億円にのぼったと推定されている。

こうしためざましい経済の発展のなかで，第一次世界大戦中から戦後にかけて，**日本工業倶楽部・日本経済連盟会**など資本家や経営者の団体が設立され，経済政策の形成における彼らの発言力が強まっていった。

会社名	日本郵船			大阪商船			東洋汽船		
年度	収入	利益	配当	収入	利益	配当	収入	利益	配当
	万円	万円	%	万円	万円	%	万円	万円	%
1913	3,403	588	10	2,018	324	10	901	80	旧 6.5 新12
1914	3,419	484	10	1,935	246	10	787	−4	旧 0 新 6
1915	4,210	773	12.5	2,360	402	11	1,061	180	旧11 新13.5
1916	6,819	2,686	24	4,367	1,512	24	1,759	591	17.5
1917	11,604	4,850	60	7,246	2,904	45	4,403	1,789	42.5
1918	22,291	8,631	55	16,787	4,221	60	4,249	1,346	40
1919	21,676	5,018	50	12,717	2,082	40	2,805	251	20
1920	15,355	2,639	25	8,972	1,105	20	2,318	119	12.5

三大海運会社営業成績の推移（『明治大正国勢総覧』による）

参考　**船成金**　第一次世界大戦中，民間の船舶は軍用として徴発されたので，大戦が長期化すると船舶不足は世界的に深刻化した。どんなボロ船（ぶね）でもひっぱりダコで，大戦前１トンあたり３円位だったチャーター料は1917年には40～45円に暴騰し，船の建造価格も１トンあたり50円位から最高1000円近くまで上昇したというから，海運業者・造船業者は笑いが止まらなかったであろう。日本郵船（ゆうせん）会社は，1914年の純益484万円が1918年には8631万円に達し，同年下半期には株主に11割の配当をしている。こんな具合で船成金が続出したが，なかでも有名なのは内田信也（うちだのぶや）（1880～1971）の場合である。彼は大戦勃発の年，資本金２万円足らず，チャーター船１隻で汽船会社を開業したが，翌々年にはもち船は16隻となり，配当は何と60割，大戦が終わった翌年には，その資産はざっと7000万円（現在の貨幣価値で1500～2000億円位）に膨れあがっていたという。内田は当時はまだ30代の青年であったが，神戸の須磨（すま）に敷地5000坪の豪邸，いわゆる須磨御殿を構え，連日，大宴会を開いてジャーナリズムを賑わしたことは有名である。

❶　10人以上の従業員を使っている民間工場の労働者数は，1914（大正３）年には85万人であったが，1919（大正８）年には147万人となった。

民本主義

第一次世界大戦に参戦した世界の諸国では，広範な民衆動員が行われたが，とくに連合国側でこの戦争をデモクラシー（民主主義）対オートクラシー（専制主義）の戦いであると意義づけたこともあって，大戦のさなか世界的にデモクラシーの気運が高まった。日本においては，こうした「世界の大勢」の影響と，明治時代末期以来の民衆の政治的登場という新しい情勢を背景として，いわゆる**大正デモクラシー**とのちに呼ばれる民主主義的風潮が広まった。

> **民本主義**
>
> 民本主義といふ文字は，日本語としては極（きわ）めて新らしい用例である。従来は民主々義といふ語を以て普通に唱（とな）へられて居（お）ったやうだ。時としては又民衆主義とか，平民主義とか呼ばれたこともある。然し民主々義といへば，社会民主党など，いふ場合に於けるが如く，「国家の主権は人民にあり」といふ危険なる学説と混同され易（やす）い。（中略）洋語のデモクラシーといふ言葉は今日実はいろいろの異（こと）なった意味に用ひらる。（中略）此言葉は今日の政治法律等の学問の上に於ては，少くとも二つの異った意味に用ひられて居るやうに思ふ。一つは「国家の主権は法理上人民に在り」といふ意味に，又も一つは「国家の主権の活動の基本的目標は政治上人民に在るべし」といふ意味に用ひらるる。この第二の意味に用ひらるる時に，我々は之（これ）を民本主義と訳するのである。……
>
> （『中央公論』一九一六〈大正五〉年一月号）

この指導理論として隆盛をきわめたのは，**吉野作造**（さくぞう）（1878～1933）の唱えたいわゆる**民本主義**であった。彼は民本主義をデモクラシーの訳語として用いた上で，政治の目的が民衆の福利にあり，政策決定が民衆の意向に基づくべきであると主張し，天皇の大権を後ろ盾に民意に反した政治を行っている元老・藩閥・官僚・軍部・貴族院などを批判して，その改革を説き，また議会中心の政治運営や普通選挙の実施などを唱えた。これに伴って言論機関の活動も活発となり，『朝日新聞』や雑誌『中央公論』『改造（かいぞう）』をはじめとして，多くの新聞・雑誌は，藩閥・軍部・官僚勢力の批判に鋭い論陣を張った。こうして，民本主義の思想は知識人を中心に国民の間に広まっていった。

米騒動の勃発

第一次世界大戦の好景気で，農村の過剰人口は都市産業に吸収され，農産物価格も上昇して農家の収入は増大した。しかし，同時に生活必需品の物価も上がったので，収入増加の割りには農家の家計は楽にならなかった。

都市でも，大戦景気による**成金**（なりきん）が生まれ，労働者の賃金もかなり上昇した。反面，大戦による経済の発展で，工業労働者の増加と人口の都市集中は米の消費量を増大させ，寄生地主制のもとでの農業生産の停滞もあり，インフレ傾向が続き，物価も相当に高騰したため，庶民の生活は楽ではなかった。大戦が長びくと，軍用米の需要が増えたこともあって，19[illegible]正６）年ころから米価はしだいに上昇し始めた。とくに1918（大正７）年に入ると，

大戦開始後の物価と賃金指数(『日本経済統計総観』より)

米価は急上昇し庶民の生活は脅かされた。

同年7月，富山県の漁村の主婦たちが米価の高騰を阻止しようと運動を始めた。この運動はたちまち全国に広がり，8月には大都市をはじめ，各地で**米騒動**がおこった。政府は外米の輸入や米の安売りを行うと同時に，軍隊まで出してその鎮圧にあたり，1カ月余りののち，ようやく米騒動は収まった。しかし，寺内内閣は世論の激しい非難のなかで，同年9月退陣した。

【米価上昇と米騒動】　米騒動は庶民の生活に根ざした自然発生的事件であり，その原因は何といっても米価の急上昇であった。1916(大正5)年8月，1石(約150kg)当り13円62銭だった東京正米平均相場はじりじりと上がり，1918(大正7)年1月には，23円84銭となった。その後，シベリア出兵をあてこんだ商人の買占めや売り惜しみも噂され，同年8月には38円70銭と2年前のほぼ3倍という高騰を示し，小売り価格は1升(約1.5kg)50銭を超えた。同年7月下旬，富山県魚津町の漁民の女性たちが海岸に集まって米の県外移出を阻止しようとしたのがきっかけで，8月に入ると周囲の町でも米の移出禁止や安売りを求める運動がおこった。これが「越中女一揆」と新聞で全国に報道されると，8月中旬以降，京都・名古屋・東京・大阪などの大都会をはじめ，各地で米の安売りを求めるデモ行進が行われ，群衆が米商人・富商・精米会社などを襲って警官隊と衝突するなど，騒動がおこった。神戸では，米の買占めで米価をつり上げたと噂された有力商社の鈴木商店が群衆に襲われ，焼打ちにあった。米騒動の範囲は，42道府県・38市・153町・177村におよび，参加人員は約70万人，検挙者は2万数千人と推定され，約7800人が起訴された。起訴者の大半は未組織の下層労働者であった。なお，同年夏の全国中等学校優勝野球大会(現，高校野球)は，米騒動のため中止となった。米騒動は自然発生的で組織的なものではなく，一定の政治的目標もなかったが，規模はこれまでになく大きく，日本の社会に大きな衝撃を与えた。

原内閣と政党政治

寺内内閣が倒れたあと，元老たちももはや官僚内閣では世論の支持を得ることができないと考え，衆議院の第一党である立憲政友会総裁の**原敬**を後継の首相に推薦し，1918(大正7)年9月原内閣が成立した。原は爵位をもたず，岩手県の出身でいわゆる藩閥政治家ではなく，日本で初めて衆議院に議席をおく総理大臣だったので**平民宰相**と呼ばれ，また原内閣は陸相・海相・外相を除く全閣僚が立憲政友会会員からなる**政党内閣**だったので，国民から歓迎された。彼は，こうした世論を背景に，すぐれた指導力を発揮して党内の統制をはかり，教育施設の拡充・交通機関の整備・産業の振興・国防の充実という**積極政策**を推進した。そして，1919(大正8)年，選挙法を改正して，選挙資格を直接国税10円以上から3円以上にまで広げ，同時に大選挙区制を小選挙区制に改め，翌年の総選挙では立憲政友会は衆議院の圧倒的多数の議席を制し，その勢力は，官僚や貴族院❶にもおよんだ。

❶　当時，貴族院の最大の会派であった研究会(官僚出身の勅選議員を中心とした団体)も，原内閣に閣僚を送るなど，しだいに原に接近した。

総理大臣	成立年月	年齢	勢力基盤
桂太郎(Ⅲ)	1912.12	66	陸軍・長州閥・官僚派
山本権兵衛(Ⅰ)	1913. 2	62	海軍・薩摩閥・立憲政友会
大隈重信(Ⅱ)	1914. 4	77	立憲同志会
寺内正毅	1916.10	65	陸軍・長州閥・官僚派
原敬	1918. 9	63	立憲政友会
高橋是清	1921.11	68	立憲政友会
加藤友三郎	1922. 6	62	海軍・貴族院・官僚派
山本権兵衛(Ⅱ)	1923. 9	72	薩摩閥・官僚派・革新倶楽部
清浦奎吾	1924. 1	75	貴族院・官僚派
加藤高明	1924. 6	65	護憲三派(のち憲政会単独)
若槻礼次郎(Ⅰ)	1926. 1	61	憲政会
田中義一	1927. 4	65	立憲政友会
浜口雄幸	1929. 7	60	立憲民政党
若槻礼次郎(Ⅱ)	1931. 4	66	立憲民政党
犬養毅	1931.12	77	立憲政友会

大正・昭和初期の内閣総理大臣

しかし，1920(大正9)年の恐慌によって原内閣の積極政策は行き詰まった。そして，立憲政友会の党勢拡張により，政党間の争いは一段と激しくなり，利権あさりをめぐって汚職事件が発生し，多数党の腐敗と横暴を非難する声も盛んにおこった。また，第一次世界大戦の末期から知識人・学生・労働組合などを中心に，選挙権における納税資格を撤廃し，男子普通選挙の実現を要求する運動がしだいに活発になった。議会でも尾崎行雄・犬養毅・島田三郎らがこれに応じて政府に迫り，普選実施の主張は野党である憲政会や国民党のスローガンにも取り入れられていった。しかし，原首相と立憲政友会は，すぐに普通選挙を実施するのは時期尚早であるとして反対を唱え，社会運動にも冷淡な態度をとった。このことは，原の「平民宰相」というイメージを損なうこととなった。

1921(大正10)年11月，立憲政友会が横暴であることに憤慨した一青年によって原首相が東京駅頭で暗殺されたあと，立憲政友会を率いて**高橋是清**が組閣したが，まもなく閣内不統一で総辞職し，その後は，加藤友三郎(1861～1923)・山本権兵衛と非政党内閣が続いた。

2．ワシントン体制

パリ講和会議

第一次世界大戦は，いわゆる総力戦となって，きわめて大規模で深刻な様相を呈したが❶，1917年のアメリカの連合国側への参戦や，ドイツ国内経済の破局による国民生活の困窮化などによって，同盟国側の敗色はしだいに濃厚となった。1918年1月，アメリカ大統領**ウィルソン**(Wilson，1856～1924)は，いわゆる**平和原則十四カ条**を発表して和平を提唱した。そのころ，ドイツ国内ではロシア革命の影響を受けて，労働者のストライキがしきりにおこり，革命運動が高まった。そして，1918年11月にはドイツ帝政が倒れ，ドイツ側の敗北によって第一次世界大戦は終わりを告げた。

1919年1月からパリで**対独講和会議**(パリ講和会議)が開かれ，日本は**西園寺公望**(首席全権)・牧野伸顕(1861～1949)らを中心とする代表団を派遣した。会議はイギリス・アメリカ・フランス・イタリア・日本の5大国，とりわけ英米仏の3大国の主導権のもとに進められ，同年6月に**ヴェルサイユ条約**が締結された。この条約は，はじめウィルソンが理想主義的な原則をかかげたにもかかわらず，実際には大国の利害に基づくもので，敗戦国で

❶　第一次世界大戦はそれまでにない大規模なもので，動員総兵力約6500万，死者数1800万，戦費合計約1860億ドルにおよんだ。

あるドイツに対する条件ははなはだ苛酷であった。すなわち，ドイツは，(1)国土の一部とすべての海外植民地を失い，(2)巨額の賠償金支払い義務を負わされ，(3)空軍の保有を禁止され，また，陸海軍も大幅な軍備制限を受けた。

【対独賠償問題】 ドイツの賠償金額は1921年，1320億マルクと定められたが，その後何度か減額・支払い延期が認められ，1929年には358億マルクに減じられた。しかし，それもそのころの世界恐慌の襲来によって支払い不能におちいり，ヒトラー政権成立後，ヴェルサイユ条約は破棄されてうやむやに終わってしまった。

条約はさらに**民族自決の原則**によってヨーロッパの国境改訂を定め，ポーランド・チェコ・ハンガリー・ユーゴ・フィンランドなどの新国家が誕生した。しかし，この原則はアジアやアフリカの植民地には適用されなかった。この条約に基づいて形成されたヨーロッパの新しい国際秩序を**ヴェルサイユ体制**と呼んでいる。

日本はパリ講和会議において，山東半島の領土権を中国に返還することは承認したが，ドイツのもっていた**山東省の権益**を引き継ぐことを認めさせ，赤道以北の旧ドイツ領南洋諸島を**国際連盟**から委任統治することになった。また，日本は**人種差別禁止**の取り決めを国際連盟の規約のなかに取り入れるよう提案し，多くの国々の賛成を得たが，アメリカ・イギリスなどの大国の反対にあって，その提案は採用されなかった。

日本が山東省の旧ドイツ権益を継承したことに対して，中国では激しい反対運動がおこった。1919(大正8)年5月4日，北京では学生を中心とする大規模なデモがおこり，ヴェルサイユ条約調印反対，「打倒日本帝国主義」の声が高まり，日本商品のボイコット(**日貨排斥**)が全国的に広まった。これがいわゆる**五・四運動**である。こうした国内の反対のため，中国代表は，結局，ヴェルサイユ条約には調印しなかった。

また，朝鮮においても同年の初めころから日本の植民地支配に反対し，独立を求める気運が高まりつつあったが，同年3月1日，京城(ソウル)において「独立万歳」を叫ぶ集会が行われ，独立運動はたちまち朝鮮各地に広まった(**三・一独立運動**または**万歳事件**)。日本は軍隊や警察を出動させてその鎮圧にあたった。同時に，朝鮮総督の資格を現役の軍人から文官にまで拡大し，憲兵警察を廃止するなど，民族運動の高まりに宥和的姿勢をとった。

【三・一独立運動と文化政治】 日本の植民地となった朝鮮では，朝鮮総督府による武断的な統治や同化政策に強い反発がおこっていた。第一次世界大戦後，民族自決という国際世論の高まりにも影響されて朝鮮では民族独立を求める声が強くなった。1919(大正8)年1月，前韓国皇帝高宗(李太王)が死去すると，日本による毒殺との噂が流れ，民族感情を刺激した。同年2月朝鮮の在日留学生が東京で独立宣言を発表し，ついで高宗の葬儀を前に同年3月1日，ソウルのパゴダ公園で多くの民衆を前に33名の宗教家が署名した独立宣言が朗読された。これをきっかけに，朝鮮の各地で独立を求める集会やデモ，労働者たちのストライキ，学生たちの同盟休校があいついで展開された。日本は軍隊と警察力を動員してその鎮圧にあたり，運動はしばしば騒擾事件に発展した。武力鎮圧による朝鮮側の死者は7000人以上に達したといわれる。日本政府はその後，朝鮮総督の任用資格を現役の軍人から文官にまで拡大し，憲兵警察を廃止するとともに，新任の斎藤実(1858～1936)総督のもとで「文化政治」を実施し，灌漑施設の拡充・耕地整理などによる**産米増殖計画**を推進するなど，朝鮮統治の宥和的姿勢をとった。

三・一独立運動の情景を刻むレリーフ

参考 パリ講和会議と人種差別撤廃問題
パリ講和会議の5大国の1つであった日本は，山東問題・南洋諸島問題とならぶ3大要求の1つとして，国際連盟加盟国は外国人に対し人種や国籍による差別を設けてはならないとする人種差別禁止の条項を国際連盟規約のなかに盛り込むことを提案した。これは，アメリカやカナダでの日本人移民排斥の対応策という意味もあったが，そこには，国際社会で欧米列強の仲間入りを果たした証を求める日本の国民感情が反映されていた。パリの日本全権団は牧野伸顕を中心に，各国の代表たちと折衝を重ねたが，日本案の採択は困難だった。すなわち，アメリカでは人種差別問題は自国内の問題であり，日本の提案は内政干渉にあたるという強い反発があり，イギリスも，自治領内，とりわけ白豪主義を国の基本政策とするオーストラリアの強い反対にあって，両国とも日本案には賛成しなかった。日本はさらに，文言を緩和してその趣旨を連盟規約の前文に入れるよう提案し，国際連盟委員会で16カ国のうち11カ国の賛成を得たが，英米両国は依然反対し，重要事項は満場一致を要するという原則により，結局，人種差別撤廃案は不採択となったのである。

ワシントン会議

第一次世界大戦による大きな災禍は国際平和への要求を生み出し，ウィルソン米大統領の提案に基づき，パリ講和会議において国際協力と平和のための常設的国際機関として**国際連盟**(The League of Nations)が設立され，ヴェルサイユ条約中にその規約が成文化された。連盟は1920(大正9)年から発足したが，アメリカは上院の反対によって連盟に参加せず，敗戦国ドイツは1926(大正15)年まで，ソ連も1934(昭和9)年まで加盟しなかったので，連盟の国際政治への実際の影響力は，かなり弱いものになってしまった。日本は世界の5大国の1つとして，イギリス・フランス・イタリアとならんで国際連盟の常任理事国となり，新渡戸稲造(1862～1933)が連盟の事務局次長に就任するなど国際的地位を高めた。

しかし，日本が大国化し国際政治での発言力を強め，とくに，中国への進出を強化すると，アメリカをはじめ欧米諸国がしだいに日本を危険な競争相手とみなして警戒心を深くし，一方中国は，日本を西洋流の帝国主義国として，その民族運動の矛先をはっきりと日本に向けるようになった。その結果，日本は国際的な孤立化の危機に直面するようになった。

このように，東アジアの国際情勢が大きく変化してゆく状況のなかで，世界の強国として第一次世界大戦後の国際政治の主導権を握りつつあったアメリカは，東アジアにおける日本の膨張をおさえて東アジアの新しい国際秩序をつくり，あわせて日本やイギリスとの建艦競争を抑制するために，1921(大正10)年米大統領ハーディング(Harding，1865～1923)の名で各国に呼びかけ，**ワシントン会議**を開いた。日本政府は，これをアメリカとの協調関係を確立して国際的な孤立化の危機を回避するよい機会であると判断し，海軍大臣加藤友三郎，駐米日本大使幣原喜重郎(1872～1951)らを全権としてこの会議に送った。会議は同年11月から翌1922年2月まで続けられ，結局，つぎのような諸条約が締結された。

［四カ国条約］ 1921(大正10)年12月，アメリカ・イギリス・フランス・日本の4カ国間で結ばれ，太平洋の島の領土保全と安全保障を約した。なお，これにより日英同盟の廃棄

会議条約名	参加国	内容その他	日本全権
ヴェルサイユ条約(1919.6)(パリ)	27カ国	第一次世界大戦後の処理。国際連盟成立(1920)	西園寺公望 牧野伸顕
ワシントン会議　四カ国条約(1921.12)	英・米・日・仏	太平洋の平和に関する条約 これにより日英同盟廃棄	加藤友三郎 徳川家達 幣原喜重郎
ワシントン会議　九カ国条約(1922.2)	英・米・日・仏・伊ベルギー・ポルトガル・蘭・中国	中国問題に関する条約(中国の主権尊重，門戸開放，機会均等)。	
ワシントン会議　海軍軍縮条約(1922.2)	英・米・日・仏・伊	主力艦保有量の制限 今後10年間，主力艦の建造禁止	
山東懸案解決条約(1922.2)	日・中	二十一カ条の要求のうち日本は山東半島における旧ドイツ権益を返還	加藤友三郎 幣原喜重郎
ジュネーヴ海軍軍縮会議(1927.6)	米・英・日	米・英・日間の補助艦制限を目的とするが不成立	斎藤　実
不戦条約(パリ)(1928.8)	15カ国	国家の政策の手段としての戦争放棄	内田康哉
ロンドン海軍軍縮条約(1930.4)	英・米・日・仏・伊	主力艦の保有制限及び建造禁止を1936年まで延長。英・米・日の補助艦保有量の制限	若槻礼次郎 財部　彪

国際協調時代の主な国際条約

が決まった。

[九カ国条約]　1922(大正11)年2月，上記4カ国に加えて，中国に対して利害関係をもつイタリア・ベルギー・オランダ・ポルトガルに，中国自身も参加し，9カ国の間で調印された。内容は，(1)中国の主権・独立と領土保全を尊重し，(2)各国の商工業の中国に対する機会均等と中国の門戸開放を定めた。この結果，日米間の石井・ランシング協定は廃棄された。

[ワシントン海軍軍縮条約]　1922(大正11)年2月，アメリカ・イギリス・日本・フランス・イタリアの5カ国間で調印され，(1)主力艦の保有量の比率を，米英各5，日本3，仏伊各1.67とする。(2)今後10年間主力艦を建造しない。(3)太平洋の島の軍事施設を現状維持とする，などを取り決めた。

この会議を通じて日本はおおむね列国との協調方針を進め，とくにアメリカとの協調関係の確立に努力した。そして，とりわけ海軍軍縮には積極的に協力する姿勢をとった。それは，当時，アメリカ・イギリスとの建艦競争などによる巨額な軍事費の支出の結果，国家財政の健全な運営が困難となりつつあり，軍事費を抑制する必要に迫られていたからであった。海軍部内には，かねてからの対米英7割の保有量を主張して，この軍縮案に不満の声もあったが，加藤(友)全権は，国防は軍人の専有物ではなく，総合的な国力を重視するとの立場から，そうした不満をおさえて調印に踏み切ったのである。

そのほか，この会議において日本はシベリア撤兵を宣言し，また中国代表とは個別に山東問題について協議して山東懸案解決条約を結び，二十一カ条要求の一部撤回と山東半島の権益の中国への返還を約束した。このように，ワシントン会議によってつくり出された

米英日の協調関係を基軸とする新しい東アジア・太平洋地域の国際秩序を**ワシントン体制**と呼ぶ。

協調外交の展開

ワシントン海軍軍縮条約は，1922(大正11)年8月に発効し，加藤友三郎内閣(加藤が海相を兼任)のもとで，老朽艦の廃棄や戦艦の建造中止など**海軍軍縮**が実施された。引き続いて，日本国内では**陸軍軍縮**も問題となり，1922(大正11)年同内閣の**山梨半造**(1864～1944)陸相のもとで，約6万人の兵力削減が実施され(山梨軍縮)，ついで1925(大正14)年，加藤高明内閣のとき，**宇垣一成**(1868～1956)陸相のもとで4個師団廃止が実現するなど，陸軍の軍縮と合理化が行われた(宇垣軍縮)。陸軍はこのとき，師団を削減すると同時に，航空部隊や戦車部隊を新設・増設するなど装備の近代化をはかった。また，整理された将校の失業対策と国防観念の普及をはかって，中学校以上の学校で軍事教練が正課となり，**配属将校**が配置された。軍縮の結果，1921(大正10)年度には国家の歳出(一般会計)中の49％を占めていた軍事費が，1926(大正15)年度には27％と大幅に減少した。

一般会計歳出額における軍事費の割合
(『日本統計年鑑』より)

ワシントン会議以後ほぼ1920年代を通じて，日本政府は国際協調，とくにアメリカ・イギリスとの協調関係の確保に努力し，貿易の振興など経済外交を重んじた。当時，アメリカは日本にとって最大の貿易相手国であり，1920年代半ばごろで，日本の総輸出額の約40％がアメリカ向けの，また総輸入額の30％近くがアメリカからの商品であった。したがって，とりわけアメリカとの友好関係の維持は，最も重要視された。1924(大正13)年加藤高明内閣(幣原喜重郎外相)成立後まもなく，アメリカにおいて**新移民法**(いわゆる排日移民法)が実施され，日本人移民がアメリカに入国することが事実上できなくなるなど，相互に国民感情を悪化させる事件がおこったが，外交レベルにおける日米両国の協調関係は維持された。また，日本政府は幣原外相のもとで，中国に対して内政不干渉政策をとり，とくに武力的干渉を行わない方針を保ち，1927(昭和2)年，国民革命軍の勢力が揚子江流域におよび，イギリスが日本に共同出兵を提案したときも，これを拒絶した。さらに，革命以来国交の絶えていたソ連とも，1925(大正14)年，加藤高明内閣のとき，**日ソ基本条約**が結ばれ，**日ソの国交が樹立**された。

【幣原外交】　ワシントン会議の全権団に加わった幣原喜重郎は，1924(大正13)年6月，護憲三派の加藤高明内閣の外務大臣に就任してから，1931(昭和6)年12月，第2次若槻内閣の退陣によってその地位を去るまで，立憲政友会の田中義一内閣時代(1927年4月～29年7月)を除いて，5年余りにわたり憲政会・立憲民政党系内閣の外相をつとめ，**協調外交**を推進し，対米協調と対中国内政不干渉政策の実施に努力した。それゆえ，幣原外相によって推進されたこの時期の協調外交を**幣原外交**とも呼ぶ。

こうした協調外交は，第一次世界大戦後の国際平和に期待をかける世界的風潮を背景に，列国の国際協調と軍縮政策のもとで，ひとまず順調に推進された。軍縮会議はその後も何回か開かれ，1927(昭和2)年のアメリカ・イギリス・日本による補助艦制限のための**ジュネーヴ軍縮会議**は意見の一致をみずに失敗したが，1928(昭和3)年には，パリで日本を含

めた世界の主要国15カ国の間に**不戦条約**が締結された。また，1930(昭和5)年には，**ロンドン海軍軍縮会議**が開かれ，米・英・日3国の間に補助艦の保有量制限が協定されるなど，1930年代初めまで，**国際協調の時代**が続いた。

しかし，日本の軍部や国家主義団体などの間には，ワシントン体制をアメリカ・イギリスが日本の対外発展をおさえようとするためのものと考え，協調外交や軍縮政策に反対する声もかなりあった。

参考　**軍縮と軍人の反発**　日露戦争後，軍人の人気が高かった時代に職業軍人への道を志した少年たちが，やがて将校として一人前になるころ，軍縮の時代がやってきた。兵力の削減が進むにつれ，軍人は出世の道をせばめられ，失業の不安にさらされるようになった。世間の目は厳しくなり，軍人の社会的地位は低下した。とりわけ都会では，軍人が軍服姿で街のなかを歩くことが，はばかられるような雰囲気が広がったという。陸軍の4個師団削減により廃止されることになる第15師団(豊橋)の師団長は先輩への手紙で，結婚が決まっていた若い将校のなかには，軍縮が始まったため婚約者の女性の側から破談を申し渡された例もあるとして，軍縮により将校たちが動揺し，師団内の士気が低下していることを嘆いている。こうした世間の風潮に対する反発が，やがて政府の手で推進された協調外交や軍縮政策に不満をいだき，テロやクーデタでそれを打破しようとする急進派軍人たちを生み出す背景になったと考えられる。

社会運動の高まり

第一次世界大戦を通じてもたらされた世界的な民主主義の風潮の高まりなどの影響を受けて，第一次世界大戦が終わるころから，日本国内においてもさまざまな**社会運動**が勃興した。1918(大正7)年，吉野作造や福田徳三(1874～1930)・大山郁夫(1880～1955)らを中心に**黎明会**が，同年に東大の学生・卒業生によって**東大新人会**がつくられ，社会の改革や国家の革新を唱えて，社会科学の研究や労働運動・農民運動と結びついた実践活動を進めた。

年次	労働争議	小作争議
1917	398	83
1919	2388	326
1921	896	1680
1923	647	1917
1925	816	2206

労働・小作争議の件数

［**労働運動**］　大逆事件以後，政府の厳しい弾圧のもとで“冬の時代”をすごしていた社会主義・労働運動もこのような時代の風潮のもとにしだいに活発になった。資本主義の著しい発展に伴って，多数の労働者がつくり出されて大企業に集中したこと，空前の好況にもかかわらず，インフレーションによる物価騰貴によって，必ずしも労働者の生計が楽にならなかったことに加えて，ロシア革命や米騒動の影響などが，労働運動の高揚をもたらした原因といえよう。1919(大正8)年には労働争議件数は労働組合結成数とならんで，これまでの最高に達した。

労働組合の中心となったのは，1912(大正元)年，鈴木文治(1885～1946)らによって結成された**友愛会**であった。友愛会は，はじめは労資協調の穏健な立場をとっていたが，1919(大正8)年には**大日本労働総同盟友愛会**と改称してしだいに急進化し❶，1921(大正10)年には**日本労働総同盟**と改めて，はっきりと階級闘争主義に転じた。1920(大正9)年の戦後恐慌の到来は労働運動をますます活発にした。1920～21(大正9～10)年ころには，大規模な労働争議が各地でおこったが，なかでも，官営の八幡製鉄所のストライキ，神戸の三菱・川崎両造船所のストライキが有名である。1920(大正9)年には日本最初の**メーデー**も行われた。労働組合運動は，その後，総同盟の内部に運動方針をめぐって対立が深まった。左派は，除名されて1925(大正14)年，**日本労働組合評議会**を結成し，日本共産党の影響のもとに急進的運動を展開したが，1928(昭和3)年に解散させられた。

❶　大日本労働総同盟友愛会は1919(大正8)年，8時間労働制の確立，幼年労働の廃止，普通選挙の実施などの要求をかかげた。

新婦人協会に集まる女性たち　平塚(前列右から3人目)や市川(前列右から4人目)は婦人参政権獲得などを求めた。

［**農民運動**］　農村では各地で**小作争議**が頻発したが，それは単に地主に懇願するだけではなく，小作人が**小作人組合**を結成し，小作料減免・耕作権確立の要求を中心とする農民運動に発展していった。1922(大正11)年には，賀川豊彦(1888～1960)・杉山元治郎(1885～1964)らによって**日本農民組合**が結成され，農民運動に指導的役割を果たした。政府も小作農の保護・維持対策をはかり，1921(大正10)年には，**米穀法**を制定して米価の調節につとめ，また政府資金を農村に貸し付けたりした。さらに，1924(大正13)年には**小作争議調停法**が制定され，当事者の申し立てにより，裁判所のもとで争議の調停ができるようになった。

［**婦人運動**］　新しい時代の風潮は，女性の間にも自分たちを従属的地位にしばりつける社会的絆から解放し，地位の向上をはかろうとする思想・運動を生み出した。1911(明治44)年には，**平塚明**(雷鳥)らを中心とする**青鞜社**❶がつくられ，雑誌『青鞜』が発刊され女性の覚醒を促した。創刊号に載せられた平塚の巻頭言「元始，女性は実に太陽であった。真正の人であった。今，女性は月である。……私共は隠されて仕舞った我が太陽を今や取戻さねばならぬ」という言葉は，運動の目標をはっきりと示したものであった。青鞜社の女性たちは，「新しい女たち」と呼ばれて大きな反響をもって迎えられ，はじめ1000部だった『青鞜』の発行部数は3000部までに増加した。しかし，彼女たちが自由恋愛や自由結婚を論じたりすることに対して，世間からは日本の伝統的なモラルに反するという非難があびせかけられた。

青鞜社の運動は文学的思想啓蒙運動を中心とするものであったが，1920(大正9)年には平塚や市川房枝(1893～1981)らを中心に**新婦人協会**が結成され，**婦人参政権運動**も行われるようになった。こうした運動により，1922(大正11)年には，女子の政治運動参加を禁止していた治安警察法第5条が改正され，女子の政治演説会への参加が認められた。新婦人協会は，1924(大正13)年には**婦人参政権獲得期成同盟会**に発展した。また，この間の1921(大正10)年には，山川菊栄(1890～1980)・伊藤野枝(1895～1923)らにより**赤瀾会**が結成され，社会主義の立場からの婦人運動も展開された。

❶　青鞜の語は，18世紀の半ばにロンドンのモンテーニュ夫人のサロンに集まる芸術家たちの会合に，女性作家などが青色の靴下をはいて出席して盛んに文学・芸術を論じたことから，因習に反する女性たちを嘲笑的に Blue Stocking とよんだのを模し，森鷗外が命名したという。

[社会主義運動]　長らく鳴りをひそめていた社会主義運動も，ロシア革命の影響や労働運動の高まりに伴って息を吹き返えした。はじめは**大杉栄**(1885～1923)らを中心とするアナーキズム(anarchism，無政府主義)の影響が強く，労働者の直接行動に頼り，政治闘争を軽視し，ロシア革命を否定的に評価する傾向があったが，そののち，しだいに**マルクス主義**が社会主義運動の主流を占めるようになり，ロシア革命にならって政治闘争を重視する，いわゆるボリシェヴィズム(Bol'shevism)が優位に立つようになった。そして，多数の社会主義者を政治的に組織して**無産政党**(社会主義政党)をつくろうとする動きが進み，1920(大正9)年には**日本社会主義同盟**が成立し，ついで1922(大正11)年には，ソ連のモスクワに本部をおく**コミンテルン**(国際共産主義組織)の指導のもとに，片山潜・堺利彦・山川均(1880～1958)らが中心となって，コミンテルンの日本支部として**日本共産党**が秘密のうちに結成され，君主制の廃止，大地主の土地没収とその国有化，8時間労働制の実現などをかかげ，プロレタリア独裁の確立をめざして，非合法活動を展開した。

マルクス主義理論はしだいに知識人・学生・運動者の心をとらえるようになり，東大新人会なども，マルクス主義の研究・実践活動の団体としての性格を強めるようになった。こうして，1920年代にはマルクス主義に基づく社会科学研究が盛んになった。

1923(大正12)年9月1日におこった**関東大震災**は，政治的・経済的にさまざまな混乱を巻きおこしたが，社会主義運動に対しても大きな痛手を与えることになった。震災の混乱中，社会主義者や朝鮮人が暴動を企てているというデマが流れ，戒厳令がしかれたなかで，住民のつくった自警団や警察・憲兵などにより社会主義者や朝鮮人が虐殺される事件がおこった❶。こうした情勢に直面して，共産党の内部では政治方針をめぐって対立がおこり，1924(大正13)年には解党が決議された。

[部落解放運動]　また，被差別部落の住民に対する社会的差別を自主的に撤廃しようとする**部落解放運動**も本格的に展開されるようになり，1922(大正11)年に結成された**全国水平社**を中心に，運動は根強く進められるようになった。全国水平社は，その後，第二次世界大戦後に部落解放全国委員会を経て，部落解放同盟に発展した。

[国家主義革新運動]　第一次世界大戦直後の革新的雰囲気の高まりのなかで，多くの革新団体がつくられ，いろいろな立場の人々がこれに参加していったが，そのなかには**国家主義**の立場から「国家改造」を主張する人々も少なくなかった。1919(大正8)年，そうした人々が集まって**猶存社**を結成し，**北一輝**(1883～1937)・大川周明(1886～1957)を中心に，国家主義革新運動を進めた。その後，彼らの思想は，協調外交・軍縮政策や政党政治に不満を抱く軍部の青年将校や中堅将校に，しだいに大きな影響をおよぼすようになった。

【日本改造法案大綱】　北一輝は1919(大正8)年，反日運動の吹き荒れる上海において，**国家改造案原理大綱**(のち**日本改造法案大綱**と改称)を書きあげたが，それは猶存社によって秘密出版され，ひそかに関係者に配布された。その内容は，天皇大権の発動によって戒厳令をしき，クーデタによる天皇中心の国家社会主義的な国家改造を行おうとするもので，私有財産の制限と超過額の没収，大企業の国営化，企業の利益の労働者への配分，普通選挙の実施，華族制の廃止などの断行を唱えるとともに，対外的には「不法ノ大領土ヲ独占」している国に対して開戦する権利があることを強調している。

❶　有名なアナーキスト大杉栄は，震災後の混乱のなかで，愛人で婦人運動家の伊藤野枝や甥とともに憲兵大尉甘粕正彦(1891～1945)によって殺害された。また，東京の亀戸では10人の労働運動家が，軍隊に殺された(**亀戸事件**)。

参考　**関東大震災と朝鮮人虐殺事件**　1923(大正12)年9月1日，午前11時58分，関東一帯を見舞ったマグニチュード7.9の大激震とそれに続く大火災は，東京・横浜をはじめとする関東地方南部に甚大な被害を与え，死者・行方不明者は約14万人，被災者は340万人以上に達した。震災の大混乱のなかでさまざまな流言蜚語が乱れ飛び，**戒厳令**がしかれて，社会不安はいやがうえにも高まった。**朝鮮人虐殺事件**はこのような異常な雰囲気のなかで発生した。すなわち，"朝鮮人の暴動""朝鮮人の放火"などの流言が広がり，恐怖にかられた民間の自警団や警察官らが，朝鮮人と思われる人々をつぎつぎと捕え殺害した。そのなかには，誤認された中国人や日本人も含まれていたと思われる。殺された人の総数は正確にはわからないが，3000人とも6000人ともいわれるほどに達した。虐殺事件をおこした自警団員のなかには，裁判にかけられ処罰された者もあったが，多くの者は不問に付され，事件の真相は謎の部分が多い。例えば事件の核心ともいうべき流言の出所についても，自然に発生したとする説，日本の治安当局が意図的に流したとする説，右翼の一派が流したとする説などがあるが，真相は明らかではない。

普選運動の高まり

第一次世界大戦後，さまざまな立場からの社会運動に共通の要求となったのは，普通選挙の実現(納税額による選挙権の制限の撤廃，男子のみ)であった。**普選運動**はすでに1890年代後半から続けられており，明治時代末期には，衆議院で普選案が多数の支持を得たこともあったが，貴族院の反対で成立しなかった。その後，運動はいったん衰えたが，第一次世界大戦直後の民主主義的風潮の高まりのなかで，1919(大正8)年ころから，にわかに都市を中心とする民衆運動として大きな盛りあがりをみせた。知識人グループや労働組合に加えて，1920(大正9)年になると，野党であった憲政会・立憲国民党が正式に普通選挙の実現を綱領中にかかげるようになった。また，"進歩的"な官僚の間にも普選実施を説く者が現われ始めた。

しかし，1920(大正9)年の総選挙で，原内閣の与党である立憲政友会が大勝して衆議院の過半数を制し，野党勢力は後退した。原内閣と立憲政友会は，すぐに普選を実施するのは時期尚早であるとする立場に立ったため，野党側の提出した普選案はその後，いずれも衆議院で否決されてしまった。

護憲三派内閣の成立

原内閣のあとを継いだ立憲政友会の高橋是清内閣が，1922(大正11)年6月閣内不統一で退陣し，以後，加藤友三郎内閣・第2次山本権兵衛内閣と非政党内閣が続いた。山本内閣は，関東大震災の救援活動と復興計画に全力を注ぐとともに，普通選挙実現のため選挙法改正を意図したが，

公布年	内閣	実施年	被選挙人			選挙人			
			納税額	性・満年齢	定員	納税額	性・満年齢	総数	全人口比
1889	黒田	1890	15円以上	男　30歳以上	300	15円以上	男　25歳以上	45万人	1.1%
1900	山県	1902	制限なし	男　30歳　〃	369	10円　〃	男　25歳　〃	98	2.2
1919	原	1920	〃	男　30歳　〃	464	3円　〃	男　25歳　〃	307	5.5
1925	加藤(高)	1928	〃	男　30歳　〃	466	制限なし	男　25歳　〃	1241	20.8
1945	幣原	1946	〃	男女　25歳　〃	468	〃	男女　20歳　〃	3688	50.4

衆議院議員選挙法主要改正表(1945年の定員468は沖縄2を含む)

> **治安維持法**(一九二五年)
>
> 第一条　国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス。……
>
> **改正治安維持法**(一九二八年)
>
> 第一条　国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ、死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処シ(中略)私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ、十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス。……
>
> (『官報』)

1923(大正12)年12月**虎の門事件**❶により退陣したため，それは立ち消えとなった。1924(大正13)年1月，山本内閣のあとを受けて，清浦奎吾(1850～1942)が貴族院・官僚勢力を基礎に内閣を組織したが，立憲政友会・憲政会・革新倶楽部(国民党の後身)は，これを立憲政治に背を向けた特権階級による超然内閣とみなして**護憲三派**を結成し，世論の支持を後ろ盾に貴族院改革・行政整理・政党内閣の実現などを叫んで，清浦内閣打倒をめざす**第二次護憲運動**を展開した。

立憲政友会の清浦支持派は脱党して政友本党を結成したが，1924(大正13)年5月の総選挙で護憲三派が圧倒的な勝利を収め，政友本党は議席を大幅に減らした。その結果，同年6月，清浦内閣は総辞職し，第一党となった憲政会総裁の**加藤高明**が首相となり，護憲三派を与党とする内閣を組織した。この運動を通じて立憲政友会も普選賛成にまわり，1925(大正14)年3月，加藤高明内閣のもとで，普通選挙案を盛り込んだ衆議院議員選挙法改正案(いわゆる**普通選挙法案**)が両院を通過，成立した。この選挙法では，原則として満25歳以上の男子に衆議院議員の選挙権が，満30歳以上の男子に被選挙権が与えられ，納税額による選挙権の制限は撤廃された。それにより，有権者総数は約1240万人に達し，これまでの4倍以上に増加した。しかし，女性の参政権は認められなかった。また，同内閣の手で，貴族院の改革も行われたが，はなはだ不十分なものに終わった。

また，第二次護憲運動のときになると，労働組合・無産政党・学生団体などの多くは，普選は改良主義の幻想を強めるものとして，その実現にはあまり熱意をみせなかった。一方，加藤内閣は社会革命を避ける安全弁と考えて，普選の成立に踏み切ったもので，普選運動の民衆運動としての盛りあがりは弱くなっていた。

加藤内閣は1925(大正14)年3月に，普選法とともに**治安維持法**を成立させた。これは第一次世界大戦後の社会主義運動の激化に対応したもので，とりわけ普通選挙の実施や同年1月の**日ソ国交樹立**の結果として，活発化が予想される無政府主義や共産主義の活動を取り締まるのが目的であった。そこでは「国体を変革」したり，「私有財産制度を否認」する運動に加わった者を処罰することが定められており，のちにはこれがしだいに拡大解釈されて，さまざまな反政府的言動を弾圧するために用いられた。

参考　**世界各国における普通選挙の実現**

普通選挙とは，納税額・財産・身分・性別などによる差別なしに選挙権・被選挙権を認める制度をいう。ただし女子の参政権がない場合でも，それ以外の制限が撤廃されていれば，普通選挙と呼ぶことが多い。フランスでは1830年の七月革命の結果，選挙権がいくらか拡張されたが，なお納税額による厳しい制限があり，有権者は人口の0.5%余りにすぎなかった。しかし，1848年の二月革命の直後，フランスは男子の普通選挙制を採用した。ドイツにおいては，プロシアの下院議員選挙では，20世紀になっても有権者を納税額によって3級に分ける3級選挙法が用いられていたが，ドイツ帝国の場合は，1871年の成立時から男子の普通選挙が実施された。これは，一般大衆の強い支持によって，自由主義的な中産階級の反対をおさえようとするビスマルクの政略によるものだったという。アメリカは州によって異なるが，おおむね19世紀半ばころまでに男子の普通選挙が実現している。イギリスは1832年以来，何回かの改正で選挙権が拡大されたが，普通選挙はようやく1918年に実現した。このとき，30歳以上の一定の財産のある女子にも参政権が認められた。

婦人参政権運動は19世紀後半にはアメリカやヨーロッパでかなり高まり，地方議会や一部の地域でそれが認められたところも現われた。国政選挙で全国的に認められたのは，1893年のニュージーランドが最初である。ドイツでは第一次世界大戦後，1919年のワイマール憲法で，アメリカでは翌1920年，イギリスでも1928年に男女平等の普通選挙が実現した。しかし，フランスやスイスでは，女子の参政権の全国的な実現は第二次世界大戦後にもち越され，1945年および71年のことであった。

国名	男子	女子
フランス	1848	1945
アメリカ	1870	1920
ドイツ	1871	1919
イギリス	1918	1928
日本	1925	1945
ソ連	1936	1936
インド	1949	1949
中国	1953	1953

各国における普選の実現年

❶　虎の門事件とは，無政府主義者の難波大助(1899～1924)が議会の開院式にのぞむ摂政宮裕仁親王(のちの昭和天皇)を暗殺しようとして狙撃した事件。摂政宮は無事であったが，この事件は日本の指導者層にとって大きな衝撃であった。

政党政治の展開

加藤高明内閣の成立から，1932(昭和7)年5月の犬養内閣の崩壊にいたる8年足らずの間，政党政治は「**憲政の常道**」となり，衆議院に勢力を占める政党の党首が内閣を組織するという慣習ができあがった。1925(大正14)年に立憲政友会は，退役した陸軍長老で長州閥の系統につながる田中義一(1864～1929)を，高橋是清にかわって新総裁に迎えるとともに，革新倶楽部と合同した。一方，憲政会は加藤の死後，若槻礼次郎が総裁となり，1927(昭和2)年6月に政友本党と合同して**立憲民政党**を結成し，**立憲政友会**とともに2大政党として交代で政権を担当した。

しかし，軍部・貴族院・枢密院などの政党外の権力機構は依然として大きな力をもち，政党政治はしばしば議会の外からの干渉を受けた。しかも，政党自身も，自党の党勢拡張や政争のために，これらの権力機構に頼り，高級官僚出身者や軍人出身者が党の幹部となることが多かった。政党政治とはいっても，総選挙によって衆議院で多数を占めた政党が，

政党の変遷

敗れた政党にかわって内閣を組織するという形で政権の交代が行われたことはあまりなく，議会外の権力機構と結んで内閣を倒した野党が，新しく少数与党のまま政権を担当し，総選挙を行って衆議院の多数を制するというのが，政権交代の基本的パターンであった。

普選が実施され有権者が拡大したことによって，政党は必然的に多額の選挙資金を必要とするようになり，財界との結びつきをますます深くし，財閥から多額の政治資金の供給をあおぎ，また，さまざまな利権をめぐってしばしば汚職問題をひきおこした。こうして，政党政治は全盛時代を迎えたが，同時に，それが「金権政治」に毒されているというマイナス＝イメージも強くなり，国民の不信をかった。こうした事情を背景として，軍部・官僚・国家主義団体など反政党勢力による，「政党政治の腐敗」に対する非難も盛んになった。

参考 **吉野作造の「金権政治」批判** かつて民本主義を唱え，普通選挙の実現や議会中心の政治運営を熱心に主張した吉野作造も，現実に政党政治が定着し，普選が実施されるとかえってそれに失望し，その「金権選挙」ぶりをつぎのように批判している。「私も大正の初め頃から熱心に普選制の実施を主張した一人だ。そして普選制の功徳の一つとして金を使はなくなるだらうことを挙げた。(中略)そして金が姿を消すとこれに代わり選挙闘争の武器として登場するのは，言論と人格との外はないと説いたのであった。(中略)しかしそれは制度を改めただけで実現せられうる事柄ではなかったのだ。今日となっては選挙界から金が姿を消せばその跡に直ちに人格と言論とが登場するとの見解をも取消す必要を認めて居るが，普選制になって金の跋扈が減ったかと詰問されると一言もない。(中略)今日の選挙界で一番つよく物言ふものは金力と権力である。選挙は人民の意嚮を訪ねるのだといふ，理想としては彼らの自由な判断を求めたいのである。(中略)それを金と権とでふみにじるのだから堪らない。しかし，これは政治的に言へばふみにじる者が悪いのではない。ふみにじられる者が悪いのだ。(中略)一言にしていへば罪は選挙民にある。問題の根本的解決は選挙民の道徳的覚醒を措いて外にはない」(『中央公論』1932年6月号)。

3．都市化と大衆化

都市化と国民生活

大正年間，とくに第一次世界大戦後になると，日本の資本主義の飛躍的な発展，工業化の推進を背景として，**都市化**と**大衆化**が社会のいろいろな局面で現われ始めた。1903(明治36)年には4540万人だった日本内地の人口は，1925(大正14)年には5974万人に達したが，農業人口は余り増加せず，人口増加分はもっぱら都市の第2次・第3次産業に吸収された。この結果，明治30年代前半には有業人口の約3分の2を占めていた第1次産業(農林水産業)人口は，大正末期には50％程度になった。

都市への人口集中もはっきりと現われ，1903(明治36)年には人口5万人以上の都市は25(植民地を除く)，その人口は合わせて555万人(内地人口の12％)だったのが，1925(大正14)年には，それが，71都市，1213万人(内地人口の20％)に増加した。

東京をはじめ全国の諸都市では，官公庁・公共建築物・会社などを中心に，明治時代以来の赤煉瓦造に加えて，鉄筋鉄骨コンクリートのビルディングが建設され，個人の住宅にも，洋風のいわゆる**文化住宅**が盛んに建てられた。都市ではガスや水道設備がかなり普及し，電灯は都市ばかりでなく農村でも広く用いられるようになった。

文化住宅の見取図

【関東大震災と東京の復興】 1923(大正12)年9月1日，関東地方一帯はマグニチュード7.9の大地震に襲われ，東京では市内百数十カ所から火災が発生し，本所・深川などの下町は90％以上が焼失した。東京・横浜など関東地方南部を中心に各地で，死者・行方不明者約14万人，被害世帯69万余，罹災者約340万人を出すという空前の惨害となった。大震災後，一部には遷都論もあったが，政府(第2次山本内閣)は後藤新平を復興院総裁に任命して，東京の復興にあたらせた。後藤の東京復興計画はあまりにも規模が大きく，立憲政友会など各方面からの反対でかなり縮小されたが，幹線道路の建設・区画整理などを軸に，東京は装いを新たにして再建された。これを機会に江戸情緒はほとんど一掃され，東京の住宅地帯は近郊に広がった。震災で減少した人口も再び急増し，1932(昭和7)年には東京市は近郊の町村を合併し，人口は500万人を超えた。

都市と都市を結ぶ鉄道路線は，原・高橋両内閣におけるローカル線拡張計画などを通じて全国的に広がった。また，大都市の近郊に住宅地帯が広がるとともに，通勤用の**郊外電車**が発達した。そして大正末期以降，大都市の中心部ばかりでなく，郊外電車のターミナル駅につぎつぎに**百貨店**(デパート)が開店し，大衆消費時代の先駆けとなった。市街地の交通機関としては，市街電車のほか明治時代後期に日本に輸入された自動車が，大正時代になると，新しい交通機関として利用され，とくに**乗合自動車**(バス)が市民の足として盛んに使われるようになり，タクシーも現われた。なお，明治時代末期に日本の空を初めて飛んだ飛行機は，主に軍用として発達したが，1920年代後半には郵便輸送や旅客輸送用の**定期航空路**も開設された。しかし，利用者はまだごく限られた人たちだけであった。

都会を中心に，事務系統の職場で働く俸給生活者(サラリーマン)が大量に出現したが，そうした職場へ女性も進出するようになり，いわゆる**職業婦人**が目立ち始めた。女性の洋装化も進み，大正末期から昭和初期には時代の先端を行く洋装洋髪の若い女性(いわゆるモガ，modern girl)の姿が，大都市の新しい風俗となった。

こうした状況のなかで，さまざまな社会問題(労働問題・失業救済など)や都市問題(交通・住宅問題など)が取りあげられるようになった。政府が内務省に社会局や都市計画局をおいてこれらの問題と取り組み，職業紹介法・健康保険法・借地借家法などを制定したのも，1920年代前半のことであった。

参考 **サラリーマンの生活** 大正末期，大学や専門学校の卒業生は，おおむね官吏や会社勤めの俸給生活者(サラリーマン)となった。初任給(月額)は大学卒が50～60円だった。重工業部門の男子労働者の平均賃金が日給2円50銭，大工が3円50銭程度だったから，ホワイトカラーとブルーカラーの給与の差は，明治時代よりずっと小さくなった。また職業婦人の平均月給は，タイピスト40円，電話交換手35円，事務員30円位だったという。当時の物価は，米1升(約1.5kg)50銭，ビール1本35銭，うなぎの蒲焼30銭，タクシーの市内料金1円均一(いわゆる円タク)，東京・大阪間の鉄道運賃6円13銭(3等，普通列車)，郵

便料金では封書3銭，葉書1銭5厘，新聞購読料月極め80銭～1円といったところだった。1925(大正14)年，建坪18坪(約59m²)・木造2階建て・土地25坪(約83m²)つきの小住宅108戸を，大阪市が分譲した。頭金420円，毎月32円で15年5カ月の月賦という条件だったが，申込みが殺到し，32倍の競争率になった。応募者の70%以上がサラリーマンだったという。

大衆文化の芽ばえ

以上のような都市化の進行に伴い，大正時代には市民文化が繁栄し，とくに第一次世界大戦後は，それがしだいに大衆化し，いわゆる**大衆文化**が発達し始めた。

年　次	男　子	女　子	合　計
1900(明治33)	90.4%	71.7%	81.5%
1905(〃38)	97.7	93.3	95.6
1910(〃43)	98.8	97.4	98.1
1915(大正4)	98.9	98.0	98.5
1920(〃9)	99.2	98.8	99.0
1925(〃14)	99.5	99.4	99.4
1930(昭和5)	99.5	99.5	99.5

小学校就学率の変遷(文部省編『学制百年史資料編』より作成)

［教　育］　大衆文化の発達を支えた大きな条件の一つには教育の普及である。1918(大正7)年，学校教育制度が全面的に改革され，**大学令**の制定によって単科大学や公立・私立の大学が認められたのをはじめ，高等学校令も改正され，公・私立の高等学校や中学校の課程を併せた7年制の高等学校も設立されるようになった。また，**中学校**や**高等女学校**も増設されるなど，高等・中等教育機関が大幅に拡張された。1900(明治33)年には全国で約2万5000人にすぎなかった専門学校以上の学生・生徒数は，1925(大正14)年には13万人以上に急増した。これにより，知識層が拡大され，都市中間層としてこの時代の文化の中心的な担い手となった。

義務教育もいちだんと普及し，1920(大正9)年には就学率が99%を超え，とくに男女の就学率の格差がほとんどなくなったことは注目に値する。ほとんどの人が文字を読めるようになり，文化の大衆化を促した。また，新しい時代の風潮のなかで，文部省の教育統制や画一的な教育方針を批判し，生活に根ざした生徒の個性と自主性を尊重する**自由教育運動**が盛んに進められ，沢柳政太郎(1865～1927)の成城小学校，羽仁もと子(1873～1957)の自由学園などが，自由教育を実践した。新しい教育運動のなかから，その後，昭和期に入って生活教育・生活綴方教育などの**プロレタリア教育運動**が発展した。

［ジャーナリズム］　社会の大衆化に鋭敏に反応し，またその大衆化をいっそう進展させる役割を果たしたのは，**ジャーナリズム**の発達であった。新聞はこの時期，第一次世界大戦や関東大震災などの大事件を通じて急速に発行部数を拡大し，大正末期には，『大阪朝日新聞』『大阪毎日新聞』『東京朝日新聞』『東京日日新聞』の4大紙が，おおむね100万部前後に達した。このように有力新聞はいわゆる大衆商業紙としてめざましい発達をとげ，文化の普及や政治の民衆化に大きな役割を果たすようになったが，同時にセンセーショナリズムの傾向を深め，「政治の情緒化」をもたらすことにもなった。

また，『中央公論』『改造』『文藝春秋』などの各種の**総合雑誌**や，毎月の発行部数が100万部を超す大衆雑誌『キング』などの月刊雑誌が発展をみせ，週刊誌が出現するようになったのも，大正末期から昭和初期にかけてであった。出版界でも『現代日本文学全集』をはじめ1冊1円の文学全集(いわゆる**円本**)や文庫本(岩波文庫)などが盛んに刊行され，低価格の出版物が大量に供給されるようになった。

こうした活字文化ばかりでなく，新しいメディアとして1925(大正14)年から東京・大阪で**ラジオ放送**が始まり，翌年には放送事業を統合して**日本放送協会**が設立された。ラジオ放送はニュースの速報や標準語の普及に大きな役割を果たした。伝統的な国技である相撲に加えて，明治時代に日本に伝えられた**野球**が，全国中等学校優勝野球大会(1915年～，現在の全国高等学校野球大会)の開始により人気を集め，また国際オリンピック競技会に，日本が1912(明治45)年以来参加するなど，スポーツが大衆的な関心を集めるようになったのも，新聞報道やラジオ放送などのマス＝メディアの発達によるところが大きい。

『キング』創刊号の表紙

ラジオを聞く家族　大正時代からしだいに「ちゃぶ台」が流行し，一家が「ちゃぶ台」を囲んでラジオを聞く光景が見られるようになった。

［学　問］　とくに人文・社会科学の諸部門で大正デモクラシーの高まりに伴って，自由主義的立場に立った学問・研究が広まった。内田銀蔵(1872～1919)・河上肇(1879～1946)・福田徳三らが経済学・経済史研究で，尾佐竹猛(1880～1946)らが憲政史研究で業績をあげ，**美濃部達吉**(1873～1948)は近代法学の立場から**天皇機関説**を唱えて，上杉慎吉(1878～1929)の天皇主権説を批判し，学界で広く支持を得た。

【天皇機関説】　イェリネック(Jellinek)の国家法人説に基づいて，天皇が国家統治の主体であることを否定し，統治権の主体は法人たる国家であり，元首たる天皇は国家の最高機関として憲法の条規にしたがって統治権を行使するという学説であった。いわば大日本帝国憲法をできるだけ自由主義的・立憲主義的に解釈した学説といえよう。天皇機関説は，統治権を天皇固有の万能で絶対的な権限とみなす天皇主権説と対立したが，明治末期以降から昭和初期まで，学界ではもとより，政界・官界でも広く認められていたのである。

歴史学の分野では**津田左右吉**(1873～1961)が日本古代史の実証的研究を通じて，「記紀」の記述が史実ではなく皇室の支配の由来を示すための創作であることを説き，また，国民思想の研究でも学界に新風を吹き込み，黒板勝美(1874～1946)・辻善之助(1877～1955)らが実証主義的研究で業績をあげた。東西交渉史の視角からアジアの研究を進めた白鳥庫吉，ジャーナリスト出身で中国史・日本文化史研究に業績を残した内藤虎次郎(湖南)らも有名である。**民俗学**では，**柳田国男**(1875～1962)が民間伝承・風俗習慣・行事などの研究によって庶民の生活史を明らかにするなど，日本における民俗学の確立に貢献した。また，**哲学**が大いに流行し，**西田幾多郎**(1870～1945)が『善の研究』(1911)など一連の独創的な業績を発表して知識人の間に大きな影響を与えたのをはじめ，阿部次郎(1883～1959)・安倍能成(1883～1966)・和辻哲郎(1889～1960)らの理想主義・人格主義的思想家が活躍した。

マルクス主義の影響が人文・社会科学各分野に現われ始めたことも，この時代の特色であった。とくに，1920年代に入って，マルクスの大著『資本論』が高畠素之(1886～1928)により，はじめて完訳出版され(1920～25)，経済学・歴史学・哲学などの分野はその影響を

強く受けた。こうした風潮のなかで，『貧乏物語』の著者河上肇が自由主義経済学者からマルクス主義経済学者として成長し，民本主義理論家大山郁夫が無産政党運動に活躍した。1932～33(昭和7～8)年，山田盛太郎(1897～1980)・平野義太郎(1897～1980)・野呂栄太郎(1900～34)・羽仁五郎(1901～83)・服部之総(1901～1956)らマルクス主義経済学者や歴史学者により『日本資本主義発達史講座』が出版された。彼らは講座派と呼ばれ，明治維新を絶対主義の形成とみなし，日本資本主義の半封建的性格を強調した。こうした見方に反対し，明治維新を不完全なブルジョア革命とみて日本資本主義の半封建性を否定する櫛田民蔵(1885～1934)ら労農派の学者たちと，講座派の学者たちとの間には活発な論争が展開された(明治維新論争，日本資本主義論争)。

自然科学・技術の面でも明治時代に引き続いていくつかのすぐれた業績が生まれた。**本多光太郎**(1870～1954)のK・S磁石鋼の発明(1917)・石原純(1881～1947)の相対性理論の研究，**野口英世**の黄熱病の研究，高木貞治(1875～1960)の数学における類体論の確立，八木秀次(1886～1976)の指向性超短波用アンテナ(八木アンテナ)の発明，仁科芳雄(1890～1951)の原子核研究などがその代表的なものである。研究施設としては，民間の北里研究所・理化学研究所，東京帝大の航空研究所・地震研究所などが設立された。また航空機が実用化されて，第一次世界大戦で軍事目的に利用された。

年	研究機関
1875	東京気象台
88	東京天文台
99	緯度観測所
1915	北里研究所
17	理化学研究所
18	航空研究所
20	海洋気象台
25	地震研究所

研究機関の設立

［文　学］　文芸思潮の面では，1910年代になると自然主義がしだいに退潮し，**武者小路実篤**(1885～1976)・**有島武郎**(1878～1923)・**志賀直哉**(1883～1971)・**有島生馬**(1882～1974)らの**白樺派**が華々しい活躍をみせ，文壇の中心となった。彼らはいずれも上流社会の出身で，洗練された都会的感覚と西欧的教養を身につけ，雑誌『白樺』(1910年創刊)を中心に創作・評論活動にあたり，明るい人道主義的作風で世に広く受け入れられ，また単に文学の分野ばかりでなく西洋美術の紹介にも貢献した。白樺派とならんで明治末期から**永井荷風**(1879～1959)・**谷崎潤一郎**(1886～1965)らの**耽美派**(唯美派)の作家たちが官能美・感覚美に満ちた多くの作品を発表した。

作家名	作品名(1910～29)
永井荷風	フランス物語(09)腕くらべ(16)
谷崎潤一郎	刺青(10)痴人の愛(24)細雪(43)
武者小路実篤	その妹(15)人間万歳(22)
有島武郎	或る女(19)
志賀直哉	和解(17)暗夜行路(21)
長与善郎	青銅の基督(23)
倉田百三	出家とその弟子(16)
里見弴	善心悪心(16)
芥川竜之介	羅生門(15)鼻(16)河童(27)
菊池寛	父帰る(17)恩讐の彼方に(19)
久米正雄	破船(22)
横光利一	日輪(23)
川端康成	伊豆の踊り子(26)
山本有三	波(28)
佐藤春夫	田園の憂鬱(19)
葉山嘉樹	海に生くる人々(26)
徳永直	太陽のない街(29)
小林多喜二	蟹工船(29)
中里介山	大菩薩峠(13～)
大仏次郎	赤穂浪士(27～28)

主な文学作品一覧

これらにやや遅れて，**芥川竜之介**(1892～1927)・久米正雄(1891～1952)・菊池寛(1888～1948)らが理知的な作風で鋭く現実をとらえた作品を発表して文壇にデビューした。彼らは，第3・4次『新思潮』(1914，1916～17)によって活躍し，**新思潮派**・新現実派・新理知主義派などと呼ばれた。

1920年代には社会的変動を反映して，白樺派の楽天的な人道主義や新現実派の小市民的思考はしだいに行き詰まりをみせ始めた。有島武郎や芥川竜之助の自殺はその象徴であった。また**大衆文学**が，新聞や大衆雑誌を発表の舞台として，多くの読者を獲得

していった。中里介山(1885～1944)がその先駆をなし，久米や雑誌『文藝春秋』を創刊してその経営にあたった菊池は大正末期以降，大衆小説作家として名をなした。

このようななかで，**プロレタリア文学運動**が思想啓蒙の運動として登場した。これは，1921(大正10)年創刊された雑誌『種蒔く人』を中心に，青野季吉(1890～1961)・平林初之輔(1892～1931)らによって，自然発生的な労働文学を目的意識的な革命文学へ組織することをめざして進められた。その統一組織として，1925(大正14)年日本プロレタリア文芸連盟が結成され，雑誌『文芸戦線』を中心に活動したが，活動方針の対立から，翌年，日本プロレタリア芸術連盟に改組された。その後，何回かの分裂を経て，1928(昭和3)年には全日本無産者芸術連盟(ナップ，機関誌『戦旗』)，さらに1931(昭和6)年にこれが解散し，日本プロレタリア文化連盟(コップ)が結成された。作家としては『蟹工船』の小林多喜二(1903～33)，『太陽のない街』の徳永直(1899～1958)をはじめ，宮本(中条)百合子(1899～1951)・葉山嘉樹(1894～1945)・中野重治(1902～79)らが名高い。こうして，プロレタリア文学運動は思想界に大きな影響を与えたが，反面，政治を芸術に優越させる理論は芸術独自の価値と役割を失わせ，政治的分裂を文学運動にもち込む結果を招き，政府による取り締まりの激化に伴い，1930年代に入るとしだいに衰えた。

［芸　術］　**美術**の分野では1907(明治40)年以来，**文部省美術展覧会(文展)**が開かれ，日本画では美術学校派の川端玉章(1842～1913)の指導下に平福百穂(1877～1933)・鏑木清方(1878～1972)らが活躍した。これに対抗して**横山大観**・下村観山らは，1914(大正3)年**日本美術院**を再興し，川合玉堂(1873～1957)・小林古径(1883～1957)・前田青邨(1885～1977)・安田靫彦(1884～1978)らを集めて**院展**を開いた。また，京都画壇では竹内栖鳳(1864～1942)らが盛んに作品を発表した。

洋画の分野では1912(大正元)年にフューザン会を結成した新進の**岸田劉生**(1891～1929)がのち**春陽会**に加わって独自の画風で人物画に傑作を残した。また，石井柏亭(1882～1958)・有島生馬・山下新太郎(1881～1966)らの若手画家たちが，藤島武二・岡田三郎助・和田英作らの文展に結集した一派に対抗して，1914(大正3)年，**二科会**をおこした。この系統からは，**梅原竜三郎**(1888～1986)・**安井曽太郎**(1888～1955)らが輩出した。また，竹久夢二(1884～1934)は，抒情的な美人女性の風俗画で広く庶民の心をとらえた。彫刻家としては，平櫛田中(1892～1979)・朝倉文夫・石井鶴三(1887～1966)らが名高い。白樺派の作家でもある柳宗悦(1886～1961)は，庶民に根ざした民芸の蒐集・再評価に貢献した。

演劇では，歌舞伎・新派劇がしだいに大衆化して世に受け入れられていった。また，明治末期から盛んになってきた**新劇**では，1913(大正2)年島村抱月(1871～1918)が**芸術座**を結成し，松井須磨子(1886～1919)が人気スターとして世の注目を集め，新劇の普及に大きく貢献した。これらの新しい演劇の舞台となったのは，明治末期に東京の丸の内に建設された帝国劇場(帝劇)であった。さらに1924(大正13)年には，小山内薫(1881～1928)が土方与志(1898～1959)と協力して**築地小劇場**を創立して，新劇をほぼ確立した。また，沢田正二郎(1892～1929)によって始められた新国劇が大衆演劇としてしだいに広まっていった。

明治後期に始められた映画は，大正時代に新しい大衆娯楽として発展した。当時は活動写真と呼ばれ，まだ無声で，弁士が画面の情景を説明するものであった。1910年代から20年代にかけて，日活・松竹キネマ・東宝などの映画会社がつぎつぎと設立され，多くの作

品を製作して大衆から歓迎された。1930年代に入ると音声つきのトーキーが現われた。

音楽では，明治時代以来の唱歌とともに，童謡が人気を集めて広く歌われるようになり，山田耕筰(1886～1965)らが，作曲や演奏に活躍した。宮城道雄(1894～1956)が箏曲に新境地を開き，オペラ歌手三浦(柴田)環(1884～1952)が「マダム・バタフライ」などで主役を演じ，国際的に名声を博したのも，大正時代から昭和初期にかけてであった。明治時代には蓄音器が外国から輸入されたが，明治末期には円盤式蓄音器の国産が始まり，大正後期には**レコード**が大量に売れるようになり，音楽の普及，とりわけ流行歌の大衆的広まりに大きな役割を演じた。

図版特集

主な美術作品

絵画
- 横山大観　生生流転
- 梅原竜三郎　紫禁城
- 安井曽太郎　金蓉
- 岸田劉生　麗子微笑①
- 小林古径　髪②
- 土田麦僊　大原女③
- 竹内栖鳳　斑猫④
- 竹久夢二　黒船屋

彫刻
- 高村光太郎　手⑤・鯰
- 平櫛田中　転生⑥・五浦釣人

①
②
③
⑥
④
⑤
4．恐慌の時代

戦後恐慌から金融恐慌へ

第一次世界大戦中の著しい好景気も，大戦が終わってまもなくすると，泡のように消えた。日本の資本主義は戦争を通じてしばしば発展したため，軍事産業の占める比重が大きく，そのうえ，国民の購買力は十分とはいえず国内市場がせまく，つねに海外市場に依存するという不安定な構造をもっていた。

そこで大戦が終わって列強の生産力が回復してくると，輸出は後退して，1919(大正8)年からは貿易収支は輸入超過に転じ，とりわけ，重化学工業は輸入品が増加して，国内の生産を圧迫した。1920(大正9)年には株式市場が暴落し，また，綿糸・生糸の売れ行きが不振となって，その相場が下落した。そのため，紡績・製糸業は操業を短縮するなどの不況に見舞われたのである。これをふつう**戦後恐慌**と呼んでいる。

ついで，1923(大正12)年9月には**関東大震災**に見舞われて，京浜地区では，工場や事業所のほとんどが倒壊あるいは焼失し，日本経済は大きな打撃を受けた。このとき，銀行手持ちの手形が大量に決裁不能になり，その後，慢性的不況が続くなかで，決裁はなかなか進まなかった。政府は決裁不能となった震災手形に対して，日本銀行からの震災手形割引損失補償令で特別融資を行わせ，その合計額は4億3082万円に達した。しかし，なお1926(昭和元)年末現在で2億680万円が未決裁となっていた。

そこで憲政会の若槻礼次郎内閣は，震災手形を処理しようと考え，その法案を議会にはかったが，その過程で，いくつかの銀行でこげつきの不良貸付が多く，経営状態が悪いことが暴露され，1927(昭和2)年3月，銀行への激しい**取付け騒ぎ**がおこった。これがいわゆる**金融恐慌**の発端であった。

4月に入って台湾銀行・十五銀行など32の銀行が休業するにおよび，金融恐慌は全国的なものとなった。若槻内閣は，鈴木商店に対する巨額の不良債権をかかえた台湾銀行の救済をはかるため，**緊急勅令**を発布しようとしたが，枢密院の反対でこれが否定されたのでついに総辞職した。あとを受けて成立した立憲政友会の田中義一内閣は，高橋是清蔵相のもとで，3週間の**モラトリアム**(moratorium，支払猶予令)を発して全国の銀行を一時休業させ，日銀から20億円近くの非常貸出しを行ってどうにか恐慌を鎮めることができた。

【鈴木商店と台湾銀行】　鈴木商店は明治時代前期に貿易商として出発したが，その後，経営規模を拡大し，とくに第一次世界大戦中に台湾銀行の融資を受けて各種の部門に進出し，総合商社として三井・三菱に迫る急成長を示した。しかし，米騒動の際，神戸の本店が焼打ちにあい，戦後恐慌・関東大震災で大きな打撃を受けて経営は悪化し，金融恐慌の最中，台湾銀行からも融資が打ち切られ，1927(昭和2)年倒産した。

「モラトリアム」で預金の支拂は五百圓
以下に制限されて居りますが，二十五
日以後新たに御預ケ入れの預金は金
額に制限なく御引出しが出來ます。
御承知のこと、存じますが爲念申上
けます。

モラトリアムのビラ

年次	普通銀行数	五大銀行	
		預金占有率	貸出占有率
1926	1427	27.8%	21.5%
1928	1031	34.0	26.2
1930	782	36.8	29.8
1932	538	40.0	33.6
1934	484	42.7	34.1

五大銀行の占有率

このような1920年代の慢性的不況のなかで，企業の独占・集中や資本輸出の傾向が進んだ。あらゆる企業部門に**カルテル**(cartel，企業連合)や**トラスト**(trust，企業合同)のような独占企業形態が現われ，**三井・三菱・安田・住友**などは，各種の企業部門を同系の資本のもとに結合する**コンツェルン**(Konzern)的多角経営に乗り出し，いわゆる**四大財閥**として経済界で覇を唱えるにいたった。また，大きな紡績会社は，第一次世界大戦後，中国に工場をつぎつぎに建設した(**在華紡**)。

銀行の産業界支配の傾向もしだいに強まってきた。銀行の産業への貸付は長期的・固定的となり，その額もばく大なものになった。こうして，銀行資本は産業資本と不可分に結びついて支配力を強め，**金融資本**を形成していった。

とくに金融恐慌を通じて，中小銀行は手痛い打撃を受けてあいついで倒れ，三井・三菱・住友・安田・第一の**五大銀行**は中小銀行を吸収してその地位を決定的なものにした。五大銀行は年を追うにしたがってその支配力を強めていったのである。こうして大銀行をもつ**財閥**は経済界を支配するとともに，三井は立憲政友会，三菱は憲政会(のち立憲民政党)との結びつきを強めて，政治資金の供与などを通じて政治の上にも大きな発言力をもつようになっていった。

社会主義運動の高まりと分裂

1922(大正11)年，秘密のうちに結成され，非合法の活動を進めていた**日本共産党**は，その後，党員の検挙などにより混乱して，1924(大正13)年にいったん解党を宣言したが，1926(大正15)年には再建された。このころになると労働運動も急進化したが，同時にその内部で左右両派(急進派と穏健派)の対立が激しくなり，1925(大正14)年，**日本労働総同盟**が分裂し，急進派は新しく**日本労働組合評議会**を結成した。

無産政党の系譜　無産政党(社会主義政党)は明治末期以来，活動を展開したが，政府の厳しい取締りと左右両派の対立によって離合集散が続いた。1930年代にはいるとようやく統一に向かうようになり，30年代後半には衆議院での議席数を増したが，同時にしだいに軍部と結びついていった。

普通選挙制度が成立すると，労働運動や農民運動を基礎に，社会主義勢力の政治的進出の気運が高まって，合法的な**無産政党**を組織しようとする動きが盛んになり，1925(大正14)年には**農民労働党**が結成された。しかし，これは結社禁止処分を受けたので，翌年，共産党系を除いて**労働農民党**が成立した。ところが，発足後，共産党系勢力がここになだれ込んだことから，内部で左右の対立が激化して，まもなく**労働農民党・日本労農党・社会民衆党**に分裂し(のち全国大衆党も結成)，これに応じて労働組合・農民組合もまた3派に分裂した。こうして社会民主主義諸勢力の動きも活発となり，1928(昭和3)年2月に実施された最初の普通選挙では，無産政党各派から8人の候補者が当選し，代議士として衆議院に議席を得た。

この選挙で共産党系の活動が目立ったため，これを警戒した田中内閣は1928(昭和3)年3月，治安維持法を適用して共産党系の活動家やその同調者を大量に検挙し(**三・一五事件**)，関係団体を解散させた。そして緊急勅令により同法を改正して最高刑を死刑とし，労働農民党の山本宣治(1889～1929)らの強い反対にもかかわらず，つぎの議会で承認を得た。続いて翌年4月には再び大規模な検挙を行った(**四・一六事件**)。こうした政府の弾圧によって，日本共産党は大きな打撃を受けた。社会主義運動は内部対立の激化もあって分裂傾向を深め，労働者や農民を十分に組織することはできなかった。

山東出兵と張作霖爆殺事件

中国では五・四運動のあと，反帝国主義の民族運動が一段と盛んになり，1924(大正13)年には，中国国民党と共産党とが第一次国共合作を行い，軍閥打倒の方針を打ち出した。孫文の死後，あとを継いで国民党の最高指導者となった**蔣介石**(1887～1975)は，1926(大正15)年国民革命軍総司令に就任し，全国統一をめざし国民革命軍を率いていわゆる**北伐**を開始した。

1927(昭和2)年はじめには，国民革命軍の勢力は長江(揚子江)流域におよび，漢口などのイギリス租界を回収した。イギリスは日本に対し共同で中国に出兵することを提案したが，日本政府は幣原喜重郎外相の対中国内政不干渉政策により，イギリスの提案を受け入れなかった。

ついで同年3月，国民革命軍が南京に入城した際，その兵士たちによってアメリカ・イギリス・日本などの総領事館や居留民たちが襲われ，死傷者が出たため，アメリカ・イギリスは，長江上の軍艦から報復の砲撃を加えたが，日本はこれに加わらなかった。この南京事件の結果，列国の強い抗議を受け，苦境に立った蔣介石は，列国の居留民や総領事館襲撃は共産党系勢力の行為として，同年4月反共クーデタ(四・一二クーデタ)を行って共産党と絶縁を宣言し，南京に**国民政府**をつくった。

若槻内閣の幣原外相は，内政不干渉主義に則って国民革命軍の北伐にも干渉を避ける方針をとったが，陸軍・国家主義団体・野党の立憲政友会や中国に利権をもつ実業家たちなどの間からは，幣原外交を弱腰の「軟弱外交」と非難し，対中国強硬方針を唱える声があがった。このころ日本国内では，雑誌『東洋経済新報』に拠って小日本主義の立場から植民地を放棄して貿易関係に重点をおくことを主張した石橋湛山(1884～1973)のようなジャーナリストもいたが，それはごく少数派で，国民の支持を集めるにはいたらなかった。

1927(昭和2)年4月に成立した立憲政友会の田中義一内閣は，欧米諸国に対しては幣原外交時代の協調外交方針を受け継ぎ，アメリカ・イギリスと海軍の補助艦制限を話し合う**ジュネーヴ軍縮会議**に参加し(結局，交渉妥結せず)，翌年にはパリで**不戦条約**に調印した。

しかし，対中国政策の面では，北伐を再開した国民政府軍が華北に近づくと，日本人居留民の保護(いわゆる現地保護政策)を理由に，1927～28(昭和2～3)年，3次にわたって**山東出兵**を行い，北伐の勢いが華北・満州に広がることをおさえようとした。その間，1928(昭和3)年には，済南で日本軍と北伐軍が戦火を交じえる**済南事件**がおこった。

第一次山東出兵のあと，田中内閣は東京で外交当局者・軍部首脳を集めて**東方会議**を開き，中国問題を協議し，満蒙における日本の権益をあくまで守るという方針を確認した。これに基づいて政府は満州の実権者である親日派の軍閥**張作霖**(1875～1928)と交渉し，これを利用して満州における権益の拡大を求めたが，張が日本のこうした政策に必ずしも協力的ではなかったので，**関東軍**(満州駐屯の日本軍)の一参謀がひそかに張の排除を計画し，1928(昭和3)年6月，北京から奉天に引きあげる途中の張の列車を爆破し，張を殺害した。陸軍はこの**張作霖爆殺事件**を中国国民政府側の仕業だと公表したが，国際的に疑惑をもたれ，また，国内の野党(立憲民政党など)からは**満州某重大事件**として攻撃された。

【関東軍】　日露戦争の勝利で，日本はロシアから旅順・大連を中心とする遼東半島の南端地域(関東州)の租借権，長春・旅順間の鉄道権益などを獲得し，加えて鉄道を守るため，1キロ当り15名以内の守備兵をおく権利を得て，清国にも承認させた。1906(明治39)年，関東都督府(都督は現役の陸軍大将又は中将)をおき，関東州と鉄道付属地の軍事・行政・司法の権限を統轄した。1919(大正8)年関東都督府は廃止され，民政を管轄する関東庁と軍事を管轄する関東軍司令部(長は関東軍司令官)が設置された。このとき，関東軍司令官のもとにおかれた軍隊が関東軍である。編制は1個師団と独立守備隊6大隊からなり，平時の兵力約1万2～3000で，軍司令部は旅順におかれた(満州事変後，奉天ついで長春に移る)。関東州・鉄道の守備が本来の任務であったが，政府，とくに不干渉政策に立った幣原外交の対満蒙・対中国政策には強い不満をいだき，より強硬な対満蒙政策を主張した。1920年代末ころから，満蒙武力占領計画を検討するなど，幣原外交反対・対満蒙強硬論の急先鋒となり，1931～32(昭和6～7)年には満州事変や「満州国」建国の主役を演じた。

張作霖のあとを継いで満州の実力者となった子の張学良(1901～2001)は，国民政府に忠誠を示して，1928年12月満州に中国国民党の旗(青天白日旗)をかかげ(いわゆる易幟)，満州における中国側の抗日気運は一段と高まった。このように満州もひとまず国民政府の傘下に入り，この地を日本の特殊権益地帯として，中国本土から切り離して日本の権益を強めようとしていた田中内閣の対中国政策は失敗に終わった。こうして内外ともに苦境に立った田中内閣は，1929(昭和4)年，張作霖爆殺事件の善後措置に失敗して退陣した。

参考　**満州某重大事件**　張作霖の爆殺は，関東軍参謀河本大作(1883～1955)がひそかに計画し，部下の軍人たちに実行させたものであった。この事件をきっかけに満州を軍事占領し，新政権をつくらせて満州を日本の支配下におこうとする意図であったと思われるが，関東軍首脳の同意は得られず，それは実現しなかった。

関東軍当局は事件を中国国民政府側，すなわち「南方の便衣隊」(国民政府のゲリラ)の仕業と発表したが，田中義一首相は現地からの極秘情報で，日本の軍人が犯人であることを知った。事件の真相は一般国民には知らされなかったが，議会では，事件に疑惑をいだいた立憲民政党など野党側が，「満州某重大事件」として田中内閣の責任を追及した。日本の国際信用の回復と陸軍部内の規律の確立を重視した元老西園寺公望の強い要請もあり，田中首相は軍法会議を開いて真相を究明し，犯人を処罰する決意を示し，その旨を天皇に上奏した。

しかし，陸軍大臣をはじめ陸軍当局は軍法会議開催に強く反対し，閣内にも田中の考えに反対する声が強かった。田中は陸軍軍人出身の政治家であったが，現役を退いていたため陸軍内部をおさえることができず，結局，真相は明らかにされないまま，警備上に手落ちがあったという理由で，犯人は行政処分に付されたにすぎなかった。田中首相は，それまでの上奏とのくい違いを天皇に厳しく叱責され，内閣総辞職に追い込まれた。

協調外交の行き詰まり

田中内閣のあとを受けた立憲民政党の**浜口雄幸**(1870～1931)内閣は，再び幣原外相を起用して協調外交の方針を打ち出した。1930(昭和5)年，イギリスの提唱によって英・米・日・仏・伊の5カ国の代表により**ロンドン海軍軍縮会議**が開かれることになると，政府は若槻礼次郎元首相・財部彪(1867～1949)海相らを全権として派遣した。

この結果，同年4月，米・英・日の3国の間に**ロンドン海軍軍縮条約**が結ばれ，(1)主力艦建造禁止をさらに5カ年延長すること，(2)米・英・日の補助艦の保有比率は，全体で10：10：7とし，大型巡洋艦で10：10：6とすること，などを取り決めた。ところが，かねてから対米7割の保有量を主張していた海軍部内では，政府が海軍軍令部の反対をおさえてこの条約に調印したため，加藤寛治(1870～1939)軍令部長ら海軍の強硬派(いわゆる艦隊派)が，これを**統帥権干犯**として激しく非難し，軍縮条約反対の声をあげた。野党の立憲政友会・国家主義団体ら，浜口内閣の協調外交・軍縮政策に不満をいだいた勢力の間からも，これに同調する動きがおこった。浜口内閣は反対論を押し切って天皇による条約の批准を実現したが，これがもとで，浜口首相は，同年11月，国家主義団体の青年によって東京駅頭で狙撃されて重傷を負い，翌年4月内閣は総辞職し，8月，浜口は死去した。

この間，満蒙問題などをめぐって，対中国外交においても困難な問題が山積していたが，1930(昭和5)年に中国と**日中関税協定**を結び，中国に関税自主権を認めた。しかし，幣原外交はしだいに行き詰まっていった。

【統帥権干犯問題】　統帥権とは一般に軍隊の作戦・用兵権などを指し，天皇大権と定められていた(憲法第11条)。それは陸海軍の統帥機関(参謀本部・海軍軍令部)の補佐によって発動され，政府も介入できない慣行になっていた(**統帥権の独立**)。しかし，兵力量の決定はいわゆる天皇の編制大権であり(憲法第12条)，内閣(国務大臣)の輔弼事項であった。ところが海軍軍令部など軍縮条約反対派は統帥権を拡大解釈し，兵力量の決定も統帥権と深く関係するものとして，浜口内閣が海軍軍令部の意に反して軍縮条約に調印したのは統帥権を犯したものだと攻撃したのである。その後，軍部はしばしば「統帥権の独立」を理由に軍事問題に対する政府の介入を拒否し，政府の統制を離れて勝手に行動するようになった。

金解禁と世界恐慌

1920年代の再三の恐慌に際して，政府はこれを救済するため日銀券増発によるインフレ的な放漫財政をとったので，一時的には経済破綻を防いだものの，経済界の整理は進まず，インフレ傾向が深くなって工業の国際競争力は弱くなり，1917(大正6)年以来の金輸出禁止とあいまって，外国為替相場は下落と動揺を重ね，国際収支はますます悪化した。

国名	禁止	解禁
アメリカ	1917.9	1919.6
ドイツ	1915.11	1924.10
イギリス	1919.4	1925.4
イタリア	1914.8	1927.12
フランス	1915.7	1928.6
日本	1917.9	1930.1

各国の金輸出禁止と解禁年月

年　次	輸出(うち生糸輸出額)	輸　入	出入超
1922(大正11)	1637　(672)百万円	1890百万円	(−)253百万円
23(〃 12)	1448　(567)	1982	(−)534
24(〃 13)	1807　(690)	2453	(−)646
25(〃 14)	2306　(881)	2573	(−)267
26(〃 15)	2045　(735)	2377	(−)333
27(昭和2)	1992　(743)	2179	(−)187
28(〃 3)	1972　(734)	2196	(−)224
29(〃 4)	2149　(781)	2216	(−) 67
30(〃 5)	1470　(417)	1546	(−) 76
31(〃 6)	1147　(355)	1236	(−) 89
32(〃 7)	1410　(382)	1431	(−) 21
33(〃 8)	1861　(391)	1917	(−) 56
34(〃 9)	2172　(287)	2283	(−)111
35(〃 10)	2499　(387)	2472	(+) 27

輸出入額の推移(日本内地,『日本近代史辞典』付録による)

そこで，財界のなかからも，欧米諸国に準じて金の輸出を解禁し，本格的に経済界の整理をすることを望む声がしだいに高くなった。こうした声を背景にして，立憲民政党の**浜口雄幸**内閣は，井上準之助(1869−1932)を蔵相とし，産業合理化・緊縮財政につとめて物価引き下げをはかった。そして，1930(昭和5)年1月から円の実勢価格より円高の旧平価(100円=49.85ドル)で，**金の輸出解禁**(**金解禁**)を断行した。そのねらいは金の輸出入を自由化することによって，為替相場を安定させ，輸出を促進して景気を回復しようとするところにあった。

ところが，政府が金解禁の準備を進めていた1929(昭和4)年10月，第一次世界大戦以来，好況が続き，永久繁栄の夢に酔っていたアメリカでは，ニューヨーク株式市場で株価の大暴落がおこり，その影響はたちまち全世界に広まって**世界恐慌**となった。アメリカでは倒産した会社・銀行が2万を超え，失業者は500万人におよび，1933(昭和8)年には一時，全銀行が休業するほどであったから，その激しさは空前のものであったといえる。

日本の金解禁は，まさに"嵐の中で雨戸をあける"ような状態となり，かえって輸出は激減して入超が続き，とくに金の流出が激しくなった。わずか2年間で7億3000万円の正貨が流出し，日本経済は深刻な打撃を受け，恐慌状態におちいった(**昭和恐慌**)。1931(昭和6)年にはイギリスが再び金輸出を禁止し，多くの国がこれにならったので，日本も同年12月，成立早々の犬養内閣(立憲政友会，高橋蔵相)が再び金輸出を禁止するにいたった。

年　次	1927年(昭和2)	28年(昭和3)	29年(昭和4)	30年(昭和5)	31年(昭和6)	32年(昭和7)	33年(昭和8)
卸売物価	95.1	95.6	92.8	76.5	64.6	68.2	75.9
株価	89.1	91.7	76.2	60.1	58.0	88.2	90.0
鉱工業生産 綿糸	97.0	94.0	106.9	96.9	98.5	107.8	118.4
鉱工業生産 銑鉄	110.8	135.1	134.2	143.9	113.1	125.0	176.1
鉱工業生産 鋼材	108.1	110.8	153.1	141.0	125.0	159.0	215.5
鉱工業生産 石炭	106.5	107.8	109.0	99.6	97.2	80.6	71.7
銀行会社資本 新設増資	98.6	99.0	82.7	61.7	70.3	49.9	120.1
銀行会社資本 解散減資	97.9	122.1	75.6	133.7	110.1	79.7	97.9
手形交換高	70.3	76.9	71.0	57.6	51.6	69.1	74.9
労働人員	94.8	102.1	91.1	82.0	74.4	74.7	−
労働賃金(実収)	90.3	105.1	103.9	98.7	90.7	88.1	−
商品輸出	98.7	99.4	107.9	77.5	61.3	74.6	97.4
商品輸入	92.9	94.1	94.8	68.7	57.8	66.4	84.4

昭和恐慌についての諸経済指標(1926年=100，隅谷三喜男編『昭和恐慌』による)

恐慌は日本経済のすみずみにまで浸透した。物価・株価は急速に下落し，産業は振るわず，企業の操業短縮や倒産があいつぎ，産業合理化による人員整理や賃金切り下げが行われた。また，失業者は街頭にあふれ，1931(昭和6)年中に約200万人に達した。

[農村恐慌]　恐慌の打撃は農村において最も深刻であった。家計を助けるために都会に出稼ぎに出ていた農村出身の労働者は職を失って帰村を余儀なくされたうえ，米価をはじめ農産物価格の暴落によって，農家経済はいよいよ苦しくなった。とくに，アメリカ向けの生糸輸出が激減し，そのあおりを受けて繭の価格が暴落したため，農村の重要な副業であり，現金収入源であった養蚕業は大きな打撃を受けた。生活の苦しくなった中小地主は土地を手放したり，小作地を取りあげようとし，激しい**小作争議**が各地でおこった。

年次	労働争議	小作争議
1928	1013	1866
1929	1408	2434
1930	2284	2478
1931	2415	3419
1932	2159	3414
1933	1859	4000
1934	1873	5828

争議の頻発

東北地方を中心に農家の困窮は深刻化し，欠食児童や婦女子の身売りが大きな社会問題になった。こうした経済政策の失敗と農村の惨状を背景として，民間の農本主義者・国家主義者の団体や軍部の青年将校を中心に，政党政治・協調外交や財閥の打破をめざす**国家改造運動**が活発となった。とりわけ，政党と財閥の癒着が非難をあび，金輸出の再禁止によるドル高・円安を見込んで，ドル買いにより巨額の利益を得たと噂された三井財閥は攻撃の的となった。

5．軍部の台頭

満州事変

1920年代の末，中国において**国民政府**のもとで中国全土統一の動きが進んでいた。満州においても，1928(昭和3)年張作霖のあとを継いだ張学良政権が，同年12月，日本の反対を押し切って青天白日旗(中国国民党の旗)をかかげて(いわゆる易幟)，国民政府に忠誠を誓った。こうして，満州も国民政府の勢力下に入った。国民政府は中国全土に高まりつつあった民族運動を背景に，これまで列強諸国に与えていたさまざまな**権益の回収**(治外法権の撤廃・関税自主権の確立・鉄道権益の回収・外国人租界や租借地の回復・外国軍隊の撤退など)をめざして，**国権回復**に乗り出した。また，満州をはじめ中国各地で組織的な日本商品のボイコット(**日貨排斥運動**)が高まり，中国側により満鉄並行線が敷設され満鉄の経営が赤字になるなど，日本の経済活動は大きな打撃を受けた。

満州は日露戦争以来の日本の特殊権益地帯であり，対ソ戦略拠点としても，重工業発展のための重要資源供給地としても，日本の「生命線」とされていたので，中国側のこのような国権回復の動きに直面して，日本側，とくに陸軍の間に危機感が高まった。

そのころ日本国内では，1931(昭和6)年4月，立憲民政党の第2次若槻内閣が発足し，幣原外相を中心に中国政府との間に満蒙問題などをめぐって外交交渉を続けていたが，日中間には懸案の問題が山積し，交渉はなかなか進まなかった。こうした状況のなかで，**関東軍**を先頭とする日本の陸軍部内には，幣原外交を「軟弱外交」と非難し，**"満蒙の危機"**を打開するために，軍事力を発動して満州を中国の主権から切り離し，日本の支配下におこうとする気運が高まった。1931(昭和6)年7〜8月には，満州で兵要地誌の調査にあたっていた日本の参謀本部員中村大尉が中国兵に殺されたり(中村大尉事件)，中国人農民と朝鮮人農民が衝突した万宝山事件がおこったりして，満州の空気はいっそう緊迫しつつあった。

1931(昭和6)年9月18日夜半，奉天(現在の瀋陽)の郊外の柳条湖で，満鉄線路爆破事

満州事変要図

件(**柳条湖事件**)がおきると，関東軍はこれを中国側の仕業と発表してただちに軍事行動をおこし，奉天・長春など南満州の主要都市を占領した。日本の朝鮮駐屯軍の一部も独断で鴨緑江を渡って満州に入って関東軍を支援した。若槻内閣は**不拡大方針**を声明したが，関東軍はこれを無視してつぎつぎと軍事行動を拡大し，同年11月から翌年2月までに，チチハル・錦州・ハルビンなど満州各地を占領した(**満州事変**)❶。

【柳条湖事件】　事件直後，関東軍は鉄道線路爆破を中国軍(張学良の軍隊)の仕業と発表したが，実際は武力行使の口実をつくるため，板垣征四郎(1885～1948)大佐・石原莞爾(1889～1949)中佐ら関東軍参謀の一部がひそかに計画し，関東軍の現地部隊に実行させたものであった。計画立案の中心となったのは石原で，彼は将来，日本がアメリカと世界最終戦を戦うものと予測し(世界最終戦論)，かねてからそれに備えて満州を日本が占領することを計画していた。軍司令官の本庄繁(1876～1945)は着任早々で満州の事情にうとく，棚あげされて参謀たちの陰謀には関与していなかったと思われる。

若槻内閣は軍部をおさえることができず，世論もまた関東軍の行動を支持した。結局，事変不拡大に失敗した若槻内閣は，軍部の急進派のクーデタ計画(十月事件)に脅かされ，閣内に野党の立憲政友会と提携して協力内閣を組織しようとする動きが起こるなど動揺が生じ，1931(昭和6)年12月に退陣し，かわって立憲政友会総裁の**犬養毅**が新内閣を組織した。

関東軍は満州事変勃発直後から，張学良政権を排除したのち，満蒙に新政権を樹立して中国国民政府から切り離し，日本の自由となる「独立国」をつくろうとする計画を進めた。若槻内閣，とりわけ幣原外相は，それが中国の主権・独立の尊重をとり決めた九カ国条約の違反になり，日本が列国の非難にさらされるとして，この計画に強く反対した。しかし関東軍は，政府の反対を無視して計画を実行し，1932(昭和7)年2月までに東三省(黒竜江・吉林・奉天)の要地を占領すると，3月には清朝最後の皇帝であった**溥儀**(もと宣統帝，1905～1967)を執政に据えて「**満州国**」の建国を宣言させ，事実上の支配権を握った。犬養内閣も満州国承認を渋っていたが，同内閣が1932(昭和7)年5月，**五・一五事件**で倒れ，**斎藤実**(1858～1936)内閣が成立すると，軍部の圧力と世論の突きあげにあって，政府も満州国承認に傾いた。この間，1932(昭和7)年に排日運動は華中の上海にも飛火し，同年1月には**上海事変**もおこったが，列国の強い抗議によって5月には停戦した。

❶　満州事変の勃発(1931年9月)から第二次世界大戦の終結(1945年8月)まで，足かけ15年間(正確には13年11カ月)を一連の戦争とみなして，「十五年戦争」という呼び方がしばしばなされている。しかし一方では，塘沽停戦協定の成立(1933年5月)で満州事変は終結し，以後，日中戦争の勃発(1937年7月)まで日中間には戦闘行為はなかったので，「十五年戦争」という呼称は学問的に不正確で不適切だとする考え方も有力である。

国際連盟脱退

中国は満州事変勃発直後，これを日本の侵略行動であるとして国際連盟に提訴し，もとより「満州国」の独立を認めなかった。はじめ，事変をごく局地的なものとみて楽観的だった列国は，日本政府の事変不拡大の約束が実行されないため，日本の行動は不戦条約と九カ国条約に違反するとして，しだいに対日不信感を強めた。1932(昭和7)年1月，日本軍が張学良側の仮政府が置かれた錦州を占領すると，アメリカはこれらの条約に違反してつくられた既成事実は認めないとする不承認宣言を発して日本を非難した。国際連盟は満州問題調査のためにイギリスのリットン(Lytton，1876～1947)を代表とする**リットン調査団**を派遣し，1932(昭和7)年10月，調査団は**リットン報告書**を発表した。これは，「満州国」が自発的な民族独立運動の結果成立したものとする日本の主張を否定していたが，満州に対する中国の主権を認めると同時に日本の権益も保障しており，満州(東三省)に中国の主権下に自治政府をつくり，治安を守るため少数の憲兵隊をおいて，それ以外の軍隊は撤廃するという解決案を提示していた。

ところが日本政府(斎藤実内閣)は，軍部のつくりあげた既成事実を認め，リットン報告書の発表直前，1932(昭和7)年9月には**日満議定書**を取り交して，いち早くその独立を承認しており，さらに日本軍は1933(昭和8)年2月には，熱河省にも軍事行動を拡大した。これは国際連盟を著しく刺激し，同年2月の連盟臨時総会では，リットン報告書をもとに満州に対する中国の主権を確認し，満州における自治政府の樹立と日本軍の撤退を勧告した決議案が，42対1(反対は日本だけ)で可決された。全権松岡洋右(1880～1946)はただちに退場し，3月12日，日本は**国際連盟脱退**を通告した。こうして日本はアメリカなどの列国の反発のなかで国際的に孤立していった。

1933(昭和8)年5月，日本軍は中国軍と**塘沽停戦協定**を結び，満州事変はひとまず収拾され，日本はその後，独力で「満州国」の経営を進めた。「満州国」は東三省と熱河・興安を加えた5省からなり，新京(長春)を首都とした。1934(昭和9)年3月には帝政を実施し，溥儀は皇帝になった。しかし，日本軍(関東軍)が駐屯し日本人官吏が任命されて軍事・行政の実権を握り，交通機関も日本側が管理するなど，「満州国」は事実上，日本の傀儡国家であった。

中国側の抗日ゲリラ活動に対しては，平頂山事件❶にみられるように日本軍による厳しい報復が実行された。「満州国」の承認後，日本政府は多数の移民を日本から送り込んだ(**満州移民**)。最初は在郷軍人らによる**満蒙開拓団**に編成されて，移民するケースが多かった。また若者たちが**満蒙開拓青少年義勇軍**という名称で入植した。敗戦時までに満州移民の総数は27万人といわれる。なお，そのほかに朝鮮総督府により朝鮮人の移民も送られた。のちに1945(昭和20)年8月，ソ連が対日参戦して「満州国」は大混乱におちいり，避難の途中，ソ連軍の攻撃・飢餓・病気などで多くの開拓民が死亡した。親を失って取り残された孤児など多くの中国残留孤児が出たのは，こうした事情によるものであった。

❶　1932(昭和7)年9月，日本の経営する撫順炭坑が抗日ゲリラに襲撃され，大きな損害を受けた。関東軍はその報復として，ゲリラに通じていたとみなして平頂山の中国側の住民を集め，その大部分を殺害した。中国側は当時，国際連盟に犠牲者の数を700余名と報告している。なお，敗戦後，中国側の裁判で撫順炭坑関係者の日本人7名が銃殺刑に処せられた。

【満州事変と国内世論】　1930年代初め，『東京朝日』『大阪朝日』『東京日日』『大阪毎日』の4大新聞は，いずれも発行部数が1日100万～150万部に達し，国内世論の形成に大きな影響をもっていた。柳条湖事件がおこると，これらの新聞はいっせいに，「明らかに支那側の計画的行動」と断定的に報道して中国側を非難し，「日本軍の強くて正しいことを徹底的に知らしめよ」(『東京朝日新聞』1931〈昭和6〉年9月20日付夕刊)といった類いの，日本軍の行動を熱狂的に賛美するキャンペーンを展開した。現地から送られてくる写真をのせた新聞号外の発行や，ニュース映画の上映などにより，満州各地をつぎつぎに占領する日本軍のようすが伝えられると，国民の興奮はいっそう高まった。第2次若槻内閣は事変不拡大を内外に声明し，いかに日本軍の行動をおさえるか苦慮したが，多くの新聞は「国民の要求するところは，ただわが政府当局が強硬以て時局の解決に当る以外にはない。われ等は重ねて政府のあくまで強硬ならんことを切望するものである」(『東京日日新聞』1931〈昭和6〉年10月1日付社説)といった調子の強硬方針を主張した。そして翌1932(昭和7)年10月，リットン報告書が公表されると，新聞はいずれも満州国を認めないような提案は断じて受け入れられない，として国際連盟脱退の気運を盛りあげた。元外相の幣原喜重郎はこうした新聞論調を「偏狭なる排外思想」と批判したが，このような新聞などジャーナリズムの活動を通じて，政府の協調外交路線は世論の支持を失い，日本は戦争への道を進むことになったのである。

日本軍の行動をたたえる新聞記事①

……禍の基は理も非も無く，何ものをも打倒せずんばやまないとする支那側の増上慢②であって，今日まで事なきを得たのは，日本の辛抱強い我慢のためであった。

中村大尉事件③は積薪④に油を注いだもの，満鉄線路の破壊は積薪に火を放ったもの，日本の堪忍袋の緒は見事に切れた。真に憤るものは強い。わが正義の一撃は早くも奉天城の占領を伝ふ。

日本軍の強くて正しいことを徹底的に知らしめよ。そして一日も早く現場を収拾して事件を解決せよ。

①『東京朝日新聞』一九三一(昭和六)年九月二〇日付夕刊，「今日の問題」欄。②十分な力がないのに，おごりたかぶること。③参謀本部員の中村大尉とその部下が，北満州で軍事目的のための地誌の調査中，一九三一(昭和六)年六月，中国軍にとらえられ銃殺された事件(八月に公表)。④積みあげたたきぎ。

政党内閣の崩壊

日本国内では1930年代に入ると，ロンドン軍縮問題，満蒙問題の切迫，農村の疲弊など"内外の危機"に触発されて「革新」の気運が高まり，軍部の青年将校や民間の国家主義団体による急進的な**国家改造運動**がしだいに活発となった。彼らは元老・政党・財閥などの支配層が国家の危機と国民の窮状をよそに，私利私欲・党利党略にふけっているものとして，これらの支配者たちを実力行動によって打倒しようと計画するようになった。

そして，1931(昭和6)年3月には，急進的な国家改造をめざす陸軍の秘密結社桜会の将校と民間の国家主義活動家たちが，無産政党をも動員して，政党内閣を打倒し軍部政権の樹立をはかろうと，クーデタを計画する事件(**三月事件**)がおこった❶。満州事変が勃発すると，国民の軍部への期待が高まるなかで，国家主義革新の動きがいっそう激しくなり，

❶　このクーデタ計画は橋本欣五郎(1890～1957)を指導者とする桜会の中堅・青年将校たちと，民間の国家主義活動家の大川周明らが中心になったものであるが，陸軍の高官たちも関係していた。しかし，軍部政権の首班に擬せられた宇垣一成陸相の反対で中止されたという。そのため，宇垣はのちに陸軍の中堅層から排撃された。

同年10月には，また同様なクーデタ計画(**十月事件**)がおこった。両事件はともに未遂に終わったが，十月事件は満州事変の不拡大方針をとる第2次若槻内閣を退陣に追い込むうえで，大きな役割を果たしたと考えられる。また，政党政治家や財界の指導者に対するテロの動きもおこり，1932(昭和7)年2月には前蔵相井上準之助，3月には三井合名理事長団琢磨(1858～1932)らが相ついで**血盟団員**❶によって暗殺された(**血盟団事件**)。

ついで1932(昭和7)年5月15日には，海軍青年将校の一団が首相官邸を襲って犬養首相を射殺し，これに呼応して青年将校や民間の農本主義者の一派が牧野内大臣邸・警視庁・立憲政友会本部・日本銀行・東京近郊の変電所などを襲った。これがいわゆる**五・一五事件**である。こうした一連の直接行動は支配層に大きな衝動を与えた。陸軍は事件後，政党内閣の継続に強く反対し，結局，元老西園寺公望は陸軍の政党内閣反対論を考慮して，一種の妥協人事として穏健派の海軍大将斎藤実をつぎの首相に推薦した。斎藤は軍部・貴族院・官僚勢力・政党から閣僚を選び，ここにいわゆる**挙国一致内閣**が発足した。こうして8年間続いた政党内閣は終止符を打ち，太平洋戦争の終了後まで復活することはなかった。

永井荷風の武断政治への期待

つらつら思ふに今日政党政治の腐敗を一掃し，社会の気運を新たにするものは，蓋し武断政治を措きて他に道なし。今の世に於て武断専制の政治は永続すべきものにあらず。されど旧弊を一掃し，人心を覚醒せしむるには大に効果あるべし　『断腸亭日乗』昭和六年十一月十日

血盟団の主張

現在の経済社会は行きづまっている。……然らば何故に行きづまったか。今までの政治は単に支配階級，とくに資本家たちの利益のみを考えて，全体の利益ということを考へなかったからである。……政党否認の声，財閥否定の叫びは全日本大衆の声である。……疲弊のどん底に落ちている農村を救へ！飢餓と貧困の前に投出されている我等の同胞を救へ！

星子毅「上申書」

斎藤内閣と，これに続く**岡田啓介**(1868～1952)内閣は，挙国一致内閣あるいは中間内閣と呼ばれ，まだ軍部の支配は確立してはいなかったが，政党の勢力は弱くなり，軍部およびそれと結びついた革新官僚をはじめ，既成の政党に反対し**現状打破**を主張する**国家主義革新勢力**の政治的発言力がしだいに増大した。1934(昭和9)年，陸軍当局が「国防の本義と其強化の提唱」というパンフレット(**陸軍パンフレット**)を公表して，単に軍事面だけでなく政治・経済・思想・国民生活など全般にわたる改革を主張したことは，軍部(陸軍)の政治的発言力増大の一つの現われといえよう。

恐慌からの脱出

1931(昭和6)年12月，犬養内閣(蔵相高橋是清)は成立後ただちに**金輸出再禁止**を断行し，兌換制度を停止したので，日本経済は**管理通貨制度**の時代に入った。金輸出再禁止の結果，円の為替相場が大幅に下落し，1932(昭和7)年には，一時100円が約20ドルと金解禁時代の半分以下に下がったが，不況のなかで合理化を推進しつつあった諸産業は，円安を利用して，輸出振興をはかった。

世界恐慌への対応策として，アメリカは1933(昭和8)年以来，フランクリン＝ローズヴ

❶　血盟団は井上日召(1886～1967)を指導者とし，"一人一殺"を唱えたテロリズムの結社。井上準之助や団琢磨のほかにも，多くの政府首脳・政党幹部・財界指導者がねらわれていた。

エルト(Franklin Roosevelt，1882～1945)大統領のもとで，政府資金を投入して農業を保護し，大規模な公共事業をおこすなど，いわゆるニュー＝ディール政策を実施して経済危機を乗り切った。また，イギリスは1930年代初めから，本国と属領との結びつきを強めて**ブロック経済圏**を強化した。そして，日本商品の進出をソーシャル＝ダンピングと非難して，それをおさえるために，輸入品に対して割当て制をとり，高率の関税をかけるなど自国の産業を保護した。しかし，日本の綿織物の輸出は飛躍的に拡大し，輸出規模はイギリスにかわって世界第1位となった。一方日本は，輸入の面では綿花・石油・屑鉄・機械など，依然としてかなりアメリカへの依存度が高かった。

赤字国債の発行による軍事費・農村救済費を中心とする財政の膨張と，輸出の振興とによって，産業界は活況を呈し，他の資本主義諸国に先駆けて，日本経済は1933(昭和8)年ころには，大恐慌以前の生産水準を回復するにいたった。とくに，1931(昭和6)年に**重要産業統制法**が公布され，各種産業部門におけるカルテルの活動の保護と生産価格の制限や，満州事変以後の軍需の増大と政府の保護政策とに支えられて，重化学工業がめざましい発展をとげ，1930年代後半になると軽工業生産を上回るようになり❶，日本の産業構造は大きな変化を遂げた。

鉄鋼業では1934(昭和9)年，八幡製鉄所を中心に製鉄大合同が行われ，半官半民の国策会社として**日本製鉄会社**が発足し，鋼材の自給を達成した。自動車工業や化学工業では，鮎川義介(1880～1967)の日産コンツェルンや野口遵(1873～1944)の日窒コンツェルンなど**新興財閥**が中心となって，電力を基礎とした化学コンビナートが発展し，軍部と結びついて朝鮮や満州にも進出していった。そして，従来は重化学工業部門にはあまり力を入れていなかった**旧財閥**(三井・三菱など)も，しだいにこの分野に乗り出していった。

この間，農村においては政府の指導下に**農山漁村経済更生運動**が進められ，産業組合拡充などを通じて官僚統制が強化された。政府による経済統制が進むにつれ，経済関係の官僚(いわゆる**新官僚**，のち**革新官僚**)の進出が著しく，軍部の幕僚グループと手を結んで，強力な国防国家建設の計画が進められた。

新興財閥の進出 朝鮮窒素肥料会社の興南工場と社宅の風景(1932年)。

【新興財閥】 明治時代から大正時代にかけて財閥を形成し，財界で大きな勢力をふるった三井・三菱など**既成財閥**に対して，昭和初期に電気・機械化学など重化学工業を中心にコンツェルンを形成し，大きく発展した新興の企業集団を**新興財閥**と呼ぶ。軍部，とくに関東軍が一時満州経営から既成財閥を排除する方針をとったので，これに乗じて新興財閥は軍部と結び，満州事変以後，満州に進出するなど急成長を遂げた。なかでも日本産業会社を中心に発展した鮎川義介の日産コンツェルンは，1937(昭和12)年満州重工業開発会社を設立し，満州経営に大きな役割を果たした。そのほか，日本窒素肥料会社を中心に化学工業の部門で発展した野口遵の日窒コンツェルン，理化学研究所を中心とする森矗昶(1884～1941)の森コンツェルン，日本曹達会社を中心とする日曹コンツェルン

❶ 1937(昭和12)年には工業生産額のうち，金属・機械・化学工業が54.6％と過半数を占めた。

などが新興財閥として名高い。これらは，既成の財閥に比べて株式の公開・同族経営の排除など，より合理的な経営方針をとった。

国家主義革新の高まり

1930年代初めの内外の急激な変動，とくに満州事変を直接のきっかけとして，日本国内には**国家主義**(ナショナリズム)の気運が急激に高まった。内外の現状打破を叫ぶ**革新運動**は著しく盛りあがったが，その主流となったのは，国家主義(右翼)革新の動きであった。それは天皇が日本の中心であることを強調し，議会(政党)政治・資本主義経済・国際協調外交の打破ないし変革を唱え，軍部と結びつきながら活動を進めた。

こうした動きは，あらゆる分野に大きな影響をおよぼしたが，共産主義・社会主義などいわゆる左翼の陣営のなかからも，国家主義の陣営に**転向**するものが続々と現われた。日本共産党は1930年代初め，コミンテルンの指導による武装闘争方針に失敗し，当局の厳しい取り締まりのもとで壊滅状態になったが，1933(昭和8)年には獄中にあった日本共産党の最高指導者佐野学(1892～1953)・鍋山貞親(1901～79)らが転向を声明し，天皇制打倒・帝国主義戦争反対という日本共産党の方針と，モスクワに本部をおくコミンテルンの指導のあり方を**一国社会主義**の立場から批判して，天皇のもとに一国社会主義革命を行い，満州事変を国民解放戦争に導く必要性を説いた。これをきっかけに，共産党関係者の大量転向がおこった。

【転向の条件】 佐野学らの転向声明をきっかけとした地滑り的集団転向の結果，治安維持法で検挙された人々のほぼ90％が転向したという。治安当局は反体制活動を厳しく取り締まったが，治安維持法の最高の罰則死刑は原則として適用せず，転向者を再び国家有用の人材として登用する方針をとった。1930年代後半には，内閣調査局(のち企画院)などに治安維持法で検挙された経歴のある旧左翼関係者が，しきりに官僚として起用された。これは同時代の一党独裁国家であるナチス＝ドイツやソ連で，反体制・反党活動家を大量に処刑・粛清したのとは異なる日本独特のやり方だった。

無産政党各派のなかでも，国家社会主義に傾き軍部に接近する動きが顕著になった。社会民衆党を脱党した赤松克麿(1894～1955)らが，1932(昭和7)年，日本国家社会党を結成したのはその現われであろう。また，社会民衆党は同年，全国労農大衆党と合同して**社会大衆党**(委員長安部磯雄，書記長麻生久〈1891～1940〉)を結成したが，翌々年麻生久が陸軍パンフレットの起草に参画するなど，同党幹部のなかには，軍部と結んで資本主義体制を打破しようとする者も現われた。軍部のなかにも，既成政党(保守政党)をおさえるために無産政党を支援する動きもあり，1936(昭和11)年2月の総選挙で，社会大衆党は従来の5議席から18議席(同党の系統を含めると22議席)と勢力を拡大した。このとき，岡田内閣はひそかに社会大衆党を援助したという。社会主義を守り続けていた鈴木茂三郎(1893～1970)らの日本無産党などは，1937(昭和12)年には政府の弾圧によって活動を停止した。

国家主義の高まりのなかで，思想・言論に対する取り締まりは一段と強化され，マルクス主義はもとより，自由主義・民主主義的な思想や学問も厳しい取り締まりの対象となった。1933(昭和8)年には，『刑法読本』などを著わして自由主義的刑法学説を唱えていた滝川幸辰(1891～1962)京都帝大教授が大学を追われ(**滝川事件**)，ついで，1935(昭和10)年には憲法学者**美濃部達吉**の天皇機関説が，軍部や国家主義団体から日本の国体に反する学説

発禁処分となった美濃部博士の著書

であると攻撃されて大きな政治問題となる事件がおこった(**天皇機関説問題**)。

【天皇機関説問題】　美濃部達吉の天皇機関説は，統治権の主体は法人としての国家であり，国家の元首である天皇はその最高機関であって，憲法の条規にしたがって統治権を行使するという学説であった。これは国家統治の大権が天皇個人に属する無制限の絶対的な権利であるという考え方を否定するもので，明治時代末期以来，学界で広く承認されていたばかりでなく，元老や政府首脳も天皇機関説的な考え方に立って政治の運営にあたってきた。ところが，1935(昭和10)年，軍人出身の議員菊池武夫(1875～1955)が貴族院でこれを非難したのをきっかけに，軍部や国家主義グループは，天皇主権説の立場から統治権の主体は天皇であるとして，天皇機関説は日本の国体にそむく不敬の学説であるとの攻撃がおこったのである。彼らの真のねらいは天皇機関説攻撃にこと寄せて，岡田内閣とそれを支えている穏健な「現状維持勢力」❶を打倒することにあった。そこで岡田内閣は，やむなく2度にわたって**国体明徴声明**を出して天皇機関説を否定し，反対派の攻撃をかわしたが，美濃部は貴族院議員を辞任し，その著書は発禁処分とされた。この事件は，明治憲法における立憲主義の理念がほぼ全面的に否定されたことを意味するもので，日本の立憲政治はいわば骨抜きにされたといってもよいであろう。

こうして自由主義も反国体的思想とみなされるようになり，政府の文化・思想統制とあいまってジャーナリズムなどの間にも，欧米文明・思想の摂取に対する反省と，日本の伝統的な文化への再評価の気運が高まった。

二・二六事件

1930年代半ばころには，軍部，とくに陸軍の政治的発言力は一段と大きくなったが，その内部において，いわゆる**皇道派**と**統制派**を中心とする派閥的対立がしだいに激しくなった。

【皇道派と統制派】　皇道派は荒木貞夫(1877～1966)・真崎甚三郎(1876～1956)らを中心とするグループで，**天皇中心の革新論**を唱え，元老・重臣・政党・財閥など「現状維持勢力」を強く排撃した。天皇機関説排撃に最も熱心だったのはこのグループである。**北一輝**の思想的影響を受けた急進的な隊付の**青年将校**たちが皇道派系に集まっていた。これに対し統制派は陸軍全体の統制を強化し，その組織的動員によって**高度国防国家**をめざす諸般の革新政策を実行しようとするグループで，元老・重臣・財閥・既成政党から無産政党にいたるまで，いたずらにこれらを排撃することなく，むしろこれを利用した。林銑十郎(1876～1943)を擁し，永田鉄山(1884～1935)を中心に，中堅の実務的な幕僚たちの支持を集めていた。荒木が陸相だった時代(1931～34)には皇道派の動きが活発だったが，荒木についで林が陸相になると，永田を軍務局長に起用して皇道派をおさえようとし，真崎が教育総監の地位を追われた。1935(昭和10)年8月にはこれに反発した皇道派系の将校相沢三郎(1889～1936)が永田を殺害する事件もおこり，皇道派と統制派の対立は一段と高まった。

❶　例えば，当時「憲法の番人」とされた枢密院の一木喜徳郎(1867～1944)議長は天皇機関説論者であり，反対派の攻撃にさらされた。

総理大臣	成立年月	年齢	備考
斎藤　実	1932.5	75	海軍
岡田啓介	1934.7	67	〃
広田弘毅	1936.3	59	文官
林銑十郎	1937.2	62	陸軍
近衛文麿(Ⅰ)	1937.6	47	文官
平沼騏一郎	1939.1	73	〃
阿部信行	1939.8	61	陸軍
米内光政	1940.1	61	海軍
近衛文麿(Ⅱ)	1940.7	50	文官
〃　(Ⅲ)	1941.7	51	〃
東条英機	1941.10	58	陸軍
小磯国昭	1944.7	65	〃
鈴木貫太郎	1945.4	79	海軍

昭和の内閣総理大臣一覧

二・二六事件　1936(昭和11)年2月26日未明に蜂起した「蹶起部隊」は，首相官邸・警視庁など東京の中心部を占拠した。写真は赤坂山王下で行動する反乱軍兵士。

1936(昭和11)年2月26日未明，ついに，皇道派系の急進的な青年将校たちは，1400余名の兵を率いてクーデタをおこし，首相・蔵相・内大臣・教育総監・侍従長などの官・私邸，警視庁などを襲撃して，蔵相高橋是清・内大臣斎藤実・教育総監渡辺錠太郎(1874～1936)らを殺害し，東京の永田町一帯を占拠した。これが**二・二六事件**である。この事件は正規軍による反乱であり，いままでにないほど大規模なものであった。

陸軍当局は初めこの処理にとまどったが，海軍側の強硬鎮圧方針や天皇自身の強い意向もあり，結局鎮圧に乗り出した。反乱軍は蜂起後の具体的なプランをもたなかったこともあってまもなく帰順し，青年将校たちは自殺あるいは降伏して事件は鎮まった。反乱を指導した青年将校たちは，いずれも戒厳令下に非公開で行われた軍法会議で死刑に処せられ，彼らに大きな思想的影響を与えた北一輝やその側近西田税(1901～37)も，事件の黒幕とみなされ死刑になった。この判決は，五・一五事件に比べてはるかに厳しい処分であった。

二・二六事件をきっかけに，陸軍当局は“粛軍”を実施して軍部内の統制回復をはかり，あとを継いだ**広田弘毅**(1878～1948)内閣に迫って**軍部大臣現役武官制**を復活させた。軍部，とくに陸軍の政治的発言力が強まるなかで，広田内閣は，“広義国防国家”の建設を政綱として，ばく大な軍事予算を計上するとともに，1936(昭和11)年8月，首相・外相・陸相・海相・蔵相からなる5相会議で「国策の基準」を決定し，中国大陸と南方とを日本中心にブロック化する国策を打ち出して，国内改革と外交刷新をはかっていった。

6．第二次世界大戦と日本

枢軸陣営の形成

日本が東アジアにおいて，ワシントン体制の枠組みを踏み越えて，中国大陸へ進出を強めているころ，ヨーロッパにおいても，独裁政権をつくったドイツ・イタリアがイギリス・フランス・ソ連と対抗しつつ勢力を拡大し，ヴェルサイユ体制打破に乗り出していた。

すなわち，世界恐慌の影響で社会不安の高まったドイツでは，1930年代に入ると，**ヒトラー**(Hitler，1889～1945)を指導者とする**ナチス**(国民社会主義ドイツ労働者党)が急速に勢力を拡大し，1932(昭和7)年の総選挙で国会の第一党となり，1933(昭和8)年1月，ヒトラー内閣が成立した。同年3月ヒトラーは全権委任法を制定して独裁権を確立し，ナチス以外の政党を禁止し，翌年には大統領と首相をかねて総統となり，国民投票によってその承認を受けた。こうしてドイツにおいては，ワイマール共和制は崩壊し，**ナチスの一党独裁体制**が確立された。その間，1933(昭和8)年10月，ドイツは日本に続いて国際連盟を脱退し，1935(昭和10)年，公然とヴェルサイユ条約の軍備制限条項を破棄して再軍備を声明し，1936(昭和11)年には非武装地帯であったラインラントに進駐した。

イタリアではこれより先，1922(大正11)年に**ファシスト党**を率いた**ムッソリーニ**(Mussolini，1883～1945)が政権を握り，しだいに一党独裁体制を固めたが，1935(昭和10)年にはエチオピア侵略を開始した。1936(昭和11)年，スペインでフランコ(Franco，1892～1975)が民族主義勢力を率いて人民戦線内閣に反乱をおこすと(スペイン内乱)，ドイツ・イタリアはともにフランコ派に軍事援助を与え，それを通じて両国は手を結んで，いわゆる**ベルリン・ローマ枢軸**が結成された。

このころ，東アジアにおいては，日本が中国政策をめぐってアメリカ・イギリスと対立を深めつつあった。1934(昭和9)年，日本は単独でワシントン海軍軍縮条約を廃棄し，ついで1936(昭和11)年には，ロンドン海軍軍縮会議からも脱退した。その結果，国際的孤立化を深めた日本は，ヨーロッパの「現状打破勢力」たるドイツ・イタリアに接近をはかった。

一方，レーニンの死後，権力を掌握したスターリンのもとで，**共産党による一党独裁体制**を強めていたソ連は，5カ年計画を通じて社会主義国家として国力を増大させ，1934年，国際連盟に加盟して国際社会で大きな発言力をもつようになった。そして人民戦線の結成などにより，国際共産主義(コミンテルン)の運動を活発に進めた。同時に，スターリンは国内において反対派を徹底的に粛清し，独裁者としての地位を固めた。

こうしたソ連の動きに脅威を感じた日本は，陸軍の主導により，1936(昭和11)年，広田内閣のときに，ソ連とコミンテルンの活動に共同で対抗するために，ドイツとの間に**日独防共協定**を結び，翌年にはイタリアも参加して**日独伊三国防共協定**となった。そして，この年，イタリアも国際連盟を脱退した。

こうして，ワシントン体制とヴェルサイユ体制を打破して「**世界新秩序**」をめざす日本・ドイツ・イタリアの3国によって，いわゆる**枢軸陣営**が形成された。このように世界には，枢軸諸国，アメリカ・イギリス・フランスなどの自由主義・民主主義諸国，社会主義国であるソ連という3つの勢力が対立して，国際情勢はしだいに流動化を深めていった。

参考　「日本ファシズム」論をめぐって　ナチス＝ドイツやファシスト党支配下のイタリアに典型的に代表されるような，全体主義的独裁体制を**ファシズム**と呼ぶ。そこでは，反対党の存在は許されず，複数の政党による自由主義的な議会制民主主義は認められない。民族ないし国家主義・軍国主義が高唱され，軍備拡張と対外膨張政策がとられ，自由主義・共産主義・国際平和主義などは弾圧を受け，厳しい統制のもとで思想や言論の強制的な画一化，価値の一元化がはかられる。ファシズムの形成は，恐慌などの経済危機に基づく社会不安，国際的対立の激化による戦争の危機，政治の大衆化や階級対立の深刻化に対応すべき議会政治の非能率化や腐敗による国内政治の不安定化，などをその客観的条件とする。こうした内外の危機をそれまでの自由主義的な政党政治・議会政治が十分に打開する機能を失い，既成の労働者の組織も革命を遂行するほど強力でなく，大衆が自主的・理性的判断を失っているような場合，その危機を実力により打破するために，国家主義団体や軍部が国家社会主義的な革新政策をかかげて，大衆的な独裁体制をつくり出すのである。

日本の場合，国家主義グループや青年将校らによるテロやクーデタ未遂事件はあったものの，ドイツやイタリアのように大衆運動に依拠して政権を奪取するという「ファシズム革命」が行われたわけではなく，1930年代半ばころから，「内外の現状打破」を叫ぶ軍部の政治的発言力が強まり，官僚統制が強化されて，軍部や官僚を中心とする支配体制が徐々に形成され，ドイツ・イタリアと提携して国際的なファシズム陣営の一環に連なったのである。しかし，日本のそうした軍部中心の支配体制自体をファシズムとみるか否かという点では，日本近代史研究者や政治学者の見解は必ずしも一致していない。既成の天皇制支配機構を通じてファシズムが形成されたものとみて，**天皇制ファシズム**という概念を日本に適用する研究者もいるが，一方では，当時の日本の支配体制とナチス＝ドイツなどとの異質性を強調して，それはせいぜい「戦時体制」あるいは軍国主義にすぎず，政治体制としてのファシズムは日本においては成立しなかったとする見方も有力である。また，欧米諸国の日本研究者の間でも，日本におけるファシズムの成立には否定的な見解が主流である。

確かに日本の場合，ファシズムの最大の特質と考えられるナチス流の強力な一党独裁体制を欠き，ヒトラーのような独裁者も出現せず，政治的反対派に対する徹底した大量粛清もなかった。天皇機関説の否認，国家総動員法の制定，大政翼賛会・翼賛政治会の成立(複数政党制の解消)などにより，明治憲法の立憲主義的側面は制定者の意に反して大幅に後退し，議会の権限は弱体化されたが，憲法自体を改廃できなかったから，ドイツのナチス独裁やソ連の共産党独裁のような強力な独裁体制をつくりあげることは困難だったのである。

最近では，ファシズムという呼称が，学問的には非常にあいまいな概念でありながら，もっぱら，何かの対象を非難・糾弾するための政治的用語として用いられることが多いので，意識的にファシズムという用語を避けて，戦時下の日本の政治の実態について，もっと歴史の事実に則して実証的に分析しようとする傾向が深まってきている。

なお，ファシズムと，ソ連のような社会主義国家における共産党(社会主義政党)の一党独裁体制とを含めた包括的概念として，**全体主義**という用語を用いる場合もある。

日本の華北進出

1933(昭和8)年5月，満州事変の事後処理として日本は中国(国民政府)と**日中軍事停戦協定**(塘沽停戦協定)を結んだが，日本の陸軍はさらに華北進出の機会をうかがって，1935(昭和10)年11月，長城以南の非武装地帯に冀東防共自治政府をつくらせ，中国国民政府から切り離す工作(華北分離工

北伐関係要図

作)を進めた。1936(昭和11)年8月，日本政府(広田内閣)も華北5省を日本の影響下におく方針を明確にした。

その後，日本国内では軍備拡張による国際収支の悪化などから政党勢力が広田内閣に不満をいだき，これに対し高度国防国家をめざす軍部は，国内改革が不徹底だとして広田内閣にあき足らず，結局，両者の挟撃にあって，1937(昭和12)年1月，内閣は退陣した。かわって，宇垣一成が後継首相の大命を受けたが，陸軍がこれに強く反発し，陸相候補を推薦せず宇垣内閣を流産させた。この出来事は，政治における陸軍の発言力の強さを示す事件であった。その結果，林銑十郎内閣が成立したが，既成政党(立憲政友会・立憲民政党)などの協力が得られず，同内閣は4カ月余りで退陣した。

林内閣のあとを受けて，1937(昭和12)年6月，若い革新政治家として陸軍をはじめ国民の大きな期待を集めていた**近衛文麿**(1891～1945)❶が内閣を組織した。

一方，中国では蔣介石が指導する国民党と毛沢東(1893～1976)が指導する共産党の内戦が続いて，1934(昭和9)年から共産党のいわゆる**長征**(瑞金より延安への大移動)が行われたが，その途中，中国共産党は1935年8月，抗日救国統一戦線を呼びかける宣言(八・一宣言)を発表した。その後，日本の華北進出が強化されると，1936(昭和11)年12月の**西安事件**をきっかけに，国共接近が行われ，**抗日民族統一戦線**の動きが進められた。

【西安事件】 蔣介石の指示により西安に赴いて共産軍と戦っていた張学良が，共産党の抗日戦線統一の呼びかけに同調して，1936年12月，督戦のため西安を訪れた蔣介石をとらえ，内戦の停止による挙国抗日を迫った。共産党の指導者周恩来(1898～1976)を交じえて，蔣・張・周の3者会談の結果，蔣はこれを受け入れて南京に帰り，日中戦争がおこると，1937(昭和12)年9月，**第二次国共合作**が成立した。

日中戦争

1937(昭和12)年7月7日夜半から8日早朝にかけて，北京郊外盧溝橋付近で日本軍と中国軍が衝突をおこした。現地の日中両軍の間では停戦協定は成立したが，この**盧溝橋事件**の報を受けた近衛内閣は，はじめ事件不拡大の方針をとりながら，陸軍部内や政府部内の強硬派の意見に押されて強硬方針を打ち出し，立憲政友会・立憲民政党・社会大衆党や，言論機関などもこれを支持した。そして，陸軍は華北での軍事行動を拡大し，ついで，同年8月になって華中の上海で中国側による大山大尉殺害事件がおきた(第二次上海事変)のを機として，海軍もまた強硬姿勢をとり，日本本土の基地から出撃した海軍航空部隊が東シナ海を越えて中国の首都南京を爆撃するなど，日本は中国と全面戦争(**日中戦争**)に突入した❶。

軍首脳ははじめ，ごく短期間で中国を制圧できると考えていたが，中国軍の根強い抵抗のために日本軍は苦戦となり，大部隊を増援して同年12月に国民政府が首都としていた南京を占領した。南京占領に際して日本軍はいわゆる「敗残兵の掃蕩」を行ったが，この際，多数の中国人非戦闘員や捕虜を殺害したため(**南京事件**)，国際的に激しい非難をあび，かえって中国人の抗日意識を奮いおこさせた❷。

このころ，近衛内閣はドイツを仲介として中国との和平工作を進めていたが，和平条件が苛酷なため国民政府が難色を示すと，1938(昭和13)年1月，「**国民政府を対手とせず**」との声明を発して，和平の機会をみずから断ち切ってしまった。同年10月，日本軍は広東・武漢を占領したが，重慶に首都を移した国民政府は，中国共産党の協力のもとに抗日戦を展開し，日本は戦争収拾に苦しんだ。

日中戦争要図

そこで近衛首相は，1938年11月・12月の2度にわたって「善隣友好・防共協同・経済提携」のいわゆる近衛三原則を明らかにし，また，この戦争の目的が“**東亜新秩序**”の建設にあることを声明し，国民政府からの同調者が出ることを期待した。そして，これに応じた国民政府の要人**汪兆銘**(精衛，1885～1944)を重慶から脱出させ，1940(昭和15)年には，各地の傀儡政権を統合して，南京に汪を中心とする政権(**南京政府**)を樹立させた。こうして日本は，日本・満州及び中国の日本占領地域を円ブロックとして，日本円による経済地域を形成した。しかし，国民政府はアメリカ・イギリス・ソ連などの援助もあって，依然として抗戦を続け，戦いは長期戦の泥沼にはまり込んでいった。

参考 **盧溝橋事件** 1937(昭和12)年7月7日の夜半，北京(北平)の西南郊にある盧溝橋の付近で演習を行っていた日本軍(1901年の北京議定書で駐留を認められていたいわゆる支那駐屯軍)に何者かが発砲した。日本軍は中国軍が発砲したものとみて，翌8日早朝，近くの宛平県城付近の中国軍を攻撃し，戦闘が展開された。発砲したのが何者かについては，日本側の陰謀説，中国共産党の計画的行動説，中国軍の誤認発砲説など諸説があるが，現在まで真相は不明である。

事件がおきたとき，日本国内では，この機

❶ 近衛文麿は青年時代に英・米中心の国際平和主義に反対する評論を書いたりしたこともあって，陸軍側から政党政治と協調外交を打破する革新政治家として期待されていた。また，国民の間からも「政党政治の腐敗」に汚されていない政治家として，その若さ(総理就任時，満45歳)と清新さに大きな人気が集まっていた。

❶ 盧溝橋事件がおこった当初，政府は華北での日中の戦闘を「北支事変」と呼び，これが華中にも広がると「支那事変」と呼んだ。第二次世界大戦後は「日華事変」と呼ばれるようになったが，実際にはこれは宣戦布告なき戦争であったので，今日では「日中戦争」と呼ばれている。

❷ 殺害した人数については，数千人という説から約30万人という説(中国政府の公式見解)まであって，その概数も定かではない。

会に中国の抗日気運をおさえるために武力を行使すべきだという意見と，満州の経営に全力を注ぐために中国との全面衝突は避けた方がよい，とする意見とがあった。結局，陸軍の派兵要求に基づき，同年7月11日，近衛内閣は日本内地・朝鮮・満州から日本軍を華北に派遣することを決定し，「重大決意」を内外に声明した。同日，北京では日本軍と中国側との間に現地協定が成立して事件が収拾されつつあったが，日本政府の強硬な声明によって，その後の交渉はまとまらず，7月28日ついに日本軍の総攻撃が始まった。こうして小規模な局地的衝突は，8年余におよぶ日中両国の全面戦争に発展したのである。

戦時体制の強化

広田内閣のとき，大規模な軍備拡張が進められ，軍事支出を中心に国家財政は急激に膨張し，軍需物資の輸入も増大して，国際収支は悪化した。政府は直接的な経済の国家統制に乗り出し，日中戦争勃発直後に，「不要不急」物資の輸入停止と重要物資の軍需産業への優先的投入を定めた**輸出入品等臨時措置法**，同じく軍需産業への資金の優先的投入をめざす**臨時資金調整法**を公布した。

日中戦争が長期化すると，経済統制を強化して総力戦に対応できる**国家総動員体制**をつくりあげることが，当面の急務となった。そのための総合的な基本法の制定については，日中戦争以前から軍部，とりわけ陸軍が要請するところであり，1935(昭和10)年に総合的な基本国策を調査する機関として**内閣調査局**が設置された。のちにそれが**企画庁**となり，さらに日中戦争勃発後まもない1937(昭和12)年10月，資源局と合併して**企画院**となった。陸海軍の現役軍人，各省の官僚，専門の学者たちが調査官・専門委員となり，総力戦に備え，ソ連やナチス＝ドイツの経済などを調査して，統制・計画経済の研究にあたった。

企画院を中心に立案が進められた**国家総動員法**は，第1次近衛内閣の手によって議会に提出され，その同意を経て，1938(昭和13)年4月公布された。これによって，経済と国民生活のいろいろな分野にわたって，政府はいちいち議会の議決を経ることなく，勅令によって統制を加えることができるようになった。また，同じ議会で**電力(国家)管理法**が可決され，政府の私企業への介入が強められた。

国家総動員法

第一条　本法ニ於テ国家総動員トハ戦時ニ際シ国防目的達成ノ為、国ノ全力ヲ最モ有効ニ発揮セシムル様、人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第四条　政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ、帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得……

第八条　政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ、総動員物資ノ生産、修理、配給、譲渡其ノ他ノ処分、使用、消費、所持及移動ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第二十条　政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ、新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ為スコトヲ得(第二項略)

(『官報』)

【国家総動員法】　戦時において国防目的達成のために，物資の生産・配給・輸送，労働力の徴発，輸出入の制限と禁止，企業の管理・設備改良や新設，利益の処分，労働条件などについて，政府が法律ではなく勅令によって統制できるように規定したものである。立法の過程で財界や既成政党(立憲政友会・立憲民政党)の間からは，自由主義的な資本主義経済を否定し，議会の立法機能を妨げるもので，憲法の精神に反するとして強い反対がおこった。一方，近衛内閣の与党的立場にあった社会大衆党は，社会主義へのみちを開くものとして国家総動員法の支持を決めた。結局，陸軍の強い圧力のもとで既成政党もしぶしぶ賛成にまわり，濫用を戒める付帯決議つきで同法は成立し，1938(昭和13)年5月からつぎつぎと発動された。この結果，憲法で定められた帝国議会の立法の機能は大きな制約を受けることとなった。

軍事費の増大と国家予算の膨張(大川一司ほか『長期経済統計1　国民所得』・江見康一ほか『長期経済統計7　財政支出』より)

こうして，政府は大きな権限を握って**戦時経済体制**の形成を進めた。1938(昭和13)年から企画院の手で，物資総動員計画が作成され，軍需品の優先的確保がはかられて，軍需産業には輸入資材や資金が集中的に割り当てられた。1939(昭和14)年には，賃金統制令・会社利益配当および資金融通令，**国民徴用令**などがあいついで実施されて，労働者の賃金・株主への利益配当・会社の資金調達などが統制され，また徴用により一般国民が軍需産業に動員されるようになった。こうした状況が進むなかで，国家総動員法の制定やその発動をめぐってしばしば対立してきた軍部と財界はしだいに妥協し，かつては軍部の急進派などから排撃された旧財閥も，軍需生産に積極的に協力し，財界代表が内閣に加わるなど❶，大企業も戦時経済体制に協力するようになっていった。しかし，軍需物資の確保は「東亜新秩序」(「円ブロック」)内だけではとうてい足りず，英米諸国とその勢力圏からの輸入に頼らねばならぬことが多かった。ところが，日本が「東亜新秩序」の形成に乗り出すと，アメリカはこれを自国の東アジア・東南アジア政策への本格的挑戦とみなして，中国への援助を強化するとともに，日本に対する経済制裁の姿勢を示し，1939(昭和14)年7月，**日米通商航海条約廃棄**(翌1940年1月発効)を通告してきたため，日本の軍需物資の獲得はきわめて困難になった。

一方，民需品の生産・輸入・消費などは厳しい制限を受け，中小企業の強制的な整理・統合も進めら

❶　軍部主導による国家総動員法の制定など，経済統制の進行に対して財界が強い不満をいだいたので，政府はそれを緩和し財界の協力を求めるため，1938(昭和13)年5月，近衛内閣の大蔵大臣として三井財閥の中心人物池田成彬(1867～1950)を入閣させた。

年	月	事項
1937	9	軍需工業動員法発動
1938	3	メーデー全面禁止，綿糸配給切符制(初の切符制)
	4	国家総動員法・電力国家管理法公布
	5	ガソリン切符制
1939	3	賃金統制令公布
	4	米穀配給統制法公布
	6	パーマネント廃止，ネオン全廃
	7	国民徴用令公布
	9	興亜奉公日実施(毎月1日)
	10	価格等統制令公布
	11	米穀強制買上げ命令(供出制)
1940	11	砂糖・マッチ切符制実施 国民服制定。大日本産業報国会結成
1941	3	国民学校令公布
	4	6大都市で米穀配給通帳制(成人1日2合3勺)
	5	木炭配給通帳制。酒切符制
1942	1	塩配給通帳制
	2	衣料品切符制。みそ・醤油切符配給制
1943	6	学徒戦時動員体制確立要綱決定
	12	徴兵年齢1年繰り下げ(19歳)。学徒出陣(第1回)
1944	6	学童集団疎開決定
	8	家庭用砂糖の配給停止 学徒勤労令・女子挺身勤労令
	11	たばこ配給制(1日6本)
1945	3	国民学校初等科以外の授業1年停止
	5	戦時教育令公布(事実上学校教育中止)
	7	主食の配給1日2合1勺に削減

戦時下の生活統制の強化

れた。1938(昭和13)年には綿糸配給切符制・公定価格制や綿製品の製造制限，ガソリン切符制が実施され，翌39(昭和14)年には**価格統制令**，40(昭和15)年にはぜいたく品の製造・販売の制限(**七・七禁令**)，砂糖・マッチの**切符制**，さらに41(昭和16)年には**米の配給制**や衣料の切符制がしかれるなど，生活必需品に対する政府の統制はしだいに厳しくなった。

【七・七禁令】　政府は1940(昭和15)年7月6日，奢侈品等製造販売制限規則を公布し，翌7月7日より実施した。これは「不急不用」の「奢侈贅沢品」の製造や販売を制限あるいは禁止したもので，消費物資への購買力をおさえ，貯蓄を増やし，政府発行の公債を買い入れさせようとする政策を表わしていた。この七・七禁令により，例えばダイヤ・ルビー・サファイアなどの宝石類は全面的に製造・販売が禁止され，250円以上の裾模様の高級和服，130円以上のオーダーメイドの背広，35円以上の靴，50円以上のひな人形，200円以上の箪笥などの販売が禁止された(当時の1円の価値は1998年現在の2000円位)。

農村では1940(昭和15)年から，**米の供出制**(政府による米の強制的買上げ制度)が実施された。小作料の制限や生産者米価の優遇などで，地主の取り分は少なくなったが，政府の食料増産奨励にもかかわらず，労働力・肥料・生産資材などの不足によって，1939(昭和14)年を境に食料生産は減少し，食料難が訪れ始めた。

資本家や労働者の組織も，戦時体制に即応して再編成された。すなわち，1938(昭和13)年には，労資が協調して戦争を遂行するために，資本家や労働組合幹部を集めて産業報国連盟が結成され，各職場ごとに**産業報国会**が組織されて，これまでの労働組合も産業報国会に改組された。1940(昭和15)年には中央統一組織として**大日本産業報国会**がつくられたが，その傘下に入った単位会数約7万，組織人員418万人という従来の労働組合組織に比べてはるかにぼう大なものとなった。また，農村では産業組合の拡充などによる農民の組織化が進んだ。

戦時体制の強化とともに国家財政は膨張の一途をたどったが，とくに軍事費の増大は著しく，1930(昭和5)年には国民所得の5％以下だった軍事費は，1940(昭和15)年には，国民所得の20％近くに達した。政府は巨額な歳出をまかなうためにあいつぐ増税を行ったが，それではとうていまかない切れず，多額の赤字公債を発行し，日本銀行券の増発とあいまって，インフレーションをおさえることは難しくなっていった。

戦時体制下の文化と国民生活

1920年代にはマルクス主義が広く知識人の心をとらえて大いに流行したが，1930年代に入ると，政府の厳しい取り締まりや国家主義的気運の高まりのなかで転向者があいつぎ，マルクス主義はしだいに衰えて，日本の伝統的文化・思想への回帰が盛んに叫ばれるようになった。1930年代後半にはこの傾向はいっそう濃厚となり，共産主義思想・自由主義的思想や，そうした言論活動に対する政府の取り締まりも一段と強化された。

1937(昭和12)年，文部省が『国体の本義』を発行し，また，教学局を設置し『**臣民の道**』(1941年)を刊行して国民思想の教化をはかったことに現われたように，このころから政府・軍部は，国体論を強く表面に押し出して，天皇の神格化につとめ，同年には**国民精神総動員運動**をおこして，国体観念の国民への浸透と軍国主義・国家主義の鼓吹に力を注いだ。1940(昭和15)年には**内閣情報局**が設置され，言論報道機関・出版物・映画・演劇などに対する検閲が強化され，言論の自由は大幅に制約されるにいたった。

教育面では，1941(昭和16)年に小学校が**国民学校**と改められ，皇国民の育成・訓練を目的とする国家主義的教育が進められた。また，日本の植民地であった朝鮮や台湾では，日本語教育とその使用がいっそう強化されるなど，「**皇民化**」**政策**が推し進められた。朝鮮では姓名を日本風に改める**創氏改名**の実施や神社参拝などが強制された。

このような状態のもとでは，学問の自由な発展を望むことはますます困難になった。

歴史学の分野では，昭和の初めには**マルクス主義**の立場からの日本近代史の本格的研究が始まり，『日本資本主義発達史講座』(1932～33)の編集などが行われ，講座派・労農派による日本資本主義や明治維新の本質規定をめぐる論争が活発となった。反面それは，社会主義革命運動の目標や戦術をめぐる対立と深く結びついたため，学問よりも政治やイデオロギーが優先するという弊害をもたらした。

一方，1920年代末から30年代にかけて，自由主義的な立場からの明治文化や立憲政治の成立についての研究や史料の蒐集が，吉野作造・尾佐竹猛らを中心に本格的に進められた(憲政史研究)。しかし，1930年代後半からは，マルクス主義史学や実証主義的なアカデミズム史学にかわって，平泉澄(1895～1984)を中心とする国粋主義的な**皇国史学**が流行し，とくに歴史教育を通じて，天皇中心の歴史観(**皇国史観**)が教え込まれた。

哲学部門では，わずかにドイツ新カント派の流れをくむ**西田哲学**が日本の観念哲学として，社会科学に目を閉ざされた知識人の心をとらえた。

こうしたなかで，学問や思想・言論活動に対する弾圧事件も，しばしばおこった。『帝国主義下の台湾』などにより政府の植民地政策を批判していた東京帝国大学教授矢内原忠雄(1893～1961)が，反戦思想と攻撃されて辞職を余儀なくされた事件(1937年，**矢内原事件**)，同じく大内兵衛(1888～1980)・有沢広巳(1896～1988)らの教授グループが，人民戦線の結成をはかって政府に反対をしたとして治安維持法により検挙された事件(1938年，**人民戦線事件**)，同じく自由主義経済学者河合栄治郎(1891～1944)が『ファシズム批判』で，軍部や政府の政策を批判して著書を発禁とされたうえ，休職処分となった事件(1937～38年，**河合栄治郎事件**)，早稲田大学教授**津田左右吉**の日本古代史の実証的研究(『神代史の研究』『古事記及日本書紀の研究』)が，皇室の尊厳を傷つけるものとして著書が発禁となったりした事件(1940年)などは，その事例であった。

作家名	作品名(1929～43)
大仏次郎	鞍馬天狗(24～59)
江戸川乱歩	陰獣(28)
山本有三	女の一生(32～33)
島崎藤村	夜明け前(29)
横光利一	機械(30)，寝園(30)
直木三十五	南国太平記(30～31)
川端康成	雪国(35～37)
吉川英治	宮本武蔵(35～39)
堀　辰雄	風立ちぬ(36)
石川達三	生きてゐる兵隊(38)
火野葦平	麦と兵隊(38)
伊藤　整	得能五郎の生活と意見(40～41)
高見　順	如何なる星の下に(39～40)
谷崎潤一郎	細雪(43)
小林秀雄	無常といふ事(42)
武田麟太郎	日本三文オペラ(32)
転向文学	
村山知義	白夜(34)
中野重治	村の家(35)
島木健作	生活の探求(37～38)

主な文学作品一覧

文学の分野では，1920年代後半に華々しい活躍をみせたプロレタリア文学作家の多くが，1930年代に入ると弾圧の強化に伴って転向し，しだいに衰えた。一方，プロレタリア文学に対抗して感覚的な表現のなかに文学の実体を求めようとしたいわゆる**新感覚派**(モダニズム)のなかからは，**横光利一**(1898～1947)・**川端康成**

(1899～1972)らが出て活躍した❶。谷崎潤一郎・永井荷風・徳田秋声・島崎藤村・志賀直哉らの既成の大家たちも，創作活動を続けていた。また，日中戦争下，火野葦平(1907～1960)の『麦と兵隊』，石川達三(1905～85，第1回芥川賞受賞者)の『生きてゐる兵隊』など戦争と兵士を描いた文学作品も現われたが，後者は戦場での残虐行為を描写したため，発売禁止となった。

演劇界では，プロレタリア劇場同盟とそのあとを継いだ新協劇団・新築地劇団が中心となって**新劇**活動が行われたが，統制が厳しくなるにしたがってふるわなくなり，新派は一時衰退したが，その後やや息を吹き返し，1937(昭和12)年には，**新生新派**が結成されて，時局物・花柳界物などを上演した。**歌舞伎**は日本の伝統的な演劇として優遇されたが，そのなかで，歌舞伎革新をめざして，1931(昭和6)年，**前進座**が創立されて，歌舞伎に新しい息吹きを吹き込んだ。また**大衆演劇**として，いわゆる軽演劇や少女歌劇が発展をみせ，映画は1931，32年ころから**トーキー**(発声映画)が採用されて飛躍的発展をとげ，いわゆる文芸映画がつぎつぎと生み出された。

画壇をみると，洋画では西洋近代絵画の影響がかなり現われ，日本画では1930年代に少しずつ新進画家の進出は認められたが，とくにみるべきものはほとんどなかった。

日中戦争が長期化すると，これらの諸芸術の分野にも軍国調の波が押し寄せ，国策にそって戦争に協力する体制がととのえられ，あるいは従軍作家・画家として動員され，芸術活動の自主性はほとんど失われた。

国民生活・世相の面では，大正末期から昭和初期にかけて，衣食住それぞれの面で，洋式が普及し，国民生活の近代化が進んだ。しかし，世界恐慌による国民生活の困窮，失業者の増大，労働争議・小作争議の頻発などのため，社会不安は増大した。そうした世相を背景に，1930年代前半，都会では退廃的・享楽的生活が広がり，いわゆる**エロ・グロ・ナンセンス時代**が訪れ，苦しい生活の息抜き・うさばらしの面もあって，カフェー・バー，ダンスホールが繁盛し，歌謡曲やジャズが流行した。

防空の手引き

国債募集のポスター

しかし，1937(昭和12)年，日中戦争をきっかけに**国民精神総動員運動**が始まると，消費節約・貯蓄が奨励され，勤労奉仕・生活改善が説かれ，風俗面の取り締まりも強化されて，統制の網の目は，国民の私生活のすみずみにまでおよんだ。1939～41(昭和14～16)年には，「ぜいたくは敵だ」のスローガンのもとに，男子学生の長髪や女性のパーマネントをやめさせたり，ネオン・サインの廃止，ダンスホールの閉鎖，贅沢品の製造・販売の禁止，国民服・戦闘帽(男性)やモンペ

❶　横光は『寝園』(1930)・『旅愁』(1937)，川端は『雪国』(1937)などの名作を著わした。

(女性)の着用の奨励など耐乏生活が強制され，また大学でも軍事教練を必修とするなど，国民生活のあらゆる面で，軍国主義的統制が加えられるようになった。この間，1938(昭和13)年には町内会・隣組が制度化され，戦争を目的とした"国策"にそうように国民生活の相互監視・規制が強められた。

第二次世界大戦と三国同盟

1930年代後半に入ると，ヨーロッパではドイツの対外膨張政策は一段と活発になり，これをめぐって，独仏・独英間の緊張がしだいに高まった。ドイツは1938(昭和13)年3月にはオーストリアを併合し，さらにチェコスロヴァキアに，同国内のドイツ人が多く住むズデーテン地方の割譲を要求した。この問題を処理するために，1938年9月，英・仏・伊・独4国代表が集まって**ミュンヘン会議**が開かれたが，英仏側の譲歩により，ドイツの要求が認められた。

英・仏との対立を深めつつあったドイツは，1938年中国から軍事顧問団を引き揚げ，「満州国」を承認するなど日本との提携強化をはかり，日独伊防共協定をイギリス・フランスなどをも対象とする軍事同盟に発展させようと，日本に働きかけた。そのころ日中戦争の収拾に苦慮していた日本は，**張鼓峰事件**(1938)・**ノモンハン事件**(1939)など，満ソ・満蒙国境でソ連と武力衝突事件をおこした。とりわけ，ノモンハン事件では，日本の関東軍がソ連軍に大敗したことにより，陸軍当局は大きな衝撃を受けた。

こうしたなかで，陸軍は独伊との軍事同盟締結に積極的な姿勢を示したが，海軍や外務省は，アメリカ・イギリスなどとの戦争の危険をもたらすものとして，これに反対した。この問題をめぐって平沼騏一郎(1867～1952)内閣は閣内対立を生じ，しかも，1939(昭和14)年8月にいたって，ドイツが突然ソ連と不可侵条約を結んだため，外交の方向性を見失って総辞職した。**独ソ不可侵条約**の秘密協定では，ドイツとソ連はポーランドなど東欧における両国の勢力範囲を協定していた。

ドイツは，1939(昭和14)年9月1日に突如としてポーランドに侵入を開始し，ポーランドと相互援助条約を結んでいたイギリス・フランスは2日後ドイツに宣戦を布告して，ここに**第二次世界大戦**が始まった。ソ連もまた半月ほどのちに，東方からポーランドに侵攻して独ソ両国でポーランドを分割した。さらに同年末から翌年にかけて，ソ連はフィンランドの一部を占領し，バルト3国を併合した。

第二次世界大戦中のヨーロッパ

第二次世界大戦が勃発したとき，阿部信行(1875～1953)内閣は大戦不介入を声明し，そのあとを受けた海軍大将の米内光政(1880～1948)を首相とする内閣は，独伊との軍事同盟に消極的で，

大戦不介入方針を取り続け，英米との関係改善を意図した。しかし，1940(昭和15)年4月ころから，ドイツ軍がヨーロッパの西部戦線においてめざましい電撃作戦を開始し，英仏連合軍を撃破して，華々しい勝利を収め，6月にはイタリアもドイツ側に立って参戦した。そして，同年6月ドイツ軍はパリを占領して，フランスはドイツに降伏した。

このころになると，日本国内各界にドイツの勝利を礼讃する空気が高まり，陸軍を中心に，この機会にアメリカ・イギリスとの戦争を覚悟しても，ドイツと軍事同盟を結んで南方に進出し，これを日本の勢力圏に取り入れようとする主張が強くなった。そして，親英米的とみられた米内光政内閣は陸軍の圧力で同年7月に倒れ，かわって**第2次近衛内閣**が成立した。近衛内閣は外務大臣に松岡洋右，陸軍大臣に東条英機(1884～1948)を起用して，これまでの大戦不介入の方針を大転換し，ドイツ・イタリアとの提携強化，南方諸地域への積極的進出の方針を打ち出した。そして，1940(昭和15)年9月，**日独伊三国同盟**を結び，枢軸陣営の強化をはかった。

【日独伊三国同盟】 日本はヨーロッパにおけるドイツ・イタリアの指導的地位を，ドイツ・イタリアは東アジア・東南アジアにおける日本の指導的地位を相互に認め合い，3国のいずれかが現在戦っていない他国から攻撃された場合，互いに政治的・軍事的に援助し合うことを取り決めたもので，アメリカに対抗するための攻守同盟であった。

それとあい前後して，日本は東アジアと東南アジアを勢力圏とする「**大東亜共栄圏**」の確立をめざして積極的に南方進出をはかり，蘭印(オランダ領東インド)と物資獲得の交渉を進める一方，**援蔣ルート**(米・英・仏などの国民政府援助ルート)の遮断と南方進出の足がかりをつくるため，ドイツの支配下におかれていたフランス政府(ヴィーシー政権)と交渉し，北部仏印(フランス領インドシナ)での飛行場の使用や軍隊の派遣を認めさせ，日本軍は同年9月，**北部仏印進駐**を開始した。しかし，アメリカが徐々に第二次世界大戦に介入する姿勢を強めているときに，日本がドイツ・イタリアと同盟を結んで，「大東亜共栄圏」確立に乗り出したことは，アメリカとの対立を決定的なものにし，米英をはじめとする連合国側は着々と対日経済封鎖を強めていった。

参考 **ドイツ熱の高まり** ドイツの電撃作戦による軍事的優勢が続くと，日本国内にはイギリスもまもなく屈伏し，ドイツの勝利で第二次世界大戦は終わるとする先物買いの観測が広まった。つぎのような新聞記事はその一例である。「ドイツの本格的対英攻撃近迫が伝へられ，その時期については早ければ1カ月以内，おそくも夏中には着手するだらうと言はれる。之に対し英国は仏国から遁れた海・空軍と自国のそれを以て必死の抗戦をするだらうと做すのが一般の常識であるが，然しその抗戦の結果は独軍を撃退し得べしと信ずるものは殆どない。(中略)そこで残された途として英本土が攻略されない前適当な時期に手を挙げて，和平工作に出づるのではないかとの観測が成り立つ」(『東京朝日新聞』昭和15年6月29日)。ドイツの圧倒的優勢のなかにあって，イギリス側の最終的勝利を予測した者もないわけではなかった。たとえば92歳の元老西園寺公望は，日本の新聞がドイツびいきすぎる点を批判して対英米協調の必要性を説き，「差当ってドイツが戦勝国となるやうに見えるかも知れないけれども，しかし，結局はやはりイギリス側の勝利に帰すると自分は思ふ」と語ったという(原田熊雄『西園寺公と政局』)。あとから考えるとこの見通しはまことに的確であったが，当時ドイツ熱に浮かされていた朝野の大多数の人々からは，こうした意見はもはや「保守的」な老人の繰り言として，ほとんど顧みられなかったのである。

新体制運動

1930年代後半，軍部の政治的発言力の高まりと反比例して，政党の発言力は弱まった。政党の間からは軍部と協力して力を取りもどそうとする動きもおこり，1940(昭和16)年2月，衆議院で軍部を批判する発言をした立憲民政党の代議士斎藤隆夫(1870～1949)は議員を除名された(斎藤反軍演説事件)。まもなく，ヨーロッパにおけるドイツ軍の軍事的優勢が展開されると，それは日本の国内体制の改革にも大きな影響をおよぼした。1940(昭和15)年6月ころから，指導力を失った既成政党にかわって，近衛文麿を押し立て，ナチスや共産党のような一国一党の強力な全体主義的国民組織をつくりあげようとする**新体制運動**がにわかに活発になった。陸軍も新体制運動を支援し，近衛内閣の実現を策して，米内内閣を退陣に追い込んだ。同年7月には，社会大衆党が真先に解党してこの運動に加わったのをはじめ，立憲政友会各派，立憲民政党反主流派などの既成政党や諸団体がつぎつぎに解散し，はじめはこの運動に消極的だった立憲民政党主流派も時流には抗し得ず，同年8月に解党した。

大政翼賛会の機構

1940(昭和15)年10月には，これらの諸勢力を集めて総理大臣である近衛文麿を総裁に**大政翼賛会**が発足した。しかしそれは，最初意図したようなナチス流の一国一党的政治組織とはならず，上意下達のための官僚行政の補助組織にとどまり，いろいろな思惑をもった諸勢力を寄せ集めた団体としての性格が強く，強力な政治指導力を発揮するにはいたらなかった。とはいえ，大政翼賛会はのちには，産業報国会・大日本婦人会・町内会・部落会(隣組)などを含む諸団体を傘下に収め，太平洋戦争下において，政府の意思を国民に伝え，国民を広範に戦争遂行のために動員するうえで大きな役割を果たした。こうして，複数政党制のもとで，政府に反対する政党(野党)の存在を認めることを前提とした自由主義的議会制度は形骸化し，議会はまったく無力なものとなってしまったのである。

7．太平洋戦争の勃発から敗戦へ

日米交渉の行き詰まり

1941(昭和16)年4月，第2次近衛内閣の松岡外相はソ連との国交調整をはかるため，モスクワにおいて**日ソ中立条約**を結んだが，これによって日本は「北守南進」気運を強め，またアメリカは日本の南進政策がいっそう進行するものとして警戒の念を深めた。アメリカとの戦争を回避しようとした近衛内閣は，悪化しつつあった日米関係を調整するため❶，1941(昭和16)年

❶ 日米交渉は，1940(昭和15)年末から日米の民間人同士の接触が行われていたが，1941(昭和16)年4月にいたって，両国政府はこれを正式の外交ルートにのせたのである。日本側は野村吉三郎大使が交渉にあたったが，のちに来栖三郎(1886～1954)が，野村を助けて折衝にあたった。

4月から駐米大使野村吉三郎(1877〜1964)に命じて**日米交渉**を始めた。しかし，同年6月にドイツが独ソ不可侵条約を破って**独ソ戦**を開始すると，軍部の強い主張によって日本は対米英戦の危険を犯していっそう南方進出を強化すると同時に，北方においても，ソ連がドイツに敗北した場合にはソ連を攻撃することとし，いわゆる関特演(**関東軍特種演習**)と称して，満ソ国境に大軍を集めた。

なお日米交渉に望みをたくしていた近衛首相は，1941(昭和16)年7月，いったん総辞職をしたのち，対米強硬論者の松岡を除いて第3次内閣を組織し，再び日米交渉にあたった。同月末，日本軍の**南部仏印進駐**が開始された。アメリカは強い対日不信感を抱き，日本軍の南部仏印進駐の計画が明らかになると，在米日本資産の凍結でこれに応じ，8月には対日石油輸出の全面的禁止という強い制裁措置で対抗した。そして，アメリカ(America)・イギリス(Britain)・中国(China)・オランダ(Dutchland)は，いわゆる**ABCD包囲陣**をもって対日経済封鎖を強化した。

最重要軍需物資の一つである石油の大部分をアメリカから輸入していた日本にとって，これは大きな打撃であった。日本国内では，石油禁輸をきっかけとして，軍部を中心に，このままでは日本は"ジリ貧"になって経済的に屈伏せざるを得なくなるから，アメリカ・イギリスに対して開戦し，武力によって対日包囲陣を打ち破るべきだ，とする主張が高まった。

1941(昭和16)年8月，アメリカ大統領ローズヴェルトとイギリス首相チャーチル(Churchill，1874〜1965)は大西洋上に会し，**大西洋憲章**を発表して枢軸諸国の侵略行為を鋭く非難し，現在の戦争がファシズムに対する民主主義防衛の戦争であることを宣言した。こうして米・英両国と日本との関係は悪化の一途をたどった。

日本は1941(昭和16)年9月6日の御前会議で，もし日米交渉で10月上旬までに日本の要求が通らないときは，米・英両国と開戦を決意するという方針(帝国国策遂行要領)を決定した。はじめは開戦に消極的だった海軍も，このころにはしだいに陸軍の強硬論に同調するようになっていた。日本側の要求は，米・英の日中戦争への不介入，米・英は極東において日本の国防の脅威になるような行動に出ないこと，米・英は日本の物資獲得に協力することであったが，アメリカ側は日本軍の中国・仏印からの撤退，日独伊三国同盟の事実上の空文化を強く主張し，交渉はまったく行き詰まった。

参考　**指導者の年齢**　1941年の日米開戦のとき，日本流の数え年では最年長がチャーチルの68歳，以下スターリンは63歳，ローズヴェルト60歳，ムッソリーニ59歳，東条英機58歳，蒋介石55歳と続き，最年少はヒトラーの53歳であった。日本では，対外危機の深まりとともに1930年代後半から，近衛・東条のような若い首相が出現したことが注目される。

開　戦

1941(昭和16)年10月半ばになり，近衛首相はなお開戦をためらい，中国からの撤兵問題ではアメリカに譲歩しても，**日米交渉**を継続しようとしたが，陸軍大臣の**東条英機**は撤兵に強く反対し，交渉打ち切りを主張して譲らず，ついに第3次近衛内閣は総辞職した。そのあとを受けて，東条英機が木戸幸一(1889〜1977)内大臣ら重臣会議の推薦によって首相に任命され，陸軍大臣を兼任した。組閣に際して9月6日の決定の再検討という天皇の意向を伝えられ，東条はその再検討を進めた。その結果，東条英機内閣のもとで，政府・軍部の最高首脳を集めて開かれた11月1〜2日

の**大本営・政府連絡会議**で，開戦準備と対米交渉を並行して進めるが，12月1日までに交渉が妥結しなければ，対米英開戦することを改めて決定した(正式決定は11月5日の御前会議)。

このころになると，アメリカも日本の南方進出が続く以上，戦争は不可避と考え，11月26日に，日本軍の中国・仏印からの全面撤兵，三国同盟の空文化，国民政府(重慶政府)以外の政権の否認などを要求した覚書(**ハル＝ノート**)を日本側に提示した。これは，満州事変以来の日本の対外政策をほとんど全面的に否定しており，これまでのアメリカの対日提案のなかで，最も強硬なものであった。

ハル＝ノートをアメリカの最後通牒とみなした日本は，12月1日の御前会議で最終的に米・英両国との開戦を決定した。そして，1941(昭和16)年12月8日，日本陸軍はイギリス領マレー半島に(一部の日本軍はタイ領に)上陸し，海軍はアメリカ海軍の重要基地である**ハワイの真珠湾を攻撃**するなど，日本は東南アジア・太平洋地域で軍事行動を開始し，アメリカ・イギリスに宣戦を布告した。ここに**太平洋戦争**が始まり，3日後ドイツ・イタリアもアメリカに宣戦を布告したので，第二次世界大戦はアジア・太平洋地域とヨーロッパ地域を戦場とする空前の大戦争に発展したのである❶。

参考　**真珠湾攻撃と交渉打切り通告**　東郷茂徳(1882〜1950)外相は，はじめ対米交渉打ち切りについて，その通告をアメリカ側に手交する時間的余裕を考慮し，12月5日午後(日本時間，以下同じ)にワシントンの日本大使館宛に発電する予定であった。しかし，開戦意図を直前まで隠すことを強く主張した海軍側の要求で，発電は12月7日午前4時に繰り下げられ，アメリカ側への通告は，12月8日午前3時(真珠湾攻撃開始の30分前)と決定された。しかし，対米開戦について知らされていなかったワシントンの日本大使館では，暗号解読や浄書に手間取り，結局，通告は真珠湾攻撃開始から1時間余り遅れる結果となった。アメリカはこれを「卑怯なだまし討ち」とみて日本に対する憤激を高め，"Remember Pearl Harbor!"(真珠湾を忘れるな！)を合言葉に，挙国一致で対日戦争に突入した。このように戦術的には先制攻撃で大きな成果をあげた真珠湾攻撃も，かえってアメリカの国論を統一させ，アメリカ国民の士気を高める結果を招いたのである。

緒戦の勝利

日本軍は，開戦のはじめにハワイでアメリカ太平洋艦隊の主力を，マレー半島沖でイギリス東洋艦隊の主力を撃滅し，1941(昭和16)年12月中にグアム島・香港，1942(昭和17)年1月にはフィリピンのマニラ，2月にはマレー半島・シンガポール，3月には蘭印(オランダ領東インド〈現，インドネシア〉)，4〜5月にはビルマ(現，ミャンマー)・フィリピン全島などをあいついで占領し，開戦以来半年足らずで，東南アジアのほとんど全域を制圧した。日本は「支那事変」を含めてこの戦争を「大東亜戦争」と呼称し❷，欧米勢力の植民地支配からアジア諸民族を解放し，アジア人による共存共栄の「**大東亜共栄圏**」を建設するという戦争目的をかかげた。そして，1943(昭

❶ アメリカ・イギリスは，日本の対米英宣戦布告後，まもなく日本に対して宣戦を布告した。また1941(昭和16)年12月9日，中国の国民政府も，対日・独・伊に宣戦を布告し，翌年1月，タイが日本側に立って米・英に宣戦を布告した。

❷ 戦後になって太平洋戦争というアメリカ側の呼称が用いられ定着したが，最近では「アジア・太平洋戦争」という呼び方も行われるようになっている。

大東亜会議の各国代表　日本が占領地域で独立を認めた国や，承認した政府の代表をあつめてひらかれた。写真は，帝国議会議事堂の玄関前での記念撮影。

和18)年11月には，日本の勢力下にあった中国の南京政府(汪政権)・満州国・タイ・ビルマ・フィリピン・自由インド仮政府の代表者を東京に集めて大東亜会議を開き，大東亜共同宣言を発表して欧米の植民地支配からの脱却をうたい，戦争協力を求めた。しかし，「大東亜共栄圏」のなかからも，欧米諸国にかわる日本の支配に対してしだいに民族的抵抗の動きが高まった。

一方，中国でははじめから抗日の気運が強く，日本軍は抗日ゲリラの拠点と目される村々を焼き払い，住民を殺害するなど武力掃蕩作戦を実施したが，これはいわゆる**三光作戦**として中国側の激しい非難をあび，中国の抗日運動はいっそう活発となり，抗日根拠地(解放区)が拡大されていった。

また，満州では関東軍防疫給水部(いわゆる**七三一部隊**)が細菌戦の研究のため，中国人捕虜や囚人への生体実験を行い，戦後，戦争犯罪として大きな問題となった。

参考　**日本占領下の東南アジア**　日本軍は占領地に軍政を敷いた。地域により異なるが，戦争初期には，日本軍は欧米諸国の植民地支配からの解放をもたらすものとして，しばしば現地で歓迎を受け，日本も旧宗主国に対する現地住民の民族運動を支援した。例えば，ビルマ人による独立軍，シンガポールなどで日本軍の捕虜となったインド兵士によるインド国民軍が組織され，日本軍とともにイギリス軍と戦った。日本は1943(昭和18)年ビルマ・フィリピンの独立を認め，イギリスからの独立をめざす自由インド仮政府を承認した。

しかし，何よりも優先されたのは，日本軍の軍事上の必要だった。日本の東南アジア占領の主な目的は，石油・ゴム・ボーキサイトなど重要軍需資源の獲得にあり，そのための資源の略奪的調達は，現地の経済を混乱させた。また，独立を認めた地域でも，日本軍が実権を握り，住民の歴史・文化・生活様式などを無視した神社崇拝や天皇崇拝の強要，日本語の学習，土木工事への強制就労，集会の禁止などが住民の反発を呼んだ。とりわけ，シンガポールでは多数の中国系住民を反日活動の容疑で処刑し(**シンガポール華僑虐殺事件**)，フィリピンでも数々の残虐行為があったため，これらの地域では，抗日の動きが早くから強かった。こうして戦局の悪化に伴い，日本軍は各地で住民の抵抗運動に悩まされたのである。

日本国内では，戦争初期の大勝利が呼びおこした熱狂的興奮のなかで，政府・軍部に対する国民の支持が高まった。東条内閣はこの機会をとらえて，1942(昭和17)年4月，衆議院議員総選挙を実施した❶。これは政府系の団体が，定員だけの候補者を推薦するという

❶　翼賛選挙では政府の援助を受けた団体が定員一杯の候補者を推薦したが，非推薦による自由立候補も認められていた。選挙の結果は，推薦候補中の381名が当選し(定員466名)，とくに革新色の濃い大都市では軍人候補の進出が目立った。残りは非推薦候補者が当選したが，そのなかには，尾崎行雄・鳩山一郎・芦田均・片山哲・中野正剛ら経験に富んだかつての政党政治家たちの顔がみえる。

いわゆる**翼賛選挙**で，自由立候補も認められたが，選挙の結果，当選者の80％以上が推薦候補であった。当選者は**翼賛政治会**に組織され，戦争遂行のための国内体制が強化された。

また，産業報国会・農業報国連盟・大日本婦人会・文学報国会などが大政翼賛会のもとに糾合され，労働者・農民・文化人などの各界各層の人々がすべて，戦争協力に動員された。1942(昭和17)年12月，内閣情報局の指導下に戦争に協力的とみられる言論人を集めて**大日本言論報国会**が結成されるなど，言論界への指導・統制も一段と強化され，ジャーナリズムは，"鬼畜米英"といった言葉を盛んに使って，国民の敵愾心をあおり立てた。

【大日本言論報国会】　言論界の長老徳富蘇峰を会長に，津久井竜雄(国家社会主義者，1901～89)・野村重臣(評論家)・市川房枝(女性運動家)らが役員に名を連ね，情報局と協力して親英米的・自由主義的と目される言論人を排除し，戦争遂行のための言論の指導と統制にあたった。

経済面でも戦時体制はいっそう強まり，官僚統制により諸企業に対する資材や，生産の割当て・価格の決定・利潤の配分などが決められ，民需工場の軍需工場への転用が行われるなど，全力をあげて軍需生産の増大がはかられ，民需は著しく圧迫された。戦争のために働き盛りの労働者が大量に兵士として徴兵されたため，労働力不足は深刻となり，それを補うために，徴用制度が拡大され，**学徒動員**によって中学校以上の学生・生徒が軍需工場に動員され，女子も勤労動員されて**女子挺身隊**として工場などで労働に従事させられた。

朝鮮や台湾では，これまで陸軍志願兵制度などを通じて現地の人々が兵士として日本軍に加わっていたが，朝鮮には1943(昭和18)年，台湾には1944(昭和19)年に徴兵制が施行され，朝鮮・台湾の人々も兵役の義務を負うこととなった。また，多数の中国人・朝鮮人が強制的に日本に連行され，鉱山や土木工事場などで働かされた。女性たちのなかには，戦地の日本軍の慰安施設で働かされた者もいた(いわゆる従軍慰安婦)。

1943(昭和18)年には文科系学生の徴兵猶予が廃止され，いわゆる**学徒出陣**により，多数の学生がペンを捨てて戦場に赴いた。東条内閣はこうして戦争を遂行するとともに，憲兵や警察によって国民生活に鋭い監視の目を光らせ，反戦・反政府的言動を厳しく取り締まった。

一方，アメリカでは日本との戦争が始まると，西海岸諸州に住む10万人以上の日系アメリカ人が家や土地を捨てさせられ，強制収容所に入れられた。市民権をもつ日系2世のなかには，アメリカ合衆国に忠誠を示すため志願してアメリカ軍に入った者もいた。

勤労動員の女学生　日の丸の鉢巻をしめ，なれない手つきでやすりをかけている。

学徒出陣壮行会　1943(昭和18)年10月21日，文部省が主催し，東条英機首相が出席して行われた。

太平洋戦争要図

戦局の悪化

しかし，戦局は大きく転換し始めた。アジア・太平洋戦線ではアメリカが総力をあげ，巨大な物量をつぎ込んで反攻に転じ，まず1942(昭和17)年6月，**ミッドウェー海戦**で日本海軍が敗北し，1943(昭和18)年2月には補給をほとんど断たれた陸軍部隊が，アメリカ軍との激しい戦い(ガダルカナル戦)の末，ガダルカナル島から退却した。また同年5月には，アリューシャン列島のアッツ島を占領していた日本軍が，圧倒的な兵力のアメリカ軍の反攻により全滅した。

【ミッドウェー海戦】 日本海軍のミッドウェー攻略作戦が，アメリカ側の暗号解読により事前に察知され，待ち構えていたアメリカの海軍機動部隊の攻撃を受け，航空母艦4隻が撃沈され，多数の艦載機を失うなど，日本海軍は惨敗(ざんぱい)し，これをきっかけに太平洋における日本の制海権・制空権は失われた。しかし，日本海軍は敗北の事実をひた隠しにして勝利の如く発表し，新聞は「大勝利」として報道した。こうして国民は真相を知らされないままに，戦局は急速に敗勢に向かっていったのである。

このころ，ヨーロッパでも戦況はようやく枢軸側に不利となってきた。1943年2月，30万のドイツ軍がスターリングラード(現，ボルゴグラード)でほとんど全滅し，西部戦線でも連合国軍が全面的反攻に出て，同年7月，イタリアのムッソリーニ政権が倒れ，9月にはイ**タリアは連合国に降伏**した。

一方，太平洋戦線においても日本軍は，1944(昭和19)年6月，マリアナ沖海戦で海軍が壊滅的打撃を受けるなど，制海・制空権をまったく失い，1944(昭和19)年7月には，ついに「絶対国防圏」の一角とされたマリアナ群島の**サイパン島**がアメリカ軍に占領された。国内においては，海軍や重臣の間に反東条の気運がおこり，同年7月に東条内閣は倒れた。この間，連合国側は1943(昭和18)年11月には，ローズヴェルト米大統領・チャーチル英首相・蔣介石中国国民政府総統がエジプトのカイロに会し，日本の無条件降伏まで戦い抜くことなどを宣言した(**カイロ宣言**)。

【カイロ宣言】 これは，(1)日本が第一次世界大戦以来，奪取または占領した太平洋の島々を取りあげ，(2)満州・台湾など中国より奪った地域を中国に返還し，(3)朝鮮を自由・独立の国とする，などの目的をもって対日戦の徹底遂行を宣言したものである。

東条内閣のあと，陸軍大将の**小磯国昭**(くにあき)(1880〜1950)が，海軍大将の米内光政と協力して内閣をつくったが，1944(昭和19)年10月には，アメリカ軍がフィリピンのレイテ島に上陸し，日本軍は後退を続けた。日本軍は特攻隊による体当り攻撃まで行ったが，戦局を挽回することはもはやとうていできなかった。**本土空襲**の危険が迫ると，日本国内ではこれを避けるため，1944(昭和19)年8月から，大都市部の国民学校(今の小学校)の生徒は強制的に地方に疎開(そかい)(**学童疎開**)させられた。1944(昭和19)年末ころから，本土は連日のようにアメリカ軍機による空襲に見舞われ，東京をはじめ全国の諸都市はつぎつぎに廃墟(はいきょ)と化した。とりわけ東京は，1945(昭和20)年3月9日夜半から10日早朝にかけて，焼夷弾(しょういだん)による無差別爆撃を受け，江東(こうとう)地区など下町一帯は完全に焼き払われ，約10万人の死者を出した。海上補給路も断たれ，工業・農業生産力は激減し，軍事インフレが激しくなって国民生活はまったく荒廃し，とくに食糧難は深刻なものとなった。政府・軍部はなお“聖戦完遂(せいせんかんすい)”を叫び，ジャーナリズムは“必勝の信念”を国民に説いたが，国民の戦意はしだいに失われ，厭戦(えんせん)気分が漂い始めた。

【日本本土空襲】 アメリカ軍機の日本本土空襲は，1942(昭和17)年4月，空母から発進したB25十数機による東京などの爆撃が最初であった。これは被害はそれほど大きくはなかったが，緒戦の勝利に酔っていた軍部や国民への心理的衝撃となった。その後，1944(昭和19)年には中国本土を基地とする北九州への爆撃に続き，同年11月ころからサイパン島を発進した大型爆撃機B29による爆撃が頻発した。1945(昭和20)年に入ると空襲は本格化し，とりわけ同年3月9日〜10日，B29 300機による**東京大空襲**では東京の下町は19万発の焼夷弾(しょういだん)攻撃で焼け野原となり，一夜で約10万人が死亡した。東京は4〜5月にも大空襲にあい，ほとんど市街地の全域が焼き払われた。その後，空襲は全国の大都市はもとより，中小都市にまでおよび，被害は焼失・破壊家屋約240万，死者数20万人，負傷者27万人(原爆による被害を除く)に達した。アメリカ軍の日本本土空襲の目的は，軍事施設や工業設備の破壊だけでなく，一般の市民生活に徹底的な打撃を加え，国民の戦意を喪失(そうしつ)させることにあったとみられる。なお，日立・浜松など工業施設に対しては，日本の沿岸に接近したアメリカ艦隊から直接艦砲(かんぽう)射撃が加えられた。

敗　戦

1945(昭和20)年3月には硫黄島(いおうとう)がアメリカ軍の手に落ち，同年4月には，**沖縄本島**にもアメリカ軍が上陸した。そして，激しい戦闘の末，6月下旬には沖縄の日本軍はほぼ全滅し，アメリカ軍の占領するところとなった。

【沖縄戦】 アメリカ機動部隊による海と空からの激しい砲爆撃に続いて，アメリカ軍は1945(昭和20)年3月30日，慶良間(けらま)列島に，ついで4月1日には沖縄本島に上陸した。日本軍守備隊約10万と現地召集の一般住民による郷土防衛隊は，制海権・制空権をまったく失った状況下で，圧倒的物量を誇るアメリカ軍に対し総力をあげて戦ったが，それは絶望的戦いとなった。支援のため本土から出撃した世界最大の戦艦大和(やまと)も，沖縄海域に到着することなくアメリカ軍機の空爆雷撃を受けて撃沈された。沖縄の男子中等学校の生徒たち約

主な連合国首脳会談(太字は日本関係)

年月	会談	内容
1941. 8	ローズヴェルト・チャーチル会談(大西洋憲章) 領土不拡大・自由平等主張	
1943. 1	カサブランカ会談 米英連合軍最初の共同作戦(北アフリカ・地中海)	
1943.11	**カイロ会談(カイロ宣言)**	ローズヴェルト・チャーチル・蔣介石 日本の無条件降伏, 領土の限定, 植民地の返還と解放
1943.12	テヘラン会談(テヘラン宣言) 米英ソ対独作戦(北仏上陸作戦)	
1945. 2	**ヤルタ会談(ヤルタ協定)**	ローズヴェルト・チャーチル・スターリン 対独最終作戦と処分案・秘密協定でソ連の対日参戦, 旧ロシア領の回復と千島の獲得約束
1945. 4	サンフランシスコ会議(国際連合憲章) 国際平和機構設立を決定	
1945. 7	**ポツダム会談(ポツダム宣言)**	トルーマン・チャーチル(のちアトリー)・スターリン, 欧州の戦後処理・日本の無条件降伏と基本条件(米・英・中の名で勧告)

1800人は鉄血勤皇隊に組織され, 戦闘に参加し, ほぼ半分が戦死した。また約600人の女子学生たちも, ひめゆり隊・白梅隊などの学徒隊に編成され看護要員として動員され, 半数以上の犠牲者を出した。こうして激しい戦闘が3カ月近く続いたのち, 6月23日, 日本軍は玉砕し, 組織的戦闘は終わりを告げ, 沖縄はアメリカ軍の占領するところとなった。沖縄戦の死者は, 日本側軍人10万人弱, 民間人10万人余り, 合計約20万人で, アメリカ側は約1万2000人と推定されている。

これに先立ち1945(昭和20)年2月には, **ローズヴェルト・チャーチル・スターリン**(Stalin, 1879~1953)の3巨頭により**ヤルタ会談**が開かれ, ドイツ降伏後の処理について**ヤルタ協定**が結ばれたが, その**秘密協定**としてアメリカの要求に応じて, ソ連がドイツ降伏後, 2, 3カ月後に, 対日参戦することが極秘のうちに取り決められた。

ヨーロッパでは, 1945年4月連合国軍がドイツの首都ベルリンに迫るなかで, ヒトラーは自殺し, 同年5月, **ドイツはついに降伏**し, 日本はまったくの孤立無援になった。軍部は本土決戦を唱えたが, 1945(昭和20)年4月に成立した**鈴木貫太郎**(1867~1948)内閣は, 戦争終結の手段を真剣に考えるようになり, 6月まだ日本と中立関係にあったソ連を通じて和平工作に着手した。むろん, ヤルタ協定の秘密付属協定によるソ連の対日参戦の約束にはまったく気づかなかったのである。7月, ベルリン郊外のポツダムにトルーマン(Truman, 1884~1972)・チャーチル(のちアトリー〈Attlee, 1883~1967〉)・スターリンの米英ソ3国首脳がドイツ処理問題で会談し(**ポツダム会談**), この機にアメリカは対日戦後処理と日本軍隊の無条件降伏を呼びかけることをイギリスに提案し, 中国の蔣介石の同意を経て, 7月26日, 米・英・中3国の共同宣言(のちソ連も参加)の形で**ポツダム宣言**を発した。

日本政府はソ連を仲介とする和平に望みをかけて, 鈴木首相ははじめこれを黙殺すると発表したが, アメリカは, これに対し8月6日まず広島に, ついで, 8月9日に長崎へ**原子爆弾**を投下し, 一瞬のうちに市街を壊滅させ, 大量の一般市民を殺傷した。死者の総数は広島で約20万人, 長崎で約7万人と推定されているが, その大部分は女性や子供を含む非戦闘員であった。

この間, 8月8日には, 日本側が和平仲介者として望みを託していたソ連が, 日ソ中立

ポツダム宣言(抄)

一、吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ

六、吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ、日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ、永久ニ除去セラレサルヘカラス

八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク、又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ

九、日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後、各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ

十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ、又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ、吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ、厳重ナル処罰ヲ加ヘラルヘシ。日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ。言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ

十三、吾等ハ日本国政府カ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ、且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス。右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

(『日本外交年表竝主要文書』)

他の主な条項の要旨は、七 連合国の日本占領、十一 軍事産業以外の平和産業維持、将来貿易関係の参加を許可、十二 責任ある政府樹立後の占領軍撤退、などである。

条約を侵犯して日本に宣戦を布告し❶, 満州・南樺太・千島に侵入した。

ここにいたって, 政府はついに戦争終結の意を決した。政府・軍部(大本営)の最高首脳からなる**最高戦争指導会議**❷では, ポツダム宣言受諾を説く東郷茂徳外相・米内光政海相らと, なお本土決戦に望みをたくし戦争継続を主張する阿南惟幾(1887~1945)陸相・両総長(梅津美治郎〈1882~1949〉参謀総長・豊田副武〈1885~1957〉軍令部総長)との間に意見の対立があったが, 1945(昭和20)年8月10日, 8月14日の再度にわたって御前会議が開かれ, 鈴木貫太郎首相の要請により昭和天皇(1901~89)が裁断を下すという異例な形で, ポツダム宣言の受諾が決定された❸。日本の**ポツダム宣言受諾**の最終的決定は, 1945(昭和20)年8月14日夜, 中立国のスイス政府を通じて連合国側に通告され, 翌8月15日正午, 昭和天皇自身のラジオ放送により国民に明らかにされた。同年9月2日, 東京湾内に停泊中のアメリカ戦艦ミズーリ号上で, 日本と連合国との**降伏文書調印式**が行われ, ここに史上空前の災害をおよぼした第二次世界大戦は終わりを告げたのである。

【第二次世界大戦の被害】 全世界における大戦の人的被害は, あまりにぼう大で正確なデータに乏しく, 確実な数字は明らかではない。しかし, 戦後, 連合国軍総司令部のもとで戦史の編纂にあたった服部卓四郎(1901~60)によれば, 大雑把にみて, 戦死者約2200万人,

❶ ソ連は1945(昭和20)年4月, 日ソ中立条約の不延長の通告をしてきたが, なお, 1946(昭和21)年4月までは条約は効力を保持していた。

❷ 国務と統帥の一体化をはかるため1944(昭和19)年8月, 従来の大本営・政府連絡会議にかわって設置され, 首相・外相・陸相・海相および参謀総長・軍令部総長の6名を構成員とし, 1945(昭和20)年5月から戦争終結問題について討議を重ねた。

❸ 日本政府は「国体護持」を最大の念願とし, 8月10日の御前会議では, 天皇の国家統治の大権を変更するという要求を含んでいないという了解のもとにポツダム宣言を受諾することを決定し, この旨を連合国側に通告した。これに対して連合国側では, 天皇と日本政府の国家統治の権限が連合国軍最高司令官の制限のもとにおかれる(原文は Subject to＝従属するの意)と回答した。

広島の爆心地の惨状　市の中央部にある産業奨励館(のちの原爆ドーム)の上空に投下され，約20万人以上の市民の生命がうばわれ，また多くの人が原爆後遺症で苦しめられている。ついで被爆した長崎でも，死者7万人以上と推定されている。

降伏文書の署名　戦艦ミズーリ号の甲板で署名しているのは天皇および日本政府代表の重光葵外相，そのうしろの軍服姿の先頭は大本営代表の梅津美治郎参謀総長。

負傷者3400万人におよんだと推定されている。日本の被害は，軍人・軍属の死亡・行方不明約186万人，一般国民の死亡・行方不明約66万人，罹災家屋は約236万戸，罹災者約875万人に達し，1937～45年間の臨時軍事費は1654億1377万円の巨額にのぼり，国富被害は約635億円余におよんだとされる(服部卓四郎『大東亜戦争全史』，経済安定本部『太平洋戦争による我国の被害総合報告書』による)。日本の死亡者のなかには，敗戦後，中国(満州を含む)で死亡した民間人約17万人という数字が含まれている。なお，最近の日本側およびロシア側の調査では，ソ連に降伏した日本の兵士などのうち，約60万人が戦後シベリアやモンゴル人民共和国などに連行されて，強制労働に従事させられ，約6万人が死亡したといわれる。

第11章　戦後日本の出発

1．占領下の改革

占領と戦後処理

日本は，ポツダム宣言を受諾して連合国に降伏した。その結果，1945(昭和20)年9月2日の降伏文書調印❶から，1952(昭和27)年4月28日の講和条約発効までの7年間，**連合国〔軍〕最高司令官総司令部**(GHQ-SCAP)❷の間接統治下におかれることとなった。

GHQの組織図(1947年9月現在)

総司令部(GHQ)が正式に発足したのは，アメリカ軍が日本に進駐し始めた1945(昭和20)年8月末からほぼ1カ月たった10月2日であった。総司令部の具体的な構造をみると，**マッカーサー**(MacArthur，1880～1964)は，もともとアメリカ太平洋陸軍総司令官であり，日本への進攻にあたって**連合国〔軍〕最高司令官**に任命されたものであった。マッカーサーのもとで彼を支えるのが**総司令部＝GHQ**で，アメリカ太平洋陸軍総司令官のもとにあった総司令部が，そのまま連合国〔軍〕最高司令官の総司令部となったのである。したがって，人的な構成員は同じであり，総司令部といった場合に普通は2つの総司令部を併せたものを指していた。

日本を占領・管理するため上陸したマッカーサーには，アメリカ政府の方針として，1945(昭和20)年9月22日付の「降伏後における米国の初期の対日方針」が伝えられ，さらに2カ月後の11月1日に「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」が与えられた。後者の指令は包括的なもので，日本の軍事占領の基本目的，政治的・行政的改組，非軍事化，経済的非武装化，賠償方針，財政金融方針などについての，詳細なアメリカ側方針が記されていた。占領期間中に総司令部の行った諸改革構想の基本は，すべてこのなかに記されていた。

占領政策決定の最高機関としては，ワシントンに**極東委員会**がおかれていた❸。機構

---

❶ 文書には，日本がポツダム宣言を受諾し誠実に履行すること，大本営と軍隊を無条件降伏させることなどが記されていた。調印には，天皇と政府を代表する形で重光葵(1887～1957)が，大本営を代表する形で梅津美治郎が署名している。

❷ 正式にはGeneral Headquarters of Supreme Commander for the Allied Powers。GHQ-SCAPはジー・エイチ・キュー・スキャップと読む。

❸ アメリカ・イギリス・中国・ソ連・オーストラリア・オランダ・フランス・インド・カナダ・ニュージーランド・フィリピンの11カ国，のちにビルマ・パキスタンが加わり13カ国から構成された。

日本管理の命令系統

厚木基地に到着したマッカーサー　8月30日午後2時，マッカーサー最高司令官は約300名の幕僚を率いて占領を開始した。

上は，極東委員会が最高機関であり，その下にアメリカ政府があり，アメリカ政府が日本への指令を作成・伝達することになっていた。

しかし，極東委員会が実際に機能し始めたのは，占領が開始された半年後の1946(昭和21)年2月26日だった。したがって総司令部は重要な改革について，極東委員会の牽制を受けずに断行することができたのである。またB29による爆撃と2つの原爆によって，直接的に日本を敗戦に導いたアメリカの地位は，日本占領については別格だったのである。極東委員会の政策は，アメリカ政府を通じた命令の形(統合参謀本部の指令)で最高司令官マッカーサーに伝えられた。アメリカは，そのほかに拒否権と中間指令権をもっていたために，極東委員会の役割はいっそう限定されたものとなった。

東京には，最高司令官にとって一種の諮問・協議・助言機関であり，アメリカ・イギリス連邦・ソ連・中華民国からなる**対日理事会**がおかれたが，この機関は農地改革・ソ連からの引揚げ問題以外には，大きな役割を果たさなかった。

【ポツダム宣言】　1945(昭和20)年7月17日から8月1日まで，ベルリン郊外のポツダムで，アメリカ(トルーマン　Truman，1884～1972)・イギリス(チャーチル　Churchill，1874～1965，途中からアトリー　Attlee，1883～1967)・ソ連(スターリン　Сталин，1879～1953)の3カ国首脳が会談した結果，作成されたポツダム協定＝戦後のヨーロッパ秩序について合意したもの，とは別なので注意したい。日本の戦後処理方針と日本全軍隊の無条件降伏を勧告したポツダム宣言は，対日戦争を戦っていたアメリカ・イギリス2国が，ポツダム会談期間中に合意に達し，会談に招請されていなかった蔣介石に，電信で意見を求めた結果，アメリカ・イギリス・中国3カ国の宣言として7月26日に公表されたものである。まだ対日参戦をしていなかったソ連には，公表後に詳細が知らされ，対日参戦後にソ連も加えられた。ポツダム会談参加の3カ国と，ポツダム宣言発表の3カ国に違いがあるのはこのためである。

このように連合国軍とはいっても，実態はアメリカ軍による**単独占領**といってよいもの

であった。ドイツ占領の場合とは違い，日本占領の場合，総司令部は直接軍政をしかず，既存の日本政府の行政機構を利用した間接的な管理を行った。**間接統治**とは直接軍政の対語であり，総司令部が企画・立案した政策は，覚書・メモ・口述などの形式で命令として日本政府に伝達された。その命令を，法律・政令・省令・規則などの形式に書き直して，日本政府が施行するという方式となった。

しかし，アメリカ側が超法規的権力をもっていたことにかわりはなく，アメリカ政府は，日本側が指令の実行を満足に遂行しない場合，日本の人事機構の改変を要求し，直接行動をとる権限をマッカーサーに与えていた。事実，1945(昭和20)年9月11日に行われた東条英機らのA級戦犯容疑者の逮捕，同年10月4日の人権指令❶，翌46年1月4日の公職追放などは，まさにこの方針に基づいて日本側への事前連絡なしに断行されたものである。

参考　**間接統治か直接統治か**　このことが占領の実態にかかわらず問題にされることが多いのには，理由がある。戦後，一定程度進んだ民主主義的な諸改革が，結局挫折したと判断する研究者は，往々にしてその理由を，占領改革の不徹底性に求める。とくに，占領軍が日本の統治機構を通じて命令を発するという間接統治形態をとった点に，その理由を求めるからである。間接統治をとったために，戦前からの官僚制度が生き残ってしまったということであろう。

敗戦後，皇族である東久邇宮稔彦(王)(1887～1990)を首班とする内閣は，1945(昭和20)年8月17日に発足し，大きな混乱もなく，内地・外地の軍隊の武装解除や，連合国軍の進駐を受け入れ，さらに降伏文書調印を無事に実行した。これは皇族内閣による，混乱の少ない終戦処理が期待されていたことと無関係ではない。さらに日本政府は，同年9月20日，いわゆる**ポツダム緊急勅令**❷を公布し，総司令部の指令に基づいて法律の制定を待たずに命令を発することができるようにした。

しかし東久邇宮内閣は，戦犯の逮捕・処罰方針をめぐり，総司令部側と対立した。日本政府側は容疑者の処罰・裁判を日本側で行うことを総司令部に申し入れるが，総司令部はこれを認めなかった。さらに政治的・宗教的自由の制限撤廃に関する総司令部の10月4日指令を，積極的に実行する意思もなかったため東久邇宮内閣は総辞職することになった。

政治的民主化・非軍事化の改革

かわって後継内閣として，戦前の政党内閣期に穏健な外交政策を展開したことで名高い外交界の長老**幣原喜重郎**が，1945(昭和20)年10月9日首相に就任した。幣原内閣は翌年の5月22日に退陣するまで，**五大改革指令**の実行，いわゆる人間宣言，公職追放，戦争放棄についての基礎的な発案，総司令部の用意した憲法草案の閣議決定，**極東国際軍事裁判所**の設置など，重要な案件を実行していった。

五大改革指令とは，幣原が10月11日に初めてマッカーサーを訪問した際に，マッカーサーが幣原に口頭❸で述べた5点の示唆のことである。その5点とは，(1)「憲法の自由主義化」

❶ 共産主義者を含む政治犯の即時釈放，思想警察の全廃，内相および警察首脳の罷免，一切の弾圧法規の撤廃を求めた指令をいう。
❷ 正式には勅令542号「ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件」をいう。
❸ 総司令部は，重要な案件になればなるほど，文書で指示を出さず，口頭で出す傾向があった。

と婦人参政権の付与，⑵労働組合の結成奨励，⑶教育制度の改革，⑷秘密警察などの廃止，⑸経済の民主化，である。幣原内閣はこの指令に基づいて早速，共産党員をはじめとする政治犯の釈放，治安維持法・特高警察の廃止を実現し，12月には衆議院議員選挙法を改正して**婦人参政権**も認めた。

このうち幣原内閣成立直後から内務省主導で進められた選挙法の改正は，総司令部の関与の最も低い分野で，男子満25歳以上の選挙権を満20歳以上の男女に拡大し，中選挙区制を府県単位の大選挙区制に改正して制限連記制とし，選挙運動の自由化をはかるというものであった。内務省のつくった自主的な改革案に対して，総司令部は一刻も早く総選挙を行うこと自体を重要視していたため，選挙法については日本側の自主的改革にまかせたものとみられる。

そのほか，1945(昭和20)年10月13日の国防保安法・軍機保護法の廃止，10月15日の治安維持法廃止，10月22日の「日本教育制度に対する管理政策」指令，11月6日の**財閥解体指令**，11月21日の治安警察法廃止，12月17日の選挙法公布，12月22日の労働組合法公布などが続々と実行された。

民主化の波は各方面にもおよんだ。1945(昭和20)年12月，皇族梨本宮守正(1874〜1951)や内大臣木戸幸一(1889〜1977)に逮捕命令が出され，内外で昭和天皇の戦争責任問題が取りあげられるようになると，天皇の周辺や政府はそれぞれ総司令部やアメリカ政府の意向を知ろうとつとめるようになった。

一方，総司令部やアメリカ政府側は，天皇制廃止の場合に予想される収拾しがたい混乱を避けるために，むしろ占領管理に天皇制を利用すべきだと考えていた。このような双方の思惑のうえに，1946(昭和21)年元旦，天皇が現御神であり，日本民族が他民族に優越するという神話を否定した(いわゆる**人間宣言**)詔書の発表が演出されたのである。

同年1月4日に，日本政府に事前連絡がないまま，総司令部から**公職追放令**が発表された。戦争犯罪人・陸海軍軍人・超国家主義者，大政翼賛会などの政治指導者，軍国主義者に該当する者を，「好ましからざる人物」として公職から追放することを命じたもので，追放の終了する1948(昭和23)年5月までに，旧軍人を中心として21万人が罷免された。幣原内閣のなかからも追放に該当する閣僚が出たため，幣原は5人の閣僚を入れかえて改造内閣を組織した。

参考 **戦争放棄の提案** マッカーサーの『回想録』によれば，1946(昭和21)年1月24日にマッカーサーを訪問した幣原首相の口から，日本は戦争を放棄し軍事機構をもたないとする憲法の規定を設けたいとの提案があったとされるが，この部分の回想は多くの研究者から疑わしいとみられている。おそらく幣原は，世界から信用をなくしてしまった日本にとって，戦争を永久にしないというようなことをはっきりと世界に声明すること，ただそれだけが敗戦国日本を信用してもらえる方法だ，と述べたにとどまるのではないか。戦争放棄を憲法に盛り込もうとしたのは，むしろマッカーサーや総司令部民政局長ホイットニー(Whitney，1897〜1969)であった。

【極東国際軍事裁判所の設置】 **A級戦犯容疑者**とは，俘虜虐待などの通常の戦争犯罪ではなく，国際条約に違反して戦争を計画・開始，または遂行したと申し立てられた者，すなわち「平和に対する罪」に問われた者を指していた。戦犯容疑者は1945(昭和20)年9月か

ら12月にかけて逮捕され，そのうち28名がA級戦犯として起訴された。1946(昭和21)年1月19日，マッカーサーは極東国際軍事裁判所憲章(条例)を公布し，裁判所の設置を命じた。同年5月3日に開廷した裁判(東京裁判)は，1948(昭和23)年11月まで続いた。28名の被告中，大川周明は精神障害のため免訴となり，松岡洋右・永野修身(1880〜1949)は死亡，残り25名全員が有罪判決を受けた。そのうち土肥原賢二(1883〜1948)・板垣征四郎・広田弘毅・松井石根(1878〜1948)・東条英機，木村兵太郎(1888〜1948)・武藤章(1892〜1948)の7名は絞首刑とされ，同年12月23日に執行された。従来，戦争犯罪とはされてこなかった「平和に対する罪」「人道に対する罪」が，ドイツのニュルンベルク裁判と同様に，この裁判に適用されたことは特筆されるべきだろう。なお，このA級戦犯のほか，通常の戦犯(**B・C級戦犯**)としてアメリカ・イギリスなどの関係国により，5700人余りが起訴され，984人が死刑，475人が終身刑の判決を受けた。また昭和天皇はアメリカの意向により，戦犯訴追をまぬがれた。

東京裁判の開廷 1946(昭和21)年5月，東条ら戦時の最高指導者たちが被告席に並んだ。

日本国憲法の制定

幣原内閣にとって最大の課題は新憲法の制定であった。五大改革指令が伝えられた1945(昭和20)年10月11日，マッカーサーは幣原に憲法の自由主義的改革を要請していた。これを受けて同月13日の閣議で内閣を中心とした憲法調査方針が決定され，同月27日に松本烝治(1877〜1954)国務相を委員長とする**憲法問題調査委員会**が発足した。しかし，1946(昭和21)年2月1日に『毎日新聞』にスクープされた松本委員長試案の保守性❶に驚いた総司令部は，極東委員会が同年2月下旬に活動を始める前に，総司令部主導で憲法をつくりあげなければならないと決意するようになった。

こうしてマッカーサー，民政局(GS)長ホイットニーのもとで，民政局次長ケーディス(1906〜)らを中心に起草された，いわゆる**マッカーサー草案**が2月13日，日本側に提示された。草案の骨子の画期性は，主権在民に基づく**象徴天皇制**と**戦争放棄**の2点にあった。総司令部は，厳しい国際情勢のもとで天皇制を維持するためには，このような画期的な憲法改正が必要なのだと説いて，内閣側を説得した。

内閣は，英文草案の翻訳のできた部分から順次閣議にかけるという大急ぎの作業によって，同年3月5日閣議決定するにいたった。こうして改正案は，翌日ワシントンのアメリカ政府と極東委員会に届けられた。極東委員会は，この新憲法案が日本の議会にかけられる前に，ポツダム宣言に反するところはないか，またポツダム宣言にいう「日本国国民の自由に表明せる意志」を考慮しているかどうか，十分検討したいとの立場をとった。

これに対してアメリカ政府とマッカーサーは，日本の閣議が自ら決定した憲法を極東委員会が検討するのは，まさに「日本国国民の自由に表明せる意志」に干渉するものにほかな

❶ 統治権を依然として天皇におき，天皇は神聖にして不可侵であると規定していた。

らないと反論した。総司令部は，ほとんど全面的に総司令部の起草にかかる憲法草案を，このような論理で極東委員会の関与から外すことに成功した。

【民間側私案】 高野岩三郎(1871～1949)・杉森孝次郎(1881～1968)・森戸辰男(1888～1984)・鈴木安蔵(1904～1983)らをメンバーとする憲法研究会は，1945(昭和20)年12月27日に「憲法草案要綱」を発表し，内閣や総司令部にも憲法案を提出した。この憲法案は主権在民，天皇の国家的儀礼行為，寄生地主制廃止，改憲規定をもっていた。民政局次長ケーディスがマッカーサー草案を執筆した際に，この私案を参考にした点でも注目される。

一方，あいつぐ民主的改革の最中にあって，政党もつぎつぎと結成された。1945(昭和20)年10月から12月には，獄中から釈放された徳田球一(1894～1953)・志賀義雄(1901～1986)らを中心にして**日本共産党**が合法的な活動を開始した。同年11月，戦前の旧無産政党を糾合して**日本社会党**(書記長片山哲)が結成された。また，11月9日，旧立憲政友会系で戦前の翼賛選挙における非推薦議員を中心に**日本自由党**(所属国会議員は43人，総裁鳩山一郎〈1883～1959〉)が結成され，続いて戦前の旧立憲民政党系で，翼賛体制期には大日本政治会に属していた議員を中心として**日本進歩党**(所属衆議院議員273人，総裁町田忠治〈1863～1946〉)が結成された。12月には戦前に産業組合運動に従事していた指導者たちによって，資本主義の修正をめざす中道政党として，**日本協同党**(党首千石興太郎〈1874～1950〉)なども結成された。

政党勢力(1)

衆議院は12月18日に解散されて，各党は1946(昭和21)年1月に予定されていた(実際は4月10日になった)総選挙をめざして活動を開始した。ここで，総司令部は戦前の旧態依然たる議会人が衆議院に復帰することを好まず，保守的とみられた日本進歩党や日本自由党をパージによって弱体化させておこうとして1月4日に**公職追放令**を発した。追放令は1942(昭和17)年の東条内閣の推薦を受けて当選した者をすべて失格としたため，政界は大混乱をきたした。1945(昭和20)年12月，**衆議院議員選挙法**も大幅に改正され，**婦人参政権**も認められ，満20歳以上の男女に選挙権が与えられて，有権者はこれまでの3倍近く，全人口の約50％にまで拡大した。

こうして**新選挙法**による戦後初めての総選挙が，翌年4月に行われた。戦前からの代議士のかなりの部分が公職追放されたので，新人代議士が8割を占め，社会主義政党の進出，39名の女性議員の当選など新鮮味もあった。これらの議員によって，新憲法の審議がなされたのである。

東久邇宮稔彦	皇族	1945.8
幣原喜重郎	貴族院	1945.10
吉田茂①	日本自由党	1946.5
片山哲	日本社会党	1947.6
芦田均	民主党	1948.3
吉田茂②	民主自由党	1948.10
吉田茂③	民主自由党	1949.2
吉田茂④	自由党	1952.10
吉田茂⑤	自由党	1953.5

戦後の内閣表(1)

第一党となった日本自由党の党首は鳩山一郎であったが，選挙後の5月3日，鳩山に対して総司令部から強引な公職追放の覚書が出され，急きょ，前内閣で外相を務めていた**吉田茂**(1878～1968)がこれにかわることになり，1946(昭和21)年5月22日，日本自由党と日本進歩党の連立で**吉田茂内閣**が誕生した❶。

新憲法は手続き上，明治憲法を改正する形をとり，憲法改正草案は，1946(昭和21)年6月8日枢密院で可決され，同月20日第90帝国議会に付議された。議会制度の改正は日本国憲法の制定後になされるべきものであったから，ここでは戦前の制度にしたがって，帝国議会の衆議院と貴族院の審議を経ることになった。草案は8月24日に新しい議員たちによって衆議院で修正可決，10月6日に貴族院でも修正可決された。こうして**日本国憲法**は11月3日公布，1947(昭和22)年5月3日施行された。

参考 **憲法草案の修正**　非公開だった衆議院憲法改正案委員会小委員会の議事速記録が1995(平成6)年9月に公開された。その結果，委員会と小委員会双方の委員長であった**芦田均**(1887～1959)の憲法第9条に関する修正追加の実態が明らかになった。芦田は，9条2項(p.466参照)の冒頭に「前項の目的を達するため」との字句を挿入して修正した。この芦田修正をみた，極東委員会のメンバー国のなかに，こうなると自衛のための軍隊保持が可能になってしまうとの危惧が生まれ，これを受けて，憲法第66条2項の文民(シビリアン)条項の追加が要請されたのである。1996(平成8)年1月，貴族院帝国憲法改正案特別委員会小委員会の審議内容を記録した筆記要旨が公開された。それによって憲法第66条2項の文民条項は，極東委員会から総司令部へ要請があったためであることがわかった。日本国憲法に文民条項が追加されたのは，この貴族院の修正段階だったことがわかる。軍隊をもたないはずの日本に軍人は存在しないのではないか，との建て前からすれば，いかにも奇妙なこの条項が，第9条の芦田修正がらみで追加されたエピソードである。

日本国憲法

マッカーサー草案がそのまま日本国憲法になったわけではなく，政府案の段階で修正されたものや，帝国議会の審議のなかで追加・修正された部分もあった。草案では，国会を一院制としていたものが，日本側の強い希望で二院制になった点，また衆議院修正段階では戦力不保持についての限定(第9条)，国民の生存権(第25条)の追加，貴族院修正段階では文民条項(第66条)の追加があった。

日本国憲法は**主権在民・平和主義・人権尊重**の3つの柱を基本原理とし，天皇を日本国の象徴と位置づけている。**戦争放棄**については第9条で，「国権の発動たる戦争と，武力による威嚇又は武力の行使は，国際紛争を解決する手段としては，永久にこれを放棄する」と規定した。国会は国権の最高機関であると，明確に位置づけた点も注目される。国会は，衆議院と参議院の2院で構成され，内閣総理大臣を指名する権限をもっている。このように，国会とくに衆議院の信任を存立の基礎とする議院内閣制を採用した。また日本国民の基本的人権を，「侵すことのできない永久の権利」と定義し，自由権・平等権・社会権・参政権・請求権を規定しているのも画期的なものであった。

改正された新憲法の施行と同時に，**地方自治法**が1947(昭和22)年公布された。この法律は都道府県知事・市町村長を公選とし，地方の政治や行政は，その地方の住民の意思に基づいて行われることや，地方を国から独立した法人格であることなどを規定した。これは戦前の内務省時代のような，官の任命による知事(官僚)とはまったく異なる制度となり，この年の末には内務省も旧警察制度の廃止と同時に解体された。警察法は1947(昭和22)年

❶　背景としては，対日理事会の構成国であるソ連などから総司令部に対して，鳩山への不信任が表明されたためであると伝えられている。

日本国憲法

〔前　文〕日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。……

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。……

第一条　天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第九条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第一一条　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第二五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二八条　勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

末に公布され，1948(昭和23)年3月7日に施行された。それは従来の中央集権的な国家警察の原理を徹底的に改正し，**自治体警察**と**国家警察**の2本立てとしたものだった。

【自治体警察】 自治体警察は，市および人口5000人以上の町村におかれた。市町村長の所轄のもとに，民間人からなる公安委員会をおき，この自治体警察を管理させた。自治体警察は，原理上，中央の国家権力から何らの指揮も受けないことになった。これらの経費は，その自治体が負担することとされていた。しかし，弱小自治体の財政負担が大きかったこと，また政府も警察権の一元化をはかったため，1954(昭和29)年6月新しい**警察法**を定めた。

民法も1947(昭和22)年に大幅に改正され，家中心の戸主制度を廃止し，男女同権の新しい家族制度を定め，戸主の家族員に対する支配権は否定され，家督相続制度にかえて財産の均分相続が認められ，婚姻・家族関係における男性優位の諸規定は廃止された。ただし，個人別ではなく，夫婦とその子を単位とする戸籍制度は存続した。刑事訴訟法も人権尊重を主眼に全面改正され，刑法の一部改正で不敬罪・姦通罪なども廃止された。

経済の民主化

占領期の経済改革は，財閥解体・独占禁止，農地改革，労働改革の3大改革を中心とする占領初期の改革(いわゆる民主化)と，「**経済安定九原則**」および**ドッジ=ライン**を中心とする占領後期の改革(市場経済化)の，性格の異なる2つの改革からなっていた。

まず，占領初期の改革における経済の民主化は，財閥解体・農地改革・労働組合の結成の3本柱で行われた。所有権を否定するほどの厳しさで財閥解体が推進されたのは，「軍国主義の永久排除」というポツダム宣言の基本原則の上に，「経済の非軍事化」がアメリカ

政府の占領政策の主要目標の一つとされていたからである。これらの改革の目的は，戦前の日本資本主義の不当に強い国際競争力を解体することにおかれた。低賃金労働者を大量に生み出す背景としての農村の地主的土地所有制，封建的経営主義を奉ずる家族コンツェルン(財閥)，労働運動を抑圧する体制，これらが日本の軍国主義を支えた経済力の温床だとみなされたからである。

財閥解体

財閥解体を立案したアメリカ側の担当者は，財閥が政治的な面では，軍国主義に対抗する勢力としての中産階級の勃興をおさえる働きをし，経済的な面では，労働者に低賃金を強制して国内市場を狭隘にし，輸出の重要性を高めて帝国主義的侵略への衝動をもたらしたものと考えていた。戦前の財閥の特徴は，同族支配・進出部門の独占・経営の多角化の3点にまとめられる。なかでも同族支配とは，例えば三井の場合であれば，三井本社が会社の株式を保有しており，会社の経営上の主要な問題はすべて本社の許可が必要とされ，各社の重役人事も本社で行われるようなシステムを指す。また，事実，財閥の規模は大きなものであった❶。

1945(昭和20)年11月，総司令部は持株会社解体指令を発し，三井・三菱・住友・安田をはじめとする15財閥の資産の凍結・解体を命令した。これによって，各財閥の本社活動は停止した。翌年8月**持株会社整理委員会**が発足し，持株会社・財閥家族から譲渡された有価証券を一般に売却し，同時に公職追放(経済パージ)も進行し，持株会社を頂点とする株と人による支配は解体された。4大財閥をはじめとする10財閥家族56名は，保有株式を持株会社整理委員会に委譲し，一切の会社役員の地位から離れた。

1947(昭和22)年4月14日の**独占禁止法**，同年12月18日の**過度経済力集中排除法**も，同様の考え方に基づいて制定された。独占禁止法は，将来にわたって独占を禁止する措置であるが，国際的にみて最も厳格な法律といわれたもので，トラストの結成や一切のカルテル行為の禁止はもちろん，国際カルテルへの加入，会社役員の兼務，法人が他の法人の株主になることまで禁止していた。しかし1948(昭和23)年になると，外資導入の妨げになることから，国際カルテルへの加入禁止事項などは緩和された。

過度経済力集中排除法は既存の巨大独占企業を分割する措置であるが，この法律制定の背後にあった発想は，市場における自由競争を確保するために，独占的な企業が存在しないようにすべきだという，かなり理念的なものであった。そのため当初は325社を指定したが，この法の実施期間が占領政策の転換期であったために，実際の分割は，日本製鉄，三菱重工業など11社にとどまった。このときに銀行が当初から分割の対象にされなかったこともあって，のちに旧財閥系の各社は，銀行を中心に新企業集団の形成に向かった。

農地改革

戦前においては，農地の約47%は小作地で，農民の約70%が小作農もしくは自小作農だった。総司令部は細分化された小作地と高い小作料が，戦前の日本を対外侵略に駆り立てたと理解していたが，ポツダム宣言にも「初期の対日方針」にも，農地改革にあたる構想はみあたらない。それは急激な変革が食糧生産に悪影響をおよぼすことを考慮して，明記しなかったといわれている。

❶ 例えば，1937(昭和12)年の時点で，全国の会社の株式のうち，三井が9.5%，三菱が8.3%，住友が5.1%，安田が1.7%と，4大財閥だけで24.6%の株を所有していた。

	第　一　次	第　二　次
不在地主	保有を認めず	保有を認めず
在村地主保有限度	5町歩	内地1町歩 北海道4町歩
自小作地保有限度	な　し	内地3町歩 北海道12町歩
譲渡方法	地主・小作人間の協議	国家の買収・小作人へ売却
農地委員会の構成	地主・自作・小作各5名	地主3・自作2・小作5名
小　作　料	金納。小作人の希望で物納も可	金納。最高限度田25%，畑15%

農地改革の要点

農地改革表（農林省統計調査局資料より）

農地改革指令は1945（昭和20）年12月9日に出され，1946（昭和21）年2月から，農林省によって推進された**第一次農地改革**は，日中戦争下の1938（昭和13）年に制定されていた**農地調整法**の改正（12月29日公布）という形で進行した。この改正で小作料は金納化され，不在地主の全貸付地，平均5町歩を超える在村地主の貸付地を開放の対象としたが，総司令部からは不十分とみなされた。

同年10月から1950（昭和25）年7月まで実行された**第二次農地改革**は，農地調整法の再改正と**自作農創設特別措置法**の制定によって行われた。総司令部はこの案件を対日理事会に付議し，ソ連・イギリスが改革の試案を提出した。総司令部は，イギリス案を骨子とした改革案を日本に提示し，不在地主の全貸付地と都府県平均1町歩（北海道は4町歩）を超える在村地主の貸付地を国家が強制的に買収して，それを小作人へ優先的に売り渡すこととした。こうして，農地調整法に基づき，**農地委員会**が市町村・道府県に設置された。当初は地主的色彩の濃い組織であったが，第二次農地改革に際して，各市町村の農地委員会委員は地主3，自作農2，小作農5の割合で選出されるようになった結果，性格が一変し，改革の実行機関としての性格が付与された。

農地改革の結果，500万町歩の耕地のうち，200万町歩がその所有者をかえ，小作地240万町歩の80%が開放され，自作農が大量に創出された。小作地はわずか10%になった。小作農も5%にまで減少した。地主は小作地を売却しなければならず，地価がもともと低めに設定されていたことに加え，インフレーションの進行によりさらに安いものとなり，農村における地主の社会的地位も下落した。

水稲の10a当りの収穫量は，明治時代初期平均200kg（玄米），昭和戦前期約300kgであったが，1960年代には約400kgに達した。戦前に50年かかって達成した収穫増量を，農地改革の結果，わずか10数年で達成したことになり，その意義の大きさがわかる。こうして，農民の生活水準が上がったために購買力も上昇し，総司令部の思惑どおりに，国内消費市場が拡大することになった。

労働組合の組織化系図

労働組合数と推定組織率（労働省調べより）

労働改革

総司令部は1945（昭和20）年10月11日の五大改革指令で，すでに労働者の団結権の確立を求めていた。日本側の原案に総司令部の若干の修正が加わって，同年12月に**労働組合法**が制定され，団結権・団体交渉権・ストライキ権が保障された。このため組合員は，戦前の最高40万人から，1948（昭和23）年には660万人に増大し，1949（昭和24）年の組織率も56%近くに達した。これらの組合は，戦前の労働総同盟の系譜を引く**日本労働組合総同盟**（総同盟）や日本共産党の影響力が大きかった**全日本産業別労働組合会議**（産別会議）などに組織されて活発な運動を展開した。

労働組合法に続いて1946（昭和21）年9月，**労働関係調整法**が制定された。この法は労使関係が緊迫したような事態に際し，労働組合法によるストライキ権保障を前提として労働争議の予防・解決をはかろうとしたものであった。さらに1947（昭和22）年4月，**労働基準法**が制定され，週48時間労働，女子および年少者の深夜就業禁止など労働条件の最低基準を規定した。以上の3法を合わせて**労働三法**と呼んでいる。また1947（昭和22）年，日本社会党首班の片山哲（1887～1978）内閣のもとで，**労働省**が設立された。

教育改革

教育改革も，五大改革指令で大体の方向が示されており，総司令部のなかでは，**民間情報教育局**（CIE）がこれらの問題を担当した。まず1945（昭和20）年10月，軍国主義的教育が停止され，教科書の軍事関係部分の削除が指令された。ついで好戦的国家主義者や侵略の積極的推進者を教職から追放する**教職追放**が行われた。同年12月には，修身・日本歴史・地理について，旧来の教科書による授業停止命令が出され，新しい教科書の『くにのあゆみ』『日本の歴史』などが急きょ編纂され，『あたらしい憲法のはなし』も刊行された。日本史の教科書として刊行された『くにのあゆみ』は，建国神話からではなく，石器時代の考古学的記述から始まるものであった。地理は1946（昭和21）年6月29日から，歴史は10月21日から授業が再開された。これらの措置を踏まえたうえで，翌1947（昭和22）年9月からは**社会科**という新科目がスタートし，新時代の公民育成がめざされた。

戦前・戦後の学制の比較

くにのあゆみ上(左)と下(右)

アメリカからは，ニューヨーク州の教育長官に就任していた人物を団長とする教育使節団が1946(昭和21)年3月5日から4月1日まで来日し，教育行政については，都道府県と市町村に公選の教育委員会をおくこと，義務教育で六・三制をとることなどの教育改革を勧告した。

これに基づいて，1947(昭和22)年3月31日，民主主義的教育理念を明示し，教育の機会均等，9年間の義務教育，男女共学などをうたった**教育基本法**が公布・施行された。同時に制定された**学校教育法**は教育基本法の理念を具体化し，**六・三・三・四制**の単線型学校体系を規定して4月から新学制が発足した。また教育の地方分権をめざし，1948(昭和23)年7月に**教育委員会法**を公布し，公選制の教育委員会を都道府県・市町村に設置することになった。

【教育勅語の失効】　教育制度の民主的な改革の結果，教育勅語や修身・軍事教練に象徴される戦前の教育の諸要素は一掃された。そのなかでも，教育勅語については格別のものがあったようだ。妹尾河童『少年H』上巻(講談社，1997年)148頁の記述を引いておこう。

「祝日や記念日は一年のうち十四日もあったが，学校が丸ごと休みになる日は少なく，紀元節(二月十一日)，春季皇霊祭(三月の春分の日)，天長節(四月二十九日)，明治節(十一月三日)などには，教育勅語が読まれ，その式典の間ずっと直立不動の姿勢で立っていなくてはならなかった。祝日嫌いはHだけではなく，どの生徒も式は苦手だった。校長先生が巻物になっている教育勅語を恭しく読む間は，全員頭を下げた姿勢で，三分間ほど絶対に動いてはいけないことになっていた。それが特に苦痛であった。」

占領初期の社会と政治

空襲による戦災，軍需産業の崩壊などにより経済機能が麻痺したなかで，軍人の**復員**，海外居留民の**引揚げ**により人口が急増した。そして米の記録的な凶作❶もあって，生活物資は極度に不足した。海外から復員すべき軍人は約350万人と見積もられ，軍需工場の労働者が約400万人，引揚げ者が約280万人，その他を加えると，失業者は全体で約1400万人にのぼるとみられていた。

そのうえ，人々は農村へ買い出しに出かけ，各地に**闇市**が生まれ，悪性のインフレが進行していた。戦争終結とともに，臨時軍事費での支払い分が決済されたことや預貯金引き出しによる換物行動が激化したことなどのために，市場への通貨供給量が急に増えており，1945(昭和20)年11月から，生活物資を中心とする物価が急速に上昇し始めた。

❶　1945年の米作は587万t，1940～44年の平均米作は911万tであった。

品　名	数　量	価　格	基準価格
		円　銭	円　銭
白　米	1升	70.00	0.53
みそ	1貫目	40.00	2.00
醬　油	2リットル	60.00	1.32
砂　糖	1貫目	1,000.00	3.79
塩	1貫目	40.00	2.00
ナタネ油	1斗	2,000.00	26.80
牛　肉	100匁	22.00	3.00
鶏　卵	100匁	21.00	1.82
生サバ	100匁	20.00	0.34
煮干し	100匁	23.00	1.13
さつまいも	1貫目	50.00	1.20
大　根	1貫目	3.00	0.06
ごぼう	1貫目	10.00	1.70
りんご	100匁	13.00	0.36
煎　茶	100匁	20.00	3.30
ふかしいも	100匁	10.00	0.08
水あめ	1貫目	10.00	3.40
清酒2級	1升	350.00	8.00
ビール	大びん1本	20.00	2.85

闇市場の値段　警視庁経済第3課調べで，1945年10月のもの。(神田文人『昭和の歴史』8，p160頁より)

一方，エネルギー供給という点では，石炭生産の落ち込みが目立った。そもそも戦時の増産に従事させられていたのは，朝鮮半島や中国から強制的に連行されたり，捕虜として連れて来られたり，半強制的に募集された人々が多かった。日本の敗戦とともに，これらの人々を迅速に本国に帰すことが，総司令部の考えであったから，労働力のかなりの部分がなくなったこともあり，石炭生産が減少したのである。

【復員と引揚げ】　敗戦時，海外にいた軍人は約310万人といわれ，民間邦人・居留民も約320万人いた。このようなぼう大な数の日本人が，一夜のうちに俘虜・難民と化したが，国内の船舶はほとんど撃沈され，運航のための満足な燃料もない，という状態におかれた。内地の国民生活も苦しかったので，日本政府は8月末の時点では，外地民間人の帰還をあきらめ，現地定着を方針としたこともあった。しかし，軍人の復員・民間人の引揚げは1945(昭和20)年11月ころから軌道に乗り，4年後の1949(昭和24)年12月末までに，9割強の人々が帰還を果たした。ソ連軍管轄下(満州・北緯38度以北の朝鮮・樺太・千島)では抑留・強制労働などが行われ，ソ連からの引揚げは1957(昭和32)年ころまでかかったことは無視できないが，中国管轄下(旧満州を除く中国，台湾，北緯16度以北の仏領インドシナ)からの帰還者の一定地点への集結から帰国までの死亡率が，5％にとどまったことは，日本軍の戦時中の行いを思うとき，驚きを禁じえない。1946(昭和21)年5月までに中国から帰国した軍人と民間人は，累計で166万人を超え，8割を超える人々が帰還できた。

こうしたなかで，幣原内閣はインフレをおさえるために，国民の手持ちの現金を全部預金させ(預金封鎖)，新円を発行して，1世帯当り500円だけを現金で渡すことにして引き出しを制限すれば，通貨をいっきょに収縮させることができると考えた。これが，1946(昭和21)年2月の**金融緊急措置令**であるが，効果は長続きしなかった。

金解禁の際，新平価解禁を唱えて井上準之助蔵相の旧平価解禁方針に反対し，また戦前期にあって満州放棄を唱えた自由主義的なエコノミスト石橋湛山(1884～1973)が，1946(昭和21)年吉田内閣の蔵相に就任した。石橋は，設備や人が余っているならば，大胆に資金を散布して生産を刺激するべきだと考え，国立の銀行の一種として1947(昭和22)年1月，**復興金融金庫**(復金)を創設し，重要な産業(石炭・電力・海運)に資金を供給し始めた。このように復金が設備復興に果たした役割は大きかった。

頭を抱え込む伊井議長　1月31日午後，マッカーサーの命令により二・一ストの中止が決まった。伊井議長は一歩後退二歩前進と訴えた。

戦後の経済界の動き(『本邦経済統計』より)

有沢広巳(1896～1988)・大来佐武郎(1914～　)らからなる吉田首相の私的諮問機関であった「石炭小委員会」は，復金の融資を最優先でまわして，総司令部に認められた輸入重油を使って鉄鋼生産を行い，増産されたこの鋼材を炭鉱に投入し，そうして増産された石炭をまた今度は鉄鋼業にまわすという構想を準備し，3000万tの石炭生産を目標にかかげた。これは**傾斜生産方式**と呼ばれ，1947(昭和22)年6月に成立した日本社会党の片山内閣のもとで実行され，翌48(昭和23)年3月に成立した芦田均(1887～1959)内閣でも受け継がれた。こうして石炭産業は1947(昭和22)年下半期には目標通りの出炭が可能となり，生産再開の起動力となったが，一方では巨額の融資がインフレ(復金インフレ)を助長した。

この間，労働組合は急速に組織され，一方で国民生活は苦境に立たされていたので，この時期の労働組合運動は激しかった。日本共産党と産別会議の指導のもとに，1947(昭和22)年2月1日午前0時を期して，全国いっせいに鉄道も電気も止めて，公務員も含めたゼネラル・ストライキが計画された。主体となったのは，国鉄・全逓(全逓信従業員組合)の二大単組を有する全官公労共同闘争委員会(議長伊井弥四郎)だった。

共闘側の要求は月収1800円ということであったが，政府は1200円の線をゆずらず，調停も失敗して，ストは不可避かと思われた。食糧の遅配が深刻な問題となっていただけに，国鉄がストに突入し，都会に食糧が入ってこなくなるだけでも，深刻な事態が予想された。日本共産党はある時期までは，ストライキから革命的情勢へ導けるように，ストを指導していた形跡がある。しかし，スト突入前日の1月31日のマッカーサーの中止命令によって，**二・一ゼネスト**は中止された。

1947(昭和22)年2月，マッカーサーが吉田首相に対して，議会終了後に総選挙を行うべきであると示唆したことをきっかけとして，政界再編が進んだ。日本進歩党の構成メンバー全員と，日本自由党から芦田均ら9名と国民協同党から15名の参加者を加えて，民主党が選挙直前に結成され，最高総務委員に斎藤隆夫(1870～1949)・芦田均・犬養健(1896～1960)らが就任した。解散直前には，この民主党が衆議院で第一党となっていた。

ところが4月25日の衆議院議員選挙の結果は，社会143，自由131，民主124で，3党が伯仲することになった。その結果，5月23日，新憲法下最初の首班指名選挙で，衆参両

経済安定本部　1946(昭和21)年8月12日，経済安定本部が発足。戦後の経済復興の中枢となる。

片山内閣　1947(昭和22)年6月1日，片山内閣が成立。片山首相(前列中央)の左が西尾末広長官，右が芦田均外相(民主党)，2列目右端が三木武夫逓信相(国民協同党)。

院はほぼ満場一致で，社会党委員長**片山哲**を首相に選出した。社会党の片山は，社会党・民主党・国民協同党を支持基盤として連立内閣を組織した。中道政権の成立を望んでいた総司令部としても，「日本の内政が『中道』を歩んでいる」ことの証であるとして，内閣の誕生を祝した。

社会党内閣の成立によって，石炭産業をはじめとする重要産業の国家管理論が盛んとなった。片山は前内閣の政策を受け継いで傾斜生産方式を柱に，「経済緊急政策」とその核をなす新物価体系の設定によって経済再建に取り組んだ。

しかし社会党左派が造反したことによって，片山は1948(昭和23)年2月に総辞職し，あとを受けて，3月民主党の芦田均が，民主党・社会党・国民協同党の連立内閣を組織した。民主党は修正資本主義をかかげ，自由党の「左」・社会党の「右」に位置することを目指し，自由党と絶縁する姿勢をみせた。一方，アメリカの対日政策にも変化のきざしが見えてきた。7月22日，マッカーサーは芦田首相に書簡を送り，**政令201号**(ポツダム政令の形)を発し，すべての公務員の争議行為を禁止し，団体交渉権を厳しく制限した。政令201号は同年末，**国家公務員法改定**によって，国内法化された。

内閣は8カ月余りしか続かなかった。大手化学肥料メーカーの昭和電工は，復興金融金庫(復金)から30億円におよぶ融資を受けていたが，融資を拡大するために3000万円の金品を政界・官界にばらまいたとされたことから，広く政界や総司令部を巻き込む刑事事件(昭電疑獄事件)に発展し，内閣は倒壊した。

2．冷戦の開始と講和

冷戦の開始

1945（昭和20）年10月，51カ国の参加で**国際連合**が創設された。ドイツ・イタリア・日本などの枢軸国に対する戦いに勝利した諸国を中心にして結成されたものだった。しかし，第二次世界大戦を原子爆弾の威力によって終結させたアメリカの力が，絶対的なものとなっていることも明らかであった。一方，ソ連もヨーロッパにおいてドイツの猛攻を多大な犠牲者を出して食い止めた実績により，ドイツの敗退後の空白となった東ヨーロッパ地域に影響力を伸ばし始めていた。こうして，大戦後の国際秩序をどのように形成するかをめぐって，アメリカとソ連が，激しく対立するようになった。

1946年3月のチャーチル前英国首相の「**鉄のカーテン**」演説は，ヨーロッパにおける東西対立の顕在化を象徴したものだった。アメリカにおいても，1947年3月トルーマン大統領により，反共演説（**トルーマン＝ドクトリン**）がなされた。このような，英米側にみられる姿勢を，ソ連封じ込め政策と呼んでいる。アメリカはギリシア・トルコへの緊急援助に端を発し，さらに西ヨーロッパの復興援助計画である**マーシャル＝プラン**（1948年）を進めることによって，ヨーロッパにおける共産主義勢力との対決姿勢を明確にした。さらに1949年には，アメリカと西ヨーロッパの共同防衛機構である**北大西洋条約機構**（**NATO**）が結成された。

一方，ソ連は1947年9月，ソ連と東ヨーロッパ共産党の連絡組織である欧州諸国共産党-労働者党情報局（**コミンフォルム**）を結成し，さらに東欧諸国との間の相互援助条約の締結や原爆実験の成功（1949年）によって，西側への対決姿勢を明確にした。こうしたなかで，1948年にソ連がベルリン封鎖を行ったのに対し，それに対抗して西側諸国もベルリンへ空輸を行うなどドイツ分断が決定的となった。1949年5月には米・英・仏が管理するドイツ連邦共和国（西ドイツ），10月にはソ連が管理するドイツ民主共和国（東ドイツ）がそれぞれ成立した。このようなヨーロッパにおける緊張は，「**冷たい戦争**」と呼ばれた。

アジアの情勢も冷戦の方向で固まりつつあった。中国の国共内戦は，共産党の優位が1948年後半に明らかになりつつあり，1949年10月**毛沢東**（1893～1976）を主席として，**中華人民共和国**が成立した。蔣介石の国民党は台湾に逃れ，中華民国政府を存続させた。朝鮮半島は，戦後北緯38度を境にソ連とアメリカに分割占領されていた。戦後初期にあった統一独立案は放棄され，1948年8月，北緯38度線以南に韓国（**大韓民国**）が成立し，同年9月北緯38度線以北に，北朝鮮（**朝鮮民主主義人民共和国**）が樹立された。

西側（自由主義陣営）		東側（社会主義陣営）	
米州機構（OAS）	1948～	欧州諸国共産党-労働者党情報局（コミンフォルム）	1947～56
北大西洋条約機構（NATO）	1949～	中ソ友好同盟相互援助条約	1950～80
日米安全保障条約（安保条約）	1951～60		
日米相互協力及び安全保障条約（新安保条約）	1960～		
米比相互防衛条約	1951～		
太平洋相互安全保障条約（ANZUS）	1951～60		
米韓相互防衛条約	1953～		
日米相互防衛援助協定（MSA 協定）	1954～		
東南アジア防衛条約機構（SEATO）	1954～77	東欧8カ国友好協力相互援助条約（ワルシャワ条約機構）	1955～91
米華（台）相互防衛条約	1954～79		
西ドイツのNATO加盟	1955	ソ連・朝鮮，中国・朝鮮友好相互援助条約	1961～
中央条約機構（CENTO）	1959～79		

二大陣営の主な政治・軍事機構（数字は成立～解体年）

年	国名
1945	インドネシア共和国（蘭）
	ヴェトナム民主共和国〔北ヴェトナム〕（仏）
46	フィリピン共和国（米）
47	インド連邦（英）
	パキスタン＝イスラム共和国（英）
48	ビルマ連邦〔現，ミャンマー〕（英）
	セイロン〔現，スリランカ〕（英）
	大韓民国（日）
	朝鮮民主主義人民共和国（日）
49	中華人民共和国
	ヴェトナム国〔南ヴェトナム〕（仏）
	ラオス王国（仏）
53	カンボジア王国（仏）
57	マラヤ連邦〔現，マレーシア〕（英）
65	シンガポール共和国（マレーシアより分離独立）
71	バングラデシュ人民共和国（パキスタンより分離独立）
76	ヴェトナム社会主義共和国（南北ヴェトナムを統一）

戦後アジアの独立国（　）内は旧宗主国など

アメリカの対日政策の転換

マーシャル＝プランの実行に力をつくしたアメリカ国務省政策企画室長ジョージ＝ケナン（Kennan，1904～　）は，1947（昭和22）年半ばから，アジア情勢の分析を行った結果，極東における米ソの対立の鍵として，日本の経済的復興がアメリカにとって重要であると論じるようになった。

また，アメリカ陸軍省の対日政策の担当者であったドレーパーは，過度経済力集中排除法の実施過程のチェックを行った結果，民主化政策に行き過ぎがあると判断した。さらに議会の多数を占めていた共和党は，日本への援助である**ガリオア資金**（米軍占領地域救済資金）・**エロア資金**（占領地域経済復興援助資金）などが，アメリカ納税者の負担でなされていることを問題にし，日本を早く復興させるべきだと考えていた。こうして，アメリカ国内の意見が日本の復興へと一致し始めた。

1948（昭和23）年10月，アメリカの国家安全保障委員会の決定として「米国の対日政策に関する勧告」が極秘に採択された。これは，芦田内閣が崩壊し，第2次吉田内閣が成立するのと，ほぼ時期を同じくしていた。その内容は，占領軍の権限を日本政府に徐々に委譲して，日本を友好国として育成し，さらに経済復興のための制約をできるだけ排除して復興を速やかにするというものだった。冷戦の時代を反映して，アメリカは占領政策の目的を，「非軍事化」から「経済復興」に転換させ，経済政策でいえば，占領後期の改革（市場経済化）へ移行したのである。

この決定を具体化したものの一つが，1948（昭和23）年にワシントンで採択された**経済安定九原則**だった。そしてこの政策を実行するために，デトロイト銀行頭取で，自由主義経済の信奉者であったドッジ（Dodge，1890～1964）が，トルーマン大統領の特使として，公使兼GHQ財政顧問の資格で来日することになった。このような肩書をもつドッジの方針に対しては，総司令部といえども反対することはなかなか難しかった。

経済安定九原則のうち，(1)総予算の均衡，(2)徴税計画の促進強化，(3)金融機関貸出し拡張の厳重な制限，の3点は財政の均衡と信用の制限をはかるものとみられ，残りの(4)賃金の安定計画の立案，(5)物価統制の強化，(6)貿易と為替統制の強化，(7)輸出向け資材配給制度の効率化，(8)国産原料，製品の増産，(9)食糧集荷の効率化の6点は，一種の統制強化をうたっている。この九原則によって緊縮財政を行い，インフレーションをいっきょにおさ

項目	1948年	1949年			1950年	
歳入		政府案	GHQ案	当初予算	△シャウプ勧告	当初予算
租税及び印紙収入	3,161	4,123	5,146	5,147	4,560	4,446
所得税	1,835	2,286	3,100	3,102	2,880	2,487
法人税	180	※256	※256	273	350	386
酒税	458	599	650	650	800	1,030
取引高税	214	0	451	451	—	—
富裕税	—	—	—	—	20	20
再評価税	—	—	—	—	—	159
専売益金	944	1,150	1,200	1,210	—	1,210
合計	4,731	5,721	7,035	7,049	—	6,614
歳出						
終戦処理費	1,070	1,100	1,253	1,252		1,091
公共事業費	495	750	500	519		990
失業対策費	＊＊(0.6)	150	0	8		41
地方配付税配付金	493	710	577	577		1,050
価格調整費	625	700	1,987	2,022		900
合計	4,731	5,782	7,030	7,047		6,614

一般会計歳出入主要費目の変遷（単位億円）

〔注〕無印は『昭和財政史5』，※印は『昭和財政史3』，△印は『昭和財政史8』，＊＊印は『国の予算　昭和24年度』（ただし公共事業費に含まれる）より作成。（出典　神田文人『昭和の歴史8』小学館，1989年，340頁より）

えて，国内経済をそのまま国際経済に結びつけること，つまり単一為替相場設定へ向かうことがめざされた。ドッジは，基本的には最初の3項目を実現して統制を撤廃し，自由経済を復活させて，単一為替相場をつくろうとしていたと考えられる。

ときの第2次吉田内閣は，少数派単独内閣だったため短命が予想されたが，1949(昭和24)年1月の総選挙の結果，民主自由党は絶対多数の議席を獲得して，**第3次吉田内閣**が成立した。民主自由党を与党とする内閣は，保守結集をめざして民主党とも連立をはかった。同年2月に来日した，ドッジの経済安定政策である**ドッジ＝ライン**に基づいた超均衡予算が組まれるのはこのころのことである。

ドッジが日本政府に要求したのは，(1)国内総需要を抑制して輸出を拡大させる，(2)単一為替レート設定・補助金廃止によって市場メカニズムを回復させ合理化を促進する，(3)政府貯蓄と対日援助で民間投資資金を供給し，生産を拡大させるという3点で，日本経済の復興・安定・自立を達成することをめざした。長い間の国家統制に慣れた企業は，ある意味ではドッジに冷水をあびせられた結果，ようやく自力で合理化を行い，国際競争力をつけていく必要性を認識し始めた。1949(昭和24)年4月には1ドル＝360円という**単一為替レート**が設定された。

続いて5月にアメリカのコロンビア大学の財政学者であった**シャウプ**(Shoup，1902～　)を団長とする税制の専門家が来日し，日本の税制についての勧告書(**シャウプ勧告**)を作成した。それはドッジ＝ラインに基づく財政運営を税制面から裏づける意味があり，直接税中心主義を採用して所得税については累進性を高めるとの発想を導入したが，資本蓄積のために法人税は優偶されたものとなった。

この間，国務省政策確定部長になっていたケナンは，ワシントンと総司令部の意志疎通

をはかるために，1948(昭和23)年3月に来日した。マッカーサーの現状認識も反映させて，ケナンは対日政策についての報告書をアメリカ政府に提出し，10月大統領の決裁を得た。報告書では占領政策の重点を改革から経済復興に移すこと，追放を緩和し，遠からず中止すること，占領軍経費を縮小すること，賠償を漸次中止すること，講和条約締結を急がぬこと，講和条約は懲罰的であってはならないこと，沖縄については長期駐留を決意すること，日本の警察力を強化すること，などが提言された。

このような方策によって，1948(昭和23)年下半期から鈍化していた物価上昇は確実に安定化した。一方，金詰まり，中小企業の倒産，失業の増加など，不況が深刻化(安定恐慌)する現象もみられた。とくに，国鉄の人員整理をめぐる紛争が激化するなかで，1949(昭和24)年7月から8月にかけて，**下山・三鷹・松川事件**が連続的に発生した。下山事件は，下山定則(1901～1949)国鉄総裁が怪死し，三鷹事件では無人電車が暴走し，松川事件では進行妨害により列車が転覆した。当時，これらの怪事件は国鉄労働組合・日本共産党によるものと発表され，労働側は大きな打撃を受けた。

朝鮮戦争の勃発と特需

このような不況の最中におこったのが，**朝鮮戦争**であった。1950(昭和25)年1月，アメリカと韓国とは**米韓相互防衛援助協定**を，同年2月に中華人民共和国とソ連とが**中ソ友好同盟相互援助条約**を締結し，米ソは厳しく対峙していた。

1950年6月25日，北朝鮮(**朝鮮民主主義人民共和国**)からの攻撃によって，北朝鮮軍と韓国軍との間に戦闘が始まった。北朝鮮軍はソ連の全面的援助を背景に飛行機・戦車などを駆使して韓国軍を撃破し，ソウルを占拠した。7月には北朝鮮軍と韓国軍を助けるアメリカ軍＝国連軍との戦闘に発展した。これは，6月に緊急招集された国連安全保障理事会がソ連代表欠席のまま，朝鮮半島における国連軍の指揮をアメリカに委ねる決定を行なったためである。

マッカーサーは，指揮下の軍隊を朝鮮半島で使用する全面的権限を国連から与えられ，国連軍の最高司令官も兼ねることになった。9月15日，国連軍は仁川(インチョン)に上陸し，これによって北朝鮮軍は退路を断たれて敗走し，2週間後には，国連軍はソウルと南朝鮮の全域を確保した。勢いに乗った国連軍は，北緯38度線を越え，北朝鮮の解放までも目標とするよ

朝鮮戦争　はじめ戦況は北に有利で，米軍主体の国連軍は半島南端の釜山近辺を確保するだけであった。右は態勢を挽回してソウルに進撃する国連軍の様子。左は破損した米軍機を岐阜の川崎航空機工場で修理している様子。

うになった。しかし，10月には北朝鮮側に，鴨緑江を越えて中国人民義勇軍が参戦して戦争は拡大し，国連軍の進撃は中共軍によって，押しもどされた。

マッカーサーは強気で，国連軍による中国沿岸の封鎖，中国本土爆撃を考えていたが，全面戦争へ発展する危険を察知したトルーマン大統領によって，1951年4月にマッカーサーは突然解任され，同年7月からソ連の提案により板門店(パンムンジョム)で休戦会議が始まり，1953年7月に**休戦協定**が締結された。

朝鮮戦争で日本経済は息を吹き返した。アメリカ軍を主体とする国連軍が日本から出動する際に，多くの物資とサービスをドルで調達し，いわゆる**特需**(特別需要)**景気**がおこったからである❶。特需がドルで支払われたことの意味は大きく，これまで外貨不足のために必要物資が十分に輸入できなかった時期だけに，ドル収入をもたらす特需の効果は絶大であった。また，このころ世界景気も好況に転じており，日本からの繊維品・金属・機械などの輸出が伸びていった。こうして1951(昭和26)年には，鉱工業生産が戦前水準を超えることになった。

朝鮮半島で戦争が勃発したため，アメリカ軍が日本から出動する事態となったことは前述した。在日アメリカ軍の空白を埋めるために，7月8日，マッカーサーは吉田首相宛の書簡で，国家警察予備隊の創設(7万5000人)と海上保安庁の拡充(8000人増員)を指令した。第3次吉田内閣はこれに応じて，8月1日**警察予備隊令**を公布・施行して，8月23日には第1陣の7000人が入隊した。

総司令部はまた，戦争直前の1950(昭和25)年6月，日本共産党中央委員24名を追放し，機関紙『アカハタ』の発行を停止するとともに，同年7月，官公庁をはじめ多くの職場で共産主義者を追放した(**レッド＝パージ**)。逆に11月には，旧軍人3250人の公職追放解除が行われ，警察予備隊に旧軍人が応募することも許されるようになった。

講和条約の締結

吉田首相は，講和問題の核心がアメリカ軍基地問題であることを見抜いていた。そこで，日本側からアメリカ軍駐留を希望するという形で，基地の存続を認める方針を固めていった。また朝鮮戦争の勃発によって，アメリカ軍駐留の存続は日本国民の合意を得やすい問題となっていた。

一方，アメリカはこれ以上講和を延期させれば，アメリカが日本の植民地化をねらっているという共産主義陣営の主張を裏づけることになってしまうと考え，日本を自由主義世界の一員として迎え，講和締結の方針を決意した。しかし，当時は日本への宥和的な講和に反対する声も多く，日本の経済的復活を危惧する国も多かったため，アメリカが中心となって，国連総会に参集した各国代表を説得し，講和条約調印の準備が進められた。

こうして，1951年9月4日から開催された**サンフランシスコ講和会議**には，52カ国が参加したが，紛糾を避けるために中華人民共和国と中華民国は招かれなかった。インド・ビルマ(現，ミャンマー)は条約案への不満から出席しなかった。9月8日，共産圏のソ連・ポーランド・チェコスロヴァキアの3国を除く48カ国と日本とが対日平和条約(**サンフランシスコ平和条約**)に調印した。翌52年4月28日，対日平和条約が発効し，7年に及んだ

❶　特需第1年目と第2年目には各々3億ドル，第3年目には5億ドルが日本に流れ込んだ。日本経済は1949(昭和24)年の輸出が5億ドル，輸入が9億ドルで4億ドルの赤字であったが，1950(昭和25)年には輸出が8億ドル台，51年には13億ドルに増加した。

サンフランシスコ平和条約

第一条(a)　日本国と各連合国との間の戦争状態は，第二十三条の定めるところによりこの条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。

第三条　日本国は，北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島……を含む)，孀婦岩の南の南方諸島(小笠原群島……を含む)並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。

第六条(a)　連合国のすべての占領軍は，この条約の効力発生の後なるべくすみやかに……日本国から撤退しなければならない。但し，この規定は，……協定に基く，……外国軍隊の日本国の領域における駐とん又は駐留を妨げるものではない。

(『日本外交主要文書・年表』)

平和条約の規定による日本領土

連合国による日本占領は終了した❶。

この間，南原繁(1889～1974)・大内兵衛(1888～1980)らの知識人層，日本社会党，日本共産党などは，この講和は西側諸国とだけの「単独」講和であり，ソ連・中華人民共和国を含むすべての交戦国との全面講和をめざすべきであると主張した。社会党ではこの講和問題をめぐって，右派は講和条約には賛成だが安保条約には反対し，左派は講和条約・安保条約ともに反対して党内対立が激化し，左右両派に分裂した。

平和条約とともに**日米安全保障条約**(安保条約)も9月8日に調印された。これによって，日本へのアメリカ軍駐留が決定されたが，アメリカ軍は日本に対する防衛義務を負ってはおらず，また条約の期限も明記されていなかった。これを機に，アメリカ軍は占領軍という名称から，**駐留軍**と呼ばれるようになった。この条約に基づいて1952(昭和27)年2月には，**日米行政協定**❷が締結され，日本はアメリカ駐留軍に**基地**(施設・区域)を提供し，駐留費用を分担することになった。

その後，日本は1952(昭和27)年4月中華民国，同年6月インド，1954(昭和29)年ビルマとそれぞれ平和条約を結んだ。これらの平和条約締結により多くの国は賠償請求権を放棄したが，日本はフィリピン・インドネシア・ビルマ・南ヴェトナムに対しては賠償を支払った。

参考　**アジア諸国に対する賠償**　平和条約第14条には「日本国は，戦争中に生じさせた損害及苦痛に対して，連合国に賠償を支払うべきことが承認される」と記されていた。日

❶　南西諸島・小笠原諸島は，アメリカによる信託統治が予定されていたが，アメリカはこれを国際連合に提案せずに施政権下においた。奄美諸島は1953(昭和28)年に日本に返還された。

❷　アメリカ軍人の刑事裁判上の特権，基地の無償提供，防衛分担金などの支払いが規定されている。

ビルマ賠償　ビルマとの賠償協定は1954(昭和29)年11月5日調印された。写真は仮調印で握手する様子(1955年)。

フィリピン賠償　フィリピンとの賠償協定は1956(昭和31)年5月9日調印された。写真は書簡を交換するフィリピン団長と高木賠償部長(1956年11月30日，外務省にて)。

本の経済が賠償支払いによって脆弱になることを恐れたアメリカの方針もあり，大部分の賠償請求権は放棄された。基本的に日本が戦前期に所有していた在外資産(中国地域153億ドル，朝鮮52億ドル，樺太4億ドルと見積られていた)を現物で提供したことが，最大の賠償支払いとなった。個別の交渉では，ビルマに2億ドル，フィリピンに8億ドル，インドネシアに約6億ドル，南ヴェトナムには発電所の資金供与として，賠償金4000万ドルを支払っている。韓国には，連合国ではなかったので，日本の植民地支配に対する対日請求権という形で，無償経済協力3億ドル，低利借款2億ドル，民間借款3億ドルを行った。タイは連合国ではなかったが，円清算不足として54億円に相当するポンドを支払った。フランスにも，フランス領インドシナにおける円清算不足金として15億円相当のポンドを支払った。このほか，シンガポール・マレーシア・モンゴル・イギリス・オランダなど，連合国捕虜への補償がなされたが，非調印国への賠償問題は将来的な問題として残された。

第12章　55年体制と高度成長

1．55年体制の確立

二極構造の世界

米ソ2大陣営の冷戦は，朝鮮戦争のように局地的な「熱戦」に転化しつつ激化した。米ソは原爆から水爆へ，さらにそれらの核兵器を遠方に射ち込む大陸間弾道ミサイル(ICBM)へと，とめどない軍備拡大競争にのめり込んだ❶。

しかし，核対決の手詰まりのなかで，1950年代半ばから東西対立を緩和する動きが生まれた(「**雪どけ**」)。ソ連では1953年に独裁者スターリンが死亡したあと，フルシチョフ(Хрущёв，1894～1971)が**東西平和共存路線**を打ち出し，1959年に訪米して，アイゼンハウアー(Eisenhower，1890～1969)大統領と首脳会談を行った。

一方この時期は，ソ連によるキューバへのミサイル基地建設に対して，アメリカがキューバを海上封鎖するという，**キューバ危機**がおこっていた(1962年10月)。米ソは核戦争の一歩手前までいったが，米ソ両国の保有する核兵器を使用すれば，相手国だけでなく地球全体を破壊することになるという事実がわかったため，米ソとも核兵器を使用しないという認識が生まれた。このような認識によって，1963年の**部分的核実験停止条約**や，1968年の**核兵器拡散防止条約**が締結されてゆくことになった。さらに1960年代には両陣営内の関係も複雑化し，米ソの圧倒的地位に陰りが見えるようになった。

西欧諸国は対米依存のもとで復興を進めていたが，**ヨーロッパ経済共同体**(**EEC**，1957年)につぐ**ヨーロッパ共同体**(**EC**，1967年)の結成により，経済統合を進めて自立をはかった。また，ド＝ゴール(De Gaulle，1890～1970)大統領のフランスは独自の外交を展開し，西ドイツや日本は驚異的な経済成長をとげてアメリカの産業を脅かすまでになった。

東側では**中ソ対立**が表面化した。中国は1964年に核実験を成功させ，1966年には毛沢東が中国独自の社会主義の建設をめざす「**文化大革命**」を開始した。また1968年にはチェコスロヴァキアで独自の民主化の動きが推進されたが，介入したソ連軍によって押しつぶされた❷。

アジア地域では，1955年に中国・インドが中心となり**アジア＝アフリカ会議**(バンドン会議)を開催し❸，新興独立国

地域＼年代	1945	1955	1960	1970	1980	1990	1995
アジア	9	21	23	29	36	36	44
アフリカ	4	5	26	42	51	52	52
ヨーロッパ	14	26	26	27	29	29	44
南北アメリカ	22	22	22	26	32	35	35
オセアニア	2	2	2	3	6	7	10
計	51	76	99	127	154	159	185

地域別国連加盟国数の変遷

❶　ソ連の人工衛星スプートニクの打ち上げ(1957年)，アメリカの宇宙船アポロ11号による人類初の月面着陸(1969年)など，米ソの競争は宇宙をめぐっても展開された。

❷　東欧では，1956年にハンガリーでソ連の抑圧に反対する暴動(ハンガリー暴動)が生じていた。

❸　中国とインドは前年の周恩来・ネルー会談で，両国友好の基礎として「平和五原則」を確認しており，これを基礎にバンドン会議では，平和共存・反植民地主義をうたった「平和十原則」が決議された。

家群に対して，東西対立の局外に立つ第三勢力として結集を呼びかけ，1960年代にはアジア・アフリカ諸国が国連の過半を占めるようになった。

ヴェトナムではフランスの植民地支配からの独立運動が続いていたが(**インドシナ戦争**)，1954年のインドシナ休戦協定によってフランス軍は撤退した❶。しかし，南北分断のもとでなおも内戦の続くヴェトナムに対して，アメリカが，1965年から北ヴェトナムへの爆撃(**北爆**)を含む大規模な軍事介入を始め，北ヴェトナムは中ソの援助を得て徹底抗戦した(**ヴェトナム戦争**)。

吉田政権の退陣

吉田茂は第2次内閣から第5次内閣までを通算すれば，1948(昭和23)年10月から1954(昭和29)年12月まで6年以上政権を担当したことになる。第3次吉田内閣の1952(昭和27)年4月28日，**サンフランシスコ平和条約**が発効して日本は独立を回復した。

アメリカは吉田内閣に再軍備を求め，これを受けて，**海上警備隊**も新設され，警察予備隊が**保安隊**に改組された。5月1日の第23回メーデーでは，皇居前広場に集まったデモ隊が警官隊と乱闘をおこし，2人が射殺され，1230人が検挙される**メーデー事件**❷に発展した。これに対して吉田内閣は講和・独立によって，占領期の諸法令が失効するのに対応して7月，**破壊活動防止法**を公布・施行した。これは「暴力主義的破壊活動」の規制を目的とした治安立法で，調査機関として**公安調査庁**を設置した。立法の過程で，治安維持法の再来を危惧する反対運動が広がった。

政党勢力(2)

このころ追放解除によって，戦前の党人である**鳩山一郎**や，占領軍の経済政策と意見を異にしていた**石橋湛山**らが続々と政治の舞台に復帰してきた。もともと吉田が党首となったのは，鳩山の追放という偶発事に応じたものだったので，鳩山に政権を渡すべきであるとの意見が，自由党内におこってきた。8月6日に追放解除になった鳩山一郎は，自由党のなかで鳩山派を率い，吉田派と伯仲するまでの勢いになってきた。そこで吉田は8月28日衆議院を抜き打ち的に解散し，10月に総選挙を行い，かろうじて過半数を確保した❸。

吉田茂

しかし，第4次吉田内閣も長くは続かなかった。党内分裂の動きが強まるなかで，1953(昭和28)年2月28日の衆議院予算委員会で，吉田の「バカヤロー」という失言がもとになって，内閣不信任案が可決され，解散となった。このときの総選挙の争点は再軍備問題であった。吉田派は憲法改正反対，漸次自衛力増強を唱え，鳩山派は憲法改正・再軍備を主張した。左派社会党は，再軍備反対，保安隊解散をスローガンにして選挙を闘った。総選挙の結果，左派社会党が初めて右派社会党を上回って議席を伸ばし，自由党・改進党ともに議席を減らした。こうして自由党は5月に第5次吉田内閣を成立させたが，改進党への歩みよりを余儀なくされた。

自衛隊の観閲式(1952年10月15日)

1954(昭和29)年3月，吉田内閣は，アメリカとの相互防衛援助協定である**MSA協定**❶に調印した。この協定によって，アメリカの経済的・軍事的な援助が受けられることになったので，政府は，既存の保安隊と海上警備隊を統合し，さらに航空部隊を新設し，**自衛隊**を発足させた。それを管轄する官庁として，**防衛庁**を設置した。

【自衛隊】 1954(昭和29)年7月の自衛隊法によって創設された「わが国の平和と独立を守り，国の安全を保つため，直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし，必要に応じ，公共の秩序の維持に当たる」組織。自衛隊の最高指揮監督権は内閣総理大臣が行使し，文民である防衛庁長官が，総理の指揮監督を受けて自衛隊の隊務を統括する。自衛隊には，防衛出動と，知事の要請を受けて災害時に出動する治安出動があるが，そのどちらも国会の承認を必要とする。防衛出動の場合は事前の承認が，治安出動の場合は事後の承認が必要である。

保守党の凋落，社会党勢力の躍進が目立つなかで，保守党内での反吉田の勢力は強くなり，政界再編は必至とみられた。1954(昭和29)年11月，改進党，自由党の鳩山派と岸派，日本自由党の3者が合同し，総裁を鳩山，幹事長を岸信介(1896～1987)として**日本民主党**が結成された。12月に民主党と左右社会党とが共同して内閣不信任案を提出したため，吉田内閣は総辞職した。

吉田によって担われた長期政権は，サンフランシスコ平和条約を締結して日本を国際社会に復帰させ，日米安全保障条約のもとで，国防関係の経費負担を軽減しつつ，経済復興をめざしたものといえよう。しかし，占領期の終わりにあたって，占領時代の法体系の終了を受けて，労働運動や社会運動をおさえるための法律や機構の整備が迫られた。破壊活動防止法はこの姿勢を具体的に示すものであったが，そのほか自治体警察を廃止し，警察庁指導下の都道府県警察に一本化したこと，教員の政治活動の抑制をねらい，教育関連二法案(教育二法)を制定したことなどがあげられる。本格的な**米軍基地反対闘争**もおこって

❶ ヴェトナムでは，1945年に独立を宣言したヴェトナム民主共和国(北ヴェトナム)に対し，旧宗主国フランスがヴェトナム国(南ヴェトナム)を建て，両国間に戦争が始まったが，1954年に北ヴェトナム側の勝利に終わり，北緯17度線に休戦ラインが設定された。その後，南ヴェトナム解放民族戦線が結成され，中国・ソ連・北ヴェトナムの支援を受けて，南の政府と内戦を続けていた。

❷ 第3次吉田内閣は，1952(昭和27)年4月の国会に破壊活動防止法を提出したが，労働組合や学生組織は激しく反対運動を展開した。そのようななかでメーデー事件がおこった。5月1日，使用不許可とされた皇居前広場に，デモ隊6000人が突入し，警官隊5000人と衝突した。

❸ 選挙結果は，自由党の合計240名で，そのうち吉田派73名，鳩山派68名，中間派99名。また改進党85名，右派社会党57名，左派社会党54名，労農党4名，共産党0名，諸派無所属26名であった。

❶ MSAとは，1951年にアメリカで制定された相互安全保障法の略称。MSA協定とは，相互防衛援助協定，農産物購入協定，経済的措置協定，投資保障協定の4協定からなっている。全体として，アメリカが対外経済，軍事，技術援助を統括する目的でつくった相互安全保障法により援助を受ける協定のことである。

くるようになった。

【米軍基地反対闘争】 1952(昭和27)年から翌年の**内灘事件**と，1955(昭和30)年から1959(昭和34)年の**砂川事件**がその代表的なものである。内灘事件は，石川県内灘の砂丘を米軍の試射場として接収することに反対して座り込みを行った最初の本格的な反対闘争であり，砂川事件は東京都立川米軍基地の拡張に反対した運動で，学生と警官隊の衝突が繰り返された最大の基地反対闘争で，流血事件にまで発展したが，基地拡張は阻止された。

55年体制

1954(昭和29)年12月，日本民主党の鳩山が，国会解散を条件に左右社会党の支持をとりつけて組閣した。鳩山内閣は戦前期に政党政治家であった者を閣僚に多数登用した点で，官僚出身者を登用することの多かった吉田とは好対照をなしていた。鳩山は吉田路線との差異を出すためもあり，中国・ソ連との国交回復と再軍備を意図する憲法改正の意向を示した。

第2次鳩山内閣(1955年3月)

2月に行われた総選挙では，日本民主党は第一党となって第2次鳩山内閣を組織したが，過半数を割り，左派社会党の躍進によって，たとえ日本民主党と自由党が憲法改正に賛成しても，憲法改正に必要な議席の3分の2を保守勢力だけで占めることは困難となった。

社会党は，講和問題をきっかけとして長年，左派と右派とが対立してきたが，2者が合同すれば改憲阻止勢力として，政権を担当することも夢ではなくなると考え，1955(昭和30)年10月13日，**社会党の再統一**がなった。これによって衆議院の467議席のうち156議席を占めることになり，委員長には左派の鈴木茂三郎(1893～1970)が，書記長には右派の浅沼稲次郎(1898～1960)が就任し，改憲反対を党のスローガンとした。

これに対して保守党は，社会党の再統一をみた財界が保守勢力の分裂状況に再考を促したこともあり，保守勢力の結集のための下準備が進められた。その結果，**保守合同**して党名を**自由民主党**(自民党)とし，同年11月に結党式が行われて，衆議院に299名，参議院に118名を占める勢力が誕生した。

こうして，保守勢力が議席の3分の2を，革新勢力が3分の1をわけ合う態勢となった。このバランスを大きく崩すと，憲法改正問題が具体的にひき起こされることから，保守・革新ともに基本的にはこの数のバランスを保つような政策を展開するようになった。このような安定的体制を**55年体制**と呼ぶ。

自由民主党は第3次鳩山内閣を成立させ，鳩山は自主憲法の制定(憲法改正)と再軍備(防衛力の増強)をスローガンにかかげはしたが，1956(昭和31)年，**憲法調査会法**を公布し，**国防会議**を発足させたにとどまった。

外交問題では，1953(昭和28)年3月にスターリンが死去したこともあり，ソ連国内に一定の雪解けムードが生じた。また，鳩山がアメリカに対して一定の距離をおいた「自主外交」路線をとったこともソ連の好感を得た。その結果，1956(昭和31)年10月19日，鳩山はモスクワで日ソ国交回復に関する共同宣言(**日ソ共同宣言**)に調印した。平和条約の調印にはならず，共同宣言になったのは，日本側が国後島・択捉島を含めた北方4島返還を求めたのに対し，ソ連側は国後島・択捉島はソ連の領土として決着済みであるとの態度を崩さなかったからである。

【日ソ共同宣言】 宣言の内容は，(1)日ソ間の戦争状態の終結と国交の回復，(2)日本の国連加盟をソ連が支持すること，(3)日本に対する賠償請求の放棄，(4)平和条約締結後に，歯舞群島・色丹島を返還することの4点にまとめられる。しかし，1960(昭和35)年に日米新安保条約が調印されると，ソ連は米軍の日本からの撤退と日ソ平和条約の調印後に歯舞群島・色丹島を返還すると通告してきた。日本とソ連(ロシア)の間では，まだ平和条約の締結はなされていない。しかし，共同宣言という形で日本とソ連が合意に達したことで，それまで日本の国連加盟を拒否していたソ連が支持にまわり，1956(昭和31)年12月，国連総会は**日本の国連加盟**を全会一致で可決した。

経済の復興

1950年代前半，独立を回復した日本は経済成長の前提条件をととのえることができた。特需景気の最中に1952(昭和27)年**IMF(国際通貨基金)**・**世界銀行(国際復興開発銀行)**に加盟し，1955(昭和30)年には**GATT**(関税及び貿易に関する一般協定)にも加盟した。ドルを基軸通貨とし，自由・無差別・多国間交渉主義を原則とするIMF・GATT体制(**ブレトン=ウッズ体制**)に参加したことで日本は経済的にも国際社会に復帰した。

そして1954(昭和29)年末ころから1957(昭和32)年半ばにかけて，連続31カ月の大型景気が続き，「有史以来の好景気」ということから，ジャーナリズムによって**神武景気**と命名された。輸出が急激に伸び始め，国際収支の危機も解消した。**スエズ危機**(戦争)❶によって国際物価が大暴騰するという偶然にも支えられて，造船・鉄鋼・電気機械・石油化学など，重化学工業を中心とした**設備投資**の時代を迎えた。

1955(昭和30)年，日本は経済の主要指標で，戦前の最高水準を突破することができ，翌1956(昭和31)年の『経済白書』は「もはや戦後ではない。われわれはいまや異なった事態に当面しようとしている。回復を通じての成長は終わった。今後の成長は近代化によって支えられる」と書いていた。今後は，状況に甘えることなく，努力を新たにして初めて本格的な成長につながるのだという意味で，「もはや戦後ではない」とのフレーズが使われた。

【IMF・GATT体制】 **国際通貨基金**(IMF)は1946年3月に創設された国際金融機関で，ドルを基軸通貨(金1オンス＝35ドル)とし，各国通貨とドルとの交換比率を固定した固定(為替)相場制を採用した。日本の例でいえば，1ドルは360円と決められており，為替が安定していることで資本移動や貿易の活性化がはかられた。

世界銀行(国際復興開発銀行，IBRD)は，戦争でかなりの被害をこうむったヨーロッパやアジアの戦後復興のために資金を融資する世界金融機関で，1946年に業務を開始した。日本の例では，各地の大型ダムや首都高速道路が世界銀行の援助によって整備された。

関税及び貿易に関する一般協定(GATT)は保護主義的なブロック経済を阻止するために，関税その他の貿易障壁の低減・撤廃を目的として，加盟諸国間の交渉を促進し，世界貿易の拡大をはかる国際経済条約で，1948年に成立した。

---

❶ 1956年7月，エジプトがスエズ運河の国有化を宣言したのに対して，イギリス・フランス両国が武力行使をしたものの失敗に終わった。

2．長期保守政権と経済成長

日米安保条約の改定

鳩山内閣の退陣を受けて，自由民主党総裁の地位を争ったのは，石橋湛山と岸信介であった。新総裁となった石橋は1956(昭和31)年12月に組閣するが，在任中に病に倒れ，翌1957(昭和32)年2月，岸に内閣をゆずった。岸は戦前期，経済官僚(商工省)として，「満州国」の工業化推進にあたっていたが，東条内閣で閣僚をつとめたことから，戦後，A級戦犯容疑者として逮捕され，不起訴・釈放・追放解除という経歴をたどった。岸は，「日米新時代」を唱えて，日米安全保障条約のもつ対米従属性を改めようとして，1958(昭和33)年10月から安保改定に着手した。

参考　**旧安保条約の問題点**　問題とされた点はつぎの4点である。(1)アメリカの日本防衛義務が明文化されていなかったこと，(2)条約の期限が明示されていなかったこと，(3)在日米軍の行動範囲と目的に関する問題で，在日米軍の行動範囲とされる「極東」について明確な定義がなされていないこと，(4)内乱条項といって，日本の国内紛争に対して，アメリカ軍の介入を認めていたこと，である。

岸内閣は，安保改定に伴う混乱を事前に予測して，1958(昭和33)年，警察官の権限強化を規定した警察官職務執行法(警職法)を国会に提出するが，同法案は審議未了・廃案となった。このような岸の政治手法は，「保守」対「革新」の対立を際立たせた。社会党・共産党などの革新陣営は，安保改定によって日本がアメリカの世界戦略に結びつけられることになり，再び戦争に巻き込まれる，との論陣をはった。

1960(昭和35)年1月，岸はワシントンに赴き，**日米相互協力及び安全保障条約**(**新安保条約**)・**日米地位協定**に調印した。その内容は，(1)日米経済協力と日本の防衛力強化の協調，(2)アメリカの日本防衛義務を明記，(3)在日米軍の行動に関する事前協議制を確認，(4)条約期限は10年(その後は自動延長により継続)の4点である。これは旧条約の不備を補い，アメリカとより対等な条約を締結しようとしたものであった。

新安保条約(**日米相互協力及び安全保障条約**)

第三条　締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条　締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条　各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

　前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第51条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

第六条　日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

(外務省条約局編『条約集』)

参考　**岸の外交姿勢**　岸は，アメリカとの間に一定の距離をおくことで，アメリカにとっての日本の重要性を高めようとした形跡がある。改定条約調印のため，アメリカを訪問する前，東南アジア6カ国(ビルマ，インド，パキスタン，セイロン，タイ，台湾)を訪問し，訪米後に東南アジア・オセアニア9カ国(南ヴェトナム，カンボジア，ラオス，マラヤ連邦，シンガポール，インドネシア，オーストラリア，ニュージーランド，フィリピン)をまわっている。東南アジアの経済発展に影響力をもつ日本，とのイメージをアメリカ側にもたせようとしたものであろう。

これに対して革新団体や各種の学生団体は，**安保改定阻止国民会議**❶に結集した。1960(昭和35)年5月19日，岸内閣は，衆議院で新安保条約の批准について強行採決し，1カ月後の自然成立をねらった。岸は「あくまで新安保の成立を期する。声なき声の支持あり」といって，強硬な姿勢を崩さなかった。これを機に反対運動は急速に盛りあがり，安保改定阻止国民会議や全学連(全日本学生自治会総連合)の学生らが，連日国会を取り巻いた(**安保闘争**)。新安保条約は参議院の議決を経ずに，6月19日に自然成立し，岸内閣はその責任を負う形で総辞職した。こうしたなかで，予定されていたアイゼンハウアー米大統領の訪日も中止された。

政治の季節から経済の季節へ

1960(昭和35)年7月，岸から内閣を引き継いだ**池田勇人**(1899～1965)は，革新勢力と対立姿勢を鮮明にした前内閣とは異なり，「寛容と忍耐」をスローガンに，政治の季節から経済の季節への移行をはかった。池田内閣が閣議決定した「**所得倍増計画**」は，10年間で実質国民所得をほぼ2倍にすることをめざした経済計画のことで，当時の経済成長のテンポを考えれば，手の届かない計画ではなく，実際の成長もこれを上回った。所得を2倍にするというわかりやすいスローガンは，経済生活の問題で，国民を一つにまとめる役割を果たした。このスローガンによって，同年11月に闘われた選挙は，296議席を得る自民党の勝利に終わったが，社会党も23議席伸ばして145議席を得，衆議院議席の3分の1を確保することになり，55年体制が維持された。

政党勢力(3)

また，池田内閣は政経分離の方針をかかげて中華人民共和国との貿易を拡大し，一連の**貿易自由化**を推進した。このころの日本は，台湾を唯一正当な中国政府と認めていたため

❶　安保改定阻止国民会議は社会党・総評などを中心に134の革新団体を結集したもので，5月20日には10万人，5月27日には17万5000人の人垣が国会を包囲したといわれている。

池田勇人

対米・対アジア輸出比率の推移（岩波講座『日本通史』現代1，41頁より）

困難が予想されたが，1962（昭和37）年，中華人民共和国との間に，準政府間貿易である**LT貿易**を開始することができた。交渉にあたった，廖承志（1908～1983），高碕達之助（1885～1964）両名の頭文字をとって，LTと命名されたものである。

1963（昭和38）年，日本はGATT 12条国から，貿易の自由化を原則とする11条国に移行し，翌1964（昭和39）年には，IMF 14条国から為替の自由化を原則とする8条国に移行した。8条国とは，経常取引の赤字を理由とする為替制限の廃止，差別的通貨措置（政策）の禁止，さらに通貨交換性の回復を義務づけたもので，これは，日本経済が国際競争力をつけたので，為替面でことさら保護される必要はなくなったとの判断を世界から得たことを意味した。続いて同年，**OECD**（**経済協力開発機構**）へも加盟し，これによって資本の自由化が義務づけられたとはいえ，日本は先進国への仲間入りを果たしたことになる。日本が参入を許された1960年代の国際経済のシステムは，自由・無差別・多国間交渉主義を原則としていた。

こうした池田内閣の姿勢は，経済的環境をみれば1964（昭和39）年の東京オリンピック開催に伴う高速道路網の整備や東海道新幹線の開通（東京―新大阪間）などに代表される。政治的にはその後の日本の国際社会における政治姿勢の原型を形づくり，驚異的な経済成長を続けることによって国際的な発言力を高めてゆくというものであった。米ソの冷戦が続いていた時期にあっても，経済的に安定した日本の存在が，それ自体で西側諸国にとって意味あるものだった。

佐藤栄作

1964（昭和39）年11月に池田から後任の自民党総裁として**佐藤栄作**（1901～1975）が指名された。この政権は3次にわたり内閣を組織して，戦前・戦後を通じて最長の7年8カ月におよぶ長期政権となった。佐藤は，前内閣がほとんど行わなかった外交的懸案にとりかかった。まず1965（昭和40）年に韓国との間に**日韓基本条約**を調印した。

【日韓基本条約の締結過程】　日韓国交正常化は，順調に進んだわけではなかった。韓国の初代大統領である李承晩（1875～1965）は，徹底した反日政策をとり，朝鮮半島周辺の公海上に韓国の主権を唱え，その領域への日本漁船の立ち入りを禁止する，いわゆる李承晩ラインを設定した。日本側においても，35年におよんだ日本の朝鮮支配は朝鮮にとって良かったのだとする不用意な発言が，日韓会談上で飛び出すなど，両国の感情の齟齬は続いた。しかし，1961年5月朴正熙（1917～79）政権が成立したのちは，韓国側の対日姿勢に変化が生じ，韓国側の日本への請求権について，無償・有償援助合わせて5億ドルの経済協力を日本が行う線で交渉は進展をみた。佐藤内閣のもとで基本条約が締結され，1910年（韓国併合の年）以前の諸条約の失効を確認し，日本と韓国の外交関係を正式に樹立することができた。条約で日本は韓国を「朝鮮にある唯一の合法的な政府」と位置づけた。

日韓基本条約

第一条　両締約国間に外交及び領事関係が開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両締約国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。

第二条　一九一〇年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。

第三条　大韓民国政府は、国際連合総会決議第一九五号（Ⅲ）に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。

（外務省条約局編『条約集』）

また，佐藤内閣は，所得倍増をかかげた池田内閣との差異を明らかにするため，「社会開発」をスローガンにかかげた。おりから静岡県でおこった石油コンビナート進出反対運動の成功に衝撃を受けた政府は，1965（昭和40）年厚相の諮問機関として**公害審議会**を設置し，翌年に「公害に関する基本的施策について」の答申を出した。これを踏まえて，1967（昭和42）年環境基準設定による公害規制を明文化した**公害対策基本法**を制定し，1970（昭和45）年の公害対策基本法改正を経て，1971（昭和46）年**環境庁**の設置をみた。

【公害対策基本法】　1967（昭和42）年に成立した公害対策基本法は，その第1条に「経済の健全な発展との調和を図りつつ，生活環境を保全すること」という，調和条項がついたものだった。しかし，地方のコンビナート建設は地域住民の反対にあい，1970（昭和45）年には，光化学スモッグやヘドロ公害が多発し，住民運動が活発になった。また，地方選挙では，福祉と大企業進出阻止をかかげる**革新首長**が続々と登場するようになった。こうして政府も，同年，公害対策基本法の全面的改定をはかった公害関係の14の法案を臨時国会に提出し，いずれも成立した。

沖縄返還

1965（昭和40）年，アメリカは北ヴェトナムへの空爆（**北爆**）を開始した。これまでのように，南ヴェトナムへ軍事援助を行うことによって，北ヴェトナムと戦わせる方式から，一歩，介入の度合いを高めたことになる。これに対して，小田実（1932～　）らは，「ベトナムに平和を！市民連合」（ベ平連）を結成し，高校生や大学生らの広い支持を得た。沖縄を中心とした米軍基地は，対ヴェトナム戦争の遂行にとって不可欠なものとなり，基地の街は，一定の経済的繁栄を享受できたが，それはきわめて表層的なものであった。米軍兵士による犯罪も問題化し，核兵器を搭載した空母などの日本への寄港も問題となった。

1967（昭和42）年，佐藤首相は衆議院予算委員会で，核兵器について，「持たず，作らず，持ち込ませず」（**非核三原則**）と表明した。しかし，なかなか説得力をもち得ず，翌年の1968（昭和43）年，核兵器を積んでいると思われた米空母エンタープライズの佐世保入港反

沖縄返還に関する佐藤・ニクソン共同声明

六、総理大臣は、日米友好関係の基礎に立って沖縄の施政権を日本に返還し、沖縄を正常な姿に復するようにとの日本本土及び沖縄の日本国民の強い願望にこたえるべき時期が到来したとの見解を説いた。大統領は、総理大臣の見解に対する理解を示した。総理大臣と大統領は、また、現在のような極東情勢下において、沖縄にある米軍が重要な役割を果たしていることを認めた。討議の結果、両者は、日米両国共通の安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満たしうることに意見が一致した。よって、両者は、日本を含む極東の安全をそこなうことなく沖縄の日本への早期復帰を達成するための具体的な取決めに関し、両国政府が直ちに協議に入ることに合意した。さらに、両者は、立法府の必要な支持をえて前記の具体的取決めが締結されることを条件に一九七二年中に沖縄の復帰を達成するよう、この協議を促進すべきことに合意した。これに関連して、総理大臣は、復帰後は沖縄の局地防衛の責務は日本自体の防衛のための努力の一環として徐々にこれを負うとの日本政府の意図を明らかにした。また、総理大臣と大統領は、米国が、沖縄において両国共通の安全保障上必要な軍事上の施設及び区域を日米安保条約に基づいて保持することにつき意見が一致した。

（『日本外交主要文書・年表』）

対闘争が，従来の革新政党を批判する新左翼を中心に行われた。このころ，東大医学部の学生処分問題やインターン制度の改革問題という，本来は非政治的な問題から，東大闘争が全国的な学生運動に発展した。しかし，1969（昭和44）年，全共闘派学生の占拠する東大安田講堂の機動隊による封鎖解除によって，この運動は鎮静化した。

一方，沖縄では**祖国復帰運動**が高まっていた。沖縄は1945（昭和20）年4月から6月にかけてなされた太平洋戦争の最終盤戦において，アメリカ軍との本格的な地上戦が行われた地域であった。戦争終結後，沖縄は米軍の直接軍政下におかれた。サンフランシスコ平和条約による日本の独立回復後も，アメリカによる占領継続が認められ，沖縄はアメリカの施政権下におかれた。

沖縄の基地要図

このような特殊な事情が背景にあり，それに加えて1960年代のヴェトナム戦争の本格化によって，米軍基地の拡大に伴う基地用地の接収が問題となった。このような不正常な状態は，アメリカ施政権下にあるからだとして，祖国復帰運動が本格化したのである。

佐藤内閣は返還交渉に取り組み，1969（昭和44）年11月，佐藤・ニクソンによる日米首脳会談で，3年後の沖縄施政権返還の基本的合意がつくられ，日米共同声明の形で発表された。そして1971（昭和46）年**沖縄返還協定**が調印され，1972（昭和47）年5月の協定の発効をもって**沖縄の日本復帰**が実現し，**沖縄県**が復活した❶。

【日米共同声明】 1972（昭和47）年に沖縄が，核兵器のまったく存在しない形で日本に返還され，返還後の沖縄には，日米安全保障条約およびその関連の取決めが，日本本土と同様に適用され，核兵器もち込みの事前協議についても特別の例外を設けないことが強調されている。アメリカ側は，沖縄の基地を韓国・台湾・ヴェトナムの防衛に使用することについて，米軍への特別の配慮を日本が行えば，沖縄を日本の主権下に返還することに反対しない態度をとっていた。実際的な問題であった緊急時の核もち込みと，それに対する日本政府への事前協議については，含みのある表現がとられている。例えば，共同声明の第8項は，「総理大臣は，核兵器に対する日本国民の特殊な感情及びこれを背景とする日本政府の政策について詳細に説明した。これに対し，大統領は，深い理解を示し，日米安全保障条約の事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく，沖縄の返還を，右の日本政府の政策に背馳しないよう実施する旨を総理大臣に確約した」とある。

高度経済成長

1950年代半ばから1970年代初めにかけての，日本の驚異的な経済成長を支えた国際環境をみてみると，まずはIMF・GATT体制（ブレトン=ウッズ体制）があげられる。世界貿易の不安定さと通貨の危機から，第二次世界大戦が勃発したと考えたアメリカは，戦後何よりも，自由貿易を理念とする開放的な国際経済秩序をめざした。日本は，講和・独立後に，ブレトン=ウッズ体制に組み込まれ，国際経済体制を担う一員として認められるまでに成長し，そのことによって経済成長が維持された。成長の推移をみると1955年から20年近い期間，日本の実質GNP（国民総生産）は年平均10%以上の成長率を維持していた。朝鮮戦争による特需景気によって，1955年の日本経済の主要指標は戦前の最高水準を超え，それに続いて，1955年から57年の**神武景気**，1958年から61年

年度	名目GDPに占める設備投資	鉱工業生産指数(1975=100)	従業者数	雇用者数	GNPの伸び率	
					名目（前年比）	実質（前年比）
	%		万人	万人	%	%
1955	9.9	12.6	4122	1817		
56	13.8	15.4	4209	1957	12.1	6.3
57	15.4	17.4	4286	2072	14.5	8.2
58	13.9	17.4	4299	2167	7.0	6.7
59	15.8	21.8	4358	2274	17.2	11.0
60	18.7	26.5	4465	2404	19.9	12.0
61	20.1	31.5	4509	2505	20.9	7.6
62	18.9	32.9	4556	2602	10.6	10.0
63	18.2	38.3	4619	2696	17.4	9.7
64	18.1	43.1	4673	2787	15.8	6.3
65	15.1	44.5	4754	2913	11.1	11.2
66	16.4	52.1	4844	3013	17.6	10.9
67	18.2	61.5	4944	3091	17.0	12.8
68	18.8	70.9	5018	3164	18.3	12.1
69	20.8	82.8	5059	3227	18.4	8.1
70	20.8	91.6	5109	3340	15.8	5.2
71	18.5	93.4	5121	3424	10.2	9.0
72	17.5	103.0	5156	3504	16.6	4.7
73	19.2	116.0	5256	3624	20.9	−0.2
74	17.7	104.6	5223	3638	18.4	4.0
75	16.7	100.0	5240	3669	10.2	4.0

主要経済指標　経済企画庁編『経済白書』1994年より作成。（岩波講座『日本通史　現代1』，34頁より）

❶　日本の講和・独立後もアメリカの施政権下におかれた地域は，沖縄のほかに，奄美諸島と小笠原諸島である。

原油価格の推移

の**岩戸景気**，1962年から64年のオリンピック景気，1965年から70年の**いざなぎ景気**が間断なく現われた。

成長の要因は5つにまとめられる。第1に，国民の貯蓄傾向の高さを背景に，政府が郵便貯金などを原資とする財政資金を，社会資本の充実・景気調整の手段などに活用する財政投融資を行ったこと。第2に，1975(昭和50)年の高校進学率が90%になるような，高い教育水準が労働力の生産性を高め，**技術革新**を容易にしたこと。第3に中東の大油田の開発が進み，サウジアラビア・クウェートなどから安い原油が日本にも入ってくるようになり，原油価格が，1958(昭和33)年から著しく下落したこと。原油価格に対して，石炭価格は対抗できなくなり，電力をはじめ大口需要者が燃料を石炭から石油に転換し，石油を低廉価でかつ大量に輸入できたこと(**エネルギー革命**)。第4に，国民全体の所得が伸びつつあり，家電製品や自動車などの国内市場が拡大したことがあげられる。所得の伸びの背景には，**農業基本法**(1961年)の制定などによる農業経営の大規模化や，米価引き上げ策により，農家の収入増をはかったことがあった。第5に，固定(為替)相場制が，実質的には円安を進行させ，日本の輸出拡大に資するところがあったことである。

石炭供給量(100万t)

	総量	国内産	輸入炭
1960年	662	575	87
70年	918	409	509
75年	809	186	623
80年	924	197	727
85年	1,119	182	937

(出典，伊東光晴『日本経済と産業と企業』116頁より)

【三井三池争議】　1959(昭和34)年から1960(昭和35)年にかけて，三井三池炭鉱の人員整理と合理化に反対する大規模な争議がおこった。日本を代表する基幹産業であった石炭産業が斜陽化したことが，争議の背景にあった。三井鉱山は当初6000人の希望退職者を募ったが，組合側はこれを拒絶した。それに対し会社側は指名解雇通告に出て，炭鉱をロックアウトし，組合側も無期限ストでこれに対抗したが結局は組合側の敗北に終わった。これは階級闘争意識に基づく大争議の時代が終わったことを意味している。この事件は，安保闘争と時期的に重なったこともあり，全国的な注目を集めた。

こうした経済の高度成長は家電製品を急速に普及させ，さまざまな造語を生んだ。1950年代後半には，白黒テレビ・電気洗濯機・電気冷蔵庫が**三種の神器**と呼ばれ，1960年代後半には，車(カー)・クーラー・カラーテレビが**3C**と呼ばれるようになり，日本人の日常生活に**消費革命**がおこったといわれた。

食生活も豊かになり，肉類や乳製品などが普及したこともあり，日本人の体格は著しく向上した。米食が減退するとともに食生活の洋風化が進み，インスタント食品・冷凍食品が普及し，外食産業も発達してきた。食品産業は量産できる規格化した食品を，スーパーマーケットやコンビニエンス＝ストアなどに供給するようになった。

しかし，あまりにも急速な工業化は，地域社会に深刻なダメージを与えた。生産面の**技術革新**はあっても，それに伴う有害な副産物への対処技術を日本はいまだもっていなかった。工業地帯では大気汚染・水質汚濁・騒音・地盤沈下などが続発し，コンビナート建設反対などをスローガンとして闘った革新勢力が，自治体選挙で勝利することも多くなった。東京・横浜・京都・大阪の大都市圏では**革新自治体**が成立した。

このようななかで，1960年代に，被害者が企業を告発した**四大公害訴訟**が行われ，1971(昭和46)年から1973(昭和48)年にかけて，原告側勝利の判決があいついだ❶。佐藤内閣が制定した**公害対策基本法**を1970(昭和45)年により徹底した法律に全面的に改定し，公害対策行政を一本化した**環境庁**を1971(昭和46)年に発足させたのもそれへの対応であった。

電化製品の普及(経済企画庁『経済要覧』より)

【同和問題への対応】　第二次世界大戦後の1946(昭和21)年，全国水平社を継承して部落解放全国委員会が結成され，**部落解放運動**が再出発した。このころから部落問題は戦前の水平運動と融和運動との対立を越えた国民的な和合の問題であるとして**同和問題**と呼ばれるようになった。もともと「同和」の語は「同胞一和」という意味である。1955(昭和30)年には全国委員会は部落解放同盟と改称し，社会に残る差別行動に積極的に対処していった。その後，1976(昭和51)年に全国部落解放運動連合会，1986(昭和61)年に全国自由同和会が結成された。

1965(昭和40)年，総理府の諮問機関であった**同和対策審議会**は画期的な答申を行った。同和問題は基本的人権にかかわる重要な問題で，部落差別の解消は国の責務であるとともに国民的課題でもあるとしたうえで，同和地区の環境改善，社会福祉，産業・教育・人権対策など具体的な同和対策の推進を提言したのである。「昭和の解放令」ともいわれたこの答申を受け，1969(昭和44)年には**同和対策事業特別措置法**が公布・施行され，1982(昭和57)年の**地域改善対策特別措置法**に引き継がれた。1987(昭和62)年からは対策事業の総仕上げをめざして地域改善対策特定事業にかかわる財政上の特別措置に関する法律(**地対財特法**)が実施されている。

同和対策は国民的課題として進められ，部落解放基本法も構想されている。しかし現実の社会には結婚・就職をはじめとしてさまざまな差別事件があとを絶たず，同和問題の理解も国民全体に浸透しているとはいえない。

❶　四大公害訴訟とは，以下の4つの公害病に関する訴訟をいう。(1)水俣病(熊本)はチッソ水俣工場排出の有機水銀中毒による被害，(2)新潟水俣病(新潟)は昭和電工が排出した有機水銀中毒による被害，(3)イタイイタイ病(富山)は三井金属工業排出のカドミウム中毒による被害，(4)四日市ぜんそく(三重)は石油コンビナート排出の亜硫酸ガスによるぜんそくなどの被害。

第13章　激動する世界と日本

1．日中国交回復とドル＝ショック

ニクソン＝ショックと日中国交正常化

1960年代後半には，ヴェトナム戦争に伴う軍事費の重圧がアメリカ経済に影を落とし始め，基軸通貨であったドルの国際的信用も急落していった。アメリカ経済の低迷に対して，第二次世界大戦の敗戦国であった西ドイツと日本が，ともに固定相場制のもとで，マルク安，円安を利用して輸出増進をはかり，国際収支の黒字を計上していることは，かねてからアメリカ側の不満の種となっていた。

アメリカ大統領に就任した**ニクソン**(Nixon，1913～1994)は，アメリカ経済の再建と，ヴェトナム戦争の終結をめざした。まず，ヴェトナム和平については，ソ連の軍事的重圧に直面している中国との関係改善によって中国の好意を得，中国を媒介にして北ヴェトナムを和平交渉の場に引き出そうとした。

1971(昭和46)年7月15日，ニクソン大統領は声明を発して，1972年中国を訪問し，中米関係の改善をはかる意思を明らかにした。また1971年8月15日，アメリカはドルを防衛し，インフレを抑制するために，金・ドルの交換を停止して西ドイツや日本などの国際収支黒字国の為替レートの引き上げを要求した。さらにこの要求を通すために，臨時に輸入課徴金制度をとり，日本から輸入する電気製品などに10％の輸入課徴金をかけることを発表した。

このような，外交と経済の2つの面でのアメリカの新政策は，中華民国(台湾)と講和条約を結んで外交関係を築き，固定(為替)相場制のもとで輸出増進をはかっていた日本を直撃した。日本は米中接近を予期していなかったこともあり，大きな衝撃を受け，これは**ニクソン＝ショック**と呼ばれた。経済の新政策による**ドル＝ショック**を含めて，ニクソン＝ショックと呼ぶこともある。

【二つの中国】 ここで，日本と二つの中国，つまり中華民国(台湾)と中華人民共和国との関係をふりかえっておこう。(1)まず，1950年代。1951(昭和26)年のサンフランシスコ講和会議のときには，中華民国政府を支持するアメリカと，中華人民共和国を支持するイギリスとの間で調整がつかず，両国とも招請されなかった。日本はアメリカの意向にしたがって，1952(昭和27)年に講和の相手として中華民国を選択し，日華平和条約を調印した。(2)つぎに，1960年代。日本と中華人民共和国との間で，1962(昭和37)年のLT貿易の合意をみ，準政府間貿易が開始された。交渉にあたった廖承志と高碕達之助のイニシャルをとってLT貿易と命名されたものである。(3)1970年代。1971(昭和46)年，ニクソンの北京訪問計画が明らかにされると，事態は急速に動き出す。この年，中華人民共和国の国連加盟が実現すると，中華民国は国連を脱退した。ついで1972(昭和47)年2月，ニクソンの訪中が実現し，このような転換をみて，日本側も同年7月**田中角栄**(1918～1993)内閣の成立と同時に，「日中国交正常化への機は熟している」との談話を発表した。中国の**周恩来**(1898～1976)首相にとっても，ソ連と軍事衝突事件をおこすにいたるほど，中ソ関係が悪化していた当時，日中関係を正常化することは意味があった。

日中国交回復　北京を訪問した田中首相に屈原の『楚辞』をおくる中国の毛沢東主席。左は周恩来首相。

このような背景のもとに田中首相自身が訪中し，**日中共同声明**が発表された。その内容は，(1)日本は戦争責任を認め，反省する態度を表明する，(2)「戦争状態の終結」という表現はとらず，両国間の不正常な状態を終わらせる，という表現をとる❶，(3)中華人民共和国を唯一の合法政府とする，(4)中国側は対日請求権を放棄する，の4点にまとめられる。

この結果，日華平和条約は廃棄され，日本の中華民国(台湾)との外交関係は断絶した。日中共同声明のあと，1978(昭和53)年の福田赳夫(1905～95)内閣の**日中平和友好条約**の調印まで多少の時間があくのは，いわゆる覇権条項をめぐって，日中が対立したからである。日本が条約上，「ソ連は覇権国家である」と認めることを中国は要求したが，「覇権反対」を表明しながら，それが「第三国との関係」に影響をおよぼすものではない，という文言にすることによって妥協が成立し，条約締結となったのである。

高度経済成長の終焉

1971(昭和46)年末，10カ国蔵相会議で円切上げ(1ドル＝308円)などの合意が成立し，いったんは固定相場制が維持された(**スミソニアン体制**)❷。しかし，スミソニアン体制によっても，国際収支赤字国の赤字の増大，黒字国の黒字の増大に変化はなく，アメリカの危機的な国際収支は改善されなかった。そこでヨーロッパ諸国はドルに対して自国の通貨を切り上げ，これを受けて日本も対応を迫られた。1973(昭和48)年2月，**変動為替相場制**に移行し，対ドル20％程度の切上げを意味する257～264円で円を変動させることにした。

「決断と実行」をかかげてスタートし，**日中国交正常化**という大きな外交課題を達成した田中角栄首相は，組閣する前の佐藤内閣の通産大臣時代に『日本列島改造論』を公刊しており，高度成長政策の促進をはかっていた。

【日本列島改造論】 田中は新潟県出身で，高等小学校を出て，夜学の工業高校を卒業した経歴をもつ異色の政治家であった。佐藤栄作や福田赳夫ら，東大卒のエリート官僚として政界に入った者とは明らかに違っていた。立花隆による「田中角栄の研究　その金脈と人脈」が出版され，ロッキード事件の全貌が明らかになってからでも，首相としての人気度は依然として他を引き離していた。田中の改造論は，これまで日のあたらなかった日本海沿岸や山間の過疎地帯まで，日本全国に経済成長の成果を均等にばらまこうとしたものであった。太平洋岸に集中している工業地帯を日本全国の拠点都市に分散して，これらの新都市間を新幹線と高速道路でつなごうとしたもので，アイデアとしては斬新な長期的な展

❶ 日本はすでに，中華民国政府を相手として戦争状態の終結を行っていたので，このような表現になった。

❷ スミソニアン体制とは，ワシントンのスミソニアン博物館で暫定的通貨体制の合意が行われたのでこの名称がある。

望をもったものであった。

しかし，田中内閣は国内外の巨大な経済的変動に直面することになった。ドル＝ショックを緩和しようとした政府は，金融緩和を行なったが，その行き過ぎから土地が高騰し始めた。東京圏の地価は前年比36％まで上昇し，インフレが昂進した。

1973(昭和48)年10月に，アラブ諸国とイスラエルとの間に第4次**中東戦争**が勃発すると，OAPEC(アラブ石油輸出国機構)加盟のアラブ産油国は**石油戦略**をとった。アメリカなどイスラエル支援国に対しては全面石油禁輸を断行すると発表したのである。これに応じて，OPEC(石油輸出国機構)も，原油価格をいっきょに4倍に引き上げた(第1次石油ショック)。

日本では，かねてのインフレに加えて，狂乱物価というパニックが発生し，生活必需品であるトイレットペーパー，洗剤，塩などの買い占めが行われた。こうしたなかで1974(昭和49)年，日本はついに戦後初のマイナス成長を経験し，高度成長にも終止符が打たれた。先進国は，1975(昭和50)年の世界不況に対応するため，アメリカ・イギリス・フランス・西ドイツ・日本・イタリアの6カ国の首脳による協議の場をもつことにした。この**先進国首脳会議**(**サミット**)には，翌年からカナダも加わり，毎年開催されるようになった。

インフレと不況のために田中内閣の支持率は低落し，1974(昭和49)年7月の参議院選挙で自民党は敗北した❶。こうして，同年12月4日，**三木武夫**(1907～1988)を首班とする内閣が誕生した。

三木は，自民党の「体質改善，近代化」に取り組むべき者として総裁に推され，金のかかる政治を全廃するという政界浄化をスローガンにかかげた。また，防衛費をGNPの1％以内とする閣議決定を行って平和的な自衛力をアピールした❷。

しかし，三木は1976(昭和51)年2月に**ロッキード事件**が発覚して田中首相が逮捕されたとき，あまりにも事件解明に積極的に動いたために，自民党内にも三木首相への反発の空気がおこり，12月，内閣は退陣に追い込まれた。

参考　**ロッキード事件**　1975年12月，アメリカ上院の外交委員会多国籍企業小委員会で，ロッキード社の会計監査の結果が報告され，日本への航空機売り込みのために，30億円以上の金が日本側に支払われていたことが明らかになった。30億円のうち，21億円が右翼の児玉誉士夫(1911～1984)に渡され，21億円のうちある部分は国際興業の小佐野賢治(1917～1986)に，また別の部分は丸紅を通じて日本政府関係者に渡されたことも判明した。その結果，事件は1976(昭和51)年7月の田中前首相の逮捕へと発展した。田中は，1983(昭和58)年の一審判決で有罪となり，控訴審判決でも有罪となったが，93年に病死した。

あとを受けた**福田赳夫**内閣は，内需拡大をかかげて貿易黒字・円高不況問題に対処し，1978(昭和53)年には**日中平和友好条約**を締結したが，福田首相が自民党総裁選挙に敗れたため**大平正芳**(1910～1980)内閣に交代した。大平内閣は国会での「**保革伯仲**」が続くなかで，

❶　田中を辞任に追い込んだのは，雑誌『文藝春秋』1974年11月号に，立花隆「田中角栄研究　その金脈と人脈」，児玉隆也「淋しき越山会の女王」が掲載されたことで，幽霊会社を用いての田中の資金づくりのからくりが暴露されたためである。

❷　その実態は，防衛費を大幅に削減するというものではなかった。これまでGNPの伸び率が非常に大きかったために，実質的な防衛費の金額自体が増大していても，問題とならなかった側面が大きく，前内閣の政策との単純な比較はできない。

1979(昭和54)年の第2次石油ショックに対処し，財政再建をめざした。しかし1980(昭和55)年，衆参同日選の選挙運動の最中に大平首相が急死し，**鈴木善幸**(1911～　)内閣に交代した。

革新自治体は，放漫財政に加えて社共両党間の離反もあってつぎつぎと姿を消した。とくに1978(昭和53)年から翌年にかけては，京都・東京・大阪の知事選で革新系候補があいついで敗北した。

1982(昭和57)年，鈴木のあとを受けた**中曾根康弘**(1918～　)内閣は「戦後政治の総決算」をかかげ，日米韓関係の緊密化や防衛費の増額をはかる一方，「新保守主義」の世界的潮流のなかで，**臨調路線**❶に基づく行政改革・税制改革・教育改革❷を推進し，第2次内閣では1985(昭和60)年から電電公社(現，NTT)・専売公社(現，JT)の民営化を，第3次内閣では国鉄(現，JR)の分割・民営化を実現した。中曾根内閣は1986(昭和61)年の総選挙には大勝を収めたが，財政再建のための大型間接税の導入には失敗した。そして翌年政権を退いた。大型間接税は続く**竹下登**(1924～　)内閣のもとで**消費税**として実現し，1989(平成元)年度から実施された。

2．経済大国への道

不況からの脱出

石油ショック以降，世界がいまだ経済的に低迷を続けるなかで，日本はいち早く不況からの脱出に成功し，1979(昭和54)年の第2次石油ショックも金融引締めによって乗り切り，安定成長の軌道に乗った。その背景には，危機感を募らせた企業が，人員整理などの減量経営につとめ，省エネルギーへの指向をいち早く固めたことがあった。また，コンピュータやロボットの技術を導入し，工場やオフィスの自動化を進めたことも効果をあげた。

【第2次石油ショック】　1979(昭和54)年イランで革命がおこり，アメリカの援助で近代化を進めてきた王政が倒された。イスラム復興をかかげるホメイニ(Khomeini，1900～1989)が権力を掌握し，翌1980年には隣国イラクとの間に戦争を開始した(**イラン＝イラク戦争**)。このような中東情勢の混乱を背景に，OPECは，再び石油戦略を発動し，1バーレル当り12ドル台であった石油価格を34ドルまで段階的に引き上げることにした。

労働運動との関連もあった。第1次石油ショック以降の不況は，経済が停滞し物価だけが上昇するというスタグフレーションの状態にあった。

この不況を乗り切る一つの鍵は，賃金の上昇率を低くおさえることにあったが，イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国とは異なり，日本の場合は労働運動の低迷が皮肉にも好結果を招いた。1975(昭和50)年に大々的に行われた，官公庁労働者の「スト権スト」の敗

❶　1970年代後半には，不況対策のために赤字国債が大量に発行され，国債費は大きな財政負担となっていた。1981(昭和56)年，政府は財界人を中心に第2次臨時行政調査会(臨調)を発足させ，支出抑制や公共部門縮小による「増税なき財政再建」の方向を打ち出し，同年度から予算を切り詰めた超緊縮財政が実施された。

❷　その背景には，登校拒否・校内暴力・いじめなど，1970年代以降に現われた「教育の荒廃」があった。

経済成長率（実質）**の推移**（経済企画庁『国民所得統計年報』『国民経済計算年報』より）

北によって，日本の労働運動は下火になっていった。春闘でも労働者の大幅賃上げの要求は低くおさえられた。この点で，高物価と高賃金の悪循環が断ち切られていたこともあり，不況からの早い脱出が可能となった。

1987（昭和62）年には，労使協調的な**日本労働組合総連合会**（連合）が発足し，1989（平成元）年，総評は解散してこれに合流し，約800万人を擁する一大労組となった。そのほか，共産党系で140万人の労働者を組織している全国労働組合連合（全労連）がある。

産業の面では第1次石油ショックの時期には，鉄鋼・石油化学・造船部門で停滞が著しかったが，自動車・電気機械のほか，半導体・IC（集積回路）などのハイテク分野では，輸出向けを中心に急速に生産を伸ばしていった。つまり，先端部門の海外需要の増大によって，石油ショック以降，不況脱出への端緒が開かれたことになる。

経済の大国化へ

1985（昭和60）年9月，ニューヨークの名門プラザホテルで，アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・日本（G5）の蔵相・中央銀行総裁会議が開催され，ドルを引き下げ，マルクと円を切り上げることを決定した。

日本からは，中曽根内閣の竹下登蔵相が参加し，この会議のあと円は劇的に上昇した。**プラザ合意**の前までは，1ドル240円台だった相場が，1987（昭和62）年に120円台にまで上がった。これによって輸出産業は一定の損失をこうむることになるが，輸入物価は低落して国内需要による経済成長がみられるようになった。

円高による輸出産業の不況克服の過程で，コンピュータ・通信機器を利用した生産・販売のネットワーク化がはかられ，重化学工業でも，マイクロ＝エレクトロニクス技術の導入による柔軟な，多品種少量生産体制が整備された。OECDの経済統計によれば，1985（昭和60）年を100としたときに，1990（平成2）年の日本とアメリカの国民総生産は日本が125.6，アメリカが114.9，同様に工業生産指数は日本が125.6，アメリカが120.0となり，いずれも日本が上回った。1980年代には粗鋼生産量や自動車の生産台数でも，アメリカを上回るまでになった。この間，日本からの政府開発援助（ODA）も，1992（平成4）年には

84億ドルとなり，金額的には世界のトップを占めるようになった❶。

ところが，金融機関や企業でだぶついた資金が，国内外の不動産市場や株式市場に流入したため，1987（昭和62）年ころから，地価や株価が投機的高騰を始めた。値上がりの利益を期待して土地と株を買う多くの投資家が，同様のことをするのでよけい値上がりする。しかし，ある時期に値上がりが止まり，やがて価格が下落し，大部分の投資家は損失を受ける，という経済の構造は，実態とかけ離れた泡のようであるという意味で**バブル経済**と呼ばれた。

1991（平成3）年ころから地価が下がり始めると，高値に近いところで土地や株を買った企業や個人が相当に大きな損失を出した。このような企業や個人に融資した金融機関が，大量の不良債権をかかえるようになり，経営が悪化することになった。これによって，金融逼迫が生じ，経済全体にも悪影響をおよぼした。この過程を**複合不況**と呼ぶ。

【女性と労働】 1993（平成5）年のデータでは，女性の労働力は男女合わせた労働力人口の40.5%を占めている。企業などに雇われて働く女性雇用者は女性就業者の4分の3を占めており，夫のいる女性が6割近くになっている。数字は意外に大きな女性労働の地位を示している。しかし，時間雇用ではない女性の賃金でも男性の6割ほどにしかならないことからもわかるように，業務の内容，雇用の形態などでさまざまな差別に直面していることが想像できる。1979（昭和54）年の国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」が採択され，日本も署名し1981（昭和56）年に発効した。日本では1985（昭和60）年の**男女雇用機会均等法**の制定，家庭科教育の見直しなどの条件整備を経て，同年に条約を批准した。

3．戦後の文化

占領期から講和までの文化

［GHQの方針］ 日本の占領にあたったGHQは，1945（昭和20）年10月の**五大改革指令**からもよくわかるように，日本社会の自由主義化と民主化をめざしていた。戦時下の言論・思想・信仰に対する抑圧を取り除き，従来からの価値観や権威を否定するような文化政策を推進したのである。

同年10月，GHQは戦前期において自由主義的だとみなされて日本政府から解職・休職させられていた大学教授や教員の復職を命じた。1937（昭和12）年12月にキリスト教的自由主義の観点から，日本の大陸政策を批判したため辞職に追い込まれた東京帝国大学経済学部教授矢内原忠雄や，1938（昭和13）年2月の第2次人民戦線事件で検挙された東京帝国大学経済学部教授大内兵衛も復職した。1933（昭和8）年に滝川事件で辞職を迫られた京都帝国大学法学部教授滝川幸辰も，1946（昭和21）年教壇にもどることができた。

GHQは文部省を通じて，中等学校以下の学校で使用する教科書のうち，軍国主義的観

❶ 正式名称は，Official Development Assistanceで，政府開発援助と訳される。援助の対象地域としては，アジア諸国への援助が大半を占めるが，対象国もアフリカなど多様に広がりつつある。湾岸戦争を機に，日本の国際貢献のあり方が問題となったこともあり，援助対象国の軍事費や民主化の度合いなどを，援助の条件とするようになった。

といふ答へを聞くが早いかトラックは市の中央部へ突き進んで行つた。
ダバオ攻撃部隊はダバオ州政廳市役所裁判所電話局などの要所をまたたく間に占領して屋上高く日章旗をかかげた。
兵士を載せたトラックが、帝國領事館の横へ来ると、そばの學校から、黒山のやうな邦人の群があつと

墨ぬり教科書　文部省の指導のもとに，不適当な記述を生徒に墨でぬりつぶさせた。そのため，ほとんど使えないページもあった。左は墨でぬりつぶした例。右はそのページの原型。

念を促進する記述を削除するよう指導した。その結果，教科書に墨を塗りながら，授業を再開する光景が全国でみられた。さらにGHQは，全教科書を英訳して提出させ，内容のチェックを行い，その結果，修身(しゅうしん)・日本歴史・地理の授業の一時的停止と教科書の回収を指令した。

［プレス＝コード］　GHQは，1945(昭和20)年9月10日，「言論及び新聞の自由に関する覚書」(プレス＝コード；ラジオ＝コード)を日本側に示した。プレス＝コードとは，報道機関に対する規則の体系を意味している。本来は，言論報道が真実に基づいて行われ，公安を乱すことのないよう，また日本が平和愛好国家になるための「討論の自由」を保障するものだった。

しかし同時に，コードに違反した場合の発行停止という強権措置も認めており，連合国・進駐軍の動静や風説についての批判的報道も禁止された。新聞・雑誌の原稿が事前検閲されただけでなく，文学作品も検閲され，特攻隊員の死や被爆体験を題材としたものは，1948(昭和23)年から49(昭和24)年ころまで，出版を許されないものが多かった。

［メディアの復興］　長く続いた戦争の緊張が，敗戦によって解けたことは何よりも大きなことだった。言論界も活気を取りもどし，戦時中に休刊を余儀なくされていた雑誌『中央公論』『改造』はともに1946(昭和21)年1月に復刊し，マルクス主義思想の影響が強いとみられて休刊していた歴史学の専門誌も復刊された。

同じ月に創刊された『世界』は，岩波茂雄(しげお)(1881～1946)・安倍能成(よししげ)(1883～1966)・志賀直哉(なおや)(1883～1971)・山本有三(ゆうぞう)(1887～1974)らによって創刊された総合雑誌で，8万部売れたという記録がある。

メディアの再興は活字文化だけではなかった。再発足した日本放送協会(NHK)は，放送網を全国に拡大し，民間ラジオ放送も1951(昭和26)年から開始された。

［学術の再興］　天皇制に関するタブー，またはマルクス主義・自由主義に対する禁忌(きんき)がなくなったために，人文科学・社会科学の研究成果はめざましいものがあった。登呂(とろ)遺跡や岩宿(いわじゅく)遺跡の発掘などの考古学研究が盛んになる一方，丸山真男(まさお)(1914～96)の政治学，大塚久雄(ひさお)(1907～96)の経済史学，川島武宜(たけよし)(1909～92)の法社会学などが，大きな影響力をもった。とくに，1946(昭和21)年5月号の『世界』に発表された丸山真男の論文「超国家主義の論理と心理」は，日本の戦前までの超国家主義の思想構造ないし心理的基盤の分析を，西欧の政治思想史との比較で鮮やかに行ったことで，知識人に衝撃を与えた。

自然科学の分野では，1934(昭和9)年の時点で「中間子(ちゅうかんし)仮説」を発表していた理論物理学者の**湯川秀樹**(ひでき)(1907～81)が，1949(昭和24)年，日本人で初めてノーベル賞を受賞した。湯川はその後，京都大学基礎物理学研究所長を務めるかたわら，核兵器反対の平和運動にかかわっていくことになる。

［文化財保護］　法隆寺金堂壁画の焼損(しょうそん)(1949〈昭和24〉年)を契機として，山本有三ら参議院議員は，1950(昭和25)年，議員立法によって**文化財保護法**を制定した。国家として総合的な文化財保護政策を打ち出したものとして注目される。1968(昭和43)年には伝統ある文化財を保護し，文化を振興するために**文化庁**が設置された。また，1937(昭和12)年に制定されたものの，1944(昭和19)年以降中断していた**文化勲章**の制度を復活させ，学問・文芸・美術・音楽・演劇などの分野で，顕著な功績をあげた人に授与された。

［庶民文化］　敗戦後の混乱のなかで，多くの人々は明日の食糧にも事欠く生活を強いられた。そのためか，1945(昭和20)年には，軽快なリズムの「りんごの歌」が大流行した。この歌は，同年10月に封切られた松竹映画の戦後の第一作『そよ風』の主題歌(作詞サトウハチロー)で，並木路子(みちこ)(1924～　)が歌ったものだった。

ラジオの音楽番組もこのころ誕生する。1946(昭和21)年1月に放送が開始されたNHK「のど自慢素人(しろうと)音楽会」は，番組名を「のど自慢」と変えつつも，現在にいたるまで人気番組として定着している。名実ともに戦後の歌謡界を代表する歌手となった美空ひばり(1937～89)も，コロムビア・レコードから歌手としてデビューする前には，この「のど自慢素人音楽会」に出ていた。

映画界でも新たな動きがおこった。1943(昭和18)年，柔道家を主人公とした『姿三四郎』(原作富田常雄)でデビューした監督黒沢明(あきら)(1910～　)は，1946(昭和21)年に民主主義を啓蒙的に描いた『わが青春に悔いなし』(脚本久板栄二郎，主演原節子)を撮り，戦後いち早く日本映画の旗手となった。1950(昭和25)年に封切られた『羅生門』(原作芥川竜之介，主演京マチ子，三船(みふね)敏郎)が，翌年ヴェニス映画祭でグランプリを受賞してからは，世界的な映画監督として評価されるようになった。

黒沢だけでなく，1953(昭和28)年に封切られた衣笠貞之助(きぬがさていのすけ)(1896～1982)監督の『地獄門』(原作菊池寛(かん)，主演長谷川一夫)も，翌年のカンヌ映画祭でグランプリを獲得している。1954(昭和29)年のヴェニス映画祭では，黒沢の『七人の侍(さむらい)』(脚本橋本忍(しのぶ)，主演三船敏郎，志村喬(たかし))と溝口健二(1898～1956)の『山椒太夫(さんしょうだゆう)』(原作森鷗外，主演田中絹代(きぬよ))が，ともに銀獅子賞に輝いたことなどが特筆される。

現代の文化

［文化の大衆化］　1953(昭和28)年から開始された**テレビ放送**は，文化の大衆化・多様化を急速に推し進める媒体(ばいたい)となった。まず，戦前期から戦後にかけて最大の娯楽産業であった映画を衰退させた。1958年の映画の入場者数は11億2745万人だったが，この数字は戦後のピークであり，2度と書きかえられることはなかった。テレビの急速な普及の背景として，短期的には，1959(昭和34)年4月に皇太子(今上天皇，1933～　)と美智子妃(みちこひ)(現皇后，旧姓は正田(しょうだ)，1934～　)の結婚パレードがテレビで中継されたことなども指摘できる。1970年代には世帯普及率90％を超えるまでになった。

1950年代は，**週刊誌**の発行部数が急激に伸びたときでもある。これまで週刊誌は，読売・朝日・毎日などの新聞社が発刊していたが，1950(昭和25)年2月，出版社である新潮社が『週刊新潮』を創刊し，独自の角度から市場を開拓した。1954(昭和29)年には，『週刊朝日』などが100万部を超えるようになった。

［科学技術の発達］　何といっても，高度成長を裏から支えたのは，各分野におけるめざましい科学技術の発達であった。1956(昭和31)年からは南極観測が始まり，また「第三の

東京オリンピック　1964(昭和39)年10月，94カ国から5500人余の選手たちを集めて第18回オリンピック東京大会が開かれた。アジアで開かれた最初のオリンピックであった。

1949	湯川秀樹	物理学
1965	朝永振一郎	〃
1968	川端康成	文　学
1973	江崎玲於奈	物理学
1974	佐藤栄作	平　和
1981	福井謙一	化　学
1987	利根川進	医学生理学
1994	大江健三郎	文　学

ノーベル賞受賞者一覧

火」と呼ばれた「原子力の平和利用」に関する研究や，ロケットの開発が進められた。1965(昭和40)年に，物理学者朝永振一郎(1906～79)が❶，1973(昭和48)年にも同じく物理学者である江崎玲於奈(1925～　)が❷ノーベル物理学賞を授与された。

［オリンピックや博覧会など］　1964(昭和39)年10月10日から15日間，第18回オリンピック大会が東京で開催された。日本でオリンピックを開催するのは初めてのことだった。しかも，規模からすれば，この大会は史上最大のものとなった。94カ国が参加し，参加選手は5586人にのぼった。オリンピックの果たした経済的効果は大きく，代々木競技場・日本武道館・渋谷公会堂などが建設され，東海道新幹線の開通，首都高速道路の建設，道路拡張などが非常な早さで進められ，この時期を境に東京の風景がかなりかわることになった。

1970(昭和45)年3月15日から9月13日まで大阪千里丘陵で，**日本万国博覧会**が開催された。「人類の進歩と調和」をテーマにうたい，アメリカやソ連などの宇宙開発大国が「月の石」や人工衛星を展示するなど，参加各国による工夫に富んだパビリオン(展示館)の魅力もあって，参加者は約6400万人にのぼった。時期的には，政府の沖縄復帰方針の最終決定の時期と重なっており，また大学紛争の最終盤にあたっていたこともあり，政治的対立の季節の終わりを感じさせる出来事とも考えられる。

【環境問題】　地球の環境を大きく左右するほどに人間のつくり出したものが影響力をもつにいたった。その最たるものが原子力であろう。日本に関していえば，1955(昭和30)年日米原子力協定で濃縮ウランを受け入れ，同年の**原子力基本法**で，平和利用に限定しての研究・開発・利用を可能とする道を開いた。1963(昭和38)年には原子力発電に成功し，1992(平成4)年現在のエネルギー供給量の1割を原子力が占めるまでになった。

❶　戦前期ドイツにおいて原子核理論を研究し，1948年，「磁電管の発振機構と立体回路の論理的研究」で学士院賞を受けた。素粒子論の第一人者であり，科学者として平和運動にも取り組んだ。

❷　IBM研究所において，独創的な半導体の研究を行い，1965年，「エサキ-ダイオードとその応用の研究」で学士院賞を受賞。この発見によって，トンネル分光学や超伝導研究などの物性理論にも新しい突破口を開いた。

しかし，原子炉の安全性については技術的にも問題が多く，アメリカでのスリーマイル島の事故，ソ連邦時代のチェルノブイリ，日本での高速増殖炉「もんじゅ」の事故などは大きな衝撃を与えた。

また1970年代以降加速度を増した都市への人口集中は，ゴミ問題やリサイクルの問題を地方自治体に投げかけている。さらに酸性雨，ゴミ焼却場で発生するダイオキシン，フロンの使用などで深刻化しているオゾンホールの問題，CO_2排出による地球温暖化など処理しなければならない問題は山積している。

日本においても，1993(平成5)年11月12日に**環境基本法**を成立させ，1967(昭和42)年に制定された**公害対策基本法**は廃止された。環境基本法は総則で「社会経済活動による環境負荷を可能な限り低減し，持続的に発展する社会が構築されることを旨とする」と述べて，大量生産，大量消費型社会からの脱却をめざしている。

4．冷戦の終結と日本

米ソ関係の変化

第二次世界大戦後の米ソの冷戦は1950年にピークを迎えたが，1960年代から70年代にかけては一定の緊張緩和状態が続いていた。ところが，1979年末にアフガニスタンでクーデタがおこると，ソ連は同国内の親ソ派の崩壊を恐れて，クーデタに軍事介入し，アフガニスタン側のゲリラ勢力もソ連の介入に屈しなかったので，両国の戦争状態は，1989年2月のソ連軍完全撤退まで続いた。

アメリカ大統領**カーター**(Carter，1924～　)は，ソ連のアフガニスタン侵攻に抗議し，対ソ経済制裁やオリンピック(モスクワ)のボイコットなどで，ソ連への報復措置をとった。

1981(昭和56)年にアメリカ大統領になった**レーガン**(Reagan，1911～　)は，「強いアメリカ」の復活を意識的に鼓舞しつつ，戦略防衛構想(SDI)をはじめ，対ソ政策でも軍事拡大路線をとり，演説中にたびたびソ連を「悪の帝国」と名指しするような言動をとり，「**新冷戦**」と呼ばれる時代となった。その一方で，政府の行政費を切り詰めるなどの，「小さな政府」を方針としてかかげた。

しかし，新冷戦の展開による軍事費負担の増大は，アメリカにおける国内産業の空洞化，国家財政・国際収支の「**双子の赤字**」をもたらし，アメリカを世界最大の債務国に転落させた。このようなアメリカの政治的・経済的立場をあと押しして，このころ，西側諸国で「新しい保守主義」ともいうべき路線をとるリーダーが輩出した。イギリスのサッチャー(Thatcher，1925～　)政権，日本の中曽根康弘政権などがそれである。

軍事費が経済に与える圧迫は，アメリカにだけ悪影響をおよぼしたわけではなく，ソ連も深刻な経済危機にみまわれた。1982年，ソ連共産党書記長ブレジネフ(Брежнев，1906～82)が死去し，それに続く短命政権ののち1985(昭和60)年に，**ゴルバチョフ**(Горбачёв，1931～　)が書記長に就任した。ゴルバチョフは，所得倍増15カ年計画などを内容とするペレストロイカ(改革)とグラスノスチ(情報公開)に着手し，米ソ関係改善にも積極的に取り組み，1987年には，アメリカと**中距離核戦力(INF)全廃条約**を結んだ。さらに，アメリカ大統領**ブッシュ**(Bush，1924～　)と，1989年12月に地中海のマルタ島で米ソ首脳会談を行い，「東西冷戦の終結と新時代の到来」を宣言した。

ソ連が東側陣営の結束を強調する政策を断念したこともあり，1989年，冷戦の象徴であったベルリンの壁が崩壊すると，ルーマニア・ポーランド・ブルガリアなどで，民主化革命がつぎつぎとおこった(**東欧革命**)。1990年には**東西ドイツが統一**された。この勢いは，共産主義体制全体の動揺を顕在化させ，ゴルバチョフが初代大統領に就任したソ連においても，1991(平成3)年8月に軍部のクーデタがおこった。その鎮圧に功のあった**エリツィン**(Ельцин, 1931～　)が大統領となり，共産党の一党支配体制は崩壊した。ソ連邦はCIS(独立国家共同体)というゆるやかな連合体に改組された。

変容する日米関係

米ソの2大国に代表される両陣営が対立していた体制では，ソ連の南，中国の東にあって，きわめて安定的な経済力をもつ日本は，その地理的な位置だけでも，アメリカにとって十分な存在意義があった。しかし，1972年以来進展し始めた中米関係の改善により，アメリカは，極東アジア地域に対して，やや安心感を取りもどすことになった。アメリカにとって軍事的に敵対すべき相手はソ連だけとなり，アメリカと安保条約の紐帯で結ばれている日本の地位は，実質的に低下することになる。1989年のマルタ会談での冷戦終結宣言によって，ソ連への脅威が減退したこと，さらにその後のソ連邦崩壊は，極東の緊張をいっそう弱めた。

東アジアにおいても，ソ連と韓国(1990年)，中国と韓国(1992年)が国交を回復し，東西対決の構造は崩れた。現在のアメリカにとっての懸案事項は，第1に北朝鮮の核疑惑問題であり，第2に経済的にも力をつけてきた中国が，台湾・香港にどのような政策をとるのか，という2点に集約されつつある。

日米間には，1970年代から一貫して，**貿易摩擦問題**があった。摩擦が問題となった品目は，1960年代には繊維など軽工業製品が中心であったが，1970年代には，鉄鋼・自動車・カラーテレビ，半導体などの付加価値の高い分野へと波及していった。

日本側は通産省の指導のもとで，輸出自主規制❶による調整で応じてきたが，1980年代に入っても，日本の貿易黒字の拡大の勢いが衰えないことから，アメリカの世論のなかには日本に対して，「安保ただ乗り」論などが出るようになってきた。それは日本の経済的発展は，本来は負担すべき自国の防衛費を日米安保条約によってまぬがれていることからくるものである，との議論だった。

このような議論がアメリカで登場してくる背景には，アメリカの国際経済上での地位の劇的な変化があった。1988年，レーガン大統領からブッシュ大統領の時代にかけて，アメリカは債務国に転落した。対外資産と対外負債の差を純資産というが，これがマイナスに転じたのである。

このマイナスを埋めるために，日本や西ドイツがアメリカに資金を投資して，財政と貿易の赤字を埋めている状況が，この時期にみられた。日米関係は一面で，そのような補完的な関係だったにもかかわらず，アメリカの不満が日本だけにとくに向けられたのは，アメリカの貿易赤字のなかで対日赤字が最大だったからである。

❶　日本側が輸出自主規制を行った主な品目には，1976(昭和51)年の鉄鋼，1981(昭和56)年の自動車，1984(昭和59)年のポリエステル織物がある。

参考　**日米間の論争の論理**　日本側は，自由貿易の建て前にのっとって，安くて質のよい商品を輸出し，それを選択しているのはアメリカの消費者なのだから，「機会の平等」という点で，フェアなのだと論じる。アメリカ側は，「結果の平等」が問題なのであり，日本市場はアメリカ市場に比べて諸規制などが多く，閉鎖的で非関税障壁によって阻まれていると論じている。

1980年代には，円高の影響もあって，日本の対米貿易黒字が増大した。アメリカは，従来までの要求に加え，農産物の輸入自由化を求めてきた。政府は畜産農家，果物農家の反対をおさえつつ，1988(昭和63)年には，牛肉とオレンジの輸入自由化を認め，小刻みに輸入枠を拡大してゆき，1991(平成3)年に完全自由化された。1993(平成5)年には，米市場の部分的開放を決定した。しかし1989(平成元)年から日米間で行われるようになった日米構造協議では，アメリカは市場開放の進まぬ日本経済の「不公正な」制度・慣習を問題とするようになってきた。

国内政治の変容

冷戦の終結後，間もなく，冷戦国の国内体制でもあった**55年体制**が崩壊した。自民党が長期にわたり衆議院で多数を占めたことは，政権自体の緊張を失わせる結果ともなった。1988(昭和63)年8月，竹下内閣はリクルート・コスモス社をめぐる贈収賄での**リクルート事件**疑惑のなかで退陣し，続く**宇野宗佑**(1922～98)首相も女性スキャンダルで短命に終わった。佐川急便事件やゼネコン汚職事件，自民党副総裁金丸信(1914～1996)の逮捕などがあいつぎ，こうしたなかで選挙制度改革や政界再編成を含む政治改革を求める動きがおこった。

1993(平成5)年6月，**宮沢喜一**(1919～　)内閣に対して野党が出した内閣不信任案が，自民党内からの賛成者もあって可決された。宮沢内閣は衆議院を解散したが，続く同年7月の総選挙では，自民党は過半数を割る大敗北を喫し，内閣は退陣した。同内閣の治績と

しては，1992(平成4)年国連平和維持活動(PKO)協力法を成立させ，1992年10月から自衛隊をカンボジアに派兵したことである。このとき，社会党も惨敗している。こうして，日本新党・新生党・新党さきがけ・公明党・日本社会党・民社党などの非自民8党派を連立与党とし，1993(平成5)年8月**細川護熙**(もりひろ)(1938～　)を首班とする細川内閣が誕生した。自民党長期政権は38年目にして終わりを迎えた。

1993(平成5)年7月の選挙では，自民党と社会党がともに惨敗し，新生党・日本新党・新党さきがけなどの新党が大きく議席を伸ばした。非自民の7政党と1会派の連立政権として成立した細川内閣が，政界再編・連立の第一段階とみなせる。その後**村山富市**(とみいち)(1924～　)内閣のときに，自民党が旧連立内部の分裂を利用しつつ，社会党・新党さきがけと連立を組んで，政権復帰を果たしたことが，政界再編・連立の第二段階といえるだろう。1996(平成8)年1月に成立した橋本龍太郎内閣は，自民党・社会民主党(社会党が改名)・新党さきがけの3党連立内閣として成立した。同内閣を揺るがせたのは薬害エイズ問題であり，厚生大臣菅直人は川田龍平君らの被害者に謝罪し，国・製薬会社と被害者の和解が成立した。

【アイヌ新法】 日本人が単一民族から成り立っているという思い込みはいまだ強い。しかし新たな動きも起こりつつある。明治時代に制定された「北海道旧土人保護法」の即時撤廃と「アイヌ新法」の早期制定を求めて国会へ初の請願デモがなされたのである。北海道平取町出身の萱野茂(かやのしげる)が1994年社会党から繰り上げ当選した結果，アイヌ民族初の国会議員となったこともあり，運動は進展し，1997年4月，**アイヌ新法**が成立した。

人名索引

ア

イ

ウ

エ

ス

セ

ソ

タ

チ

ツ

テ

ト

ナ

ニ

ヌ

ネ

ノ

ハ

ヒ

フ

ヘ

ホ

マ

ミ

ム

メ

モ

ヤ

ユ

ヨ

ラ

リ

ル

件名索引

キ

ク

ケ

シ

ス

セ

ソ

ト

ナ

ニ

ヌ

ネ

ノ

ハ

ヒ

フ

ヘ

ホ

マ

ミ

ム

メ

モ

図版所蔵・提供者一覧

カバー　四天王寺蔵

頁	図版
4	港川人1号人骨　頭部と全身：東京大学総合研究博物館蔵
9	縄文土器の形と用途　a：横浜市歴史博物館蔵　b：長岡市立科学博物館蔵　c：市立函館博物館蔵　d：日本大学文理学部史学研究室蔵，講談社提供　e：慶應義塾大学文学部民族学考古学研究室蔵，講談社提供　f：京都大学総合博物館蔵　g：国立歴史民俗博物館蔵　h：いわき市教育委員会蔵　i：東京大学総合研究博物館蔵　j：平生町歴史民俗資料館蔵　k：辰馬考古資料館蔵　l・m：東北大学考古学研究室蔵
11	縄文時代の道具　①②⑦⑧：東京国立博物館蔵　③：京都大学総合博物館蔵　④⑤：千葉市立加曽利貝塚博物館蔵　⑥：井戸尻考古館蔵
12	竪穴住居跡の実例：船橋市教育委員会提供
	屈葬：芦屋町教育委員会提供
13	叉状研歯のある縄文時代の頭蓋骨：東京大学総合研究博物館蔵
	大湯環状列石：鹿角市教育委員会提供
14	有珠モシリの骨角器：伊達市教育委員会提供
	ゴホウラ製貝輪を装着した人骨：飯塚市教育委員会提供
	ゴホウラ製貝輪製作工程：朝日新聞社『邪馬台国への道』より
15	弥生前期の水田跡：高知県教育委員会提供
16	土井ケ浜遺跡と渡来系人骨：土井ケ浜遺跡・人類学ミュージアム提供
	縄文系人骨：長崎大学医学部解剖学第二教室提供
	最古の弥生土器：福岡市教育委員会蔵，国立歴史民俗博物館提供
17	壺形土器：東京大学総合研究博物館蔵
18	検丹里遺跡：朝日新聞社『見る・読む・わかる　日本の歴史1』より
	大塚遺跡：㈶横浜市ふるさと歴史財団埋蔵文化財センター提供
	原の辻遺跡：芦辺町教育委員会提供
19	古曽部・芝谷遺跡：高槻市教育委員会提供
	甕棺墓：福岡市教育委員会提供
20	弥生時代の農具　①②③：唐津市教育委員会提供　④：東京国立博物館蔵
21	鉄器：佐賀県立博物館蔵
	銅鐸の絵：東京国立博物館蔵
	鳥形木製品：大阪府文化財調査研究センター提供
22	荒神谷遺跡発掘風景：島根県教育委員会提供
23	吉野ケ里の首なし人骨：佐賀県教育委員会提供
24	池上・曽根復元模型：和泉市教育委員会提供
25	王墓と副葬品：飯塚市教育委員会提供
26	吉野ケ里遺跡の復元：佐賀県教育委員会提供
	金印：福岡市博物館蔵
29	奈良県箸墓古墳：梅原章一氏提供
30	三角縁神獣鏡：宮内庁書陵部蔵
32	復原された前方後円墳：神戸市教育委員会提供
33	古墳の副葬品　①：国立歴史民俗博物館蔵　②③⑥：東京国立博物館蔵　④：宮地嶽神社蔵　⑤：文化庁蔵，和歌山市立博物館提供
34	大仙陵古墳：梅原章一氏提供
35	広開土王の碑：東京国立博物館提供
36	日本語表記の始まり：埼玉県立さきたま資料館提供
38	群集墳：梅原章一氏提供
	土師器と須恵器　①②③：奈良国立文化財研究所蔵　④：豊田市郷土資料館蔵
39	福岡県珍敷塚古墳の壁画：吉井町教育委員会許可，石丸洋氏提供
	奈良県藤ノ木古墳の金銅製透彫鞍金具：奈良国立文化財研究所許可，奈良県立橿原考古学研究所提供
40	群馬県黒井峰遺跡の復原：国立歴史民俗博物館蔵
41	大和の三輪山：大神神社提供
	沖ノ島磐座分布模型：国立歴史民俗博物館蔵
43	「額田部臣」銘の大刀：六所神社蔵，島根県教育委員会提供
46	見瀬丸山古墳：梅原章一氏提供
51	若草伽藍塔心礎：法隆寺蔵
52	①⑤⑥⑦⑧：法隆寺蔵　②⑨：中宮寺蔵　③：広隆寺蔵　④：飛鳥寺蔵
55	木簡：奈良国立文化財研究所蔵
58	木簡：奈良国立文化財研究所
59	藤原京復元模型：橿原市教育委員会蔵
60	山田寺回廊：奈良国立文化財研究所
61	高松塚古墳：明日香村教育委員会許可，便利堂提供
62	①②③：薬師寺蔵　④⑤⑥：法隆寺蔵　⑦：興福寺蔵　⑧：明日香村教育委員会許可，便利堂提供
65	聖武天皇の勅書：平田寺蔵
69	古代の戸籍：宮内庁正倉院事務所蔵
70	調・贄の木簡：奈良国立文化財研究所蔵
74	平城京の景観：奈良市役所蔵
75	木簡・長屋王邸宅の復原：奈良国立文化財研究所蔵
77	多賀城跡地形模型：東北歴史資料館蔵
79	美濃国分寺寺院伽藍復原模型：大垣市歴史民俗資料館蔵
81	千葉県村上遺跡の村落復原景観：国立歴史民俗博物館蔵
82	東大寺糞置荘の絵図：宮内庁正倉院事務所蔵
86	難波する船と鑑真：唐招提寺蔵
88	①④⑤：東大寺蔵　③：唐招提寺蔵　②⑥：宮内庁正倉院事務所蔵
93	周防国玖珂郡玖珂郷延喜8年の戸籍：石山寺蔵，八宝堂提供
94	空海：東寺蔵，便利堂提供
96・97	①②⑨：室生寺蔵　③⑦：神護寺蔵，京都国立博物館提供　④⑤⑩：東寺蔵，便利堂提供　⑧：法華寺蔵　⑪：奈良国立博物館蔵
107・108	①②：平等院蔵　③：法界寺蔵　④：畠山記念館蔵，大塚巧藝社提供　⑤：有志八幡講十八箇院蔵，高野山霊宝館提供　⑥⑦：東京国立博物館蔵
109	東三条殿復元模型：国立歴史民俗博物館蔵

頁	図版
111	受領の帰京の様子：東京国立博物館蔵
112	荘園の絵図：神護寺蔵，京都国立博物館提供
114	公事などが貢進されている様子：粉河寺蔵
115	門番をする兵：粉河寺蔵
	宿直の侍：石山寺蔵，八宝堂提供
	将門の首を運ぶ藤原秀郷の隊列：金戒光明寺蔵
120	法勝寺の復元模型：京都市歴史資料館蔵
121	僧兵：東京国立博物館蔵
122	信西追捕の臨時除目：静嘉堂文庫美術館蔵
126	①：中尊寺蔵　②：臼杵市教育委員会提供　③：中央公論社『日本絵巻大成』8より　④：出光美術館蔵　⑤：五島美術館蔵，名鏡勝朗氏提供　⑥：四天王寺蔵　⑦：信貴山朝護孫子寺蔵
137	後鳥羽上皇像：水無瀬神宮蔵
143	武士の館の内部：清浄光寺・歓喜光寺蔵
	笠懸・武芸の訓練：東京国立博物館蔵
144	淡路国大田文：東京大学史料編纂所蔵
145	伯耆国東郷荘の下地中分の図：柳澤氏蔵，東京大学史料編纂所提供
148	元軍との陸戦の図：宮内庁三の丸尚蔵館蔵
	防塁跡：福岡市教育委員会提供
151	越後国奥山荘の図：中条町蔵
153	紀伊国阿氐河荘民の訴状：金剛峰寺蔵，高野山霊宝館提供
	異形のもの：清凉寺蔵，京都国立博物館提供
154	鎌倉時代の市場：清浄光寺・歓喜光寺蔵
155	巨福呂坂切通し：清浄光寺・歓喜光寺蔵
	借上：和泉市久保惣記念美術館蔵
159	踊念仏：清浄光寺・歓喜光寺蔵
162	琵琶法師：本願寺蔵
166	①④：東大寺蔵　②③：妙法院蔵　⑤：興福寺蔵　⑥：春日大社蔵　⑦：神護寺蔵，京都国立博物館提供　⑧：宮内庁三の丸尚蔵館蔵　⑨：知恩院蔵，東京国立博物館提供
174	室町将軍邸：国立歴史民俗博物館保管
178	傘連判：『大日本古文書』より
181	倭寇：東京大学史料編纂所蔵
	遣明船：真正極楽寺蔵
182	万国津梁の鐘：沖縄県立博物館蔵
	志苔館跡：函館市教育委員会蔵
188	足軽：真正極楽寺蔵
189	室町時代の水車：石山寺蔵，八宝堂提供
191	京都の商店街：米沢市蔵
	大鋸：サントリー美術館蔵
192	関所を通る馬借：石山寺蔵，八宝堂提供
	明銭と私鋳銭：日本銀行金融研究所貨幣博物館蔵
198	①：鹿苑寺蔵　②：永保寺蔵
202	③：西芳寺蔵　④：退蔵院蔵　⑤⑥⑬：東京国立博物館蔵　⑦⑧：金剛氏蔵　⑨⑩：慈照寺蔵　⑪：竜安寺蔵　⑫⑭：大仙院蔵　⑮：本願寺蔵　⑯：大阪女子大学附属図書館蔵
213	祇園祭りの風景：米沢市蔵
219	少年使節たち：京都大学附属図書館蔵
224	天正大判：日本銀行金融研究所貨幣博物館蔵
230・231	①：本願寺蔵　②：竹生島神社蔵，光琳社提供　③：妙喜庵蔵　④：宮内庁三の丸尚蔵館蔵　⑤⑥：東京国立博物館蔵
232	阿国歌舞伎：京都大学附属図書館蔵
233	南蛮屛風：天理大学附属天理図書館蔵
233	天草版『平家物語』：ユニフォトプレス提供
235	周防国の慶長国絵図：宇部市立図書館蔵
242	絵踏：筑摩書房『江戸時代図誌25　長崎・横浜』より
	踏絵：東京国立博物館蔵
244	交趾に向かう末次船(複製)：国立歴史民俗博物館蔵
248	琉球使節の江戸上り：国立公文書館蔵
250	アイヌの参賀の礼：市立函館図書館蔵
257	①宮内庁京都事務所提供　②日光東照宮蔵　③建仁寺蔵，東京国立博物館提供　⑤彦根城博物館蔵　④⑥：東京国立博物館蔵
260	大嘗会の図：国学院大学図書館蔵
265	国絵図に描かれた椿海：国立公文書館蔵
267	蝦夷地での鰊漁：東京国立博物館蔵
271	江戸時代の貨幣：日本銀行金融研究所貨幣博物館蔵
	両替商の看板：大阪市立博物館蔵
277	①：東大寺蔵　②③⑥⑦：東京国立博物館蔵　④：MOA 美術館蔵　⑤：静嘉堂文庫美術館蔵
281	越後屋呉服店：三越資料編纂室蔵
	堂島の米市場：大阪市立博物館蔵
283	南鐐弐朱銀の表と裏面：日本銀行金融研究所貨幣博物館蔵
	仲間鑑札：明治大学刑事博物館蔵
292	お救い小屋：国立国会図書館蔵
295	佐賀藩の三重津海軍所：鍋島報效会蔵
303	①②④⑥：東京国立博物館蔵　③：太田記念美術館蔵　⑤：三井文庫蔵
304	劇場前の人出：神奈川県立歴史博物館蔵
	御蔭参り：神宮徴古館農業館蔵
308	長崎の海軍伝習所：鍋島報效会蔵
314	名古屋のええじゃないか：蓬左文庫蔵
316	幕末の薩摩藩の英国留学生：尚古集成館蔵
318	五箇条の誓文草案：宮内庁書陵部蔵
325	明治初期の貨幣：日本銀行金融研究所貨幣博物館蔵
367	東洋拓殖株式会社京城支店：『東洋拓殖株式会社二十年誌』より
372	ガラ紡：日本綿業倶楽部蔵
377	東京駿河町三井組バンクの錦絵：三井文庫蔵
380	大逆事件の判決を報じる新聞記事：朝日新聞社提供
381	東京の「貧民窟」：国立国会図書館蔵
392	鉄道馬車：マスプロ電工美術館蔵
	旧開智学校：松本市立博物館提供
393	①②：東京芸術大学蔵　③：石橋財団石橋美術館蔵　④：東京国立近代美術館蔵　⑤：東京国立博物館蔵　⑥：迎賓館許可，時事画報社提供　⑦：日本銀行提供
394	三菱一号館：三菱地所提供
	市街電車の風景：フレーベル館蔵
406	三・一独立運動の情景を刻むレリーフ：CPC 提供
411	新婦人協会に集まる女性たち：

頁	図　版
	毎日新聞社提供
419	ラジオを聞く家族：毎日新聞社提供
422	①：東京国立博物館蔵　②：永青文庫蔵　③④：山種美術館蔵　⑤：高村規氏提供　⑥：東京芸術大学蔵
423	モラトリアムのビラ：第一勧業銀行蔵，集英社提供
434	新興財閥の進出：毎日新聞社提供
436	発禁処分となった美濃部博士の著書：東京大学総合図書館蔵
437	二・二六事件：朝日新聞社提供
446	防空の手引き・国債募集のポスター：阿部泉氏提供
452	大東亜会議の各国代表：毎日新聞社提供
453	勤労動員の女学生，学徒出陣壮行会：毎日新聞社提供
458	広島の爆心地の惨状・降伏文書の調印：毎日新聞社提供
460	厚木基地に到着したマッカーサー：毎日新聞社提供
463	東京裁判の開廷：毎日新聞社
470	くにのあゆみ：野呂肖生氏提供
472	頭をかかえる伊井議長：毎日新聞社提供
473	経済安定本部：共同通信社提供
	片山内閣：毎日新聞社提供
477	朝鮮戦争　左：毎日新聞社提供　右：共同通信社提供
480	ビルマ賠償・フィリピン賠償：毎日新聞社提供
482	吉田茂：憲政記念館提供
483	自衛隊の観閲式：共同通信社提供
484	第２次鳩山内閣：毎日新聞社提供
488	池田勇人・佐藤栄作：毎日新聞社提供
495	日中国交回復：共同通信社提供
500	墨ぬり教科書：野呂肖生氏提供
502	東京オリンピック：毎日新聞社提供

敬称は略させていただきました。
紙面構成の都合で個々に記載せず，巻末に一括しました。所蔵者不明の図版は，転載書名を掲載しました。また，小社の所有の写真類については省略しました。万一，記載洩れなどがありましたら，お手数でも編集部までお申し出下さい。

編　者
五味　文彦　　高埜　利彦　　鳥海　　靖

執筆者(五十音順)
加藤　陽子(東京大学助教授)
倉本　一宏(駒沢女子大学教授)
五味　文彦(東京大学教授)
桜井　英治(北海道大学助教授)
佐々木恵介(聖心女子大学教授)
佐藤　　信(東京大学教授)
設楽　博己(国立歴史民俗博物館助教授)
白石太一郎(国立歴史民俗博物館教授)
高埜　利彦(学習院大学教授)
鳥海　　靖(中央大学教授)
藤田　　覚(東京大学教授)
本郷　和人(東京大学史料編纂所助教授)
山形真理子(立教大学講師)

図版・デザイン協力　曽根田栄夫

詳説日本史研究

1998年９月20日　第１刷発行
2003年11月10日　第８刷発行

編　者　五味文彦・高埜利彦・鳥海　靖
発行者　野　澤　伸　平
発行所　株式会社 山川出版社
〒101-0047　東京都千代田区内神田1-13-13
http://www.yamakawa.co.jp/
電話　東京 03(3293)8131(営業)　8135(編集)
振替　00120-9-43993

印刷・製本　図書印刷株式会社

装幀－菊地信義

ISBN4-634-01560-9

現代の世界
アラスカ（アメリカ）
カナダ
グリーンランド（デンマーク）
アイスランド
レイキャヴィク
北極圏
アメリカ合衆国
ワシントン
オタワ
メキシコ
メキシコシティ
キューバ
ハバナ
ジャマイカ
ハイチ
ドミニカ共和国
プエルトリコ
バハマ 1973
ベリーズ 1981
グアテマラ
エルサルバドル
ホンジュラス
ニカラグア
コスタリカ
パナマ
小アンチル諸島
ベネズエラ
カラカス
コロンビア
ボゴタ
ガイアナ 1966
スリナム 1975
ギアナ
エクアドル
キト
ペルー
リマ
ブラジル
ブラジリア
ボリビア
ラパス
パラグアイ
アスンシオン
チリ
サンチアゴ
アルゼンチン
ブエノスアイレス
ウルグアイ
モンテビデオ
マルビナス諸島（フォークランド）
南ジョージア島
OAS（米州機構）1951
アゾレス諸島
マディラ諸島
カナリア諸島
バミューダ諸島
カーボヴェルデ 1975
アセンション島
セントヘレナ島
北回帰線
赤道
南回帰線
大西洋
太平洋
インド洋
EU（ヨーロッパ連合）1992
モロッコ 1956
ラバト
アルジェリア 1962
アルジェ
チュニジア 1956
チュニス
リビア 1951
トリポリ
エジプト
カイロ
西サハラ
モーリタニア 1960
マリ 1960
ニジェール 1960
チャド 1960
スーダン 1956
エリトリア 1993
セネガル
ガンビア 1965
ギニアビサウ 1973
ギニア 1958
シエラレオネ 1961
ブルキナファソ 1960
リベリア
コートジボワール
トーゴ 1960
ベナン 1960
ナイジェリア 1960
カメルーン
中央アフリカ 1960
サントメ＝プリンシペ 1975
赤道ギニア 1968
ガボン 1960
コンゴ共和国 1960
コンゴ民主共和国 1960
ルワンダ 1962
ブルンジ 1962
ソマリア 1960
アンゴラ 1975
ルアンダ
ザンビア 1964
ルサカ
ナミビア 1990
ウィントフック
ボツワナ 1966
南アフリカ共和国
プレトリア
レソト 1966
スワジランド 1968
喜望峰
マダガスカル 1960
アンタナナリヴォ
モーリシャス 1968
レユニオン島
セイシェル 1976
モルジブ 1965
トルコ
ロシア
独立国家共同体
CIS（独立国家共同体）1991
カザフスタン
アクモラ
トルクメニスタン
ウズベキスタン
タシケント
キルギス
タジキスタン
アフガニスタン
カーブル
イラン
テヘラン
パキスタン 1947
イスラマバード
インド 1947
ニューデリー
ネパール
ブータン
バングラデシュ
ダッカ
スリランカ 1948
オマーン 1971
マスカット
アラブ首長国連邦 1971
カタール 1971
バーレーン 1971
イエメン 1990
GCC（湾岸協力会議）1981
モンゴル
ウランバートル
中華人民共和国
北京
朝鮮民主主義人民共和国 1948
ピョンヤン
大韓民国 1948
ソウル
日本
東京
台湾
台北
ホンコン
マカオ
ミャンマー 1948
ヤンゴン
ラオス 1949
タイ
バンコク
ヴェトナム 1976
カンボジア 1953
フィリピン 1946
マニラ
マレーシア 1957
クアラルンプール
シンガポール 1965
ブルネイ＝ダルサラーム 1984
インドネシア 1945
ジャカルタ
ASEAN（東南アジア諸国連合）1967
パプアニューギニア 1975
ポートモレスビー
ビスマルク諸島
ソロモン諸島 1978
マリアナ諸島
ミクロネシア連邦 1986
マーシャル諸島 1986
ナウル 1968
キリバス 1979
ツヴァル 1978
サモア 1962
フィジー 1970
トンガ 1970
ヴァヌアツ 1980
ニューカレドニア島
ハワイ諸島（アメリカ）
オーストラリア
キャンベラ
ニュージーランド
ウェリントン
1：100,000,000
小アンチル諸島
セントクリストファー＝ネイヴィス 1983
アンチグア＝バーブーダ 1981
ドミニカ国 1978
セントルシア 1979
セントヴィンセント＝グレナディーン諸島 1979
バルバドス 1966
グレナダ 1974
トリニダード＝トバゴ 1962
ベネズエラ
＊数字は第二次世界大戦後の植民地からの独立年
中東
トルコ
キプロス 1960
ニコシア
シリア 1946
ダマスクス
レバノン
ベイルート
イスラエル 1948
イェルサレム
ヨルダン 1946
アンマン
イラク
サウジアラビア
エジプト
ヨーロッパ
ノルウェー
スウェーデン
フィンランド
エストニア
ラトヴィア
リトアニア
デンマーク
イギリス
アイルランド
オランダ
ベルギー
ドイツ
ベルリン
ポーランド
ワルシャワ
ベラルーシ
ミンスク
ウクライナ
キエフ
モルドバ
フランス
パリ
ルクセンブルク
スイス
オーストリア
チェコ
スロヴァキア
ハンガリー
ルーマニア
クロアティア
スロヴェニア
ボスニア＝ヘルツェゴヴィナ
ユーゴスラヴィア
ブルガリア
ギリシア
アルバニア
イタリア
ローマ
ヴァチカン市国
モナコ
スペイン
マドリード
アンドラ 1993
ポルトガル
マルタ 1964
トルコ

五味文彦
高埜利彦
鳥海靖
編

山川出版社